世田谷区地域防災計画

［令和７年修正］

案

資料編

世田谷区防災会議

目次

【震災編】

第１部　総則

〔資料第1〕 用途別建築物数（棟数）一覧 …… 1
〔資料第2〕 気象庁震度階級関連解説表（震度５弱以上） …… 2
〔資料第3〕 首都直下地震による東京の被害想定（抜粋） …… 4
〔資料第4〕 南海トラフ巨大地震による東京の被害想定（抜粋） …… 6
〔資料第5〕 首都直下地震の震度分布図 …… 8
〔資料第6〕 地震に関する地域危険度調査（建物倒壊危険度ランク図） …… 9
〔資料第7〕 地震に関する地域危険度調査（火災危険度ランク図） …… 10
〔資料第8〕 地震に関する地域危険度調査（総合危険度ランク図） …… 11
〔資料第9〕 地震に関する地域危険度調査（地域危険度マップ・世田谷区版） …… 12

第２部　施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第２章　区民と地域の防災力向上

〔資料第10〕避難所運営訓練・防災教室実施回数 …… 13
〔資料第11〕防災区民組織一覧 …… 14
〔資料第12〕防災区民組織結成現況 …… 19
〔資料第13〕防災区民組織の育成に関する要綱 …… 20
〔資料第14〕防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱 …… 21
〔資料第15〕世田谷区区民防災会議規約 …… 28
〔資料第16〕東京都防災ボランティア等一覧 …… 33
〔資料第17〕ボランティア体制図 …… 35

第３章　安全な都市づくりの実現

〔資料第18〕文化財の現況 …… 36
〔資料第19〕世田谷区街路消火器設置要綱 …… 43
〔資料第20〕街路消火器の設置現況 …… 45
〔資料第21〕世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱 …… 46
〔資料第22〕応急給水資器材配置場所一覧 …… 48
〔資料第23〕消防車両等の内訳 …… 50
〔資料第24〕消防水利 …… 50

第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

〔資料第25〕緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁） …… 51
〔資料第26〕大震災発生時における交通規制（東京都） …… 74

第５章　応急対応力、広域連携体制の強化

〔資料第27〕災害時臨時離着陸場候補地一覧 …… 75
〔資料第28〕各機関における情報連絡体制一覧 …… 76
〔資料第29〕消防団格納庫一覧 …… 77
〔資料第30〕世田谷区災害対策本部条例 …… 79
〔資料第31〕世田谷区災害対策本部条例施行規則 …… 80
〔資料第32〕世田谷区災害対策本部運営要綱 …… 92
〔資料第33〕応援要請シート（区市町村） …… 96
〔資料第34〕応援職員等名簿 …… 97
〔資料第35〕受援状況報告書（区市町村） …… 98

第６章　情報通信の確保

〔資料第36〕世田谷区の災害時電話設備一覧 …… 99
〔資料第37〕世田谷区防災行政無線通信回線系統図 …… 100
〔資料第38〕世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程 …… 101
〔資料第39〕世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程実施要綱 …… 103
〔資料第40〕世田谷区防災行政無線（固定系）防災無線塔一覧 …… 105
〔資料第41〕世田谷区地域系防災行政無線呼出番号一覧 …… 108
〔資料第42〕連絡責任者一覧 …… 114
〔資料第43〕高所カメラ設備一覧 …… 116

第７章　医療救護等対策

〔資料第44〕緊急医療救護所・避難所救護所・福祉避難所（母子）一覧 …… 117
〔資料第45〕世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱 …… 119
〔資料第46〕避難所救護所用災害医療セット …… 121
〔資料第47〕避難所救護所用その他医療物品 …… 124
〔資料第48〕災害用歯科医療セット …… 125
〔資料第49〕緊急医療救護所用医療器具一覧 …… 127
〔資料第50〕緊急医療救護所用医薬品一覧 …… 129
〔資料第51〕避難所用応急救急セット …… 130
〔資料第52〕遺体収容所一覧 …… 131

第８章　帰宅困難者対策

〔資料第53〕帰宅困難者のための支援施設、「一時滞在施設」一覧 …… 132
〔資料第54〕帰宅困難者支援施設一覧 …… 134
〔資料第55〕災害時帰宅支援ステーション一覧 …… 135
〔資料第56〕「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方 …… 137
〔資料第57〕「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営の準備（平常時） …… 139

第９章　避難者対策

〔資料第58〕指定避難所一覧（対象区域別編） …… 142
〔資料第59〕予備避難所一覧 …… 151
〔資料第60〕福祉避難所一覧 …… 153
〔資料第61〕一時集合所種類別一覧 …… 157
〔資料第62〕一時集合所一覧 …… 158
〔資料第63〕広域避難場所一覧 …… 164
〔資料第64〕避難所用感染症対策セット …… 166
〔資料第65〕指定緊急避難場所一覧 …… 167
〔資料第66〕指定避難所一覧（面積・人数算定） …… 168

第１０章　物流・備蓄・輸送対策の推進

〔資料第67〕食料の備蓄状況 …… 172
〔資料第68〕食料の主な調達先 …… 173
〔資料第69〕生活必需品の主な調達先 …… 173
〔資料第70〕基本備蓄物品 …… 174
〔資料第71〕避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版） …… 176
〔資料第72〕広域用防災倉庫備蓄物品一覧 …… 180
〔資料第73〕災害時給水ステーション（給水拠点）一覧 …… 186
〔資料第74〕区有井戸一覧 …… 187
〔資料第75〕震災対策用井戸数と選定基準 …… 187
〔資料第76〕世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱 …… 188
〔資料第77〕世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱 …… 190
〔資料第78〕浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量一覧 …… 192
〔資料第79〕指定避難所内受水槽容量一覧 …… 193
〔資料第80〕広域用防災倉庫一覧 …… 194
〔資料第81〕公用車両一覧 …… 195

第１２章　住民の生活の早期再建

〔資料第82〕世田谷区災害義援金要綱 …… 196
〔資料第83〕指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧 …… 198
〔資料第84〕被害程度の認定基準 …… 201
〔資料第85〕区市町村被害概数情報 …… 204
〔資料第86〕激甚災害制度について …… 205
〔資料第87〕世田谷区災害対策基金条例 …… 212
〔資料第88〕世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱 …… 213
〔資料第89〕東京都被災宅地危険度判定実施要綱 …… 217
〔資料第90〕罹災証明書・罹災届出書兼証明書 …… 219
〔資料第91〕罹災証明書発行事務取扱要綱 …… 222

〔資料第92〕がれき仮置場一覧 ・・・

〔資料第120〕水門・陸閘等の一覧 ····· 288

【富士山等噴火降灰対策編】

〔資料第121〕日本における過去の噴火一覧 ····· 289
〔資料第122〕火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山 ····· 290

【法令、規則関係等】

〔資料第123〕世田谷区災害対策条例 ····· 292
〔資料第124〕世田谷区災害対策条例施行規則 ····· 298
〔資料第125〕世田谷区防災会議条例 ····· 301
〔資料第126〕世田谷区防災会議運営規程 ····· 303
〔資料第127〕世田谷区災害対策協議会設置要綱 ····· 304
〔資料第128〕災害対策基本法（抜粋） ····· 305
〔資料第129〕災害対策基本法施行令（抜粋） ····· 322
〔資料第130〕東京都帰宅困難者対策条例 ····· 327
〔資料第131〕災害救助法（抜粋） ····· 330
〔資料第132〕災害救助法施行令（抜粋） ····· 333
〔資料第133〕災害救助法施行細則（抜粋） ····· 336
〔資料第134〕激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 ····· 337
〔資料第135〕被災者生活再建支援法（抜粋） ····· 343
〔資料第136〕被災者生活再建支援法施行令（抜粋） ····· 345
〔資料第137〕水防法（抜粋） ····· 346
〔資料第138〕水防法施行規則（抜粋） ····· 355
〔資料第139〕土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋） ····· 358
〔資料第140〕水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（抜粋） ····· 362
〔資料第141〕震災対策における都・区間の役割分担 ····· 364

【協定】

〔資料第142〕協力協定・覚書等一覧 ····· 365

自治体間相互応援協定

〔資料協定第1〕特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定【東京23区】 ···· 374
〔資料協定第2〕特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定　実施細目【東京23区】 ····· 377
〔資料協定第3〕災害時における城南５区相互応援協定書【城南５区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）】 ····· 389
〔資料協定第4〕災害時における相互応援協定書【調布市】 ····· 391
〔資料協定第5〕災害時における相互応援協定書【狛江市】 ····· 393
〔資料協定第6〕災害時における相互応援協定書　実施細目【狛江市】 ····· 395

〔資料協定第7〕災害時における相互援助協定書【群馬県川場村】 …… 396
〔資料協定第8〕災害時における相互援助協定書　実施細目【群馬県川場村】 …… 398
〔資料協定第9〕大規模災害時における相互応援に関する協定【熊谷市】 …… 399
〔資料協定第10〕大規模災害時における相互応援に関する協定【つくば市】 …… 401
〔資料協定第11〕大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定【十日町市】 …… 403
〔資料協定第12〕大規模災害時における相互応援に関する協定【高崎市】 …… 406
〔資料協定第13〕災害時における相互応援協定書【三鷹市】 …… 408
〔資料協定第14〕大規模災害時における相互応援に関する協定書【小山市】 …… 410
〔資料協定第15〕大規模災害時における相互応援に関する協定書【松本市】 …… 412
〔資料協定第16〕災害廃棄物の共同処理等に関する協定【東京二十三区清掃一部事務組合】 …… 414
〔資料協定第17〕東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書【東京都】 …… 417
〔資料協定第18〕富士山噴火時における現地対策拠点としての施設使用等に関する協定書【山梨県】 …… 420

行政機関相互応援

〔資料協定第19〕震災時交通遮断ゲートに関する協定【世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署】 …… 422
〔資料協定第20〕一般国道２４６号二子玉川ランプの使用に関する覚書【国土交通省関東地方整備局東京国道事務所】 …… 423
〔資料協定第21〕災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書【東京都下水道局南部下水道事務所】 …… 425
〔資料協定第22〕災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書【東京都下水道局南部下水道事務所】 …… 427
〔資料協定第23〕災害時における遺体安置所に関する協定【世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署、成城警察署】 …… 429
〔資料協定第24〕非常通信の運用に関する協定書【世田谷消防署】 …… 432
〔資料協定第25〕大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての世田谷区立スカイキャロット展望ロビーの利用に関する協定書【世田谷警察署】 434
〔資料協定第26〕世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書【世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署】 …… 436
〔資料協定第27〕災害時の情報交換に関する協定【関東地方整備局】 …… 438

物資の供給（水・食糧・生活必需品等）

〔資料協定第28〕災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書【世田谷区商店街連合会】 …… 440
〔資料協定第29〕災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書実施細目【世田谷区商店街連合会】 …… 442
〔資料協定第30〕災害時における米穀供給に関する協力協定【東京都米穀小売商業組

合世田谷支部】 …… 444
〔資料協定第31〕給水施設の維持管理及び運用に関する協定書　同実施細目　（区立葭根公園内）【東京都水道局南部支所】 …… 446
〔資料協定第32〕災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定【東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部】 …… 448
〔資料協定第33〕災害時における飲料の提供協力に関する協定書【サントリーフーズ株式会社、サントリービバレッジソリューション株式会社】 …… 449
〔資料協定第34〕災害時における燃料等の供給に関する協力協定【東京都石油商業組合世田谷支部】 …… 451
〔資料協定第35〕災害時における燃料供給等の協力に関する協定書【株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校】 …… 453
〔資料協定第36〕災害時における燃料供給等の協力に関する協定書　実施細目【株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校】 …… 456
〔資料協定第37〕災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定【世田谷燃料組合睦会】 …… 457
〔資料協定第38〕災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定【一般社団法人東京都ＬＰガス協会城西城南支部】 …… 459
〔資料協定第39〕災害時における自転車等の供給に関する協力協定【東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会】 …… 461
〔資料協定第40〕災害時における介護用品等の供給に関する協定【フランスベッド株式会社】 …… 463
〔資料協定第41〕災害時等における食料品等の提供に関する協定書【大塚食品株式会社、大塚製薬株式会社】 …… 465
〔資料協定第42〕簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書【特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク】 …… 467
〔資料協定第43〕災害時の協力態勢に関する協定書【宍戸コンクリート工業株式会社】 …… 469
〔資料協定第44〕電気自動車を活用した災害連携協定【日産東京販売株式会社、日産自動車株式会社】 …… 471
〔資料協定第45〕災害時における給電車両貸与に関する協定書【トヨタモビリティ東京株式会社】 …… 474
〔資料協定第46〕災害時における電動車両等の支援に関する協定書【東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社】 …… 477
〔資料協定第47〕災害時における物資及び避難場所提供の協力に関する協定書【株式会社オオゼキ】 …… 481

医薬品の供給

〔資料協定第48〕災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書【アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、株式会社バイタルネット、株式会社マルタケ、株式会社メディセオ、東邦薬品株式会社】 …… 484

〔資料協定第49〕災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書【佐藤商事株式会社】 …… 486

医療・施術の提供

〔資料協定第50〕災害時の医療救護活動についての協定書【一般社団法人世田谷区医師会、一般社団法人玉川医師会】 …… 488
〔資料協定第51〕災害時の医療救護活動についての協定書【世田谷区薬剤師会】 … 491
〔資料協定第52〕災害時ボランティアドクター制度に関する覚書【一般社団法人玉川医師会、玉川消防署】 …… 493
〔資料協定第53〕災害時の歯科医療救護活動についての協定書【公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会、公益社団法人東京都玉川歯科医師会】 …… 495
〔資料協定第54〕災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定【世田谷区鍼灸師会】 …… 498
〔資料協定第55〕災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定【公益社団法人世田谷区柔道整復師会】 …… 499
〔資料協定第56〕災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書【国立研究開発法人国立成育医療研究センター】 …… 501
〔資料協定第57〕災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書【公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会】 …… 503
〔資料協定第58〕緊急医療救護所の開設に関する協定【公益財団法人日産厚生会玉川病院】 …… 505
〔資料協定第59〕緊急医療救護所の開設に関する協定【国立研究開発法人国立成育医療研究センター】 …… 507
〔資料協定第60〕緊急医療救護所の開設に関する協定【一般社団法人至誠会第二病院】 …… 509
〔資料協定第61〕緊急医療救護所の開設に関する協定【東京都立松沢病院】 …… 511
〔資料協定第62〕緊急医療救護所の開設に関する協定【公立学校共済組合関東中央病院】 …… 513
〔資料協定第63〕災害時の動物救護活動についての協定書【公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部】 …… 515

役務・サービスの提供

〔資料協定第64〕災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定【一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合、一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合、一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合】 …… 517
〔資料協定第65〕災害時における応急対策業務に関する協定書【一般社団法人世田谷造園協力会】 …… 519
〔資料協定第66〕災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定【世田谷建設協同組合】 …… 521

〔資料協定第67〕災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定【東京都自動車整備振興会世田谷支部】 …… 523
〔資料協定第68〕災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定【一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部】 …… 525
〔資料協定第69〕災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書【赤帽首都圏軽自動車運送協同組合】 …… 527
〔資料協定第70〕災害時における輸送業務等の協力に関する協定【ヤマト運輸株式会社】 …… 529
〔資料協定第71〕災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書【アカギヘリコプター株式会社】 …… 532
〔資料協定第72〕災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書【アマチュア無線クラブ三文字クラブ】 …… 534
〔資料協定第73〕災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書　実施細目【アマチュア無線クラブ三文字クラブ】 …… 536
〔資料協定第74〕災害時における情報提供協力等に関する協定書【世田谷新聞販売同業組合】 …… 538
〔資料協定第75〕災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定【株式会社ジェイコム東京　世田谷局、株式会社ジェイコム東京　調布局、イッツ・コミュニケーションズ株式会社】 … 540
〔資料協定第76〕災害時における支援協定書【特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン】 …… 542
〔資料協定第77〕災害時における被災要介護者等への援助に関する協定【世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）】 …… 544
〔資料協定第78〕災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定【特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会】 …… 546
〔資料協定第79〕災害時におけるボランティア活動等に関する協定書【社会福祉法人世田谷ボランティア協会】 …… 548
〔資料協定第80〕災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定【一般社団法人日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区】 …… 550
〔資料協定第81〕災害時における法律相談に関する協定【世田谷区法曹会】 …… 552
〔資料協定第82〕災害時における理容活動に関する協定書【東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部】 …… 554
〔資料協定第83〕災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定【株式会社東京設備、東京清掃株式会社、環境保全株式会社、日本衛生興業株式会社、日本環境衛生工業株式会社、有限会社丸一衛生興業】 … 556
〔資料協定第84〕災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定【東京都管工事工業協同組合】 …… 559
〔資料協定第85〕災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書【世田谷害虫防除協同組合】 …… 561
〔資料協定第86〕災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書【一般社団法

人全日本冠婚葬祭互助協会】 …… 562
〔資料協定第87〕災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定【富士通ネットワークソリューションズ株式会社】 …… 564
〔資料協定第88〕災害時等における協力態勢に関する協定書【株式会社世田谷サービス公社】 …… 566
〔資料協定第89〕災害時における活動等に関する協定書【社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会】 …… 568
〔資料協定第90〕災害時における被災者への支援活動に関する協定【社会福祉法人世田谷ボランティア協会、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会】 … 570
〔資料協定第91〕災害時における衛星画像の提供に関する協定書【日本スペースイメージング株式会社】 …… 572
〔資料協定第92〕災害時における情報発信等に関する協定【ヤフー株式会社】 …… 574
〔資料協定第93〕行政告知放送の送信に関する覚書【株式会社ジェイコム東京】 … 576
〔資料協定第94〕ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書【イッツ・コミュニケーションズ株式会社】 …… 580
〔資料協定第95〕災害時の避難所の応急対策業務等に関する協定【東京都世田谷塗装工業会】 …… 583
〔資料協定第96〕災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書【世田谷リサイクル協同組合】 …… 585
〔資料協定第97〕災害時における地図製品等の供給等に関する協定書　同実施細目【株式会社ゼンリン】 …… 587
〔資料協定第98〕災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定【東京世田谷電設工業協同組合】 …… 591
〔資料協定第99〕災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定　実施細目【東京世田谷電設工業協同組合】 …… 593
〔資料協定第100〕災害時における小型無人航空機（ドローン）による情報収集に関する協定書【特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン】 …… 594
〔資料協定第101〕災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書【一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会】 …… 596
〔資料協定第102〕災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定【一般財団法人東京環境保全協会】 …… 598
〔資料協定第103〕災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定【東京廃棄物事業協同組合】 …… 601
〔資料協定第104〕災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定【株式会社京葉興業】 …… 604
〔資料協定第105〕災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定【株式会社太陽油化】 …… 607
〔資料協定第106〕災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定【東京廃棄物事業協同組合】 …… 610

〔資料協定第107〕災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定【一般財団法人東京環境保全協会】 …… 614
〔資料協定第108〕災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定【一般財団法人東京都中小建設業協会】 …… 618
〔資料協定第109〕災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定【一般財団法人東京都産業資源循環協会】 …… 622
〔資料協定第110〕災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書【株式会社大正クエスト】 …… 626
〔資料協定第111〕災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書【株式会社シー・アイ・シー】 …… 627
〔資料協定第112〕災害時におけるサービス提供等に関する協定書【有限会社ステラTOKYO　まごころ介護】 …… 628
〔資料協定第113〕災害時における障害福祉サービス提供等に関する協定書【合同会社明元　あいケアサービス】 …… 630
〔資料協定第114〕災害時における移送業務協力に関する協定【東神開発株式会社】・ 632
〔資料協定第115〕災害時における移送業務協力に関する協定【特定非営利活動法人せたがや移動ケア】 …… 635
〔資料協定第116〕災害時における移送業務協力に関する協定【福祉移送サービス株式会社】 …… 637
〔資料協定第117〕水害時等における連携・協力に関する協定【シミックホールディングス株式会社】 …… 640
〔資料協定第118〕災害時における応急対策業務に関する協定書【世田谷区建設団体防災協議会】 …… 642
〔資料協定第119〕災害時における応急対策業務に関する協定書　実施細目【世田谷区建設団体防災協議会】 …… 645
〔資料協定第120〕災害時における相互連携に関する基本協定【東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社】 …… 646
〔資料協定第121〕災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書【東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社】 …… 648

施設・用地の提供（大学・高校等）

〔資料協定第122〕災害時における協力体制に関する協定書【学校法人昭和女子大学、駒澤大学、日本大学文理学部、学校法人産業能率大学、日本大学商学部、日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部、学校法人成城学園、学校法人多摩美術大学、学校法人国士舘大学、東京農業大学、学校法人二階堂学園　日本女子体育大学】 …… 651
〔資料協定第123〕洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書【学校法人聖ドミニコ学園】 …… 654
〔資料協定第124〕避難所施設利用に関する協定書【都立世田谷泉高等学校、都立桜町高等学校、都立千歳丘高等学校、都立松原高等学校】 …… 656

〔資料協定第125〕避難所施設利用に関する協定書　同実施細目【都立芦花高等学校、都立総合工科高等学校、都立世田谷総合高校】 …… 658
〔資料協定第126〕避難所施設利用に関する協定書【国立大学法人筑波大学】 …… 660
〔資料協定第127〕避難所施設利用に関する協定書【国立大学法人東京学芸大学】 …… 662
〔資料協定第128〕避難所施設利用に関する協定書【東京都市大学】 …… 664
〔資料協定第129〕避難所施設利用に関する協定　同実施細目【学校法人世田谷学園】 …… 666
〔資料協定第130〕避難所施設利用に関する協定　同実施細目【学校法人成徳学園　下北沢成徳高等学校、学校法人二階堂学園　日本女子体育大学附属二階堂高等学校、学校法人日本学園、日本大学櫻丘高等学校、学校法人松蔭学園、学校法人駒場学園、学校法人大東学園、学校法人調布学園、駒澤大学高等学校】 …… 668
〔資料協定第131〕避難所施設利用に関する協定　同実施細目【専修学校日本菓子専門学校】 …… 671
〔資料協定第132〕避難所施設利用に関する協定　同実施細目【学校法人国際聖マリア学園　セント・メリーズ・インターナショナル・スクール】 …… 673
〔資料協定第133〕障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書【都立光明学園、都立青鳥特別支援学校、都立久我山青光学園】 …… 675
〔資料協定第134〕指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書【都立園芸高等学校】 …… 677
〔資料協定第135〕避難所の開設に関する協定【佼成学園女子中学高等学校】 …… 680
〔資料協定第136〕避難所の開設に関する協定【サレジアン国際学園世田谷中学高等学校】 …… 682
〔資料協定第137〕避難所の開設に関する協定【玉川聖学院中等部・高等部】 …… 684
〔資料協定第138〕災害時における協力等に関する協定書【世田谷ボランティア協会、日本体育大学】 …… 686
〔資料協定第139〕学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書【東邦大学】 …… 688
〔資料協定第140〕災害時における協力等に関する協定書【学校法人国士舘、世田谷ボランティア協会】 …… 689
〔資料協定第141〕災害時における協力等に関する協定書【学校法人昭和女子大学、世田谷ボランティア協会】 …… 691
〔資料協定第142〕災害時における協力等に関する協定書【学校法人二階堂学園、世田谷ボランティア協会】 …… 693
〔資料協定第143〕災害時における協力等に関する協定書【日本大学商学部、世田谷ボランティア協会】 …… 695
〔資料協定第144〕災害時における協力態勢に関する協定書【都立園芸高等学校】 …… 697
〔資料協定第145〕指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書【東京都立深沢高等学校】 …… 698
〔資料協定第146〕災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との

協力体制に関する協定【学校法人国士舘】 …… 701
〔資料協定第147〕災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定実施細目【学校法人国士舘】 …… 703
〔資料協定第148〕災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定【日本体育大学】 …… 705
〔資料協定第149〕災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定実施細目【日本体育大学】 …… 707

施設・用地の提供（民間・社福等）

〔資料協定第150〕災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定【社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団、社会福祉法人正吉福祉会、公益財団法人世田谷区保健センター、社会福祉法人老後を幸せにする会、社会福祉法人南山会、社会福祉法人日本フレンズ奉仕団、社会福祉法人東京有隣会、社会福祉法人康和会、社会福祉法人古木会、社会福祉法人友愛十字会（高齢者施設）、社会福祉法人友愛十字会（障害者施設）、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人奉優会、社会福祉法人敬寿会、社会福祉法人寿心会、社会福祉法人大三島育徳会（高齢者施設）、社会福祉法人大三島育徳会（障害者施設）、社会福祉法人泉会、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会、社会福祉法人武蔵野会、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会、社会福祉法人せたがや樫の木会、労働者協働組合ワーカーズコープ・センター事業団、社会福祉法人七日会、株式会社東急イーライフデザイン、株式会社アライブメディケア、特定非営利活動法人せたがや白梅、社会福祉法人世田谷ボランティア協会、株式会社ツクイ、社会福祉法人嬉泉、社会福祉法人はる、社会福祉法人藍、株式会社ニチイケアパレス、社会福祉法人緑風会、株式会社ベネッセスタイルケア、株式会社ソラストケア、株式会社ジヴィエク、シマダリビングパートナーズ株式会社、社会福祉法人青藍会、東急ウェルネス株式会社、株式会社サンケイビルウェルケア、ＮＰＯ法人はぁとせたがや、社会福祉法人楽晴会、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション、社会福祉法人恵神会、一般財団法人脳神経疾患研究所、社会福祉法人常盤会、社会福祉法人南東北福祉事業団、社会福祉法人さわやか会、社会福祉法人ケアネット、社会福祉法人緑樹会、社会福祉法人いたるセンター、株式会社　木下の介護、社会福祉法人愛あい会、社会福祉法人　夢のみずうみ村、HITOWAケアサービス株式会社】 …… 709
〔資料協定第151〕災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定【東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合】 …… 715
〔資料協定第152〕災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する

協定書【日本郵便株式会社　世田谷郵便局・千歳郵便局・成城郵便局・玉川郵便局・東京都西南部地区連絡会地区統括局長】 …… 717
〔資料協定第153〕災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書【日本郵便株式会社　世田谷郵便局】 …… 720
〔資料協定第154〕避難所施設利用に関する協定【日本郵政株式会社　宿泊事業部】 … 722
〔資料協定第155〕避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定【宗教法人北澤八幡神社、代沢中町会】 …… 724
〔資料協定第156〕避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定　実施細目【宗教法人北澤八幡神社、代沢中町会】 …… 726
〔資料協定第157〕災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書【公益財団法人せたがや文化財団】 …… 727
〔資料協定第158〕災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書【東洋ドライルーブ株式会社】 …… 729
〔資料協定第159〕災害時における協力体制に関する協定書【株式会社ティップネス喜多見店】 …… 731
〔資料協定第160〕災害時における協力体制に関する協定書　実施細目【株式会社ティップネス喜多見店】 …… 733
〔資料協定第161〕災害時の協力態勢に関する協定書【東京中央農業協同組合】 …… 734
〔資料協定第162〕災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定【社会福祉法人東京育成園】 …… 736
〔資料協定第163〕水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書【宗教法人氷川神社】 …… 738
〔資料協定第164〕災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目【株式会社ルネサンス】 …… 740
〔資料協定第165〕災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書【二子玉川ライズ協議会】 …… 742
〔資料協定第166〕災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書【トヨタモビリティ東京株式会社】 …… 744
〔資料協定第167〕災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定【学校法人和光学園　和光小学校】 …… 748
〔資料協定第168〕自家用車車中における一時避難施設利用に関する協定【株式会社ニトリ】 …… 752
〔資料協定第169〕災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定【東神開発株式会社】 …… 755
〔資料協定第170〕災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定【社会福祉法人康和会特別養護老人ホーム久我山園】 …… 757

要援護者支援（町会・自治会）

〔資料協定第171〕避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）【鎌田南睦会、八幡山町会、北沢４丁目町会、奥沢交和会、尾山台三丁目

町会、北沢２丁目協和会、下馬二丁目北町会、桜丘一丁目町会、下馬五丁目町会、千駄山町会、世田谷二丁目町会、下代田西町会、桜上水５丁目自治会、上馬・駒沢明和会、大蔵住宅自治会、野沢三丁目町会、宮坂一・二丁目町会、等々力三和会、祖師谷橋自治会、成城団地自治会、北沢５丁目町会、豪徳寺１丁目山下自治会、松原２丁目町会、玉川田園調布会、協和会、玉堤町会、上野毛町会、桜新町親和会、祖師谷３丁目南町会、藤自治会、フレール西経堂自治会、上馬北部町会、野沢2丁目町会、赤堤１丁目町会、大原北町会、根津山会、代田自治会、宮坂三丁目町会、等々力六丁目町会、太子堂本町会、宇奈根町会、太子堂下ノ谷町会、上北沢町会、尾山台自治会、親和会、梅丘１丁目町会、太子堂4丁目西山町会、若林町会、深友会、下代田東町会、豪徳寺１丁目町会、祖師谷住宅自治会、玉川町会、梅丘２・３丁目町会、喜多見中部町会、太子堂二丁目大塚町会、太子堂三軒茶屋町会、豪徳寺二丁目町会、代沢中町会、希望ヶ丘団地自治会、代沢２丁目北町会、池尻団地自治会、祖師谷第２自治会、祖師谷千歳台自治会、上馬東町会、千歳台睦町会、代沢五丁目町会、代沢５丁目東町会、代沢４丁目西町会、三軒茶屋町会、船橋四丁目住宅自治会、上北沢１丁目自治会、都営八幡山アパート自治会、馬事公苑ハイム管理組合、松原１丁目町会、松原５・６丁目自治会、桜上水２丁目町会、石井戸会、北沢２丁目南町会、北沢３・４丁目西町会、北沢１丁目町会、松原三・四丁目自治会、代田南町会、あやめ会、パークアベニュー芦花公園自治会、児ヶ谷会、喜多見北部町会、烏山北住宅自治会、池尻西町会、千歳台南会、北沢中央自治会、給田西住宅管理組合、桜上水１丁目町会、下馬6丁目町会、都営桜上水3丁目アパート自治会、下馬新生自治会、野沢1丁目明朗会、桜丘南町会、上馬西町会、三宿自治会、赤堤5丁目町会、赤堤4丁目町会】 ····· 759

〔資料第 1〕

用途別建築物数（棟数）一覧

令和５年３月末

用途別	(一)	(二)	(三)	(四)
	劇場、映画館、公会堂等	キャバレー、遊技場、カラオケボックス等	料理店、飲食店等	百貨店、マーケット等
計	15	23	295	350

用途別	(五)	(六)	(七)	(八)
	旅館、寄宿舎、アパートの類	病院、老人養護施設、厚生施設等の類	学校の類	図書館、博物館、美術館の類
計	13,891	838	616	20

用途別	(九)	(十)	(十一)	(十二)
	公衆浴場	停車場の類	神社、協会、寺院の類	工場、作業所、映画スタジオの類
計	19	21	288	98

用途別	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
	車庫、駐車場、格納庫の類	倉庫	その他の事業所	前各号の併用建造物
計	67	234	1,504	8,028

用途別	(十七)	合計
	文化財の類	
計	38	26,345

＊「第 75 回東京消防庁統計書（令和４年)」東京消防庁発行
　数値は世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署合計による。

〔資料第 2〕

気象庁震度階級関連解説表（震度５弱以上）

震度 階級	５弱	５強	６弱	６強	7
人の体感・行動	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
屋内の状況	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブッロク塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物 耐震性が高い	—	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。

震度 階級		５弱	５強	６弱	６強	７
	耐震性が低い	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
鉄筋コンクリート建造物	耐震性が高い	―	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。
	耐震性が低い	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。
地盤の状況		亀裂や液状化が生じることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。	地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。
斜面等の状況		落石やがけ崩れが発生することがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

〔資料第 3〕

首都直下地震による東京の被害想定（抜粋）

令和 4 年 5 月　東京都防災会議

想定項目			首都直下			
条件等	震源・規模		都心南部直下 M7.3			
	時期及び時刻		冬の夕方 18 時		冬の朝 5 時	
	風速		8m/秒		8m/秒	
対象			世田谷区	東京都全体	世田谷区	東京都全体
震度	6 強地域面積比率		68.9%	22.6%	(同左)	(同左)
	6 弱地域面積比率		31.0%	34.9%	(同左)	(同左)
人的被害	死者		645 人	6,148 人	487 人	5,879 人
	原因別内訳	建物被害	212 人	3,209 人	374 人	4,916 人
		屋内収容物	18 人	239 人	26 人	275 人
		急傾斜地崩壊	1 人	8 人	1 人	11 人
		火災	398 人	2,482 人	85 人	671 人
		ブロック塀等	16 人	205 人	0 人	6 人
		落下物	0 人	5 人	0 人	0 人
	負傷者 (うち重傷者)		7,132 人 (1,212 人)	93,435 人 (13,829 人)	7,297 人 (854 人)	84,667 人 (9,974 人)
建物被害	ゆれ等による全壊		6,464 棟	82,199 棟	(同左)	(同左)
	火災による全焼 (全壊建物を含まない)		19,293 棟	112,232 棟	3,354 棟	26,234 棟
ライフライン被害	電力 (停電率 火災を考慮する)		18.9%	11.9%	10.7%	9.1%
	通信 (電話の不通率)		11.5%	4.0%	2.3%	1.2%
	ガス (都市ガスの供給停止率)		14.4%	24.3%	(同左)	(同左)
	上水道 (断水率 1 日目)		23.2%	26.4%	(同左)	(同左)
	下水道 (管きょ被害率)		5.6%	4.0%	(同左)	(同左)
その他	帰宅困難者数		116,697 人	4,151,327 人	-	-
	避難者数 (うち避難所避難者数)		252,337 人 (168,224 人)	2,993,713 人 (1,995,809 人)	178,110 人 (118,740 人)	2,595,391 人 (1,730,260 人)
	閉じ込めにつながり得るｴﾚﾍﾞｰﾀｰ停止台数		1,267 台	21,574 台	1,105 台	21,456 台

想　定　項　目			首都直下（H25 想定）		【参考】首都直下（東京都 H24 想定）	
条件等	震源・規模		都心南部直下 M7.3		東京湾北部 M7.3	
	時期及び時刻		冬・夕方	冬・深夜	冬の夕方 18 時	冬の朝 5 時
	風　速		8m/秒	8m/秒	8m/秒	8m/秒
対　象			東京都区部	東京都区部	東京都区部	東京都区部
人的被害	死　者		約 8,000 人 ～約 11,000 人	約 9,200 人 ～約 12,000 人	9,337 人	7,319 人
	原因別内訳	建物被害・屋内収容物	約 3,700 人	約 6,300 人	5,222 人	6,681 人
		急傾斜地崩壊	約 10 人	約 20 人	54 人	46 人
		火　災	約 4,000 人 ～約 7,400 人	約 2,900 人 ～約 5,400 人	3,964 人	495 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	300 人	約 10 人	97 人	97 人
建物被害	全壊・消失棟数		約 299,000 棟	約 173,000 棟	294,086 棟	130,272 棟
		ゆれ	約 97,000 棟	約 97,000 棟	110,154 棟	110,145 棟
		液状化	約 6,800 棟	約 6,800 棟	1,109 棟	1,109 棟
		急傾斜地崩壊	約 200 棟	約 200 棟	644 棟	644 棟
		火災	約 195,000 棟	約 68,000 棟	182,188 棟	18,374 棟

想　定　項　目		首都直下（H25 年想定）、都心南部直下 M7.3			
対　象		全体（首都圏広域の定性的な想定値）			
ライフライン被害	電力(夏場のピーク電力需要に対する供給能力の割合)	（被災直後） 51%	（被災 1 日後） 52%	（被災 1 か月後） 94%	
	通信 （固定電話不通回線率）	（被災直後） 48%	（被災 1 日後） 48%	（被災 1 か月後） 9%	
	通信 （携帯電話停波基地局率）	（被災直後） 4%	（被災 1 日後） 46%	（被災 1 か月後） 9%	
	都市ガス（支障率）	（被災直後） 17%	（被災 1 日後） 16%	（被災 1 週間後） 13%	（被災 1 か月後） 5%
	上水道（断水率）	（被災直後） 31%	（被災 1 日後） 29%	（被災 1 週間後） 18%	（被災 1 か月後） 3%
	下水道（機能支障率）	（被災直後） 4%	（被災 1 日後） 4%	（被災 1 週間後） 3%	
その他	帰宅困難者	地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、首都圏で約 640 万人～約 800 万人に上る。			
	避難者数 （うち避難所避難者数）	（被災 1 日後） 1,500,000 人 (910,000 人)	（被災 2 週間後） 3,300,000 人 (1,300,000 人)	（被災 1 か月後） 1,800,000 人 (540,000 人)	
	エレベーター 閉じ込め台数	・ 運転中の地震の発生により多くのエレベータが停止し、閉じ込めが発生する。 ・ 閉じ込め者の救出に少なくとも半日以上を要する。			

〔資料第 4〕

南海トラフ巨大地震による東京の被害想定（抜粋）

平成 25 年５月　内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
（平成 24 年８月　南海トラフの巨大地震モデル検討会）
平成 25 年５月　東京都防災会議

想定項目			南海トラフ巨大地震（内閣府平成 24 年想定）	南海トラフ巨大地震（東京都平成 25 年想定）
条件等	規模		M9.0（津波用はM9.1）	
	時期及び時刻		冬の深夜	冬の深夜
	風速		8m/秒	―
	地震動ケース※１		陸側ケース	東側ケース＋経験的手法
	津波ケース※１		津波ケース①	津波ケース⑥
対象			東京都全体	東京都全体
震度	陸地部最大		震度５強	震度６弱（ごく一部）※２
	島しょ部最大		震度５強	震度６弱（ごく一部）※２
人的被害※３	死者		約 1,500 人	1,774 人
	原因別内訳	建物被害・屋内収容物	わずか	0 人
		津波	約 1,500 人	1,764 人
		急傾斜地崩壊	わずか	10 人
		火災	わずか	0 人
	負傷者（うち津波）		約 100 人（約 80 人）	90 人（65 人）
建物被害※３	原因別内訳	全壊棟数合計	約 2,400 棟	1,282 棟
		ゆれ等による全壊	わずか	0 棟
		液状化	約 1,000 棟	0 棟
		津波	約 1,200 棟	1,160 棟
		急傾斜地崩壊	わずか	122 棟
		火災	100 棟	0 棟

※１　地震動ケースと津波ケースについて

内閣府想定及び東京都想定は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による波源モデルを使用している。

このモデルでは、地震動については、強震動生成域（強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波が発生する領域）の設定位置等による４ケース（基本・東側・西側・陸側）に経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れの強さがどの程度減少するかを過去の地震から導いた指揮を用いて簡便に推定する方法）を加えた合計５ケースを想定している。

また、津波ケースについては、津波断層面の中で特に大きくすべる領域である「大すべり域」と、大すべり域よりもさらに大きくすべる可能性がある「超大すべり域」の設定場所等により 11 ケースを想定している。

内閣府想定では、地震動ケースを「陸側ケース」、津波ケースを「ケース①」（「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定）を想定した場合に東京都の人的被害が最大となっている。

一方、東京都想定では、地震動ケースを「東側ケース＋経験的手法」（東側ケースと経験的手法の震度分布とを重ね合わせて地点ごとに大きな震度を採用した場合の設定）、津波ケースを「ケース⑥」（「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定するとともに分岐断層を設定）を想定した場合に、人的被害が最大となっている。

※２　震度分布について

東京都想定の震度分布において、ごく一部に震度６弱が見られるが、限られた範囲であり、大半は震度５強または震度５弱を示している。

〔資料第 5〕

首都直下地震の震度分布図（都心南部直下地震M7.3）

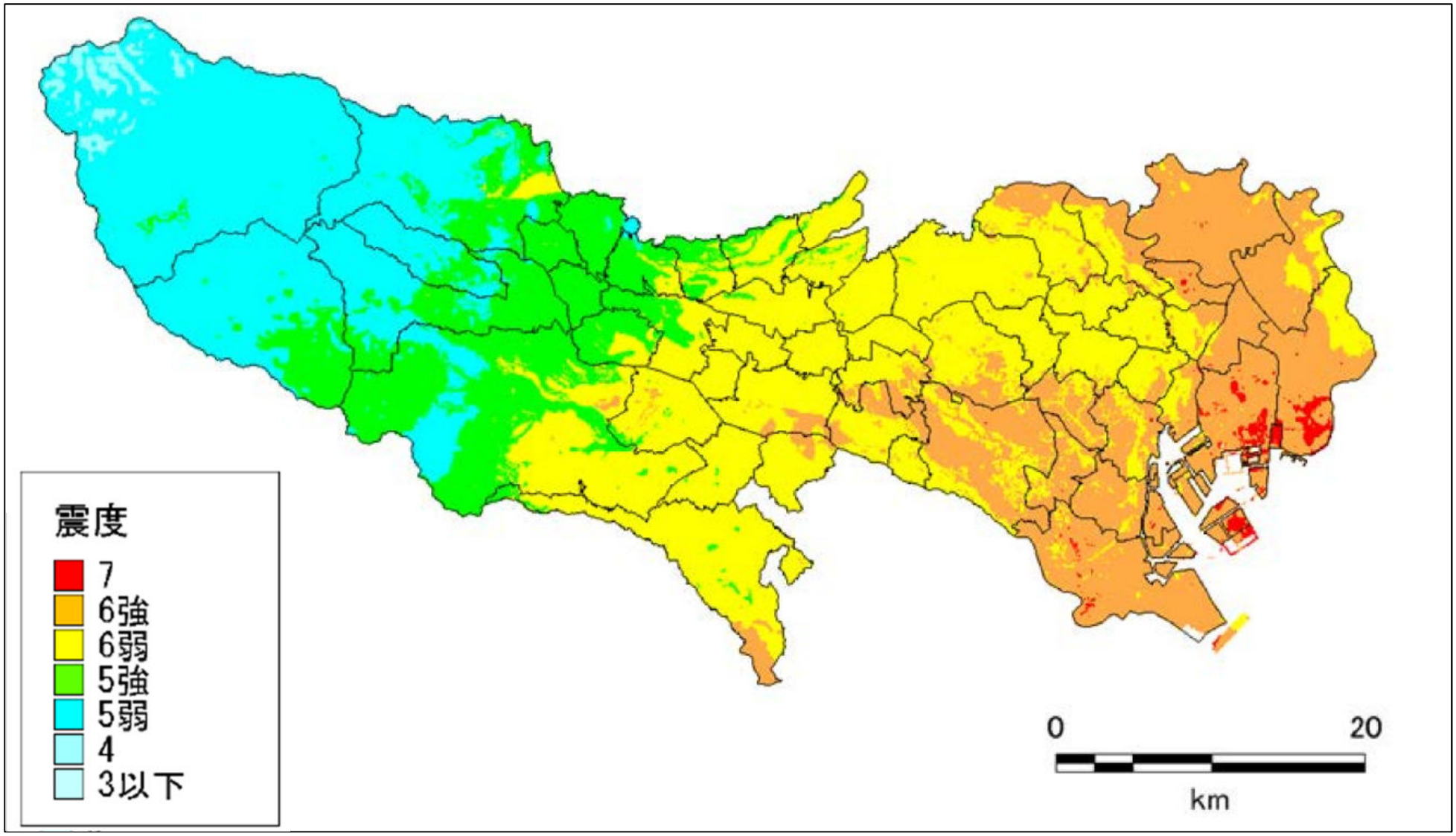

〔資料第 6〕

第９回地震に関する地域危険度測定調査（建物倒壊危険度ランク図）

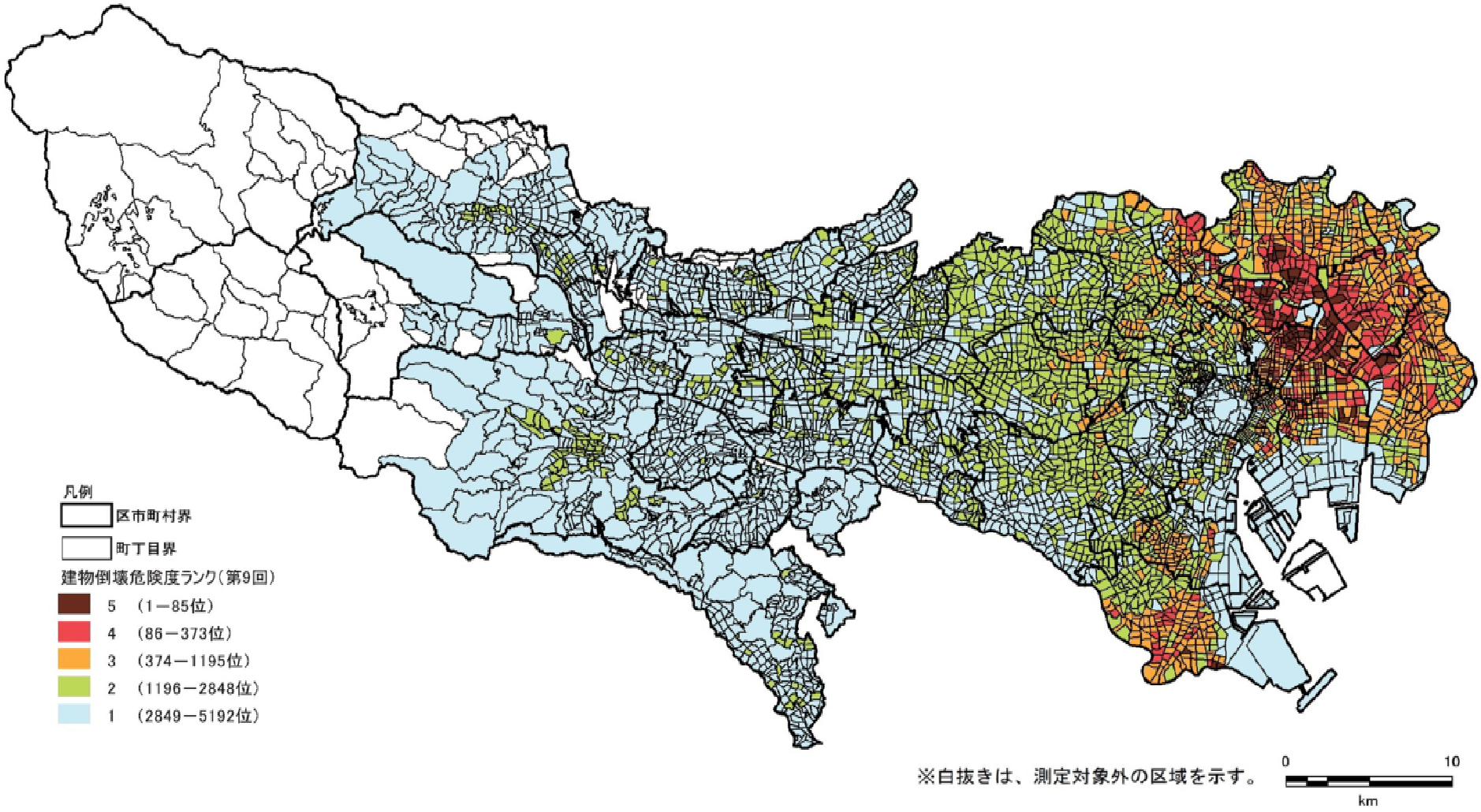

〔資料第 7〕

第９回地震に関する地域危険度測定調査（火災危険度ランク図）

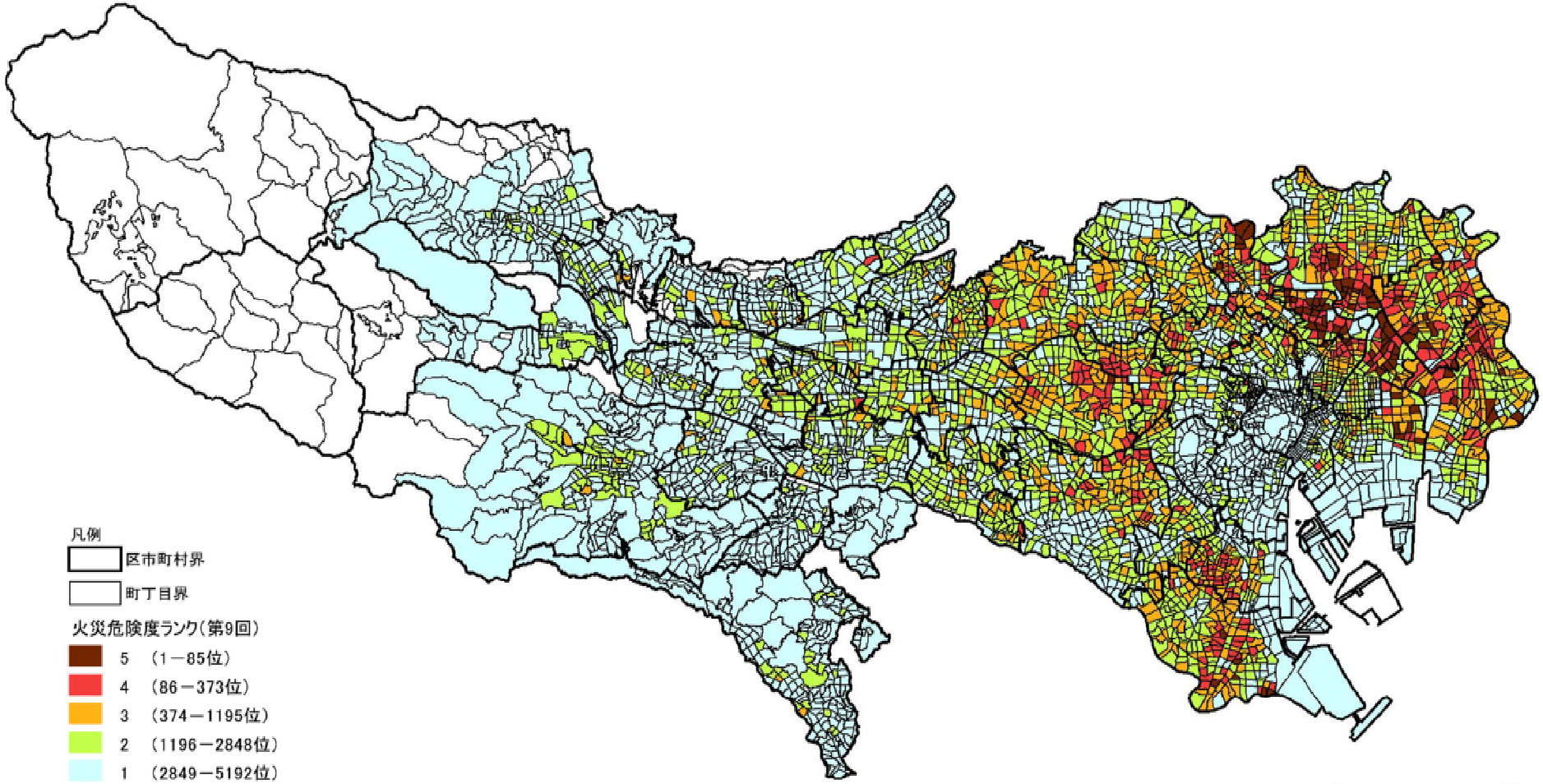

〔資料第 8〕

第９回地震に関する地域危険度測定調査（総合危険度ランク図）

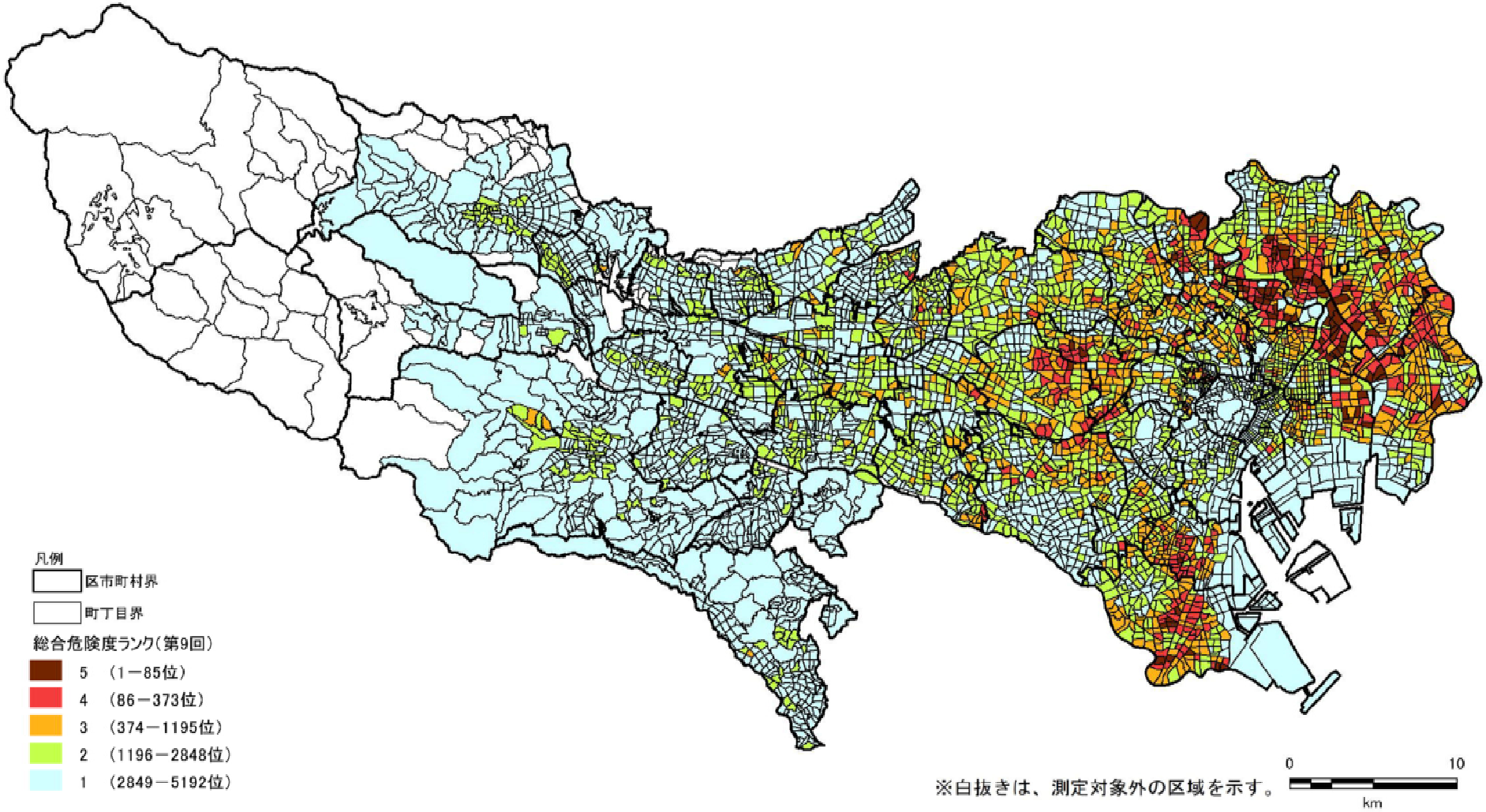

〔資料第 9〕

第９回地震に関する地域危険度測定調査（地域危険度マップ・世田谷区版）

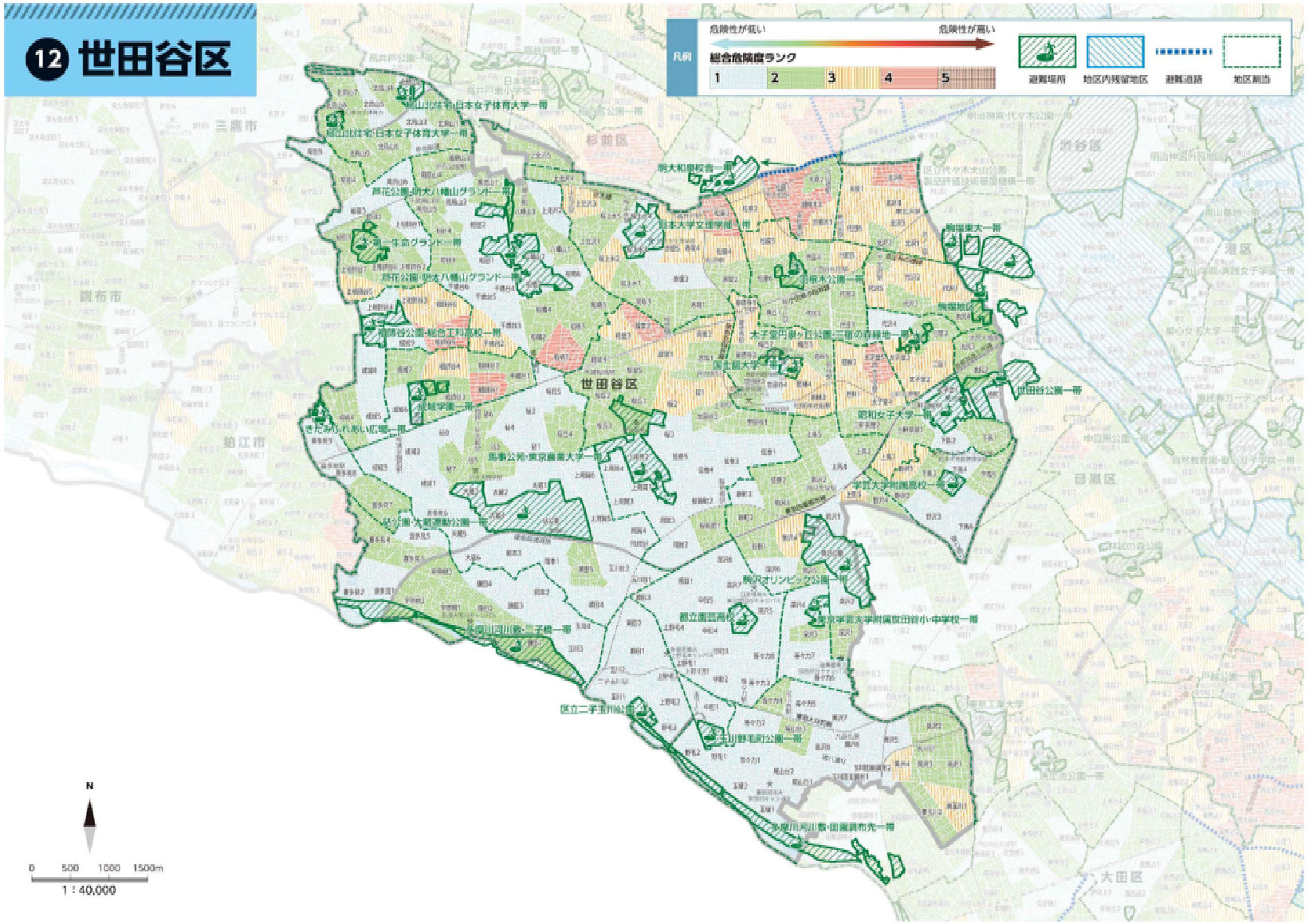

〔資料第10〕

避難所運営訓練・防災教室実施回数

令和５年度分

全体			回数	人数
	計		572	109,675
	地区(地域)防災訓練	地区防災訓練実行委員会	6	1,609
	学校避難所防災訓練	学校協議会	93	9,024
	防災教室	地域の訓練（町会・自治会等）	138	11,730
		学校、児童施設等の訓練	211	57,494
		その他（事業所等）の訓練	124	29,818

世田谷	計		225	26,094
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	0	0
	学校避難所防災訓練	学校協議会	29	2,400
	防災教室	地域の訓練（町会・自治会等）	65	4,130
		学校、児童施設等の訓練	82	16,489
		その他（事業所等）の訓練	49	3,075
北沢	計		124	14,159
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	1	206
	学校避難所防災訓練	避難所運営委員会等	19	1,992
	防災教室	地域の訓練（町会・自治会等）	33	3,517
		学校、児童施設等の訓練	37	5,473
		その他（事業所等）の訓練	34	2,971
玉川	計		87	12,172
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	1	99
	学校避難所防災訓練	避難所運営委員会等	24	1,547
	防災教室	地域の訓練（町会・自治会等）	6	470
		学校、児童施設等の訓練	39	5,662
		その他（事業所等）の訓練	17	4,394
砧	計		80	11,175
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	0	0
	学校避難所防災訓練	学校協議会等	12	1,107
	防災教室	地域の訓練（町会・自治会等）	24	2,564
		学校、児童施設等の訓練	29	5,368
		その他（事業所等）の訓練	15	2,136
烏山	計		56	11,216
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	4	1,771
	学校避難所防災訓練	学校協議会	9	1,352
	防災教室	地域の訓練（町会・自治会等）	10	766
		学校、児童施設等の訓練	24	5,092
		その他（事業所等）の訓練	9	2,235

〔資料第11〕

防災区民組織一覧

令和6年12月現在

No.	地域	組織名
1	世田谷	池尻東親会地域防災部
2	世田谷	池尻西町会防災部
3	世田谷	池尻南睦会防災部
4	世田谷	池尻北自治会防災部
5	世田谷	池尻四丁目町会防災団
6	世田谷	池尻団地自治会区民防災部
7	世田谷	三宿自治会防災団
8	世田谷	三宿北町会防災団
9	世田谷	太子堂一丁目町会防災部
10	世田谷	太子堂二丁目大塚町会防災部
11	世田谷	太子堂三軒茶屋町会防災部
12	世田谷	太子堂下の谷町会防災部
13	世田谷	太子堂本町会防災部
14	世田谷	太子堂四丁目西山町会防災部
15	世田谷	太子堂五丁目町会防災部
16	世田谷	若林町会防災部
17	世田谷	三軒茶屋町会防災部
18	世田谷	せたがや上町町会災害対策部
19	世田谷	世田谷東町会防火防災部
20	世田谷	世田谷二丁目町会防災部
21	世田谷	桜町会防災対策本部
22	世田谷	松丘町会防災部
23	世田谷	弦巻町会防災部
24	世田谷	経堂一丁目町会地区防災本部
25	世田谷	経堂北町会防災本部
26	世田谷	経堂南町会防災部
27	世田谷	宮坂一・二丁目町会防災部
28	世田谷	宮坂三丁目町会防災部
29	世田谷	桜丘一丁目町会防災部
30	世田谷	桜丘町会防災部
31	世田谷	桜丘南町会防災本部
32	世田谷	下馬一丁目町会防災部
33	世田谷	駒つなぎ西自治会防犯防火部
34	世田谷	下馬二丁目北町会地域防災対策本部
35	世田谷	下馬新生自治会災害対策本部
36	世田谷	下馬五丁目町会防災部
37	世田谷	下馬六丁目町会防災対策本部
38	世田谷	野沢一丁目明朗会防災部
39	世田谷	野沢二丁目町会防災部
40	世田谷	野沢三丁目地域防災部
41	世田谷	野沢四丁目自治会自主防災隊
42	世田谷	上馬東町会防災組織
43	世田谷	上馬西町会防災部

No.	地域	組織名
44	世田谷	上馬北部町会防災本部
45	世田谷	上馬・駒沢明和会防災本部
46	世田谷	駒沢親和会防災本部
47	世田谷	三菱重工駒沢社宅防災部
48	世田谷	モナーク三軒茶屋
49	世田谷	経堂すずらん通り商店街防災部
50	世田谷	フューズコート１７５防災本部
51	世田谷	経堂ｾﾝﾄﾗﾙﾏﾝｼｮﾝ管理組合防災本部
52	世田谷	柿の木坂パレス管理組合防災本部
53	世田谷	世田谷通共和会防災本部
54	北沢	梅丘１丁目町会防災本部
55	北沢	梅丘２・３丁目町会防災本部
56	北沢	豪徳寺１丁目町会防災部
57	北沢	豪徳寺一丁目山下自治会　防災対策委員会
58	北沢	豪徳寺２丁目町会防災部
59	北沢	代田自治会防災部
60	北沢	下代田東町会防災部
61	北沢	代沢２丁目北町会防災部
62	北沢	代沢中町会地域防災部
63	北沢	下代田西町会地域防災部
64	北沢	代沢４丁目西町会防災部
65	北沢	代沢五丁目町会地域防災部
66	北沢	代沢５丁目東町会防災部
67	北沢	代田４丁目町会防災組織
68	北沢	根津山会防災本部
69	北沢	代田東町会地域防災部
70	北沢	代田南町会防災部
71	北沢	守山町会防災部
72	北沢	代田北町会防災部
73	北沢	大原南町会地域防災部
74	北沢	大原北町会地域防災部
75	北沢	大原西町会防災部
76	北沢	羽根木町会防災組織
77	北沢	北沢１丁目町会防災委員会
78	北沢	東北沢自治会区民防災組織
79	北沢	北沢２丁目南町会防災組織
80	北沢	北沢２丁目協和会防災部
81	北沢	北沢３・４丁目西町会防災班
82	北沢	北沢４丁目町会防災委員会
83	北沢	北沢中央自治会防災対策委員会
84	北沢	北沢５丁目町会防災対策委員会
85	北沢	松原１丁目町会防災部
86	北沢	松原２丁目町会防災対策委員会
87	北沢	松原３・４丁目自治会防災部
88	北沢	松原５・６丁目自治会防災部
89	北沢	赤堤１丁目町会防災部
90	北沢	赤堤２丁目町会地域防災部

No.	地域	組織名
91	北沢	赤堤３丁目自治会防災住民組織
92	北沢	赤堤４丁目町会防災組織
93	北沢	赤堤５丁目町会防災部組織委員会
94	北沢	桜上水１丁目町会防災区民組織
95	北沢	桜上水２丁目町会防災部
96	北沢	桜上水３丁目自治会防災組織部
97	北沢	桜上水４丁目町会防災対策委員会
98	北沢	桜上水５丁目自治会防災区民組織
99	北沢	経堂赤堤通り団地自治会防災部
100	北沢	都営桜上水３丁目アパート自治会防災部
101	北沢	桜上水ガーデンズ防災部
102	玉川	奥沢交和会防災本部
103	玉川	東玉川町会防火防災部
104	玉川	奥沢中和会防災部
105	玉川	九品仏自治会防災部
106	玉川	玉川田園調布会防災本部
107	玉川	和敬会東部地域防火防災部
108	玉川	和敬会西部地域防火防災部
109	玉川	尾山台3丁目町会地域防災部
110	玉川	等々力六丁目町会防災本部
111	玉川	等々力三和会防災本部
112	玉川	等々力協和会地域防災部
113	玉川	玉堤町会地域防災部
114	玉川	尾山台1･2丁目地域防災部
115	玉川	玉川中町第1防災委員会
116	玉川	玉川中町第2防災委員会
117	玉川	上野毛防災部
118	玉川	中町4･5丁目町会第1防災委員会
119	玉川	中町4･5丁目町会第2防災委員会
120	玉川	野毛地区防災委員会
121	玉川	サウススクエア防災部
122	玉川	用賀町会防火防災部
123	玉川	上用賀町会防災部
124	玉川	玉川町会防災部
125	玉川	用賀南町会防災部
126	玉川	用賀二丁目第二アパート自治会防災部
127	玉川	用賀パークハイツ管理組合防災本部
128	玉川	玉川台2丁目自治会防災部
129	玉川	シティコート二子玉川防災本部
130	玉川	駒沢三丁目町会地域防災部
131	玉川	桜新町親和会防災本部
132	玉川	深友会防災部
133	玉川	交和会特別防災部
134	玉川	桜新町町会防災部
135	玉川	新町公民会防災本部
136	玉川	駒沢町会防災組織委員会
137	玉川	東深沢町会防災防火部

No.	地域	組織名
138	玉川	深沢三友会防災団
139	玉川	瀬田町会地域防災組織
140	玉川	馬事公苑前ハイム管理組合防災対策組織
141	玉川	パシフィック馬事公苑前防災部
142	砧	藤自治会防災組織
143	砧	シャルム成城管理組合防災部
144	砧	祖師谷千歳台自治会防災本部
145	砧	祖師谷第４自治会防災部
146	砧	祖師谷第６自治会防災部
147	砧	祖師谷第２自治会防災本部
148	砧	祖師谷１丁目第３自治会防災部
149	砧	祖師谷商店街振興組合
150	砧	祖師谷第５自治会防災部
151	砧	千歳台睦町会防災部
152	砧	祖師谷住宅自治会防災本部
153	砧	祖師谷３丁目南町会防災本部
154	砧	法人格 成城自治会防災組織
155	砧	成城団地自治会
156	砧	都営船橋四丁目住宅自治会防災対策組織
157	砧	千歳台廻沢町会防災組織
158	砧	船橋葭根会
159	砧	船橋会防災部
160	砧	フレール西経堂自治会
161	砧	希望ヶ丘団地自治会
162	砧	芦花公園スカイハイツ自治会
163	砧	コスモ千歳台エクセラ管理組合防火管理協議会
164	砧	東京テラス防災自治会
165	砧	法人格　鎌田南睦会防災部
166	砧	喜多見東部町会地域防災隊
167	砧	宇奈根町会防災部
168	砧	喜多見北部町会地域防災本部
169	砧	喜多見上部自治会地域防災隊
170	砧	喜多見西部町会地域防災隊
171	砧	喜多見中部町会防災隊
172	砧	鎌田協和会防災部
173	砧	都営喜多見２丁目団地自治会地域防災隊
174	砧	岡本自治会防災部
175	砧	法人格 砧町自治会防災部
176	砧	大蔵本村睦会
177	砧	砧町町会生活安全部
178	砧	砧公園ヒミコマンション管理組合防災本部
179	砧	大蔵東部町会防災部
180	砧	大蔵住宅自治会
181	砧	石井戸会防火防災部
182	砧	ヴェルレージュ世田谷・砧防災本部
183	砧	砧１丁目ＡＰ防災部
184	砧	千歳台南会防災本部

No.	地域	組織名
185	砧	世田谷喜多見ザ・テラス防災会
186	烏山	八幡山町会防災部
187	烏山	都営八幡山アパート自治会防災部
188	烏山	上北沢町会防災部
189	烏山	上北沢１丁目自治会防災組織部
190	烏山	上北沢第一コーポラス自主防災組織
191	烏山	上祖師谷東台組織防災
192	烏山	上祖師谷西台組織防災
193	烏山	祖師谷橋自治会防災・防火部
194	烏山	粕谷会防災部
195	烏山	成城通りパークウエスト自治会
196	烏山	プラウド蘆花公園防災区民組織
197	烏山	親和会防災部
198	烏山	烏山駅前通り商店街振興組合地域防災部
199	烏山	給田町会防災対策本部
200	烏山	給田西住宅管理組合防災部
201	烏山	烏山上町会防災組織
202	烏山	北烏山青葉団地管理組合
203	烏山	区営北烏山８丁目アパート自治会地域防災部
204	烏山	第１北烏山ヒミコマンション防災部
205	烏山	烏山下町会防災本部
206	烏山	烏山南住宅団地管理組合法人防災会
207	烏山	芦花公園団地自治会防災部
208	烏山	千駄山町会防災対策本部
209	烏山	あやめ会防災部
210	烏山	児ヶ谷会防災部
211	烏山	烏山北住宅自治会
212	烏山	北烏山みむね管理組合
213	烏山	久我山ガーデンヒルズ管理組合
214	烏山	日商岩井北烏山マンション管理組合
215	烏山	パークアベニュー芦花公園自治会防災部
216	烏山	烏山中町会防災区民組織
217	烏山	北賃防災部
218	烏山	烏山仏教会防災本部
219	烏山	芦花公園パーク・ホームズ管理組合防災本部
220	烏山	給田南住宅防災本部
221	烏山	ＮＣ芦花公園防災委員会
222	烏山	ザ・パークハウス千歳烏山グローリオ団地管理組合
223	烏山	コーシャハイム久我山住宅
224	烏山	コーシャハイム芦花公園自治会
225	烏山	烏山住宅自治会
226	烏山	都営烏山アパート自治会
227	烏山	烏山寺町コート管理組合

〔資料第12〕

防災区民組織結成現況

令和6年12月現在

項目＼地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
防災区民組織結成数	53	48	40	44	42	227
防災区民組織未結成町会・自治会	0	0	0	0	5	5
可搬式消防ﾎﾟﾝﾌﾟ配備数	56	46	40	36	24	202
Ｄ型	56	45	37	36	24	198
Ｃ型	0	1	3	0	0	4
スタンドパイプ配備数	0	1	1	2	0	4

〔資料第13〕

防災区民組織の育成に関する要綱

平成６年３月３日制定

（目的）

第１条　この要綱は、世田谷区民の自主的な防災区民組織の育成及び円滑な活動を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「防災区民組織」とは、震災から地域社会を守るために区民が自主的に結成した組織をいう。

（育成及び指導機関）

第３条　防災区民組織の育成及び指導は、世田谷区（以下「区」という。）と防災関係機関が協力して行うものとする。

（育成及び指導の基本方針）

第４条　育成及び指導に当っては、区民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって防災区民組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

（助成）

第５条　区は、防災区民組織の活動の円滑化に寄与するため、別に定める防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱（平成２０年４月２８日２０世北地第３５号）により、助成を行うものとする。

（防災区民組織の登録）

第６条　町会・自治会等を単位として、住民団体が防災区民組織を結成したときは防災区民組織結成届（第１号様式）、防災区民組織役員名簿（第２号様式）及び防災区民組織規約を、防災区民消火隊を結成したときは防災区民消火隊員名簿（第３号様式）を区長に提出するものとする。

２　区長は、前項の書類を審査し登録を決定したときは、世田谷区防災区民組織台帳（第４号様式）に登録するものとする。

（防災区民組織の変更、取消等）

第７条　防災区民組織の代表者等の変更をしたときは、速やかに防災区民組織変更届（第５号様式）を区長に提出するものとする。

２　防災区民組織を解散し、又は活動を休止したときは、速やかに防災区民組織解散・活動休止届（第６号様式）を区長に提出するものとする。

３　区長は、前２項の届出があったときは、防災区民組織台帳の記録の変更又は削除を行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

２　防災区民組織の育成に関する要綱（昭和６１年４月１日）は、廃止する。

３　この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の防災区民組織の育成に関する要綱の規定によりなされた登録及び助成は、この要綱の相当規定によりなされた登録及び助成とみなす。

附　則（平成20年４月28日20世北地第87号）

この要綱は、平成２０年４月２８日から施行する。

附　則（令和３年３月２２日２世烏地第８８４号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

〔資料第 14〕

防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱

（通則）

第１条　防災区民組織の育成に関する要綱（平成６年３月３日世防発第１４７号。以下「育成要綱」という。）第５条の規定に基づき、防災区民組織（育成要綱第２条に規定する防災区民組織をいう。以下同じ。）の活動を促進するため、防災区民組織活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、及び防災資機材の整備に係る助成を行い、それらの交付及び助成について、世田谷区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和３９年３月世田谷区条例第１０号）、世田谷区補助金交付規則（昭和５７年５月世田谷区規則第３８号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、世田谷区の地域防災力の向上を図るため、防災区民組織を育成し、その活動を促進することを目的とする。

（奨励金交付事業）

第３条　奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励金交付事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

（１）　防災訓練の実施

（２）　可搬式消防ポンプ及びスタンドパイプ操法訓練の実施

（３）　防災意識の啓発及び防災知識の普及

（奨励金交付対象者）

第４条　奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

（１）　町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの

（２）　町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

（奨励金の交付額）

第５条　奨励金の交付額は、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げた額とする。

区　分	交　付　額
結成時	25,000 円
結成後	500 世帯未満　　10,000 円
	500 世帯以上　　20 円×世帯数

２　前項による奨励金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（奨励金の交付申請）

第６条　区長は、奨励金の交付を受けようとする奨励金交付対象者に、毎年６月３０日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から１箇月以内に）役員名簿を添付させた防災区民組織活動奨励金交付申請書（第１号様式）を提出させなければならない。

（奨励金の交付決定及び通知）

第７条　区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、奨励金の交付又は不交付を決定したときは、防災区民組織活動奨励金交付・不交付決定通知書（第２号様式）により、速やかに申請をした奨励金交付対象者にその旨を通知しなければならない。

（奨励金の交付請求）
第８条　区長は、前条の交付の決定をしたときは、速やかに奨励金交付対象者から防災区民組織活動奨励金交付請求書（第３号様式）を提出させるものとする。
２　区長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る奨励金を支払うものとする。
（奨励金の活動実績報告）
第９条　区長は、前条の奨励金を受けた者に、会計年度終了後速やかに奨励金交付事業の遂行状況について、防災区民組織活動奨励金交付事業実施報告書（第４号様式）により報告させなければならない。
（防災資機材助成事業）
第１０条　防災資機材の整備に係る助成の対象となる事業（以下「防災資機材助成事業」という。）は、次に掲げる事業とする。
（１）　防災点検、可搬式消防ポンプ及びスタンドパイプの整備
（２）　防災資機材の購入及び修繕
（３）　備蓄物品等の購入
（防災資機材助成対象者）
第１１条　防災資機材の整備に係る助成を受けることができる者（以下「防災資機材助成対象者」という。）は、次のとおりとする。
（１）　町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの
（２）　町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織
（防災資機材助成内容）
第１２条　防災資機材の整備に係る助成の内容は、次のとおりとする。
（１）　防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成
（２）　防災区民組織結成時の防災資機材の供与
（３）　区民消火隊結成時の可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の供与
（４）　可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の再供与
（防災資機材助成額等）
第１３条　前条第１号の規定により助成の対象となる防災資機材及び備蓄物品等の種類及び助成限度額は、それぞれ、別表第１及び別表第２に定めるところによる。
２　前条第２号の規定により供与する防災資機材は、別表第３に定めるところによる。
３　前条第３号の規定により供与する可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫は、別表第４に定めるところによる。
４　前各項の助成の総額は、予算の定める額を限度とする。
（防災資機材助成の申請）
第１４条　区長は、第１２条第１号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者に、毎年１月３１日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から１箇月以内に）、同条第２号及び第３号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者には、それぞれ防災区民組織結成を区に届け出た日から１箇月以内に次に掲げる書類を添付させた防災区民組織防災資機材助成申請書（第５号様式）を提出させなければならない。
（１）　役員名簿
（２）　事業計画書（第１２条第１号に係る申請に限る。）
（３）　見積書（第１２条第１号に係る申請に限る。）
（４）　消火隊員名簿（第１２条第３号に係る申請に限る。）
（５）　その他区長が必要と認める書類

（防災資機材助成の決定及び通知）
第１５条　区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、助成を決定し、又は助成しないことを決定したときは、防災区民組織防災資機材助成決定・不決定通知書（第６号様式）により、速やかに申請をした者にその旨を通知しなければならない。
２　第１２条第３号の規定による可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の助成の申請にあっては、前項の審査及び調査のほか、次に掲げる事項について満たしていることを審査及び調査するものとする。
（１）　常時、地域住民６名以上の消火隊員が確保されていること。
（２）　格納庫を設置する用地が確保されていること。
（３）　消防水利が確保されていること。
（防災資機材助成の請求）
第１６条　区長は、前条の助成の決定をしたときは、速やかに助成の決定を受けた者（以下「防災資機材助成事業者」という。）から防災区民組織防災資機材助成請求書（第７号様式）を提出させるものとする。
２　区長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求にかかる助成を行うものとする。
（可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の再供与）
第１７条　区長は、可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の供与については、供与を受けた防災資機材助成対象者が適正な管理を行ったにもかかわらず、耐用年数（おおむね１０年）を経過した供与品の老朽化が著しいと認めたときは、予算の定める範囲において再供与することができるものとする。
２　前項の供与を受けようとする者については、第１４条から前条までの規定を準用する。
（防災資機材助成事業の変更の承認）
第１８条　区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第８号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、第１号及び第２号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。
（１）　防災資機材助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
（２）　防災資機材助成事業の内容を変更しようとするとき。
（３）　防災資機材助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、防災資機材助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認し、その旨を防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認書（第９号様式）により、申請をした防災資機材助成事業者に通知するものとする。
（防災資機材助成事業の事故報告）
第１９条　区長は、防災資機材助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は防災資機材助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに防災資機材助成事業者に防災区民組織防災資機材助成事業事故報告書（第１０号様式）により報告させなければならない。
２　区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。
（防災資機材助成事業の遂行命令等）
第２０条　区長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査その他防災資機材助成事業者が提出する報告等により、当該防災資機材助成事業者の防災資機材助成事業が助成の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該防災資機材助成事業者にこれらに従って当該防災資機材助成事業を遂行すべきことを防災区民組織防災

資機材助成事業遂行命令通知書（第１１号様式）により命ずるものとする。

２　2区長は、防災資機材助成事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該防災資機材助成事業の一時停止を当該防災資機材助成事業者に防災区民組織防災資機材助成事業停止命令通知書(第１２号様式)により命ずるものとする。

(防災資機材助成事業の実績報告)

第２１条　区長は、防災資機材助成事業者に、防災資機材助成事業が終了したとき（第１８条第１項第３号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は会計年度終了後３０日以内に、防災資機材助成事業の遂行状況について、防災区民組織防災資機材助成事業実績報告書（第１３号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げるものを添付して報告させなければならない。

（１）　防災区民組織の活動報告書

（２）　防災資機材及び備蓄物品等の購入又は修繕にあっては、その領収書の写し

（３）　防災資機材、可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫（以下「防災資機材等」という。）の供与にあっては、その受領書（第１４号様式）

（４）　その他区長が必要と認めたもの

２　区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る防災資機材助成事業の実施が、助成の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(防災資機材助成事業の是正のための措置)

第２２条　区長は、前条第２項による審査又は調査の結果、防災資機材助成事業の実施が助成の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該防災資機材助成事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、防災資機材助成事業者に対して防災区民組織防災資機材助成事業是正命令通知書(第１５号様式)により命ずるものとする。

２　区長は、前項の命令により防災資機材助成事業者が必要な処置をした場合は、当該防災資機材助成事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(防災資機材助成決定の取消し)

第２３条　区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。

（２）　助成された金品を当該防災資機材助成事業以外の用途に使用又は流用したとき。

（３）　第２１条の実績報告による防災資機材助成事業の成果又は防災資機材助成事業の事業費の実績額が著しく第１４条の助成申請の内容を下回るとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

２　区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を当該防災資機材助成事業者に防災区民組織防災資機材助成決定取消通知書（第１６号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

(防災資機材助成金等の返還)

第２４条　区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、防災資機材助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金又は防災資機材等が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を防災資機材助成事業者に命じなければならない。

(防災資機材助成金の違約加算金及び延滞金)

第２５条　区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第２３条第１項第３号の規定に該当

し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、防災資機材助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は、助成金の返還を命じた場合において、防災資機材助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

４　区長は、助成金の返還を命じた場合において、防災資機材助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない

（防災資機材助成金の違約加算金の計算）

第２６条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、防災資機材助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（防災資機材助成金の延滞金の計算）

第２７条　第２５条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（その他）

第２８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２０年４月２８日から施行し、同月１日から適用する。

２　防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の供与に関する要綱（平成６年３月３日付世防発第149 号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２２日２世烏地第８８５号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１日４世北地第７３７号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日５世玉地第８２８号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第１３条関係）

助成対象資機材の種類

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬式消防ポンプ、スタンドパイプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強力ライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

別表第２（第１３条関係）

助成限度額

（１） 結成時　50,000 円＋世帯数による定額加算（結成後の助成額）

（２） 結成後

	世帯数		金額
①		200 世帯未満	19,500 円
②	200 世帯以上	300 世帯未満	24,500 円
③	300 世帯以上	500 世帯未満	29,500 円
④	500 世帯以上	600 世帯未満	34,500 円
⑤	600 世帯以上	800 世帯未満	39,500 円
⑥	800 世帯以上	900 世帯未満	44,500 円
⑦	900 世帯以上	1,100 世帯未満	49,500 円
⑧	1,100 世帯以上	1,200 世帯未満	54,000 円
⑨	1,200 世帯以上	1,400 世帯未満	59,000 円
⑩	1,400 世帯以上	1,600 世帯未満	69,000 円
⑪	1,600 世帯以上	1,800 世帯未満	79,000 円
⑫	1,800 世帯以上	2,000 世帯未満	89,000 円
⑬	2,000 世帯以上	2,500 世帯未満	99,000 円
⑭	2,500 世帯以上	3,000 世帯未満	108,500 円
⑮	3,000 世帯以上	3,500 世帯未満	118,500 円
⑯	3,500 世帯以上	4,000 世帯未満	128,500 円
⑰	4,000 世帯以上	4,500 世帯未満	138,500 円
⑱	4,500 世帯以上		148,500 円

別表第３（第１３条関係）

組織結成時の防災資機材

品目	数量
大ハンマー（10 ポンド）	1
バール（1.2m）	1
剣スコップ	1
油圧ジャッキ（４ｔ）	1
ボルトクリッパー（600 ㎜）	1
ロープ（12 ㎜×20m）	1
片刃のこぎり（270 ㎜）	1
なた（135 ㎜）	1
防水シート（5.4m×3.6m）	1
三角巾（10 枚セット）	1

別表第４（第１３条関係）

可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫

品目	数量
可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ	1
可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ用格納庫	1
防火着衣一式	構成員人数分
ヘルメット	構成員人数分

〔資料第15〕

世田谷区区民防災会議規約

（名称及び組織）

第１条　本会議は、世田谷区区民防災会議（以下「区民防災会議」という。）と称する。

２　区民防災会議は、世田谷、北沢、玉川、砧及び烏山の各地域ごとに地域区民防災会議を組織し、各地域区民防災会議は、まちづくりセンターの区域を単位とした地区区民防災会議を組織する。

（目的）

第２条　区民防災会議は、震災から区民の生命と財産を守るため、「自らのまちは自ら守る」を基本理念とし、地域防災活動の推進主体として、区民相互の協力体制を構築することを目的とする。

（事業）

第３条　区民防災会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　災害時の助け合いネットワークづくりのための事業

(2)　防災関係機関と防災区民組織の連携のための事業

(3)　事業所及び学校施設等と防災区民組織の連携のための事業

(4)　防災知識の普及、防災訓練の実施及び防災リーダーの育成

(5)　その他前条の目的の達成に必要な事業

（区民防災会議等の構成）

第４条　区民防災会議及び地域区民防災会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　委　　員

(2)　専門委員

２　地区区民防災会議は、町会・自治会等、身近なまちづくり推進協議会、学校協議会等の地区防災に関係する者をもって構成する。

（委員）

第５条　委員は、地域防災活動の中核を担っている町会、自治会等のうちから選出する。

２　前項の委員の選出は、まちづくりセンターの区域を単位に２名とする。

３　委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（専門委員）

第６条　専門委員は、次に掲げる者の内から委嘱する。

(1)　防災に関し学識経験を有する者

(2)　防災関係機関又は防災関係団体の関係者

２　前項各号に掲げる者のほか、地域区民防災会議においては、地域の実情に応じて必要と認められる者を委嘱することができる。

３　専門委員は、総会及び地域区民防災会議に出席し、意見を述べることができる。

（役員）

第７条　区民防災会議に、次の役員を置く。

会　長	１名	会計	２名
副会長	４名	監査	２名
理　事	１０名		

２　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

４　会長は、会務を統轄し区民防災会議を代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長のうちからあらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。

６　理事は、役員会においてその必要な事項を審議する。

７　会計は、区民防災会議の財務を担当する。

８　監査は、会計を監査する。

（役員の選出方法）

第８条　会長及び副会長は、第１０条第１項に定める地域会長の互選により選出する。

２　理事は、各地域区民防災会議の委員の互選により２名ずつ選出する。

３　会計は、会長が理事の中から指名する。

４　監査は、理事でない委員の中から正副会長会が推薦し、役員会の承認を受け選出する。

（最高顧問・顧問・相談役）

第９条　区民防災会議に最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

２　最高顧問、顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

３　最高顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

（地域区民防災会議）

第１０条　地域区民防災会議に地域会長を置き、地域区民防災会議の委員の互選により選出する。

２　地域会長は、地域区民防災会議の事務を掌理する。
３　地域会長に事故があるときは、地域区民防災会議の委員のうちから地域会長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
４　地域区民防災会議に会計１名及　監査２名を置き、地域区民防災会議の委員の中より選出する。
５　地域区民防災会議は、区からの意見聴取や検討を依頼された事項、並びに各地域の課題等について協議を行い、協議の結果を踏まえた提案等については、正副会長会に提出することができる。
６　この規約に定めるもののほか地域区民防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、地域区民防災会議で定めることができる。

（総会）
第１１条　総会は、会長が招集し、その議長となる。
２　総会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。
３　総会は、年１回以上開催し、次に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画の承認
(2)　予算の承認
(3)　事業報告の承認
(4)　会計決算の承認
(5)　規約の変更
(6)　その他区の全域にわたる事項及び重要な事項
４　前項の規定にかかわらず、急を要するものは、第１３条に規定する役員会に図り処理を行い、次の総会で承認を得なければならない。

（議事）
第１２条　総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員会）
第１３条　役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。
２　役員会は、会長が必要の都度招集し、その議長となる。
３　役員会は、役員会の構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。
４　役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　区民防災会議の運営に関する事項
(3)　地域区民防災会議から提案のあった事項についての事前調整

(4)　第６条に規定する専門委員の委嘱を行うこと。
(5)　その他総会の議決を要しない事務の執行に関する事項
５　役員会の議事は、役員会の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　会長が指名する専門委員は、役員会に出席し課題に対し指導、助言することができる。

（正副会長会）
第１４条　正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。
２　正副会長会は、会長が招集し、その議長となる。
３　正副会長会は、正副会長会の構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。
４　正副会長会は、次に掲げる事項について議決する。
(1)　役員会に付議すべき事項
(2)　その他総会又は役員会の議決を要しない事務の執行に関する事項
５　正副会長会は、前項(1)(2)について、地域区民防災会議から提案された事項をはじめ、区の全域にわたる事項について協議を行うものとする。
６　正副会長会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会の設置）
第１５条　区民防災会議及び地域区民防災会議に第２条の目的を達成するため、その課題に応じて専門部会を設置することができる。

（会計）
第１６条　区民防災会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
２　区民防災会議の収入及び支出を明らかにするため、会計帳簿等を整備する。
３　会計は、委員が会計帳簿等の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

（会計監査）
第１７条　監査は、会計年度終了後に行い、総会に報告しなければならない。

（事務局等）
第１８条　区民防災会議の事務局は世田谷区（以下「区」という。）の危機管理部に置き、事務局長を危機管理部災害対策課長とし、総合支所地域振興課長及びまちづくりセンター所長の代表（各地域ごとのまちづくりセンター所長から選出された者）を代表幹事とする。
２　地域区民防災会議の事務局を区の総合支所に置き、地域事務局長を地域振興課長とし、

まちづくりセンター所長を地域幹事とする。
３　地区区民防災会議の事務局を区のまちづくりセンターに置き、地区事務局長をまちづくりセンター所長とする。

附　　則
この規約は、平成１１年８月２４日から適用する。
（中略）
附　　則
この規約は、平成２８年７月１日から適用する。
附　　則
この規約は、平成２９年８月１日から適用する。
附　　則
この規約は、令和２年４月１日から適用する。
附　　則
この規約は、令和５年９月１日から適用する。

〔資料第 16〕

東京都防災ボランティア等一覧

1　東京都防災ボランティア

名　称	所　管	資　　格	活　　動　　内　　容
防災（語学）ボランティア	生活文化スポーツ局	一定以上の語学能力を有する者（満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	都市整備局	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士		宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 22 条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	建設局	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

2　交通規制支援ボランティア

所　管	資　　格	活　　動　　内　　容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1　大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2　平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

3　東京消防庁災害時支援ボランティア

所　管	資　　格	活　　動　　内　　容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1　災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2　平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

4　赤十字ボランティア

所　管	要　件	活　　動　　内　　容
日本赤十字社東京都支部	《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 青年や学生、特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施

〔資料第 17〕

ボランティアの体制図

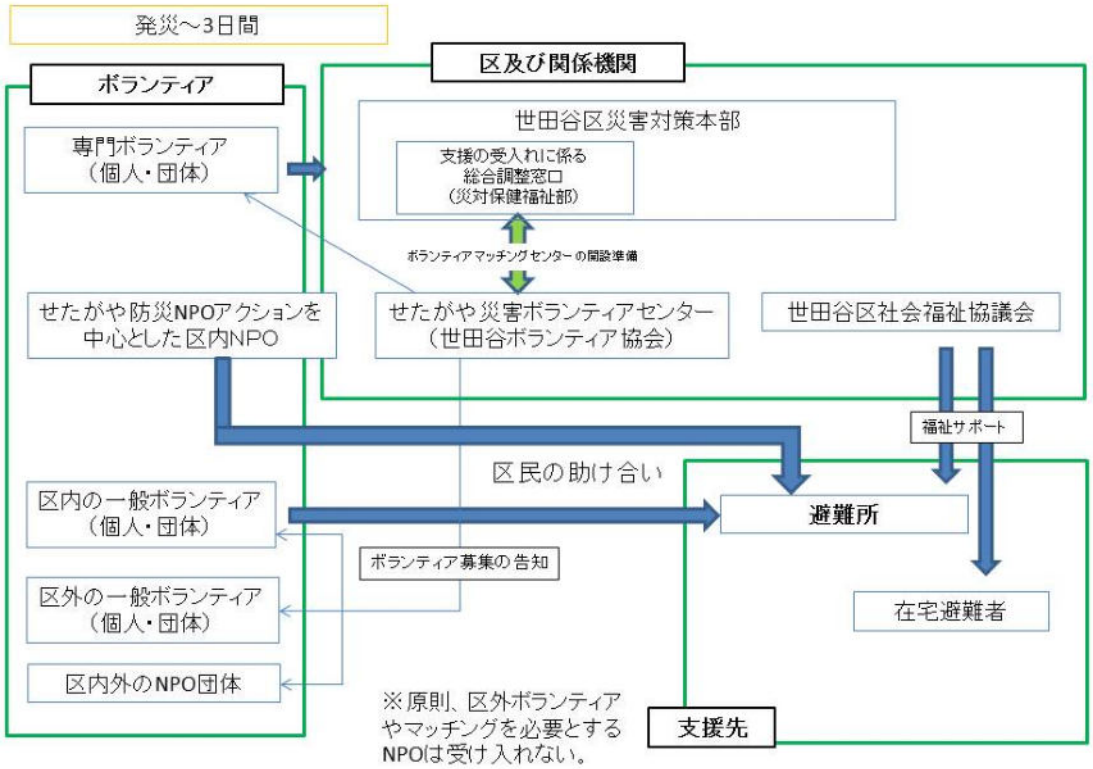

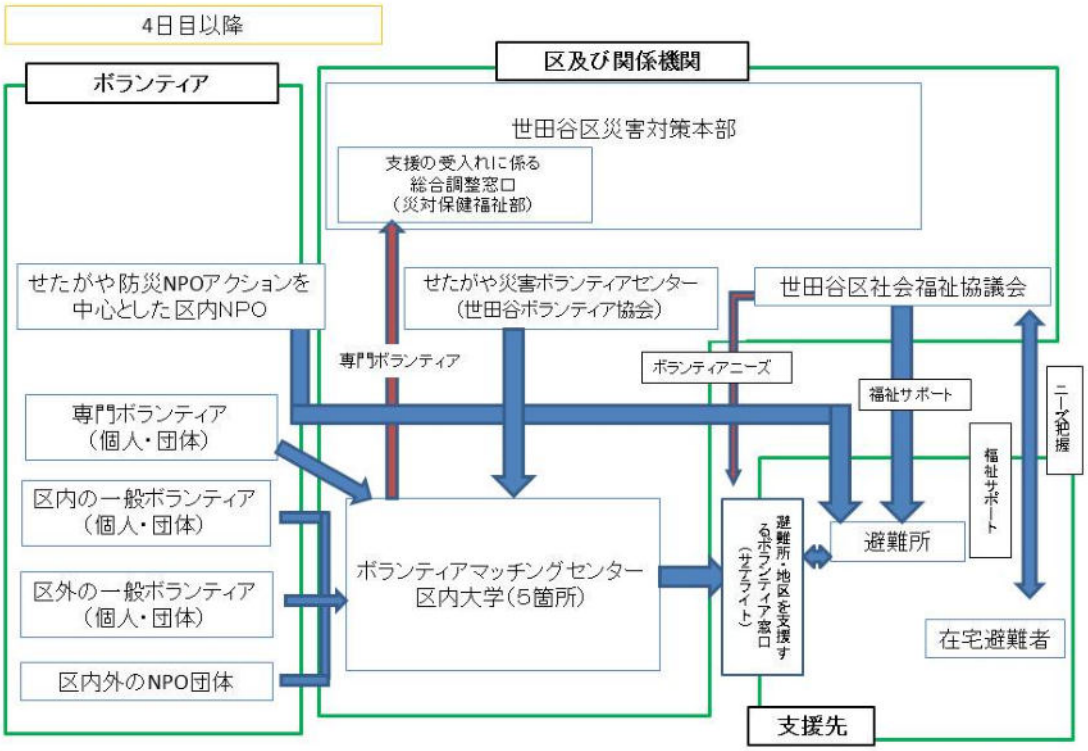

〔資料第 18〕

文化財の現況

令和 6 年 7 月 1 日時点

区分		名称	所在地
国指定文化財　主なもの	国宝･重要文化財		
	建 造 物	大場家住宅主屋および表門	世田谷 1-29-18
	絵　　画	紙本金地著色源氏物語関屋及澪標図、紙本墨画禅機図断簡、絹本墨画淡彩風雨山水図、絹本著色普賢菩薩像 外 31	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		紙本著色源氏物語絵巻、紙本墨画六祖挟担図、白描絵料紙理趣経、紙本著色紫式部日記絵詞、紙本著色三十六歌仙切 外 12	上野毛 3-9-25 五島美術館
	彫　　刻	木造十二神将立像、木造広目天眷属立像	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		木造愛染明王坐像	上野毛 3-9-25 五島美術館
	工　　芸	太刀・銘包永、耀変天目茶碗、太刀・銘真長 外 18	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		金襴手透彫花鳥文仙盞瓶、外 13	上野毛 3-9-25 五島美術館
	書　　籍	倭漢朗詠抄巻下残巻、趙子昂書、紙本墨書是則集 外 29	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		古林清茂墨蹟、史記、無準師範墨蹟、紺紙金泥阿弥陀経 外 61	上野毛 3-9-25 五島美術館
	考　　古	日向国西都原古墳出土金銅馬具類、画文帯四仏四獣鏡 外 3	〃
		野毛大塚古墳主体部出土品	世田谷 1－29－18 区立郷土資料館
	史跡		
	史　　跡	細井広沢墓	等々力 3-15-1 満願寺墓地内
		彦根藩主井伊家墓所	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺墓地内
都指定文化財	有形文化財		
	建 造 物	武家屋敷門	下馬 2-11-6 西澄寺
	絵　　画	絹本着色珂碩上人像	奥沢 7-41-3 浄真寺
	彫　　刻	木造阿弥陀如来（九品）坐像（三仏堂安置）木造釈迦如来坐像（本堂安置）、木造珂碩上人坐像	奥沢 7-41-3 浄真寺
		木造五百羅漢坐像	下馬 4-9-4 世田谷山観音寺

区分		名称	所在地
都指定文化財	工芸品	梵鐘	奥沢 7-41-3 浄真寺
	工芸品・考古資料	七鈴鏡	等々力 3-15-1 満願寺
	古文書	大場氏文書記録	世田谷 1－29－18 区立郷土資料館
	無形民俗文化財		
	風俗慣習	世田谷のボロ市	世田谷 1 他
		奥沢神社の大蛇お練り行事	奥沢 5-22-1
	民俗芸能	浄真寺の二十五菩薩練供養	奥沢 7－41－3 浄真寺
	史跡		
	史跡	世田谷代官屋敷	世田谷 1-29-18
		野毛大塚古墳	野毛 1-25 玉川野毛町公園内
		等々力渓谷三号横穴	等々力 1-22 等々力渓谷公園内
		御岳山古墳	等々力 1-18
		徳冨蘆花旧宅	粕谷 1-20-1 蘆花恒春園内
	旧跡		
	旧跡	世田谷城跡	豪徳寺２丁目一部世田谷城阯公園内
		伊勢貞丈墓	世田谷 4-7-9 大吉寺墓地内
		喜多川歌麿墓	北烏山 4-28-1 専光寺墓地内
	名勝		
	名勝	等々力渓谷	等々力１・２丁目他
	天然記念物		
	天然記念物	九品仏のカヤ、九品仏のイチョウ	奥沢 7-41-3 浄真寺内
		善養寺のカヤ	野毛 2-7-11 善養寺内
		桜小学校のオオアカガシ	世田谷 2-4-15 桜小学校校庭内

区分		名称	所在地
区登録文化財	有形文化財		
	建造物	東玉川神社社殿	東玉川 1-32-9 東玉川神社
		善養院本堂ならびに庫裏	新町 2-5-12 善養院
		船橋観音堂厨子	船橋 1-20-16
		旧清水家住宅書院	玉川 1－16 区立二子玉川公園 帰真園内
	古文書	旧奥沢村原家文書	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	歴史資料	有栖川宮幟仁親王原書「攻玉」木額	中町 2-29-1 区立玉川小学校
		山岡鐵舟書「深澤黌」扁額	新町 1-4-24 区立深沢小学校
	天然記念物		
	天然記念物	駒留八幡神社のクロマツ	上馬 5-35-3 駒留八幡神社
		行善寺のヒノキ	瀬田 1-12-23 行善寺
		静嘉堂のギンモクセイ	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		松沢病院のタギョウショウ	上北沢 2-1-1 松沢病院

区分		名称	所在地
区指定文化財	有形文化財		
	建 造 物	旧長崎家住宅	岡本 2-19-1 岡本公園民家園
		武家屋敷門	岡本 1-3 多摩川テラス
		旧加藤家住宅主屋、旧秋山家住宅土蔵、旧谷岡家表門、旧安藤家住宅	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園
		勝光院書院	桜 1-26-35 勝光院
		喜多見氷川神社石鳥居	喜多見 4-26 喜多見氷川神社
		浄真寺三仏堂（上・中・下品堂）、浄真寺仁王門	奥沢 7-41-3 浄真寺
		豪徳寺仏殿	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		桜上水・八幡神社旧本殿	桜上水 3-21-6 桜上水八幡神社
		大蔵氷川神社本殿並びに棟札	大蔵 6-6-7 大蔵氷川神社
		齋田家住宅	代田 3
		旧小坂家住宅	瀬田 4-41 瀬田４丁目広場
		妙壽寺客殿	北烏山 5-15-1 妙壽寺
		鈴木家住宅穀倉	等々力 2-39
		志村家住宅	成城 3-6-16
		代田八幡神社鳥居	代田 3-57-1
		旧棚網家住宅板倉	宇奈根考古資料室 （部材保管）
		旧山田家住宅	成城 4-20-25 成城みつ池緑地

区分		名称	所在地
区指定文化財	絵画・彫刻	本造薬師如来立像	赤堤 3-28-29 西福寺
		木造阿弥陀如来坐像	喜多見 5-13-10 宝寿院
		木造十一面観音立像	宇奈根 2-24-2 観音寺
		板絵着色大蔵氷川神社奉納絵図	大蔵 6-6-7 大蔵氷川神社
		乾漆珂碩上人倚像、木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	奥沢 7-41-3 浄真寺
		豪徳寺仏殿像	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		知行院の木造十一面観音菩薩立像	喜多見 5-19-2 知行院
		遊芸人図屏風	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		勝國寺の木造薬師如来及脇侍日光菩薩立像	世田谷 4-27-4 勝國寺
	工芸品	豪徳寺の梵鐘	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		勝光院の梵鐘	桜 1-26-35 勝光院
	古文書	阿弥陀三尊・一尊種子板碑、阿弥陀三尊種子板碑、旧荏原郡太子堂村名主森家文書、旧多摩郡鎌田村名主橋本家文書、旧荏原郡上野毛村名主田中家文書、北条幻庵覚書、荏原小学校沿革誌(甲・乙号)、旧多摩郡船橋村名主鈴木家文書、旧多摩郡大蔵村井山家文書、石井家文書、宇津木家文書	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		阿弥陀三尊種子板碑（二基）	上祖師谷 6-12-1 上祖師谷阿弥陀堂
		阿弥陀三尊画像板碑	深沢 1
		阿弥陀一尊画像板碑	赤堤 3-28-29 西福寺
		大平家文書	等々力 7
		旧荏原郡代田村名主齋田家文書	代田 3 齋田家および、 世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	歴史資料	斎藤寛斎史料、木造岡本黄石正座像	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		井伊直弼画像、井伊直弼銅像	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		旧荏原郡用賀村名主飯田家関係史料	上用賀 3・郷土資料館

区分		名称	所在地
区指定文化財	考古資料	稲荷塚古墳出土品（喜多見稲荷塚古墳）、八幡塚古墳北主体部出土品、円乗院遺跡出土弥生土器一括、堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		喜多見中通遺跡出土馬具、桜木遺跡出土の縄文時代遺物一括、瀬田遺跡環濠出土の古墳時代土器一括、祖師谷大道北遺跡出土独鈷石、奥沢台遺跡出土の注口土器	宇奈根 1-8-21 宇奈根考古資料室
	有形民俗文化財		
	有形民俗文化財	旧浦野家土蔵	岡本 2-19-1 岡本公園民家園
		旧城田家住宅主屋	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園
	無形民俗文化財		
	風俗習慣	須賀神社の湯花神事	喜多見 4-3-23 須賀神社
		喜多見のまむしよけ	喜多見 3 齊藤家
		森巌寺の針供養	代沢 3-27-1 森巌寺
	民俗芸能	喜多見氷川神社の節分祭行事と神前神楽	喜多見 4-26-1
		喜多見慶元寺の双盤念仏行事	喜多見 4-17-1
		代田餅搗き	代田（旧代田村）三土代会
	史跡		
	史跡	砧中学校古墳群四号墳	成城 1-10-1 砧中学校校庭
		稲荷塚古墳（喜多見）	喜多見 4-7
		第六天塚古墳	喜多見 4-3
		常盤塚	上馬 5-30-19
		奥沢城跡	奥沢 7-41-3 浄真寺
		上野毛稲荷塚古墳	上野毛 2-12 区立上野毛２丁目緑地
		喜多見氏（江戸氏）墓所	喜多見 4-17-1 慶元寺
		吉良氏墓所	桜 1-26-35 勝光院
		桂太郎墓	若林 4-35

区分		名称	所在地
区指定文化財	天然記念物		
	天然記念物	乗泉寺世田谷別院のクスノキ	宮坂 2-1-5 乗泉寺世田谷別院
		慶元寺のケヤキ	喜多見 4-17-1 慶元寺
		玉川神社のクスノキ	等々力 3-27-7 玉川神社

〔資料第 19〕

世田谷区街路消火器設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大地震発生に伴い多発的に発生すると予想される火災又は随時発生する火災を区民等の協力によって初期に消火し、区民の生命と財産の安全を図るために、世田谷区が区内の街路等に設置する消火器（以下「街路消火器」という。）及び街路消火器の維持管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（街路消火器の規格）

第２条　街路消火器は、国家検定を合格したもので、粉末を用いるものにあってはＡＢＣ粉末１０型薬剤量３キログラム以上のもの、強化液を用いるものにあっては薬剤量３リットル以上の容量のものとする。

（街路消火器の設置基準）

第３条　街路消火器は、概ね次に掲げる場所に設置する。

（１）木造住宅密集地又は消防活動が困難な狭あい地等の延焼の危険が大きい住宅地

（２）中層アパート群がある地域又は駅周辺等の地域における防災意識の高揚及び火災への対応のために適切な場所

（３）広域避難場所への避難道路の安全を確保するため、当該避難道路に概ね 100 メートル間隔で設ける場所

（４）一時集合所、避難所の安全を確保するため、それらの周辺に設ける場所

（街路消火器の設置方法）

第４条　街路消火器の設置方法は、次のとおりとする。

（１）道路上等の目立ちやすく容易に使用することができる場所で、車両、歩行者等の通行の障害とならないこと。

（２）老朽防止及び盗難防止のため格納箱に収めること。

（３）格納箱はポールにより地面に固定し、又はポールによらない場合は塀等に固定し、当該格納箱の上端が地面から１メートル以上 1.5 メートル以下の高さになるようにすること。

（街路消火器の設置場所の承諾等）

第５条　区長は、街路消火器を設置しようとするときは、当該設置しようとする場所の所有者およびその場所に面した住宅等の居住者等から世田谷区街路消火器設置承諾書（様式）又は指定用紙により承諾を受けてから設置場所を決定しなければならない。

２　区長は、街路消火器の設置場所の所有者又はその場所に面した住宅等の居住者等から街路消火器の移設又は撤去を希望する旨の申出があったときは、当該申出を行った者と速やかに協議するとともに、街路消火器の新たな設置場所を決定し、移設又は撤去しなければならない。

（街路消火器の維持管理）

第６条　区長は、定期的な検査、薬剤の詰替え等、街路消火器の維持管理を行わなければならない。

２　区長は、街路消火器又は格納箱の使用若しくはいたずら等による放置、盗難、破損等の情報について通報等があった場合は、速やかに原状に復するよう対処しなければならない。

（区民への啓発）

第７条　区長は、消防署等の防災関係機関と協力し、区民等に対し街路消火器を含む消火器の取扱いについて講習を行う等の啓発を行わなければならない。

（賠償）

第８条　区長は、街路消火器又は格納箱等に損害を与えた者に対し、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、速やかに原状に回復させるものとする。ただし、区が原状に回復した後に街路消火器又は格納箱に損害を与えた者が判明した場合は、当該損害を与えた者に当該回復に要した費用を賠償させることがある。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、街路消火器の設置及び維持管理等に係る必要な事項は、その都度区長が定める。

附　則

この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年４月１日）

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

〔資料第 20〕

街路消火器の設置現況

（令和 6 年 10 月現在）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
消火器 設置本数	1,356	1,290	1,094	725	525	4,998

設置の目安

1　出火及び延焼危険の大きい住宅地を中心に設置（木造一般住宅密集地、消防活動困難な狭あい地、新興住宅地、等）

2　防災意識の高揚及び一般火災への対応のために適切なところに設置（中層アパート群、駅周辺、等）

3　避難路の安全を確保するため、主要道路に概ね 100m 間隔に設置

4　一時集合所、避難所等の周辺に重点的に設置

〔資料第 21〕

世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、世田谷区が火災発生時に消火活動に協力した区民等が使用した消火器に対し当該使用後に消火器の薬剤補充等の助成を行うことにより、区民等の消火活動に伴う経済的負担の軽減を図り、もって区の火災予防の施策に資することを目的とする。

（薬剤補充等の助成の対象となる消火器）

第２条　薬剤補充等の助成の対象となる消火器（以下「協力消火器」という。）は、世田谷区内又は世田谷区に隣接する区又は市（世田谷区との境界から概ね 100 メートル以内の地域とする。）で発生した火災の消火活動に協力して使用した消火器で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴ 世田谷区内の一戸建て住宅に居住する個人（世帯を含む。以下同じ。）が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの

⑵ 世田谷区内の共同住宅（同一敷地内に複数棟の住宅がある場合を含む。以下同じ。）に居住する個人が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの

⑶ 世田谷区内の共同住宅に居住する個人が所有する消火器で、当該共同住宅内の他の世帯の部屋等の火災に対して使用したもの

⑷ 世田谷区内の共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅以外の建物等の火災に対して使用したもの

⑸ 世田谷区内に所在する民間事業所が所有する消火器で、前各号に掲げるものに相当すると認められるもの

⑹ 世田谷区外に居住する個人又は世田谷区外に所在する民間事業者が所有する消火器で、世田谷区内の火災に対して使用したもののうち、当該個人の居住地又は事業所の所在地が属する区又は市からこの要綱による助成と同等の助成制度が適用にならないもの

（薬剤補充等の助成の対象とならない場合）

第３条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による薬剤補充等の助成の対象としない。

⑴ 官公署、国公立学校に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合

⑵ 公設民営の施設又は事業所等に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合

⑶ 共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅の火災に対して使用した場合

⑷ 火災の原因について責任を有する者が、当該火災に対して使用した場合

（助成の方法）

第４条　助成の方法は、協力消火器への薬剤補充等による現物給付とする。

（助成に係る手続等）

第５条　区長は、薬剤補充等の助成を希望する協力消火器の所有者に、世田谷区消火器薬剤補充等助成申請書兼請求書（第１号様式）により申請させるものとする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等を確認し、審査のうえ助成の可否を決定するものとする。

３　区長は、助成の可否を決定したときは、その決定内容を速やかに申請した者に対し世田谷区消火器薬剤補充等助成の可否決定通知書（第２号様式）により通知するとともに、助成を可としたものについて助成を行うものとする。

４　助成が終了したときは、申請した者に対し消火器薬剤補充等助成確認票（第３号様式）を提出させるものとする。

（個人情報の外部提供）

第６条　区長は、区が委託する業者を用いて薬剤補充等の助成を行う場合は、協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等の個人情報について区から当該委託業者に通知することをあらかじめ協力消火器の所有者から同意を得たうえで行わなければならない。

（虚偽の申し出等により助成を受けた場合の措置）

第７条　区長は、薬剤補充等の助成を受けた者が、虚偽の申出等により、この要綱の規定に反して助成を受けたものであると認めるときは、助成に要した費用の返還を求める等の措置を講じなければならない。

附　則

この要綱は、平成 14 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 17 年６月１日）

この要綱は、平成 17 年６月１日より施行する。

〔資料第 22〕

応急給水資器材配置場所一覧

区では飲料水や消火用水を確保するため、以下のように備えています。

1　スタンドパイプとは

道路等のマンホール内に格納されている消火栓に接続して給水する資器材。スタンドパイプの先に給水栓や消火用ホースをつないで使用します。

（1）応急給水用

断水などが発生した際の飲料水等の供給は、東京都が設置する区内 10 カ所の給水拠点で行うこととしております。

区では避難所となる区立小中学校施設の水道設備が破損した際に備え、消火栓等を活用した応急給水を実施するため、東京都水道局から貸与された応急給水資器材（スタンドパイプや給水栓等、消火用としても使用可）を区立小中学校に配備しています。

また、各小中学校の受水槽には非常用水栓を取り付けており、受水槽内の水を使用することができます。

（※　改築工事、大規模改修工事対象校一部を除く。）

（2）消火用

震災等による火災に備え、初期消火を行う資器材として消火用のスタンドパイプセットを 28 カ所のまちづくりセンター及び地区会館等計 52 カ所の区施設に配備しています。

緊急時に区民などが使用できるよう、日ごろより消防署の協力を得て町会・自治会や事業所等を対象に操作訓練を行っています。

消火用スタンドパイプ設置場所一覧

（令和６年 12 月１日現在）

	名称	所在地		名称	所在地
1	池尻まちづくりセンター	池尻 3-27-21	29	桜丘区民センター	桜丘 5-14-1
2	太子堂まちづくりセンター	太子堂 2-17-1	30	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9
3	若林まちづくりセンター	若林 1-34-2	31	粕谷区民センター	粕谷 4-13-6
4	上町まちづくりセンター	世田谷 1-23-5	32	下馬南地区会館	下馬 6-41-6
5	経堂まちづくりセンター	宮坂 1-44-29	33	経堂地区会館	経堂 3-37-13
6	下馬まちづくりセンター	下馬 4-13-4	34	経堂南地区会館	経堂 5-21-6
7	上馬まちづくりセンター	上馬 4-10-17	35	三宿地区会館	三宿 2-7-10
8	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-61-16	36	世田谷地区会館	世田谷 2-25-10
9	代沢まちづくりセンター	代沢 5-1-15	37	中里地区会館	上馬 2-24-17
10	新代田まちづくりセンター	羽根木 1-6-14	38	野沢地区会館	野沢 1-8-14
11	北沢まちづくりセンター	北沢 2-8-18	39	桜上水南地区会館	桜上水 3-4-11
12	松原まちづくりセンター	松原 5-43-28	40	松原地区会館	松原 5-17-6
13	松沢まちづくりセンター	赤堤 5-31-5	41	代沢地区会館	代沢 5-8-19
14	奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-15-7	42	代田地区会館	代田 4-14-3
15	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-35-4	43	奥沢東地区会館	奥沢 2-9-28
16	等々力まちづくりセンター	等々力 3-4-1	44	駒沢地区会館	駒沢 3-13-5
17	上野毛まちづくりセンター	中町 2-33-11	44	深沢地区会館	深沢 1-14-22
18	用賀まちづくりセンター	用賀 2-29-22	46	宇奈根地区会館	宇奈根 2-23-20
19	二子玉川まちづくりセンター	玉川 4-4-5	47	祖師谷地区会館	祖師谷 3-30-30
20	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-33-12	48	大蔵地区会館	砧 3-5-6
21	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1-23	49	給田地区会館	給田 3-14-7
22	成城まちづくりセンター	成城 6-3-10 ※1	50	北烏山地区会館	北烏山 9-25-26
23	船橋まちづくりセンター	船橋 4-3-2	51	世田谷区役所西棟	世田谷 4-22-33
24	喜多見まちづくりセンター	喜多見 5-11-10	52	世田谷ボランティアセンター	下馬 2-20-14
26	上北沢まちづくりセンター	上北沢 4-32-9			
27	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷 2-7-6			
28	烏山まちづくりセンター	南烏山 6-4-26 ※2			

※1　成城まちづくりセンター配備分は、砧総合支所（成城 6-2-1）に設置しています。

※2　烏山まちづくりセンター配備分は、烏山区民センター（南烏山 6-2-19）に設置しています。

〔資料第 23〕

消防車両等の内訳

令和６年４月１日現在

区分	ポンプ車	化学車	はしご車等	救助車	救急車	その他 指揮車・ 輸送車等	計
世田谷消防署	10 台	1 台	1 台	1 台	6 台	10 台	29 台
玉川消防署	8 台		1 台		4 台	10 台	23 台
成城消防署	6 台		1 台		5 台	11 台	23 台
計	24 台	1 台	3 台	1 台	15 台	31 台	75 台

〔資料第 24〕

消防水利

令和６年４月１日現在

種別	計	種別	計
公設消火栓	8,933	プール	137
私設消火栓	47	河川	53
防火水槽	2,115	池	9
貯水池	7	その他	26
受水槽	41	計	11,368

〔資料第25〕

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

原議保存期間	10年（令和16年３月31日まで）
有 効 期 間	一種（令和11年３月31日まで）

警　視　庁　交　通　部　長
各　道　府　県　警　察　本　部　長　殿
（参考送付先）
　警察大学校交通教養部長
　各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第９３号
令和５年７月１８日
警察庁交通局交通規制課長

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について（通達）

大規模災害に伴う交通規制の実施に係る基本的事項については、「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」（令和５年７月18日付け警察庁丙規発第26号、丙交指発第28号）により示達されたところであるが、緊急通行車両の確認等に係る事務手続の細目的事項については、別添のとおり「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を制定し、令和５年９月１日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

第１　目的

この要領は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

１　概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第１項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第２項において、災対法第50条第２項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

２　確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1)　緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の(ｱ)～(ｹ)に掲げる事項について行

うものとされている。

(ｱ)　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ｳ)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ｴ)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(ｵ)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ｶ)　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

(ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ｸ)　緊急輸送の確保に関する事項

(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2)　災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3)　原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

3　確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1)　申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2)　標章及び証明書の交付

ア　標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ　交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第１の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3)　標章及び証明書の記載事項

ア　標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ｱ)　16桁の数字のうち左から１桁～２桁目

交付した年度（西暦）の下２桁とする。

(ｲ)　16桁の数字のうち左から３桁～８桁目

交付場所（所属等）の６桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にあっては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ｳ)　16桁の数字のうち左から９桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の２桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(ｴ)　16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の１桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

１　災対法に基づく緊急通行車両

２　災対法に基づく規制除外車両

３　大震法に基づく緊急輸送車両

４　原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両

５　原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(ｵ)　16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

５桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ　証明書

(ｱ)　交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(ｲ)　「車両の用途」欄

原則として２(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ｳ)　「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(ｴ)　「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4)　原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第８条第２項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第１項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第１項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する２(1)に掲げる事項（災対法第50条第１項に規定される災害応急対策、原災法第26条第１項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第２条第３項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を１通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通

行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を１通にすることができるものとする。

(5)　知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

4　災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1)　申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2)　申出の際に必要な書類

ア　災対法施行規則別記様式第３の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ　添付書類

(ｱ)　自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第６条第２項第１号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(ｲ)　災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第６条第２項第２号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加え

て、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

(ｳ)　災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第６条第２項第３号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

(ｴ)　留意事項

(ｱ)～(ｳ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ｳ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(ｲ)の書類で足りることとなる。また、１通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類１通の添付で足りることとなる。

ウ　事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を１通とすることができることとする。

その際、(ｲ)又は(ｳ)の書類について重複する内容のものは１通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3)　緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用（令和５年８月31日まで）に基づき緊急通行

車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4)　標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して５年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して５年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

５　災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1)　申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、都道府県警察の本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意を要する。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り都道府県警察の本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2)　申出の際に必要な書類

ア　申出書

イ　添付書類

(ｱ)　自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

４(2)イ(ｱ)と同様とする。

(ｲ)　災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

４(2)イ(ｲ)と同様とする。

ウ　事務の合理化

４(2)ウと同様とする。

(3)　やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きょの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きょ使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4)　届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては４(3)と同様とする。

(5)　標章及び証明書の有効期限

４(4)と同様とする。

6　確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

(1)　標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第６の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2)　標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第７の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3)　標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア　災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ　標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ　標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

7　交通検問所における緊急通行車両の通行手続

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第２の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

8　指定行政機関等に対する指導等

公安委員会は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認

の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。

また、公安委員会は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

第３　災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

１　交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

２　事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

(1)　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(2)　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(3)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(4)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

３　原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

４　規制除外車両の事前届出に関する手続

(1)　事前届出の概要

ア　事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ　事前届出先

第２の４(1)（５ページ）と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシス

テムを使用する方法により行うことができる。

ウ　事前届出の際に必要な書類

別記様式第３の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(ｱ)　医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

(ｲ)　医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(ｳ)　患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

(ｴ)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2)　除外届出済証の交付等

ア　除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第３の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ　除外届出済証の再交付等

(ｱ)　公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(ｲ)　除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ　事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第４の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ　事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

５　災害発生時等における事前届出車両の確認

(1)　申出先については、第２の５(1)（７ページ）と同様とする。

(2)　公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第５の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第６の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

(3)　公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第２の３(3)（３ページ～４ページ）と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として２に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第７の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して１か月後の日とする。

(4)　公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(5)　交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

６　事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるも

のではない。

(1)　第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第２の５(1)（７ページ）と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び２(1)～(4)に応じた４(1)ウ(ｱ)～(ｴ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2)　第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第４　その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

公安委員会は、大震法施行令第12条第１項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第２(１ページ～10ページ参照)及び第３（10ページ～13ページ参照）の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

１　標章及び証明書の交付

(1)　交付に係る処理経過

別記様式第８の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2)　「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第６の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第１項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3)　緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたもの

として、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

２　届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第９条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第１項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

３　交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第９条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第３（10ページ～13ページ参照）に記載の取扱いは行わないこと。

第５　その他

公安委員会は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第１

緊急通行車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		

別記様式第２

緊急交通路通行車両管理簿

確認場所

通行年月日時	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	活動地域	交付番号	備考
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					
．　．					

備考１　備考欄には、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の場合には、当該車両の用途について次の各区分の記号を記載することとする。

ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項

ク　緊急輸送の確保に関する事項

ケ　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　その他の法令に基づく緊急通行（輸送）車両や規制除外車両については、その旨及び車両の用途の概要を記載すること。

別記様式第３

<table>
<tr>
<td colspan="3">災　　害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　　月　　日
公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名</td>
<td colspan="2">災　　害　　第　　号
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

公安委員会　　印</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">番号標に表示されている番号</td>
<td></td>
<td colspan="2" rowspan="6">（注）
１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
(1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)　規制除外車両が廃車となったとき。
(3)　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">車両の使用者</td>
<td>住　所</td>
<td>（　　）　　局　　番</td>
</tr>
<tr>
<td>氏名又は名称</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">活動地域</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="3">（注）　この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。</td>
</tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受理(交付)番号	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	備考
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	

別記様式第５

公安委員会　殿

年　　月　　日

規　制　除　外　車　両　確　認　申　出　書

申出者　住所
　　氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　　所	（　　）　　局　　番
	氏　　名	
備　　考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第６

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書

公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第７

規制除外車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日時	交付番号	備考
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		

別記様式第８

緊急輸送車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		
．．			．．		

〔資料第26〕

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）するものです。

【交通規制図】

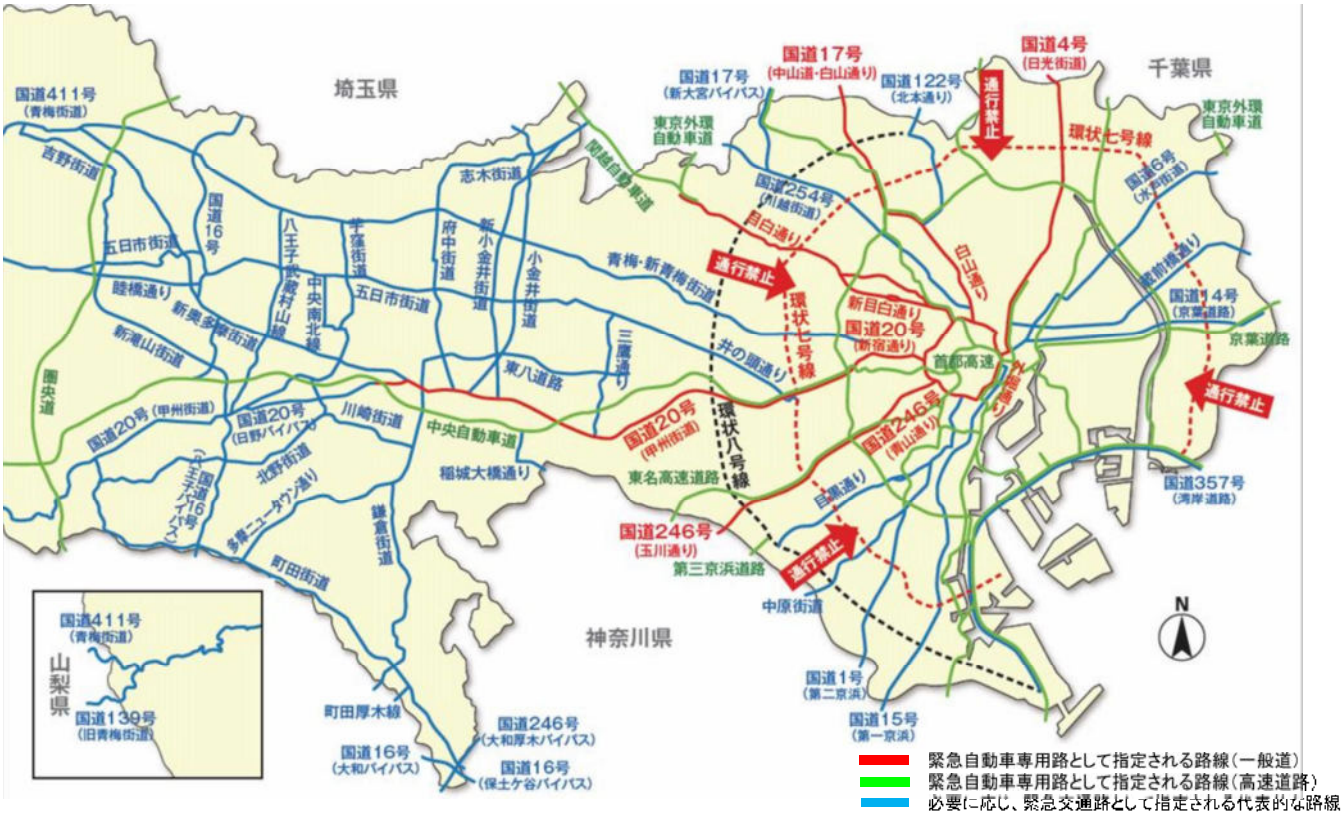

第一次交通規制(道路交通法)

1　環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
　都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。

2　環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
　信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。

3　「緊急自動車専用路」の指定
　次の７路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

4　都内に極めて甚大な被害が生じている場合
　被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

1　「緊急交通路」の優先指定
　緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。

2　その他の「緊急交通路」の指定
　被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。（主な路線名）

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・睦橋通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
芋窪街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新滝山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号(甲州街道)	

※　国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

〔資料第 27〕

災害時臨時離着陸場候補地一覧

（令和6年10月現在）

	施設名	所在地	確保面積（m^3）	現況	備考
1	世田谷公園 軟式野球場	池尻 1-5	13,940	野球場	
2	都立駒沢オリンピック 公園上競技場	区駒沢公園 1 番地	16,000	競技場	国立病院機構東京医療センター
3	駒澤大学祖師谷 グラウンド	上祖師谷 2-8	13,750	大学グラウンド	
4	都立砧公園野球場	砧公園1番地	7,700	野球場	
5	都立祖師谷公園 少年運動場	上祖師谷 3-22	2,000	広場	至誠館第二病院
6	明治大学八幡山 グラウンド	八幡山 2-13-9	48,833	大学グラウンド	
7	二子玉川緑地 運動場	鎌田1丁目先	12,100	河川敷	
8	日本体育大学 グラウンド	深沢 7-1		大学グラウンド	
9	東京農業大学 野球場	桜丘 1-1		野球場	公立学校共済組合関東中央病院
10	駒澤大学玉川校舎 グラウンド	宇奈根 1-1		大学グラウンド	
11	日本大学 グラウンド	桜上水 3-25-40	24,618	陸上グラウンド	
12	日本女子体育大学 グラウンド	北烏山 8-19-1	16,000	大学グラウンド	
13	玉川3丁目先 多摩川左岸河川敷	玉川 3 丁目先		河川敷	
14	世田谷区立羽根木公園	代田 4-38	10,600	公園（野球場）	
15	世田谷区立大蔵運動公園陸上競技場	大蔵 4-6-1	6,555	陸上競技場	
16	国立成育医療研究センター	大蔵 2-10-1	437	屋上施設	
17	自衛隊中央病院	池尻 1-2-24	888	屋上施設	
18	都立松沢病院屋上	上北沢 2-1-1	940	屋上施設	
19	第一生命相娯園グラウンド （SETAGAYA Qs-GARDEN 内）	給田 1-1-1	6,825	グラウンド	

〔資料第 28〕

各機関における情報連絡体制一覧

区分	内　　容
区	１．区は、東京都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。なお、地震等による無線施設の損壊その他の支障の発生により、通信ルートが途絶した場合は、最寄りの消防署の有する消防電話用通信設備を活用する。 ２．災害の状況により、都本部に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 ３．区は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、区域内の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に災害時の通信を確保する。 ４．震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を確保しておく。（世田谷区地域防災系無線協議会） ５．緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、ＮＴＴ及び各施設管理者の協力を確保しておく。
都	東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により管下区市町村、都各出先機関、警察、消防等各防災機関と情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、管下消防署、各方面本部・警防本部及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。
東日本ＮＴＴ	１．ＮＴＴの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。 ２．広域避難場所に特設公衆電話を設置する。また、災害用伝言ダイヤルの運用をはかる。

〔資料第 29〕

消防団格納庫一覧

世田谷消防団　　（令和 6 年 4 月 1 日現在）

分団名	所　在	面積(占有面積)	分団名	所　在	面積(占有面積)
第 1 分団	池尻 2－7－17	16.5m²	第 10 分団	松原 2－17－36	24.86m²
	池尻 4－26	4.98m²		松原 6－10－10	4.98m²
	三宿 1－4	43.3m²		松原 3－22－12	4.98m²
第 2 分団	太子堂 2－16－11	57.76m²	第 11 分団	赤堤 2－10－13	12.25m²
	太子堂 3－30－8	4.98m²		赤堤 5－27－8	56.7m²
	太子堂 5－7－4	4.98m²		赤堤 4－10－1	4.98m²
第 3 分団	若林 1－34－2	14.76m²	第 12 分団	下馬 6－42	4.98m²
	若林 5－26－15	58.32m²		野沢 2－24	32.4m²
	三軒茶屋 2－33	5.43m²		野沢 2－4－6	4.71m²
第 4 分団	世田谷 4－22－13	76.84m²	第 13 分団	上馬 1－13－15	54m²
	桜 1－30	4.71m²		駒沢 2－42	4.71m²
	世田谷 1－23	5.43m²		上馬 4－35－4	4.71m²
第 5 分団	代田 1－9－17	12.88m²	第 14 分団	下馬 1－42－12	23.01m²
	梅丘 1－61－16	21.82m²		下馬 2－26	14.34m²
	梅丘 2－6	5.43m²		下馬 4－10－5	4.71m²
第 6 分団	宮坂 1－25－8	51.6m²	第 15 分団	弦巻 3－18－22	15.09m²
	経堂 5－34－1	70.52m²		弦巻 5－13	4.98m²
	宮坂 3－34－7	4.71m²		弦巻 1－42－34	29.43m²
第 7 分団	代沢 1－23－9	4.71m²	第 16 分団	桜丘 2－22－2	45.97m²
	代沢 4－42	39.99m²		桜丘 1－19－17	4.7m²
第 8 分団	代田 6－21－5	13.32m²	第 17 分団	上北沢 1－13－4	22.2m²
	大原 2－31	4.98m²		桜上水 1－1－10	24m²
	大原 1－4－6	5.8m²		上北沢 1－32	81.82m²
	羽根木 1－31－21	6.35m²	第 18 分団	上北沢 2－1－5	70.32m²
第 9 分団	北沢 5－6－1	5.43m²		上北沢 3－34－21	5.43m²
	北沢 1－41－22	4.71m²			
	北沢 3－18－4	31.5m²			

玉川消防団

分団名	所在	面積
第１分団	奥沢３－１－１	42.3m^2
第２分団	奥沢７－34－３	25.00m^2
	奥沢８－４－17	4.71m^2
第３分団	等々力３－14－12	78.20m^2
第４分団	中町４－21－１	16.98m^2
第５分団	瀬田４－32－16	14.25m^2
第６分団	深沢５－11－21	40.00m^2
	深沢１－15－22	52.94m^2
第７分団	玉川２－２－１	20.14m^2
第８分団	野毛３－４－22	79.3m^2
第９分団	等々力２－17－14	25.00m^2
第10分団	新町２－16－24	14.31m^2
	桜新町２－６－１	4.71m^2
第11分団	用賀４－10－４	25.37m^2
	上用賀３－６－３	4.71m^2

成城消防団

分団名	所在	面積
第１分団	成城２－33－14	22.5m^2
	成城８－27	4.7m^2
第２分団	祖師谷５－10－１	38.22m^2
	祖師谷３－30－30	6.60m^2
第３分団	粕谷４－13－６	24.00m^2
	八幡山３－３－６	22.41m^2
	千歳台３－31－９	31.92m^2
	船橋４－５－１	59.50m^2
第４分団	給田４－５－３	51.37m^2
	南烏山４－21	39.86m^2
第５分団	岡本１－21－14	26.12m^2
	大蔵６－５－17	9.94m^2
	砧５－25－５	19.44m^2
	砧３－10－８	4.71m^2
第６分団	宇奈根１－８－21	12.66m^2
	喜多見１－４	5.43m^2
	喜多見５－24	33.60m^2
	喜多見８－23	4.98m^2
第７分団	上祖師谷４－18－17	12.66m^2
	上祖師谷１－24	4.98m^2

〔資料第30〕

世田谷区災害対策本部条例

昭和38年７月２日条例第13号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第２条　本部に本部長室および部をおく。

２　部に部長をおく。

３　本部長室および部に属すべき本部の職員は、世田谷区規則で定める。

（職務）

第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（雑則）

第４条　第２条および第３条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は世田谷区規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月13日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月２日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔資料第31〕

世田谷区災害対策本部条例施行規則

昭和38年12月２日規則第19号

（趣旨）
第１条　この規則は、世田谷区災害対策本部条例（昭和38年７月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
追加〔昭和61年規則22号〕

（本部長室の所掌事務）
第２条　本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。
（１）　本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
（２）　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
（３）　避難所の開設及び閉鎖に関すること。
（４）　避難指示等の発令に関すること。
（５）　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること。
（６）　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
（７）　東京都知事等に対する応援等要請に関すること。
（８）　民間協力団体に対する協力要請に関すること。
（９）　応急公用負担等に関すること。
(10)　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
(11)　本部の廃止及び継続して行う災害業務の分担に関すること。
(12)　前各号のほか、重要な災害対策に関すること。
一部改正〔昭和40年規則43号・54年44号・58年47号・61年22号・平成９年32号・令和３年95号・104号〕

（本部長室の構成）
第３条　本部長室は、次の者をもって構成する。
（１）　災害対策本部長（以下「本部長」という。）
（２）　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
（３）　災害対策本部員（以下「本部員」という。）
（４）　災害対策本部連絡調整員（以下「本部連絡員」という。）
一部改正〔昭和48年規則２号・52年28号・54年44号・55年33号・61年22号〕

（本部長及び副本部長）
第４条　本部長は、区長とし、副本部長は、危機管理監、副区長及び教育長をもって充てる。
２　条例第３条第２項の規定による本部長の職務の代理は、危機管理監である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理監である副本部長にも事故があるときは危機管理部を担任する副区長である副本部長が、危機管理部を担任する副区長である副本部長にも事故があるときは他の副区長である副本部長が、他の副区長である副本部長にも事故があるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。
全部改正〔昭和53年規則39号〕、一部改正〔昭和54年規則44号・61年22号・平成６年118号・19年50号・令和２年39号・５年96号〕

（本部員）
第５条　本部員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

（１）　世田谷総合支所長
（２）　北沢総合支所長
（３）　玉川総合支所長
（４）　砧総合支所長
（５）　烏山総合支所長
（６）　政策経営部長
（７）　総務部長
（８）　危機管理部長
（９）　財務部長
（10）　生活文化政策部長
（11）　清掃・リサイクル部長
（12）　保健福祉政策部長
（13）　世田谷保健所長
（14）　都市整備政策部長
（15）　道路・交通計画部長
（16）　教育政策・生涯学習部長
（17）　技監
（18）　区内の消防署長が指定する消防吏員
２　前項に掲げる者のうち、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長及び烏山総合支所長は、各地域にあってそれぞれの職務に従事するものとする。
３　第１項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
一部改正〔昭和40年規則43号・45年42号・48年２号・49年５号・39号・52年28号・53年39号・54年44号・55年33号・58年47号・61年22号・62年23号・平成３年42号・４年18号・７年26号・９年32号・10年56号・11年36号・12年38号・13年38号・15年71号・16年36号・17年63号・19年50号・28年53号・令和２年39号・３年54号・４年26号・５年26号〕

（本部連絡員）
第６条　本部連絡員は、次の職にある者をもってこれに充てる。
（１）　世田谷総合支所地域振興課長
（２）　北沢総合支所地域振興課長
（３）　玉川総合支所地域振興課長
（４）　砧総合支所地域振興課長
（５）　烏山総合支所地域振興課長
（６）　政策経営部政策企画課長
（７）　政策経営部広報広聴課長
（８）　総務部総務課長
（９）　危機管理部災害対策課長
（10）　財務部経理課長
（11）　生活文化政策部市民活動推進課長
（12）　清掃・リサイクル部管理課長
（13）　保健福祉政策部保健福祉政策課長
（14）　世田谷保健所健康企画課長
（15）　都市整備政策部都市計画課長
（16）　道路・交通計画部道路管理課長
（17）　教育総務課長
（18）　区議会事務局次長
全部改正〔昭和58年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則22号・平成３年42号・４年18号・７年26号・９年32号・104号・10年56号・11年36号・12年38号・13年38号・15年71号・16年36号・17年63

号・18年57号・19年50号・28年53号・30年42号・令和２年39号・４年26号〕

（部の名称）
第７条　部の名称は、次のとおりとする。
　災対統括部
　災対総務部
　災対財政・広報部
　災対物資管理部
　災対世田谷地域本部
　災対北沢地域本部
　災対玉川地域本部
　災対砧地域本部
　災対烏山地域本部
　災対区民支援部
　災対清掃部
　災対保健福祉部
　災対医療衛生部
　災対都市整備部
　災対土木部
　災対教育部
２　部の編成は、別表第１のとおりとし、同表に掲げる通常の行政組織に属しない職員は、本部長が配属する。
３　部の事務分掌は、別表第２のとおりとする。ただし、本部長は、特に必要があると認めるときは、部の事務分掌の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。
４　部に班を置き、班の編成は、当該部の部長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく世田谷区地域防災計画に定める計画に従って行うものとする。
５　前項の班に班長を置き、係長職以上の職にある者をもって充てる。ただし、当該部の部長が特に必要があると認めるときは、他の者をもって班長とすることができる。
６　第２項から前項までに定めるもののほか、部内の体制及び事務分掌に関し必要な事項は、当該部の部長が定める。
全部改正〔昭和58年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則22号・平成３年42号・４年18号・９年32号・104号・10年56号・12年38号・15年29号・16年36号・18年123号・28年53号・令和３年54号〕

（会議の招集）
第８条　会議は、必要に応じ本部長が招集する。
全部改正〔昭和40年規則43号〕、一部改正〔昭和55年規則33号・61年22号〕

（職務権限）
第９条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。
一部改正〔昭和54年規則44号・55年33号・61年22号〕

（雑則）
第10条　この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。
一部改正〔昭和55年規則33号・61年22号〕

付　則
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　東京都災害救助隊世田谷区支隊規則（昭和34年９月東京都世田谷区規則第７号）は、廃止する。

（略）

附　則（令和３年３月31日規則第54号）

附　則（令和３年５月31日規則第95号）

附　則（令和３年６月30日規則第104号）

附　則（令和３年８月31日規則第114号）

附　則（令和３年11月30日規則第131号）

附　則（令和３年12月10日規則第142号）

附　則（令和４年３月31日規則第26号）

附　則（令和５年３月31日規則第26号）

附　則（令和５年10月31日規則第96号）

附　則（令和６年３月29日規則第30号）

別表第１（第７条関係）

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
災対統括部	部長 副部長 副部長	危機管理部長 ＤＸ推進担当部長 選挙管理委員会事務局長	災害対策課 地域生活安全課 ＤＸ推進担当課 選挙管理委員会事務局
災対総務部	部長 副部長 副部長 副部長	総務部長 庁舎整備担当部長 区長室長 区議会事務局長	総務課 区政情報課 人事課 研修担当課 職員厚生課 庁舎管理担当課 庁舎建設担当課 秘書課 区議会事務局
災対財政・広報部	部長 副部長	政策経営部長 監査事務局長	政策企画課 官民連携・行政手法改革担当課 ふるさと納税対策担当課 政策研究・調査課 財政課 広報広聴課 監査事務局
災対物資管理部	部長 副部長	財務部長 会計管理者	経理課 課税課 納税課 用地課 会計課
災対世田谷地域本部	部長 副部長 副部長	世田谷総合支所長 世田谷総合支所副支所長 世田谷総合支所保健福祉センター所長	世田谷総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 世田谷総合支所区民課 世田谷総合支所街づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	池尻拠点隊	拠点隊長 池尻まちづくりセンター所長	池尻まちづくりセンター
	太子堂拠点隊	拠点隊長 太子堂まちづくりセンター所長	太子堂まちづくりセンター
	若林拠点隊	拠点隊長 若林まちづくりセンター所長	若林まちづくりセンター
	上町拠点隊	拠点隊長 上町まちづくりセンター所長	上町まちづくりセンター
	経堂拠点隊	拠点隊長 経堂まちづくりセンター所	経堂まちづくりセンター

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
		長	
	下馬拠点隊	拠点隊長 下馬まちづくりセンター所長	下馬まちづくりセンター
	上馬拠点隊	拠点隊長 上馬まちづくりセンター所長	上馬まちづくりセンター
災対北沢地域本部	部長 副部長 副部長	北沢総合支所長 北沢総合支所副支所長 北沢総合支所保健福祉センター所長	北沢総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 北沢総合支所区民課 北沢総合支所街づくり課 北沢総合支所拠点整備担当課 北沢総合支所保健福祉センター生活支援課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	梅丘拠点隊	拠点隊長 梅丘まちづくりセンター所長	梅丘まちづくりセンター
	代沢拠点隊	拠点隊長 代沢まちづくりセンター所長	代沢まちづくりセンター
	新代田拠点隊	拠点隊長 新代田まちづくりセンター所長	新代田まちづくりセンター
	北沢拠点隊	拠点隊長 北沢まちづくりセンター所長	北沢まちづくりセンター
	松原拠点隊	拠点隊長 松原まちづくりセンター所長	松原まちづくりセンター
	松沢拠点隊	拠点隊長 松沢まちづくりセンター所長	松沢まちづくりセンター
災対玉川地域本部	部長 副部長 副部長	玉川総合支所長 玉川総合支所副支所長 玉川総合支所保健福祉センター所長	玉川総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 玉川総合支所区民課 玉川総合支所街づくり課 玉川総合支所保健福祉センター生活支援課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	奥沢拠点隊	拠点隊長	奥沢まちづくりセンター

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
		奥沢まちづくりセンター所長	
	九品仏拠点隊	拠点隊長 九品仏まちづくりセンター所長	九品仏まちづくりセンター
	等々力拠点隊	拠点隊長 等々力まちづくりセンター所長	等々力まちづくりセンター
	上野毛拠点隊	拠点隊長 上野毛まちづくりセンター所長	上野毛まちづくりセンター
	用賀拠点隊	拠点隊長 用賀まちづくりセンター所長	用賀まちづくりセンター
	二子玉川拠点隊	拠点隊長 二子玉川まちづくりセンター所長	二子玉川まちづくりセンター
	深沢拠点隊	拠点隊長 深沢まちづくりセンター所長	深沢まちづくりセンター
災対砧地域本部	部長 副部長 副部長	砧総合支所長 砧総合支所副支所長 砧総合支所保健福祉センター所長	砧総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 砧総合支所区民課 砧総合支所街づくり課 砧総合支所保健福祉センター生活支援課 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	祖師谷拠点隊	拠点隊長 祖師谷まちづくりセンター所長	祖師谷まちづくりセンター
	成城拠点隊	拠点隊長 成城まちづくりセンター所長	成城まちづくりセンター
	船橋拠点隊	拠点隊長 船橋まちづくりセンター所長	船橋まちづくりセンター
	喜多見拠点隊	拠点隊長 喜多見まちづくりセンター所長	喜多見まちづくりセンター
	砧拠点隊	拠点隊長 砧まちづくりセンター所長	砧まちづくりセンター
災対烏山地域本部	部長 副部長 副部長	烏山総合支所長 烏山総合支所副支所長 烏山総合支所保健福祉センター所長	烏山総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 烏山総合支所区民課

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
			烏山総合支所街づくり課 烏山総合支所駅周辺整備担当課 烏山総合支所保健福祉センター生活支援課 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	上北沢拠点隊	拠点隊長 上北沢まちづくりセンター所長	上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷拠点隊	拠点隊長 上祖師谷まちづくりセンター所長	上祖師谷まちづくりセンター
	烏山拠点隊	拠点隊長 烏山まちづくりセンター所長	烏山まちづくりセンター
災対区民支援部	部長 副部長 副部長 副部長	生活文化政策部長 地域行政部長 スポーツ推進部長 経済産業部長	市民活動推進課 文化・国際課 人権・男女共同参画課 区民健康村・ふるさと・交流推進課 地域行政課 住民記録・戸籍課 マイナンバー担当課 スポーツ推進課 スポーツ施設課 拠点スポーツ施設整備担当課 商業課 経済課 工業・ものづくり・雇用促進課 都市農業課 消費生活課
災対清掃部	部長	清掃・リサイクル部長	管理課 事業課 世田谷清掃事務所 玉川清掃事務所 砧清掃事務所
災対保健福祉部	部長 副部長 副部長 副部長 副部長	保健福祉政策部長 高齢福祉部長 障害福祉部長 子ども・若者部長 児童相談所長	保健福祉政策課 保健医療福祉推進課 生活福祉課 国保・年金課 保険料収納課 高齢福祉課 介護保険課 介護予防・地域支援課 障害施策推進課 障害者地域生活課 障害保健福祉課 子ども・若者支援課 児童課 子ども家庭課

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
			児童相談支援課 保育課 保育認定・調整課 児童相談課 一時保護課
災対医療衛生部	部長 副部長	世田谷保健所長 世田谷保健所副所長	健康企画課 健康推進課 感染症対策課 生活保健課
災対都市整備部	部長 副部長 副部長 副部長	都市整備政策部長 施設営繕担当部長 防災街づくり担当部長 環境政策部長	都市計画課 都市デザイン課 建築調整課 建築審査課 住宅課 居住支援課 公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 防災街づくり課 市街地整備課 建築安全課 環境計画課 環境・エネルギー施策推進課 環境保全課
災対土木部	部長 副部長 副部長	道路・交通計画部長 土木部長 みどり 33 推進担当部長	道路管理課 道路計画課 道路事業推進課 交通政策課 土木計画調整課 豪雨対策・下水道整備課 交通安全自転車課 工事第一課 工事第二課 みどり政策課 公園緑地課 公園整備利活用推進課
災対教育部	部長 副部長 副部長	教育政策・生涯学習部長 学校教育部長 教育総合センター長	教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 生涯学習課 中央図書館 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育研究・ＩＣＴ推進課 事業推進担当課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課

備考　部に世田谷区組織規則（平成３年３月世田谷区規則第７号）第12条第４項に規定する参事が属する場合は、当該部の部長は、当該参事を副部長とすることができる。

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成11年規則36号・12年38号・13年38号・14年36号・15年29号・71号・77号・16年36号・17年63号・18年57号・93号・123号・19年50号・20年39号・21年36号・65号・73号・22年22号・23年14号・24年13号・79号・25年22号・75号・26年２号・25号・27年31号・28年53号・87号・29年21号・30年42号・31年20号・令和元年７号・２年39号・105号・３年54号・104号・131号・142号・４年26号・５年26号・６年30号〕

別表第２（第７条関係）

災対統括部

1　本部長及び副本部長の連絡に関すること。
2　本部長指令の総括に関すること。
3　災害対策の総合調整に関すること。
4　東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。
5　協力協定団体への協力要請の総括に関すること。
6　自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。
7　気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。
8　防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。
9　各災対地域本部への支援に関すること。

災対総務部

1　本庁舎来庁者の救護及び避難誘導に関すること。
2　本庁舎の管理及び保全に関すること。
3　本部会議の庶務に関すること。
4　被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関すること。
5　区議会との連絡その他渉外に関すること。
6　職員の配置の調整に関すること。
7　職員の服務及び給与に関すること。
8　職員の被災状況の調査に関すること。
9　職員の給食に関すること。
10　職員の医療救護及び公務災害に関すること。
11　応急措置の実施に伴う損失補償、審査請求、訴訟等に関すること。
12　各災対地域本部への支援に関すること。
13　他の部に属しないこと。

災対財政・広報部

1　震災復興組織の設置準備に関すること。
2　広報及び広聴に関すること。
3　報道機関に対する情報提供等に関すること。
4　災害対策関係予算に関すること。
5　各災対地域本部への支援に関すること。

災対物資管理部

1　車両等の調達及び配分に関すること。
2　物資及び資器材の調達、輸送及び配分並びに備蓄物資の輸送及び配分の総括に関すること。
3　給水活動の総括に関すること。
4　災害対策に必要な経費及び物品の出納に関すること。
5　各災対地域本部への支援に関すること。

災対地域本部（拠点隊を除く。）

1　本部長室及び他の部との連絡に関すること。
2　総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。
3　拠点隊への指示及び支援に関すること。
4　来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。

5　罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関すること。
6　災害状況の調査及び情報収集に関すること。
7　救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。
8　物資集積場の管理に関すること。
9　医療救護所の設置及び運営に関すること。
10　避難所の設置及び運営に関すること。
11　広域避難場所の運用に関すること。
12　道路、河川、橋りょう、溝渠、水門等の状況の把握のための情報収集に関すること。
13　道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関すること。
14　水防活動に関すること。
15　遺体の捜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関すること。
16　遺体収容所の設置、運営等の統括に関すること。
17　安否情報の収集に関すること。
18　避難行動要支援者の安否確認等に関すること。
19　被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関すること。
20　総合相談窓口の設置に関すること。
21　災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関すること。
22　帰宅困難者の支援に関すること。
23　福祉避難所の入所に関すること。
24　各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関すること。
25　建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定に関すること。
26　土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
27　警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。

災対地域本部（拠点隊に限る。）
1　来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。
2　災害状況の調査及び情報収集に関すること。
3　医療救護所の支援に関すること。
4　震災時避難所の支援に関すること。
5　水害時避難所の運営に関すること。
6　安否情報の収集に関すること。

災対区民支援部
1　安否情報の収集及び提供に関すること。
2　日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。
3　外国人災害時情報センターの設置に関すること。
4　災害時の女性への支援に関すること。
5　他自治体との連絡調整に関すること。
6　商工農業者等の被害状況調査及び支援に関すること。
7　義援金の受領及び配分に関すること。
8　生活再建の支援、広域火葬実施の調整及び罹災証明書の発行に係る総合調整に関すること。
9　各災対地域本部への支援に関すること。

災対清掃部
1　ごみの収集及び処理に関すること。
2　し尿の収集及び処理に関すること。
3　がれきの処理に関すること。
4　各災対地域本部への支援に関すること。

災対保健福祉部
1　ボランティアに関する総合調整に関すること。
2　高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関すること。
3　避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関すること。

4　福祉避難所の設置及び運営に関すること。
5　保育園、児童館等の再開に関すること。
6　各災対地域本部への支援に関すること。
7　児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。

災対医療衛生部

1　災害医療コーディネーターの設置、被災状況、医療機関の活動状況等の把握に関すること。
2　医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会その他の医療関係団体への協力要請等に関すること。
3　被災地の総合衛生対策に関すること。
4　緊急医療救護所の設置及び運営に関すること。
5　各災対地域本部への支援に関すること。

災対都市整備部

1　公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関すること。
2　公営住宅の被害状況の把握に関すること。
3　仮設住宅の整備等に関すること。
4　環境保全の調査及び対策に関すること。
5　土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関すること。
6　各災対地域本部への支援に関すること。

災対土木部

1　土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関すること。
2　遺体の捜索、収容及び埋葬に関すること。
3　公共交通機関との連絡調整に関すること。
4　水防活動に関すること。
5　道路、河川、橋りょう、溝渠、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関すること。
6　土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
7　警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。
8　各災対地域本部への支援に関すること。

災対教育部

1　災害時における応急教育に関すること。
2　学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関すること。
3　学校機能の復旧及び調整に関すること。
4　学校災害対策本部との連絡調整に関すること。
5　避難所運営における各災対地域本部との協力に関すること。
6　避難所における給食施設の調整に関すること。
7　各災対地域本部への支援に関すること。

全部改正〔平成15年規則29号〕、一部改正〔平成16年規則36号・18年123号・20年73号・25年22号・27年31号・28年53号・29年21号・令和３年54号・114号〕

〔資料第 32〕

世田谷区災害対策本部運営要綱

昭和61年４月１日施行

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年 12 月世田谷区規則第 19 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営及び非常配備態勢に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害をいう。

２　前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、世田谷区災害対策本部条例（昭和 38 年７月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

（職員の責務）

第３条　区に勤務する全ての職員は、本部が設置されたときは、直ちに災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指揮下に入り、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

第２章　本部の設置及び廃止等

（本部の設置）

第４条　区長は、区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図る必要があると認めるときは、本部を設置する。

２　危機管理部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、規則第５条第１項に掲げる職にある者（危機管理室長を除く。次項において同じ。）と協議して、本部の設置を区長に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理部長の判断により本部の設置を区長に要請することができる。

３　規則第５条第１項に掲げる職にある者は、本部を設置する必要があると認めるときは、前項の規定による要請を発議することができる。

（設置の通知）

第５条　災対統括部の部長（以下「災対統括部長」という。）は、区長が本部を設置したときは、直ちにその旨を規則別表第１に掲げる部の部長及び東京都知事に通知しなければならない。

２　災対統括部長は、区長が本部を設置した場合において必要があると認めるときは、次に掲げる者に本部を設置した旨を通知するものとする。

（１）　区内防災機関

（２）　隣接区市長

３　第１項の規定による通知を受けた部長は、部に属する行政組織に属する職員に区長が本部を設置した旨を周知しなければならない。

（本部の標示）

第６条　災対統括部長は、区長が本部を設置したときは、「世田谷区災害対策本部」の標示を区役所本庁舎東棟正面玄関に掲出するものとする。

（本部の廃止）

第７条　本部長は、区の区域内において災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害応急対策の業務をおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

２　第５条の規定は、前項の規定により本部を廃止した場合に準用する。

第３章　情報連絡態勢及び非常配備態勢

（情報連絡態勢）

第８条　危機管理部長は、区の区域内において震度４以上の地震又は水害等が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたときは、職員に対し、別表第１に定める情報連絡態勢をとることを指令し、東海地震に関連する注意情報が発せられたときは、職員に対し、別表第２に定める情報連絡態勢をとることを指令するものとする。

（非常配備態勢）

第９条　区の区域内において震度５弱以上の地震が発生した場合において区長が指定する場所に参集することをあらかじめ命ぜられている職員は、当該地震が発生したときは、当該指定する場所に参集し、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、当該地震が発生した場合において負傷し、又はり病した職員は、当該指定する場所に参集することを要しないものとする。職員の自宅が被害を受け、又は被害を受ける可能性が高い場合の当該職員についても同様とする。

３　第１項の指定する場所は、危機管理室災害対策課長があらかじめこれを通知する。

４　東海地震に関連する警戒宣言が発せられた場合及び局地的な災害が発生した場合において職員がとるべき態勢については、状況に応じて区長が別に指令する。

第４章　本部の運営

（本部長室の開設）

第 10 条　本部長室は、オペレーションルームに開設する。

２　災対総務部長は、本部が設置されたときは、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとるものとする。

（本部長室の運営）

第 11 条　本部長は、規則第２条各号に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する必要があると認めるときは、副本部長及び本部員を招集する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を招集することができる。

３　本部員たる部長は、部の分掌事務について他の部長と協議する必要があると認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

（本部長への報告）

第 12 条　部長は、次に掲げる事項を処理したときは、速やかに本部長に報告し、必要に応じて他の部長に連絡しなければならない。

（１）　被害状況等の把握

（２）　応急措置

（３）　今後講じる応急措置の立案

（４）　本部長が特に指示した事項

（報道機関に対する発表）

第 13 条　臨時記者室及び臨時合同発表室は、原則として世田谷区民会館集会室に設置する。

２　災対財政・広報部の部長（以下「災対財政・広報部長」という。）は、本部が設置されたときは、直ちに前項の臨時記者室及び臨時合同発表室を開設するために必要な措置をとるものとする。

３　報道機関に対する本部としての発表は、災対財政・広報部長又は災対財政・広報部に属する組織の長のうち災対財政・広報部長が指定するものが行うものとする。

４　部長は、部の分掌事務について報道機関に対する発表をしようとするときは、あらかじめ災対財政・広報部長に協議しなければならない。

（通信の運用管理）

第 14 条　本部を運営するために使用する防災行政無線等による通信の運用管理は、災対統括部長が統括するものとする。

２　災対統括部長は、重要な情報の収集及び伝達を優先的かつ迅速に行うため必要があるときは、通信統制を行うことができる。

３　本部を運営するための通信は、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

（１）　簡潔明瞭にすること。

（２）　文書に記録すること。

（３）　通知、要請、指示、命令、報告等に類別すること。

（４）　受信者及び発信者並びに取扱者を十分に確認すること。

（財務管理）

第 15 条　災害対策関連予算は、災対財政・広報部長が統括するものとする。

２　災害対策に必要な経費及び物品の出納は、災対物資管理部長が統括するものとする。

３　本部を運営するための財務管理を適正かつ円滑に行うため、部長はその処理方法について他の部長と協議しておくものとする。

（委任）

第 16 条　この要綱の施行について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、昭和 61 年４月１日から施行する。

２　震災職員配備計画（昭和 39 年４月制定）及び震災職員動員計画（昭和 49 年４月制定）は、これを廃止する。

（略）

附　則（令和２年３月 26 日 31 世災対第 487 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月１日６世災対第311号）

この要綱は、令和６年９月１日から施行する。

別表１（第８条関係）

対象	態勢 （情報連絡態勢）	業務
災害対策課	全員	関連情報の収集と伝達 （庁内、関係機関、協力協定団体、区民）
広報広聴課		

別表２（第８条関係）

対象	態勢 （情報連絡態勢）	共通業務	個別業務
災害対策課	全員	警戒宣言発令時業務及び各所属の対応を確認 庁舎・事務室等の安全対策	災害対策の全体統括 情報の収集と伝達 都及び防災関係機関等との連絡調整
各総合支所 地域振興課調整係等			総合支所の庁舎の管理、職員の宿泊場所等の準備
各総合支所 地域振興課 地域振興・防災			各地域の災害対策の全体統括
広報広聴課			社会的混乱防止のための広報
総務課			庁舎の管理、職員の宿泊場所、寝具等の準備
職員厚生課			災対本部従事員の飲食料の準備
上記以外の全所属	係長級以上		

〔資料第33〕

様式１－１

応援要請シート（区市町村）

作成日時　　月　　日　　時　　分作成

自治体名	
業務名	
分類	専門職　・　一般職

日時		マネジメント層	一般	その他 ※備考欄に内容記入
	時から　　時まで			
	時から　　時まで			
	時から　　時まで			
	時から　　時まで			

※マネジメント層：課長・課長代理相当　一般：主事・主任相当

集合場所			
活動内容			
応援職員に求める要件	有	職種 資格 経験	
	無		
必要物品	有	内容	
	無		
業務マニュアル	有　・　無		
備考(夜間対応が必要な場合や、業務に係る留意事項がある場合など)			

担当部署名		
担当者名		
連絡先	TEL	
	防災行政無線番号	
	E-mail	

＜都災害対策本部処理欄＞

クロノロジーNo.		
結果報告	応援職員数	
	派遣元所属	
	備考	

〔資料第34〕

様式２

応援職員等名簿

年　　月　　日作成

◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受入れをする際に使用する。
◆ 名簿は、業務ごとに人員を受け入れる都度作成する。
◆ 都本部（人員調整部門又は国・他県市等広域調整部門）への報告は「受援状況報告書（様式３－１又は３－２）」と合わせて行う。

業　務　名	

No.	応援団体名等	氏　名	職種	派遣期間	性別等
1				月　日～　月　日	
2				月　日～　月　日	
3				月　日～　月　日	
4				月　日～　月　日	
5				月　日～　月　日	
6				月　日～　月　日	
7				月　日～　月　日	
8				月　日～　月　日	
9				月　日～　月　日	
10				月　日～　月　日	
11				月　日～　月　日	
12				月　日～　月　日	
13				月　日～　月　日	
14				月　日～　月　日	
15				月　日～　月　日	
16				月　日～　月　日	
17				月　日～　月　日	
18				月　日～　月　日	
19				月　日～　月　日	
20				月　日～　月　日	

〔資料第35〕

様式３－１

受援状況報告書（区市町村）

年　　月　　日作成

◆ 本様式は、他団体等からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
◆ 担当部署は、応援を受け入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部等を経由して都本部（人員調整部門又は国・他県市等広域調整部門）へ報告する。

自治体名・担当部署名					
担当者名・連絡先		電話番号　： 防災行政無線： メールアドレス：			
業務名					
業務内容					
活動状況	No.	応援団体等名称	本日の活動人員数	延べ活動人員数	明日の予定人員数
			名	名	名
			名	名	名
	合計		名	名	名
派遣期間		年　月　日 ～ 年　月　日			
		年　月　日 ～ 年　月　日			
活動場所					
報告内容（活動実績、課題、今後の予定等）					

〔資料第 36〕

世田谷区の災害時電話設備一覧

（令和 6 年 7 月 1 日現在）

設備	設置場所	設置数
災害時優先電話	区施設等	219 台
災害対策用携帯電話	災害対策課等	172 台
衛星携帯電話	災害対策課等	6 台

〔資料第 37〕

世田谷区防災行政無線通信回線系統図

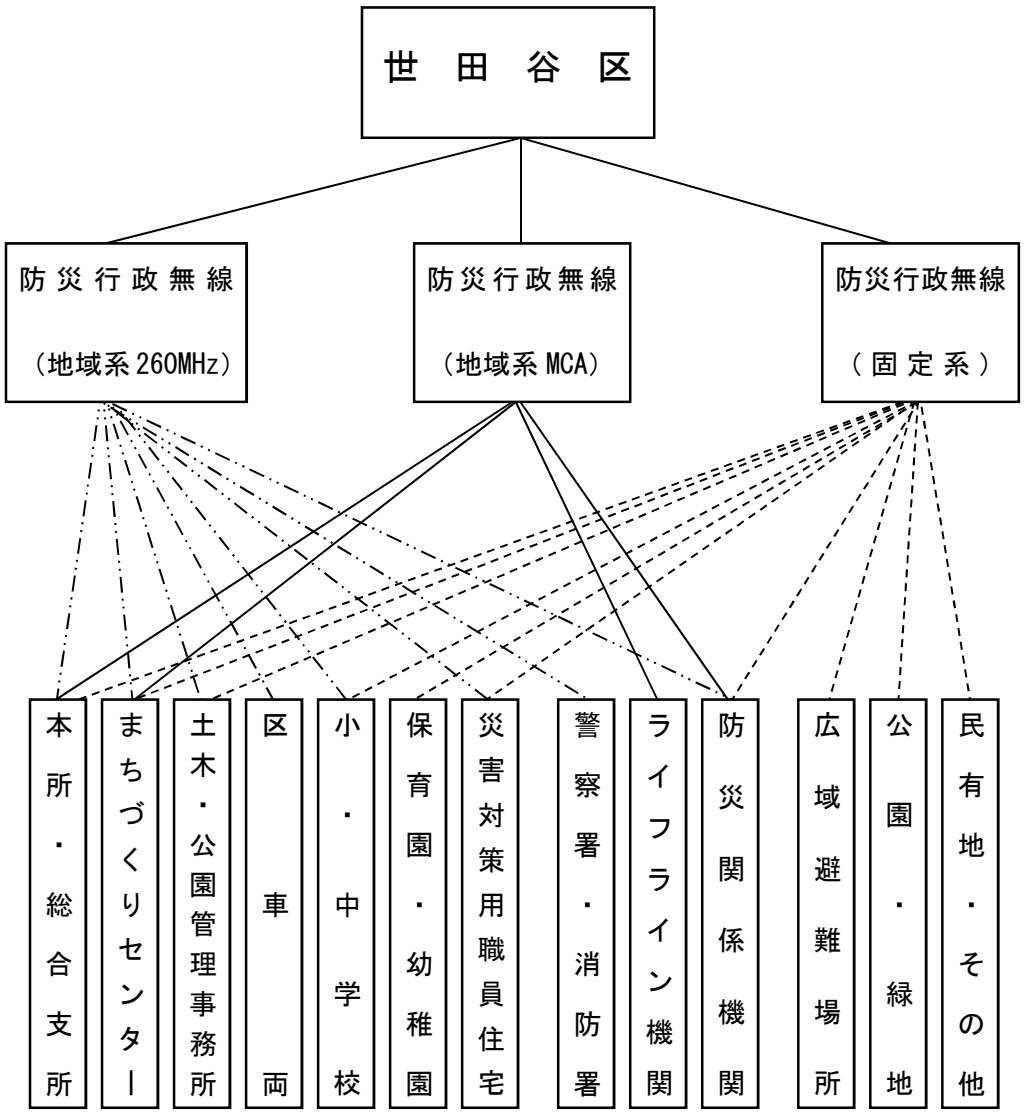

〔資料第38〕

世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程

昭和58年４月20日訓令甲第10号
（令和２年４月１日訓令甲第28号）

（目的）

第１条　この規程は、世田谷区防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及びその関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　無線設備　電波の送受のために必要な電気的設備、非常用発電機及び遠隔制御器並びにその付帯設備をいう。

（２）　無線従事者　電波法第40条に規定する無線従事者のうち特殊無線技士又はそれと同等以上の無線従事者の資格を有する者で防災行政用無線に従事するものをいう。

（３）　無線従事職員　電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「規則」という。）第４条第１項第12号に規定する陸上移動局の無線設備を操作する者をいう。

（４）　通信統制　情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割込み、通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

（通信原則）

第３条　通信は、世田谷区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務又は行政上無線を利用する必要があると認められる事務について行うものとし、正確で簡潔明瞭に行わなければならない。

（無線局の統括）

第４条　無線局の管理及び運用に関する事務は、危機管理部長が統括し、次条に規定する管理責任者及び第９条第１項に規定する運用責任者を指揮監督する。

（無線局の管理）

第５条　無線局の管理の責任者（以下「管理責任者」という。）は、危機管理部災害対策課長とする。

２　管理責任者は、無線従事者、無線従事職員及び第９条第２項に規定する無線局取扱責任者を指揮監督して、無線設備の日常の点検及び保守を実施しなければならない。

（定期点検）

第６条　危機管理部長は、年１回以上、無線設備の定期点検を実施しなければならない。

（必要書類の保管及び検査）

第７条　規則第38条の備えつけを要する業務書類は、管理責任者が一括して保管しなければならない。

２　危機管理部長は、前項の書類について、年２回以上、その保管状況を検査しなければならない。

（無線従事者の配置）

第８条　危機管理部長は、無線局の運用に当たっては、規則第４条第１項第１号の固定局及び同

項第６号の基地局に無線従事者を配置し、無線設備の操作に従事させなければならない。

（運用体制）

第９条　無線局の運用の責任者（以下「運用責任者」という。）は、危機管理部災害対策課長とする。

２　運用責任者は、無線設備を配備した課及び所の職員のうちあらかじめ危機管理部長が指定する者（以下「無線局取扱責任者」という。）を指揮監督し、無線局の円滑な運用を図らなければならない。

３　無線局取扱責任者は、所属の無線従事者及び無線従事職員を指揮監督するとともに、無線局の円滑な運用を図らなければならない。

（通信統制）

第10条　危機管理部長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、通信統制を行うことができる。

２　事故その他特別な理由により、危機管理部長が前項の通信統制を行うことができないときは、危機管理部災害対策課長が通信統制を行うことができる。

（無線業務日誌等）

第11条　無線業務日誌及び無線設備の管理の記録は、常に無線従事者が記録し、運用責任者又は管理責任者の検査を受けなければならない。

（通信訓練）

第12条　運用責任者は、通信訓練を実施しようとするときは、あらかじめ実施要領を作成し、危機管理部長の承認を得なければならない。

２　危機管理部長は、前項の承認をしたときは、無線設備を配備した課又は所の長にその旨を通知しなければならない。

（実施細目）

第13条　この規程の実施細目は、別に定める。

〔資料第 39〕

世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程実施要綱

昭和58年４月20日施行

1　この要綱は、世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程（昭和58年４月世田谷区訓令第10号。以下「運用規程」）第13条の規定に基づき、平常時防災行政用無線の管理運用実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2　運用規程第８条の規定による固定局及び基地局の区分は次による。

固定局（固定系）

区本庁舎に設置された親局で屋外拡声装置（区民向）及び屋内戸別受信装置（区施設向）に放送する無線設備をいう。

基地局（移動系・地域系）

区本庁舎に設置された親局で各所に配備された可搬型、車載型、携帯型の各無線局と相互に通信する無線設備で受令機を含めたものをいう。

3　運用規程第３条に基づき行政上無線を使用することのできる事務は次のとおりとする。（ただし、定時による放送は除く。）

（１）　固定系屋外拡声受信装置（区民向）

ア　光化学スモッグ注意報（警報）の発令及び解除

イ　青少年健全育成の一つとして、一定時刻のメロディチャイムの放送

ウ　その他、区政運営上、特に区長が必要と認めるもの

（２）　固定系屋内戸別受信装置（区施設向）

ア　光化学スモッグ注意報（警報）発令及び解除

イ　その他、行政事務を遂行するうえで必要とするもの

4　固定系防災行政用無線により放送を実施しようとする者は、事前に防災行政用無線（固定系）放送申込書（様式）を危機管理部長に提出し、承認を受けなければならない。

5　運用規程第９条第２項に基づく危機管理部長が指定する無線局責任者は次の区分による。

無線配備課・所	無線局取扱責任者
各総合支所まちづくりセンター	まちづくりセンター所長
各総合支所地域振興課	地域振興・防災担当係長
各総合支所街づくり課 （世田谷総合支所除く）	街づくり担当係長
政策経営部広報広聴課	広報広聴担当係長
政策経営部ＩＣＴ推進課	ＩＣＴ推進担当係長
危機管理部災害対策課	災害対策担当係長
区長室秘書課	秘書担当係長
清掃・リサイクル部管理課	調整係長
清掃・リサイクル部各清掃事務所	管理係長
保健福祉政策部保健福祉政策課	調整係長
障害福祉部障害者地域生活課	障害者地域生活担当係長
高齢福祉部高齢福祉課	管理係長
世田谷保健所健康企画課	調整係長
世田谷保健所生活保健課	生活保健担当係長
都市整備政策部都市計画課	調整係長
都市整備政策部市街地整備課	再開発担当係長
みどり33推進担当部みどり政策課	みどり保全・創出担当係長
みどり33推進担当部各公園管理事務所	公園管理事務所長

無線配備課・所	無線局取扱責任者
道路・交通計画部道路管理課	調整係長
道路・交通計画部交通政策課	交通企画担当係長
土木部土木計画調整課	土木計画担当係長
土木部土木管理事務所	土木管理事務所長

（略）

附　則（令和２年３月 26 日 31 世災対第 487 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

〔資料第 40〕

世田谷区防災行政無線（固定系）防災無線塔一覧

（令和 6 年 7 月現在）

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
0	世田谷区役所１庁舎屋上	世田谷４－２１－２７	32	富士中学校	代沢１－２３
1	旧池尻地区会館	池尻２－３４	33	池之上小学校	代沢２－４２
2	池尻まちづくりセンター	池尻３－２７	34	北沢八幡児童遊園	代沢３－２５
3	つくし保育室	太子堂２－６	35	下北沢保育園	代沢５－３４
4	多聞小学校	三宿２－２６	36	羽根木公園　（東側）	代田４－３８
5	池尻小学校	池尻２－４	37	代田区民センター	代田６－３４
6	太子堂中学校	太子堂３－２７	38	羽根木緑地	羽根木１－２９
7	太子堂小学校	太子堂５－７	39	羽根木神社	羽根木２－１７
8	中里小学校	三軒茶屋１－４	40	下北沢小学校	大原１－４－６
9	若林まちづくりセンター	若林３－３４	41	北沢南区民集会所	北沢３－２５
10	若林小学校	若林５－２７	42	旧北沢小学校	北沢４－３２
11	三軒茶屋小学校	三軒茶屋２－４２	43	北沢中学校	北沢５－１２
12	桜小学校	世田谷２－４－１５	44	弁天児童遊園	松原３－２２
13	桜木中学校	桜１－４８	45	松原公園	松原５－３５
14	桜公園	桜　２－　７	46	松原小学校	松原５－４３
15	弦巻小学校	弦巻１－９	47	児童相談所	松原６－４１
16	弦巻中学校	弦巻１－４２	48	赤堤小学校	赤堤１－４１
17	松丘小学校	弦巻３－２３	49	六所橋区民集会所	赤堤２－１０
18	松丘幼稚園	弦巻５－２１	50	赤松公園	赤堤４－１０
19	花見堂複合施設	代田１－１３	51	松沢小学校	赤堤４－４４
20	代田 2-14 遊び場	代田２－１４	52	経堂小学校	桜上水１－２３
21	旧代田保育園	代田３－２７－２０	53	緑丘中学校	桜上水３－１９
22	梅丘まちづくりセンター	梅丘１－６１	54	松沢中学校	桜上水４－５
23	世田谷小学校	宮坂１－３８	55	桜上水公園	桜上水５－５
24	山下公園	宮坂２－２４	56	上北沢小学校	上北沢４－２２
25	桜丘中学校	桜丘２－１	57	駒繋小学校	下馬１－４２
26	桜丘幼稚園	桜丘　５－２	58	駒留中学校	下馬４－１８
27	笹原小学校	桜丘　５－１９	59	下馬保育園	下馬５－３２
28	八幡山３丁目公園	八幡山３－９	60	下馬公園	下馬６－４２
29	経堂５－３１烏山川緑道	経堂５－３１	61	旭小学校	野沢１－４
30	経堂地区会館	経堂３－３７	62	南原公園	野沢３－２
31	経堂保育園(私立)	経堂４－１３	63	野沢公園	野沢３－１９

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
64	野沢児童遊園	野沢４－２２	96	用賀小学校	上用賀６－１４
65	駒沢大学	駒沢１－２３	97	桜町小学校	用賀１－５
66	駒沢小学校	駒沢２－１０	98	用賀２丁目公園	用賀２－１８
67	小泉公園	駒沢２－４２	99	駒沢緑泉公園	駒沢３－１９
68	東玉川公園	東玉川１－３２－２	100	深沢まちづくりセンター	駒沢４－３３
69	奥沢中学校	奥沢１－４２	101	駒沢オリンピック公園	駒沢公園内
70	奥沢東地区会館	奥沢２－ ９	102	都立深沢高校	深沢７－３
71	旧奥沢まちづくりセンター	奥沢３－ ５	103	新町南公園	新町２－２１
72	九品仏まちづくりセンター	奥沢７－３５	104	桜新町区民集会所	桜新町１－３０
73	九品仏小学校	奥沢８－１２	105	世田谷新町公園	桜新町２－６
74	八幡小学校	玉川田園調布２－１７	106	深沢ハウス	深沢２－１
75	玉堤小学校	玉堤２－１１	107	東深沢小学校	深沢３－７
76	玉川総合支所	等々カ３－ ４	108	三島公園	深沢５－１１
77	等々力児童館	等々カ３－２５	109	都立園芸高校	深沢５－３８
78	等々力保育園（私立）	等々カ５－２２	110	祖師谷小学校	祖師谷３－４９
79	八幡中学校	等々カ６－４	111	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷４－１
80	等々力小学校	等々力７－２６	112	祖師谷５丁目公園	祖師谷５－３５
81	東京都市大学	玉堤１－２８	113	笠森公園	千歳台１－４
82	尾山台中学校	尾山台３－２７	114	廻沢南公園	千歳台２－２３
83	上野毛自然公園	上野毛２－１７	115	明正小学校	成城３－ ３
84	玉川野毛町公園	野毛１－２５	116	喜多見保育園	成城３－１８
85	野毛西公園	野毛３－１８	117	区有地（成城みつ池緑地）	成城４－２０
86	玉川小学校	中町２－２９	118	成城６丁目事務所棟（成城まちづくりセンター）	成城６－３
87	中町保育園	中町３－２７	119	成城７丁目道路脇	成城７－１０
88	玉川中町公園	中町５－１９	120	都営成城八丁目アパート	成城８－２５
89	二子玉川小学校	玉川４－６	121	千歳小学校	成城９－６
90	セント・メリーズインターナショナルスクール	瀬田１－６	122	上祖師谷保育園	上祖師谷１－１６
91	瀬田中学校	瀬田２－１７	123	上祖師谷神明公園	上祖師谷４－１９
92	大空閣寺	瀬田４－２１	124	上祖師谷カンナ緑地	上祖師谷７－７
93	さくらの木保育園	玉川台２－１８	125	池田児童遊園	船橋３－１１
94	天神公園	上用賀１－８	126	希望丘小学校	船橋４－９
95	用賀中学校	上用賀５－１５	127	船橋小学校	船橋４－４１

番号	設置場所名	住所
128	希望丘公園	船橋７－９
129	八幡山小学校	八幡山１－１４
130	芦花小学校（中学校）	粕谷２－２２
131	烏山土木公園管理事務所	粕谷４－９
132	千歳台小学校	千歳台４－２４
133	千歳中学校	千歳台６－１５
134	給田保育園	給田２－１３
135	給田小学校	給田４－２４
136	烏山公園	北烏山１－２０
137	烏山北小学校	北烏山６－３
138	北烏山やぶこうじ公園	北烏山７－７
139	南烏山２丁目児童公園（こがや公園）	南烏山２－３２
140	烏山区民センター	南烏山６－２
141	喜多見地区会館	喜多見８－２３
142	喜多見野の花保育園	喜多見３－２１－２２
143	砧小学校	喜多見６－９
144	宇奈根地区会館	宇奈根２－２３
145	玉川３－４２ 新吉沢橋	鎌田１－３
146	駒沢大学玉川校舎	宇奈根１－１
147	砧南小学校	鎌田４－３
148	成城消防団第５分団庫	岡本１－２１
149	岡本公園	岡本２－１９
150	岡本下山公園	岡本２－２４
151	南大蔵保育園	大蔵１－７
152	総合運動場	大蔵４－６
153	大蔵地区会館	砧３－５
154	観音公園	砧４－１５
155	富士見公園	砧４－３６
156	砧８丁目児童遊園	砧８－２
157	上北沢５丁目公園	上北沢５－１７
158	世田谷丸山公園	三軒茶屋２－３３
159	弁天公園	桜丘５－４２
160	駒留公園	上馬５－３４
161	上祖師谷パンダ公園	上祖師谷３－４
162	上祖師谷４丁目公園	上祖師谷４－３４
163	キタミクリーンファーム	喜多見７－３
164	西山野公園	砧６－１２
165	瀬田３丁目公園	瀬田３－１３
166	深沢中村公園	深沢４－３６
167	塚戸公園	祖師谷６－２０
168	希望丘記念公園	千歳台４－２
169	桜丘南公園	桜丘３－４
170	千歳烏山南公園	南烏山５－２１
171	給田５丁目公園	給田５－２
172	砧公園	砧公園内
173	権蔵橋公園	中町１－１４
174	森の公園	上野毛４－２９
175	羽根木公園　（北側）	代田４－３８
176	松原つみき公園	松原１－３
177	宇佐神社	尾山台２－１１
178	等々カ６丁目公園	等々カ６－１５
179	玉川清掃事務所	野毛１－　３
180	喜多見公園	喜多見２－１０
181	烏山土木公園管理事務所資材置場	粕谷１－９
182	松葉山公園	北烏山３－２３
183	久我山南ハイム	北烏山４－３６
184	上北沢区民センター	上北沢３－８
185	北沢タウンホール	北沢２－８
186	奥沢交和会会館	奥沢２－１８－４
187	砧下浄水所	鎌田２－４－１
188	日本女子体育大学	北烏山８－１９－１

〔資料第 41〕

世田谷区地域系防災行政無線呼出番号一覧

（１）260MHz

呼出番号	設置場所	局種
001	基地局	
100	災害対策課	
101	災害対策課	統制半固定
102	災害対策課	半固定
103	災害対策課	半固定
104	希望丘複合施設	携帯型
105	災害対策課	携帯型
106	災害対策課	携帯型
107	まもりやまテラス	携帯型
108	教育総合センター	携帯型
109	災害対策課	携帯型
110	災害対策課	携帯型
111	災害対策課	携帯型
112	災害対策課	携帯型
113	災害対策課	携帯型
114	災害対策課(リーフ)	車載型
115	災害対策課(バネット)	車載型
116	災害対策課	可搬型
117	災害対策課	可搬型
118	災害対策課	可搬型
119	災害対策課	可搬型
120	災害対策課	可搬型
121	災害対策課	可搬型
122	災害対策課	可搬型
123	災害対策課	可搬型
124	災害対策課	可搬型
125	世田谷区長自宅	可搬型
126	文化生活情報センター(キャロットタワー3階)	半固定
127	パーム下馬	半固定
128	パーム下馬	携帯型
129	パーム下馬	携帯型
130	ブライトホール(配膳室)	半固定
198	世田谷ビジネススクエア	中継半固定
199	世田谷ビジネススクエア	中継半固定
201	世田谷総合支所 地域振興課	半固定
202	世田谷総合支所 地域振興課	車載型
203	世田谷総合支所 地域振興課	可搬型
204	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
205	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
206	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
207	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
211	太子堂まちづくりセンター	半固定
212	経堂まちづくりセンター	半固定
213	池尻まちづくりセンター	半固定
214	若林まちづくりセンター	半固定

呼出番号	設置場所	局種
215	上町まちづくりセンター	半固定
216	下馬まちづくりセンター	半固定
217	上馬まちづくりセンター	半固定
301	北沢総合支所　地域振興課	半固定
302	北沢総合支所　地域振興課	車載型
303	北沢総合支所　地域振興課	車載型
304	北沢総合支所　地域振興課	可搬型
305	北沢総合支所　地域振興課	携帯型
306	北沢総合支所　地域振興課	携帯型
307	北沢総合支所　地域振興課	携帯型
308	北沢総合支所　地域振興課	携帯型
311	北沢まちづくりセンター	半固定
312	梅丘まちづくりセンター	半固定
313	代沢まちづくりセンター	半固定
314	新代田まちづくりセンター	半固定
315	松原まちづくりセンター	半固定
316	松沢まちづくりセンター	半固定
321	清掃・リサイクル部管理課	半固定
331	北沢総合支所　街づくり課	半固定
401	玉川総合支所　地域振興課	半固定
402	玉川総合支所　地域振興課	車載型
403	玉川総合支所　地域振興課	可搬型
404	玉川総合支所　地域振興課	携帯型
405	玉川総合支所　地域振興課	携帯型
406	玉川総合支所　地域振興課	携帯型
407	玉川総合支所　地域振興課	携帯型
411	等々力まちづくりセンター	半固定
412	用賀まちづくりセンター	半固定
413	二子玉川まちづくりセンター	半固定
414	奥沢まちづくりセンター	半固定
415	九品仏まちづくりセンター	半固定
416	上野毛まちづくりセンター	半固定
417	深沢まちづくりセンター	半固定
421	玉川総合支所　街づくり課	半固定
501	砧総合支所　地域振興課	半固定
502	砧総合支所　地域振興課	車載型
503	砧総合支所　地域振興課	可搬型
504	砧総合支所　地域振興課	携帯型
505	砧総合支所　地域振興課	携帯型
506	砧総合支所　地域振興課	携帯型
507	砧総合支所　地域振興課	携帯型
511	成城まちづくりセンター	半固定
512	祖師谷まちづくりセンター	半固定
513	船橋まちづくりセンター	半固定
514	喜多見まちづくりセンター	半固定
515	砧まちづくりセンター	半固定
521	砧総合支所　街づくり課	半固定
601	烏山総合支所　地域振興課	半固定

呼出番号	設置場所	局種
602	烏山総合支所　地域振興課	車載型
603	災害対策課	車載型
604	烏山総合支所　地域振興課	可搬型
605	烏山総合支所　地域振興課	携帯型
606	烏山総合支所　地域振興課	携帯型
607	烏山総合支所　地域振興課	携帯型
608	烏山総合支所　地域振興課	携帯型
611	烏山まちづくりセンター	半固定
612	上北沢まちづくりセンター	半固定
613	上祖師谷まちづくりセンター	半固定
621	烏山総合支所　街づくり課	半固定
701	DX 推進担当課	半固定
702	秘書課(区長車)	車載型
703	秘書課(区長・副区長車)	車載型
704	災害対策課	車載型
705	広報広聴課	半固定
706	世田谷清掃事務所	半固定
707	玉川清掃事務所	半固定
708	砧清掃事務所	半固定
709	世田谷清掃事務所弦巻分室	携帯型
710	保健福祉政策課	半固定
711	災害対策課	車載型
712	生活保健課	車載型
713	生活保健課	車載型
714	都市計画課	半固定
715	市街地整備課	車載型
716	みどり政策課	車載型
717	世田谷公園管理事務所	車載型
718	北沢公園管理事務所	車載型
719	玉川公園管理事務所	車載型
720	砧公園管理事務所	車載型
721	烏山公園管理事務所	車載型
722	道路管理課	半固定
723	土木計画調整課	車載型
724	道路管理課	車載型
725	交通政策課	車載型
726	土木計画調整課	車載型
727	土木計画調整課	車載型
728	世田谷土木管理事務所	半固定
729	世田谷土木管理事務所	車載型
730	世田谷土木管理事務所	車載型
731	世田谷土木管理事務所	車載型
732	北沢土木管理事務所	半固定
733	北沢土木管理事務所	車載型
734	北沢土木管理事務所	車載型
735	北沢土木管理事務所	車載型
736	玉川土木管理事務所	半固定
737	玉川土木管理事務所	車載型
738	玉川土木管理事務所	車載型
739	玉川土木管理事務所	車載型
740	玉川土木管理事務所	車載型
741	砧土木管理事務所	半固定
742	砧土木管理事務所	車載型
743	砧土木管理事務所	車載型
744	砧土木管理事務所	車載型
745	烏山土木管理事務所	半固定
746	烏山土木管理事務所	車載型
747	烏山土木管理事務所	車載型
748	烏山土木管理事務所	車載型
801	若林小学校	携帯型
802	三宿小学校	携帯型
803	災害対策課	携帯型
804	太子堂小学校	携帯型
805	桜小学校	携帯型
806	桜丘小学校	携帯型
807	代沢小学校	携帯型
808	下北沢小学校	携帯型
809	多聞小学校	携帯型
810	世田谷小学校	携帯型
811	松沢小学校	携帯型
812	駒沢小学校	携帯型
813	旭小学校	携帯型
814	中里小学校	携帯型
815	松原小学校	携帯型
816	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	携帯型
817	上北沢小学校	携帯型
818	駒繋小学校	携帯型
819	池之上小学校	携帯型
820	経堂小学校	携帯型
821	弦巻小学校	携帯型
822	山崎小学校	携帯型
823	中丸小学校	携帯型
824	代田小学校	携帯型
825	三軒茶屋小学校	携帯型
826	赤堤小学校	携帯型
827	松丘小学校	携帯型
828	池尻小学校	携帯型
829	笹原小学校	携帯型
830	さくら花見堂(花見堂複合施設)	携帯型
831	城山小学校	携帯型
832	深沢小学校	携帯型
833	玉川小学校	携帯型
834	京西小学校	携帯型
835	二子玉川小学校	半固定
836	八幡小学校	携帯型
837	奥沢小学校	携帯型
838	尾山台小学校	携帯型
839	東深沢小学校	携帯型
840	東玉川小学校	携帯型
841	桜町小学校	携帯型
842	九品仏小学校	携帯型
843	瀬田小学校	携帯型
844	等々力小学校	携帯型
845	用賀小学校	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
846	中町小学校	携帯型
847	玉堤小学校	半固定
848	烏山小学校	携帯型
849	塚戸小学校	携帯型
850	祖師谷小学校	携帯型
851	砧小学校	携帯型
852	明正小学校	携帯型
853	烏山北小学校	携帯型
854	八幡山小学校	携帯型
855	芦花小学校	携帯型
856	船橋小学校	携帯型
857	砧南小学校	半固定
858	給田小学校	携帯型
859	山野小学校	携帯型
860	千歳小学校	携帯型
861	喜多見小学校	半固定
862	武蔵丘小学校	携帯型
863	希望丘小学校	携帯型
864	千歳台小学校	携帯型
865	世田谷中学校	携帯型
866	太子堂中学校	携帯型
867	桜丘中学校	携帯型
868	松沢中学校	携帯型
869	駒沢中学校	携帯型
870	北沢中学校	携帯型
871	緑丘中学校	携帯型
872	駒留中学校	携帯型
873	梅丘中学校	携帯型
874	桜木中学校	携帯型
875	災害対策課	携帯型
876	富士中学校	携帯型
877	弦巻中学校	携帯型
878	奥沢中学校	携帯型
879	八幡中学校	携帯型
880	玉川中学校	携帯型
881	瀬田中学校	携帯型
882	深沢中学校	携帯型
883	尾山台中学校	携帯型
884	用賀中学校	携帯型
885	東深沢中学校	携帯型
886	砧中学校	携帯型
887	烏山中学校	携帯型
888	千歳中学校	携帯型
889	芦花中学校	携帯型
890	災害対策課	携帯型
891	上祖師谷中学校	携帯型
892	砧南中学校	半固定
893	喜多見中学校	半固定
894	船橋希望中学校	携帯型
895	三宿中学校	携帯型
901	世田谷警察署	半固定
902	北沢警察署	半固定

呼出番号	設置場所	局種
903	玉川警察署	半固定
904	成城警察署	半固定
905	世田谷消防署	半固定
906	玉川消防署	半固定
907	成城消防署	半固定
911	エフエム世田谷	半固定
912	エフエム世田谷（SBS28 階バックアップ）	半固定
913	世田谷ボランティア協会	半固定

（２）ＭＣＡ

呼出番号	設置場所	局種
100	災害対策課	指令局
901	災害対策課	携帯型
902	災害対策課	携帯型
905	災害対策課	半固定型
906	災害対策課	携帯型
907	保健医療福祉総合プラザ（区複合棟）	携帯型
909	災害対策課	携帯型
111	世田谷総合支所　地域振興課	半固定型
112	災害対策課	携帯型
121	北沢総合支所　地域振興課	半固定型
122	北沢総合支所　地域振興課	携帯型
131	玉川総合支所　地域振興課	半固定型
132	玉川総合支所　地域振興課	携帯型
141	砧総合支所　地域振興課	半固定型
142	砧総合支所　地域振興課	携帯型
151	烏山総合支所　地域振興課	半固定型
152	烏山総合支所　地域振興課	携帯型
113	太子堂まちづくりセンター	携帯型
114	経堂まちづくりセンター	携帯型
115	池尻まちづくりセンター	携帯型
116	若林まちづくりセンター	携帯型
117	上町まちづくりセンター	携帯型
118	下馬まちづくりセンター	携帯型
119	上馬まちづくりセンター	携帯型
123	北沢まちづくりセンター	携帯型
124	梅丘まちづくりセンター	携帯型
125	代沢まちづくりセンター	携帯型
126	新代田まちづくりセンター	携帯型
127	松原まちづくりセンター	携帯型
128	松沢まちづくりセンター	携帯型
133	等々力まちづくりセンター	携帯型
134	用賀まちづくりセンター	携帯型
135	奥沢まちづくりセンター	携帯型
136	九品仏まちづくりセンター	携帯型
137	上野毛まちづくりセンター	携帯型
156	二子玉川まちづくりセンター	携帯型
138	深沢まちづくりセンター	携帯型
143	成城まちづくりセンター	携帯型
144	祖師谷まちづくりセンター	携帯型
145	船橋まちづくりセンター	携帯型
146	喜多見まちづくりセンター	携帯型
147	砧まちづくりセンター	携帯型
153	烏山まちづくりセンター	携帯型
154	上北沢まちづくりセンター	携帯型
155	上祖師谷まちづくりセンター	携帯型
171	高齢福祉課	指令局
172	障害者地域生活課	携帯型
181	健康企画課	指令局
201	世田谷区医師会	指令局
211	世田谷区医師会会長	携帯型
214	世田谷区医師会理事	携帯型
202	玉川医師会	半固定型
221	玉川医師会会長	携帯型
224	玉川医師会理事	携帯型
212	世田谷区歯科医師会	携帯型
231	世田谷区歯科医師会会長	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
222	世田谷区歯科医師会理事	携帯型
213	玉川歯科医師会理事	携帯型
232	玉川歯科医師会会長	携帯型
223	世田谷区薬剤師会	携帯型
904	玉川・砧薬剤師会	携帯型
301	古畑病院	半固定型
302	災害対策課	半固定型
303	下北沢病院	半固定型
304	青葉病院	半固定型
305	三軒茶屋病院	半固定型
306	児玉経堂病院	半固定型
307	吉川内科医院	半固定型
308	駒沢病院	半固定型
309	世田谷中央病院	半固定型
310	有隣病院	半固定型
311	世田谷北部病院	半固定型
312	久我山病院	半固定型
313	世田谷井上病院	半固定型
314	幸野メディカルクリニック	半固定型
315	成城木下病院	半固定型
316	至誠会第二病院	半固定型
317	関東中央病院	携帯型
318	おくさわ脳卒中リハビリテーション病院	携帯型
319	玉川病院	携帯型
320	奥沢病院	携帯型
321	世田谷記念病院	携帯型
322	世田谷神経内科病院	携帯型
903	成育医療センター	携帯型
323	松沢病院	携帯型
324	三軒茶屋第一病院	携帯型
325	東都三軒茶屋リハビリテーション病院	携帯型
326	昭和大学付属烏山病院	携帯型
327	東京医療センター	携帯型
401	特別養護老人ホーム　芦花ホーム	携帯型
402	特別養護老人ホーム　上北沢ホーム	携帯型
403	特別養護老人ホーム　きたざわ苑	携帯型
404	特別養護老人ホーム　深沢共愛ホームズ	携帯型
405	特別養護老人ホーム　等々力共愛ホームズ	携帯型
406	高齢者在宅サービスセンターデイホーム等々力	携帯型
407	特別養護老人ホーム　フレンズホーム	携帯型
408	特別養護老人ホーム　喜多見ホーム	携帯型
409	特別養護老人ホーム　有隣ホーム	携帯型
410	特別養護老人ホーム　久我山園	携帯型
411	特別養護老人ホーム　成城アルテンハイム	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
412	特別養護老人ホーム　第２有隣ホーム	携帯型
413	特別養護老人ホーム　砧ホーム	携帯型
414	特別養護老人ホーム　千歳敬心苑	携帯型
415	特別養護老人ホーム　等々力の家	携帯型
416	特別養護老人ホーム　博水の郷	携帯型
417	特別養護老人ホーム　東京敬寿園	携帯型
418	特別養護老人ホーム　フォーライフ桃郷	携帯型
419	養護老人ホーム　友愛ホーム	携帯型
420	災害対策課	携帯型
421	せたがや給田乃杜	携帯型
422	グランクレール馬事公苑	携帯型
423	グランクレール成城	携帯型
424	アライブ世田谷中町	携帯型
425	アライブ世田谷下馬	携帯型
426	アライブ世田谷代田	携帯型
427	ツクイ・サンシャイン成城	携帯型
428	白梅福祉作業所	携帯型
429	わくわく祖師谷	携帯型
430	まもりやま工房	携帯型
431	用賀福祉作業所	携帯型
432	おおらか学園	携帯型
433	ファクトリー藍	携帯型
434	社会就労センター　パイ焼き窯	携帯型
435	トラストガーデン桜新町	携帯型
436	トラストガーデン用賀の杜	携帯型
437	トラストガーデン等々力	携帯型
438	ニチイホーム成城	携帯型
439	ニチイホーム千歳船橋	携帯型
440	特別養護老人ホーム　馬事公苑	携帯型
451	都立久我山青光学園	携帯型
452	都立光明学園	携帯型
453	都立青鳥特別支援学校	携帯型
454	災害対策課	携帯型
455	すまいる梅丘	携帯型
456	ほほえみ経堂	携帯型
457	岡本福祉作業ホーム	携帯型
458	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	携帯型
459	三宿つくしんぼホーム	携帯型
460	桜上水福祉園	携帯型
461	給田福祉園	携帯型
462	奥沢福祉園	携帯型
463	すきっぷ	携帯型
464	砧工房	携帯型
465	砧工房分場キタミクリーンファーム	携帯型
466	駒沢生活実習所	携帯型
467	九品仏生活実習所	携帯型
468	千歳台福祉園	携帯型
469	下馬福祉工房	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
470	玉川福祉作業所	携帯型
471	玉川福祉作業所等々力分場	携帯型
472	世田谷福祉作業所	携帯型
473	烏山福祉作業所	携帯型
474	九品仏生活実習所中町分場	携帯型
475	メディカルホームグランダ三軒茶屋	携帯型
476	グランダ世田谷上町	携帯型
477	エリザベート成城	携帯型
478	ゆとらいふ世田谷	携帯型
479	ハートハウス成城	携帯型
480	サピエンス祖師谷	携帯型
481	ニチイホーム用賀	携帯型
482	ガーデンテラス尾山台	携帯型
483	ウェルケアガーデン深沢	携帯型
484	東急ウェリナケア尾山台	携帯型
485	ニチイホーム八幡山	携帯型
486	災害対策課	携帯型
487	寿満ホーム　かみきたざわ	携帯型
488	グランクレール世田谷中町	携帯型
490	世田谷希望丘ホーム	携帯型
491	リハビリホームまどか上祖師谷	携帯型
492	特別養護老人ホーム下馬の家	携帯型
493	チャームプレミア深沢	携帯型
494	介護老人保健施設　梅ヶ丘（高齢施設）	携帯型
495	災害対策課	携帯型
496	特別養護老人ホーム　さくらほうむ	携帯型
497	イタール成城	携帯型
498	コイノニアかみきた	携帯型
499	にこにこみやさか	携帯型
501	陸上自衛隊第１普通科連隊重迫撃砲中隊	半固定型
502	陸上自衛隊衛生学校	半固定型
510	さわやかはーとあーす世田谷	携帯型
511	特別養護老人ホーム　ときわぎ世田谷	携帯型
512	特別養護老人ホーム　ラペ二子玉川	携帯型
513	ガーデンテラス久我山	携帯型
514	災害対策課	携帯型
515	ウェルケアガーデン馬事公苑	携帯型
516	ウェルケアヒルズ馬事公苑	携帯型
517	ガーデンテラス砧公園	携帯型
518	リアンレーブ世田谷	携帯型
601	東京電力渋谷支社	半固定型
602	東京ガス（株）西部導管事業部	半固定型
603	ＮＴＴ白金ビル	半固定型
604	水道局南部支所	半固定型
701	桜小学校	携帯型
702	災害対策課	携帯型
703	駒沢小学校	携帯型
704	池ノ上小学校	携帯型
705	駒繋小学校	携帯型
706	代田小学校	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
707	池尻小学校	携帯型
708	深沢小学校	携帯型
709	二子玉川小学校	携帯型
710	九品仏小学校	携帯型
711	烏山小学校	携帯型
712	祖師谷小学校	携帯型
713	明正小学校	携帯型
714	希望丘小学校	携帯型
715	松沢中学校	携帯型
716	玉川中学校	携帯型
717	芦花中学校	携帯型
718	桜丘中学校	携帯型
719	用賀中学校	携帯型
720	砧南中学校	携帯型
801	関東中央病院	携帯型
802	至誠会第二病院	携帯型
803	松沢病院	携帯型
804	玉川病院	携帯型
805	成育医療研究センター	携帯型
806	災害対策課	携帯型
908	駒澤大学高校	携帯型
910	二子玉川ライズ	携帯型

〔資料第 42〕

連絡責任者一覧

機　関　名	連絡責任者職名		電　　話
区	正	災害対策課長	5432－1111　内 2261
	副	災害対策担当係長	5432－1111　内 2262
都建設局第二建設事務所	正	庶務課庶務担当課長代理	3774－0313　内 3111
	副	補修課調査担当課長代理	3774－8712　内 3612
都水道局南部支所桜丘庁舎	正	庶務課長	3420－6120
	副	課長代理（庶務担当）	3420－1110
都下水道局南部下水道事務所	正	お客さまサービス課長	5734－5050
	副	課長代理（管路施設担当）	5734－5051
警視庁第三方面本部	正	警備担当管理官	3581－4321　内 7862 －6640
	副	警備担当主任	〃　内 7862 －6642
世田谷警察署	正	警備課長	3418－0110　内 4600
	副	警備係長	〃　内 4612
北沢警察署	正	警備課長	3324－0110　内 4600
	副	警備係長	〃　内 4612
玉川警察署	正	警備課長	3705－0110　内 4600
	副	警備係長	〃　内 4612
成城警察署	正	警備課長	3482－0110　内 4600
	副	警備係長	〃　内 4612
東京消防庁第三消防方面本部	正	副本部長	3418－0119　内線 210
	副	指揮隊長	〃　内線 301～3
世田谷消防署	正	署隊本部統括班長	3412－0119
	副	大隊長	〃
玉川消防署	正	署隊本部統括班長	3705－0119
	副	大隊長	〃

機　関　名		連絡責任者職名	電　　話
成　城　消　防　署	正	署隊本部統括班長	3416－0119
	副	大　隊　長	〃
国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所	正	防災情報課　建設専門官	3512－9064
	副	防災情報課　防災情報係長	〃
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所	正	出　張　所　長	3721－4288
	副	管　理　第　二　係　長	〃
東日本電信電話㈱ 東京南支店	正	エリアプロデュース担当課長	3444－7923
	副	エリアコーディネート担当課長	3444－7910
首都高速道路㈱ 東京西局	正	保全管理課危機管理担当課長	3264－8396
	副	保全管理課危機管理担当係長	3264－8424
東京電力パワーグリッド㈱ 渋谷支社	正	地域担当次長	050－3090－0250
	副	企画総括グループ	6374－5480
東京ガス㈱ 東京中支店	正	課　長	03-5400-7512
	副	担　当　課　長	〃
日本郵便㈱ 世田谷郵便局	正	総　務　部　長	3418－4945
	副	総　務　部　課　長	〃
京王電鉄㈱ 桜上水駅	正	助　役	3302－0630
	副	助　役	〃
小田急電鉄㈱ 下北沢駅	正	駅　長	3411－0126
	副	副　駅　長	〃
東急電鉄㈱ 三軒茶屋駅	正	助　役	3419－0393
	副	助　役	〃
(一社)東京都トラック協会 世田谷支部	正	支　部　長	3706－1011
	副	事　務　長	〃
陸上自衛隊 第1普通科連隊	正	第　3　科　長	3933－1161(内 536,546)
	副	重迫撃砲中隊長	〃

〔資料第 43〕

高所カメラ設備一覧

令和 6 年 9 月現在

設備	設置場所	設置数
高所カメラ （区民公開用）	キャロットタワー	2 台 （東向き、西向き各 1 台）
災害時情報収集用 高所カメラ	キャロットタワー	2 台 （東向き、西向き各 1 台）
	二子玉川ライズ	2 台 （東向き、西向き各 1 台）

〔資料第44〕

緊急医療救護所・避難所救護所・福祉避難所（母子）一覧

（令和6年12月現在）

番号	分類	施設名	所在地
1-1	緊急医療救護所	至誠会第二病院 （災害拠点病院）	世田谷区上祖師谷５－１９－１
1-2	緊急医療救護所	関東中央病院 （災害拠点病院）	世田谷区上用賀６－２５－１
1-3	緊急医療救護所	玉川病院 （災害拠点病院）	世田谷区瀬田４－８－１
1-4	緊急医療救護所	国立成育医療研究センター （災害拠点連携病院）	世田谷区大蔵２－１０－１
1-5	緊急医療救護所	松沢病院 （災害拠点連携病院）	世田谷区上北沢２－１－１
1-6	緊急医療救護所	自衛隊中央病院 （災害医療支援病院）	世田谷区池尻１－２－２４
2-1	避難所救護所	池尻小学校	世田谷区池尻２－４－１０
2-2	避難所救護所	桜小学校	世田谷区世田谷２－４－１５
2-3	避難所救護所	桜丘中学校	世田谷区桜丘２－１－３９
2-4	避難所救護所	北沢中学校第二校舎 （旧北沢小学校）	世田谷区北沢４－３２－２０
2-5	避難所救護所	代田小学校	世田谷区代田４－２－３
2-6	避難所救護所	松沢中学校	世田谷区桜上水４－５－２
2-7	避難所救護所	駒沢小学校	世田谷区駒沢２－１０－６
2-8	避難所救護所	駒繋小学校	世田谷区下馬１－４２－１２
2-9	避難所救護所	代沢小学校	世田谷区代沢５－１－１０
2-10	避難所救護所	芦花中学校	世田谷区粕谷２－２２－２
2-11	避難所救護所	烏山小学校	世田谷区給田１－２－１
2-12	避難所救護所	祖師谷小学校	世田谷区祖師谷３－４９－１
2-13	避難所救護所	希望丘小学校	世田谷区船橋４－９－１
2-14	避難所救護所	明正小学校	世田谷区成城３－３－１
2-15	避難所救護所	砧南中学校	世田谷区鎌田３－１３－２０
2-16	避難所救護所	用賀中学校	世田谷区上用賀５－１５－１
2-17	避難所救護所	玉川中学校	世田谷区中町４－２１－１
2-18	避難所救護所	深沢小学校	世田谷区新町１－４－２４
2-19	避難所救護所	二子玉川小学校	世田谷区玉川４－６－１
2-20	避難所救護所	九品仏小学校	世田谷区奥沢８－１２－１

番号	分類	施設名	所在地
3-1	福祉避難所（母子）	佼成学園女子中学高等学校	世田谷区給田２－１－１
3-2	福祉避難所（母子）	サレジアン国際学園世田谷中学高等学校	世田谷区大蔵２－８－１
3-3	福祉避難所（母子）	日本体育大学	世田谷区深沢７－１－１
3-4	福祉避難所（母子）	昭和女子大学	世田谷区太子堂１－７－５７
3-5	福祉避難所（母子）	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	世田谷区松原２－１７－２２
3-6	福祉避難所（母子）	東京農業大学	世田谷区桜丘１－１－１
3-7	福祉避難所（母子）	日本女子体育大学	世田谷区北烏山８－１９－１
3-8	福祉避難所（母子）	玉川聖学院中等部・高等部	世田谷区奥沢７－１１－２２

〔資料第 45〕

世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱

平成15年７月１日世保企第136号

（設置）

第１条　災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、世田谷区災害医療運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　連絡会は、災害時の医療救護活動の円滑な実施のために、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　医療救護活動に関する協力協定の変更等に関すること。

（２）　医療救護活動に関する総合調整に関すること。

（３）　医療救護活動に必要な経費負担に関すること。

（４）　医療救護活動に必要な物資及び資器材等の調達、輸送及び配分に関すること。

（５）　前各号のほか、重要な医療救護活動計画に関すること。

（構成）

第３条　連絡会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

２　会長は、世田谷保健所長をもって充てる。

３　副会長は、世田谷保健所副所長をもって充てる。

４　委員は、次の者をもって充てる。

（１）　世田谷区医師会担当理事　　（２）　玉川医師会担当理事

（３）　世田谷区歯科医師会担当理事　　（４）　玉川歯科医師会担当理事

（５）　世田谷薬剤師会担当理事　　（６）　玉川砧薬剤師会担当理事

（７）　東京都獣医師会世田谷支部長　　（８）　世田谷区柔道整復師会担当理事

（９）　一般社団法人　至誠会第二病院長　（10）　東京都立松沢病院長

（11）　公立学校共済組合関東中央病院長　（12）　独立行政法人　国立病院機構東京医療センター院長

（13）　国立研究開発法人　国立成育医療研究センター院長

（14）　公益財団法人　日産厚生会　玉川病院長

（15）　世田谷警察署警備課長　　（16）　北沢警察署警備課長

（17）　玉川警察署警備課長　　（18）　成城警察署警備課長

（19）　世田谷消防署警防課長　　（20）　玉川消防署警防課長

（21）　成城消防署警防課長　　（22）　総合支所地域振興課長代表

（23）　危機管理部災害対策課長　　（24）　保健福祉政策部保健福祉政策課長

（25）　総合支所保健福祉センター健康づくり課長代表

（26）　教育委員会事務局教育総務課長　（27）　区立小学校長代表（医療救護所設置校）

（28）　区立中学校長代表（医療救護所設置校）

（運営）

第４条　会長は、連絡会を招集し、会議を主宰する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　委員が出席することができないときは、代理者が出席することができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

５　会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

（庶務）

第５条　連絡会の庶務は、世田谷保健所健康企画課において処理する。

（会議出席の特例）

第６条　会長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により、連絡会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を連絡会を招集する場所以外の場所

から連絡会に参加させることができるものとする。
（略）
附　則（令和４年７月15日４世保企第1005号）
この要綱は、令和４年７月28日から施行する。

〔資料第46〕

避難所救護所用災害医療セット

（令和６年７月３１日現在）

	品　　名		規　　格	数量
蘇生セット	聴診器		リットマン型	3台
	血圧計		メーター式（携帯型）	1台
	体温計		予測式	2本
	簡易人工蘇生器		レスキューマスク（ケース付）	3セット
	開口器		ハイステル	1個
	バイトブロック		大／中／小	各5
	エアウエイ		バーマンエアウエイ　大／小	各1
	気管切開カニューレ		5mm／8mm	各1
	気管切開セット		トラヘルパー	2セット
	滅菌ガーゼ		尺角　5枚入	20包
	ネラトンカテーテル		6Fr／12Fr	各1本
	雑剪刀		220mm	1個
	懐中電灯		単Ⅱ電池2個型	1個
	テガダーム		大／中	各50枚
	気管内チューブ		5mm／7mm／8mm	各2本
	喉頭鏡セット		ハンドル、ブレード大／中／小　単Ⅱ電池2個型	1セット
	手動式吸引器			1個
創傷セット	処置キット（縫合用）	共通メッキンバック	1個（全体用包材）	16セット
		包材	75cm×75cm　1枚	
		プラトレー1型	1枚	
		消毒トレー	1槽式　2枚	
		ガーゼ	8つ折り　10枚	
		注射針	18G×1-1/2RB 1本	
		注射針	23G×1-1/4RB	
		シリンジ	10mlロック 1本	
		外科用メスF	No.11	
		鑷子　有鉤	1本	
		鉗子ケリー	曲・直　各１本	
		持針器クライルウッド	1本	
		処置用剪刀	SB（直）130mm　1本	
		タフティックＢＯＣＯ	2本	
		ﾒｯｷﾝﾄﾞﾚｰﾌﾟ	吸ラミ丸穴Ｔ　1枚	
	消毒キット	綿球	中サイズ　6個	96セット
		プラセッシ	1本	
		高吸水ガーゼ	75×100mm（4折）4枚入	
		ＰＥＴ製容器	195mm×95mm　1個	
	ポピヨドン液10%		250ml	2本
	スキンステープラー		レギュラー15針（6個/箱）／ワイド15針（6個/箱）	各1箱
	サージカルテープ		12mm×9m　24巻/箱	1箱
	粘着包帯		5cm×5m（6巻/箱）／7.5cm×5m（4巻/箱）／10cm×5m（3巻/箱）	各1箱
	伸縮包帯		5cm×9m／7.5cm×9m／9cm×9m	各3本
	イソジンスクラブ		7.5%　500ml	1本
	オーキュウバンエコ		76×250mm（12枚/箱）	2箱
	止血帯		エスマル	2本

熱傷セット	滅菌ガーゼ	尺角　5枚入	20包
	タオル	白無地	3枚
	シーツ	無地　100×180cm	4枚
	伸縮包帯	5cm×9m／7.5cm×9m／9cm×9m	各10本
	三角巾	105×105×150cm	10枚
	ピンセット	有鈎／無鈎	各2本
	雑剪刀	220mm	1本
	生理食塩水	500ml	1本
骨折セット	サムスプリント	スタンダード／ジュニア	各5本
	呉氏副木	木製　大／中／小	各3本
	ネット包帯	4号／3号／2号	各1本
	伸縮包帯	5cm×9m／7.5cm×9m／9cm×9m	各10本
	カットバン	55mm×2.5m（2巻/箱）	2箱
	三角巾	105×105×150cm	10枚
	雑剪刀	240mm	1本
	粘着包帯	5cm×5m（6巻/箱）／7.5cm×5m（4巻/箱）／10cm×5m（3巻/箱）	各1箱
	コールドパック	230×155mm（12個/箱）	4箱
輸液セット	輸液セット	本体（TI-U250P）	5セット
	輸液セット用注射針	注射針（NN-2138S）	5本
	ソリタT　3号	500ml	10本
	静脈留置針	22G／24G	各10本
	翼状針	23G	10本
	乳酸化リンゲル液	ラクテック注　500ml	10本
	生理食塩水	500ml	10本
	テガダーム	大／中	各50枚
薬品セット	アトロピン硫酸塩注0.5mg	0.05%・1ml×10A	1箱
	ソルコーテフ注	100mg×5V	2箱
	ホリゾン注	10mg　2ml×10A	1箱
	ブスコパン注20mg	2%　1ml×10A	1箱
	破傷風トキソイド（バイヤル）	0.5ｍｌ　10V（要冷蔵）	1箱
	ソセゴン注	15mg　1ml×10A	2箱
	キシロカイン注ポリアンプ	1%　5ml×10A	4箱
	ニトロール錠5mg	舌下錠　100錠	2箱
	カロナール錠300	300mg・PTP100錠	1箱
	注射器	2.5ml×22G・100入り／5ml×22G、100入り	各1箱
	ボスミン注1mg	0,1%　1ml×20A	1箱
	フランドルテープ40mg	１g×50枚	1箱
眼耳鼻咽喉セット	洗眼瓶	ﾎﾟﾘ容器　100cc	1本
	開眼器	デスマル	1個
	額帯反射鏡	スタンダード	1個
	咽候巻綿子	ハルトマン	1個
	咽頭鏡	大／中／小	各1個
	耳鼻ピンセット	中	1本
	鼻鏡	ハルトマン	1個
	鼻用消息子	ルーツェ式	1個
	鼻用巻綿子	ハルトマン	3個
	綿棒	綿付	200本
	耳鏡	大／中／小	各1個
	眼帯	ガーゼ付　1枚入	20包

雑品セット	懐中電灯	単Ⅰ電池2個型	3個
	ペンライト	単Ⅲ電池2個型	2本
	シーツ	１ｍ　ビニール	2枚
	タオル	白無地	4枚
	石鹸	薬用	1個
	ペンチ		1本
	サインペン	赤／黒	各1本
	ボールペン	赤／黒	各5本
	トリアージタッグ		400枚
	ナイフ	ステンレス	1本
	ピンセット	180㎜	1本
	安全ピン		12個
	三角巾	105×105×150cm	10枚
	ディスポアルコール綿	ワンショットプラス　160枚	6包
	使い捨て手袋	ディスポグローブ゛（100枚/箱）	1箱
	ゴミ袋	45L	10枚
	ビニール袋	34×24cm	100枚

※各避難所救護所及び各総合支所健康づくり課に1セットずつ配備

〔資料第47〕

避難所救護所用その他医療物品

（令和６年７月３１日現在）

	品名	規格	数量
衛生材料	単回使用パッド入り副木　Mサイズ	厚さ20mm×幅90mm×長さ720mm	1箱（6本入）
	単回使用パッド入り副木　SSサイズ	厚さ20mm×幅70mm×長さ510mm	1箱（6本入）
	単回使用パッド入り副木　4Sサイズ	厚さ20mm×幅45mm×長さ320mm	1箱（6本入）
	さらし	33cm×10m	5反
	耳付純綿包帯　4裂	7cm×9m	5反
	耳付純綿包帯　5裂	5.6cm×9m	5反
	三角巾L	105cm×105cm×150cm	10枚

※各避難所救護所に1セットずつ配備

〔資料第48〕

災害用歯科医療セット

（令和６年９月１日現在）

No.	品名	規格	数量
1	マイクロモーター標準セット	バッテリー駆動マイクロモーター1、コントロールユニット1、チャージャー1、ストレートハンドピース1、ハンドピーススタンド1、プロキットケース1	1個
2	ミラー	ディスポ10本入パック・ポリカーボネート製ミラー　・本体ABS	2箱
3	ピンセット	ディスポ1本入パック	20本
4	エキスプローラー	ディスポ10本入パック	2箱
5	滅菌済みガーゼ	50×50㎜　1枚×50袋入り	1箱
6	滅菌済みカット綿	40×40㎜・５ｇ×10個	1箱
7	サージカルマスク	大／小　各50枚入	各1箱
8	医療用手袋	S／M／L　各100枚入　パウダーフリータイプ	各1箱
9	手指用消毒剤	500ml	1本
10	ペンライト	必要数の乾電池を含む	1本
11	ポビドンヨード含嗽剤	250ml	1本
12	消毒用エタノール	500ml（70%）	1本
13	ブローチホルダー		6本
14	歯科用ファイル	20／25／30／35／40／45　各1本	各1本
15	仮封剤	粉末1本（50g）液1本（25g）	1セット
16	セメント	粉末1本（125g）液1本（100g）	1セット
17	咬合紙	122×22㎜　12枚×10冊	1箱
18	多目的即時重合レジンセット	粉35g A2,A3,No8（各1本）、液100g1本、ラバーカップ２個、粉末計量器1個、液計量器1個、プラスチックヘラ1本、小筆1本、液瓶ノズルキャップ1個、カップホルダー1個	1セット
19	床裏装材セット	粉120g、液100ml、粉量計1、スポイト1、混和器1、スパチュラ1、ステップカード1	1セット
20	プライヤー	ピーソー	1本
21	ワイヤーニッパー	パワーカッター	1本
22	カーボランダムポイント	No13／No44	各3本
23	歯科用カルテ		50枚
24	ブローチ針	6.0（１箱）	1箱
25	オキシドール（H2O2）	500cc	1本
26	口腔粘膜、根管消毒剤	20g	1本
27	根管消毒、歯髄鎮痛鎮静剤	10g	2本
28	不織布エプロン	縦560×横430㎜　100枚入り	1箱
29	薬ボトル（角薬瓶）	大２本、小４本	計6本
30	クラスプ線	1㎜×5m	1本
31	ピンセット	大／中	各1本
32	紙トレー	50枚パック	1箱
33	スパチュラ（プラスチック）	3本入　148㎜	1箱
34	練和紙	50枚	1包

No.	品名	規格	数量
35	薬用固形石けん	95g以上	1個
36	仮封剤	5g	1本
37	防湿剤	10g	1本
38	薬剤　フロモックス100mg錠	100錠	1箱
39	薬剤　クラリス200mg錠	100錠	1箱
40	薬剤　クラリスDS10%小児用	0.5g×120包	1箱
41	薬剤　デキサメタソン軟膏	0.1%　5ｇ	1箱
42	薬剤　カロナール錠	200mg×100錠	1箱
43	薬袋	内用薬袋＃２０６３／外用薬袋＃２０７３	各1箱
44	バット	フタ付き、プラスチック　270×210㎜	1個
45	滅菌バッグ	135×260㎜	20枚

〔資料第49〕

緊急医療救護所用医療器具一覧

（令和6年7月現在）

	品名		規格	数量
基本セット	聴診器		リットマン型	1 個
	携帯型血圧計		メーター式（携帯型）	1 個
	体温計		平型1分計	2 本
創傷セット	縫合セット（EOG滅菌済）	共通メッキンバック	全体用包材	32 個
		包材	75×75cm	32 枚
		プラトレイ1型	1枚	32 枚
		消毒トレイ	1槽式	64 枚
		ガーゼ	8つ折	320 枚
		注射針	18G×1-1／2RB	32 本
		注射針	23G×1-1／4RB	32 本
		シリンジ	10mlロック	32 本
		外科用メスF	No.11	32 本
		鑷子	有鉤	32 本
		鉗子ケリー	曲	32 本
		持針器クライルウッド		32 本
		処置用剪刀	SB（直）130mm	32 本
		スポンジスティック1	消毒用	64 本
		メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T	32 枚
	パック消毒剤			100 本
	ポピヨドン液10%		250ml	2 本
	スキンステープラー		ワイド　15針	20 本
	サージカルテープ		12mm×9m	24 巻
	粘着包帯		5cm×10m	12 巻
			7.5cm×10m	8 巻
			9cm×10m	6 巻
	粘着性弾力包帯（エラテックス）		5cm×10m	6 巻
	伸縮包帯		5cm×9m	10 巻
			7.5cm×9m	10 巻
			9cm×9m	10 巻
	カットバン（救急絆創膏）		55mm×2.5m	2 巻
	滅菌ガーゼ		尺角　5枚入り	200 包
	イソジンスクラブ		7.5%　500ml	1 本
	布絆創膏ユートクバン　ヤール判		17.5cm×91cm	2 枚

	品名	規格	数量
熱傷セット	トレックスガーゼC	200mm×70mm	20 枚
	伸縮包帯	5cm×9m	10 巻
		7.5cm×9m	10 巻
		9cm×9m	10 巻
	三角巾	105×105×150cm	10 枚
	ピンセット	有鈎	2 本
		無鈎	2 本
	雑剪刀	ステンレス製　240mm	1 本
	滅菌舌圧子	150mm×17mm程度	300 袋
骨折セット	ロールスプリント	スタンダード	5 個
		ジュニア	5 個
	アルフェンスシーネ	1号	3 個
		4号	3 個
		11号	3 個
	ネット包帯（プレスネット）	2号　25m	3 巻
		3号　25m	3 巻
		4号　25m	3 巻
	伸縮包帯	5cm×9m	6 巻
		7.5cm×9m	4 巻
		9cm×9m	3 巻
	三角巾	105×105×150cm	10 枚
	雑剪刀	240mm	1 本
	粘着包帯	5cm×9m	10 巻
		7.5cm×9m	10 巻
		9cm×9m	10 巻
消耗品セット	メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T	30 枚
	注射針	18G×1-1／2RB	50 本
	注射針	23G×1-1／4RB	50 本
	シリンジ	10mlロック	50 本
	外科用強彎角針	5号1/2バネ穴×10本組	6 セット
	外科用強彎角針	3号1/2バネ穴×10本組	6 セット
	ナイロン縫合糸	青3－0　40cm×10本入	50 包
	P反巻（耳付きホータイ）	3裂	2 巻
		4裂	2 巻
		5裂	1 巻
		6裂	1 巻
		8列	1 巻
	処置用手袋	S	100 枚
		M	100 枚
		L	100 枚
	滅菌手袋	6.5号	20 双
		7号	20 双
		7.5号	20 双

〔資料第50〕

緊急医療救護所用医薬品一覧

（令和6年7月現在）

品名	薬効	数量
カロナール錠200mg	解熱・鎮痛・抗炎症	2,000錠
ロキソニン錠60mg	解熱・鎮痛・抗炎症	600錠
ケフレックスカプセル250mg	抗菌薬	1,000錠
フロモックス小児用細粒100mg	抗菌薬	480包
アダラートL錠10mg	降圧剤	100錠
プレドニン錠5mg	副腎皮質ホルモン剤	100錠
アズノール軟膏	軟膏	チューブ20g×50本 壺型500g×1
キシロカイン注ポリアンプ1％	局所麻酔薬	200管
エタプラスゲル	手指消毒剤	5本
ヒビテン液5％	消毒剤	2本
消毒用エタノール（パックタイプ）	消毒剤	500枚
注射用生食100ml		40本
スティックシュガー3g		100本
サルタノールインヘラー100μ	喘息治療薬	5本

※上記の表に記載の医薬品が流通状況等により確保が困難である場合は、同成分品又は同一作用機序品（抗菌薬の場合は化学構造による同一クラス分類）の代替の医薬品を備蓄する。

〔資料第51〕

避難所用応急救急セット

（令和6年7月31日現在）

品　名	規　格	数量
滅菌折りガーゼ	4つ折り　10枚×10袋入	1箱
脱脂綿	100g	10袋
包帯	3裂／4裂／5裂　各9m	各3本
プレスネット	4号（頭部用）3.5cm×0.9m	1枚
	3号（下肢用）2.5cm×1m	1枚
	2号（上肢用）2cm×1.2m	1枚
油紙	39×27cm　2枚入	5包
ヤールバン	17.5cm×0.91m	2本
消毒剤	マキロンS　75ml	5本
紙バン	9mm×10m　10巻入	2箱
三角巾	105×105×150cm	10枚
副木	大／中／小	各3本
止血帯	アメゴム製　エスマルヒ	2個
タオル	白色　無地	3枚
ピンセット	先曲がり　ステンレス製18cm	3本
災害用ハサミ	万能剪刀	3本
綿棒	耳鼻用　100本入	1箱
眼帯	貼れる眼帯　50枚入	1箱
やけど薬	テラ・コートリル軟膏　6g	3本
一般点眼薬	ソフトサンティア　5ml×4本入	3箱
抗菌点眼薬	サンテ新抗菌目薬　12ml	3本
総合感冒薬	ベンザブロックIP錠　45錠入	1箱
解熱鎮痛剤	タイレノールA　20錠入	1箱
うがい薬　顆粒分包品	含嗽用ハチアズレ顆粒　2g×250包入	1箱
胃腸薬	正露丸糖衣A　120錠入	1箱
整腸剤	新ビオフェルミンS　細粒　45g	1箱
救急絆創膏	バンドエイド　スタンダート　50枚入	2箱
救急絆創膏	バンドエイド　ワイド　20枚入	5箱
ポリ袋	12号	100枚

〔資料第 52〕

遺体収容所一覧

（令和 6 年 10 月現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号	敷地面積 ㎡	総床面積 ㎡（専有面積 ㎡）	備　　考
池尻地区会館	池　尻 ２－３－11	3422-1777	2,259	(622)	市民大学、健康増進・交流施設（せたがやがやがや館）、池尻保育園、池尻児童館と同一施設
世田谷地区会館	世田谷 ２－25－10	—	504	291	
経堂南地区会館	経　堂 ５－21－６	—	362	685	
上馬地区会館	上　馬 ４－10－17	3421-5567	1,032	(912)	上馬まちづくりセンター、上馬あんしんすこやかセンターと同一施設
松原地区会館	松原 ５－17-6	—	534	461	
桜上水南地区会館	桜上水 ３－４－11	—	6,022	(497)	都営住宅内
九品仏地区会館	奥　沢 ７－34－３	—	457	499	
尾山台地区会館	等々力 ２－17－14	3703-0211	844	(2,056)	尾山台図書館と同一施設
船橋地区会館	船　橋 ３－11－８	—	1,401	428	
宇奈根地区会館	宇奈根 ２－23－10	—	887	512	
上北沢地区会館	上北沢 ２－１－３	3302-4205	1,501	562	
上祖師谷地区会館	上祖師谷 ４－５－６	—	1,261	992	上祖師谷ぱる児童館と同一施設
北烏山地区会館	北烏山 ９－25－26	—	661	352	

世田谷区における遺体収容所は、総合支所ごとにあらかじめ指定した地区会館を利用するが、災害の状況に応じ、区立総合運動場体育館、又は、使用していない避難所の体育館等を区と警察署が協議して指定するものとする。

〔資料第 53〕

帰宅困難者のための支援施設

※一時滞在施設、帰宅困難者支援施設、災害時帰宅支援ステーションの区別

区分	一時滞在施設	帰宅困難者支援施設	災害時帰宅支援ステーション
設置時期	発災から７２時間（最大３日間）程度まで	発災から２４時間程度まで	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時
目的	帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の帰宅支援	徒歩帰宅者の帰宅支援
支援事項	食料、水、ブランケット、トイレ、休憩場所、情報等	飲料水、トイレ、休憩場所等	飲料水、トイレ、帰宅支援情報等

※　帰宅困難者支援施設の詳細については、「資料第 54　帰宅困難者支援施設一覧」を参照のこと。

※　災害時帰宅支援ステーションの詳細については、「資料第 55　災害時帰宅支援ステーション一覧」を参照のこと。

「一時滞在施設」一覧

一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。対象となる施設は、都県や区市町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。床面積 3.3 ㎡につき 2 人の収容を目安とし、飲料水、食料、ブランケット、トイレ、周辺の被害状況や道路・鉄道の運行状況などの情報等の提供を行う。

（令和６年 10 月現在）

＜都指定施設＞

施設名	所在地
世田谷市場	大蔵 1-4-1
世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1
駒沢オリンピック公園総合運動場	駒沢公園 1-1
松原高等学校	桜上水 4-3-5
総合工科高等学校	成城 9-25-1
園芸高等学校	深沢 5-38-1
深沢高等学校	深沢 7-3-14

＜区協定締結施設＞

施設名	所在地
東京中央農業組合 本店・千歳支店	粕谷 3-1-1
社会福祉法人康和会　久我山園	北烏山 2-14-14
学校法人和光学園　和光小学校	桜 2-18-18
東洋ドライルーブ株式会社	代沢 1-26-4
二子玉川ライズ	玉川 2-21-1
東神開発株式会社（玉川髙島屋Ｓ・Ｃ）	玉川 3-17-1

施設名	所在地
トヨタモビリティ東京株式会社　レクサス用賀	上用賀 5-13-6
トヨタモビリティ東京株式会社　瀬田店	玉川台 1-8-6
トヨタモビリティ東京株式会社　世田谷桜丘店	桜丘 4-14-1
トヨタモビリティ東京株式会社　レクサス若林	若林 3-13-1
トヨタモビリティ東京株式会社　成城店	千歳台 3-19-22
トヨタモビリティ東京株式会社　烏山店	給田 4-1-1

〔資料第 54〕

「帰宅困難者支援施設」一覧

災害時、近距離徒歩帰宅者の支援等を行う施設。対象となる施設は、区が指定する施設（11箇所）及び協定締結による施設。可能な範囲で飲料水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などの提供を行う。

（令和６年 10 月現在）

＜区指定施設＞

No.	地域	施設名	所在地	周辺駅・道路
1	世田谷	太子堂区民センター	太子堂 1-14-20	三軒茶屋駅・国道 246 号
2	世田谷	上馬地区会館	上馬 4-10-17 （上馬複合施設内）	国道 246 号
3	世田谷	経堂地区会館	経堂 3-37-13	経堂駅
4	北沢	北沢総合支所	北沢 2-8-18	下北沢駅
5	北沢	代田区民センター	代田 6-34-13	新代田駅・環状 7 号線
6	玉川	深沢区民センター	深沢 4-33-11	駒沢通り
7	玉川	桜新町区民集会所	桜新町 1-30-14	桜新町駅・国道 246 号
8	砧	砧区民会館成城ホール	成城 6-2-1	成城学園前駅
9	砧	大蔵第二運動場ロビー	大蔵 4-7-1	世田谷通り
10	烏山	烏山区民センター	南烏山 6-2-19	千歳烏山駅・甲州街道
11	烏山	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9	上北沢駅

＜区協定締結施設＞

No.	地域	施設名	所在地	周辺駅・道路
1	世田谷	世田谷郵便局	三軒茶屋 2-1-1	三軒茶屋駅・国道 246 号

〔資料第 55〕

「災害時帰宅支援ステーション」一覧

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

以下は、令和５年 10 月末時点の九都県市及び東京都の協定締結施設。

協定締結の主体	No.	協定の相手方	協定締結年月日
九都県市	1	株式会社セブン－イレブンジャパン	平成 17 年 8 月 31 日
	2	山崎製パン株式会社	
	3	株式会社ファミリーマート	
	4	ミニストップ株式会社	
	5	株式会社ローソン	
	6	株式会社吉野家	
	7	株式会社ポプラ	平成 17 年 9 月 22 日
	8	山田食品産業株式会社	
	9	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	平成 19 年 2 月 8 日等
	10	ロイヤルフードサービス株式会社	
	11	株式会社モスフードサービス	平成 20 年 6 月 11 日
	12	株式会社壱番屋	平成 22 年 8 月 20 日
	13	ワタミ株式会社	平成 23 年 6 月 20 日
	14	チムニー株式会社	
	15	株式会社第一興商	平成 23 年 9 月 1 日
	16	株式会社Ｂ＆Ｖ	
	17	サガミレストランツ株式会社	平成 24 年 8 月 31 日
	18	味の民芸フードサービス株式会社	
	19	埼玉県カラオケ業防犯協力会	平成 24 年 9 月 19 日
	20	千葉県カラオケ事業者防犯協力会	
	21	東京カラオケボックス事業者防犯協力会	
	22	神奈川県カラオケボックス協会	
	23	サトフードサービス株式会社	平成 24 年 12 月 1 日
	24	株式会社ダスキン	平成 25 年 3 月 11 日

協定締結の主体	No.	協定の相手方	協定締結年月日
九都県市	25	タリーズコーヒージャパン株式会社	平成 25 年 3 月 11 日
	26	株式会社ストロベリーコーンズ	平成 25 年 10 月 8 日
	27	株式会社オートバックスセブン	平成 26 年 11 月 6 日
	28	ケアパートナー株式会社	令和 2 年 3 月 25 日
	29	株式会社共和コーポレーション	令和 4 年 2 月 28 日
東京都	30	ガソリンスタンド	
	31	都立学校（※）	
	32	日産自動車系販売店	平成 26 年 12 月 19 日
	33	トヨタ自動車系販売店	平成 27 年 12 月 21 日
	34	農業協同組合等	平成 28 年 11 月 2 日
	35	関東マツダ系販売店	令和 2 年 3 月 27 日

（※）世田谷区内の都立学校は次のとおり。

学校名	所在地	電話	FAX	管轄支所
都立青鳥特別支援学校	池尻 1-1-4	3424-2525	3424-4433	世田谷
都立光明学園	松原 6-38-27	3323-8421	3327-8428	北沢
都立桜町高等学校	用賀 2－4－1	3700-4330	3700-9141	玉川
都立千歳丘高等学校	船橋 3－18－1	3429-7271	3429-2441	砧
都立深沢高等学校	深沢 7－3－14	3702-4145	3702-6767	玉川
都立松原高等学校	桜上水 4－3－5	3303-5381	3304-3062	北沢
都立芦花高等学校	粕谷 3－8－1	5315-3322	3305-8180	烏山
都立園芸高等学校	深沢 5－38－1	3705-2154	3705-1808	玉川
都立総合工科高等学校	成城 9－25－1	3483-0204	3483-1194	砧
都立世田谷泉高等学校	北烏山 9-22-1	3300-6131	3300-3687	烏山
都立世田谷総合高等学校	岡本 2－9－1	3700-4771	3700-0866	砧
都立久我山青光学園	北烏山 4-37-1	3300-6235	3300-7136	烏山

※都立青鳥特別支援学校：改築のため、令和５年４月１日から４年間の予定で下馬２-38-23 へ移転中

〔資料第 56〕

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

（１）背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策も重要である。

（２）用語の定義

ア　帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいう。

イ　一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

※あらかじめ公表するか、公表しないかは、各施設で選択する。

（あらかじめ公表することによって、社会貢献としてのＰＲ等が期待できる。）

ウ　災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

エ　避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、市区町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

オ　施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

カ　施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

（３）対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条

件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和５６年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む）であることが必要である。

また、平成２６年４月１日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある。

（４）開設基準

ア　受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後３日間の運営を標準とする。

イ　帰宅困難者の受入は、床面積３．３㎡当たり２人の収容（必要な通路の面積は算入しない）を目安とする（「避難所管理運営の指針」（東京都）を参考）。

（５）施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア　施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ　水や食料、毛布等の支援物資を配布する。

ウ　トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。

エ　周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。

（６）要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、市区町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

ア　高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障がい者については、必要な支援や配慮を受けるため障がい者が他者に支援を求めるカード(例：ヘルプカード(東京都))の活用やユニバーサルデザイン※の案内板(例：大きくはっきりとしたピクトグラム(図記号)(東京都))の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

※ユニバーサルデザインについては、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」(東京都)等参照

イ　外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でも分かりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

〔資料第 57〕

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営の準備（平常時）

（１）運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又はこの受入を含む防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携や行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅街との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

（２）運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営計画又は防災計画に、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である。

ア　施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

イ　受入定員

約 3.3 ㎡当たり２人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

また、通路として使用する部分等については定員の算出から除外する。

ウ　運営要員の確保

自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の３者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことがのぞましい。

なお、運営要員の確保にあたっては、施設滞在者やその他のボランティアの活用等も検討する。

エ　関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ　帰宅困難者の受入の手順

カ　施設滞在者への情報提供の手順

キ　備蓄品の配布手順

ク　要配慮者への対応

ケ　セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

（3）受入れのための環境整備

ア　平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所(受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。)をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

（チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成２７年２月内閣府（防災担当））」を参考とするとよい。）

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ　書類・帳票の整備

受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく。

また、施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。

以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

①　受入者名簿

②　受入記録日計表

③　一時滞在施設運営及び収容状況記録票

④　一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類

ウ　情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制の準備

施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続できるパソコン等を備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。

入手した情報を施設滞在者に提供できるよう、ホワイトボード等の掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ　安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話や Wi-Fi 等の通信手段を整備しておくよう努める。

災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ　備蓄品、非常用電源設備等の確保

施設管理者は、帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。

施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により、災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。

また、非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

※非常用電源設備等が確保できない場合の消防用設備等の機能に関しては、災害対策基本法第 86 条の２第２項において、事前に都県や市区町村と締結した協定に基づき開設された一時滞在施設など、地方公共団体の長が設置する避難所等について、消防用設備等の設置、維持に関する規定（消防法第 17 条）を適用しない旨の特例が定められている。

カ　防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び市区町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（４）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて一時滞在施設の開設に関する訓練を年１回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

〔資料第58〕

指定避難所一覧(対象区域別編)

(令和６年１０月現在)

地　域	避難所数
世田谷	26
北沢	18
玉川	24
砧	18
烏山	10
合計	96

No.	地域	避難所名	避難所運営主体(町会・自治会別)	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
1	世田谷	三宿小学校	池尻西町会、池尻北自治会、三宿自治会、太子堂2丁目大塚町会	池尻3丁目全域、三宿1丁目1～24・27～30番、太子堂2丁目1～13番	池尻	三宿1-12-6	3411-8456	3411-7560
2	世田谷	多聞小学校	池尻4丁目町会、三宿北町会	池尻4丁目1～32番、三宿2丁目1～27・28番の一部・29～39番	池尻	三宿2-26-11	3413-2026	3413-4094
3	世田谷	池尻小学校	池尻東親会、池尻南睦会、池尻団地自治会	池尻1丁目全域、池尻2丁目全域	池尻	池尻2-4-10	3424-2410	3424-2152
4	世田谷	太子堂小学校	太子堂5丁目町会、太子堂三軒茶屋町会、太子堂4丁目西山町会、若林町会(1・2丁目の一部)	太子堂2丁目14～28番、太子堂4丁目全域、太子堂5丁目3～14・17～35番、若林1丁目33～41番、若林2丁目1～5(6番の一部)	太子堂	太子堂5-7-4	3413-4621	3413-4799
5	世田谷	中里小学校	三軒茶屋町会(三軒茶屋1丁目)	三軒茶屋1丁目8～10番・22～41番・(21番の一部)	太子堂	三軒茶屋1-4-1	3422-7474	3422-7577
6	世田谷	太子堂中学校	太子堂本町会、太子堂下の谷町会	三宿1丁目25・26番、三宿2丁目28番、太子堂2丁目29～38番、太子堂3丁目全域、太子堂5丁目1・2・15・16番	太子堂	太子堂3-27-17	3413-0810	3413-1332
7	世田谷	三宿中学校	太子堂1丁目町会、下馬2丁目北町会	太子堂1丁目全域、下馬2丁目20～44番	太子堂	太子堂1-3-43	3413-4511	3413-4409
8	世田谷	若林小学校	若林町会(若林1・2丁目の一部を除く、若林3・4・5丁目全域) ※両避難所については、避難所運営を一体的に行うため、避難所の受付は「若林小学校」で行う。	若林1丁目11～32番、若林2丁目7～41番・(6番の一部)、若林3丁目全域、若林4丁目全域、若林5丁目全域	若林	若林5-27-18	3413-0654	3413-0770
9	世田谷	教育総合センター			若林	若林5-38-1	6453-1500	6453-1534
10	世田谷	三軒茶屋小学校	上馬西町会(上馬2丁目)、三軒茶屋町会(三軒茶屋2丁目)、若林町会(1丁目の一部)、上馬北部町会(上馬2丁目)	三軒茶屋2丁目全域、若林1丁目1～10番、上馬2丁目全域	若林	三軒茶屋2-42-1	3421-2195	3421-2751
11	世田谷	桜小学校	世田谷2丁目町会、世田谷上町町会	世田谷1丁目17～48番・(16番の一部)、世田谷2丁目1～31番・(29番の一部を除く)、世田谷3丁目1～13番、弦巻5丁目16番	上町	世田谷2-4-15	3420-5381	3420-5626
12	世田谷	弦巻小学校	世田谷東町会	世田谷1丁目1～15番・(16番の一部)、世田谷3丁目14～26番、世田谷4丁目全域、上馬5丁目19～22・26番、弦巻1丁目9番	上町	弦巻1-9-18	3428-0187	3428-0965

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
13	世田谷	松丘小学校	松丘町会、弦巻町会（弦巻4・5丁目）	弦巻3丁目23番の一部、弦巻4丁目全域、弦巻5丁目1～15・17～36番、桜2丁目1～3番、桜3丁目全域	上町	弦巻3-23-12	3429-4278	3429-5627
14	世田谷	弦巻中学校	弦巻町会（弦巻1・2・3丁目）	弦巻1丁目全域（9番を除く）、弦巻2丁目全域、弦巻3丁目全域（23番の一部を除く）	上町	弦巻1-42-22	3428-8381	3428-8537
15	世田谷	桜木中学校	桜町会	世田谷2丁目29番の一部・32番、桜1丁目全域、桜2丁目4～22番	上町	桜1-48-15	3420-0149	3420-0763
16	世田谷	桜丘小学校	経堂南町会、経堂1丁目町会	経堂1丁目全域、経堂4丁目全域（6・7番の一部を除く）、経堂5丁目全域、桜丘1丁目19番の一部	経堂	桜丘1-19-17	3429-1375	3429-1339
17	世田谷	世田谷小学校	宮坂1・2丁目町会	宮坂1丁目全域、宮坂2丁目全域	経堂	宮坂1-38-4	3420-7241	3420-8137
18	世田谷	経堂小学校	経堂北町会、宮坂3丁目町会	経堂2丁目全域、経堂3丁目全域、宮坂3丁目全域、桜上水1丁目23番	経堂	桜上水1-23-3	3420-3278	3420-2903
19	世田谷	笹原小学校	桜丘町会（桜丘2丁目の一部・3丁目を除く）、桜丘南町会	桜丘2丁目15～29番、桜丘3丁目25～28番・30番の一部・35番、桜丘4丁目全域、桜丘5丁目全域、経堂4丁目6・7番の一部、砧1丁目18・31・32番の一部	経堂	桜丘5-19-1	3428-8383	3428-8535
20	世田谷	桜丘中学校	桜丘町会（桜丘2丁目の一部および3丁目）、桜丘1丁目町会	桜丘1丁目全域（19番の一部を除く）、桜丘2丁目1～14番、桜丘3丁目1～24・29・31～34・36・37番	経堂	桜丘2-1-39	3429-6203	3429-6385
21	世田谷	駒沢小学校	駒沢親和会、上馬西町会（上馬3・4丁目）、上馬北部町会（上馬4丁目）	上馬3丁目全域、上馬4丁目1～15・19～25・32・33番、駒沢1丁目全域、駒沢2丁目1～31番	上馬	駒沢2-10-6	3424-0855	3424-1701
22	世田谷	駒沢中学校	上馬・駒沢明和会	上馬4丁目16～18・26～31・34～41番、上馬5丁目1～18・23～25・27～40番、駒沢2丁目32～61番	上馬	駒沢2-39-25	3422-7401	3422-7899
23	世田谷	旭小学校	野沢1丁目明朗会、野沢2丁目町会、野沢四丁目自治会、上馬東町会	野沢1丁目全域、野沢2丁目1～6番、7番の一部、9～34番、野沢4丁目全域、上馬1丁目全域、三軒茶屋1丁目1～4、11～20番、21番の一部、下馬2丁目17・18番、下馬3丁目35番・36番	下馬	野沢1-4-3	3424-1337	3424-1251
24	世田谷	駒繋小学校	下馬1丁目町会、駒繋西自治会	下馬1丁目全域、下馬2丁目1～16・19番、三軒茶屋1丁目5～7番	下馬	下馬1-42-12	3424-0820	3424-2622
25	世田谷	中丸小学校	野沢3丁目町会、下馬6丁目町会	野沢3丁目全域、下馬6丁目1～36・41～54番	下馬	野沢3-34-16	3424-4422	3424-4990
26	世田谷	駒留中学校	下馬新生自治会、下馬5丁目町会	下馬3丁目全域（35・36番を除く）、下馬4丁目全域、下馬5丁目全域、下馬6丁目37～40番、野沢2丁目7番の一部、8番	下馬	下馬4-18-1	3424-3070	3424-3641
27	北沢	山崎小学校	梅丘1丁目町会、代田自治会（代田3丁目）	梅丘1丁目全域、代田3丁目全域	梅丘	梅丘3-9-1	3420-7341	3420-8278
28	北沢	さくら花見堂	代田自治会（代田１・２丁目）	代田１丁目全域、代田２丁目１～１１・１３～１７番	梅丘	代田1-13-14	3414-2836	5430-6201

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
29	北沢	城山小学校	豪徳寺1丁目町会、豪徳寺1丁目山下自治会、豪徳寺2丁目町会、世田谷東町会	豪徳寺1丁目全域、豪徳寺2丁目全域	梅丘	梅丘2-1-11	3429-2047	3429-2049
30	北沢	世田谷中学校	梅丘2・3丁目町会	梅丘2丁目全域、梅丘3丁目全域	梅丘	梅丘3-8-1	3420-7173	3420-7175
31	北沢	代沢小学校	下代田西町会、代沢4丁目西町会、代沢5丁目町会、代沢5丁目東町会、北沢2丁目南町会	代沢3丁目1～5番、(12番の一部)、代沢4丁目全域、池尻4丁目39番、三宿2丁目38番、代沢5丁目全域、北沢2丁目1～21番	代沢	代沢5-1-10	3413-4551	3413-5665
32	北沢	富士中学校	下代田東町会、代沢中町会	代沢1丁目1～32・37番(33・36番の一部)、代沢2丁目1～4・7～28番、代沢3丁目6～27番(12番の一部)、池尻4丁目33～38番	代沢	代沢1-23-17	3414-5174	3414-5902
33	北沢	下北沢小学校	守山町会、大原南町会、代田南町会、北沢2丁目協和会、北沢3･4丁目西町会	代田6丁目1～16番、大原1丁目1～29番、北沢2丁目22～40番、北沢3丁目20～34番、北沢4丁目8～16番	新代田	大原1-4-6	3468-0291	3468-6974
34	北沢	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田北町会・羽根木町会	代田6丁目17～34番、羽根木1丁目1～8・15～32番(9・14番の一部)、羽根木2丁目全域、松原1丁目(18～20番の一部)	新代田	代田6-21-5	6407-1685	6407-1686
35	北沢	代田小学校	代田4丁目町会、根津山会、代田東町会	代田4丁目全域、代田2丁目12・18～36番、代田5丁目全域	新代田	代田4-2-3	3323-3761	3323-9343
36	北沢	池之上小学校	代沢２丁目北町会、北沢１丁目町会	代沢1丁目34・35番（33・36番の一部）、代沢2丁目5・6・29～48番、北沢1丁目1～17・26～44・46番（24・45番の一部）	代沢	代沢2-42-15	3411-8314	3411-8440
37	北沢	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	東北沢自治会、北沢4丁目町会、北沢中央自治会	北沢1丁目18～23・25・47番(24・45番の一部)、北沢3丁目1～19番、北沢4丁目1～7・17～33番、北沢5丁目1～7・18・19・23番	北沢	北沢4-32-20	6416-8073	6416-8414

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
38	北沢	北沢中学校	大原北町会、大原西町会、北沢5丁目町会	大原1丁目30～63番、大原2丁目全域(29番の一部を除く)、羽根木1丁目10～13番(9・14番の一部)、北沢5丁目8～17・20～22・24～43番	北沢	北沢5-12-3	3468-2501	3468-7549
39	北沢	松原小学校	松原1丁目町会、松原2丁目町会	松原1丁目全域(18～20番の一部を除く)、松原2丁目全域、松原5丁目20・34～39・41～43・48番(18・19番の一部)、大原2丁目29番の一部	松原	松原5-43-26	3322-0191	3322-4351
40	北沢	梅丘中学校	松原5・6丁目自治会	松原5丁目1～17・21～33・40・44～47・49～61番(18・19番の一部)、松原6丁目全域	松原	松原6-5-11	3322-7491	3322-7443
41	北沢	松沢小学校	松原3・4丁目自治会、赤堤4丁目町会	松原3丁目全域、松原4丁目全域、赤堤4丁目全域	松沢	赤堤4-44-22	3323-0441	3323-9293
42	北沢	赤堤小学校	赤堤1丁目町会、赤堤二丁目町会、赤堤三丁目自治会、	赤堤1丁目全域、赤堤2丁目全域、赤堤3丁目全域	松沢	赤堤1-41-24	3323-0291	3323-9751
43	北沢	松沢中学校	赤堤5丁目町会、桜上水三丁目自治会、桜上水四丁目町会、都営桜上水三丁目アパート自治会、桜上水ガーデンズ団地管理組合法人	赤堤5丁目全域、桜上水3丁目全域、桜上水4丁目全域	松沢	桜上水4-5-2	3303-7381	3303-7151
44	北沢	緑丘中学校	桜上水一丁目町会、桜上水2丁目町会、桜上水5丁目自治会、経堂赤堤通り団地自治会	桜上水1丁目全域(23番を除く)、桜上水2丁目全域、桜上水5丁目全域	松沢	桜上水3-19-12	3303-7332	3303-7581
45	玉川	奥沢小学校	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目28～41番、東玉川2丁目19～41番、奥沢1丁目6～12・22～26・30～37・50～56番、奥沢3丁目全域	奥沢	奥沢3-1-1	3727-3535	3727-1398
46	玉川	東玉川小学校	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目1～27番、東玉川2丁目1～18番、奥沢1丁目1～5・13～16番	奥沢	奥沢1-1-1	3720-4211	3720-4621
47	玉川	奥沢中学校	奥沢交和会	奥沢1丁目17～21・27～29・38～49・57～65番、奥沢2丁目全域	奥沢	奥沢1-42-1	3726-2561	3726-2597
48	玉川	八幡小学校	奥沢中和会、玉川田園調布会	奥沢4丁目全域、奥沢5丁目全域、玉川田園調布1丁目全域、玉川田園調布2丁目全域	九品仏	玉川田園調布2-17-	3721-8991	3721-8990
49	玉川	九品仏小学校	九品仏自治会	奥沢6丁目全域、奥沢8丁目全域	九品仏	奥沢8-12-1	3703-0458	3703-0630
50	玉川	八幡中学校	九品仏自治会、等々力六丁目町会	奥沢7丁目全域、等々力6丁目1～7・8～11の一部・12～40番、深沢1丁目(1・7・8番の一部)	九品仏	等々力6-4-1	3701-2161	3701-2164
51	玉川	尾山台小学校	協和会	等々力2丁目1～31・33番の一部・34～38番、尾山台3丁目7～10・18～26・33・34番	等々力	尾山台3-11-1	3701-2183	3701-2355

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
52	玉川	等々力小学校	等々力三和会	等々力7丁目1～16・18・22～27番(17番の一部)、等々力8丁目全域、深沢3丁目28・29番	等々力	等々力7-26-1	3702-2185	3702-2188
53	玉川	玉堤小学校	玉堤町会、協和会、尾山台クラブ、尾山台自治会、尾山台灯交会、野毛町会	玉堤1丁目全域、玉堤2丁目全域、等々力1丁目全域、尾山台1丁目全域、尾山台2丁目全域、野毛1丁目全域、野毛2丁目全域	等々力	玉堤2-11-1	3701-1536	3702-7951
54	玉川	尾山台中学校	等々力和敬会東部、尾山台3丁目町会	尾山台3丁目1～6・12～17・27～32番、等々力4丁目1・2・9～15・19～24番、等々力5丁目全域、等々力6丁目(8～11番の一部)	等々力	尾山台3-27-23	3701-1171	3701-1195
55	玉川	中町小学校	中町4・5丁目町会、上野毛町会	中町4丁目6～14・23～32番、中町5丁目1～7・11～41番、上野毛4丁目1～4・9～21・25～37番、(5・6・7・8番の一部)	上野毛	中町4-23-1	3703-0651	3703-0691
56	玉川	玉川小学校	等々力和敬会西部、野毛町会、上野毛町会、玉川中町会	等々力2丁目32・39・40番、(33番の一部)、等々力3丁目全域、等々力4丁目3～8・16～18番、中町1丁目全域、中町2丁目全域、野毛3丁目全域、上野毛1丁目1～18番、上野毛2丁目全域、上野毛3丁目全域	上野毛	中町2-29-1	3703-1601	3703-1688
57	玉川	玉川中学校	上野毛町会、玉川中町会	上野毛1丁目19～34番、中町3丁目全域、中町4丁目1～5・15～23・33～38番	上野毛	中町4-21-1	3701-7128	3701-7173
58	玉川	京西小学校	用賀町会	上用賀1丁目19番、用賀3丁目1～11・14～27番、用賀4丁目4～38番、玉川台2丁目5・6・18～30・34～39番、(3・17・31	用賀	用賀4-27-4	3700-1128	3700-1399
59	玉川	桜町小学校	中町4・5丁目町会、用賀南町会、桜新町親和会	中町5丁目8～10番、用賀1丁目全域、用賀2丁目全域、用賀3丁目12・13番、用賀4丁目1～3番、玉川台1丁目8～16番、(5・6番の一部)、瀬田3丁目(13～15番の一部)、桜新町1丁目28～36番、(25・27番の一部)、深沢7丁目8～13・23～25番、深沢8丁目10～19番	用賀	用賀1-5-1	3703-0161	3703-0166
60	玉川	用賀小学校	上用賀町会、馬事公苑前ハイム管理組合	上用賀2丁目全域、上用賀4丁目全域、上用賀6丁目全域	用賀	上用賀6-14-1	3428-8391	3428-8856
61	玉川	用賀中学校	上用賀町会	上用賀1丁目1～18・20～26番、上用賀3丁目全域、上用賀5丁目全域	用賀	上用賀5-15-1	3700-5600	3700-5568
62	玉川	二子玉川小学校	玉川町会	玉川1丁目全域、玉川2丁目全域、玉川3丁目全域、玉川4丁目全域	二子玉川	玉川4-6-1	3700-5531	3700-6588
63	玉川	瀬田小学校	瀬田町会	上野毛4丁目22～24・38・39番、(5・6・7・8番の一部)、瀬田1丁目全域、瀬田2丁目全域、瀬田3丁目1～12番、(13～15番の一部)、瀬田4丁目全	二子玉川	瀬田2-15-1	3700-3345	3700-3352

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
64	玉川	瀬田中学校		域、瀬田5丁目全域、玉川台1丁目1～4・7番、（5・6番の一部）、玉川台2丁目1・2・4・7～16・32・33番、（3・17・31番の一部）	二子玉川	瀬田2-17-1	3700-6900	3700-6560
65	玉川	東深沢小学校	深友会、東深沢町会	等々力7丁目19～21番、（17番の一部）、深沢1丁目2～6・9～41番、（1・7・8番の一部）、深沢2丁目全域、深沢3丁目1～27・30・31番、深沢4丁目1～7番	深沢	深沢3-7-1	3703-1606	3703-1780
66	玉川	深沢小学校	駒沢3丁目町会、駒沢町会、新町公民会	駒沢3丁目全域、駒沢4丁目全域、新町1丁目3～15・19～23・33～35番、（18・24・32番の一部）、新町2丁目1～29・32～38番、新町3丁目全域、桜新町1丁目9～12番、（8・13番の一部）、桜新町2丁目1～4番	深沢	新町1-4-24	3428-1366	3428-8765
67	玉川	深沢中学校	深沢三友会、桜新町親和会、桜新町町会	新町1丁目1・2・16～17・25～31・36番、（18・24・32番の一部）、深沢6丁目全域、深沢7丁目1～7・14～22番、新町2丁目30・31番、桜新町1丁目1～7・14～24・26・37～41番、（8・13・25・27番の一部）、深沢8丁目1～9番、桜新町2丁目5～31番	深沢	新町1-26-29	3703-0158	3703-2733
68	玉川	東深沢中学校	交和会、深沢三友会	駒沢5丁目全域、深沢4丁目8～36番、深沢5丁目全域	深沢	深沢4-18-28	3703-0151	3703-0156
69	砧	祖師谷小学校	祖師谷第2自治会、祖師谷第3自治会、祖師谷第4自治会、祖師谷第5自治会、祖師谷第6自治会、祖師谷住宅自治会、祖師谷3丁目南町会、公社・祖師谷住宅自治会	祖師谷1丁目4・6～37番、祖師谷2丁目全域、祖師谷3丁目全域、祖師谷4丁目全域、祖師谷5丁目1～5・16～27・32番、千歳台1丁目17番、千歳台2丁目3～19番	祖師谷	祖師谷3-49-1	3482-2467	3482-2432
70	砧	明正小学校	法人格成城自治会（成城3～6丁目）、喜多見北部町会、喜多見西部町会	成城3丁目全域、成城4丁目全域、成城5丁目全域、成城6丁目全域、喜多見8丁目全域、喜多見9丁目全域	成城	成城3-3-1	3415-5591	3415-5940
71	砧	砧中学校	法人格成城自治会（成城1・2丁目）	成城1丁目全域、成城2丁目全域	成城	成城1-10-1	3417-2367	3417-2380
72	砧	塚戸小学校	祖師谷千歳台自治会	祖師谷5丁目28～38番、祖師谷6丁目全域、上祖師谷3丁目1・5～7・12番、千歳台2丁目15・34～46番	祖師谷	千歳台6-7-1	3300-5166	3300-5174
73	砧	船橋小学校	船橋会	船橋1丁目21～55番、船橋2丁目全域、船橋3丁目11～26番、船橋4丁目23～27・31～43番	船橋	船橋4-41-1	3482-2367	3482-2317
74	砧	希望丘小学校	フレール西経堂自治会	船橋5丁目17番	船橋	船橋4-9-1	3484-1972	3484-1878

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
75	砧	千歳台小学校	千歳台廻沢町会、芦花公園スカイハイツ自治会	千歳台1丁目33～35番、千歳台2丁目1・2・5・20～35番、千歳台3丁目全域、千歳台4丁目全域、千歳台5丁目全域、千歳台6丁目1～14番	船橋	千歳台4-24-1	3482-0335	3482-0757
76	砧	船橋希望中学校	希望ヶ丘団地自治会、船橋4丁目住宅自治会	船橋6丁目26番、船橋7丁目全域、船橋4丁目1～22・28～30番	船橋	船橋4-20-1	3329-3731	3329-7361
77	砧	希望丘複合施設	船橋葭根会	船橋5丁目1～16・18～35番、船橋6丁目1～25・27番、八幡山1丁目6番	船橋	船橋6-25-1		
78	砧	千歳丘高校	船橋会、船橋葭根会	船橋1丁目1～20番、船橋3丁目1～10番、船橋5丁目1～5番	船橋	船橋3-18-1	3429-7271	
79	砧	千歳中学校	千歳中学校学校協議会、東京テラス防災自治会	千歳台6丁目15～17番	祖師谷	千歳台6-15-1	3300-7361	3300-7370
80	砧	砧小学校	喜多見上部自治会、石井戸会、大蔵東部町会、大蔵住宅自治会	大蔵1丁目全域、大蔵2丁目全域、大蔵3丁目全域、大蔵4丁目全域、大蔵5丁目全域、砧公園全域、喜多見5丁目7～9番、喜多見6丁目全域、砧7丁目2番、成城1丁目1～5番、砧1丁目3・6～10・13番	砧	喜多見6-9-1	3417-4477	3417-4484

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
81	砧	砧南小学校	宇奈根町会、鎌田協和会、大蔵本村睦会	宇奈根1丁目2～14・19～21・25～43番、宇奈根2丁目全域、宇奈根3丁目全域、鎌田3丁目14・27～35番、鎌田4丁目全域、大蔵6丁目全域	喜多見	鎌田4-3-1	3417-2378	3417-4943
82	砧	喜多見小学校	喜多見東部町会	喜多見1丁目全域、喜多見3丁目全域、喜多見4丁目1～7番・19番、喜多見5丁目1～6番・10～23・26番	喜多見	喜多見3-11-1	3416-8232	3416-8284
83	砧	喜多見中学校	喜多見中部町会、喜多見西部町会、都営喜多見2丁目団地自治会	喜多見2丁目全域、喜多見4丁目8～36番、喜多見5丁目24～25・27番、喜多見7丁目全域	喜多見	喜多見4-20-1	3417-4971	3417-4963
84	砧	砧南中学校	法人格鎌田南睦会、岡本自治会	宇奈根1丁目1・15～18・22～24番、鎌田1丁目全域、鎌田2丁目全域、鎌田3丁目1～13・15～26番、岡本1丁目全域、岡本2丁目全域、岡本3丁目全域、瀬田4丁目38～41番、瀬田5丁目6・9・28番	喜多見	鎌田3-13-20	3417-6791	3417-6799
85	砧	山野小学校	砧町町会、法人格砧町自治会、千歳台睦町会、千歳台南会	砧1丁目1～5・11～34番、砧2丁目全域、砧3丁目全域、砧4丁目全域、砧5丁目全域、砧6丁目全域、砧7丁目全域、砧8丁目全域、千歳台1丁目1～32・36～41番、祖師谷1丁目1～5・18～21番	砧	砧6-7-1	3417-3322	3417-3348
86	砧	千歳小学校	法人格成城自治会(成城7～9丁目)、成城団地自治会、藤自治会、成城通りパークウエスト自治会(烏山管内)	成城7丁目全域、成城8丁目全域、成城9丁目全域、祖師谷5丁目6～15・37～48番、上祖師谷4丁目2番	成城	成城9-6-1	3482-3153	3482-3466
87	烏山	上北沢小学校	上北沢町会	上北沢2丁目全域、上北沢3丁目全域、上北沢4丁目全域、上北沢5丁目全域	上北沢	上北沢4-22-29	3302-0485	3302-7351
88	烏山	八幡山小学校	上北沢1丁目自治会、八幡山町会	上北沢1丁目全域、八幡山1丁目全域、八幡山2丁目1～18・20～22番、八幡山3丁目全域（37番を除く）	上北沢	八幡山1-14-1	3302-2618	3302-4064
89	烏山	芦花小学校	烏山下町会､児ケ谷会、芦花公園団地自治会、コーシャハイム芦花公園自治会、都営八幡山アパート自治会、粕谷会、烏山南住宅自治会、都営粕谷２丁目アパート自治会 ※両避難所については校舎が一体の建物のため、避難所運営は一体的に行なう。	南烏山1丁目1～30番、南烏山2丁目1～6・9～37番、南烏山5丁目1～14番、粕谷1丁目全域、粕谷2丁目、粕谷3丁目全域、粕谷4丁目全域、八幡山2丁目19・23～25番、八幡山3丁目37番、南烏山2丁目7～8番	上祖師谷	粕谷2-22-1	3303-3301	3303-6431
90		芦花中学校				粕谷2-22-2	3302-2571	3302-7491

No.	地域	避難所名	避難所運営主体（町会・自治会別）	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
91	烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会、成城通りパークウエスト自治会	上祖師谷1丁目1番～21番、上祖師谷2丁目1番～21番、上祖師谷3丁目1～4・7～23、上祖師谷4丁目全域、上祖師谷5丁目全域、上祖師谷6丁目1～20・26～31番、上祖師谷7丁目1～24番、祖師谷6丁目23～33番	上祖師谷	上祖師谷7-10-1	3308-9683	3308-9778
92	烏山	給田小学校	給田町会、給田西住宅管理組合	給田3丁目25～34番、給田4丁目全域、給田5丁目全域、北烏山5丁目2～6・17～23番、北烏山7丁目全域、北烏山8丁目全域、北烏山9丁目全域	烏山	給田4-24-1	3308-5671	3308-5797
93	烏山	烏山北小学校	烏山中町会、親和会、あやめ会、烏山北住宅賃貸自治会、烏山北住宅自治会、コートヒルズ久我山自治会、北烏山みむね管理組合、烏山寺院連合会	北烏山2丁目1～8・11～14番(3番の一部除く)、北烏山3丁目全域、北烏山4丁目全域、北烏山5丁目1・7～16番、18番、北烏山6丁目全域	烏山	北烏山6-3-1	3300-5764	3300-5785
94	烏山	烏山小学校	給田町会、給田南住宅自治会、給田北住宅自治会、上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会	給田1丁目全域、給田2丁目全域、給田3丁目1～24番、南烏山5丁目15～36番、上祖師谷1丁目22～41番、上祖師谷2丁目22～38番、上祖師谷6丁目21～25番、上祖師谷7丁目25～30番	上祖師谷	給田1-2-1	3300-6158	3300-6199
95	烏山	武蔵丘小学校	上北沢町会、烏山下町会、千駄山町会、北烏山２丁目アパート自治会、北烏山青葉団地管理組合、パークアベニュー芦花公園自治会	南烏山3丁目1～11・13～25番、北烏山1丁目全域、北烏山2丁目3・9・10番、上北沢5丁目44～52番	烏山	北烏山1-47-11	3308-6722	3308-6773
96	烏山	烏山中学校	烏山上町会	南烏山3丁目12番、南烏山4丁目全域、南烏山6丁目全域	烏山	南烏山4-26-1	3300-6361	3300-6363

〔資料第 59〕

予備避難所一覧

（令和６年１０月１日現在）

43 箇所

No.	管轄	避　難　所　名	所　在　地
1	世田谷	東京学芸大学附属高等学校	下馬 4-1-5
2	世田谷	スポ-ツクラブ＆スパルネサンス経堂	宮坂 3-1-45
3	世田谷	駒澤大学	駒沢 1-23-1
4	世田谷	世田谷学園	三宿 1-16-31
5	世田谷	国士舘	世田谷 4-28-1
6	世田谷	昭和女子大学	太子堂 1-7-57
7	世田谷	筑波大学附属駒場高等学校	池尻 4-7-1
8	世田谷	筑波大学附属駒場中学校	池尻 4-7-1
9	世田谷	東京農業大学	桜丘 1-1-1
10	北沢	日本大学櫻丘高等学校	桜上水 3-24-22
11	北沢	日本大学文理学部	桜上水 3-25-40
12	北沢	都立松原高等学校	桜上水 4-3-5
13	北沢	二階堂高等学校	松原 2-17-22
14	北沢	日本学園中学校・高等学校	松原 2-7-34
15	北沢	駒場学園	代沢 1-23-8
16	北沢	下北沢成徳高等学校	代田 6-12-39
17	北沢	松蔭学園	北沢 1-16-10
18	北沢	北澤八幡神社	代沢 3－25－3
19	玉川	駒澤大学高校	上用賀 1-17-12
20	玉川	東京都市大学	玉堤 1-28-1
21	玉川	専修学校　日本菓子専門学校	上野毛 2-24-21
22	玉川	多摩美術大学	上野毛 3-15-34
23	玉川	東京学芸大学附属世田谷小学校	深沢 4-10-1
24	玉川	東京学芸大学附属世田谷中学校	深沢 4-3-1
25	玉川	都立園芸高等学校	深沢 5-38-1
26	玉川	日本体育大学	深沢 7-1-1
27	玉川	都立深沢高等学校	深沢 7-3-14
28	玉川	田園調布学園中高等部	東玉川 2-21-８
29	玉川	産業能率大学	等々力 6-39-15
30	玉川	都立桜町高等学校	用賀 2-4-1
31	玉川	セント・メリ-ズ・インタ-ナショナル・スク-ル	瀬田 1-6-19
32	砧	都立世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1
33	砧	フィットネスクラブ・ティップネス喜多見店	喜多見 9-25-8

No.	管轄	避　難　所　名	所　在　地
34	砧	ゆうぽうと世田谷レクセンター	鎌田 2-17-1
35	砧	日本大学商学部	砧 5-2-1
36	砧	成城大学	成城 6-1-20
37	砧	都立総合工科高等学校	成城 9-25-1
38	砧	大東学園	船橋 7-22-1
39	烏山	都立芦花高等学校	粕谷 3-8-1
40	烏山	日本女子体育大学	北烏山 8-19-1
41	烏山	都立世田谷泉高等学校	北烏山 9-22-1

水害時避難施設

No.	管轄	避　難　所　名	所　在　地
42	砧	聖ドミニコ学園	岡本 1-10-1
43	砧	氷川神社	大蔵 6-6-7

〔資料第 60〕

福祉避難所一覧

（令和 6 年 12 月現在）

1.福祉避難所（高齢者）（障害者）

No	避　難　所　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
1	特別養護老人ホーム　芦花ホーム	粕谷 2-23-１	5317-1094	5317-1090
2	特別養護老人ホーム　上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	3306-5155	3306-1222
3	特別養護老人ホーム　きたざわ苑	北沢 5-24-18	5453-5620	5453-5621
4	特別養護老人ホーム　等々力共愛ホームズ	等々力１-24-11	5706-6588	5706-6597
5	高齢者在宅サービスセンター デイホーム等々力	等々力 5-19-11	3705-1055	3705-1053
6	特別養護老人ホーム　喜多見ホーム	喜多見７-20-26	5727-1161	5727-1164
7	特別養護老人ホーム　フレンズホーム	下馬 2-21-11	3422-7211	3422-7227
8	特別養護老人ホーム　有隣ホーム	船橋 2-15-38	3484-0600	3484-5503
9	特別養護老人ホーム　第２有隣ホーム	船橋 2-15-38	3482-3911	3483-3938
10	特別養護老人ホーム　久我山園	北烏山 2-14-14	3309-3211	3326-6054
11	特別養護老人ホーム　成城アルテンハイム	成城 6-13-17	3483-8001	3483-8002
12	特別養護老人ホーム　砧ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	3416-3494
13	養護老人ホーム　友愛ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	3416-5782
14	特別養護老人ホーム　千歳敬心苑	給田 5-9-5	3307-1165	3307-1140
15	特別養護老人ホーム　等々力の家	等々力 8-26-16	5752-0030	5752-0029
16	特別養護老人ホーム　東京敬寿園	上祖師谷 7-1-1	5313-0008	3308-0303
17	特別養護老人ホーム　フォーライフ桃郷	北烏山 7-8-11	3300-1600	3300-1607
18	特別養護老人ホーム　博水の郷	鎌田 3-16-6	5491-0340	5491-0343
19	特別養護老人ホーム　せたがや給田乃杜	給田 5-3-5	5384-7277	5384-2011
20	グランクレール馬事公苑	上用賀 1-22-23	5717-7300	5717-7301
21	グランクレール成城	成城 8-20-1	5490-7180	5490-7182
22	アライブ世田谷中町	中町 3-5-23	3701-6530	3701-6531
23	アライブ世田谷下馬	下馬 6-29-22	5433-5210	5433-5310
24	アライブ世田谷代田	代田 2-26-8	5433-6100	5433-6101
25	ツクイ・サンシャイン成城	上祖師谷 6-29-19	5314-3453	5314-3454
26	トラストガーデン桜新町	弦巻 2-11-1	5451-7722	5451-7723
27	トラストガーデン用賀の杜	用賀 1-3-1	5752-4581	5752-4582
28	トラストガーデン等々力	等々力 7-22-12	5760-7711	5760-7713
29	ニチイホーム成城	上祖師谷 4-24-15	5384-7511	5384-7512
30	ニチイホーム千歳船橋	船橋 3-19-14	5490-7100	5490-7102

No	避　難　所　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
31	特別養護老人ホーム　エリザベート成城	成城 8-27-24	3789-8100	3789-8144
32	メディカルホームグランダ三軒茶屋	太子堂 2-37-2	5431-5025	5431-5026
33	グランダ世田谷上町	桜 3-32-10	5426-3922	5426-3924
34	ゆうらいふ世田谷	粕谷 2-8-5	5316-5650	5316-5659
35	ニチイホーム用賀	玉川台 2-17-11	5717-9832	5717-9836
36	サピエンス祖師谷	上祖師谷 4-20-13	3326-8099	3326-8095
37	特別養護老人ホーム　深沢共愛ホームズ	深沢 1-32-21	5760-6331	5760-6821
38	ガーデンテラス尾山台	玉堤 1-17-18	6432-2105	6432-2106
39	特別養護老人ホーム　ハートハウス成城	成城 3-2-9	3416-5820	3416-5821
40	グランクレール世田谷中町ケアレジデンス	中町 5-9-9	6432-3200	6432-3248
41	東急ウェリナケア尾山台	玉堤 1-24-15	5758-1289	5758-1281
42	特別養護老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1-32-11	6824-9080	3302-5520
43	ウェルケアガーデン深沢	深沢 1-32-18	5707-7631	5707-1560
44	ニチイホーム八幡山	八幡山 1-19-18	5317-7824	5317-7826
45	グループホーム花みず木	岡本 3-19-9	5429-6245	3416-6503
46	特別養護老人ホーム　世田谷希望丘ホーム	船橋 6-25-25	5316-5388	5316-5387
47	リハビリホームまどか上祖師谷	上祖師谷 6-7-15	5314-3321	5314-3346
48	特別養護老人ホーム　下馬の家	下馬 2-25-8	6805-5620	6805-5805
49	チャームプレミア深沢	深沢 7-4-1	5752-1600	5752-160１
50	特別養護老人ホーム　馬事公苑	上用賀 4-15-12	6804-4835	6804-4836
51	介護老人保健施設　梅ヶ丘	松原 6-37-1	6379-0427	6379-0428
52	特別養護老人ホーム　ときわぎ世田谷	下馬 2-3-10	6413-8571	6413-8572
53	特別養護老人ホーム　さくらほうむ	弦巻 3-3-17	6809-7603	6809-7604
54	特別養護老人ホーム　ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	6805-6678	6805-6621
55	ガーデンテラス久我山	北烏山 2-2-19	6279-6684	6279-6694
56	ウェルケアガーデン馬事公苑	上用賀 2-2-15	5799-1601	5799-1603
57	ウェルケアヒルズ馬事公苑	上用賀 4-1-8	5451-0221	3425-7011
58	ガーデンテラス砧公園	大蔵 1-6-18	5727-8560	5727-8561
59	リアンレーヴ世田谷	上用賀 1-26-20	3700-2313	3700-2318
60	地域密着型特別養護老人ホーム ハートフル若林	若林 5-38-20	6805-4517	6805-4518
61	特別養護老人ホーム　弦巻の家	弦巻 5-34-5	6413 - 7880	6413 - 7875
62	夢のみずうみ村新樹苑 都市型軽費老人ホーム	八幡山 3-18-27	6379 - 9822	6379－9829

No	避　難　所　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
63	イリーゼ用賀	用賀 1-19-22	5491-6031	5491-6032
64	都立久我山青光学園	北烏山 4-37-1	3300-6235	3300-7136
65	都立光明学園	松原 6-38-27	3323-8421	3327-8428
66	都立青鳥特別支援学校	下馬 2-38-23 ※改築のため、 池尻 1-1-4 から移転(R5.4.1から4年間の予定)	3424-2525	3424-4433
67	すまいる梅丘	梅丘 1-36-2-101	3425-5710	3426-6995
68	ほほえみ経堂	経堂 3-6-24	5451-5151	5451-5153
69	岡本福祉作業ホーム	岡本 2-33-24	3415-3366	3415-4976
70	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1 地下 1 階	5707-9431	5707-9433
71	三宿つくしんぼホーム	三宿 2-30-7	3411-4711	5481-3734
72	桜上水福祉園	桜上水 2-13-16	5317-6395	5317-6397
73	給田福祉園	給田 5-2-7	3308-9361	3308-9362
74	奥沢福祉園	奥沢 6-29-2	5758-3546	5758-3548
75	障害者就労支援センターすきっぷ	船橋 5-33-1	3302-7911	3302-7925
76	砧工房	砧 4-32-14	3417-4604	3417-3342
77	砧工房分場キタミ・クリーンファーム	喜多見 7-3-1	3749-3880	3749-3885
78	駒沢生活実習所	弦巻 2-1-5	5430-6311	5430-6314
79	九品仏生活実習所	奥沢 7-39-13	3703-1519	3703-1493
80	千歳台福祉園	千歳台 3-31-9	3789-9801	3789-9802
81	下馬福祉工房	下馬 2-20-14 2 階	5712-5103	3410-3812
82	玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	3707-0498	3707-7589
83	玉川福祉作業所等々力分場	等々力 2-13-4	5707-1330	5707-1332
84	世田谷福祉作業所	下馬 2-31-6	3414-0141	3412-1084
85	烏山福祉作業所	北烏山 1-29-15	3326-8001	3326-8010
86	九品仏生活実習所中町分場	中町 2-25-17	5706-7301	5706-7330
87	ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14 1 階	5712-5105	3410-3813
88	白梅福祉作業所	松原 6-43-17	3325-5407	3325-5056
89	わくわく祖師谷	祖師谷 3-21-1	3789-8727	3789-8728
90	まもりやま工房	代田 6-21-5	3460-9019	3460-9034
91	用賀福祉作業所	用賀 4-7-1	3708-5061	3708-5062
92	泉の家	岡本 2-33-23	3417-3451	3417-3463
93	友愛園	砧 3-9-11	3416-3161	3416-5782

No	避　難　所　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
94	世田谷更生館	砧 3-9-11	3416-7131	3415-5221
95	友愛デイサービスセンター	砧 3-9-11	3416-0262	3416-0262
96	コーポ友愛	砧 3-9-11	3416-3164	3417-5126
97	おおらか学園（子どもの生活研究所）	船橋 1-30-9	3426-2323	3706-7242
98	あけぼの学園	三宿 2-30-9	3413-6781	3413-6919
99	Ｆａｃｔｏｒｙ藍	若林 5-2-9	3412-1366	3412-1364
100	社会就労センターパイ焼き窯	等々力 2-36-13	3702-0459	3702-0439
101	東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘	松原 6-37-1	6379-0427	6379-0428
102	さわやかはーとあーす世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610	6413-7455
103	コイノニアかみきた	上北沢 1-32-14	5316-2251	5316-2252
104	にこにこみやさか	宮坂 2-26-17 1 階	6413-7585	6413-7586
105	イタール成城	成城 8-27-11	6277-9911	3483-8911

２.福祉避難所（母子）　　（令和６年 12 月現在）

No	避　難　所　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
1	佼成学園女子中学高等学校	給田 2-1-1	3300-2351	3309-0617
2	サレジアン国際学園世田谷中学高等学校	大蔵 2-8-1	3416-1150	3416-3899
3	日本体育大学	深沢 7-1-1	5706-0911	5706-0981
4	昭和女子大学	太子堂 1-7-57	3411-5123	3487-6850
5	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	松原 2-17-22	3322-9151	3327-6164
6	東京農業大学	桜丘 1-1-1	5477-2218	5477-2243
7	日本女子体育大学	北烏山 8-19-1	3300-2259	3300-2258
8	玉川聖学院中等部・高等部	奥沢 7-11-22	3702-4141	3702-8002

〔資料第61〕

一時集合所種類別一覧

（令和6年12月現在）

種類	地域別					総合計
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
区施設	3	6	0	3	0	12
学校	41	27	46	18	16	148
公園等	69	43	30	53	27	222
緑道	3	5	0	1	0	9
神社･寺院	12	7	11	13	3	46
その他	9	6	13	10	1	39
合計	137	94	100	98	47	476

一時集合所

危険回避のために一時的に集合して様子を見る場所。

町会・自治会・事業者等の集団で行動し、周囲の状況を確認する場所。

〔資料第62〕

一時集合所一覧

（令和６年１２月現在）

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
1	世田谷	池尻まちづくりセンター	ヤマト運輸前広場	池尻2－23－4	池尻東親会
2	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻稲荷神社	池尻2－34－15	池尻南睦会
3	世田谷	池尻まちづくりセンター	目黒区立東山公園	目黒区東山3－24	池尻東親会
4	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻3丁目公園	池尻3－27－21	池尻西町会・池尻北自治会
5	世田谷	池尻まちづくりセンター	世田谷公園	池尻1－5－27	池尻南睦会
6	世田谷	池尻まちづくりセンター	三菱ＵＦＪ銀行池尻クラブ前広場	池尻3－6先	池尻北自治会
7	世田谷	池尻まちづくりセンター	目黒川緑道	池尻3－9先	池尻北自治会
8	世田谷	池尻まちづくりセンター	マンションニュー池尻中庭	池尻3－11－31	池尻北自治会
9	世田谷	池尻まちづくりセンター	警察官宿舎内空地	池尻4－3	池尻4丁目町会
10	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻住宅内広場	池尻4－8－21	池尻4丁目町会
11	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻４丁目児童遊園	池尻4－27－16	池尻4丁目町会
12	世田谷	池尻まちづくりセンター	淡島通り公園	池尻4－29－18	池尻4丁目町会
13	世田谷	池尻まちづくりセンター	都営池尻団地内5ヶ所	池尻2－3	池尻団地自治会
14	世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿小学校	三宿1－12－6	三宿自治会
15	世田谷	池尻まちづくりセンター	世田谷学園	三宿1－16－31	三宿自治会
16	世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿の森緑地	三宿2－27－27	三宿北町会
17	世田谷	池尻まちづくりセンター	多聞小学校	三宿2－26－11	三宿北町会
18	世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿神社	三宿2－27－6	三宿北町会
19	世田谷	太子堂まちづくりセンター	昭和女子大学	太子堂1－7－57	太子堂1丁目町会
20	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂2－11遊び場	太子堂2－11－7	太子堂2丁目大塚町会
21	世田谷	太子堂まちづくりセンター	三軒茶屋ふれあい広場	太子堂2－17	太子堂三軒茶屋町会
22	世田谷	太子堂まちづくりセンター	烏山緑道（山中橋）	太子堂2－32先	太子堂下ノ谷町会
23	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂中学校	太子堂3－27－17	太子堂本町会
24	世田谷	太子堂まちづくりセンター	円泉寺	太子堂3－30－8	太子堂本町会
25	世田谷	太子堂まちづくりセンター	グランドヒルズ三軒茶屋	太子堂3－37	太子堂本町会
26	世田谷	太子堂まちづくりセンター	西太子堂公園	太子堂4－5－13	太子堂4丁目西山町会
27	世田谷	太子堂まちづくりセンター	教学院	太子堂4－15－1	太子堂4丁目西山町会
28	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂小学校	太子堂5－7－4	太子堂5丁目町会
29	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂八幡広場	太子堂5－23－4	太子堂5丁目町会
30	世田谷	若林まちづくりセンター	中里小学校	三軒茶屋1－4－1	三軒茶屋町会
31	世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋公園	三軒茶屋2－27－8	三軒茶屋町会
32	世田谷	若林まちづくりセンター	世田谷丸山公園	三軒茶屋2－33－18	三軒茶屋町会
33	世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2－42－1	三軒茶屋町会
34	世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2－42－1	若林町会（1丁目）
35	世田谷	若林まちづくりセンター	太子堂小学校	太子堂5－7－4	若林町会（1丁目）
36	世田谷	若林まちづくりセンター	若林1丁目公園	若林1－18－8	若林町会（1丁目）
37	世田谷	若林まちづくりセンター	若林ふれあいひろば公園	若林1－32－1	若林町会（1丁目）
38	世田谷	若林まちづくりセンター	太子堂小学校	太子堂5－7－4	若林町会（2丁目）
39	世田谷	若林まちづくりセンター	若林稲荷神社	若林2－18－1	若林町会（2丁目）
40	世田谷	若林まちづくりセンター	若林公園	若林4－34－2	若林町会（3丁目）
41	世田谷	若林まちづくりセンター	若林ぞうさん公園	若林3－11－6	若林町会（3丁目）
42	世田谷	若林まちづくりセンター	若林公園	若林4－34－2	若林町会（4丁目）
43	世田谷	若林まちづくりセンター	若林小学校	若林5－27－18	若林町会（4丁目）
44	世田谷	若林まちづくりセンター	若林もみじ公園	若林4－29－23	若林町会（4丁目）
45	世田谷	若林まちづくりセンター	若林小学校	若林5－27－18	若林町会（5丁目）
46	世田谷	若林まちづくりセンター	若林公園	若林4－34－2	若林町会（5丁目）
47	世田谷	上町まちづくりセンター	天祖神社	世田谷1－23－5	世田谷上町町会
48	世田谷	上町まちづくりセンター	桜小学校	世田谷2-4-15	世田谷上町町会
49	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻小学校	弦巻1－9－18	世田谷東町会
50	世田谷	上町まちづくりセンター	大吉寺	世田谷4－7－9	世田谷東町会
51	世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷区役所	世田谷4－21－27	世田谷東町会
52	世田谷	上町まちづくりセンター	勝国寺	世田谷4－27－4	世田谷東町会
53	世田谷	上町まちづくりセンター	城山小学校	梅丘2－1－11	世田谷東町会
54	世田谷	上町まちづくりセンター	くぬぎ公園	世田谷4-17-14	世田谷東町会
55	世田谷	上町まちづくりセンター	せたがやみどり公園	世田谷1-11-28	世田谷東町会
56	世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷2丁目ふれあい公園	世田谷2－22－8	世田谷2丁目町会
57	世田谷	上町まちづくりセンター	桜木中学校	桜1－48－15	桜町会
58	世田谷	上町まちづくりセンター	桜みんなの公園	桜2－3－4	桜町会
59	世田谷	上町まちづくりセンター	桜みんなの公園	桜2－3－4	松丘町会
60	世田谷	上町まちづくりセンター	オークラランド住宅公園	桜3－24－1	松丘町会
61	世田谷	上町まちづくりセンター	オークラランド駐車場	桜3－24－1	松丘町会
62	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻中学校	弦巻1－42－22	弦巻町会
63	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻小学校	弦巻1－9－18	弦巻町会
64	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻どんぐり山公園	弦巻3-15-1	弦巻町会
65	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻三丁目東公園	弦巻3-5-20	弦巻町会
66	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻神社	弦巻3－18－22	弦巻町会
67	世田谷	上町まちづくりセンター	松丘小学校	弦巻3－23－12	弦巻町会
68	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂大橋公園	経堂1－4－13	経堂1丁目町会
69	世田谷	経堂まちづくりセンター	烏山川緑道（中村橋）	経堂1－37／38先	経堂1丁目町会
70	世田谷	経堂まちづくりセンター	石仏公園	経堂3－6－5	経堂北町会
71	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂小学校	桜上水1－23－3	経堂北町会
72	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂4丁目児童遊園	経堂4－33－9	経堂南町会
73	世田谷	経堂まちづくりセンター	南台公園	経堂5－38－11	経堂南町会
74	世田谷	経堂まちづくりセンター	南公園	経堂5－36－20	経堂南町会
75	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘小学校	桜丘1－19－17	経堂南町会
76	世田谷	経堂まちづくりセンター	世田谷八幡宮駐車場	宮坂1－26－20	宮坂1・2丁目町会
77	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂出張所・経堂まちづくりセンター	宮坂1－44－29	宮坂1・2丁目町会
78	世田谷	経堂まちづくりセンター	世田谷小学校	宮坂1－38－4	宮坂1・2丁目町会
79	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜木中学校	桜1－48－15	宮坂1・2丁目町会
80	世田谷	経堂まちづくりセンター	区立山下公園	宮坂2－24-14	宮坂1・2丁目町会
81	世田谷	経堂まちづくりセンター	区立山下公園	宮坂2－24-14	宮坂3丁目町会
82	世田谷	経堂まちづくりセンター	山下西公園	宮坂3－34－7	宮坂3丁目町会
83	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂小学校	桜上水1－23－3	宮坂3丁目町会
84	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘小学校	桜丘1－19－17	桜丘1丁目町会
85	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘中学校	桜丘2－1－39	桜丘1丁目町会
86	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘3丁目児童遊園	桜丘3－10－19	桜丘町会
87	世田谷	経堂まちづくりセンター	西原公園	桜丘5－11－22	桜丘町会
88	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘中学校	桜丘2－1－39	桜丘町会

一時集合所一覧

（令和６年１２月現在）

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
89	世田谷	経堂まちづくりセンター	稲荷森稲荷神社	桜丘2－29	桜丘町会
90	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘こぶし公園	桜丘3-19-8	桜丘町会
91	世田谷	経堂まちづくりセンター	笹原小学校	桜丘5－19－1	桜丘町会
92	世田谷	経堂まちづくりセンター	弁天公園	桜丘5－42－1	桜丘町会
93	世田谷	経堂まちづくりセンター	宇山稲荷神社	桜丘4－14－18	桜丘南町会
94	世田谷	経堂まちづくりセンター	笹原小学校	桜丘5－19－1	桜丘南町会
95	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘5丁目公園	桜丘5－28－24	桜丘町会
96	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘すみれば庭園	桜丘4－23－12	桜丘町会
97	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜樹広場	桜丘2－22－2	桜丘町会
98	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繋小学校	下馬1－42－12	下馬1丁目町会
99	世田谷	下馬まちづくりセンター	世田谷公園	池尻1－5－27	下馬1丁目町会
100	世田谷	下馬まちづくりセンター	中里小学校	三軒茶屋1－4－1	駒繋西自治会
101	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繋小学校	下馬1－42－12	駒繋西自治会
102	世田谷	下馬まちづくりセンター	世田谷公園	池尻1－5－27	駒繋西自治会
103	世田谷	下馬まちづくりセンター	こどものひろば公園	下馬2－31－4	下馬2丁目北町会
104	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬公園	下馬6－42－1	下馬6丁目町会
105	世田谷	下馬まちづくりセンター	南原公園	野沢3－2－12	下馬6丁目町会
106	世田谷	下馬まちづくりセンター	碑文谷公園	目黒区碑文谷6－9－11	下馬6丁目町会
107	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬中央公園	下馬4－1－1	下馬新生自治会
108	世田谷	下馬まちづくりセンター	子の神公園	下馬4－10－5	下馬新生自治会
109	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繋公園	下馬4－28－3	下馬新生自治会
110	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬中央公園	下馬4－1－1	下馬5丁目町会
111	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繋公園	下馬4－28－3	下馬5丁目町会
112	世田谷	下馬まちづくりセンター	旭小学校	野沢1－4－3	野沢1丁目明朗会
113	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢明朗公園	野沢1－29－27	野沢1丁目明朗会
114	世田谷	下馬まちづくりセンター	鶴ヶ久保公園	野沢2－4－6	野沢2丁目町会
115	世田谷	下馬まちづくりセンター	旭小学校	野沢1－4－3	野沢2丁目町会
116	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢二丁目公園	野沢2－26－20	野沢2丁目町会
117	世田谷	下馬まちづくりセンター	龍雲寺	野沢3－38	野沢3丁目町会
118	世田谷	下馬まちづくりセンター	中丸小学校	野沢3－34－16	野沢3丁目町会
119	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢公園	野沢3－19－6	野沢3丁目町会
120	世田谷	下馬まちづくりセンター	南原公園	野沢3－2－12	野沢3丁目町会
121	世田谷	下馬まちづくりセンター	関電工敷地	野沢4－8－17	野沢四丁目自治会
122	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢児童遊園	野沢4－22－1	野沢四丁目自治会
123	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬公園	上馬1－10－18	上馬東町会
124	世田谷	上馬まちづくりセンター	旭小学校	野沢1－4－3	上馬東町会
125	世田谷	上馬まちづくりセンター	中里小学校	三軒茶屋1－4－1	上馬東町会
126	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬１やまもも広場	上馬1－27－7	上馬東町会
127	世田谷	上馬まちづくりセンター	野沢児童遊園	野沢4－22－1	上馬西町会
128	世田谷	上馬まちづくりセンター	中里地区会館敷地	上馬2－24－17	上馬西町会
129	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬東公園	上馬2－10－2	上馬北部町会
130	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬北公園	上馬2－30－9	上馬北部町会
131	世田谷	上馬まちづくりセンター	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2－42－1	上馬北部町会
132	世田谷	上馬まちづくりセンター	小泉公園	駒沢2－42－1	上馬・駒沢明和会
133	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢中学校	駒沢2－39－25	上馬・駒沢明和会
134	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬四丁目公園	上馬4－35－4	上馬・駒沢明和会
135	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢小学校	駒沢2－10－6	駒沢親和会
136	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢オリンピック公園	駒沢公園1－1	駒沢親和会
137	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢一丁目西公園	駒沢1－22－18	駒沢親和会
138	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘まちづくりセンター	梅丘1－61－16	梅丘1丁目町会
139	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘とちのき公園	梅丘3－7－1	梅丘2・3丁目町会
140	北沢	梅丘まちづくりセンター	国士舘大学地域交流文化センター前	梅丘2－8－17	梅丘2・3丁目町会
141	北沢	梅丘まちづくりセンター	豪徳寺1丁目オリーブ公園	豪徳寺1－25	豪徳寺1丁目町会
142	北沢	梅丘まちづくりセンター	世田谷城址公園	豪徳寺2－14－1	豪徳寺二丁目町会
143	北沢	梅丘まちづくりセンター	善性寺	豪徳寺1－55	豪徳寺一丁目山下自治会
144	北沢	梅丘まちづくりセンター	さくら花見堂（花見堂複合施設）	代田1-13-14	代田自治会
145	北沢	梅丘まちづくりセンター	羽根木公園	代田4－38－52	代田自治会
146	北沢	梅丘まちづくりセンター	代田広場	代田3－18－5	代田自治会
147	北沢	梅丘まちづくりセンター	円乗院前	代田2－17	代田自治会
148	北沢	代沢まちづくりセンター	富士中学校	代沢1－23－17	下代田東町会
149	北沢	代沢まちづくりセンター	池之上青少年交流センター	代沢2－37－18	代沢2丁目北町会
150	北沢	代沢まちづくりセンター	池之上小学校	代沢2－42－15	代沢2丁目北町会
151	北沢	代沢まちづくりセンター	北沢八幡児童遊園	代沢3－25－3	代沢中町会
152	北沢	代沢まちづくりセンター	北沢川緑道	代沢3－1先	下代田西町会
153	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢四丁目広場	代沢4－18－12	下代田西町会
154	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢せせらぎ公園	代沢4－36－1	下代田西町会
155	北沢	代沢まちづくりセンター	北沢川緑道	代沢5－1（橋場橋付近）	代沢4丁目西町会
156	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢小学校	代沢5－1－10	代沢五丁目町会
157	北沢	代沢まちづくりセンター	区立シモキタ雨庭広場	代沢5-34-11	代沢五丁目町会
158	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢小学校	代沢5－1－10	代沢5丁目東町会
159	北沢	代沢まちづくりセンター	区立シモキタ雨庭広場	代沢5-34-11	代沢5丁目東町会
160	北沢	新代田まちづくりセンター	代田小学校	代田4－2－3	代田4丁目町会
161	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木公園	代田4－38－52	代田4丁目町会
162	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木公園	代田4－38－52	根津山会
163	北沢	新代田まちづくりセンター	北沢土木管理事務所前	代田5－19－1	代田東町会
164	北沢	新代田まちづくりセンター	世田谷代田駅周辺	代田2－31	代田東町会
165	北沢	新代田まちづくりセンター	代田5丁目公園	代田5－32	代田東町会
166	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢小学校	大原1-4-6	代田南町会
167	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢成徳高等学校	代田6－12－39	守山町会
168	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢小学校	大原1－4－6	守山町会
169	北沢	新代田まちづくりセンター	代田北広場	代田6－11	守山町会
170	北沢	新代田まちづくりセンター	まもりやまテラス（旧守山小学校）	代田6－21－5	代田北町会
171	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢小学校	大原1－4－6	大原南町会
172	北沢	新代田まちづくりセンター	大原南広場	大原1－12－7	大原南町会
173	北沢	新代田まちづくりセンター	大原さんかく公園	大原1－13	大原南町会
174	北沢	新代田まちづくりセンター	玉川上水緑道	大原1－57先	大原北町会
175	北沢	新代田まちづくりセンター	和田堀給水所	大原2－30	大原西町会
176	北沢	新代田まちづくりセンター	玉川上水緑道	大原2－20先	大原西町会
177	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木神社	羽根木2－17	羽根木町会
178	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木1丁目公園	羽根木1－17	羽根木町会

一時集合所一覧

（令和６年１２月現在）

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
179	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木2丁目公園	羽根木2－9	羽根木町会
180	北沢	北沢まちづくりセンター	カトリック世田谷教会	北沢1－45－12	北沢1丁目町会
181	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢3丁目公園	北沢3－14	東北沢自治会
182	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢公園	北沢3－4	東北沢自治会
183	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢タウンホール	北沢2－8－18	北沢2丁目南町会
184	北沢	北沢まちづくりセンター	下北沢駅中央ロピーコック前	北沢2-24	北沢2丁目協和会
185	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢4丁目公園	北沢4－12－17	北沢3・4丁目西町会
186	北沢	北沢まちづくりセンター	どんぐりひろば公園	北沢3－26－18	北沢3・4丁目西町会
187	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	北沢4－32－20	北沢4丁目町会
188	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）向かい 井の頭通り沿いの5丁目側	北沢5－3	北沢中央自治会
189	北沢	北沢まちづくりセンター	玉川上水第2緑道	北沢5－23先	北沢5丁目町会
190	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中学校	北沢5－12－3	北沢5丁目町会
191	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢5丁目児童遊園	北沢5－13	北沢5丁目町会
192	北沢	北沢まちづくりセンター	2000ねん公園	北沢5－37	北沢5丁目町会
193	北沢	松原まちづくりセンター	和田堀給水所前路上	大原2－30	松原1丁目町会
194	北沢	松原まちづくりセンター	松原つみき公園	松原1－3－7	松原1丁目町会
195	北沢	松原まちづくりセンター	松原小学校	松原5－43－26	松原1丁目町会
196	北沢	松原まちづくりセンター	日本学園	松原2－7－34	松原2丁目町会
197	北沢	松原まちづくりセンター	二階堂高等学校	松原2－17－22	松原2丁目町会
198	北沢	松原まちづくりセンター	松原公園	松原5－35	松原2丁目町会
199	北沢	松原まちづくりセンター	松原小学校	松原5－43－26	松原2丁目町会
200	北沢	松原まちづくりセンター	赤松ぼっくり庭園緑地	赤堤2－51－22	松原三・四丁目自治会
201	北沢	松原まちづくりセンター	弁天児童遊園	松原3－22－12	松原三・四丁目自治会
202	北沢	松原まちづくりセンター	赤羽根公園	松原5－30	松原5・6丁目自治会
203	北沢	松原まちづくりセンター	松原小学校	松原5－43－26	松原5・6丁目自治会
204	北沢	松原まちづくりセンター	梅丘中学校	松原6－5－11	松原5・6丁目自治会
205	北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤小学校	赤堤1－41－24	赤堤1丁目町会
206	北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤1丁目みんなの公園	赤堤1-3-4	赤堤1丁目町会
207	北沢	松沢まちづくりセンター	六所神社	赤堤2－25－2	赤堤2丁目町会
208	北沢	松沢まちづくりセンター	赤松ぼっくり庭園緑地	赤堤2-51-22	赤堤2丁目町会
209	北沢	松沢まちづくりセンター	西福寺境内	赤堤3－28－6	赤堤3丁目自治会
210	北沢	松沢まちづくりセンター	赤松公園	赤堤4－10－1	赤堤4丁目町会
211	北沢	松沢まちづくりセンター	松沢小学校	赤堤4－44－22	赤堤4丁目町会
212	北沢	松沢まちづくりセンター	日大グランド（陸上競技場）	桜上水3－23	赤堤5丁目町会
213	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水のびのび公園	桜上水3－8－5	赤堤5丁目町会
214	北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤けやき公園	赤堤5－22－10	赤堤5丁目町会
215	北沢	松沢まちづくりセンター	経堂小学校	桜上水1－23	桜上水1丁目町会
216	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水1丁目公園	桜上水1－25	桜上水1丁目町会
217	北沢	松沢まちづくりセンター	密蔵院	桜上水2－24－6	桜上水2丁目町会
218	北沢	松沢まちづくりセンター	土と農の交流園	桜上水2－11－1	桜上水2丁目町会
219	北沢	松沢まちづくりセンター	日大グランド（陸上競技場）	桜上水3－23	桜上水3丁目自治会
220	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目広場	桜上水3－3	桜上水3丁目自治会
221	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水のびのび公園	桜上水3－8－5	桜上水3丁目自治会
222	北沢	松沢まちづくりセンター	向山広場	桜上水3－10－12	桜上水3丁目自治会
223	北沢	松沢まちづくりセンター	緑丘中学校	桜上水3－19－12	桜上水3丁目自治会
224	北沢	松沢まちづくりセンター	日大グランド（陸上競技場）	桜上水3－23	桜上水4丁目町会
225	北沢	松沢まちづくりセンター	松沢中学校	桜上水4－5－2	桜上水4丁目町会
226	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水公園	桜上水5－5－11	桜上水5丁目自治会
227	北沢	松沢まちづくりセンター	団地内広場（7号棟の前）	桜上水1－1	経堂赤堤通り団地自治会
228	北沢	松沢まちづくりセンター	せせらぎ通り	桜上水1－1付近	経堂赤堤通り団地自治会
229	北沢	松沢まちづくりセンター	団地内広場	桜上水3－5	都営桜上水3丁目アパート自治会
230	北沢	松沢まちづくりセンター	向山広場	桜上水3－10－12	都営桜上水3丁目アパート自治会
231	北沢	松沢まちづくりセンター	敷地内広場	桜上水4-1	桜上水ガーデンズ団地管理組合法人
232	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢中学校	奥沢1－42－1	奥沢交和会
233	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢2丁目公園	奥沢2－39－9	奥沢交和会
234	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢小学校	奥沢3－1－1	奥沢交和会
235	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川小学校	奥沢1－1－1	奥沢交和会
236	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢公園	奥沢1－19－2	奥沢交和会
237	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川公園	東玉川1－32-2	東玉川町会
238	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川神社	東玉川1－32	東玉川町会
239	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川第２公園	東玉川1－19－11	東玉川町会
240	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川小学校	奥沢1－1－1	東玉川町会
241	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢小学校	奥沢3－1－1	東玉川町会
242	玉川	奥沢まちづくりセンター	田園調布学園（運動場）	東玉川2-9	東玉川町会
243	玉川	九品仏まちづくりセンター	八幡小学校	玉川田園調布2－17－15	玉川田園調布会
244	玉川	九品仏まちづくりセンター	ぼかぼか広場	玉川田園調布1－19－2	玉川田園調布会
245	玉川	九品仏まちづくりセンター	八幡小学校	玉川田園調布2－17－15	奥沢中和会
246	玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏小学校	奥沢8－12－1	九品仏自治会
247	玉川	九品仏まちづくりセンター	八幡中学校	等々力6－4－1	九品仏自治会
248	玉川	九品仏まちづくりセンター	浄真寺参道付近	奥沢7－41	九品仏自治会
249	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台小学校	尾山台3－11－1	協和会
250	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力不動尊	等々力1－22	協和会
251	玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤小学校	玉堤2－11－1	協和会
252	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台中学校	尾山台3－27－23	等々力和敬会
253	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力五丁目はなみずき公園	等々力5－20－15	等々力和敬会
254	玉川	等々力まちづくりセンター	満願寺駐車場	等々力3－26	等々力和敬会
255	玉川	等々力まちづくりセンター	玉川小学校	中町2－29－1	等々力和敬会
256	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力七丁目公園	等々力7－22－14	等々力三和会
257	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力八丁目公園	等々力8-18-3	等々力三和会
258	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力小学校	等々力7－26－1	等々力三和会
259	玉川	等々力まちづくりセンター	八幡中学校	等々力6－4－1	等々力6丁目町会
260	玉川	等々力まちづくりセンター	ねこじゃらし公園	奥沢7－46－5	等々力6丁目町会
261	玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤小学校	玉堤2－11－1	尾山台クラブ
262	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台駐在所前	尾山台2-17-11	尾山台クラブ
263	玉川	等々力まちづくりセンター	宇佐神社前	尾山台2－11	尾山台灯交会
264	玉川	等々力まちづくりセンター	宇佐神社前	尾山台2－11	尾山台自治会
265	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台中学校	尾山台3－27－23	尾山台3丁目町会
266	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台小学校	尾山台3-11-1	尾山台3丁目町会
267	玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤小学校	玉堤2－11－1	玉堤町会
268	玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛自然公園	上野毛2－17	上野毛町会

一時集合所一覧

（令和６年１２月現在）

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
269	玉川	上野毛まちづくりセンター	森の公園	上野毛4－29－18	上野毛町会
270	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川小学校	中町2－29－1	上野毛町会
271	玉川	上野毛まちづくりセンター	中町小学校	中町4－23－1	上野毛町会
272	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中学校	中町4－21－1	上野毛町会
273	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川野毛町公園	野毛1－25	野毛町会
274	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川小学校	中町2－29－1	玉川中町会
275	玉川	上野毛まちづくりセンター	中町小学校	中町4－23－1	玉川中町会
276	玉川	上野毛まちづくりセンター	都立園芸高校	深沢５－３８－１	玉川中町会
277	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中学校	中町4－21－1	玉川中町会
278	玉川	上野毛まちづくりセンター	権蔵橋公園	中町1－14	玉川中町会
279	玉川	上野毛まちづくりセンター	中町小学校	中町4－23－1	中町4・5丁目町会
280	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中学校	中町4－21－1	中町4・5丁目町会
281	玉川	上野毛まちづくりセンター	都立園芸高校	深沢５－３８－１	中町4・5丁目町会
282	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中町公園	中町5－19	中町4・5丁目町会
283	玉川	二子玉川まちづくりセンター	二子玉川東公園	玉川1－15-1	玉川町会
284	玉川	二子玉川まちづくりセンター	二子玉川公園	玉川1－16－1	玉川町会
285	玉川	二子玉川まちづくりセンター	諏訪神社	玉川3－26	玉川町会
286	玉川	二子玉川まちづくりセンター	二子玉川小学校	玉川4－6－1	玉川町会
287	玉川	二子玉川まちづくりセンター	畑（長崎氏所有）	瀬田1－25	瀬田町会
288	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田中学校	瀬田2－17－1	瀬田町会
289	玉川	二子玉川まちづくりセンター	天理教玉瀬分教会	瀬田3－9－13	瀬田町会
290	玉川	二子玉川まちづくりセンター	畑（大塚氏所有）	瀬田5－12	瀬田町会
291	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田フラワーランド	瀬田5－30－1	瀬田町会
292	玉川	二子玉川まちづくりセンター	聖アントニオ神学校	瀬田4－16	瀬田町会
293	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田小学校	瀬田2－15－1	瀬田町会
294	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田三丁目公園	瀬田3－13－2	瀬田町会
295	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田玉川神社	瀬田4－11－31	瀬田町会
296	玉川	用賀まちづくりセンター	用賀神社境内	用賀2－16－26	用賀南町会
297	玉川	用賀まちづくりセンター	桜町小学校	用賀1－5－1	用賀南町会
298	玉川	用賀まちづくりセンター	佐川急便世田谷用賀営業所	用賀1－15－23	用賀南町会
299	玉川	用賀まちづくりセンター	京西小学校	用賀4－27－4	用賀町会
300	玉川	用賀まちづくりセンター	玉川台公園	玉川台2－18－20	用賀町会
301	玉川	用賀まちづくりセンター	郵政省宿舎前庭	用賀3－6－9	用賀町会
302	玉川	用賀まちづくりセンター	用賀小学校	上用賀6－14－1	上用賀町会
303	玉川	用賀まちづくりセンター	用賀中学校	上用賀5－15－1	上用賀町会
304	玉川	用賀まちづくりセンター	上用賀テニスクラブ	上用賀3－9－21	上用賀町会
305	玉川	用賀まちづくりセンター	天神公園	上用賀1－8－1	上用賀町会
306	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢公園（テニスコート付近）	駒沢公園1－1	深友会
307	玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢小学校	深沢3－7－1	深友会
308	玉川	深沢まちづくりセンター	畑	深沢1－17－4	深友会
309	玉川	深沢まちづくりセンター	竹林	深沢1－40－20	深友会
310	玉川	深沢まちづくりセンター	竹林	深沢1－37－11	深友会
311	玉川	深沢まちづくりセンター	畑	深沢2－7－1	深友会
312	玉川	深沢まちづくりセンター	畑	深沢3－6－20	深友会
313	玉川	深沢まちづくりセンター	竹林	深沢4－5－1	深友会
314	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢公園	深沢3－13－12	東深沢町会
315	玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢小学校	深沢3－7－1	東深沢町会
316	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢公園（西口野球場付近）	駒沢公園1－1	交和会
317	玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢中学校	深沢4－18－28	交和会
318	玉川	深沢まちづくりセンター	三島公園	深沢5－11－8	深沢三友会
319	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢神社	深沢5－11－1	深沢三友会
320	玉川	深沢まちづくりセンター	都立園芸高校	深沢5－38－1	深沢三友会
321	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢中学校	新町1－26－29	深沢三友会
322	玉川	深沢まちづくりセンター	新町南公園	新町2－21－8	新町公民会
323	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢小学校	新町1－4－24	新町公民会
324	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢中学校	新町1－26－29	新町公民会
325	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢西公園	深沢8－15－10	桜新町親和会
326	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢郵政宿舎広場	深沢8－1	桜新町親和会
327	玉川	深沢まちづくりセンター	桜新町1－1遊び場	桜新町1－1－8	桜新町親和会
328	玉川	深沢まちづくりセンター	新町公園	桜新町2－6－1	桜新町町会
329	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢緑泉公園	駒沢3－19－8	駒沢3丁目町会
330	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢公園（西口付近）	駒沢公園1－1	駒沢町会
331	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢小学校	新町1－4－24	駒沢町会
332	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷3丁目公園	祖師谷3－14－23	祖師谷第2自治会
333	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷小学校校庭	祖師谷3－49－1	祖師谷第2自治会
334	砧	祖師谷まちづくりセンター	廻沢南児童遊園	千歳台2－23－9	祖師谷第4自治会
335	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷神明社境内	祖師谷5－1	祖師谷第5自治会
336	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷小学校校庭	祖師谷3－49－1	祖師谷第6自治会
337	砧	祖師谷まちづくりセンター	塚戸小学校校庭	千歳台6－7	祖師谷千歳台自治会
338	砧	祖師谷まちづくりセンター	塚戸公園	祖師谷6－20－1	祖師谷千歳台自治会
339	砧	祖師谷まちづくりセンター	区立祖師谷六丁目広場	祖師谷6－33	祖師谷千歳台自治会
340	砧	祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷公園	上祖師谷3－4	祖師谷千歳台自治会
341	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷公園	上祖師谷4－1	祖師谷千歳台自治会
342	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷公園	祖師谷6-11	祖師谷千歳台自治会
343	砧	祖師谷まちづくりセンター	中央広場集会所前	祖師谷4－28	祖師谷住宅自治会
344	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷公園	上祖師谷4－1	藤自治会
345	砧	祖師谷まちづくりセンター	笠森公園	千歳台1－4－1	千歳台睦町会
346	砧	祖師谷まちづくりセンター	都営住宅集会所周辺	千歳台1－8－8	千歳台睦町会
347	砧	祖師谷まちづくりセンター	笠森公園	千歳台1－4－1	千歳台南会
348	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷３丁目南みちばた公園	祖師谷3-6-17	祖師谷3丁目南町会
349	砧	成城まちづくりセンター	砧中学校校庭	成城1－10－1	法人格成城自治会
350	砧	成城まちづくりセンター	区立明正公園	成城3－1	法人格成城自治会
351	砧	成城まちづくりセンター	明正小学校校庭	成城3－3－1	法人格成城自治会
352	砧	成城まちづくりセンター	成城さくら公園	成城3－18－17	法人格成城自治会
353	砧	成城まちづくりセンター	野川緑地広場	成城4－32－11	法人格成城自治会
354	砧	成城まちづくりセンター	区立成城みつ池開放緑地	成城4－20	法人格成城自治会
355	砧	成城まちづくりセンター	区立成城7丁目公園	成城7－35	法人格成城自治会
356	砧	成城まちづくりセンター	区立成城7丁目緑地	成城7－21	法人格成城自治会
357	砧	成城まちづくりセンター	祖師谷公園	上祖師谷4－1	法人格成城自治会
358	砧	成城まちづくりセンター	団地内南広場	成城8－25	成城団地自治会

一時集合所一覧

（令和６年１２月現在）

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
359	砧	成城まちづくりセンター	区立成城8丁目広場	成城8－28、29	成城団地自治会
360	砧	成城まちづくりセンター	千歳小学校校庭	成城9－6－1	成城団地自治会
361	砧	船橋まちづくりセンター	船橋1丁目児童遊園	船橋1－4－21	船橋会
362	砧	船橋まちづくりセンター	船橋郵政社宅内広場	船橋2－25	船橋会
363	砧	船橋まちづくりセンター	池田児童遊園	船橋3－11－12	船橋会
364	砧	船橋まちづくりセンター	千歳丘高校正門付近	船橋3－18－1	船橋会
365	砧	船橋まちづくりセンター	船橋本村公園	船橋4－9－4	船橋会
366	砧	船橋まちづくりセンター	船橋希望中学校校庭	船橋4－20－1	船橋会
367	砧	船橋まちづくりセンター	船橋神明神社境内周辺	船橋4－40	船橋会
368	砧	船橋まちづくりセンター	船橋小学校校庭	船橋4－41－1	船橋会
369	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘公園	船橋7-9-2	船橋会
370	砧	船橋まちづくりセンター	葭根公園	船橋6－21－1	船橋葭根会
371	砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂団地広場	船橋5－17	船橋葭根会
372	砧	船橋まちづくりセンター	西経堂児童遊園	船橋3－25－13	フレール西経堂自治会
373	砧	船橋まちづくりセンター	西経堂第二児童遊園	船橋5－17－1	フレール西経堂自治会
374	砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂団地広場	船橋5－17	フレール西経堂自治会
375	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘南公園	千歳台3－15－7	千歳台廻沢町会
376	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘記念公園	千歳台4－2－7	千歳台廻沢町会
377	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘中公園	千歳台4－11－29	千歳台廻沢町会
378	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘北公園	千歳台4－29－1	千歳台廻沢町会
379	砧	船橋まちづくりセンター	廻澤稲荷神社境内	千歳台5－17	千歳台廻沢町会
380	砧	船橋まちづくりセンター	団地内広場	船橋7－8	希望ヶ丘団地自治会
381	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘公園	船橋7-9-1	希望ヶ丘団地自治会
382	砧	船橋まちづくりセンター	船橋4丁目ふれあいひろば	船橋4－30	船橋４丁目住宅自治会
383	砧	船橋まちづくりセンター	船橋希望中学校校庭	船橋4－20－1	船橋４丁目住宅自治会
384	砧	船橋まちづくりセンター	船橋小学校校庭	船橋4－41－1	船橋４丁目住宅自治会
385	砧	喜多見まちづくりセンター	知行院境内	喜多見5－19－2	喜多見東部町会
386	砧	喜多見まちづくりセンター	多摩川河川敷（警視庁交通安全指導所前）	喜多見1－1	喜多見東部町会
387	砧	喜多見まちづくりセンター	宝寿院前	喜多見5－13－10	喜多見東部町会
388	砧	喜多見まちづくりセンター	須賀神社境内	喜多見4－3－23	喜多見東部町会
389	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見公園	喜多見2－10－45	喜多見東部町会
390	砧	喜多見まちづくりセンター	次大夫掘公園	喜多見5－10－13	喜多見東部町会
391	砧	喜多見まちづくりセンター	砧小学校校庭	喜多見6－9－1	喜多見上部自治会
392	砧	喜多見まちづくりセンター	次大夫掘公園（下流）	喜多見5－10－13	喜多見上部自治会
393	砧	喜多見まちづくりセンター	慶元寺境内	喜多見4－17－1	喜多見中部町会
394	砧	喜多見まちづくりセンター	多摩川河川敷	喜多見1－1	喜多見中部町会
395	砧	喜多見まちづくりセンター	次大夫掘公園	喜多見5－10－13	喜多見中部町会
396	砧	喜多見まちづくりセンター	滝下橋緑道	喜多見7－8	喜多見西部町会
397	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見中学校校庭	喜多見4－20－1	喜多見西部町会
398	砧	喜多見まちづくりセンター	明正小学校校庭	成城3－3－1	喜多見西部町会
399	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見第3苗圃	喜多見9－14	喜多見北部町会
400	砧	喜多見まちづくりセンター	きたみふれあい広場	喜多見9－25	喜多見北部町会
401	砧	喜多見まちづくりセンター	宇奈根氷川神社	宇奈根2－13	宇奈根町会
402	砧	喜多見まちづくりセンター	リコーグランド	宇奈根1－5	宇奈根町会
403	砧	喜多見まちづくりセンター	三角公園	鎌田1－6	法人格鎌田南睦会
404	砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田2丁目南公園	鎌田2－19－1	法人格鎌田南睦会
405	砧	喜多見まちづくりセンター	ゆうぽうと世田谷レクセンター周辺	鎌田2－18－18	法人格鎌田南睦会
406	砧	喜多見まちづくりセンター	砧南中学校校庭	鎌田3－13－20	法人格鎌田南睦会
407	砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田天神社境内	鎌田4－11－19	鎌田協和会
408	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見公園	喜多見2－10－45	都営喜多見2丁目団地自治会
409	砧	砧まちづくりセンター	砧町公園	砧3－10	砧町町会
410	砧	砧まちづくりセンター	三峰公園	砧4－6－1	砧町町会
411	砧	砧まちづくりセンター	観音公園	砧4－15	砧町町会
412	砧	砧まちづくりセンター	砧まちづくりセンター駐車場敷地	砧5－8－18	砧町町会
413	砧	砧まちづくりセンター	富士見公園	砧4－36	法人格砧町自治会
414	砧	砧まちづくりセンター	山野小学校校庭	砧6－7－1	法人格砧町自治会
415	砧	砧まちづくりセンター	砧6丁目公園一帯	砧6－22－10	法人格砧町自治会
416	砧	砧まちづくりセンター	砧8丁目児童遊園	砧8－2－21	法人格砧町自治会
417	砧	砧まちづくりセンター	石井戸公会堂敷地	大蔵5－18－19	石井戸会
418	砧	砧まちづくりセンター	妙法寺境内	大蔵5－12－3	石井戸会
419	砧	砧まちづくりセンター	石井戸公園	大蔵5－1－20	石井戸会
420	砧	砧まちづくりセンター	横根稲荷神社境内	大蔵1－6	大蔵東部町会
421	砧	砧まちづくりセンター	大蔵３丁目公園	大蔵3－2	大蔵住宅自治会
422	砧	砧まちづくりセンター	大蔵氷川神社境内	大蔵6－6	大蔵本村睦会
423	砧	砧まちづくりセンター	聖ドミニコ学園グランド	岡本1－10－1	岡本自治会
424	砧	砧まちづくりセンター	コヤマドライビングスクール成城校	岡本3－40－2	岡本自治会
425	砧	砧まちづくりセンター	岡本民家園	岡本2－20	岡本自治会
426	砧	砧まちづくりセンター	長圓寺駐車場	岡本1－20－1	岡本自治会
427	砧	砧まちづくりセンター	都立世田谷総合高校グランド	岡本2－9	岡本自治会
428	砧	砧まちづくりセンター	区立岡本地区会館広場	岡本1－25－4	岡本自治会
429	砧	砧まちづくりセンター	岡本の丘緑地	岡本2-33-20	岡本自治会
430	烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢公園	上北沢2－1	上北沢町会
431	烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢小学校	上北沢4－22－9	上北沢町会
432	烏山	上北沢まちづくりセンター	区立きんもくせい広場	上北沢5－48	上北沢町会
433	烏山	上北沢まちづくりセンター	区立将軍池広場	上北沢2-1	上北沢町会
434	烏山	上北沢まちづくりセンター	区立上北沢5丁目公園	上北沢5-18	上北沢町会
435	烏山	上北沢まちづくりセンター	明大八幡山グランド	八幡山2－17－41	八幡山町会
436	烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡社境内	八幡山1－12－30	八幡山町会
437	烏山	上北沢まちづくりセンター	区立八幡山3丁目公園	八幡山3－9－21	八幡山町会
438	烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山公園	八幡山1－27－24	八幡山町会
439	烏山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山アパート内広場	八幡山3－37	八幡山町会
440	烏山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山アパート内広場	八幡山3－37	都営八幡山アパート自治会
441	烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山小学校	八幡山1-14-1	八幡山町会
442	烏山	上祖師谷まちづくりセンター	八幡神社	粕谷1－23	粕谷会
443	烏山	上祖師谷まちづくりセンター	神明社境内	上祖師谷4－19	上祖師谷自治会
444	烏山	上祖師谷まちづくりセンター	祖師谷橋周辺	上祖師谷6－21	祖師谷橋自治会
445	烏山	上祖師谷まちづくりセンター	団地内工作室前広場	上祖師谷4－5	成城通りパークウエスト自治会
446	烏山	烏山まちづくりセンター	佼成学園	給田2－1－1	給田町会
447	烏山	烏山まちづくりセンター	給田小学校	給田4－24－1	給田町会
448	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山小学校	給田1－2－1	給田町会

一時集合所一覧

（令和６年１２月現在）

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
449	烏山	烏山まちづくりセンター	給田西住宅内広場	給田4－28	給田町会
450	烏山	烏山まちづくりセンター	給田北住宅内広場	給田3－9	給田町会
451	烏山	烏山まちづくりセンター	第一生命グランド	給田1－1	給田町会
452	烏山	烏山まちづくりセンター	日本女子体育大学周辺	北烏山8－19	烏山上町会
453	烏山	烏山まちづくりセンター	北烏山9丁目公園	北烏山9－18	烏山上町会
454	烏山	烏山まちづくりセンター	南烏山りんれい広場	南烏山4－21－2	烏山中町会
455	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北小学校	北烏山6－3－1	烏山中町会
456	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山中学校	南烏山4－26－1	烏山中町会
457	烏山	烏山まちづくりセンター	武蔵丘小学校	北烏山1－47－11	烏山下町会
458	烏山	烏山まちづくりセンター	グローリオ芦花公園前広場	南烏山3－12	烏山下町会
459	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花小学校	粕谷2－22－1	烏山下町会
460	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花中学校	粕谷2－22－2	烏山下町会
461	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山公園	北烏山1－20－1	千駄山町会
462	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花小学校	粕谷2－22－1	児ヶ谷会
463	烏山	烏山まちづくりセンター	都営烏山アパート内広場	北烏山2－9	都営烏山アパート自治会
464	烏山	烏山まちづくりセンター	日本女子体育大学運動場	北烏山5－16	烏山寺院連合会
465	烏山	烏山まちづくりセンター	日本女子体育大学運動場	北烏山5－16	あやめ会
466	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花公園団地内広場 12号棟前	南烏山2－30	芦花公園団地自治会
467	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花公園団地内中央広場	南烏山2－30	芦花公園団地自治会
468	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山松葉通住宅１号棟前広場	北烏山3－11	烏山松葉通住宅自治会
469	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅内木の公園	北烏山3－13	烏山北住宅自治会
470	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅14号棟前中央公園	北烏山3－13	烏山北住宅賃貸自治会
471	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅12号棟前広場	北烏山3－13	烏山北住宅賃貸自治会
472	烏山	烏山まちづくりセンター	給田西住宅内広場	給田4－28	給田西住宅自治会
473	烏山	烏山まちづくりセンター	給田南住宅内広場	給田2－12	給田南住宅自治会
474	烏山	烏山まちづくりセンター	給田北住宅内広場	給田3－9	給田北住宅自治会
475	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山南住宅内広場	南烏山2－8	烏山南住宅自治会
476	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北小学校	北烏山6-3-1	親和会

〔資料第63〕

広域避難場所一覧

避難地番号	広域避難場所名〈所在地〉	区域面積(m2)	避難有効面積(m2)	利用区名	避難計画人口計(万人)	1人当たり面積(m2/人)	町丁名	最遠地点 避難距離(km)
40	駒場東大一帯 〈目黒区駒場、世田谷区北沢、渋谷区松濤、富ヶ谷〉	394,096	222,874	目黒 世田谷 渋谷	4.26	5.23	代沢２（一部）、代田６、大原１、北沢１．２（各一部）、３．４．５	1.6
42	世田谷公園一帯 〈目黒区東山、世田谷区池尻〉	286,870	165,906	目黒 世田谷	4.91	3.37	池尻１．２．３	1.4
54	日本大学文理学部一帯 〈世田谷区桜上水〉	245,523	134,021	世田谷	5.77	2.32	宮坂３(一部)、松原３．４、赤堤１．２．３．４．５、桜上水１．２．３．４．５、上北沢１．３．４	1.5
55	羽根木公園一帯 〈世田谷区代田、松原〉	93,049	47,691	世田谷	3.35	1.42	代田１．２．３．４．５、松原５(一部)．６、梅丘１	1.1
56	昭和女子大学一帯 〈世田谷区下馬、太子堂〉	238,137	128,487	世田谷	5.88	2.18	太子堂１．４．５、若林１．２、三軒茶屋１．２、下馬１．２．３(一部)、上馬１、野沢１(一部)	1.4
57	駒沢オリンピック公園一帯 〈目黒区東が丘、八雲、世田谷区駒沢、駒沢公園、深沢〉	492,406	314,497	目黒 世田谷	15.51	2.03	弦巻２、駒沢公園、野沢４、上馬２．３．４．５、新町１．２．３、駒沢１．２．３．４．５、深沢１．２．６	2.8
58	都立園芸高校 〈世田谷区深沢〉	94,926	44,299	世田谷	3.91	2.03	上野毛１（一部）４．瀬田３（一部）等々力３．８、中町２．３．４．５、深沢５．７．８、用賀１	1.3
59	砧公園・大蔵運動公園一帯 〈世田谷区大蔵、砧公園〉	747,086	448,421	世田谷	8.02	5.59	桜丘４．５、喜多見５(一部)．６、上用賀５．６、岡本１．３、用賀４、大蔵１．２．３．４．５．６、瀬田４．５、砧１．２．３．４．５．６．７．８、玉川台１．２、砧公園、成城１．２．３	1.6
60	馬事公苑・東京農業大学一帯 〈世田谷区上用賀、桜、桜台〉	500,060	269,565	世田谷	10.74	2.51	世田谷１．２、経堂１．２．３．４．５、桜１．２．３、上用賀２．３、弦巻１．３．４．５、用賀２．３、宮坂１．２．３(一部)、桜新町１．２、桜丘１．２．３	1.6
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯 〈世田谷区上祖師谷、成城〉	147,228	67,792	世田谷	2.3	2.94	祖師谷５．６、成城４．５．８．９、上祖師谷３．４	1.4
62	第一生命グランド一帯 〈世田谷区上祖師谷、給田〉	143,984	43,498	世田谷	3.35	1.3	上祖師谷１．２．５．６．７、南烏山６、給田１．２．３．４．５	1.4

避難地番号	広域避難場所名 〈所在地〉	区域面積 (m2)	避難有効面積 (m2)	利用区名	避難計画人口計(万人)	1人当たり面積(m2/人)	町丁名	最遠地点 避難距離(km)
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯 〈世田谷区粕谷、八幡山、船橋〉	461,113	235,722	世田谷 杉並	9.59	2.46	上北沢２．５、八幡山１．２．３、千歳台２．３．４．５．６、粕谷１．２．３．４、船橋１．２．３．４．５．６．７、南烏山１．２．３．４．５	1.1
73	明大和泉校舎一帯 （杉並区永福、下高井戸）	188,379	99,493	世田谷 杉並	6.07	1.64	大原２、羽根木１．２、松原１．２．５（一部）	1.6
128	玉川野毛町公園一帯 〈世田谷区野毛〉	78,434	34,440	世田谷	0.45	7.62	野毛１（一部）、上野毛１（一部）、中町１	0.7
142	成城学園一帯 （世田谷区成城、祖師谷〉	134,494	55,537	世田谷	2.71	2.04	成城６．７、祖師谷１．２．３．４、千歳台１	1.1
159	国士舘大学一帯 〈世田谷区梅丘、世田谷、若林〉	96,297	41,519	世田谷	3.85	1.08	若林３．４．５、梅丘２．３、世田谷３．４、豪徳寺１．２	0.9
160	きたみふれあい広場一帯 〈世田谷区喜多見〉	44,984	25,948	世田谷	0.85	3.02	喜多見７．８．９	1.6
161	学芸大学附属高校一帯 〈世田谷区下馬〉	66,150	31,828	世田谷	2.79	1.14	下馬３（一部）．４．５．６、野沢１（一部）２．３	1
162	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯 〈世田谷区北烏山〉	110,875	56,349	世田谷	2.8	2.01	北烏山１．２．３．４．５．６．７．８．９	1.2
186	多摩川河川敷・二子橋一帯 〈世田谷区宇奈根、鎌田、喜多見、玉川〉	589,124	482,267	世田谷	3.43	14.06	宇奈根１．２．３、岡本２、鎌田１．２．３．４、喜多見１．２．３．４．５（一部）、玉川３．４	1.3
187	多摩川河川敷・田園調布先一帯 〈大田区田園調布、世田谷区玉堤、野毛〉	403,899	229,196	世田谷 大田	9.07	2.52	奥沢１．２．３．４．５．６．７．８、玉川田園調布１．２、玉堤１．２、東玉川１．２、等々力１．２．４．５、尾山台１．２．３、野毛１（一部）．２	2
209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯 〈世田谷区深沢〉	62,587	33,974	世田谷	1.5	2.26	深沢３．４、等々力６．７	0.9
214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯 〈世田谷区三宿、太子堂〉	54,020	22,745	世田谷	2.19	1.04	太子堂２．３、三宿１．２、代沢４	0.7
238	駒場地区 （目黒区駒場、大橋、世田谷区池尻）	192,063	109,951	目黒 世田谷	3.43	3.2	池尻４、北沢１．２（各一部）、代沢１．２（一部）．３．５	1.3
244	区立二子玉川公園 （世田谷区玉川、上野毛、野毛）	90,167	80,966	世田谷	2.34	3.46	上野毛２．３、瀬田１．２、玉川１．２、野毛３	1.2
合　　計		5,955,951	3,426,986	—	—	—	—	—

〔資料第 64〕

避難所用感染症対策セット

品名	数量
手指消毒剤（1Ｌ）	10 本
非接触型電子温度計	2 台
マスク	500 枚
手洗い用せっけん液（1kg）	12 本
電子体温計	2 個
塩素系漂白剤（600ml）	3 本
スプレーボトル（500ml）	10 本
ペーパータオル	2,000 枚
ごみ袋（４５Ｌ）	100 枚
フェイスシールド	50 個
使い捨て手袋Mサイズ	200 枚
使い捨て手袋Ｌサイズ	200 枚
使い捨てエプロン	50 枚
ビニール袋	500 枚
消毒綿	160 枚

※　全指定避難所に１セットずつ配備。

〔資料第65〕

指定緊急避難場所一覧

令和6年11月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数 （避難計画人口）
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	池尻区民集会所	池尻3-27-21	03-3413-3060	○	○					○			225(3.3㎡2人)
2	桜木中学校 （体育館、柔道場及びプール横更衣室棟）	桜1-48-15	03-3420-0149	○	○					○		○	80(3.3㎡2人)
3	経堂地区会館	経堂3-37-13	03-3428-9237	○						○			168(3.3㎡2人)
4	下馬地区会館	下馬4-13-4	03-3421-7469	○						○			172(3.3㎡2人)
5	上馬地区会館	上馬4-10-17	03-3421-5567	○						○			285(3.3㎡2人)
6	北沢タウンホール	北沢2-8-18	03-5478-8028	○						○			491(3.3㎡2人)
7	池之上青少年会館	代沢2-37-18	03-5478-8028		○								57(3.3㎡2人)
8	松沢区民集会所	赤堤5-31-5	03-5478-8028	○						○			108(3.3㎡2人)
9	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	03-3721-8991	○								○	1,256(3.3㎡2人)
10	九品仏小学校	奥沢8-12-1	03-3703-0458	○								○	1,383(3.3㎡2人)
11	尾山台小学校	尾山台3-11-1	03-3701-2183	○								○	1,586(3.3㎡2人)
					○								370(3.3㎡2人)
12	尾山台中学校	尾山台3-27-23	03-3701-1171	○								○	1,745(3.3㎡2人)
13	玉川区民会館	等々力3-4-1	03-3702-1675	○									228(3.3㎡2人)
14	尾山台地区会館	等々力2-17-14	03-3703-0211		○								86(3.3㎡2人)
15	玉川小学校	中町2-29-1	03-3703-1601	○								○	2,124(3.3㎡2人)
					○								467(3.3㎡2人)
16	中町小学校	中町4-23-1	03-3703-0651	○								○	2,622(3.3㎡2人)
17	玉川中学校	中町4-21-1	03-3701-7128	○								○	2,149(3.3㎡2人)
18	上野毛地区会館	中町2-33-11	03-3705-8866		○								83(3.3㎡2人)
19	瀬田小学校	瀬田2-15-1	03-3700-3345	○								○	1,638(3.3㎡2人)
20	瀬田中学校	瀬田2-17-1	03-3700-6900	○								○	1,562(3.3㎡2人)
					○								786(3.3㎡2人)
21	瀬田地区会館	瀬田4-18-11	03-3702-1636		○								41(3.3㎡2人)
22	都立園芸高校	深沢5-38-1	03-3705-2154	○									1,185(3.3㎡2人)
23	都立深沢高校	深沢7-3-14	03-3702-4145	○									605(3.3㎡2人)
24	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	03-3482-2467	○								○	2,006(3.3㎡2人)
25	明正小学校	成城3-3-1	03-3415-5591	○								○	2,439(3.3㎡2人)
26	千歳小学校	成城9-6-1	03-3482-3153	○								○	2,103(3.3㎡2人)
27	砧中学校	成城1-10-1	03-3417-2367	○								○	2,372(3.3㎡2人)
28	砧総合支所 成城ホール	成城6-2-1	03-3482-1313	○									399(3.3㎡2人)
	砧総合支所 集会室等		03-3482-1321	○	○								201(3.3㎡2人)
29	成城さくら児童館	成城3-18-23	03-3482-2169		○								101(3.3㎡2人)
30	希望丘複合施設（区民集会所）	船橋6-25-1	03-3482-2169	○									152(3.3㎡2人)
31	千歳温水プール	船橋7-9-1	03-3789-3911	○									206(3.3㎡2人)
32	砧小学校	喜多見6-9-1	03-3417-4477	○								○	1,493(3.3㎡2人)
33	砧南中学校	鎌田3-13-20	03-3417-6791	○(※)								○	1,753(3.3㎡2人)
34	喜多見地区会館	喜多見8-23-23	03-3482-2001		○								88(3.3㎡2人)
35	鎌田区民集会所	鎌田2-1-24	03-3482-2001	○(※)									35(3.3㎡2人)
36	山野小学校	砧6-7-1	03-3417-3322	○								○	2,512(3.3㎡2人)
37	岡本地区会館	岡本1-25-4	03-3482-2001		○								129(3.3㎡2人)
38	大蔵地区会館	砧3-5-6	03-3482-2001		○								86(3.3㎡2人)
39	区立総合運動場体育館	大蔵4-6-1	03-3417-4276	○									703(3.3㎡2人)
40	区立大蔵第二運動場体育館	大蔵4-7-1	03-3416-1212	○									654(3.3㎡2人)
41	聖ドミニコ学園	岡本1-10-1	03-3700-0017	○(※)									819(3.3㎡2人)
42	駒澤大学玉川校舎	宇奈根1-1-1	03-3700-2767	○(※)									1,050(3.3㎡2人)
43	ゆうぽうと世田谷レクセンター	鎌田2-17-1	03-3709-0161	○(※)									600(3.3㎡2人)
44	鎌田区民センター	鎌田3-35-1	03-3709-4311	○(※)									165(3.3㎡2人)
45	氷川神社	大蔵6-6-7	03-3482-2169	○(※)									67(3.3㎡2人)
46	上北沢区民センター	上北沢3-8-9	03-3290-3701	○						○			152(3.3㎡2人)
47	上祖師谷地区会館	上祖師谷4-5-6	03-3326-9376	○						○			119(3.3㎡2人)
48	烏山区民センター	南烏山6-2-19	03-3326-3511	○						○			756(3.3㎡2人)

※野川・仙川洪水時避難所。多摩川洪水のおそれがない場合のみ開設する。

〔資料第66〕

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積(㎡)	うち耐震性有		想定収容人数	算定基準
						棟数	面積(㎡)		
1	若林小学校	若林5－27－18	区立小学校	3	3257	3	3257	1973	3.3㎡2人
2	三宿小学校	三宿1－12－6	区立小学校	4	2088	4	2088	1265	3.3㎡2人
3	太子堂小学校	太子堂5－7－4	区立小学校	2	3300	2	3300	2000	3.3㎡2人
4	桜小学校	世田谷2－4－15	区立小学校	1	2946	1	2946	1785	3.3㎡2人
5	桜丘小学校	桜丘1－19－17	区立小学校	4	5622	4	5622	3407	3.3㎡2人
6	代沢小学校	代沢5－1－10	区立小学校	3	2925	3	2925	1772	3.3㎡2人
7	下北沢小学校	大原1－4－6	区立小学校	2	3029	2	3029	1944	3.3㎡2人
8	多聞小学校	三宿2－26－11	区立小学校	2	3746	2	3746	2270	3.3㎡2人
9	世田谷小学校	宮坂1－38－4	区立小学校	3	2374	3	2374	1438	3.3㎡2人
10	松沢小学校	赤堤4－44－22	区立小学校	3	4712	3	4712	2855	3.3㎡2人
11	駒沢小学校	駒沢2－10－6	区立小学校	3	3620	3	3620	2193	3.3㎡2人
12	旭小学校	野沢1－4－3	区立小学校	4	2463	4	2463	1492	3.3㎡2人
13	中里小学校	三軒茶屋1－4－1	区立小学校	3	1958	3	1958	1186	3.3㎡2人
14	松原小学校	松原5－43－26	区立小学校	6	2898	6	2898	1756	3.3㎡2人
15	北沢中学校第二校舎(旧北沢小学校)	北沢4－32－20	区立中学校	3	1913	3	1913	1159	3.3㎡2人
16	上北沢小学校	上北沢4－22－29	区立小学校	3	3216	3	3216	1949	3.3㎡2人
17	駒繋小学校	下馬1－42－12	区立小学校	4	2275	4	2275	1378	3.3㎡2人
18	池之上小学校	代沢2－42－15	区立小学校	2	1780	2	1780	1078	3.3㎡2人
19	経堂小学校	桜上水1－23－3	区立小学校	5	3315	5	3315	2009	3.3㎡2人
20	弦巻小学校	弦巻1－9－18	区立小学校	4	3013	4	3013	1826	3.3㎡2人
21	山崎小学校	梅丘3－9－1	区立小学校	2	2288	2	2288	1386	3.3㎡2人
22	中丸小学校	野沢3－34－16	区立小学校	3	2320	3	2320	1406	3.3㎡2人
23	代田小学校	代田4－2－3	区立小学校	3	2117	3	2117	1283	3.3㎡2人
24	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2－42－1	区立小学校	3	2328	3	2328	1410	3.3㎡2人
25	赤堤小学校	赤堤1－41－24	区立小学校	4	3602	4	3602	2183	3.3㎡2人
26	松丘小学校	弦巻3－23－12	区立小学校	6	3697	6	3697	2240	3.3㎡2人
27	池尻小学校	池尻2－4－10	区立小学校	4	4441	4	4441	2691	3.3㎡2人

指定避難所一覧（災害対策基本法）（面積・人数算定）

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積（㎡）	うち耐震性有		想定収容人数	算定基準
						棟数	面積（㎡）		
28	笹原小学校	桜丘５－１９－１	区立小学校	3	2966	3	2966	1797	3.3㎡2人
29	城山小学校	梅丘２－１－１１	区立小学校	3	2773	3	2773	1680	3.3㎡2人
30	深沢小学校	新町１－４－２４	区立小学校	4	2838	4	2838	1720	3.3㎡2人
31	玉川小学校	中町２－２９－１	区立小学校	4	3568	4	3568	2162	3.3㎡2人
32	京西小学校	用賀４－２７－４	区立小学校	1	3426	1	3426	2076	3.3㎡2人
33	二子玉川小学校	玉川４－６－１	区立小学校	5	3530	5	3530	2138	3.3㎡2人
34	八幡小学校	玉川田園調布２－１７－１５	区立小学校	2	2072	2	2072	1255	3.3㎡2人
35	奥沢小学校	奥沢３－１－１	区立小学校	3	2303	3	2303	1395	3.3㎡2人
36	尾山台小学校	尾山台３－１１－１	区立小学校	4	2649	4	2649	1605	3.3㎡2人
37	東深沢小学校	深沢３－７－１	区立小学校	3	3101	3	3101	1879	3.3㎡2人
38	東玉川小学校	奥沢１－１－１	区立小学校	3	2192	3	2192	1328	3.3㎡2人
39	桜町小学校	用賀１－５－１	区立小学校	4	4226	4	4226	2561	3.3㎡2人
40	九品仏小学校	奥沢８－１２－１	区立小学校	4	2257	4	2257	1367	3.3㎡2人
41	瀬田小学校	瀬田２－１５－１	区立小学校	3	2622	3	2622	1589	3.3㎡2人
42	等々力小学校	等々力７－２６－１	区立小学校	4	2575	4	2575	1560	3.3㎡2人
43	用賀小学校	上用賀６－１４－１	区立小学校	5	2998	5	2998	1816	3.3㎡2人
44	中町小学校	中町４－２３－１	区立小学校	2	4245	2	4245	2572	3.3㎡2人
45	玉堤小学校	玉堤２－１１－１	区立小学校	3	2745	3	2745	1663	3.3㎡2人
46	烏山小学校	給田１－２－１	区立小学校	3	2978	3	2978	1804	3.3㎡2人
47	塚戸小学校	千歳台６－７－１	区立小学校	6	4178	6	4178	2532	3.3㎡2人
48	祖師谷小学校	祖師谷３－４９－１	区立小学校	4	3312	4	3312	2007	3.3㎡2人
49	砧小学校	喜多見６－９－１	区立小学校	4	2465	4	2465	1493	3.3㎡2人
50	明正小学校	成城３－３－１	区立小学校	4	4260	4	4260	2581	3.3㎡2人
51	烏山北小学校	北烏山６－３－１	区立小学校	3	4556	3	4556	2761	3.3㎡2人
52	八幡山小学校	八幡山１－１４－１	区立小学校	4	4809	4	4809	2914	3.3㎡2人
53	芦花小学校	粕谷２－２２－１	区立小学校	4	5021	4	5021	3043	3.3㎡2人
54	船橋小学校	船橋４－４１－１	区立小学校	4	4536	4	4536	2749	3.3㎡2人
55	砧南小学校	鎌田４－３－１	区立小学校	5	5553	5	5553	3365	3.3㎡2人

指定避難所一覧（災害対策基本法）（面積・人数算定）

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積（㎡）	うち耐震性有		想定収容人数	算定基準
						棟数	面積（㎡）		
56	給田小学校	給田４－２４－１	区立小学校	3	4191	3	4191	2540	3.3㎡2人
57	山野小学校	砧６－７－１	区立小学校	3	4021	3	4021	2436	3.3㎡2人
58	千歳小学校	成城９－６－１	区立小学校	3	3616	3	3616	2191	3.3㎡2人
59	喜多見小学校	喜多見３－１１－１	区立小学校	3	3487	3	3487	2113	3.3㎡2人
60	武蔵丘小学校	北烏山１－４７－１１	区立小学校	2	2420	2	2420	1466	3.3㎡2人
61	千歳台小学校	千歳台４－２４－１	区立小学校	5	3069	5	3069	1860	3.3㎡2人
62	太子堂中学校	太子堂３－２７－１７	区立中学校	2	2535	2	2535	1536	3.3㎡2人
63	桜丘中学校	桜丘２－１－３９	区立中学校	3	3228	3	3228	1956	3.3㎡2人
64	松沢中学校	桜上水４－５－２	区立中学校	4	3017	4	3017	1828	3.3㎡2人
65	駒沢中学校	駒沢２－３９－２５	区立中学校	4	3296	4	3296	1997	3.3㎡2人
66	北沢中学校	北沢５－１２－３	区立中学校	4	2782	4	2782	1686	3.3㎡2人
67	緑丘中学校	桜上水３－１９－１２	区立中学校	5	3377	5	3377	2046	3.3㎡2人
68	駒留中学校	下馬４－１８－１	区立中学校	4	3213	4	3213	1947	3.3㎡2人
69	梅丘中学校	松原６－５－１１	区立中学校	4	2978	4	2978	1804	3.3㎡2人
70	桜木中学校	桜１－４８－１５	区立中学校	4	3003	4	3003	1820	3.3㎡2人
71	富士中学校	代沢１－２３－１７	区立中学校	3	2797	3	2797	1695	3.3㎡2人
72	弦巻中学校	弦巻１－４２－２２	区立中学校	5	3176	5	3176	1924	3.3㎡2人
73	奥沢中学校	奥沢１－４２－１	区立中学校	3	2504	3	2504	1517	3.3㎡2人
74	八幡中学校	等々力６－４－１	区立中学校	4	2926	4	2926	1773	3.3㎡2人
75	玉川中学校	中町４－２１－１	区立中学校	2	4174	2	4174	2529	3.3㎡2人
76	瀬田中学校	瀬田２－１７－１	区立中学校	5	2580	5	2580	1563	3.3㎡2人
77	深沢中学校	新町１－２６－２９	区立中学校	6	3285	6	3285	1990	3.3㎡2人
78	尾山台中学校	尾山台３－２７－２３	区立中学校	4	2913	4	2913	1765	3.3㎡2人
79	用賀中学校	上用賀５－１５－１	区立中学校	3	3488	3	3488	2113	3.3㎡2人
80	東深沢中学校	深沢４－１８－２８	区立中学校	2	3759	2	3759	2278	3.3㎡2人
81	砧中学校	成城１－１０－１	区立中学校	4	3890	4	3890	2357	3.3㎡2人
82	烏山中学校	南烏山４－２６－１	区立中学校	4	3240	4	3240	1963	3.3㎡2人
83	千歳中学校	千歳台６－１５－１	区立中学校	3	3332	3	3332	2019	3.3㎡2人

指定避難所一覧（災害対策基本法）（面積・人数算定）

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積（㎡）	うち耐震性有		想定収容人数	算定基準
						棟数	面積（㎡）		
84	芦花中学校	粕谷2－22－2	区立中学校	3	3913	3	3913	2371	3.3㎡2人
85	船橋希望中学校	船橋4－20－1	区立中学校	4	4617	4	4617	2798	3.3㎡2人
86	上祖師谷中学校	上祖師谷7－10－1	区立中学校	2	2914	2	2914	1766	3.3㎡2人
87	砧南中学校	鎌田3－13－20	区立中学校	3	2914	3	2914	1766	3.3㎡2人
88	喜多見中学校	喜多見4－20－1	区立中学校	3	2556	3	2556	1549	3.3㎡2人
89	三宿中学校	太子堂1－3－43	区立中学校	3	3588	3	3588	2174	3.3㎡2人
90	世田谷中学校	梅丘3－8－1	区立中学校	3	3423	3	3423	2074	3.3㎡2人
91	希望丘小学校	船橋4－9－1	区立小学校	3	2910	3	2910	1763	3.3㎡2人
92	まもりやまテラス	代田6－21－5	複合施設	2	1076	2	1076	603	3.3㎡2人
93	さくら花見堂	代田1－13－14	複合施設	2	2989	2	2989	1811	3.3㎡3人
94	教育総合センター	若林5－38－1	教育施設	1	600	1	600	363	3.3㎡2人
95	希望丘複合施設	船橋6－25	複合施設	1	1344	2	1344	814	3.3㎡2人
96	千歳丘高校	船橋3－18－1	都立高校	1	760	1	760	460	3.3㎡2人

〔資料第 67〕

食料の備蓄状況

（令和６年４月１日現在）

品目	対象（目安）	必要量（１日分）	現況
ビスケット	1 歳～74 歳	151,290 人※1×0.8773※2 ×2 食 ＝265,453 食	342,400 食
アルファ米	1 歳～74 歳	151,290 人※1×0.8773※2 ×1 食 ＝132,727 食	171,200 食
調製粉乳	0 歳児	(151,290 人※1 ×0.0062※3 ×150g（一日必要量）×３日分)÷300g＝1,407 缶	2,787 缶
おかゆ	75 歳～	151,290 人※1 ×0.1165※4 ×3 食 ＝52,876 食	61,632 食
保存水 (調製粉乳及びアルファ米用)	－	【アルファ米】 (1,407 缶×3 リットル)÷2 リットル ＝2,111 本 【調製粉乳】 132,727 食×0.16 リットル÷2 リットル ＝10,618 本	20,355 本

※1　世田谷区避難所生活者数

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和４年５月）より

※2　１歳～74 歳の人口構成比（807,621 人÷920,596 人＝0.8773）

※3　０歳児の人口構成比（5712 人÷920,596 人＝0.0062）

※4　75 歳以上の人口構成比（107,263 人÷920,596 人＝0.1165）

※2～4 の人口構成比は、令和 6 年 4 月 1 日時点の世田谷区の統計情報の数値

〔資料第 68〕

食料の主な調達先

（令和６年４月１日現在）

要請先	内　容
東京都米穀小売商業組合世田谷支部	米穀
世田谷区商店街連合会	食品等全般
都福祉保健局	食品（米穀、副食、調味料、調整粉乳、生鮮食品等）
サントリービバレッジソリューション㈱	飲料
サントリーフーズ㈱	
大塚食品㈱	食料品、飲料水等
大塚製薬㈱	
㈱オオゼキ	食料品、飲料水等

〔資料第 69〕

生活必需品の主な調達先

（令和６年４月１日現在）

要　請　先	内　容
東京都石油商業組合世田谷支部	燃料類等
世田谷燃料組合睦会	
玉川燃料組合	
㈱コヤマドライビングスクール二子玉川校	
(社)東京都ＬＰガス協会城西城南支部	プロパンガス等
世田谷区商店街連合会	生活必需品等全般
都福祉保健局	生活必需品等全般
東日本三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱	電動車両等
日産東京販売㈱、日産自動車㈱	
トヨタモビリティ東京㈱	

〔資料第 70〕

基本備蓄物品

1　指定避難所用備蓄物品

（1）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	348,800 食	調整粉乳	2,200 缶
アルファ米	174,400 食	調整粉乳（ミルクアレルギー対応）	220 缶
おかゆ	62,784 食	保存水（２Ｌ）	21,444 本

（2）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
毛布（真空パック）	70,320 枚	大容量ポータブル蓄電池	129 台
コンパクトタオル	53,250 枚	給水ポリタンク	1,621 個
大人用紙おむつ	14,520 枚	ポリバケツ	2,317 個
子供用紙おむつ	44,000 枚	応急給水資機材	96ｾｯﾄ
生理用ナプキン	290,400 個	延長コード	1,067 本
肌着（男性用）	21,800ｾｯﾄ	コードリール	401 本
肌着（女性用）	21,800ｾｯﾄ	リヤカー	123 台
使い捨て哺乳瓶	21,800 本	救助資機材セット	96ｾｯﾄ
紙食器セット	159,700ｾｯﾄ	多目的テント	192 基
ポット	194 個	簡易間仕切り	194ﾕﾆｯﾄ
ボイル器セット	155 組	ブルーシート	26,745 枚
カセットコンロ	535 個	アルミロールマット	1,120 枚
ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ（カセットコンロ用）	3,312 本	マンホールトイレ（一般用）	939 組
安全キャンドル	4,800 個	マンホールトイレ（障害者用）	99 組
ＬＥＤ投光器	96 台	ウェットティッシュ	145,500 枚
照明灯	1,475 個	排便収納袋	307,400 枚
ＬＥＤランタン	3,091 個	トイレットペーパー	5,232ﾛｰﾙ
強力ライト	1,269 個	トイレ用脱臭剤	1,536 本
乾電池（単１）	13,300 個	防犯ブザー	4,800 個
乾電池（単２）	5,080 個	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援ﾎﾞｰﾄﾞ	291 冊
LED ﾗﾝﾀﾝ用乾電池（単１）	9,810 個	筆談器	97 個
ﾄﾗﾝｼﾞｽﾀﾒｶﾞﾎﾝ	309 個	バンダナ	97 枚
ラジオ	1,031 台	多言語シート	96ｾｯﾄ
発電機	653 台	コピー用紙	97,000 枚
ガス式発電機	200 台	エンジンオイル	436 缶
灯油ポリタンク	485 個	ガソリン缶	3,270 缶
ソーラー蓄電器	96 台	灯油缶	1,090 缶

品名	数量	品名	数量
カセットボンベ（ガス式発電機用）	4,664 本	マジック	194ｾｯﾄ
ヘルメット	1,280 個	ビニール袋	48,500 枚
軍手	9,600 双	ごみ袋	97,000 枚
避難所運営用ボックス	96ｾｯﾄ	トラロープ	125 本
模造紙	1,940 枚	テント	80 組
初動ボックス	96ｾｯﾄ	充電スポット運営用物品	118ｾｯﾄ
テント型間仕切り	11,400 組	簡易ベッド	10,050 台
ダンボールベッド	1,350 台	簡易間仕切り	95ﾕﾆｯﾄ

２　都寄託物資

（１）食料等

品名	数量	品名	数量
アルファ米（白米）	9,400 食	クリームサンドビスケット	116,200 食
アルファ米（五目ご飯）	56,500 食	白粥	15,600 食
アルファ米（わかめご飯）	56,500 食		

（２）生活必需品等

品名	数量
毛布	1,000 枚

３　帰宅困難者用物品

※帰宅困難者支援施設及び広域用防災倉庫に備蓄

（１）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	12,544 食	保存水（500ml）	10,848 本

（２）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
アルミブランケット	7,100 枚	排便収納袋	7,100 枚

４　福祉避難所用物品

（１）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	1,000 食	保存水	4,320 本

（２）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
紙おむつ	1,800 枚	尿取りパッド	4,500 枚
エアーマット	1,500 枚	ウェットティッシュ	30,000 枚

〔資料第 71〕

避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）

種別	品名	規格	定数	単位
食料等	ビスケット	１箱 128 食	3,200	食
	アルファ米	１箱 50 食	1,600	食
	おかゆ	１箱 24 食	576	缶
	調整粉乳	ミルク	20	缶
	調整粉乳	ミルクアレルギー対応	2	缶
	保存水	２Ｌペットボトル	174	本
生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル	500	枚
		マイクロファイバー		
	コンパクトタオル		500	枚
	大人用紙オムツ	ＭＬサイズ	120	枚
	子供用紙オムツ	Ｓサイズ	164	枚
		Ｍサイズ	128	
		Ｌサイズ	108	
	生理用ナプキン		2,400	枚
	肌着（男性用）		200	セット
	肌着（女性用）		200	セット
	使い捨て哺乳瓶		200	本
	紙食器セット	お椀、割り箸、紙コップ	1,000	セット
	ポット	調整粉乳保温用	2	台
	ボイル器セット	ボイル器、バーナー、鍋、蓋、ペール缶	1	組
	カセットコンロ	風防付	5	台
	カセットボンベ	カセットコンロ用	30	本
	安全キャンドル		50	個
	ＬＥＤ投光器		1	台
	照明灯		10	個
	ＬＥＤランタン		30	個
	強力ライト		10	個
	乾電池	単１	100	個
		単２	40	
	LED ランタン用乾電池	単１	90	個
	トランジスタメガホン	サイレン付	2	個
	ラジオ	３バンド	10	台
	発電機	2300W　インバータ付	1	台
		1500W	5	台
	ガス式発電機	900W	2	台
	エンジンオイル	１Ｌ	4	缶

種別	品名	規格	定数	単位
生活必需品等	ガソリン缶	１L	30	缶
	灯油缶	１L	10	缶
	カセットボンベ	ガス式発電機用	46	本
	ソーラー蓄電器	蓄電容量 600Wh	1	台
	大容量ポータブル蓄電池	蓄電池本体（蓄電容量 3000Wh）、充電用ソーラーパネル、USB 充電ポート等	1	台
	給水ポリタンク	20L	15	個
	灯油ポリタンク		5	個
	ポリバケツ	フタ付き 20L	20	個
	応急給水資機材		1	セット
	延長コード	10m	6	本
	コードリール	30m	3	巻
	リヤカー	担架付き	1	台
	救助資機材セット	ハンマー、バール等	1	セット
	多目的テント	プライベートルーム	2	基
	簡易間仕切り	プラスチック	2	ユニット
	ブルーシート	２間×３間	250	枚
	アルミロールマット	200×100×８ミリ	10	枚
	マンホールトイレ(一般用)	道路・学校マンホール兼用	9	組
	マンホールトイレ(障害者用)	道路・学校マンホール兼用	1	組
	ウェットティッシュ	1 パック 30 枚	1,500	枚
	排便収納袋		3,000	枚
	トイレットペーパー		48	ロール
	トイレ用脱臭剤		16	本
	応急救急セット	資料第 51 参照	1	セット
	感染症対策セット	資料第 64 参照	1	セット
	防犯ブザー	LED ライト付	50	個
	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援ﾎﾞｰﾄﾞ	聴覚障害者・支援者用	3	冊
	筆談器	聴覚障害者・支援者用	1	個
	バンダナ	聴覚障害者・支援者用	1	枚
	多言語シート		1	セット
	コピー用紙	Ａ３	500	枚
		Ａ４	500	枚
	模造紙		20	枚
	マジック	８色セット	2	セット
	ビニール袋	26cm×36cm	500	枚
	ごみ袋	黒７０Ｌ	500	枚
		白７０Ｌ	500	枚

種別	品名	規格	定数	単位
生活必需品等	トラロープ	９ｍｍ200ｍ巻	1	本
	軍手		100	双
	ヘルメット	ＭＰ型	10	個
	避難所運営用ボックス	腕章、立入禁止テープ、老眼鏡等	1	セット
	充電スポット用物品		1	セット
	初動ボックス		1	セット

〔資料第72〕

広域用防災倉庫

用途	種別	品名	規格・備考	単位	上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
指定避難所及び予備避難所用備蓄物品	食料等	ビスケット	１箱128食	食	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
		アルファ米	１箱50食	食	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		おかゆ	１箱24食	食	576	576	576	576	576
		調製粉乳	ミルク	缶	20	20	20	20	20
			ミルクアレルギー対応	缶	2	2	2	2	2
		保存水	２リットル ペットボトル	本	174	174	174	174	174
	生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル／ マイクロファイバー	枚	760	600	1,100	1,880	1,880
		コンパクトタオル		枚					250
		大人用紙おむつ	ＭＬサイズ	枚	120	120	120	120	120
			Ｓサイズ	枚	120	120	120	120	120
		子ども用紙おむつ	Ｓサイズ	枚	164	164	164	164	164
			Ｍサイズ	枚	128	128	128	128	128
			Ｌサイズ	枚	108	108	108	108	108
		生理用ナプキン		個	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
		肌着（男性用）		セット	200	200	200	200	200
		肌着（女性用）		セット	200	200	200	200	200
		使い捨て哺乳瓶		本	200	200	200	200	200
		紙食器セット	お椀、割箸、紙コップ	セット	5,100	5,500	4,500	6,500	5,100
		ボイル器セット	ボイル器、バーナー、 鍋、蓋、ペール缶	セット	5	7	7	7	5
		カセットコンロ	風防付	個					25
		カセットボンベ	カセットコンロ用	本		12			156
		照明灯		個	54	56	48	40	40
		LEDランタン		個	15	15	10	10	20
		強力ライト		個	43	55	36	30	10

備蓄物品一覧

（令和６年１０月１日現在）

※1　一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2　一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫												合計
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部（代田富士356広場）	おなが	成城	
3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200						38,400
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600						19,200
576	576	576	576	576	576	576						6,912
20	20	20	20	20	20	20			20			260
2	2	2	2	2	2	2			2			26
174	174	174	174	174	174	174					2,478	4,566
2,410	1,020	3,320	1,620	2,540	1,990	2,600	100					21,820
			500	1,000	2,000	1,000						4,750
120	120	120	120	120	120	120						1,440
120	120	120	120	120	120	120						1,440
164	164	164	164	164	164	164			164			2,132
128	128	128	128	128	128	128			128			1,664
108	108	108	108	108	108	108			108			1,404
4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800						57,600
200	200	200	200	200	200	200						2,400
200	200	200	200	200	200	200						2,400
200	200	200	200	200	200	200			200			2,600
5,100	5,100	5,100	4,800	5,100	5,100	5,700						62,700
5	5	5	5		5	1	1					58
	20	10										55
	120	72			42							402
62	50	44	40	21	50							505
21	10	10	20	15	15	10			10			181
20	15	30	20	10	30	10						309

用途	種別	品名	規格・備考	単位	上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
指定避難所及び予備避難所用備蓄物品	生活必需品等	乾電池	単１	個	300	300	300	300	300
		乾電池	単２	個	100	100	100	100	100
		LEDランタン用乾電池	単１	個	90	90	90	90	90
		トランジスタメガホン	サイレン付	個	14	11	13	13	6
		ラジオ	３バンド	台	5	7	5	5	6
		発電機	ガソリン式	台	3	5	12	5	12
		発電機	ガス式	台					0
		エンジンオイル	１Ｌ	缶	4	4	4	4	4
		ガソリン缶	１Ｌ	缶	30	30	30	30	30
		灯油缶	１Ｌ	缶	10	10	10	10	10
		カセットボンベ	ガス発電機用	本	10	10	10		10
		給水ポリタンク		個	20	10		5	9
		ポリバケツ		個	2	18	15	14	3
		延長コード		本	75	102	80	27	
		コードリール		個	1	2	5	2	1
		リヤカー		台	1	1	1	2	1
		ブルーシート	２間×３間	枚	130	1,030	130	140	
		アルミロールマット	200×100×８ミリ		30	40	10		10
		マンホールトイレ用テント(一般用)		基	4			10	
		マンホールトイレ用テント(障害者用)		基					
		排便収納袋		個					6,000
		トイレットペーパー		ロール	48	48	48	48	48
		トラロープ		本			9	4	
		ヘルメット	ＭＰ型	個			240		20
		テント	２間×３間	張	5	4	7	7	7

備蓄物品一覧

（令和６年１０月１日現在）

※1　一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2　一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫												合計
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部（代田富士356広場）	おなが	成城	
300	300	300	300	300	300	300						3,600
100	100	100	100	100	100	100						1,200
90	90	90	90	90	90	90						1,080
12	13	10	3	10	2	10						117
4	8	6		5	10	10						71
9	0	3	2	5	16	0						72
		1			1	2	2					6
4	4	4	4	4	4	4						48
30	30	30	30	30	30	30		0				360
10	10	10	10	10	10	10						120
10	10	20		10	64	24	24					202
5	26	20	15	31	15	10						166
48	41	47		10	27	152						377
36	18	83	24		30	10						485
23	47	16	5		5	3						110
2	2	3	2		5	7						27
40	140	35	40	200	100	410			100			2,495
10		10	10	10	10	10						150
		12				49						75
		2				1						3
	4,000	4,400		3,000	4,000		1,000					22,400
48	48	48	48	48	48	48						576
3	1	4	3		5							29
		60										320
11	7	9	8		10	5						80

用途	種別	品名	規格・備考	単位	上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
		テント型間仕切り	２ｍ×２ｍ	張		100		100	
		簡易ベッド		台		100		100	
		ダンボールベッド		台		20		20	100
		簡易間仕切り	紙管	ユニット		20		20	20
帰宅困難者用備蓄物品	食料等	ビスケット	１箱128食	食					
		保存水	500ミリリットル ペットボトル	本					
	生活必需品等	アルミブランケット		枚					
		排便収納袋		枚					
福祉避難所用備蓄物品	食料等	ビスケット	１箱20食	食	100	100	100	100	100
		保存水	500ミリリットル ペットボトル	本	432	432	432	432	432
	生活必需品等	紙おむつ	ＭＬサイズ	枚	180	180	180	180	180
		尿取りパッド（男性用）	１箱45枚	枚	225	225	225	225	225
		尿取りパッド（女性用）	１箱45枚	枚	225	225	225	225	225
		エアーマット		枚	150	150	150	150	150
		ウェットティッシュ	1袋30枚	枚	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
都寄託物資	食料等	アルファ米	白米	食					
		アルファ米	五目ご飯	食					
		アルファ米	わかめご飯	食					
		クリームサンドビスケット		食					
		白粥		食					
	生活必需品等	毛布		枚					

備蓄物品一覧

（令和６年１０月１日現在）

※1　一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2　一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫												合計
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部（代田富士356広場）	おなが	成城	
100		100		2,500	100	500		100	100	100		3,800
100		100		1,000	100	500						2,000
20		20		100	20	100						400
		15			20							95
				640	640		1,024	5,120				7,424
				480	480		1,008	5,040				7,008
				100	100		1,000	5,000				6,200
				100	100		1,000	5,000				6,200
100	100	100		100	100							1,000
432	432	432		432	432							4,320
180	180	180		180	180							1,800
225	225	225		225	225							2,250
225	225	225		225	225							2,250
150	150	150		150	150							1,500
3,000	3,000	3,000		3,000	3,000							30,000
							7,800	1,600				9,400
								8,250		48,250		56,500
								8,250		48,250		56,500
							10,000	54,960		51,240		116,200
								8,100		7,500		15,600
							1,000					1,000

〔資料第 73〕

災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

（令和６年 12 月１日現在）

施設名	所在地	確保水量（㎥）
駒沢給水所	弦巻 2-41-5	3,200
世田谷区立こどものひろば公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	下馬 2-31-4	1,500
和田堀給水所　※	大原 2-30-43	20,200
玉川給水所	玉川田園調布 1-19-1	20,000
世田谷区立中町二丁目公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	中町 2-34-1	100
世田谷区立葭根（よしね）公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	船橋 6-21	1,500
砧浄水場	喜多見 2-9-1	8,300
砧下浄水所	鎌田 2-4-1	700
大蔵給水所	砧 2-8-1	13,300
都立祖師谷公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	上祖師谷 4-2	1,500
都立代々木公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	渋谷区神園町 2-1	1,500
和泉水圧調整所	杉並区和泉 2-5-23	16,600
杉並区立昭栄公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	杉並区高井戸西 1-12	1,500
仙川浄水所	調布市仙川町 3-6-27	320

※　和田堀給水所は、令和４年 12 月 19 日から令和８年３月 31 日（予定）まで、施設整備工事のため利用停止。

※　上北沢給水所（仮称）　世田谷区上北沢５－２－１　令和７年９月設置完了予定

〔資料第 74〕

区有井戸一覧

（令和６年７月現在）

地　域	所 在 場 所
世田谷	経堂地区会館、上馬塩田緑地、太子堂２－１１遊び場、若林もみじ公園、三軒茶屋小、中里地区会館、世田谷区役所（西棟裏）
北沢	なし
玉川	瀬田農業公園、深沢４丁目環境共生住宅（２本）、玉川中、玉堤小、深沢中、瀬田中、尾山台中、用賀小、玉川総合支所
砧	なし
烏山	シティーコート世田谷給田、上祖師谷６－１２墓地内

〔資料第 75〕

震災対策用井戸数と選定基準

（令和６年１２月現在）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
井戸数	300	268	300	140	157	1,172

選定基準

１　区内にあること。

２　現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。

３　災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

〔資料第 76〕

世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱

平成 13 年８月１日施行

（目的）

第１条　この要綱は、大震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、世田谷区震災対策用井戸の指定及び維持管理等について必要な事項を定める。

（震災対策用井戸の種類）

第２条　震災対策用井戸として指定する井戸（以下「指定井戸」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

（１）手動式ポンプ井戸

（２）電動式ポンプ井戸

（３）手動・電動式併用ポンプ井戸

（指定要件）

第３条　指定井戸は、次の要件を備えるものとする。

（１）区内にあること。

（２）現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。

（３）災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

（指定井戸所有者又は管理者の責務等）

第４条　区長は、指定井戸の所有者又は管理者（以下「指定井戸所有者」という。）に、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

（１）指定井戸を適正に管理し、災害時に井戸水を付近の住民に提供すること。

（２）「震災時井戸水提供の家」の看板を門・扉・塀など近隣から見える場所へ表示すること。

２　区長は、災害対策に寄与するため、区が実施する次に掲げる事項を指定井戸所有者に承諾させるものとする。

（１）防災関係資料（防災マップ等）へ指定井戸に関する情報を掲載すること。

（２）防災を目的として活動する町会長、自治会長等の区民へ指定井戸に関する情報を提供すること。

（３）指定井戸の水質検査のため、区が委託する水質検査の業者に指定井戸に関する情報を提供すること。

（指定等の手続）

第５条　区長は、指定井戸として指定を受けようとする井戸の所有者に、震災対策用井戸指定申請書（第１号様式）により申請させるものとする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、審査を行い指定の可否を決定し、当該決定をしたときは速やかに申請をした者に対し､震災対策用井戸指定可否決定通知書(第２号様式)により通知する。

３　世帯主の変更又は相続等により、指定井戸所有者を親族内で変更した場合は、震災対策用井戸所有者（管理者）名義変更届出書（第３号様式）を区長に提出させるものとする。

４　住居の売買等により、指定井戸所有者を親族でない者に変更した場合で、引き続き指定井戸として指定を受けようとするときは、第１項の規定により申請させるものとする。

（維持管理等）
第６条　区長は、指定井戸の平常時の維持管理を指定井戸所有者に行わせるものとする。
２　指定井戸の水質検査は、登録時及び２年に１回（区が一年おきに一斉に実施するとき。）行うものとし、当該検査に係る費用は、区が負担する。
３　区長は、指定井戸の水質検査の結果について、必要に応じて町会長、自治会長に通知する。
４　区長は、指定井戸に係る修理に要した経費につき世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱（平成 11 年２月 15 日世防発第 396 号）に基づき、補助することができる。
（指定解除）
第７条　指定井戸の指定を解除する場合は、次に掲げるときとする。
（１）指定井戸所有者から震災対策用井戸指定解除申請書（第４号様式）による申請があったとき。
（２）第３条に規定する指定要件を満たさなくなったとき又は指定井戸所有者が第４条に規定する責務を果たさないとき。
（３）区長が、指定井戸として適当でないと認めたとき。
２　前項第１号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書（第５号様式）、同項第２号又は第３号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書（第６号様式）により指定井戸所有者であったものに通知する。
附　則
１　この要綱は、平成 13 年８月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際、現に選定基準に基づき震災対策用井戸の指定を受けている井戸で、所有者又は管理者が指定を継続する意思表示をしたものは、この要綱の規定に基づき指定を受けた指定井戸とみなし、指定の継続を希望しない旨の意思表示をしたものは、指定解除として取り扱う。
附　則（令和３年３月２６日　２世烏地第９０７号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

〔資料第 77〕

世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱

（通則）

第１条　世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年５月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（補助事業）

第２条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱（平成 13 年８月１日施行）により指定を受けた井戸（以下「指定井戸」という。）にポンプを設置し、又は指定井戸の修理をすることとする。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、指定井戸の所有者又は管理者として登録を受けた者であって補助事業を行うものとする。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、補助事業に要した経費の２分の１の額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、一の補助事業につき 50,000 円を上限とする。

２　補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付）

第５条　区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った施行業者の発行した領収書及び内訳書の写し（自ら指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った者にあっては、それに要した費用を証明するもの。）を添付した指定井戸補助金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

２　申請書の提出期限は、指定井戸へのポンプの設置又は指定井戸の修理が完了した日の１箇月後とする。

（交付決定等）

第６条　区長は、申請書の提出があったときは、関係書類を審査し、交付の可否及び補助金の交付額を決定しなければならない。

２　区長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付・不交付決定通知書（第２号様式）により速やかに申請書を提出した補助事業者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第７条　区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、申請者に補助金交付請求書（第３号様式）を提出させるものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

（調査等）

第８条　区長は、必要があると認めたときは、補助金の交付の決定を受けた申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（決定の取消し及び返還）

第９条　区長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、その決定の全部又は一部について取り消し、既に補助金が交付されているときは、

期限を定めてその返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 10 条　区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 11 条　前条第１項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 12 条　第 10 条第２項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（委任）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は危機管理室長が別に定める。

附　則（平成 26 年３月 7 日 25 世世地第 965 号）

（略）

附　則（令和３年３月２６日２世烏地第９０６号）

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

〔資料第 78〕

浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量一覧

（令和６年 12 月１日現在）

区分	施設名	所在地	確保水量（m^3）
浄水場（所）・給水所等	砧浄水場	喜多見二丁目９番１号	8,300
	砧下浄水所	鎌田二丁目４番１号	700
	和田堀給水所　※	大原二丁目 30 番 43 号	20,200
	玉川給水所	玉川田園調布一丁目 19 番１号	20,000
	和泉水圧調整所	杉並区和泉二丁目５番 23 号	16,600
	大蔵給水所	砧二丁目８番１号	13,300
	駒沢給水所	弦巻二丁目 41 番５号	3,200
	仙川浄水所	調布市仙川町三丁目６番 27 号	320
応急給水槽（1,500m^3）	区立こどものひろば公園	下馬二丁目 31 番４号	1,500
	区立葭根（よしね）公園	船橋六丁目 21 番	1,500
	都立祖師谷公園	上祖師谷四丁目２番	1,500
	杉並区立昭栄公園	杉並区高井戸西一丁目 12 番	1,500
	都立代々木公園	渋谷区代々木神園町 2-1	1,500
小規模応急給水槽（100m^3）	区立中町二丁目公園	中町二丁目 34 番１号	100
計	14 か所		90,220

※　和田堀給水所は、令和４年１２月１９日から令和８年３月３１日（予定）まで、施設整備工事のため利用停止。

※　上北沢給水所（仮称）　世田谷区上北沢５－２－１　令和７年９月設置完了予定

〔資料第79〕

指定避難所内受水槽容量一覧

令和６年９月現在

	避難所名	受水槽（㎥）
1	若林小学校	12
2	三宿小学校	28
3	太子堂小学校	20
4	桜小学校	13.5
5	桜丘小学校	25
6	代沢小学校	15
7	多聞小学校	15
8	世田谷小学校	20
9	松沢小学校	12.5
10	駒沢小学校	22.5
11	旭小学校	25
12	中里小学校	8
13	松原小学校	24
14	上北沢小学校	13.5
15	駒繋小学校	12
16	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	12
17	経堂小学校	20
18	弦巻小学校	30
19	山崎小学校	13.5
20	中丸小学校	15.5
21	代田小学校	25
22	三軒茶屋小学校	15
23	赤堤小学校	30
24	松丘小学校	54.5
25	池尻小学校	27
26	笹原小学校	20
27	城山小学校	15
28	深沢小学校	20
29	玉川小学校	30
30	京西小学校	15
31	二子玉川小学校	42
32	八幡小学校	20
33	奥沢小学校	20
34	尾山台小学校	20
35	東深沢小学校	16
36	東玉川小学校	16
37	桜町小学校	15.53
38	九品仏小学校	27
39	瀬田小学校	16
40	等々力小学校	25
41	用賀小学校	24
42	中町小学校	37
43	玉堤小学校	34.5
44	烏山小学校	15
45	塚戸小学校	20
46	祖師谷小学校	24
47	砧小学校	12
48	明正小学校	40.1

	避難所名	受水槽（㎥）
49	烏山北小学校	20
50	八幡山小学校	22.5
51	芦花小学校	36
52	船橋小学校	18.75
53	砧南小学校	25
54	給田小学校	24
55	山野小学校	15
56	千歳小学校	14.2
57	喜多見小学校	17.5
58	武蔵丘小学校	6
59	希望丘小学校	22.5
60	千歳台小学校	22.5
61	下北沢小学校	21
62	太子堂中学校	30
63	桜丘中学校	18
64	松沢中学校	20
65	駒沢中学校	25
66	北沢中学校	19
67	緑丘中学校	18
68	駒留中学校	36
69	梅丘中学校	20
70	桜木中学校	12
71	富士中学校	12
72	弦巻中学校	36.25
73	奥沢中学校	13
74	八幡中学校	20
75	玉川中学校	0
76	瀬田中学校	41.25
77	深沢中学校	15
78	尾山台中学校	25
79	用賀中学校	44
80	東深沢中学校	12.5
81	砧中学校	18
82	烏山中学校	12.5
83	千歳中学校	38
84	芦花中学校	15
85	上祖師谷中学校	16
86	砧南中学校	18
87	喜多見中学校	35
88	三宿中学校	18
89	世田谷中学校	12
90	船橋希望中学校	10
91	都立千歳丘高等学校	13.5
92	まもりやまテラス（旧守山小学校）	12
93	さくら花見堂（旧花見堂小学校）	0
94	教育総合センター	0
95	希望丘複合施設	10
96	池之上小学校	8

〔資料第 80〕

広域用防災倉庫一覧（令和６年１０月１日現在）

No.	倉庫名称	所在地	構造及び規模	供用開始年月
1	上用賀※	上用賀 2-1	ＲＣ造２階建　100 ㎡	昭 49.12
2	桜上水	桜上水 3-17	ＲＣ造２階建　120 ㎡	昭 52. 3
3	下馬	下馬 2-26	ＲＣ造１階建　150 ㎡	昭 53. 7
4	喜多見※	喜多見 3-13	ＲＣ造１階建　150 ㎡	昭 54. 1
5	大蔵	大蔵 4-6	Ｓ造併設２階　150 ㎡	昭 54. 4
6	羽根木	代田 4-38	ＲＣ造併設２階　150 ㎡	昭 55.10
7	野毛	野毛 1-25	ＲＣ造１階建　120 ㎡	昭 56. 4
8	希望丘	船橋 4-20-1	ＲＣ造併設地階　170 ㎡	昭 57. 4
9	烏山	北烏山 2-3	公共住宅併設　１階　146 ㎡	昭 56. 3
10	中町・玉川	中町 4-21	ＳＲＣ併設　１階　136 ㎡	平 7. 12
11	中央自動車道高架下	北烏山 4-2	軽量鉄骨防火造 １階建　120 ㎡	平 14. 3
12	二子玉川公園	玉川 1-16	鉄筋コンクリート造 ２階　173.34 ㎡	平 25.4
13	粕谷	粕谷 3-1-1	民間施設併設 地下１階　70 ㎡	平 26.12
14	玉川	玉川 1-14-1	民間施設併設 地下１階　155.98 ㎡	平 27.4
15	小田急上部 （代田富士 356 広場）	代田 3-56	プレハブ造　15.25 ㎡	平 28.4
16	おなが	世田谷 4-14	鉄筋コンクリート造 147.40 ㎡	平 29.11
17	成城	成城 1-4-19	民間施設併設 １階　86.23 ㎡	平 31.1
18	三軒茶屋	三軒茶屋 1-41-10	民間施設併設 地下１階　97 ㎡	令 6.5

※上用賀及び喜多見については、周辺工事等のため一時撤去中。

〈参考〉
都有倉庫
北烏山倉庫；北烏山7－1及び8－1、540㎡
船橋倉庫；船橋4－41－17、1,569 ㎡

〔資料第 81〕

公用車両一覧

（令和 6 年 10 月 1 日現在）

車種	本部管理 車両台数	地域本部管理 車両台数	計
自家用普通乗用車	9	6	15
自家用小型乗用車	12	1	13
自家用軽四輪乗用車	12	1	13
自家用軽四輪貨物車	157	42	199
自普貨 0.5t 超 2t 以下	15	0	15
自普貨 2t 超 7t 未満	2	0	2
自家用小型貨物車	21	9	30
自家用バス（小型）	1	0	1
普通ダンプ 2t 超	1	0	1
小型ダンプ	7	0	7
特殊（その他）	2	0	2
Ａ種工作車（その他）	10	0	10
合計	249	59	308

車種	本部 管理台数	地域本部 管理台数	計
原動機付自転車	45	3	48

〔資料第 82〕

世田谷区災害義援金要綱

平成 16 年 10 月 24 日

（目的）

第１条　この要綱は、世田谷区に寄託された災害義援金に関する事項を定め、義援金の迅速性、透明性及び公平性を確保し、その取扱いの適正を図り、もって被災者の生活支援に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において義援金とは、国内の災害等に際し、被災者の当面の生活を支えるために区民の自発的意思によって世田谷区に寄託された金銭をいう。

（義援金の受付）

第３条　区長は、原則として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害等で被災者の生命及び財産に大きな被害が及んだ場合に、義援金の受付を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、区長は、災害の被害の規模が大規模若しくは広域に及ぶ場合は、被災地の都道府県と協議の上、義援金の受付を行うことができる。

（専用口座の開設）

第４条　区長は、義援金の受付を行うに当たっては、金融機関に専用口座を開設するものとする。

（受付状況の周知）

第５条　区長は、義援金の受付を行うに当たっては、直ちに受付期間及び受付方法について周知するものとする。

（使途等の指定）

第６条　区長は、寄託者から義援金の使途等について申し入れがあった場合は、その要請に応えるよう努めるものとする。ただし、特定の個人又は団体等への配分を指定した義援金は受け付けないものとする。

（領収書の発行）

第７条　区長は、義援金の寄託を受け付けた場合で領収書を求められたときは、領収書を発行するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条に規定する専用口座に振込まれた義援金については、金融機関の払込金受領証等をもって領収書に代えることができる。

（会計処理）

第８条　義援金については、災害ごとに通帳等を備え、その受払いを明確にするものとする。

２　義援金は、私費会計として処理する。

３　義援金は、世田谷区会計事務規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 9 条）に準じて速やかに金融機関に預け入れるものとする。

（義援金配分委員会への送金）

第９条　区長は、受け付けた義援金をとりまとめて、被災地の自治体が組織する義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）に速やかに送金し、迅速かつ公平な配分を行うよう求めることができる。

（配分委員会解散後の義援金の扱い）

第 10 条　区長は、配分委員会の解散後に義援金の寄託を受け付けた場合は、速やかに被災地の自治体と協議の上、当該自治体に送金するものとする。

（受付状況の周知）

第 11 条　区長は、義援金の取扱いについて透明性を確保するため、寄託された義援金の受付及び配分委員会への送金を周知するものとする。

（事務経費の負担）

第 12 条　義援金の取扱いに要する経費は、歳出予算から支出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、区長は、被害が甚大な災害等で多額の義援金の寄託があった場合は、義援金から次の経費を支出できるものとする。

（１）　義援金受領証の作製、郵送経費

（２）　受付状況、結果の広報費用

附　則

この要綱は、平成 16 年 10 月 24 日から施行する。

〔資料第 83〕

指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧

（令和６年10月現在）

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ基数
1	世田谷	三宿小学校	三宿 1-12-6	10
2	世田谷	多聞小学校	三宿 2-26-11	10
3	世田谷	池尻小学校	池尻 2-4-10	5
4	世田谷	太子堂小学校	太子堂 5-7-4	5
5	世田谷	中里小学校	三軒茶屋 1-4-1	10
6	世田谷	太子堂中学校	太子堂 3-27-17	5
7	世田谷	三宿中学校	太子堂 1-3-43	5
8	世田谷	若林小学校	若林 5-27-18	10
9	世田谷	教育総合センター	若林 5-38-1	5
10	世田谷	三軒茶屋小学校	三軒茶屋 2-42-1	5
11	世田谷	桜小学校	世田谷 2-4-15	10
12	世田谷	弦巻小学校	弦巻 1-9-18	5
13	世田谷	松丘小学校	弦巻 3-23-12	5
14	世田谷	弦巻中学校	弦巻 1-42-22	5
15	世田谷	桜木中学校	桜 1-48-15	10
16	世田谷	桜丘小学校	桜丘 1-19-17	5
17	世田谷	世田谷小学校	宮坂 1-38-4	5
18	世田谷	経堂小学校	桜上水 1-23-3	5
19	世田谷	笹原小学校	桜丘 5-19-1	5
20	世田谷	桜丘中学校	桜丘 2-1-39	10
21	世田谷	駒沢小学校	駒沢 2-10-6	10
22	世田谷	駒沢中学校	駒沢 2-39-25	5
23	世田谷	旭小学校	野沢 1-4-3	5
24	世田谷	駒繋小学校	下馬 1-42-12	5
25	世田谷	中丸小学校	野沢 3-34-16	5
26	世田谷	駒留中学校	下馬 4-18-1	5
27	北沢	山崎小学校	梅丘 3-9-1	4
28	北沢	さくら花見堂（旧花見堂小学校）	代沢 1-13-14	5
29	北沢	城山小学校	梅丘 2-1-11	5
30	北沢	世田谷中学校	梅丘 3-8-1	10
31	北沢	代沢小学校	代沢 5-1-10	5
32	北沢	富士中学校	代沢 1-23-17	5

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ基数
33	北沢	下北沢小学校	大原 1-4-6	5
34	北沢	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田 6-21-5	5
35	北沢	池之上小学校	代沢 2-42-15	5
36	北沢	代田小学校	代田 4-2-3	5
37	北沢	北沢中学校第二校舎(旧北沢小学校)	北沢 4-32-20	5
38	北沢	北沢中学校	北沢 5-12-3	5
39	北沢	松原小学校	松原 5-43-26	5
40	北沢	梅丘中学校	松原 6-5-11	5
41	北沢	松沢小学校	赤堤 4-44-22	10
42	北沢	赤堤小学校	赤堤 1-41-24	10
43	北沢	松沢中学校	桜上水 4-5-2	5
44	北沢	緑丘中学校	桜上水 3-19-12	5
45	玉川	奥沢小学校	奥沢 3-1-1	5
46	玉川	東玉川小学校	奥沢 1-1-1	5
47	玉川	奥沢中学校	奥沢 1-42-1	5
48	玉川	八幡小学校	玉川田園調布 2-17-15	5
49	玉川	九品仏小学校	奥沢 8-12-1	4
50	玉川	尾山台小学校	尾山台 3-11-1	5
51	玉川	等々力小学校	等々力 7-26-1	5
52	玉川	玉堤小学校	玉堤 2-11-1	5
53	玉川	八幡中学校	等々力 6-4-1	5
54	玉川	尾山台中学校	尾山台 3-27-23	5
55	玉川	中町小学校	中町 4-23-1	5
56	玉川	玉川小学校	中町 2-29-1	5
57	玉川	玉川中学校	中町 4-21-1	5
58	玉川	京西小学校	用賀 4-27-4	10
59	玉川	二子玉川小学校	玉川 4-6-1	10
60	玉川	桜町小学校	用賀 1-5-1	10
61	玉川	瀬田小学校	瀬田 2-15-1	5
62	玉川	瀬田中学校	瀬田 2-17-1	5
63	玉川	用賀小学校	上用賀 6-14-1	5
64	玉川	用賀中学校	上用賀 5-15-1	5
65	玉川	東深沢小学校	深沢 3-7-1	10
66	玉川	深沢小学校	新町 1-4-24	5
67	玉川	深沢中学校	新町 1-26-29	10

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ基数
68	玉川	東深沢中学校	深沢 4-18-28	5
69	砧	祖師谷小学校	祖師谷 3-49-1	5
70	砧	明正小学校	成城 3-3-1	5
71	砧	砧中学校	成城 1-10-1	10
72	砧	塚戸小学校	千歳台 6-7-1	10
73	砧	船橋小学校	船橋 4-41-1	5
74	砧	希望丘小学校	船橋 4-9-1	5
75	砧	千歳台小学校	千歳台 4-24-1	10
76	砧	船橋希望中学校	船橋 4-20-1	10
77	砧	希望丘複合施設	船橋 6-25-1	10
78	砧	千歳丘高校	船橋 3-18-1	10
79	砧	千歳中学校	千歳台 6-15-1	5
80	砧	砧小学校	喜多見 6-9-1	5
81	砧	砧南小学校	鎌田 4-3-1	5
82	砧	喜多見小学校	喜多見 3-11-1	5
83	砧	喜多見中学校	喜多見 4-20-1	5
84	砧	砧南中学校	鎌田 3-13-20	5
85	砧	山野小学校	砧 6-7-1	5
86	砧	千歳小学校	成城 9-6-1	5
87	烏山	上北沢小学校	上北沢 4-22-29	10
88	烏山	八幡山小学校	八幡山 1-14-1	5
89	烏山	芦花小学校	粕谷 2-22-1	8
90	烏山	芦花中学校	粕谷 2-22-2	12
91	烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷 7-10-1	5
92	烏山	給田小学校	給田 4-24-1	10
93	烏山	烏山北小学校	北烏山 6-3-1	10
94	烏山	烏山小学校	給田 1-2-1	5
95	烏山	武蔵丘小学校	北烏山 1-47-11	5
96	烏山	烏山中学校	南烏山 4-26-1	5

〔資料第 84〕

被害程度の認定基準

1　人的被害

（1）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

（2）「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。

（3）「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

（4）「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家被害

（1）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

（2）「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

（3）「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

（4）「中規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

（5）「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

（6）「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が１０％以上２０％未満のものとする。

（7）「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修

を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

（8）「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

（9）「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

（1）「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

（2）「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

（3）「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

（4）非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

（1）「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

（2）「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

（3）「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

（4）「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

（5）「道路」とは、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

（6）「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

（7）「河川」とは、河川法が適用（昭和３９年法律第１６７号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

（8）「港湾」とは、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

（9）「砂防」とは、砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額

（1）「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

（2）「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

（3）「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

（4）「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

（5）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

（6）「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

（7）「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

（8）「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

（9）「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

【出典等】

1　東京都地域防災計画　風水害編（令和3年修正）[別冊資料]P.269［資料第123］被害程度の認定基準（都総務局）より抜粋。

2　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和６年５月、内閣府（防災担当））より、「中規模半壊」を追加。「準半壊に至らない（一部損壊）」を名称修正。

〔資料第 85〕

区市町村被害概数情報

災害名　：　　世田谷区

報告番号		報告日時			
報告機関		報告者		無線番号	312－611

人	死者	約　人	重傷	約　人		
	行方不明者	約　人	軽傷	約　人		
火災	火災建物	約　件	火災危険物	約　件		
	火災その他	約　件				
	り災世帯数	約　世帯	り災者数	約　人		約　人
住家	全壊（棟）	約　棟	全壊（世帯）	約　世帯	全壊（人）	約　人
	半壊（棟）	約　棟	半壊（世帯）	約　世帯	半壊（人）	約　人
	一部損壊（棟）	約　棟	一部損壊（世帯）	約　世帯	一部損壊（人）	約　人
	床上浸水（棟）	約　棟	床上浸水（世帯）	約　世帯	床上浸水（人）	約　人
	床下浸水（棟）	約　棟	床下浸水（世帯）	約　世帯	床下浸水（人）	約　人
非住	公共建物	約　棟				
	その他	約　棟				
その他	田　流出・埋没	約　ha	田　冠水	約　ha		
	畑　流出・埋没	約　ha	畑　冠水	約　ha		
	文教施設	約　個所	病院	約　個所	道路	約　個所
	橋梁	約　個所	河川	約　個所	港湾	約　個所
	砂防	約　個所	清掃施設	約　個所	崖崩れ	約　個所
	鉄道不通	約　個所	被害船舶	約　隻	水道	約　戸
	電話	約　回線	電気	約　戸	ガス	約　戸
	ブロック塀等	約　個所				
被害金額	公立文教施設	千円	農林水産業施設	千円		
	公共土木施設	千円	その他の公共施設	千円	小　計	千円
	農産被害	千円	林産被害	千円		
	畜産被害	千円	水産被害	千円		
	商工被害	千円	その他	千円	被害総額	千円
通信欄						

〔資料第 86〕

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】

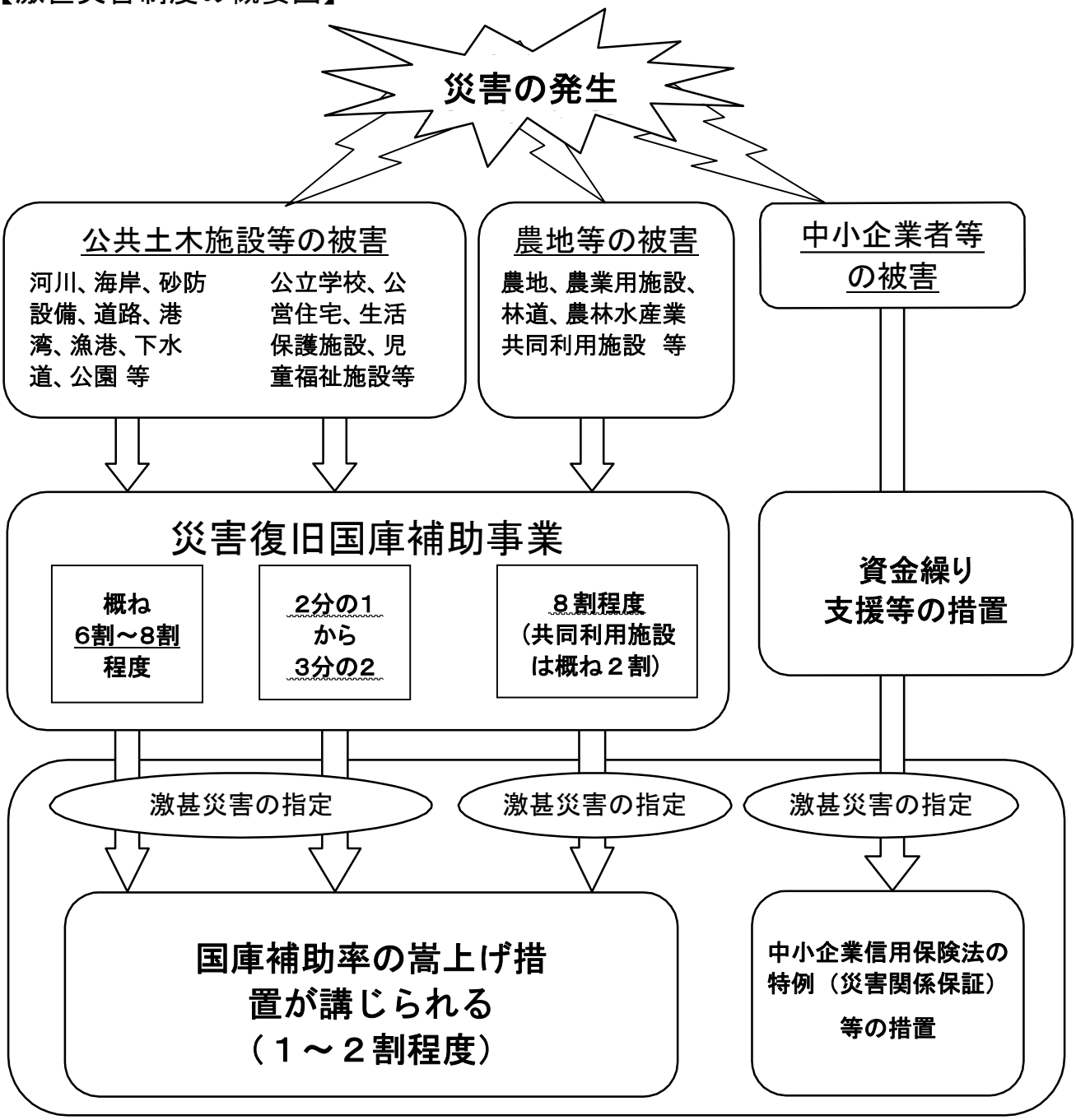

激甚災害指定の流れ

【激甚災害指定の基本的な流れ】

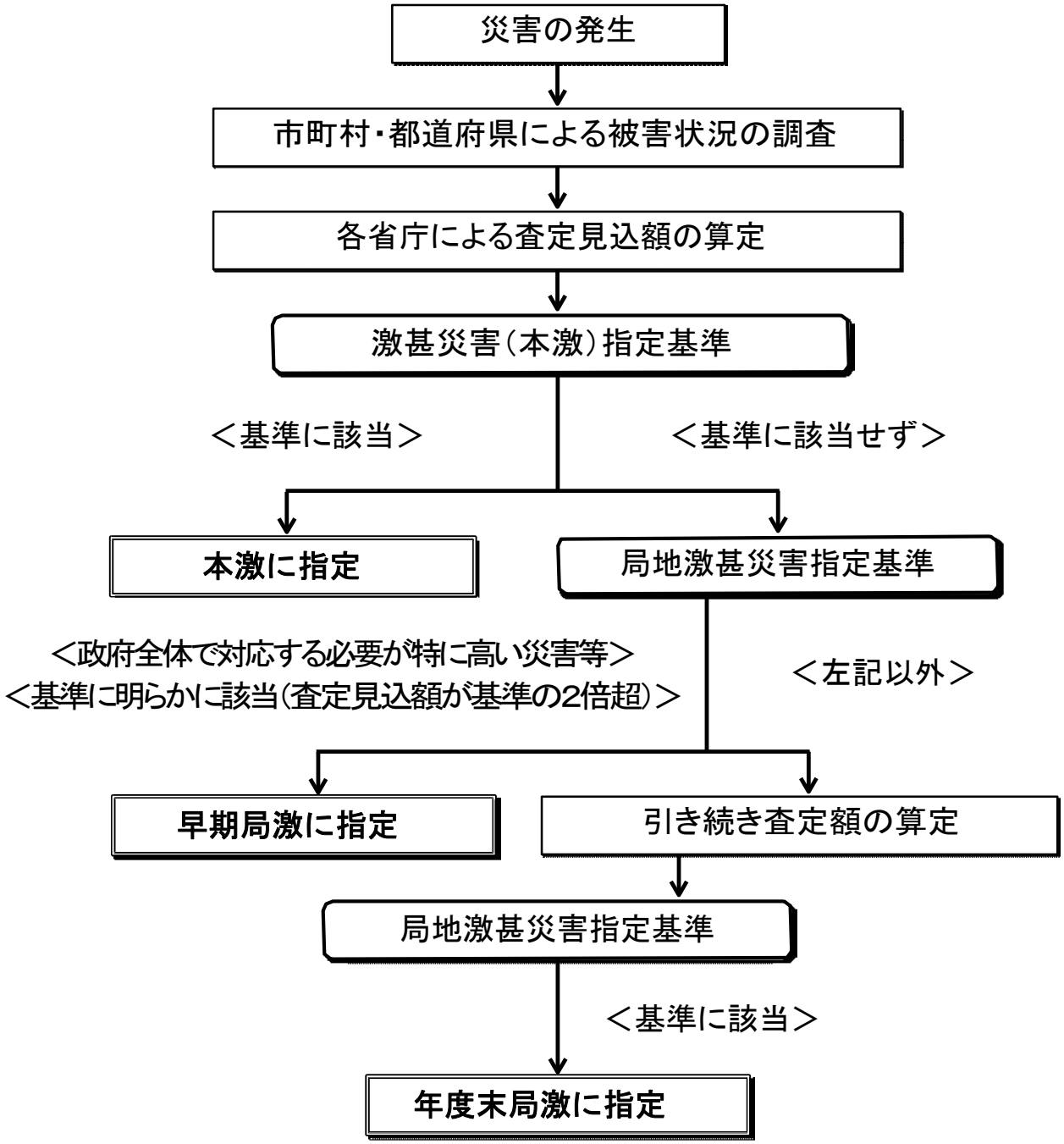

激甚災害制度について

１　激甚災害制度の概要

激甚（じん）災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

２　激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

①　公共土木施設災害復旧事業等(注)に関する特別の財政援助（第２章：第３条、第４条）

（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

②　農林水産業に関する特別の助成

イ　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置　（第５条）

ロ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例　（第６条）

ハ　天災融資法の特例　（第８条）

ニ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助　（第 10 条）

ホ　共同利用小型漁船の建造費の補助　（第 11 条）

ヘ　森林災害復旧事業に対する補助　（第 11 条の２）

③　中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条）

④　その他の特別の財政援助及び助成

イ　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第 16 条）

ロ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第 17 条）

ハ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第 22 条）

ニ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）

3　激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 （第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設 災害復 旧事業 費 等の査 定見込 額＞全 国標準 税 収入×0.5%
		B 公共施設 災害復 旧事業 費等 の査定 見込額 ＞全国 標準税 収 入×0.2% かつ (1) 一の都道 府県 の査定 見込 額＞当該 都道府 県の標準税 収 入×25% ……の県 が1以 上 又は (2) 県内市町村 の査 定見込 総 額＞県内 全市町 村の標準税 収 入×5% ……の県 が1以 上
第 5条	農地等 の災害 復旧事 業等に係る補助 の特別 措置	A 農地等 の災害 復旧事 業費等 の査定 見込額 ＞全国 農業所 得 推定額×0.5%
		B 農地 等 の災害 復旧事 業費等 の査定 見込額 ＞全国 農業所 得 推定額×0.15% かつ (1) 一の都道 府県 の査定 見込 額＞当該 都道府 県の農業所 得 推定額×4% ……の県 が1以 上 又は (2) 一の都道 府県 の査定 見込 額＞10 億円 ……の県が1以 上
第 6条	農林水産 業共同 利用施 設災害復旧 事業費 の補 助特例	(1) 第5条 の措置 が適 用される場合 又は (2) 農業被害見込額 ＞全国農業所得推定 額× 1.5 % で第8 条の措 置が適 用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該 被害見込額が5千 万円以 下の場合は除 く。 ただし、 上記に該当 しない場合であっても、 水産 業共同利 用施 設に係るものについ て、当該災害 に係る漁業被 害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該 当する激甚災害 に適 用する。 (3) 漁船等の被 害見込 額＞全 国漁業所 得推定 額×0.5% 又は (4) 漁業被害見 込額＞全国 漁業所 得推定額× 1.5%で第8条の措置が適用される場 合 ただし、(3)(4)とも、水産 業共同 利用施設 に係る被害見 込額 が5千万円 以下の場合を除く。
第 8条	天災による被 害農林 漁業者等に対する資 金 の融通に関する暫定措 置 の特例	A 農業被害 見込額 ＞全国 農業 所得推定 額×0.5%
		B 農業被害見込額 ＞全国 農業 所得推定 額×0.15% かつ 一の都 道府県 の特 別被害 農業 者＞当該 都道府 県の農業者 ×3% ……の県 が1以 上
		ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災 害であって、その被害の態様か ら、この基 準 によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実 情 に応じて個別に考慮する。
第 11 条 の2	森林災害 復旧事 業に対する補 助	A 林業被害 見込額 ＞全国 生産 林業所得 推定額 ×5%
		B 林業被害 見込額 ＞全国 生産 林業所得 推定額 ×1.5% かつ (1) 一の都道 府県 の林業 被害 見込額 ＞当該都 道府県 の生 産林業 所 得推定額 ×60% ……の県 が1以 上 又は (2) 一の都道 府県 の林業 被害 見込額＞全国生 産林業 所得推 定額×1% ……の県 が1以 上
		ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額 は木材生産部門 に限 る。
第 12 条	中小企業 信用保 険法 による災害関係 保証 の特例	A 中小企業 関係被 害額＞全国 中小企業 所得推 定額×0.2%

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		B 中小企業 関係被 害額＞全国 中小企業 所得推 定額×0.06% かつ (1) 一の都道 府県 の中小 企 業 関係被害額 ＞当該都 道府県 の中 小企業 所 得推定額 ×2% ……の県 が1以 上 又は (2) 一の都道 府県 の中小 企業 関係被害 額＞1,400 億円 ……の県 が1以 上 ただし、火災 の場合又 は第 12 条 の適用 の場合 における中小 企業 関連被害額の全国中小企業所得 推定額 に対する割合については、被害の実情 に応じ特例 的措置を講ずることがある。
第 16 条 第 17 条 第 19 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条 及 び第 4 条）の措置 が適用 される場合。 ただし、当該 施設に係る被害 又は当該 事業 量が軽微 であると認められる場合 を除 く。
第 22 条	罹災者公 営住宅 建設等 事業に対 する補助 の特例	A 被災地全 域滅失 戸数≧4,000 戸
		B (1) 被災地全域 滅失戸 数≧2,000 戸 かつ 一の市 町村 の区域 内の滅失戸 数≧200 戸 又は住 宅戸 数の 1 割以 上 ……の市町村 が1以上 又は (2) 被災地全域 滅失戸 数≧1,200 戸 かつ 一の市 町村 の区域 内の滅失戸 数≧400 戸 又は住 宅戸 数の 2 割以 上 ……の市町村 が1以上 ただし、(1)(2)とも、火 災の場合における被 災地全域の滅 失戸数については、被 害の実情 に応 じ特例 的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債 に係る元利償 還金の基 準財政 需要額 への算入等	第 2 章（第 3 条 及 び第 4 条）又は第 5 条の措 置が適用 される場合 。
第 7 条	開拓者等 の施 設の災害復旧事業 に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合 等の行なう堆積土砂の排除事 業に対する補助	
第 10 条	土地改良 区等 の行なう湛水排除事 業に対する補 助	
第 11 条	共同利用 小型漁 船の建造費 の補 助	
第 14 条	事業協同 組合等 の施 設の災害復旧 事業 に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による国 の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材 費の補助 の特例	
第 25 条	雇用保険 法による求 職者給付の支給 に関する特例	

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害 激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和 37 年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越え られない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。そこで、市町村単位の被害額を基

準とする局地激甚災害指定基準を昭和 43 年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されること とした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれ ている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激） 激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第２章：第３条、第４条）
② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第５条）
③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第６条）
④ 森林災害復旧事業に対する補助（第 11 条の２）
⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条）
⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）

(3) 本激と局激の違い 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位 での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置 を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特 例措置が適用される。

５ 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第 2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1)次 のいずれかに該 当 する災 害 ①(イ)当 該市町村 が負担する公 共施設災 害復旧 事業費 等の査 定事業額 ＞当該市 町村 の標準 税収入 ×50% （査定 事業費 が1千万 円未満 のものを除く。） (ロ)当 該 市町 村の標準税 収入 が 50 億円 以下であり、かつ、当 該市町村 が負 担する公共施設 災害復 旧事業 費等 の査定 事業額 が 2 億 5 千万 円を超 える市 町村 当該市町 村が負担する公共施 設災害復 旧事業 費等 の査定 事 業額 ＞当該市 町村 の標準 税収入 ×20% (ハ)当該市町 村 の標準 税収入 が 50 億円 を超 え、かつ、100 億円 以下 の市 町村 当 該市町 村が負担する公共施 設災害復 旧事業 費等 の査定 事 業額 ＞当該市 町村 の標準 税収入 ×20% +(当該市 町村 の標準 税収入 -50 億円)×60% ただし、この基準に該当する市町 村ごとの査 定事業 費を合 算した額がおおむね 1 億円未満 である場合を除く。 ②①の公共施設災害復旧事業 等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害 に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係 る被害箇所の数 が おおむね十 未満 のものを除 く。)
第 5条	農地等 の災害 復旧事 業等に係る補助 の特別 措置	(2)次 のいずれかに該 当 する災 害 ①当該市 町村内 の農 地等 の災 害復旧事 業に要する経 費 ＞当該市 町村 の農業 所得推 定 額×10% (災害 復旧事 業に要する経 費 が1千万 円未満 のものを除く。) ただし、当該 経 費の合算 額がおおむね 5 千万 円 未満 である場合 を除 く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明 らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被 害箇所の数がおお むね十未 満のものを除く。)

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第 6 条	農林水産 業共同 利用施 設災害復旧 事業費 の補 助特例	(2)次 のいずれかに該 当 する災 害 ①当該市 町村内 の農 地等 の災 害復旧事 業に要する経 費 ＞当該市 町村 の農業 所得推 定 額×10% (災害 復旧事 業に要する経 費 が1千万 円未満 のものを除く。) ただし、当該 経 費の合算 額がおおむね 5 千 万円未 満である場 合を除く。 ②①の農地等の災 害復旧事業 に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明 らかに該当することとなると見込 まれる災害(当該災害に係る被 害箇所の数がおお むね十未 満のものを除く。) ただし、上 記に該当 しない場合であっても、水産業共 同利用 施設に係 るものにつ いて、当該市町 村内 の漁業 被害額 が当該市町 村内 の農業 被害額を超え、か つ、 当該市町 村内 の漁船 等の被害 額＞当該 市町村 の漁 業所得 推 定額×10% (漁船 等の被害額 が1千万 円未 満のものを除く。) ただし、これに該当する市町 村ごとの当該漁 船等の被害 額を合算 した額がおお むね 5 千万円 未満である場合を除く。
第 11 条 の 2	森林災害 復旧事 業に対す る補 助	(3)当 該市町 村内 の林業 被害 見込額(樹木 に係るもの) ＞ 当該市町 村に係る生 産林業 所得推定 額(木材生 産部門)×1.5 (林業 被害見 込額 が当該 年度 の全国生産 林業所 得(木材生 産 部門)推定額 のおおむね 0.05%未 満のものを除く。) かつ (1) 大火による災 害にあっては、要復旧見 込面積 ＞300ha 又は (2) その他 の災 害 にあっては、 要復旧見込面 積＞当 該市町 村の民 有林面 積(人 工 林に係るもの)×25%
第 12 条	中小企業 信用保 険法による災害関係保証の特例	(4)中 小企業 関係被 害額＞当 該市町村 の中 小企業 所得推 定 額×10% (被害 額が1千 万円 未満 のものを除 く。) ただし、当該被 害額を合 算した額がおおむね5千 万円未 満である場合を除く。
第 24 条	小災害債 に係る元利償 還金の基 準財政 需要額 への 算入等	第 2 章 (第 3 条 及 び第 4 条)又は第 5 条の措 置が適用 される場合 。

〔資料第87〕

世田谷区災害対策基金条例

平成20年3月11日条例第14号

（設置の目的）

第１条　災害予防、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　区長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附　則

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

２　世田谷区災害対策基金条例（平成７年３月世田谷区条例第７号）は、廃止する。

附　則（令和６年３月５日条例第６号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

〔資料第 88〕

世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱

平成２９年１月２３日２８世建調第３４１号
改正令和６年１０月１日６世建調第１０４号

（目的）

第１条　この要綱は、世田谷区地域防災計画に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、区民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況の調査、危険度の判定及び表示等を行う被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に係る必要な事項を定めることにより、判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　判定員　判定の業務に従事する者であって、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成７年５月１１日６総災防第２８０号。以下「東京都防災ボランティア要綱」という。）に基づき東京都知事（以下「都知事」という。）により防災ボランティアの認定を受けた者又は道府県の知事が定める者をいう。

(2)　判定コーディネーター　判定に当たって、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和３８年１２月世田谷区規則第１９号）第７条に規定する災対都市整備部被災建築物調査班と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等の業務に従事する者をいう。

(3)　地元判定員　判定員のうち区内に在住し、又は在勤する者をいう。

(4)　建築関係団体　東京建築士会世田谷支部、一般社団法人東京都建築士事務所協会世田谷支部、公益社団法人日本建築家協会その他の建築関係団体をいう。

（判定実施の決定及び判定実施本部の設置）

第３条　判定は、震度６弱以上の地震が発生した場合に実施するものとする。この場合において、災害対策本部（世田谷区災害対策本部条例（昭和３８年７月世田谷区条例第１３号）第１条の世田谷区災害対策本部をいう。次条において同じ。）に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。

２　判定実施本部の長（以下「判定実施本部長」という。）は、都市整備政策部建築調整課長（以下「建築調整課長」という。）をもって充てる。

３　第１項の規定にかかわらず、判定実施の要否は、被害の状況に応じた判定実施本部長の判断に基づき、決定することができる。

（実施計画）

第４条　判定実施本部は、災害対策本部が収集した次に掲げる被災に関する情報に基づき、判定の実施計画を策定する。

(1)　地震の震源及び規模

(2)　区内のライフライン、交通機関、避難所となる公共施設等の被害状況

２　前項の実施計画には、判定実施本部の執務場所、判定を実施する期間及び区域並びに判定に要する判定員の数その他必要な事項を定めるものとする。

（判定を実施する区域）

第５条　判定実施本部長は、被害情報等をもとに被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害が大きいと予想される区域に設定する。なお、情報量の増加に伴い適宜見直しを行うこととする。ただし、次に掲げる区域

を除くものとする。

(1)　危険物の貯蔵所、製造所、取扱所等が存する区域

(2)　崖が崩壊するおそれのある区域

(3)　延焼のおそれのある区域

(4)　暴動が発生している区域

(5)　前各号に掲げるもののほか、二次被害が発生するおそれのある区域

２　前項の規定による区域の設定は、情報量の増加に伴い適宜見直しを行うこととする。

（判定の対象となる建築物）

第６条　判定の対象となる建築物は、判定を実施する区域に存する民間の住宅（共同住宅を含む。）であって、階数が１０階未満のものとする。

２　判定実施本部長は、被害状況により必要があると認めるときは、前項の住宅以外の建築物について判定を実施することができる。

（実施の連絡）

第７条　判定実施本部は、判定の実施を決定したときは、直ちに、都知事及び区内の建築関係団体にその旨及び第４条第１項の実施計画の内容を連絡するものとする。

（情報提供）

第８条　判定実施本部長は、判定の実施を決定したときは、判定に係る次に掲げる事項について、報道機関の協力を得て被災者等へ周知を図るものとする。

(1)　開始日時

(2)　実施する期間

(3)　実施する区域

(4)　問い合わせ窓口となる連絡先

(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（判定員に対する参集要請）

第９条　判定実施本部は、第４条第１項の規定により実施計画を策定したときは、地元判定員に対して参集要請を行うものとする。

２　前項の参集要請は、建築関係団体に所属する地元判定員を優先して行うものとする。

３　参集する地元判定員は、次の各号に該当するものとする。

(1)　判定を実施する際に支障となる健康上の問題がないこと

(2)　食事、飲み物等を用意できること

(3)　参集場所又は判定を実施する場所への移動手段があること

（判定コーディネーターの指名）

第１０条　判定実施本部長は、判定実施本部と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等を行わせるため、東京都が作成した判定コーディネーターの名簿に登載されている者の中から判定コーディネーターを指名する。

２　前項の名簿に登載されている者の中に総合支所街づくり課に所属する職員が含まれている場合は、当該職員を優先して判定コーディネーターに指名する。

（都知事に対する支援の要請）

第１１条　判定実施本部長は、地震による被害が大規模であること等により、判定員、判定コーディネーター及び判定資機材の数に不足が生ずると判断した場合は、都知事に対し、判定員又は判定コーディネータ

一の派遣、判定資機材の提供等について支援を要請するものとする。

２　判定実施本部長は、判定員（地元判定員を除く。）又は判定コーディネーターの宿泊施設を区内において確保することができないときは、震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定に基づき、都知事に対し宿泊施設の提供を依頼するものとする。

（判定の方法等）

第１２条　判定の方法は、外部からの目視又は簡易な道具を用いる方法とし、調査項目は建築物の沈下及び傾斜並びに構造躯体の損傷その他の被害状況とする。

２　判定は、各総合支所街づくり課を拠点として実施するものとする。

（危険度の表示）

第１３条　判定実施本部長は、判定員が判定を終結したときは、当該判定員に判定の対象とした建築物の出入口、外壁等の見やすい位置に「調査済」、「要注意」及び「危険」の表示を施させるものとする。

（都知事への通知等）

第１４条　判定実施本部は、毎月２０日までに、前月分に係る判定の業務に従事した判定員及び判定コーディネーターの人数、氏名、活動期間等を書面により都知事に通知するものとする。

２　判定実施本部は、前項の判定員及び判定コーディネーターに対する補償に関する事務を行う都知事に協力するものとする。

（他の自治体に対する支援）

第１５条　区長は、都知事から他の自治体に対する支援の要請があったときは、判定員及び判定コーディネーターの派遣、派遣に伴う交通、宿泊施設の確保及び判定資機材の提供に関し、都知事との間で必要な連絡及び調整を行うものとする。

２　前項の要請に応じるために他の自治体に区職員を判定員又は判定コーディネーターとして派遣する場合は、公務として扱うものとする。

（業務マニュアル）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、判定は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの定めるところにより実施するものとする。

（判定資機材等の備蓄）

第１７条　区長は、平常時において、判定資機材等の備蓄を行うものとする。

（地元判定員との連絡体制等）

第１８条　区長は、地元判定員に対して参集要請を行うための連絡網を作成し、連絡訓練等により地元判定員との協力体制を構築する。

２　前項の連絡網は、必要に応じて再編することとする。

（報酬および費用負担）

第１９条　判定活動は無報酬とし、食費、交通費、宿泊費等に要する費用は自己負担とする。

２　判定活動中又は訓練中に、負傷若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領の規定を適用し、災害補償を行う。

（委任）

第２０条　この要綱の施行に関し必要な事項は、判定実施本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

〔資料第89〕

東京都被災宅地危険度判定実施要綱

平成１３年１１月９日決定
東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

（目的）

第１条　この要綱は、区市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宅地判定士

被災宅地危険度判定を実施する者として、東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

二　宅地

宅地造成等規制法（昭和36 年法律第191 号）第２条第１項に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

三　被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

四　危険度判定実施本部

危険度判定を実施するために、被災した区市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

五　危険度判定支援本部

被災した区市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、都に設置する組織をいう。

（実施体制の整備等）

第３条　知事及び区市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、相互に協議し、調整に努める。

２　知事は、国土交通省及び道府県と連携して、危険度判定の円滑な実施のため、支援体制の整備を行う。

３　区市町村長は、速やかな危険度判定の実施ため、実施体制の整備を行う。

（実施体制等）

第４条　この要綱による危険度判定は、被災した区市町村長が実施する。

２　区市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実

施を決定する。

3　区市町村長は、危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置するものとする。

4　区市町村長は、危険度判定のため、必要に応じて宅地判定士の派遣などの支援を知事に要請することができる。

5　危険度判定士の派遣を要請した区市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

（支援体制）

第５条　知事は、区市町村長から宅地判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定実施本部を設置し、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

2　知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し派遣等について調整を要請することができる。

3　知事は、道府県又は国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合、宅地判定士の派遣等、措置を講じる。

（判定調整員）

第６条　区市町村長は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で次の事項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として指名するものとする。

2　判定調整員は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係わる宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

（判定結果の表示等）

第７条　区市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

（宅地判定士の認定登録）

第８条　知事は、危険度判定を実施する者として、あらかじめ宅地判定士を認定登録要綱に基づき認定し、宅地判定士名簿に登録する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成１３年１１月９日から施行する。

〔資料第 90〕

第５号様式（第６条関係）

証　　第　　号

年　　月　　日

罹　災　証　明　書

<table>
<tr><td colspan="2">罹　災　場　所</td><td colspan="3">世　田　谷　区　　丁目　　番　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">世　帯　主　名</td><td>事業主名（所有者名）</td><td colspan="2">事業所名または建物名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">罹災状況</td><td>罹災年月日</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>罹災の原因</td><td colspan="3">１．風水害　２．震　災　３．その他（　　）</td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td colspan="3">１．住　家　２．事務所　３．倉　庫　４．工　場
５．事業所　６．その他（　　）</td></tr>
<tr><td>罹災程度</td><td colspan="3">１．全壊　２．流　失　３．半壊　４．床上浸水
５．床下浸水　６．大規模半壊　７．その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">住世家帯の構み成記入</td><td>氏　　名</td><td>続　柄</td><td>生年月日</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td>世　帯　主</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年　　月　　日

世　田　谷　区　長　　印

＜罹災証明について＞

・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に区長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。

・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例；地中の抗の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので、大切に保管してください。

第３号様式（第５条関係）

罹 災 届 出 書 兼 証 明 書

申請者	住　所			
	氏　名	㊞	罹災者との関係	

下記のとおり、り災したことを届出します。

罹 災 日 時	年　　月　　日　　時　　分ごろ
罹 災 場 所	世田谷区
罹災者氏名	
罹災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

第　　号
年　　月　　日

世田谷区長　　印

〔資料第 91〕

罹災証明書発行事務取扱要綱

平成21年３月30日
20世災対第796号
改正　平成21年９月４日21世災対第491号
平成31年３月29日30世災対第488号
令和３年４月28日３世災対第62号

（趣旨）

第１条　この要綱は、区民又は区内の事業者が風水害、震災等の自然災害等による罹災（以下「罹災」という。）をした場合のその損害について行う罹災証明等について、必要な事項を定めるものとする。

（証明の区分）

第２条　区長は、次に掲げる区分により、罹災等の証明を行うものとする。

（１）　罹災証明　り災の状況が罹災をした者による立証、職員による現場調査等の方法等により確認することができる場合で、罹災した物件等の所有者等の申請に基づき行う。

（２）　罹災届出証明　前号の規定による確認が困難な場合で、罹災した者から罹災した旨の届出があったときに、その届出の事実について行う。

２　前項の規定にかかわらず、火災による罹災証明及び罹災届出証明は、原則として行わないものとし、当該証明については東京消防庁証明事務処理規程（昭和61年３月東京消防庁訓令第17号）による東京消防庁の証明を案内するものとする。

（罹災状況の認定基準）

第３条　罹災状況の認定は、災害の被害認定基準について（平成13年６月28日府政第518号内閣府政策統括通知）に定める基準に基づき行うものとする。

（り災台帳）

第４条　罹災証明の発行に当っては、区長は、あらかじめ罹災台帳（第１号様式）を作成するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、風水害被害による罹災は、世田谷区見舞金支給要綱（平成20年３月31日19世地調第1022号）第５条の規定による災害状況調査報告書を罹災台帳に代えるものとする。

（証明の申請等）

第５条　区長は、罹災した物件の所有者、管理者、占有者その他区長が特に認める関係者が罹災した物件等の罹災の証明を希望する場合であって、第２条第１項第１号に該当する時は罹災証明申請書（第２号様式）を、同項第２号に該当する時は罹災届出書兼証明書（第３号様式）を、提出させるものとする。

２　前項の規定による提出は、風水害の場合はその住所地又は事務所の所在地を管轄するまちづくりセンターで行うものとし、大地震等の大規模災害の場合は区長が指定する場所で行わせるものとする。

３　第１項に規定する者以外の者が罹災の証明を希望する場合は、当該提出を行う者に委任状（第４号様式）を提出させるものとする。この場合において、当該委任状の委任者の欄は、第１項に規定する者による自筆であることを要するものとする。

（証明書の交付）

第６条　区長は、前条第１項の規定による罹災証明申請書の提出があった場合は、罹災証明書（第５号様式）を当該提出をした者に交付するものとする。

２　区長は、前条第１項の規定による罹災届出書兼証明書の提出があった場合は、当該罹災届出書兼証明書の写しに区長公印を押印し、当該提出した者に交付するものとする。この場合において、罹災届出書兼証明書の原本は区長が保管するものとする。

（手数料）

第７条　この要綱による証明に係る手数料は、無料とする。

（様式の特例）

第８条　罹災証明書及び罹災届出書兼証明書の写しを保険会社等に提出する場合で、当該提出先で罹災証明申請書又はこれらの証明書に相当する様式の定めがある場合は、当該書式をもって代えることができる。この場合において、証明の範囲は、この要綱で定める証明の内容の範囲とする。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日より施行する。

附　則（平成21年９月４日21世災対第491号）

この要綱は、平成21年10月１日より施行する。

附　則（平成31年３月29日30世災対第488号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月28日３世災対第62号）

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

〔資料第 92〕

がれき仮置場一覧

（平成 28 年４月現在）

名称	住所	予定面積
上北沢器材置き場	桜上水３－１７－５	450 ㎡
粕谷器材置き場	粕谷１－９－３４	900 ㎡
稲荷橋器材置き場	大蔵１－７	450 ㎡
大蔵器材置き場	大蔵５－２１	660 ㎡
羽根木公園	代田４－３８－５２	125 ㎡
世田谷土木管理事務所内 ごみ集積所	若林１－３４－２	970 ㎡
世田谷公園	池尻１－５－２７	805 ㎡
玉川土木管理事務所 ごみ集積所	中町４－１－１	525 ㎡
玉川野毛町公園	野毛１－２５－１	660 ㎡

〔資料第 93〕

災害救助法適用の流れ

	業　務　内　容	連　絡　系　統	担当災対部	必　要　帳　票
被害状況の把握	災害発生 ↓ 各地域からの災害速報	拠点隊→地域本部→本部	拠点隊・地域本部	
	↓ 被害状況調査班の編成派遣	本部→地域本部→拠点隊	本部・地域本部	・災害救助実施組織表 ・被害状況調査実施組織表
	↓ 調査結果の集計報告 （住家の滅失数、死者・負傷者数）	拠点隊→地域本部→本部	拠点隊・地域本部	・被災者台帳 ・世帯別被害状況調査表 ・被害状況集計表 ・世帯構成員別被害状況
	↓ 被害状況の把握・災害発生報告	本部→都総務局	統括部（災対課）	・速報 ・発生報告
適用申請	↓ 災害救助法の適用申請	本部→都総務局	総務部	
	↓ **救助法の適用決定・公告**	都総務局→区		
応急救助実施／実施状況報告	↓ 応急救助の実施 （日計表等帳票の作成）	各部	地域本部 教育部 物資管理部 医療衛生部 土木部 区民支援部　等	・救助実施記録日計表 ・救助関係物資等受払簿 ・救助に関する支出関係証拠書類 ・輸送記録簿 ・人夫雇上台帳 ・引渡書　・受領書 ・旅行命令簿、超勤命令簿等 （経常事務用と区別する）
	↓ 救助実施状況の報告	各部→本部		
	↓ 救助日報の作成	本部	統括部（災対課）	・救助日報 ・被災世帯状況調 ・救助物資購入(配分)計画表
	↓ 都への救助実施状況の報告 （災害中間報告・災害決定報告）	本部→都総務局	統括部（災対課）	・中間報告 ・決定報告 ・救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
事後処理	↓ 繰替支弁金の交付申請	本部→都総務局	総務部	・災害救助費概算交付申請書 ・災害救助費精算交付申請書
	↓ **繰替支弁金の交付**	都総務局→区		

〔資料第94〕

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月１日条例第43号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条―第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条―第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第12条―第20条）
第５章　世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第21条）
第６章　雑則（第22条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号〕

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　区民　災害により被害を受けた当時、世田谷区の区域内に住所を有した者をいう。

一部改正〔昭和53年条例33号〕

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　区は、区民が令第１条に規定する災害（以下この章、次章及び第21条において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年55号〕

（災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害により死亡した者の死亡当時、その収入によって生計を主として維持していた遺族

（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ　配偶者

ロ　子

ハ　父母

ニ　孫

ホ　祖父母

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族（兄弟姉妹にあっては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限り、かつ、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。

一部改正〔昭和50年条例39号・53年33号・平成23年26号〕

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。

全部改正〔昭和50年条例39号〕、一部改正〔昭和51年条例60号・53年33号・56年42号・57年46号・平成３年48号〕

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後３月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用について、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

（１） 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２） 当該死亡に関し、その者が、業務に従事していたことにより、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）及び消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第１号）並びに賞じゆつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）に基づき賞じゆつ金又は特別賞じゆつ金が支給される場合

（３） 前２号に定めるもののほか、区長が支給を不適当と認めた場合

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号〕

（支給の手続）

第８条　区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和53年条例33号〕

第３章　災害障害見舞金の支給

追加〔昭和57年条例46号〕

（災害障害見舞金の支給）

第９条　区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害を有するに至ったときは、当該区民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

追加〔昭和57年条例46号〕

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

追加〔昭和57年条例46号〕、一部改正〔平成３年条例48号〕

（準用）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

一部改正〔昭和57年条例46号〕

（災害援護資金の貸付け）

第12条　区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われたものにより、次に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

（２）　住居の全壊

（３）　住居の半壊

（４）　住居の全体の滅失又は流失

（５）　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）

２　前項の世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年５号〕

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（１）　世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害及び住居の損害（住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流

失をいう。以下同じ。）がない場合　1,500,000円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000円

ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円

エ　住居が全壊した場合　3,500,000円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　住居が半壊した場合　1,700,000円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　2,500,000円

エ　住居の全体が滅失し、又は流出した場合　3,500,000円

（３）　第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、据置期間を５年とすることができる。

（１）　災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前１年以内に前条第１項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合

（２）　当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第７条の15の７に規定する特別障害者となった場合

（３）　生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合

（４）　当該災害により住居が全壊した場合

一部改正〔昭和50年条例39号・51年60号・53年33号・56年42号・57年46号・62年４号・平成３年48号・令和元年５号〕

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。

４　第２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年５号〕

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年５号〕

（償還免除）

第16条　区長は、借受人が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（２）　借受人の保証人が、その災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年55号〕

（一時償還）

第17条　区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第13条第２項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。

一部改正〔昭和53年条例33号・56年42号・57年46号・令和元年５号〕

（違約金）

第18条　区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年５パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

２　第14条第４項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年５号〕

（償還金の支払猶予）

第19条　区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第２項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、借受人が次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

２　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

一部改正〔昭和56年条例42号・57年46号・令和元年５号・55号〕

（報告等）

第20条　区長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の一部若しくは全部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

追加〔令和元年条例55号〕

第５章　世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会

追加〔令和元年条例55号〕

（世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第21条　災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　災害弔慰金等の支給に係る事実の審査に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、災害弔慰金等の支給に関すること。

３　委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員５人以内をもって組織する。

（１）　弁護士

（２）　医師

（３）　学識経験者

（４）　前３号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

４　委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和元年条例55号〕

第６章　雑則

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年55号〕

（規則への委任）

第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年５号・55号〕

付　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行し、昭和48年７月16日以後に生じた災害に関して適用する。

一部改正〔平成23年条例26号〕

（東日本大震災の特例措置）

第２条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第２項及び第14条第２項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、同条中「年３パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」とする。

２　前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため第19条第１項の規定により償還金の支払の猶予を受け、同項の支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。

３　第１項の災害援護資金の貸付けについては、保証人を立てないことができるものとし、保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第

18条の規定による違約金を包含するものとする。

追加〔平成23年条例26号〕、一部改正〔令和元年条例５号〕

付　則（昭和50年７月１日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和51年１２月１日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第５条の規定は、昭和51年９月７日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第１項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則（昭和53年７月１日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則（昭和56年９月29日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則（昭和57年12月１日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付　則（昭和62年３月23日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則（平成３年11月14日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年10月４日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年３月11日から適用する。

附　則（令和元年６月25日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて

適用する。

附　則（令和元年12月９日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年８月１日以後に生じた災害（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第１条に規定する災害をいう。）により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

〔資料第95〕

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和57年12月１日規則第58号

災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年10月東京都世田谷区規則第40号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　災害弔慰金の支給（第２条・第３条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第４条・第５条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第６条―第17条）
第５章　世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第18条）
第６章　雑則（第19条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月世田谷区条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　区長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所

（２）　死亡（行方不明を含む。以下「死亡」という。）の年月日及びその状況

（３）　条例第４条に規定する死亡者の遺族に関する事項

（４）　条例第７条に規定する支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　区長は、世田谷区の区域外で死亡した区民の遺族については、死亡地の官公署が発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　区長は、区民でない遺族については、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　区長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

（１）　障害を有する者の氏名、性別、生年月日及び住所

（２）　障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（３）　障害の種類及びその程度に関する事項

（４）　条例第11条において準用する条例第７条に規定する支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　区長は、世田谷区の区域外で障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった区民については、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署が発行する被災証明書を提出させるも

のとする。
２　区長は、障害を有する者については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害を有することを証明する医師の診断書（第１号様式）を提出させるものとする。
一部改正〔令和元年規則４号〕
第４章　災害援護資金の貸付け
（借入れの申込み）
第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第２号様式。以下「借入申込書」という。）を区長に提出しなければならない。
２　借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）　条例第12条第１項第１号に規定する世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあっては、療養見込み期間等が記載された医師の診断書
（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の区市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該区市町村長の証明書
３　借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに、借入申込書を提出しなければならない。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（保証人を立てない場合における利率）
第７条　条例第14条第２項の規則で定める率は、年１パーセントとする。
追加〔令和元年規則４号〕
（調査）
第８条　区長は、借入申込書の提出があったときは、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査するものとする。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（貸付けの決定）
第９条　区長は、資金を貸付ける旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書（第３号様式）により借入申込者に通知する。
２　区長は、資金を貸付けない旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認通知書（第４号様式）により借入申込者に通知する。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（借用書の提出）
第10条　借入申込者は、前条第１項の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書を添えて災害援護資金借用書（第５号様式。以下「借用書」という。）を区長に提出しなければならない。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（資金の交付）
第11条　区長は、借用書と引換えに資金を交付するものとする。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（償還の完了）
第12条　区長は、前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が資金の償還を完了したときは、遅滞なく、借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を返還するものとする。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（繰上償還の申出）
第13条　条例第15条第２項の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第６号様式）を区長に提出しなければならない。
（償還免除）

第14条　条例第16条の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第７号様式）を区長に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。
（１）　借受人の死亡を証明する書類
（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったことを証明する書類
３　区長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除決定通知書（第８号様式）により償還免除申請者に通知する。
４　区長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第９号様式）により償還免除申請者に通知する。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（違約金の支払免除）
第15条　条例第19条の違約金について支払の免除を受けようとする借受人（以下「違約金支払免除申請者」という。）は、違約金支払免除申請書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。
２　区長は、違約金の支払の免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除決定通知書（第11号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。
３　区長は、違約金の支払の免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（償還金の支払猶予）
第16条　条例第20条の償還金の支払の猶予を受けようとする借受人（以下「償還金支払猶予申請者」という。）は、償還金支払猶予申請書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。
２　区長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、償還金支払猶予決定通知書（第14号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。
３　区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書（第15号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。
一部改正〔令和元年規則４号〕
（届出事項）
第17条　借受人は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに氏名等変更届（第16号様式）を区長に提出しなければならない。
（１）　借用書の記載事項に異動が生じたとき。
（２）　借受人又は保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定等を受けたとき。
２　保証人又は同居の親族は、借受人が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出るものとする。
一部改正〔平成17年規則２号・令和元年４号〕
第５章　世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会
追加〔令和元年規則54号〕
第18条　条例第21条に規定する世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
５　委員会は、委員長が招集する。
６　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
７　委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
８　委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、

又は必要な資料の提出を求めることができる。

追加〔令和元年規則54号〕

第６章　雑則

一部改正〔令和元年規則54号〕

（委任）

第19条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔令和元年規則４号・54号〕

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成23年規則49号〕

（東日本大震災の特例措置）

第２条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第３項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日」とあるのは、「令和２年３月31日」とする。

追加〔平成23年規則49号〕、一部改正〔令和元年規則４号〕

附　則（平成17年１月31日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年10月４日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年３月11日から適用する。

附　則（令和元年６月25日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第７条及び第10条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（令和元年12月９日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（略）

〔資料第 96〕

被災者生活再建支援法による支援金の概要

１　目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

２　対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、災害の程度が以下の場合に対象となる。

①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市区町村

②　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村

③　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④　①又は②の市区町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口１０万人未満に限る）

⑤　①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口１０万人未満に限る）

⑥　①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口１０万人未満に限る）、
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口５万人未満に限る）

※　④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

３　支給対象世帯

上記の自然災害により

①住宅が全壊した世帯（全壊世帯）

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体・敷地被害解体世帯）

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯　（大規模半壊世帯）

⑤住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②から④までに掲げる世帯を除く。）（中規模半壊世帯）

４　支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（3①に該当）	解体（3②に該当）	長期避難（3③に該当）	大規模半壊（3④に該当）	中規模半壊（3⑤に該当）
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	なし

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	２００万円	１００万円	５０万円
	中規模半壊	１００万円	５０万円	２５万円

※　いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

	（申請窓口）　　市町村 （申請時の添付書面）①基礎支援金：罹災証明書、住民票　等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等 （申請期間）　①基礎支援金：災害発生日から１３月以内 ②加算支援金：災害発生から３７月以内
６　基金と国の補助	○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助。

〔資料第 97〕

災害援護資金

対象災害	世田谷区ほか東京都の区域内において生じた災害で災害救助法が適用された災害				
対象被害	災害で次の被害を受けた世帯 ①　世帯主の負傷（１月以上の療養）　②　住居の全壊 ③　住居の半壊　④　住居の流失・滅失　⑤　家財の１／３以上の損害				
貸付限度額	①　家財の損害　150 万円 ②　住居の半壊　170 万円（250 万円） ③　住居の全壊　250 万円（350 万円） ④　住居の滅失・流失　350 万円 ⑤　世帯主の負傷　150 万円 ⑥　世帯主の負傷・家財の損害　250 万円 ⑦　世帯主の負傷・住居の半壊　270 万円（350 万円） ⑧　世帯主の負傷・住居の全壊　350 万円 ※　特別の事情がある場合は（　）内の額				
貸付条件	所得制限	（世帯人員）	（前年所得）	（世帯人員）	（前年所得）
		１人	220 万円以内	２人	430 万円以内
		３人	620 万円以内	４人	730 万円以内
		５人以上	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額		
		ただし、その世帯の住居が減失した場合にあっては、1,270 万円とする。			
	据置期間　３年（特別の事情のある場合は５年）				
	償還期間　10 年（据置期間を含む）				
	利　率　年３％（据置期間中は無利子）				
	償還方法　年賦又は半年賦				
	保 証 人　必要				

〔資料第 98〕

応急小口資金

申込資格	①　主に生計の中心となっている方 ②　３か月以上区内に居住していること。 ③　償還が確実なこと。 ④　保証人が１人いること。 ※その他詳細な条件については、各総合支所生活支援課まで
貸付限度額	災害復旧等及び医療に要する費用の場合：１世帯３０万円以内 （その他のやむを得ない理由により、応急に費用を要する場合：１５万円以内）
貸付条件	①　償還方法 据置期間（３か月）経過後 30 カ月以内の均等月賦償還 ②　利率 無利子

〔資料第 99〕

生活福祉資金・緊急小口資金

貸付の種類	総合支援資金　福祉資金　教育支援資金　不動産担保型生活資金 緊急小口資金
実施主体	実施主体　社会福祉法人　東京都社会福祉協議会 窓口　　世田谷区社会福祉協議会
その他	・貸付には審査があります。 ・貸付対象、貸付上限額、返済等については貸付の種類によって異なります。 ・災害時においては、「災害時特例貸付」が実施されることもあります。 ※詳細は、世田谷区社会福祉協議会まで

〔資料第 100〕

災害時における中小企業融資等一覧

①　災害応急資金　【区経済産業部】　　※融資金額・利率等は令和６年７月現在

利用要件	次の（１）～（４）の要件を満たしている方 （１）自然災害により損失を受けている事業者。 （２）個人の場合は区内に住所または主たる事業所が、法人の場合は区内に本店登記所在地があること。 （３）東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 （４）個人の場合は住民税および個人事業税を、法人の場合は法人都民税および法人事業税を滞納していないこと。
申込み	災害により被害を受けた日から２か月以内
使いみち	災害復旧に要する運転資金・設備資金 ※既存債務の借換や一本化、生活資金や既に支払い済みの代金に充当することはできません。
限 度 額	５００万円以内
返済期間	６年以内（据置期間１２か月以内を含む）
利　　率	０．１％（名目利率１．７％　区負担利率１．６％） ※この資金を償還中に災害を受け、重ねて融資を受ける場合の負担利率は２回目以降は０．０％、無利子となります。
返済方法	据置期間経過後毎月元金均等返済または一括返済
保 証 人	法人の場合は代表者。個人の場合は原則不要。
担　　保	不要
信用保証	必要な場合あり（信用保証料は自己負担）

出典：公益財団法人世田谷区産業振興公社ホームページ

②　災害復旧資金融資　【都産業労働局】

融資対象		
	次の（１）から（３）までを全て満たすもの （１）中小企業者又は組合であること。 （２）融資対象の基本要件を満たすこと。 （３）東京都知事が指定した災害により損失を受けていること。	
融資条件		
	資金使途	運転資金・設備資金
	融資限度額	一災害につき 8,000 万円
	融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
	融資利率 （年率）	【固定金利】1.7% ＜責任共有制度の対象外となる場合＞ 【固定金利】1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度の対象外となる場合との金利差相当分）を補助する。
	返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。ただし、融資期間が 1　年以内の場合は一括返済とすることができる。
	融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
	信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
	保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。
	物的担保	原則として、信用保証付融資の合計残高が 8,000 万円以下の場合は不要。

出典：令和６年度　東京都中小企業制度融資要項【７月１日改定版】（令和６年７月１日、東京都産業労働局）

③　経営安定融資（経営一般）【都産業労働局】

融資対象		
次の（1）から（3）までを全て満たすもの （1）中小企業者又は組合であること。 （2）融資対象の基本要件を満たすこと。 （3）次のアからキまでのいずれかに該当すること。 （中略） カ　災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行する罹災証明を受けていることが必要 （後略）		
融資条件		
	資金使途	運転資金・設備資金
	融資限度額※1	1億円（組合2億円※2）
	融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
	融資利率 （年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間　3年以内　1.7%以内 3年超　5年以内　1.8%以内 5年超　7年以内　2.0%以内 7年超　2.2%以内 ＜責任共有制度の対象外となる場合＞ 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間　3年以内　1.5%以内 3年超　5年以内　1.6%以内 5年超　7年以内　1.8%以内 7年超　2.0%以内
	返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
	融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
	信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要。
	物的担保	原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は不要。

※1　平成16年度以降の「経営一般」（ただし、令和3年度以降の経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資））は除く。）及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含める。
※2　組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、融資限度額を1億円とする。
出典：令和6年度　東京都中小企業制度融資要項【7月1日改定版】（令和6年7月1日、東京都産業労働局）

④　災害貸付【日本政策金融公庫国民生活事業】

	一般貸付・特別貸付	生活衛生貸付
対象者	別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1．災害により直接被害を受けた方 2．前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係に事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1．災害により直接被害を受けた方 2．前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3．前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等
資金使途	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金	1．被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資

	および設備資金	金 ２．被災した生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
融資限度額	各融資制度の融資限度額に１災害につき３，０００万円を加えた額	一般貸付または振興事業貸付の融資限度額に１災害につき３，０００万円（組合等は５，０００万円）を加えた額
融資利率（年率）※	各融資制度に定められた額	各融資制度に定められた額
返済期間	【一般貸付】 運転資金：１０年以内（うち据置期間２年以内） 設備資金：１０年以内（うち据置期間２年以内） 【特別貸付】 各融資制度に定められた返済期間内（据置期間については各融資制度に定められた期間内）	運転資金：１０年以内（うち据置期間２年以内） 設備資金：１０年以内（うち据置期間２年以内）

※返済期間などによって異なる利率が適用されます。

⑤　災害復旧貸付【日本政策金融公庫中小企業事業】

対象者	次のいずれかに該当する方 １．別に指定された災害により直接被害を受けた方 ２．直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方
資金使途	災害復旧のための設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。
融資限度額	直接貸付　一指定災害につき、１億５千万円 代理貸付　直接貸付の範囲内で別枠７千５百万円
融資利率（年率）※	基準利率（閣議決定）
返済期間	【設備資金】１５年以内（うち据置期間２年以内） 【運転資金】１０年以内（うち据置期間２年以内）

⑥ 災害復旧貸付【中小企業基盤整備機構】

貸付けの対象者	
	過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者
貸付対象施設	
	貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの
制度要件	
	原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たす必要があるが、併せて次の要件を満たすことが必要。 ①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設がり災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含みます。）を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。 ②り災した施設の復旧にあたって、新たに準則第１条に規定する事業を行う場合にあっては､事業に参加する者の相当数がり災地域内に事業を有していると認められること。 ③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。
貸付けを受ける場合に必要となるもの	
	災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、罹災証明書又は都道府県知事による罹災の認定により、施設の罹災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要がある。
貸付けの適用期間	
	災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として１年以内に事業計画書の提出が行われたものに限る。 ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではない。
貸付条件	

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の 90%以内
償還期限	据置期間を含む 20 年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	３年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

出典：高度化事業ハンドブック（2023 年 4 月、独立行政法人中小企業基盤整備機構）

⑦ 商工組合中央金庫災害復旧貸付

特定の災害が起きた時に災害復旧貸付（災）を適用することがある。金額、利率は、その都度設定する。

〔資料第101〕

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害救助法施行細則（東京都規則）令和６年３月25日改正

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 二　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 三　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	一　避難所設置のため支出できる費用は、1人1日当たり340円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。 (一)　法第4条第1項第1号の避難所避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 (二)　法第4条第2項の避難所　災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費 二　高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。
	応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	一　建設型応急住宅 (一)　建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (二)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、677万5000円以内とする。 (三)　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (四)　福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。	一　建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 二　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 三　建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額等</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>(五)　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
二　賃貸型応急住宅
賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>一　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
二　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</td><td>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1230円以内とする。</td><td>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</td><td>飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</td><td>飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>一　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により1時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
二　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
(一)　被服、寝具及び身の回り品　(二)　日用品　(三)　炊事用具及び食器　(四)　光熱材料</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。
一　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏季(4月から9月まで)</th><th>冬季(10月から翌年3月まで)</th></tr>
<tr><td>1人世帯</td><td>19,200円</td><td>31,800円</td></tr>
<tr><td>2人世帯</td><td>24,600円</td><td>41,100円</td></tr>
<tr><td>3人世帯</td><td>36,500円</td><td>57,200円</td></tr>
<tr><td>4人世帯</td><td>43,600円</td><td>66,900円</td></tr>
<tr><td>5人世帯</td><td>55,200円</td><td>84,300円</td></tr>
<tr><td>6人以上の世帯</td><td>55,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,000円を加算した額</td><td>84,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,600円を加算した額</td></tr>
</table></td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th colspan="2">救助の種類</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>二　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯<table><tr><td>季別
世帯区分</td><td>夏季(4 月から 9 月まで)</td><td>冬季(10 月から翌年 3 月まで)</td></tr><tr><td>1 人世帯</td><td>6,300 円</td><td>10,100 円</td></tr><tr><td>2 人世帯</td><td>8,400 円</td><td>13,200 円</td></tr><tr><td>3 人世帯</td><td>12,600 円</td><td>18,800 円</td></tr><tr><td>4 人世帯</td><td>15,400 円</td><td>22,300 円</td></tr><tr><td>5 人世帯</td><td>19,400 円</td><td>28,100 円</td></tr><tr><td>6 人以上の世帯</td><td>19,400 円に世帯人員が 6 人以上 1 人を増すごとに 2,700 円を加算した額</td><td>28,100 円に世帯人員が 6 人以上 1 人を増すごとに 3,700 円を加算した額</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療及び助産</td><td>医療</td><td>一　医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。
二　医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。
三　医療は、次の範囲内において行うものとする。
(一)　診療　(二)　薬剤又は治療材料の支給　(三)　処置、手術その他の治療及び施術　(四)　病院又は診療所への収容　(五)　看護</td><td>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</td><td>医療を実施できる期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>一　助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。
二　助産は次の範囲内において行うものとする。
(一)　分べんの介助　(二)　分べん前及び分べん後の処置　(三)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td><td>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。</td><td>助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。</td></tr>
</table>

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり5万円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 一　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 二　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 一　二に掲げる世帯以外の世帯　70万6000円 二　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　34万3000円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与		生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与		一　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 二　学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 一　教科書代 (一)　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (二)　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二　文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4800円 中学校生徒1人につき5100円 高等学校等生徒1人につき5600円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	(一)　教科書　(二)　文房具 (三)　通学用品		
埋葬	一　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 二　埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (一)　棺(附属品を含む。)　(二)　埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)　(三)　骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人 21 万 9100 円以内、小人 17 万 5200 円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
死体の処理	一　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 二　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (一)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理　(二)　死体の 1 時保存 (三)　検案 三　検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 一　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,500 円以内の額とする。 二　死体の 1 時保存のための費用は、死体を 1 時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,500 円以内の額とする。これらの場合において、死体の 1 時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 三　検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため 1 時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた 1 世帯当たりの平均が 13 万 8700 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (一)　被災者(法第 4 条第 2 項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援　(二)　医療及び助産 (三)　被災者の救出　(四)　飲料水の供給　(五)　死体の捜索 (六)　死体の処理　(七)　救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

従事命令を受けた者の実費弁償

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	22,200 円	勤務 1 時間当たりの日当の額(日当の額を 7.75 で除して得た額をいう。)を基礎として職員の給与に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 75 号)第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 76 号)第 2 条第 2 項の規定により一級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	21,300 円		
薬剤師	18,400 円		
保健師、助産師及び看護師	17,300 円		
准看護師	14,200 円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	15,300 円		
歯科衛生士	14,900 円		
救急救命士	17,700 円		
土木技術者及び建築技術者	16,600 円		
大工	28,800 円		
左官	30,800 円		
とび職	31,200 円		

救助事務費の範囲及び限度額等

<table>
<tr><td colspan="2">救助事務費</td></tr>
<tr><td>範囲</td><td>限度額等</td></tr>
<tr><td>救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
(一)　時間外勤務手当
(二)　賃金職員等雇上費
(三)　旅費
(四)　需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
(五)　使用料及び賃借料
(六)　通信運搬費
(七)　委託費</td><td>一　各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
<table>
<tr><td>国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分</td><td>割合</td></tr>
<tr><td>3000 万円以下の部分</td><td>100 分の 10</td></tr>
<tr><td>3000 万円を超え 6000 万円以下の部分</td><td>100 分の 9</td></tr>
<tr><td>6000 万円を超え 1 億円以下の部分</td><td>100 分の 8</td></tr>
<tr><td>1 億円を超え 2 億円以下の部分</td><td>100 分の 7</td></tr>
<tr><td>2 億円を超え 3 億円以下の部分</td><td>100 分の 6</td></tr>
<tr><td>3 億円を超え 5 億円以下の部分</td><td>100 分の 5</td></tr>
<tr><td>5 億円を超える部分</td><td>100 分の 4</td></tr>
</table>
二　前号の救助事務費以外の費用の額は、別表第 1 に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第 2 に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額とする。</td></tr>
</table>

〔資料第 102〕

東海地震の震度分布予想図

東京都の震度分布予想図

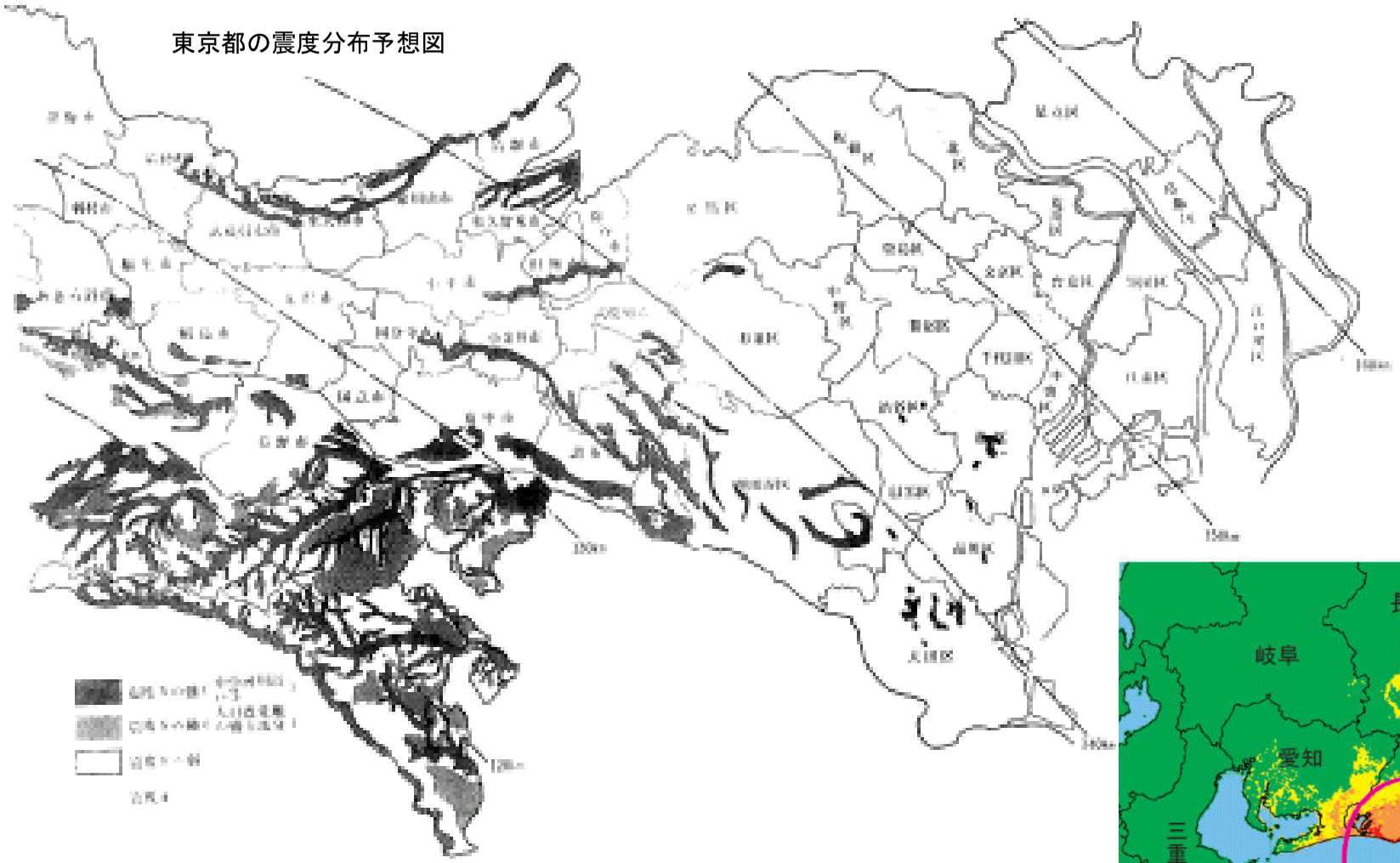

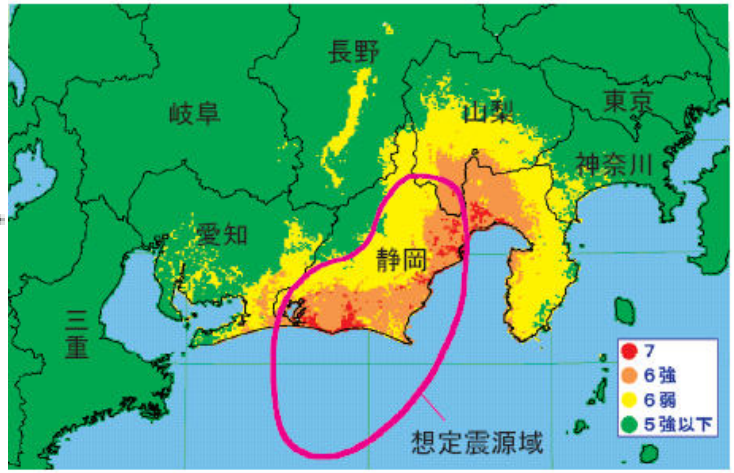

「東海地震の想定震源域」と「想定される震度分布」

〔資料第 103〕

土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

（令和６年１０月現在）

区分		施設の名称	所在地
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ヒルデモア岡本	岡本 2-17-8
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本アネックス１階・地下１階
		介護老人福祉施設　ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43
		デイサービスなごみの森　等々力渓谷	中町 1-5-3　バレーハウス１F
	障害児利用施設	発達支援つむぎ　池尻ルーム	池尻 4-23-16
	乳幼児利用施設	世田谷おときの森保育園	岡本 2-22-11
	学校	世田谷区立砧小学校	喜多見 6-9-1
		世田谷区立明正小学校	成城 3-3-1
		世田谷区立砧中学校	成城 1-10-1
		世田谷区立砧幼稚園	喜多見 6-9-11
		聖ドミニコ学園幼稚園	岡本 1-10-1
		聖ドミニコ学園小学校	岡本 1-10-1
		聖ドミニコ学園中学校	岡本 1-10-1

注）世田谷区において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条に定める土砂災害警戒区域は、「土砂災害（特別）警戒区域公示図書（東京都建設局作成）」に示されている区域である。

参考）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律　第八条第１項

市町村防災会議（災害対策基本法 （昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項 の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　（略）

三　（略）

四　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五　（略）

六　（略）

〔資料第 104〕

浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

（令和６年１０月現在）

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
地下街等		玉川高島屋ショッピングセンター	玉川 3-17-1	○	○
		二子玉川ライズ	玉川 2-21-1	○	○
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ニチイケアセンター世田谷宇奈根	宇奈根 1-18-6	○	○
		グループホーム　いきいきの家　二子玉川	宇奈根 1-25-11	○	○
		グループホーム　たのしい家　宇奈根	宇奈根 1-34-12	○	○
		花物語せたがや南	宇奈根 1-3-6	○	○
		そんぽの家　砧南	宇奈根 1-41-12	○	○
		ツクイ世田谷宇奈根	宇奈根 2-11-11	○	○
		ツクイ世田谷宇奈根グループホーム	宇奈根 2-15-18	○	○
		ケアハウス宇奈根	宇奈根 2-23-24	○	○
		ハイムガーデン世田谷	宇奈根 2-26-7	○	○
		介護老人保健施設　うなね杏霞苑	宇奈根 3-12-29	○	○
		デイホーム奥沢	奥沢 2-23-1		○
		優っくり小規模多機能介護奥沢	奥沢 2-23-1		○
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本ｱﾈｯｸｽ 1 階･地下 1 階	○	○
		ヒルデモア世田谷岡本	岡本 2-17-8		○
		グランダ二子玉川	鎌田 2-13-13	○	○
		ケアハウス二子玉川	鎌田 2-15-3	○	○
		グランダ岡本里安邸	岡本 2-6-10	○	○
		メディカル・リハビリホームくらら二子玉川	鎌田 3-14-5	○	○
		博水の郷	鎌田 3-16-6	○	○
		愛の家都市型軽費老人ホーム世田谷鎌田	鎌田 3-24-13	○	○
		SOMPO ケア　ラヴィーレ二子玉川	鎌田 3-27-3	○	○
		優っくりグループホーム鎌田	鎌田 3-31-19	○	○
		鎌田ケアセンター	鎌田 3-35-1	○	
		ハートランド・エミシア二子玉川	鎌田 3-69-13	○	○
		イリーゼ二子玉川ガーデン	鎌田 4-14-8	○	○
		そんぽの家　成城南	喜多見 1-31-10	○	○
		優っくりグループホーム喜多見	喜多見 3-10-15	○	○
		SOMPO ケア　ラヴィーレ成城南	喜多見 3-5-5	○	○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	グループホーム　たのしい家喜多見	喜多見 4-9-15	○	○
		喜多見グループホームかつらの木	喜多見 7-20-11		○
		特別養護老人ホーム　喜多見ホーム	喜多見 7-20-26		○
		そんぽの家Ｓ成城西	喜多見 9-22-7		○
		ホームステーションらいふ成城野川緑道	喜多見 9-24-22		○
		グループホーム砧茶の花	砧 7-3-10		○
		オウカス世田谷仙川	給田 1-1-11		○
		看多機かえりえ給田	給田 1-1-11 ｵｳｶｽ世田谷仙川 1 階かえりえ給田		○
		リアンレーヴ二子玉川	玉川 3-29-1	○	○
		介護予防センター・タケダ	玉川 3-39-7 ﾊﾟｰﾙﾊｲﾂ玉川 404	○	○
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	玉川 3-39-9	○	○
		タカシマヤ　ユアテラス　二子玉川	玉川 3-39-9 1 階 1 号室	○	○
		アルタクラッセ二子玉川	玉川 3-40-21	○	○
		アリア二子玉川	玉川 4-4-7	○	○
		東急ウェリナケア尾山台	玉堤 1-24-15	○	
		グランダ田園調布	玉堤 1-3-3	○	○
		くらら田園調布	玉堤 1-3-3	○	○
		ポロスキュアトレーニング　パーソナルジム	玉堤 1-6-11	○	
		グランジュール尾山台	玉堤 2-8-16	○	
		ガーデンテラス尾山台	玉堤 1-17-18	○	○
		介護老人保健施設玉川すばる	瀬田 4-1-14	○	
		介護老人福祉施設　ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	○	○
		看多機かえりえ成城	成城 1-1-9		○
		デイサービス　アジアの風	祖師谷 5-41-9		○
		ニチイケアセンター世田谷大蔵	大蔵 4-2-14		○
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43		○
		デイ・ホームたまがわ	野毛 2-4-4		○
		パナソニック エイジフリーケアセンター用賀・デイサービス	用賀 2-31-7 ｲｲﾀﾞｱﾈｯｸｽ I-101		○
		レコードブック用賀	用賀 4-5-7 ﾙﾋﾞｰﾉﾛﾄﾝﾀﾞ 1 階		○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	障害者利用施設	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1 地下 1 階	○	
		玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1 ボヌール玉堤 1 階	○	
		世田谷区立玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	○	
		ケアこげら世田谷宇奈根	宇奈根 1-8-9	○	○
		宇奈根あーゆるハウス	宇奈根 2-9-26	○	○
		グループホーム HARU 宇奈根	宇奈根 2-14-18	○	○
		グループホームアネモネ	宇奈根 2-15-15	○	○
		生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19	○	○
		かふぇいろどり	鎌田 3-35-1（世田谷区立鎌田区民ｾﾝﾀｰ 1 階）	○	○
		ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7	○	○
		グループホームビートル喜多見	喜多見 5-4-21	○	○
		世田谷区立砧工房分場キタミクリーンファーム	喜多見 7-3-1	○	
		us 喜多見	喜多見 2-6-38	○	○
		すたじおごろん二子玉川	野毛 2-28-23 B 棟	○	○
		喜多見夢工房分室	喜多見 8-1-4 河野ビル 1 階		○
		喜多見夢工房	喜多見 9-1-35		○
		ゆに（UNI）分場フェリーチェ	喜多見 9-2-33		○
		TODAY 喜多見	喜多見 9-3-13 ラピュータ 1 階		○
		さくらハウス（第３さくら）	給田（※2）		○
		地域活動支援センター陽だまりの庭	成城 2-3-33		○
	障害児利用施設	こどもデイうぃず	喜多見 7-25-17		○
		スタジオそら喜多見	喜多見 8-15-25 キタミフォーラム 1 階		○
		スタジオそら用賀	用賀 2-36-17 林ビル 2 階		○
		ウイング用賀	用賀 2-40-2		○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	乳幼児利用施設	喜多見児童館	喜多見 2-10-40	○	○
		鎌田児童館	鎌田 3-35-1	○	○
		世田谷区立中町保育園	中町 3-27-2		○
		世田谷区立玉川保育園	玉川 4-16-6	○	○
		世田谷区立給田保育園	給田 2-13-6		○
		世田谷区立小梅保育園	喜多見 2-10-41-101	○	○
		世田谷区立喜多見保育園	成城 3-18-20		○
		世田谷区立用賀保育園分園（わくわく保育園）	用賀 2-28-20		○
		宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16	○	○
		ちきゅうのこどもほいくえん成城	大蔵 5-7-29		○
		青い空保育園	岡本 2-5-11	○	
		青い空の家	岡本 2-5-11	○	
		グリーンヒル奥沢保育園	奥沢 1-48-13		○
		尾山台保育園	尾山台 1-1-6	○	○
		鎌田のびやか園	鎌田 4-12-17	○	○
		ChaCha Children Soshigayakoen	上祖師谷 3-10-3		○
		祖師谷保育園	上祖師谷 3-20-17		○
		喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7	○	○
		喜多見野の花保育園	喜多見 3-21-22		○
		わかな保育園	瀬田 1-7-7		○
		たまがわみんなの家	玉川 3-39-22	○	○
		RISSHO KID'S きらり 玉川	玉川 4-11-2	○	○
		世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	○	
		山口小児科内科病児保育室シェ・モア	中町 4-35-6		○
		ニコこどもクリニック病児保育室　ニコのおうち	玉川 1-15-6-101　二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ 1F	○	○
		はじまりはじまりえん niko	玉川 1-15-6-103　二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ	○	○
		パパルキッズルーム	玉川 3-43-1	○	○
		ポピンズナーサリースクール二子玉川	玉川 3-17-1　玉川高島屋ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ西館 1 階・2 階	○	○
		小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 ﾘｵ・ｳﾞｪﾙﾃﾞ 2 階	○	○
		喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6	○	○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	乳幼児利用施設	砧南らる保育園	鎌田 3-13-20（砧南中学校内）	○	○
	学校	世田谷区立二子玉川小学校	玉川 4-6-1	○	○
		世田谷区立東玉川小学校	奥沢 1-1-1		○
		世田谷区立玉堤小学校	玉堤 2-11-1	○	
		世田谷区立烏山小学校	給田 1-2-1		○
		世田谷区立砧南小学校	鎌田 4-3-1	○	○
		世田谷区立喜多見小学校	喜多見 3-11-1	○	○
		世田谷区立奥沢中学校	奥沢 1-42-1		○
		世田谷区立砧南中学校	鎌田 3-13-20	○	○
		世田谷区立喜多見中学校	喜多見 4-20-1	○	○
		玉川幼稚園	岡本 3-35-10		○
		永安寺学園幼稚園	鎌田 3-23-19	○	○
		慶元寺幼稚園	喜多見 4-17-2	○	○
		国本幼稚園	喜多見 8-15-33		○
		聖セシリア喜多見幼稚園	喜多見 9-9-5		○
		佼成学園幼稚園	給田 2-11-1		○
		成城幼稚園	祖師谷 3-52-38		○
		東京都市大学二子幼稚園	玉川 2-17-10	○	○
		国本小学校	喜多見 8-15-33		○
		成城学園初等学校	祖師谷 3-52-38		○
		国本女子中学校	喜多見 8-15-33		○
		成城学園中学校	成城 6-1-20		○
	病院	世田谷記念病院	野毛 2-30-10	○	○

※1 中小河川とは、野川・仙川・谷沢川・丸子川・呑川を指す。

※2 精神障害者対象施設のため、丁目以降非公表とする。

注）世田谷区において、水防法第 14 条第１項に定める洪水浸水想定区域は、以下に示されている区域である。

・「多摩川洪水浸水想定区域図（国土交通省京浜河川事務所公表）」

・「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域図（東京都公表）」

・「城南地区河川洪水浸水想定区域図（東京都公表）

参考）水防法第 15 条第１項　　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（略）

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　（略）

三　（略）

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　（略）

五　（略）

〔資料第 105①〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）【世田谷区】

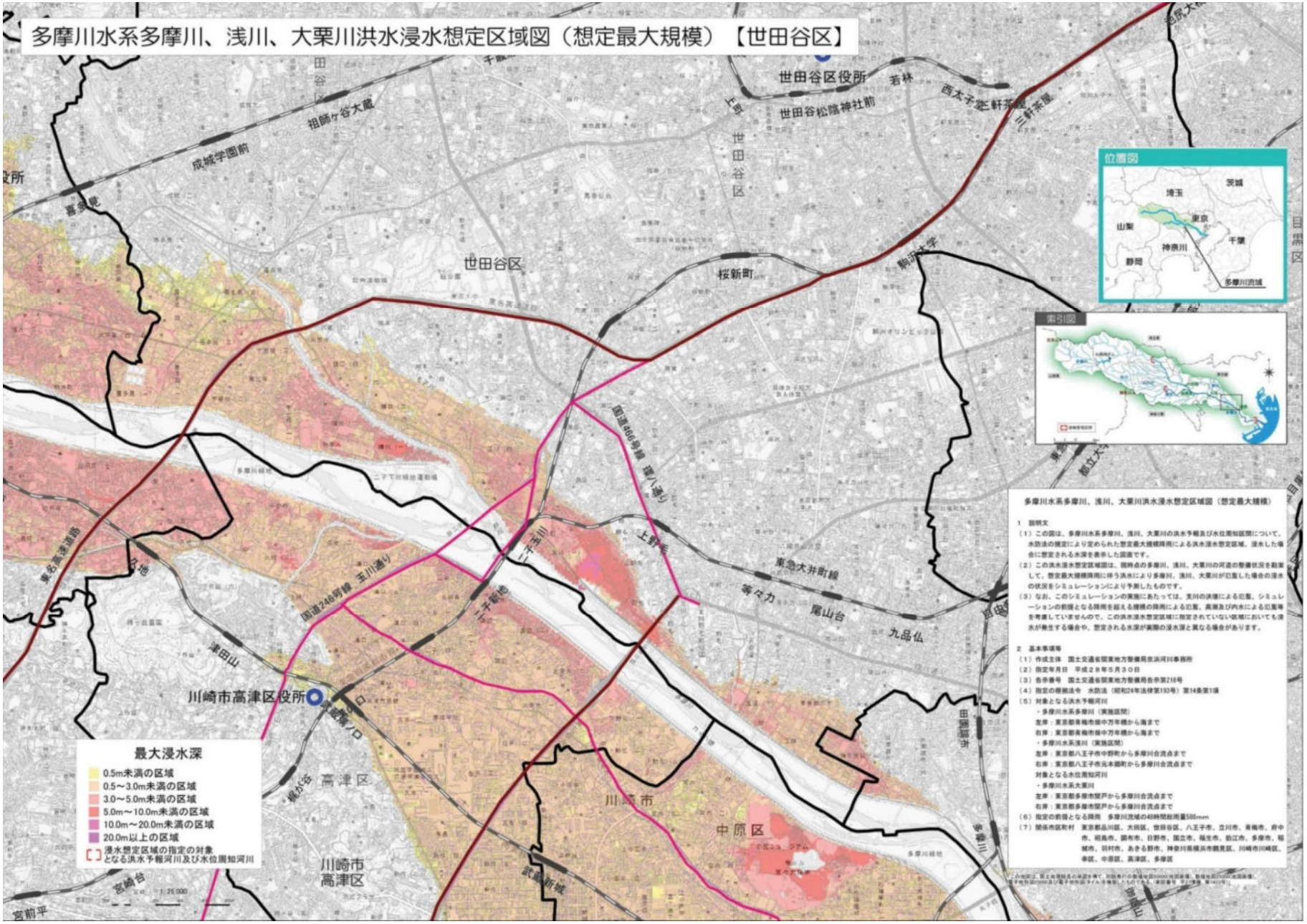

〔資料第 105②〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）【世田谷区】

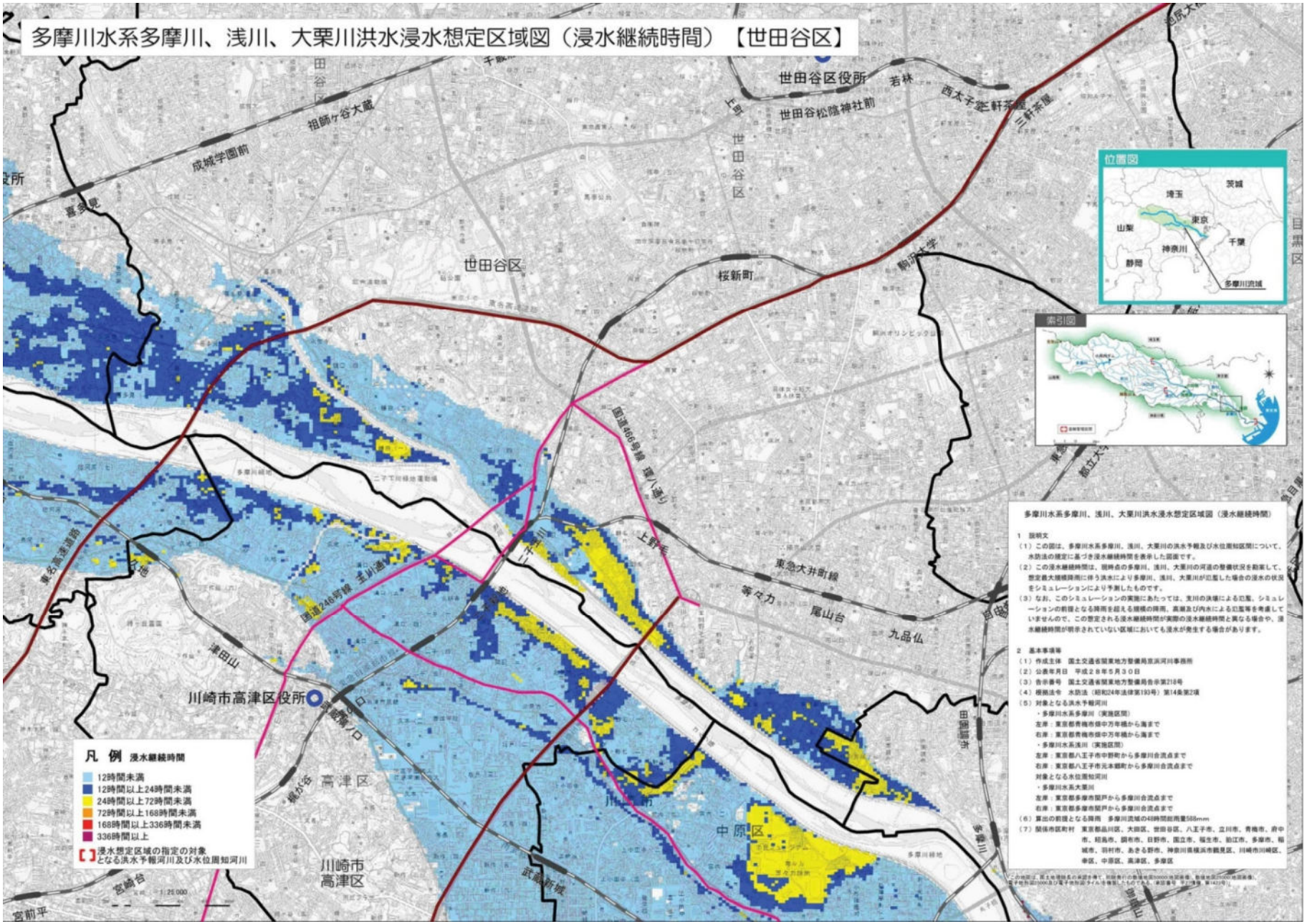

〔資料第 105③〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)）【世田谷区】

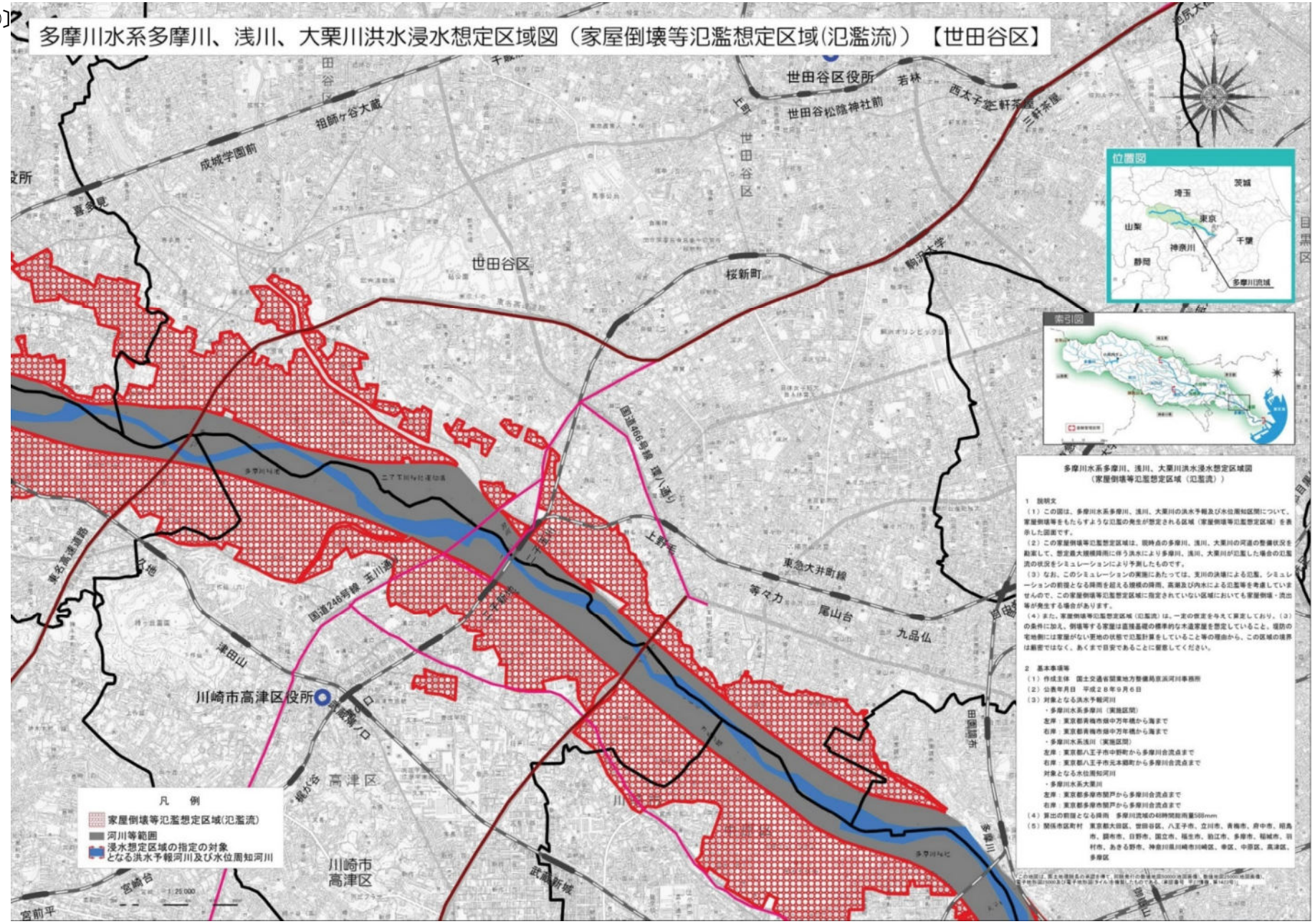

〔資料第 105④〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)）【世田谷区】

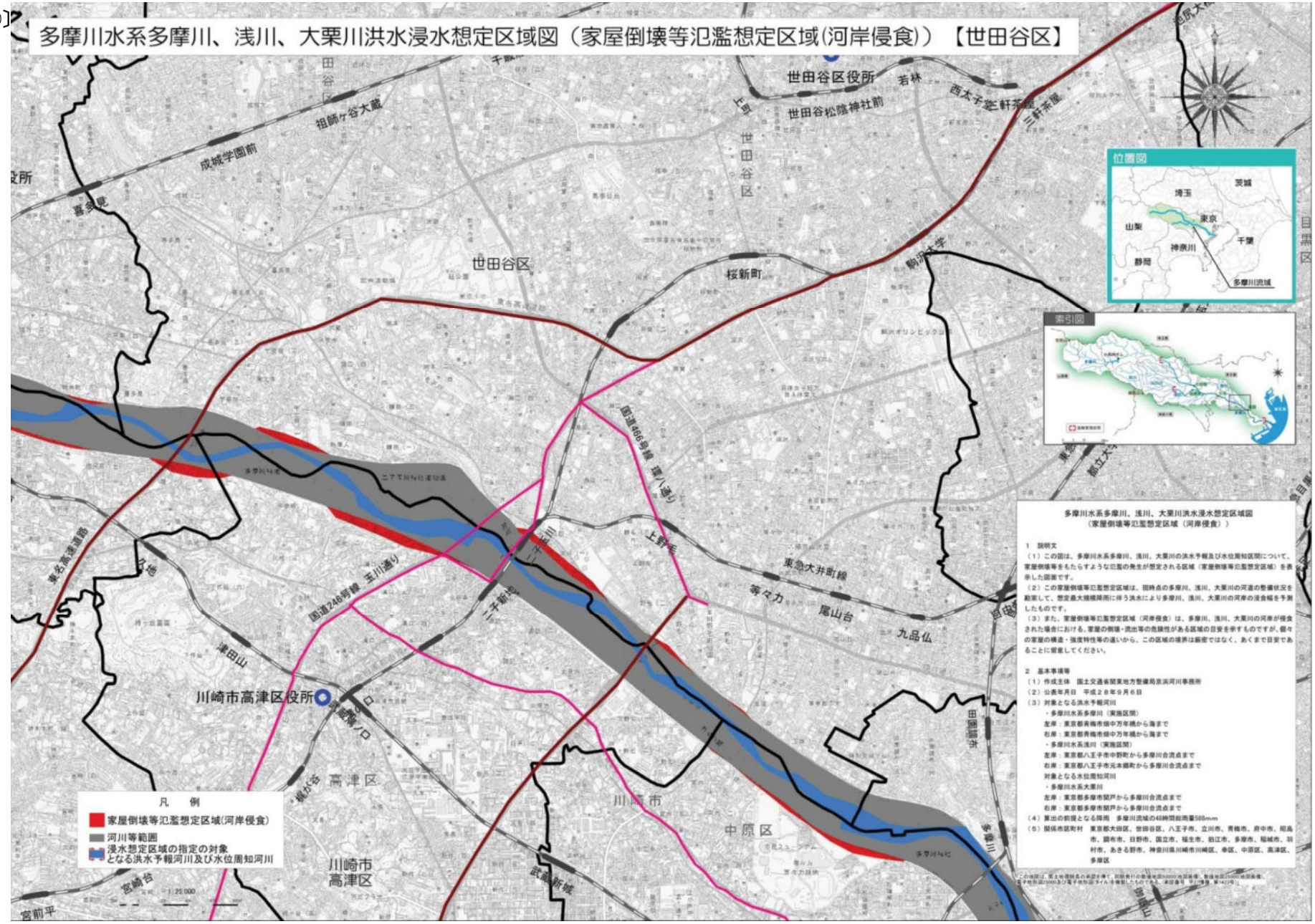

〔資料第 106〕

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川　洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）

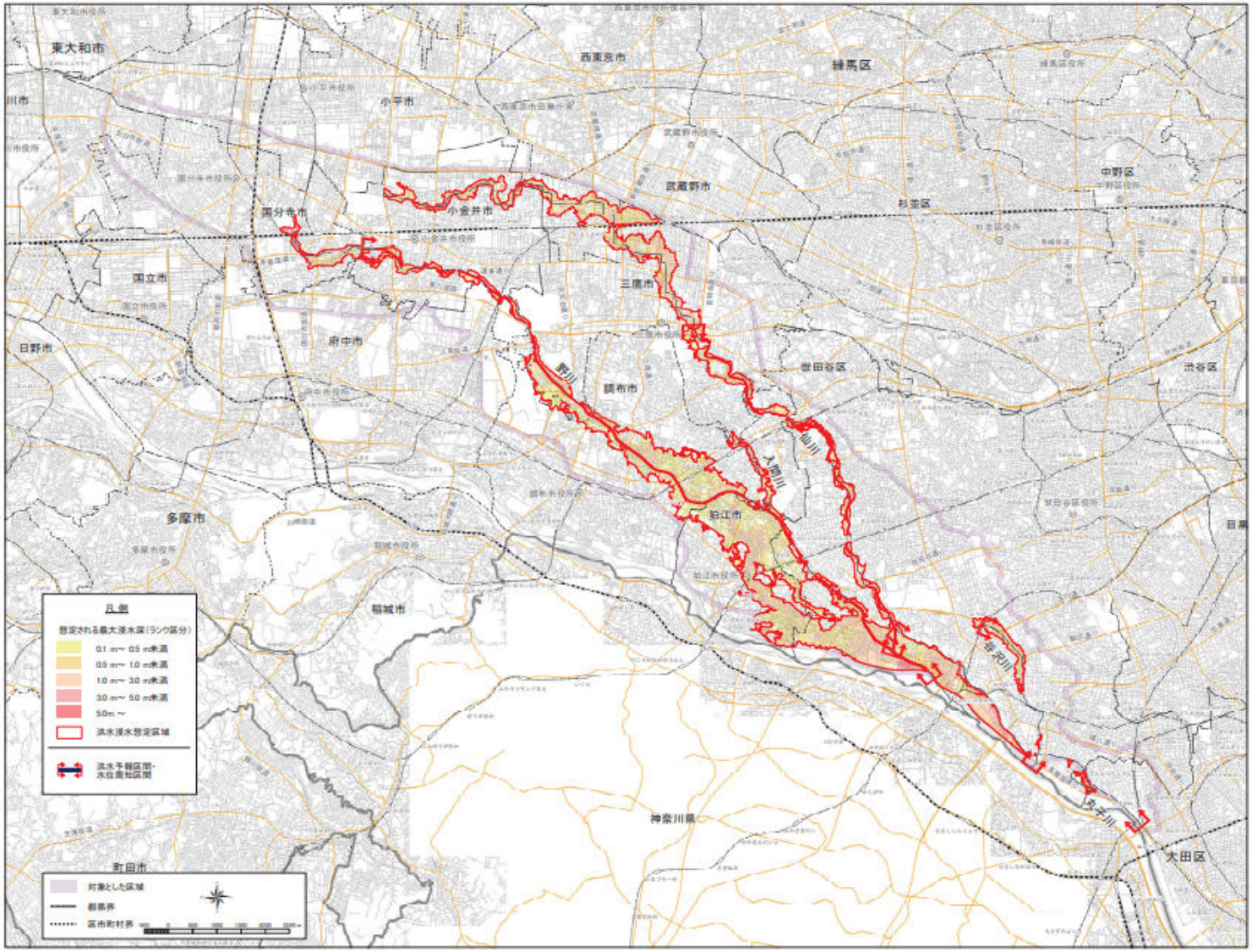

1. 説明文

（1）この図は、対象とした河川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の河川施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、対象とした河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

（1）作成主体	東京都
（2）指定年月日	令和6年2月15日
（3）指定の根拠法令	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
（4）対象とした河川	多摩川水系野川 国分寺市東恋ヶ窪一丁目から多摩川合流点まで 多摩川水系仙川 小金井市貫井北町三丁目から野川合流点まで 多摩川水系入間川 調布市東つつじヶ丘一丁目から野川合流点まで 多摩川水系谷沢川 世田谷区用賀二丁目から多摩川合流点まで 多摩川水系丸子川 世田谷区岡本三丁目から多摩川合流点まで
（5）対象とした降雨	野川、仙川、入間川、谷沢川、丸子川流域の1時間最大雨量153mm 24時間総雨量690mm

【問い合わせ先】　東京都建設局河川部防災課　03-5321-1111(代)
東京都建設局河川部計画課

位置図

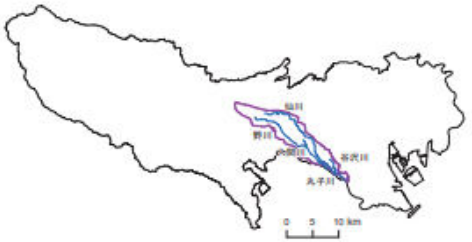

この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号、平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（4都市基交第 1354 号、4都市基交第 1354 号 2）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

〔資料第 107〕

城南地区河川　洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）

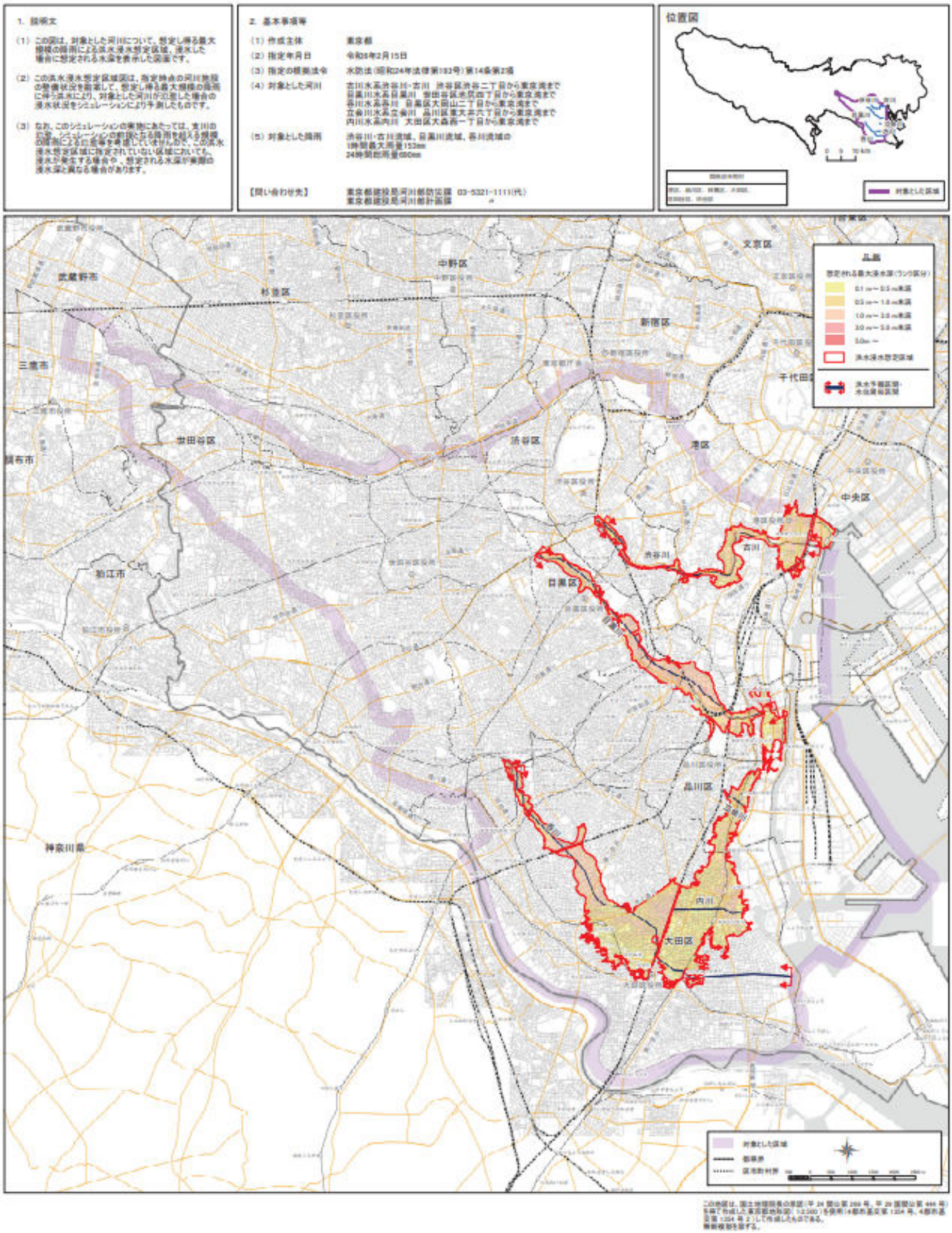

〔資料第 108〕

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2，500）を使用（29都市基交第553号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

〔資料第 109〕

城南地区河川流域　浸水予想区域図(改定)

この図は水深ごとの配色を、主に色の濃さ等により識別できるようにしています。

1. 説明文

(1) この図は、城南地区を流れる渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川及び呑川の流域や、雨水が直接海域や国管理河川へ排水される区域等を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大の水深を示したものです。
これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

(2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願い致します。

(3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。
シミュレーションでは、対象とした地域における時点(平成29年)での河川、洪水調節池及び下水道の整備状況等を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等

(1) 作成主体　都市型水害対策連絡会(城南地区河川流域)

(2) 作成年月日　令和元年6月27日 一部修正

(3) 対象とした地域　渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川、呑川流域
雨水が直接海域や国管理河川へ排水される区域等

(4) 対象とした降雨　想定最大規模降雨
(時間最大降雨量 153mm)
(総降雨量 690mm)

(5) 関係区市　港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、三鷹市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるのでご注意してください。
また、降り属による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。

位置図

【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111(代)
東京都建設局河川部防災課	〃
東京都下水道局計画調整部計画課	〃
東京都港湾局臨海開発部開発整備課	〃
港区街づくり支援部土木課	03(3578)2111(代)
新宿区危機管理担当部危機管理課	03(3209)1111(代)
品川区防災まちづくり部防災課	03(3777)1111(代)
目黒区危機管理室防災課	03(3715)1111(代)
大田区総務部防災危機管理課	03(5744)1111(代)
世田谷区危機管理室災害対策課	03(5432)1111(代)
渋谷区土木部管理課	03(3463)1211(代)
杉並区危機管理室防災課	03(3312)2111(代)
三鷹市総務部防災課	0422(45)1151(代)

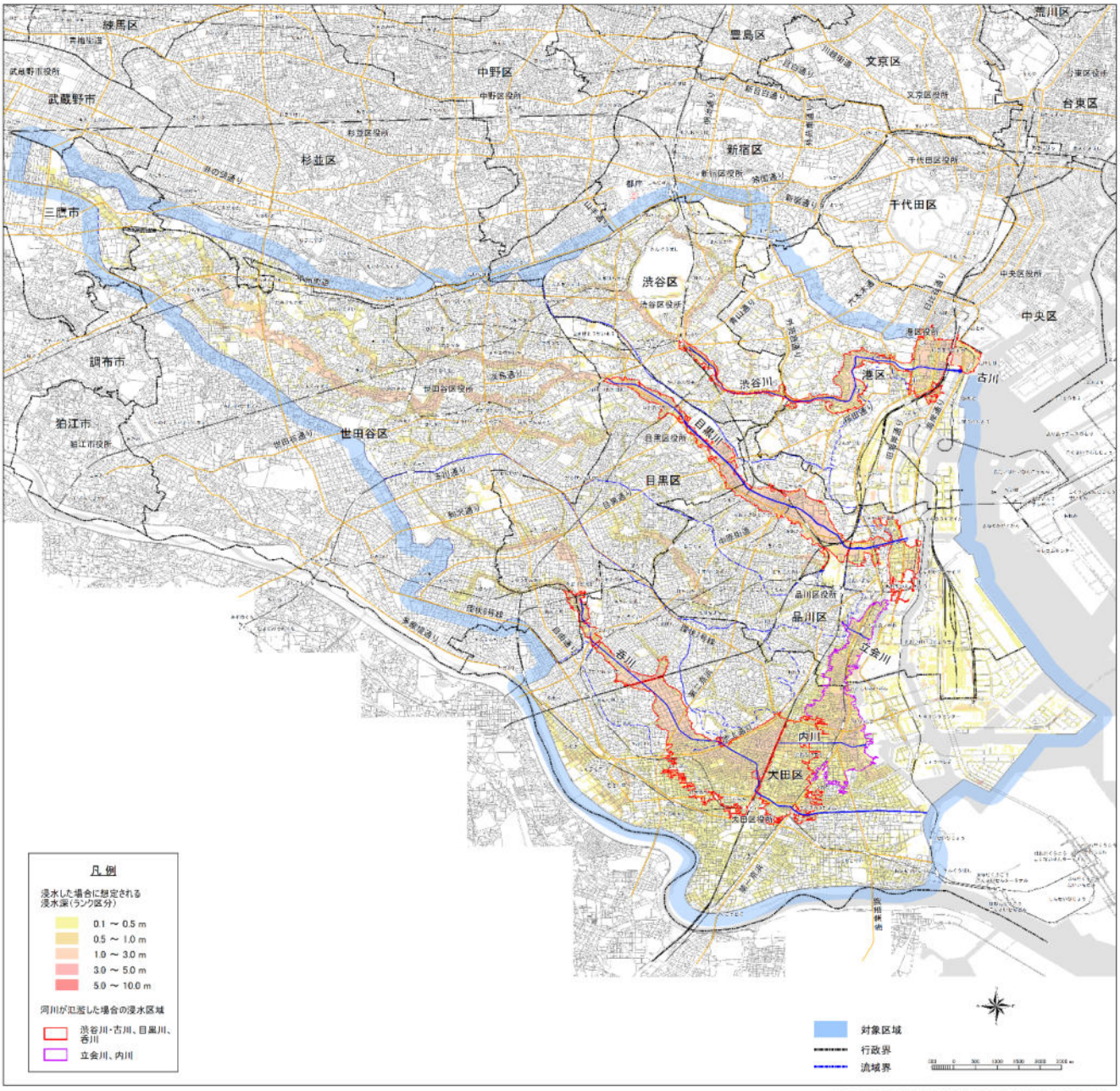

この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交 第230号

〔資料第 110〕

世田谷区建築物浸水予防対策要綱

平成17年６月10日施行

改正

平成27年９月４日27世建調第561号

令和２年６月17日２世建調第77号

令和２年６月24日２世建調第88号

令和３年１月14日２世建調第157号

世田谷区建築物浸水予防対策要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豪雨等による建築物への浸水を未然に防止し、建築物の安全と衛生を確保し、もって区民の生命、及び財産を守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

（対象建築物）

第３条　この要綱の規定が適用される建築物（以下「対象建築物」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）　建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物

（２）　建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物

（３）　世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築物

（区の責務）

第４条　区は、浸水被害のあった周辺地域における当該被害状況の情報提供を行うとともに、対象建築物の浸水被害予防に関する助言をし、浸水被害を受けた対象建築物の所有者等に対して浸水対策を講ずるよう啓発し、及び被害の防止に努めるものとする。

２　区長は、対象建築物を建築する建築主に、浸水予防対策等を講じ、及び当該対象建築物の維持保全に努めさせるものとする。

３　区長は、対象建築物を設計する設計者、工事施工者等に、現況敷地を十分に調査し、及び建築主と相談の上浸水予防対策を講じさせるものとする。

（届出）

第５条　区長は、建築主等に、浸水予防対策検討結果届出書（様式）を確認済証受領時までに提出させるものとする。

（指定確認検査機関への要請）

第６条　区は、指定確認検査機関が、建築確認、中間検査、及び完了検査の業務を行うに当たっては、この要綱の趣旨に即して業務を行うよう要請するものとする。

（勧告）

第７条　区は、建築主等が建築物に浸水予防対策を講ずることなく浸水被害を招くおそれがあるときは、必要な対策をとるよう勧告することができるものとする。

附　則

この要綱は、平成17年６月10日から施行する。

附　則（平成27年９月４日27世建調第561号）

１　この要綱は、平成27年９月４日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和２年６月17日２世建調第77号）

１　この要綱は、令和２年６月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

３　この要綱による改正後の世田谷区建築物浸水予防対策要綱の規定は、施行日以後に行われる確認申請等に係る建築物について適用し、施行日前に行われた確認申請等に係る建築物については、なお従前の例による。

附　則（令和２年６月24日２世建調第88号）

この要綱は、令和２年６月30日から施行する。

附　則（令和３年１月14日２世建調第157号）

１　この要綱は、令和３年１月14日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

〔資料第 111〕

世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱

昭和 63 年７月１日施行

（通則）

第１条　この要綱は、みどりの基本条例（平成 17 年３月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）第 21 条及び第 34 条の規定に基づき、みどりの育成に必要な地下水の涵養を図るとともに、世田谷区豪雨対策基本方針（平成 28 年３月）に基づく流域対策として雨水浸透施設の設置（以下「助成事業」という。）に係る助成金を交付することにより、地下水、湧水その他自然環境の保全及び創出並びに治水に資することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年５月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　湧水　地下水が地表、河川、湖沼、池泉等に湧き出た水をいう。

（２）　屋根雨水　民間住宅等の屋根に降った雨水をいう。

（３）　雨水浸透ます　ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設をいう。

（４）　雨水浸透トレンチ　掘削した溝に砕石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設をいう。

（５）　雨水浸透施設　雨水浸透ます、雨水浸透トレンチその他の雨水を地下に浸透させるための施設をいう（以下「浸透施設」という。）。

（６）　湧水保全重点地区　条例第 23 条の規定に基づき区長が指定する湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区のうち、別表第１に掲げるものをいう。

（７）　流域対策推進地区　雨水流出抑制施設の設置の推進・促進を図る必要がある区域として区長が指定したもののうち、別表第２に掲げるものをいう。

（８）　一般地区　湧水保全重点地区及び流域対策推進地区以外の世田谷区内の地区をいう。

（湧水保全重点地区等の追加指定）

第３条　区長は、浸透施設の設置の効果が認められる地区又は区域について、適宜、湧水保全重点地区又は流域対策推進地区として新たに指定するものとする。

２　区長は、湧水保全重点地区又は流域対策推進地区の範囲を明確にした指定図その他の関係書類を整備し、区民の閲覧に供するものとする。

（助成対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、浸透施設を設置しようとする区内の土地（以下、「当該土地」という。）若しくは当該土地に建つ建物の所有者、又は当該土地に浸透施設を設置する権原を有する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１） 国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体

（２） 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 58 号）第３条の規定が適用される建築主

（３） 宅地建物取引業又は建設業を営む者が販売するために所有する土地又は建物の敷地に浸透施設を設置しようとする者

（４） 助成金（これに類する補助金等を含む。）の交付を受けて設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者

（５） 区が設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者

（６） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 12 項に規定する開発行為に伴い浸透施設を設置しようとする者

（助成金を交付しない場合）

第５条　次に掲げる場合は、助成金を交付しないものとする。

（１） 急傾斜地に浸透施設を設置する場合

（２） 浸透施設を設置することにより法面の安全性が損なわれる場合

（３） 浸透施設を設置することにより土圧加重が増加し、擁壁に危険が生じる場合

（４） 浸透施設を設置することにより地下水の汚染その他の自然環境の破壊を引き起こす恐れがある場合

（５） 地下水位が地表面から 1.0 メートル以内にある土地に浸透施設を設置する場合

（設置基準）

第６条　区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき浸透施設を設置させるものとする。

（１） 浸透施設を設置する場合は、敷地内の雨水を有効に取り込むこと。

（２） 浸透施設を設置するにあたっては、区長が別に定める世田谷区雨水流出抑制施設技術指針に基づくことを原則とし、特に、浸透水により構造物の基礎及び埋設物が悪影響を受けないよう、また、浸透施設が相互干渉しないよう配置すること。

（３） 浸透施設を設置する場所の選定については、区長が別に定める「雨水流出抑制施設選択図」を参考にするとともに、地形及び地盤特性から受ける制約に十分配慮すること。

（４） 原則として、敷地面積に対して 300 立方メートル／ヘクタール以上の対策量を目標とすること。

（助成金の交付額）

第７条　助成金の交付額は、次の第２項で定める基本額と第３項で定める付帯工事費の合計額に消費税率を乗じた額とする。ただし、助成金の交付額は次の第５項で定める助成金の交付限度額を超えないものとし、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。また、助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

２　基本額は別表３に定める雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの標準工事費単価に雨水浸透ますにあっては設置基数、雨水浸透トレンチにあっては設置する長さ（１メートルを単位とし、１メートルに

満たない端数は切り捨てる。）を乗じて得た額の合計額と工事明細書における浸透施設の設置工事に係る額のうち、いずれか低い額とする。

3　付帯工事費（浸透施設を既存建築物に設置する場合に発生する、施設の設計や申請等の費用、既存管への接続費用や撤去処分費用をいう。）は、基本額に 0.4225 を乗じて得た額と工事明細書における付帯工事に係る額のうち、いずれか低い額とする。ただし、別表第３に定める付帯工事費の標準単価を上限とする。

4　第１項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者であって、助成金の交付の対象となる経費から消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 30 条第１項に規定する課税仕入れに係る消費税額の控除がある場合には、基本額と付帯工事費の合計額を助成金の交付額とする。ただし、助成金の交付額は次の第５項で定める助成金の交付限度額を超えないものとし、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5　一の助成対象者に対する助成金の交付限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）　一般地区内の土地に浸透施設を設置する場合　400,000 円

（2）　湧水保全重点地区又は流域対策推進地区内の土地に浸透施設を設置する場合　500,000 円

（適用申請）

第８条　区長は助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、浸透施設の設置前に次に掲げる図書を添付させた雨水浸透施設設置助成金交付適用申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

（1）　案内図

（2）　配置図

（3）　計算書

（4）　構造図

（5）　工事明細書

（6）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（適用決定及び通知）

第９条　区長は、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水浸透施設設置助成金交付適用決定通知書（第２号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水浸透施設設置助成金交付不適用決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（完了届の提出）

第 10 条　区長は、適用決定通知書を受けた者（以下「適用決定者」という。）が決定に係る浸透施設の設置工事を完了したときは、次に掲げる図書を添付させた完了届（第４号様式）により設置工事の完了を報告させるものとする。

（1）　しゅん工図

（２） 工事写真

（３） 適用決定通知書（写）

（４） 前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第 11 条　区長は、前条の報告があったときは、浸透施設の設置工事のしゅん工を確認し、助成金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書（第５号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付しないことに決定したときはその旨を雨水浸透施設設置助成金不交付決定通知書（第６号様式）により、速やかに適用決定者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第 12 条　区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、適用決定者に、決定通知書の写しを添付させた雨水浸透施設設置助成金交付請求書（第７号様式）により、助成金の請求をさせるものとする。

２　区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条　区長は、第 11 条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（１） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

（２） 助成金を当該浸透施設の設置以外の用途に使用したとき

（３） 前２号のほか、区長が付した条件に従わなかったとき

（助成金の返還）

第 14 条　区長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を交付決定者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 15 条　区長は前条の規定により、助成金の返還を命じたときは、交付決定者に、その命令に係る助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 16 条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 17 条　第 15 条第２項の規定により、区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第 18 条　区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている助成金の返還を命じられた交付決定者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（施設の管理義務等）

第 19 条　区長は、助成金の交付を受けた者に、当該助成金に係る浸透施設を常に良好な状態に管理するよう努めさせるものとする。

（その他）

第 20 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和 63 年７月１日から施行する。

（略）

附　則（令和６年３月 18 日５世豪下整第 296 号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

湧水保全重点地区一覧表

名称	湧水所在地	主たる区域
神明の森みつ池特別保護区湧水地涵養域	成城四丁目 20 番	成城五丁目全域 成城四・六・七・八丁目各一部
成城三丁目緑地内湧水地涵養域	成城三丁目 16 番	成城二・三丁目各一部
大蔵三丁目公園内湧水地涵養域	大蔵三丁目２番	大蔵二丁目全域 大蔵三丁目、砧三・五丁目各一部
岡本公園内湧水地涵養域	岡本二丁目 19 番	岡本二・三丁目各一部
瀬田四丁目広場内湧水地涵養域	瀬田四丁目 41 番	瀬田四・五丁目、岡本一丁目各一部
上野毛自然公園内湧水地涵養域	上野毛二丁目 17 番	上野毛二・三丁目各一部
等々力渓谷公園内湧水地涵養域	等々力一丁目 21 番	等々力一・二丁目、中町一丁目、野毛一丁目各一部
無原罪特別保護区湧水地涵養域	深沢八丁目 13 番	深沢七丁目一部 深沢八丁目全域

別表第２（第２条関係）

流域対策推進地区一覧表

名称	所在地
用賀３、４丁目・上用賀地区	用賀三・四丁目全域 上用賀全域 大蔵一丁目の一部、砧公園の一部
鎌田１、２丁目地区	鎌田一・二丁目全域
上馬・弦巻地区	上馬四・五丁目全域、弦巻全域 新町三丁目全域、桜新町二丁目全域 駒沢二・三丁目全域
中町・上野毛地区	中町四・五丁目全域、深沢五丁目全域 上野毛四丁目全域、深沢七丁目の一部
尾山台・奥沢地区	等々力五・六丁目全域、尾山台三丁目全域 奥沢二・五・六・七・八丁目全域 玉川田園調布二丁目全域
玉川・野毛地区	玉川一丁目の一部、玉川二丁目の一部 上野毛二丁目の一部、上野毛二丁目の一部 野毛二丁目の一部、野毛三丁目の一部

別表第３（第７条関係）

標準工事費単価

1　雨水浸透ます

型式	ますの径（㎜）	深さ（㎜）	標準工事費単価（円／基）	設計浸透能力（m^3／個・ｈｒ）
ＰⅠ	150	400	25,000	0.250
ＰⅡ	200	400	33,000	0.332
ＰⅢ	250	500	51,000	0.512
ＰⅣ	300	500	62,000	0.618
ＰⅤ	350	600	86,000	0.863
ＰⅥ	400	600	100,000	0.998
ＰⅦ	500	800	172,000	1.710

※１　設計浸透能力とは、雨水流出抑制助成事業補助要綱に基づき都が別に定める標準工事費単価に規定する設計浸透能力をいう。以下同じ。

※２　上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透ますについては、当該雨水浸透ますの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透ますの標準工事費単価を適用する。

2　雨水浸透トレンチ

型式	断面形状Ｗ×Ｈ（㎜）	管径（㎜）	標準工事費単価（円／ｍ）	設計浸透能力（m^3／ｍ・ｈｒ）
ＴⅠ	250×300	75	19,000	0.247
ＴⅡ	300×350	100	22,000	0.284
ＴⅢ	350×400	125	25,000	0.324
ＴⅣ	400×450	150	28,000	0.365
ＴⅤ	550×600	200	39,000	0.499
ＴⅥ	750×750	200	52,000	0.658

※１　上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透トレンチについては、当該雨水浸透トレンチの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透トレンチの標準工事費単価を適用する。

3　付帯工事費

付帯工事１件当たり	169,000 円

〔資料第 112〕

世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱

平成１９年７月１日
１９世み政第１３４号

（通則）

第１条　この要綱は、雨水タンクを設置する者に対し、雨水タンク設置助成金を交付することにより、水資源としての雨水の有効利用及び雨水の一時的な貯留による水害対策を推進することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年５月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、雨水タンクとは、雨水を散水、雑用水等に利用するための一時貯留槽をいう。

（助成対象者等）

第３条　この要綱に基づく助成を受けることができる者は、世田谷区内に雨水タンクを設置する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体

（２）　世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成 13 年 12 月世田谷区条例第 58 号)第３条の規定が適用される建築主

（３）　売買等を目的とした建物に雨水タンクを設置する不動産業者、建設業者等

２　助成金の交付の対象となる雨水タンクは、１の建物につき４基を上限とする。ただし、集合住宅において４戸を超える住戸がある場合は、４戸を超えた戸数につき、１基ずつ加算することができる。

（助成区域）

第４条　この要綱の対象となる区域は、世田谷区全域とする。

（設置基準）

第５条　区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき雨水タンクを設置させるものとする。

（１）　雨水を利用するために、屋根に降った雨水を一時的に貯留するものであること。

（２）　雨水タンクは、製品として販売されており、一般に購入可能なものであること。

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、雨水タンク１基当たりについて、当該雨水タンクの本体購入費及び設置に係る経費の合計額（消費税を含む。）の２分の１の額（100 円未満の金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額は、設置に係る経費については 5,000 円を、合計額については 35,000 円（世田谷区接道部緑化及び屋上緑化等整備助成金交付要綱（平成 22 年３月 31 日 21 世み政第 899 号）第３条３項に規定する助成金の交付を受けている場合は、50,000 円）を限度とする。

２　同一申請者に対する年度内の助成額の総額は、140,000 円を限度とする。

３　前項による助成金の総額は、予算の定める額を限度とする。

（適用申請）

第７条　区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次の書類を添付した雨水タンク設置助成金交付適用申請書（第１号様式）を、あらかじめ提出させなければならない。

（１）　雨水タンクの設置に係る見積書の写し

（２） 雨水タンクの有効貯水量、形状その他の仕様が明示されている書類
（３） その他区長が必要と認めるもの
（適用決定及び通知）
第８条　区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水タンク設置助成金交付適用決定通知書（第２号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水タンク設置助成金交付不適用決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。
（完了届の提出）
第９条　区長は、適用決定通知書を受けた申請者が雨水タンクの設置を完了したときは、速やかに次の書類を添付した雨水タンク設置完了届（第４号様式。以下「完了届」という。）を提出させなければならない。
（１） 雨水タンクの購入年月日、購入者氏名、販売店住所・店名及び本体価格・設置に係る経費（消費税を含む。）の明記された領収書の写し
（２） 設置後の写真２枚（全景及び近景）
（３） その他区長が必要と認めるもの
（交付決定及び通知）
第 10 条　区長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容を審査し、設置基準に適合すると認めるときは助成金の額を決定し、雨水タンク設置助成金交付決定通知書（第５号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。また、適合しないと認めたときは、その旨を雨水タンク設置助成金不交付決定通知書（第６号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。
（助成金の請求）
第 11 条　区長は、前条の規定により決定通知書を受けた申請者に、決定通知書の写しを添えた雨水タンク設置助成金交付請求書（第７号様式）を提出させるものとする。
２　区長は、前項の請求のあったときは、当該請求に係る助成金を支払うものとする。
（決定の取消し）
第 12 条　区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。
（１） 虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
（２） 助成金を当該雨水タンクの設置以外の用途に使用したとき。
（３） 前２号に掲げるもののほか、区長が付した条件に従わなかったとき。
（助成金の返還）
第 13 条　区長は、前条の規定により、助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を申請者に命じなければならない。
（違約加算金及び延滞金）
第 14 条　区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、申請者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
２　区長は、助成金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（管理義務等）

第 15 条　区長は、この助成金の交付を受けた者に、雨水タンクを常に良好な状態に管理し、雨水の有効利用に努めさせるものとする。

（状況調査）

第 16 条　区長は、雨水タンクの設置後に必要に応じて状況調査を行うことができる。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年７月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 19 日 25 世土計第 1079 号）

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月６日 31 世土計第 741 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年 10 月 30 日２世豪下整第 183 号）

この要綱は、令和２年 11 月１日から施行する。

附　則（令和３年３月８日２世豪下整第 332 号）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の規定は、令和３年４月１日以後になされた申請に基づく助成金の交付等について適用し、同日前になされた申請に基づく助成金の交付等については、なお従前の例による。

〔資料第 113〕

水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表

（令和６年４月１日現在）

種別	青葉橋　※ （世田谷 3-9-11）	赤堤 （赤堤 3-34-17）	中町 （中町 2-21-12）	合計
土のう袋　（袋）	1,100	1,200	1,200	3,500
土のう留坑　（本）	600	80	700	1,380
軽量鋼板　（枚）	0	0	360	360
籠　（本）	20	0	65	85
木材　（㎥）	0	0	0	0
シート（ビニール）　（㎡）	2,671	1,000	1,320	4,991
鉄線　（kg）	10	25	150	185
縄　（m）	210	60	1,000	1,270
ショベル　（丁）	122	98	160	380
ツルハシ　（丁）	41	27	50	118
掛矢　（丁）	5	6	42	53
鋸　（丁）	20	20	21	61
鉈　（丁）	14	0	4	18
ペンチ　（丁）	11	0	18	29
もっこ　（枚）	20	5	50	75
一輪車　（台）	2	0	17	19
Ｐ．Ｐロープ　（巻）	19	0	30	49
ムシロ　（枚）	0	0	0	0
モッコ棒　（本）	32	0	25	57
しの　（本）	22	0	18	40
クローバーバール　（本）	17	6	19	42
ボルトクリッパー　（台）	16	12	30	58
玄能　（丁）	22	0	1	23
トビクチ　（本）	25	20	24	69
釘　（kg）	160	0	53	213
フルコン砂筒袋　（枚）	10	0	70	80
大ハンマー　（丁）	10	20	12	42
バリケート　（脚）	0	0	25	25
鉄パイプ　（本）	0	0	450	450
鎌　（本）	56	0	22	78

※本庁舎等整備にともない、青葉橋水防倉庫の資材は二子玉川分庁舎（玉川 1-20-1）に一時移転中

《その他の備蓄状況》 ① 土のう用砂：2 ㎥（中央高速下器材置場（北烏山 8-8））

② 土のう用砂（陸閘閉鎖用等備蓄）：50 ㎥（同上）

③ 救命胴衣：17 着（中町水防倉庫）

④ 救命ボート：2 艇（中町水防倉庫）

〔資料第 114〕

水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）

（令和６年度東京都水防計画より）

種別	単位	数量
土のう袋	袋	7,800
大型土のう袋	袋	140
水のう袋	袋	0
土のう留杭	本	2,660
軽量鋼板	枚	240
篭	本	0
木材	m^3	1.7
シート	m^2	2,280
鉄線	kg	125
杭	本	665
縄	M	5,700
玉石	m^3	0
ショベル	丁	106
ツルハシ	丁	30
掛矢	丁	25
鋸	丁	17
鉈	丁	17
番線カッター	丁	21
もっこ	丁	0
一輪車	台	2

〔資料第 115〕

水防本部・地域水防本部防災行政無線一覧

本部名	班名	設置場所	固定呼出番号	車載呼出番号
水防本部	災害対策班	災害対策課	112、113	114、115
	土木渉外・調査班	道路管理課	722	724
	土木統括・情報班	土木計画調整課	－	726、727、723
	土木対策班	世田谷土木管理事務所	728	729、730、731
		北沢土木管理事務所	732	733、734、735
		玉川土木管理事務所	736	737、738、739、740
		砧土木管理事務所	741	742、743、744
		烏山土木管理事務所	745	746、747、748
		世田谷公園管理事務所	－	717
		北沢公園管理事務所	－	718
		玉川公園管理事務所	－	719
		砧公園管理事務所	－	720
		烏山公園管理事務所	－	721
	土木対策機動班	みどり政策課	－	716
		交通政策課	－	725
地域水防本部	地域総務班	世田谷・地域振興課	201	202
		北沢・地域振興課	301	302、303
		玉川・地域振興課	401	402
		砧・地域振興課	501	502
		烏山・地域振興課	601	602

〔資料第 116〕

大雨及び洪水警報・注意報発表基準

出典：気象庁ホームページ

令和５年６月８日現在

○　本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

○　警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

○　大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

○　表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

○　大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

○　大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

○　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

○　洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。

○　洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

○　洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

○　洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

世田谷区	府県予報区	東京都	
	一次細分区域	東京地方	
	市町村等を まとめた地域	23区西部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	22
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	143
	洪水	流域雨量指数基準	谷沢川流域=5.2，丸子川流域=3.8
		複合基準*1	多摩川流域=(9，69.3)， 谷沢川流域=(19，4.7)，仙川流域=(9，10.9)
		指定河川洪水予報 による基準	多摩川[石原・田園調布(上)]， 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	野川流域=12，谷沢川流域=4.1，仙川流域=9.7， 丸子川流域=3
		複合基準*1	多摩川流域=(9，61.6)，野川流域=(6，11.5)， 谷沢川流域=(10，4.1)，仙川流域=(6，8.1)， 丸子川流域=(6，2.2)
		指定河川洪水予報 による基準	多摩川[田園調布(上)]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ		
	低温	夏期(平均気温)：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温)：−7℃以下、多摩西部は−9℃以下	
	霜	晩霜期　最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が−2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

〔資料第 117〕

洪水予報伝達系統図・連絡先（国管理河川）

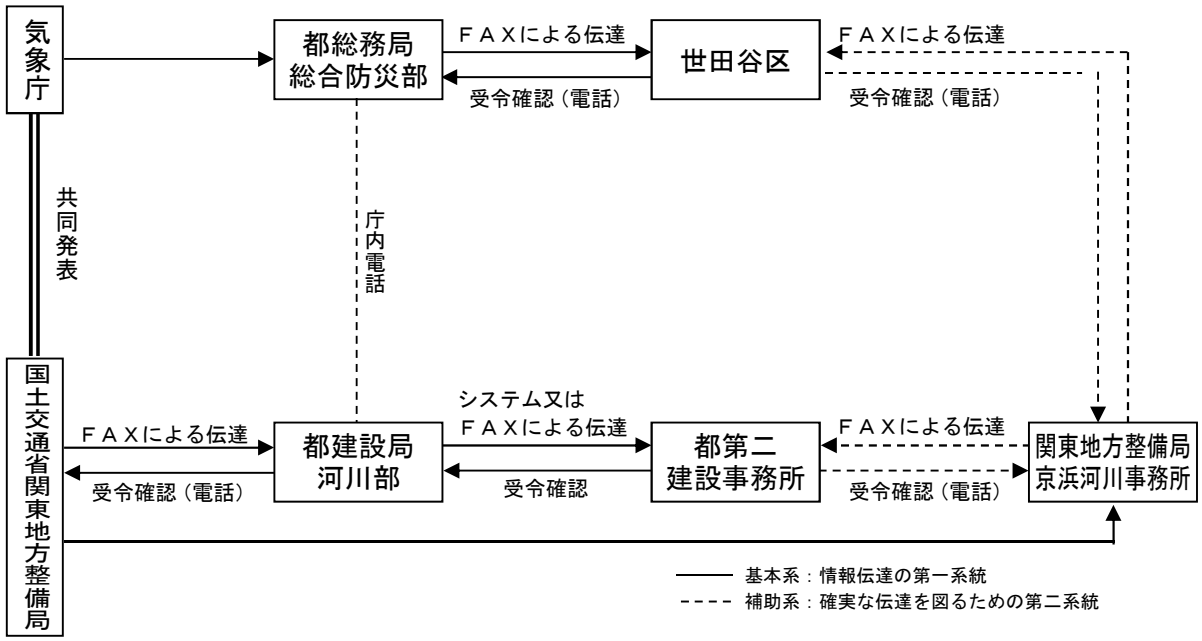

機関名		無線番号		ＮＴＴ回線	
		ＴＥＬ	ＦＡＸ	ＴＥＬ	ＦＡＸ
関東地方整備局災害対策室		6391、6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
都建設局河川部防災課		70972, 70983	70071, 70098	03-5320-5435	03-5388-1535
都第二建設事務所		75511	75502	03-3774-6658	03-3774-0328
京浜河川事務所災害対策室		772-591～594	772-550～551	045-503-4054	045-503-3174
田園調布出張所		772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289
都総務局 総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
世田谷区（水）		－	－	03-6432-7917	03-6432-7990
世田谷区（避）		74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014

※避…避難勧告等発令担当部署／水…水防担当部署

〔資料第 118〕

洪水予報伝達系統図・連絡先（都管理河川）

野川・仙川洪水予報

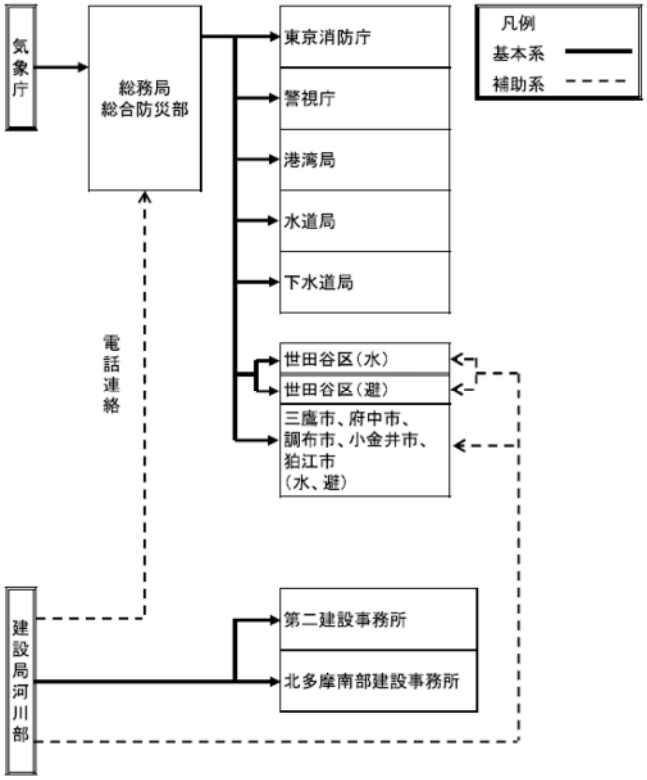

※避…避難勧告等発令担当部署
水…水防担当部署

関係機関		無線番号		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	**受信優先** **03-5388-1535** （03-5388-1534）
第二建設事務所		75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
北多摩南部建設事務所		83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
気象庁		79671	79670	03-3212-8341 内3142	03-3211-4923
総務局総合防災部※1	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4	03-3502-1450
	夜			内55151～3	
港湾局		70581～2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局（総務部総務課）		70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局		70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
世田谷区（水）※2		—	—	03-6432-7917	03-6432-7990
世田谷区（避）		74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
三鷹市（水、避）		80311	80301	0422-45-1151	0422-45-1190
府中市（水、避）		80511,80512	80501	042-335-4098	042-335-6395
調布市（水、避）		80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
小金井市（水、避）		80911	80901	042-387-9807	042-384-6426
狛江市（水、避）		81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水･･･水防担当部署／避･･･避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

〔資料第 119〕

水防警報伝達系統図・連絡先

多摩川水防警報（田園調布上）

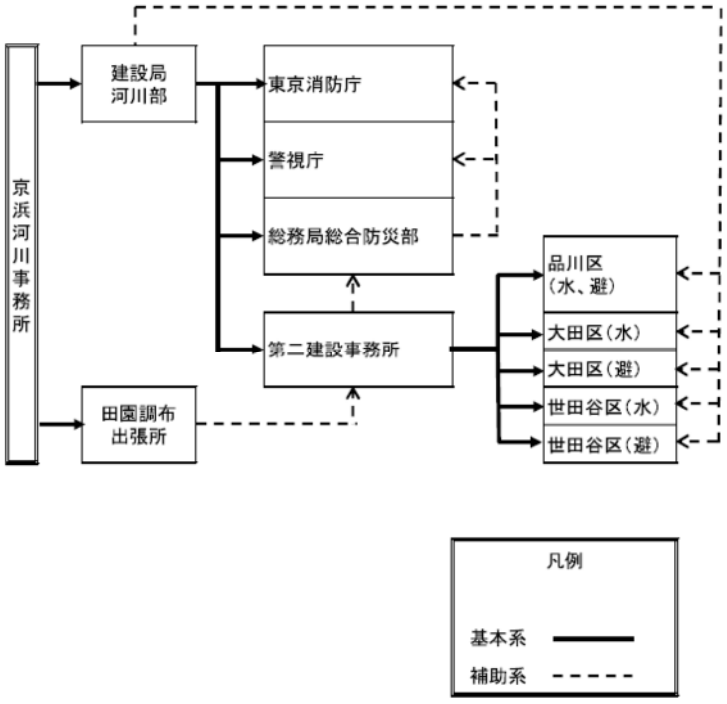

関係機関			無線番号		NTT回線	
			TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室			772−591～594	772−550,551	045−503−4054	045−503−3174
建設局河川部			70972 70983	70071 70098	03−5320−5435	**受信優先** **03−5388−1535** （03−5388−1534）
東京消防庁			71511	71501	03−3212−2111 内3531～3	03−3213−1476
警視庁		昼	76311	76301	03−3581−4321 内55541～4	03−3502−1450
		夜			内55151～3	
総務局 総合防災部※2		昼	70227	70013	03−5388−2456	03−5388−1260
		夜	70349	70023	03−5388−2459	03−5388−1958
第二建設事務所			75511	75501	03−3774−6658	03−3774−0328
品川区 （水▪避）※1		昼	73811	73801	03−5742−6695	03−3777−1181
		夜・休日			03−3777−1111	
大田区（水）			—	—	03−5744−1304	03−5744−1527
大田区（避）			74011	74001	03−5744−1236	03−5744−1519
世田谷区（水）			—	—	03−6432−7917	03−6432−7990
世田谷区（避）			74111	74101	03−5432−2262	03−5432−3014
田園調布出張所			772−6325	772−6340	03−3721−4288	03−3721−4289

※1　水・・・水防担当部署／避・・・避難勧告等発令担当部署　　※2　昼夜の区分はP2−10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

〔資料第 120〕

水門・陸閘等の一覧

（令和６年４月１日現在）

番号		名称	位置	構造		門扉	管理者（所有者）
【多摩川】							
1	樋管・樋門（水門）	宇奈根排水樋門	宇奈根2-2先	電動操作 動力操作（手動）	鉄製扉捲上式	内法　2.5m 高さ　2.8m	土木部工事第二課（下水道局）
2		谷川排水樋門	玉川3-3先	電動操作 動力操作（手動）	鉄製扉捲上式　2連	内法　3.7m 高さ　3.0m	土木部工事第二課（下水道局）
3		新玉川排水樋管	玉川1-6先	常用：内外水位差（自動） 非常用：油圧開閉（手動）	ステンレス製オートゲート　1門	内法　1.0m 高さ　1.0m	土木部工事第二課（国土交通省）
4		下野毛排水樋門	野毛2-30先	電動操作 動力操作（手動）	鉄製扉捲上式	内法　3.5m 高さ　2.7m	土木部工事第二課（下水道局）
5		玉川排水樋管	野毛1-2先	電動操作 動力操作（手動）	鉄製扉捲上式　2門	内法　5.0m 高さ　4.7m	土木部工事第二課（国土交通省）
6		等々力排水樋門	玉堤1-21先	電動操作 動力操作（手動）	鉄製扉捲上式	内法　3.3m 内径　400㎜ 高さ　2.4m	土木部工事第二課（下水道局）
7		上沼部排水樋門					大田区（下水道局） ＊ゲートポンプは下水道局管理
8	陸閘	久地陸閘	鎌田1-4先	手動	強化プラスチック製角落　16本	内法　2.7m 高さ　1.5m	土木部工事第二課（国土交通省）
9		玉川西陸閘	玉川1-9先	手動	強化プラスチック製角落　19本（10×12㎝）	内法　3.6m 高さ　2.3m	土木部工事第二課（国土交通省）
10		玉川東陸閘	玉川1-8先	手動	中柱1本、支柱1本 強化プラスチック製角落　42本（10×12㎝）	内法　5.5m 高さ　2.5m	土木部工事第二課（国土交通省）
【丸子川】							
11	余水吐	明神池余水吐	野毛3-8先	（手動）	木製扉捲上式	内法　1.1m 高さ　2.1m	土木部工事第二課（世田谷区）
【野川】							
12	ポンプ施設	野川67号ポンプ	喜多見3-1先	電動（自動）	11kwポンプ　2台		土木部工事第二課（世田谷区）
13		野川61号ポンプ	鎌田4-1先	電動（自動）	11kwポンプ　2台		土木部工事第二課（世田谷区）
14		野川下水71号ポンプ	鎌田1-20先	電動（自動）	18.5kwポンプ2台		土木部工事第二課（世田谷区）
15		野川下水72号ポンプ	鎌田1-17先	電動（自動）	22kwポンプ　2台		下水道局
16		野川下水73号ポンプ	鎌田1-7先	電動（自動）	15kwポンプ　2台		下水道局
【仙川】							
17	ポンプ施設	仙川送水ポンプ	鎌田3-13先	電動（自動）	2.2kwポンプ　1台		土木部工事第二課（建設局）
【区管理道路】							
18	大蔵水神様際水門		大蔵6-1先	手動	鉄製扉捲上式　1門 木製止水板　3枚	幅　0.75m 高さ　0.35m	土木部工事第二課（世田谷区）

〔資料第 121〕

日本における過去の噴火一覧

（令和２年８月１日現在）

年	火山名	被害の概要
1410（応永 17）	那須岳	噴石や埋没により死者約 180
1640（寛永 17）	北海道駒ヶ岳	津波により死者約 700
1741（寛保元）	渡島大島	津波により死者 1475
1779（安永８）	桜島	溶岩流、噴石により死者 153
1781（天明元）	桜島	海底噴火。津波により死者８、行方不明７
1783（天明３）	浅間山	火砕流、溶岩流、火山泥流。吾妻川、利根川に洪水。死者 1151
1785（天明５）	青ヶ島	死者 130～140。八丈島に避難し 50 年余り無人島に。
1792（寛政４）	雲仙岳	眉山崩壊とそれに伴う津波により死者約 15，000
1822（文政５）	有珠山	熱雲により旧虻田部落全滅。死者 50
1856（安政３）	北海道駒ヶ岳	１村落焼失。軽石流により死者約 20
1888（明治 21）	磐梯山	大泥流により山麓の村落が埋没。死者 461
1900（明治 33）	安達太良山	火口の硫黄鉱山施設、山林耕地施設に被害。死者 72
1902（明治 35）	伊豆鳥島	中央火口丘爆砕。全島民 125 名死亡
1914（大正３）	桜島	溶岩流出、村落埋没、焼失。地震鳴動顕著。死者 58
1926（大正 15）	十勝岳	大泥流発生。２か村村落埋没。死者 144
1940（昭和 15）	三宅島	噴石弾、溶岩流出。死者 11
1947（昭和 22）	浅間山	噴石により死者 11
1952（昭和 27）	ベヨネース列岩	海底噴火。観測船第５海洋丸の避難により全員（31 名）死亡
1958（昭和 33）	阿蘇山	噴石により死者 12 名
1962（昭和 37）	十勝岳	死者４、行方不明 1
1974（昭和 49）	桜島	土石流で死者８
1974（昭和 49）	新潟焼山	噴石により死者３
1977（昭和 52）	有珠山	泥流、降灰砂、地盤変動。死者３。有珠新山生成
1979（昭和 54）	阿蘇山	死者３、負傷者 11
1983（昭和 58）	三宅島	溶岩流出、阿古地区家屋焼失・埋没 394 棟
1986（昭和 61）	伊豆大島	12 年ぶりに噴火。全島民等約１万人が島外避難
1990（平成２）	雲仙岳	火砕流により死者 41、行方不明３
2000（平成 12）	有珠山	爆発により火口群形成
2000（平成 12）	三宅島	噴石。火砕流を伴う噴火。大量の火山ガス。全島避難
2011（平成 23）	新燃岳	爆発的噴火による空振が発生
2014（平成 26）	御嶽山	水蒸気爆発による噴火により死者 58、行方不明者５（平成 27 年 11 月６日時点）
2015（平成 27）	口永良部島	噴火により全島避難

※内閣府ホームページ（http://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k3.html）に加筆

〔資料第 122〕

火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山

平成 21 年６月、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として 47 火山が火山噴火予知連絡会によって選定された。さらに、平成 26 年 11 月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、３火山が追加された。

気象庁では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、遠望カメラ等の観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

選定理由	火山名
①近年、噴火活動を繰り返している火山 ・過去数十年程度の間、頻繁に噴火している ・100 年以内の間隔でマグマ噴火を繰り返している	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、伊豆大島、三宅島、硫黄島、阿蘇山、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島（23 火山）
②過去 100 年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山 ・地震活動 過去 100 年程度の山体浅部の地震活動 （マグマの動きに関連したものなど） ・地殻変動 過去 10 年程度のマグマ貫入等に伴う地殻変動 ・噴気活動・地熱活動 過去 100 年程度の活発な噴気活動、地熱活動	アトサヌプリ、大雪山、恵山、岩手山、栗駒山、蔵王山、安達太良山、磐梯山、日光白根山、乗鞍岳、白山、箱根山、伊豆東部火山群、新島、神津島、八丈島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、八甲田山、十和田、弥陀ヶ原（21 火山）
③現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	岩木山、鳥海山、富士山、雲仙岳（４火山）
④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	倶多楽、青ヶ島（２火山）

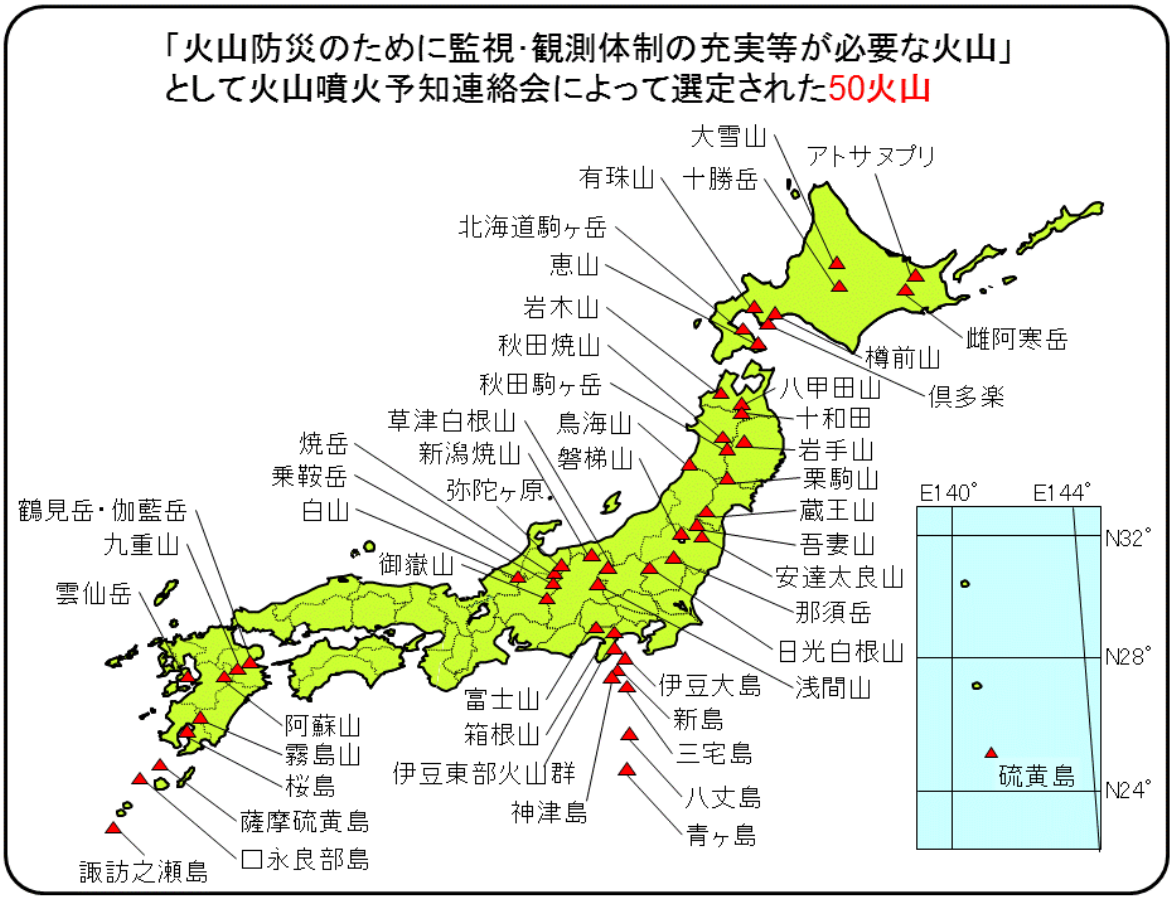

出典：気象庁ホームページ

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/katsukazan_toha/katsukazan_toha.html#kanshikazan

〔資料第123〕

世田谷区災害対策条例

平成18年３月14日条例第15号

（目的）

第１条　この条例は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）の予防及び減災、応急及び復旧並びに復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区長、区民及び事業者（区内で事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、必要な体制を確立し、災害対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、並びに災害発生後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い「安全・安心のまち世田谷」を築くことを目的とする。

（基本理念）

第２条　区長、区民及び事業者は、次に掲げる考え方に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ連携を図ることを基本理念として災害対策に取り組むものとする。

（１）　区民及び事業者が自己の生命、身体及び財産の安全を自ら確保することをいう自助

（２）　区民及び事業者が地域において相互に助け合うことをいう共助

（３）　行政機関が区民等を災害から保護するための事業等を実施することをいう公助

（区長の責務）

第３条　区長は、災害対策に関する施策を策定し、及び災害対策に関する事業を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　区長は、世田谷区地域防災計画（災害対策基本法第42条第１項の規定により世田谷区防災会議が作成するものをいう。）の定めるところにより、災害対策に関する施策を策定し、その推進を図らなければならない。

３　区長は、災害対策に関する施策を策定するに当たっては、国、東京都その他関係地方公共団体及び防災関係機関（災害対策基本法第２条第３号から第６号までに規定する機関をいう。以下同じ。）との調整を図るとともに、協力団体、区民及び事業者の意見を聴くよう努めなければならない。

４　区長は、災害対策に関する事業を実施するに当たっては、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関、協力団体、区民及び事業者との連携に努めなければならない。

（区民の責務）

第４条　区民は、災害に備え、次に掲げる事項について、自ら必要な措置を行うよう努めなければならない。

（１）　建築物等（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の耐震性及び耐火性の確保

（２）　家具の転倒、落下及び移動の防止

（３）　出火の防止及び初期消火に必要な用具の備え

（４）　暴風等による建築物等及び附帯設備等の損壊、転倒等の防止

（５）　豪雨等による建築物への浸水の防止

（６）　おおむね７日分（少なくとも３日分）の飲料水及び食料の備蓄

（７）　避難の経路、場所及び方法についての確認

２　区民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域において相互に協力するとともに、自発的に防災区民組織（災害から地域社会を守るために町会等を基礎として区民が自主的に結成した組織をいう。以下同じ。）に参加する等災害対策に関する活動（以下「災害対策活動」という。）の推進に努めなければならない。

３　区民は、災害に強いまちづくりについて理解を深め、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等災害対策に寄与するよう努めなければならない。

４　区民は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生時においては、自己及び家族の安全の確保に努めなければならない。
５　区民は、災害発生後においては、自らの生活の再建に努めるとともに、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。
一部改正〔平成29年条例10号〕
（事業者の責務）
第５条　事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任を自覚し、災害を最小限にとどめるため、最大の努力を払わなければならない。
２　事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所の来客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
３　事業者は、従業員に対し、災害対策に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。
４　事業者は、災害発生後においては、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。
（災害に強いまちづくりの推進）
第６条　区長は、災害に強いまちづくりを推進するため、密集した市街地の改善、狭あいな道路の拡幅及び整備等を行うとともに、建築物等の災害に対する安全性を向上させるための適切な指導、啓発及び支援を行い、並びに消防水利の確保を図るよう努めなければならない。
（公共施設等の安全の確保）
第７条　区長は、その所有し、又は管理する建築物、道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性、耐火性等を強化し、それらの安全の確保に努めなければならない。
（窓ガラス等の落下等防止）
第８条　区長、区民及び事業者は、その所有し、又は管理する建築物等について、地震又は強風により、窓ガラス、外壁等が破損し、飛散し、又は落下することがないよう安全の確保に努めなければならない。
一部改正〔平成29年条例10号〕
（風水害対策）
第９条　区長は、台風、集中豪雨等による水害、土砂災害等の被害を未然に防ぎ、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策を講じなければならない。
一部改正〔平成29年条例10号〕
（防災教育及び普及啓発）
第10条　区長は、防災教育の充実に努めるとともに、家具の転倒、落下及び移動の防止、出火の防止その他の区民が自ら備えておくべき災害対策に関する啓発を積極的に実施し、区民の災害対策に関する知識の向上及び意識の高揚に努めなければならない。
２　区長は、区民及び事業者に対し、区民及び事業者の事前の災害対策に役立つよう災害危険情報その他の防災に関する情報の提供に努めなければならない。
一部改正〔平成29年条例10号〕
（防災活動団体への支援）
第11条　区長は、防災区民組織等地域で自主的に災害対策活動を行う団体（以下「防災活動団体」という。）に対し必要な支援を行うことができる。
（防災訓練等）
第12条　区長は、東京都、防災関係機関及び協力団体と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。
２　区長は、職員に対し、災害対策に必要な研修を受けさせ、職員の災害対策活動に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。
３　区長は、防災活動団体が防災訓練等を実施する場合は、東京都、防災関係機関及び協力団体と連携を図り、必要な支援を行う等区民の災害対策活動に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。
（助けあいネットワークの育成）

第13条　区長は、災害発生時に防災活動団体が効果的な活動を行うことのできる環境を整備するため、助けあいネットワーク（地域社会における区民相互の協力及び救援体制をいう。）の育成に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（特に配慮を要する者に対する施策等）

第14条　区長は、高齢者、障害者、外国人その他の災害発生時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する施策を推進するよう努めなければならない。

２　区民及び事業者は、災害発生時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、日頃から要配慮者と連携を図り、支援の方法等について必要な協力体制を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成29年条例10号〕

（帰宅困難者対策等）

第15条　区長は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、東京都、近接の区市、事業者、防災関係機関、協力団体等と連携し、大規模な災害が発生した場合における帰宅困難者（事業所、教育機関、商業施設等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）及び駅前滞留者（特定の駅周辺に滞留する者をいう。）による混乱、事故の発生等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　区民は、大規模な災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急に連絡をすることを要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

３　事業者、教育機関及び保育その他の子育てを行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模な災害が発生したときは、その設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

全部改正〔平成29年条例10号〕

（災害応急体制の整備）

第16条　区長は、災害発生時における避難及び応急活動を円滑に行うため、次に掲げる事項について、国、東京都、防災関係機関、防災区民組織及び協力団体と連携し、あらかじめ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（１）　救出用及び救助用の資材及び機器の整備に関すること。

（２）　飲料水、食料その他避難生活に必要な資材及び機器の備蓄等に関すること。

（３）　情報収集及び連絡体制の整備に関すること。

（４）　緊急輸送に関すること。

（５）　避難場所に関すること。

（６）　道路上の障害物の除去に関すること。

（７）　医療救護に関すること。

（８）　ごみ、し尿及びがれきの処理に関すること。

（９）　他の区市町村、協力団体及び事業者との相互協力に関すること。

（避難所の運営に係る協力体制）

第17条　区長は、避難所（災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設をいう。以下同じ。）の運営に関し、あらかじめ避難所となる施設の責任者及び関係者、地域住民、防災区民組織、協力団体、防災関係機関、事業者等と連携を図り、災害発生時の避難所の運営に係る協力体制を構築するよう努めなければならない。

（災害発生時の応急活動等）

第18条　区長、区民及び事業者は、災害発生時において、区民の生命及び身体の安全を確保するため、相互に連携し、避難誘導、負傷者の救出及び救護、避難所の運営等の応急活動並びに復旧活動を行うよう努めなければならない。

（ボランティアへの支援）

第19条　区長は、関係団体と連携してボランティアの受入体制の確保を図るとともに、災害発生時において、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、災害対応に必要な資材及び機器並びに活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕
（大規模災害の被災地への支援）
第20条　区長は、他の区市町村において大規模な災害が発生した場合、相互協力の理念に基づき、当該区市町村に対し、防災備蓄物資の提供その他必要な支援を行うことができる。
（復興対策）
第21条　区長は、区内で災害により重大な被害が発生したときは、区民生活の再建及び安定を図るため、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関及び協力団体と連携し、その復興に努めなければならない。
２　区長は、復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、区民生活の再建及び安定のための復興に係る総合的な方針を策定し、この方針に従って復興に関する事業を推進するものとする。
３　区長は、前項に規定する復興に関する事業を推進するために必要があると認めるときは、世田谷区災害復興本部を設置するものとする。
（市街地復興）
第22条　区長は、区内で災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、東京都その他関係地方公共団体と連携を図りつつ、世田谷区都市整備方針（世田谷区街づくり条例（平成７年３月世田谷区条例第17号）第８条第１項の都市整備方針をいう。以下同じ。）に定める都市整備の基本方針に基づき世田谷区復興まちづくり方針（都市の復興の理念及び被災した都市基盤施設等の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、世田谷区都市整備方針に定める地域整備方針及び地区計画等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第９項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）に基づき地域別復興まちづくり方針（市街地復興の対象区域に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、被害状況を踏まえて速やかに策定し、これらを区民及び事業者に公表するとともに、世田谷区復興まちづくり方針及び地域別復興まちづくり方針に基づき市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（市街地復興の対象区域の指定）
第23条　区長は、市街地復興事業を推進するため、災害発生前の市街地の特性及び災害発生後の被害状況に応じて、次に掲げる地区を市街地復興の対象区域として指定することができる。
（１）　市街地改造予定地区（災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）により、市街地の抜本的な改造を予定する地区をいう。以下同じ。）
（２）　市街地修復予定地区（災害により、相当数の建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、都市基盤施設の整備等による市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建のいずれかの修復的な改善を予定する地区をいう。以下同じ。）
２　前項の規定による指定の基準は、規則で定める。
３　区長は、第１項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（市街地復興の対象区域の指定の変更）
第24条　区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第１項の規定により指定された地区について、同項各号に掲げる地区の区分の変更をすることができる。
２　前条第３項の規定は、前項の場合に準用する。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画の策定）
第25条　区長は、東京都都市復興基本計画（東京都が定める市街地復興に関する基本的な計画をいう。）との整合を図り、世田谷区復興まちづくり方針に基づき世田谷区復興まちづくり計画（区内の主要な施設及び土地の利用等の都市計画の方針を定める計画をいう。以下同じ。）を、地域別復興まちづくり方針に基づき地域別復興まちづくり計画（市街地復興の対

象区域の復興の施策を定める計画をいう。以下同じ。）を速やかに策定し、これを区民及び事業者に公表するものとする。
２　区長は、世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（市街地復興事業の推進）
第26条　区長は、市街地改造予定地区において、地域別復興まちづくり計画に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業をいう。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に規定する市街地再開発事業をいう。）等の市街地の抜本的な改造を行う事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　区長は、市街地修復予定地区において、地域別復興まちづくり計画に基づき、市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建の修復的な改善を行う事業の施行、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
４　区長は、区長以外の者が市街地復興事業を行う場合において、その者に対し必要に応じ、地域別復興まちづくり計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（被災市街地復興推進地域）
第27条　区長は、市街地復興の対象区域において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要のある区域については、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条第１項の規定により、都市計画（都市計画法第４条第１項に規定する都市計画をいう。）に被災市街地復興推進地域を定めることができる。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（建築行為の届出）
第28条　市街地復興の対象区域（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）において、建築物等の建築（建築基準法第２条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）をしようとする建築主（同条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。
（１）　災害により必要な応急措置として建築するもので規則で定めるもの
（２）　国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの
（３）　都市計画事業（都市計画法第４条第15項に規定する都市計画事業をいう。）として建築するもの又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの
（４）　既存の建築物の敷地内において建築する車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が２以下であり、かつ、地階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第２号に規定する地階をいう。）を有しない木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造のものに限る。）
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の推進に支障がないと認める建築物等
２　前項の規定は、第23条第１項の規定による市街地復興の対象区域の指定の日から起算して２年を経過する日までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。
一部改正〔令和５年条例67号〕
（復興に係る情報の提供及び協議）
第29条　区長は、前条第１項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを推進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。
２　区長は、前条第１項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを推進するための協議を行うことができる。
（地域協働復興の活動支援）

第30条　区長は、地域協働復興（被災後において、区民が相互に協力し、事業者、関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に関する活動を促進するとともに、復興区民組織（地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。）に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

追加〔令和５年条例67号〕

（委任）

第31条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和５年条例67号〕

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月７日条例第10号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和５年12月11日条例第67号）

この条例は、令和６年１月１日から施行する。ただし、第22条から第27条までの改正規定並びに第28条第１項各号列記以外の部分及び第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

〔資料第124〕

世田谷区災害対策条例施行規則

平成18年３月31日規則第59号

（趣旨）

第１条　この規則は、世田谷区災害対策条例（平成18年３月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第２条　条例第４条第１項第１号に規定する規則で定める工作物は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第１項に規定する工作物とする。

（復興地区区分指定基準）

第３条　条例第23条第２項に規定する規則で定める市街地復興の対象区域に係る指定の基準は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条第１項に規定する計画をいう。）の整備計画における整備地域内又は重点整備地域内に市街地修復予定地区（基盤整備済み地区であって中被害地区であるもの及び基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって小被害地区であるものを除く。）が存するときは、当該市街地修復予定地区を市街地改造予定地区とする。

３　第１項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる区域内に市街地修復予定地区が存するときは、当該市街地修復予定地区を市街地改造予定地区とすることができる。

（１）　東京都都市計画区域マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第６条の２の規定により東京都が定めた方針をいう。）に則した計画がある区域

（２）　都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条の３第１項の規定に基づき定められた都市再開発の方針における再開発促進地区

（３）　都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域

（４）　東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）第17条に規定する計画をいう。）における重点供給地域

（５）　世田谷区都市整備方針（世田谷区街づくり条例（平成７年３月世田谷区条例第17号）第８条第１項の都市整備方針をいう。）に則した計画がある地区

（６）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた地区

一部改正〔令和５年規則106号〕

（建築行為の届出）

第４条　条例第28条第１項に規定する建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認の申請をしようとする日の30日前までに、建築行為届出書（建築物・工作物）（第１号様式）により行わなければならない。

一部改正〔令和５年規則106号〕

（地域復興協議会の認証）

第５条　区長は、地域協働復興（条例第30条に規定する地域協働復興をいう。以下同じ。）に関する活動を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興区民組織（同条に規定する復興区民組織をいう。以下同じ。）を、地域復興協議会として認証することができる。

（１）　その活動を行う区域（以下「協働復興区」という。）を明示していること。

（２）　主たる構成員が協働復興区内の区民及び事業者（以下「区民等」という。）であること。

（３）　復興区民組織の名称、目的、代表者、事務所の所在地、協働復興区その他必要な事項を記載した規約（以下「規約」という。）を定めていること。

（４）　地域復興協議会の設立が、協働復興区内の区民等の多数の支持を得ていると認められること。

（５）　協働復興区内の区民等の自主的参加の機会が、規約において保障されていること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

２　地域復興協議会として認証を受けようとする復興区民組織は、次に掲げる書類を添付して、地域復興協議会認証申請書（第２号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、第４号に掲げる書類を添付する場合は、第５号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（１）　主たる構成員の名簿

（２）　協働復興区の区域図

（３）　規約の写し

（４）　活動実績に関する書類（従前の活動がある場合に限る。）

（５）　協働復興区内の区民等の支持を明らかにする書類

３　区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興協議会として認証することが適当と認めたときは地域復興協議会認証通知書（第３号様式）により、適当でないと認めたときは地域復興協議会不認証通知書（第４号様式）により、当該復興区民組織の代表者に通知するものとする。

４　区長は、前項の規定による認証を行うに当たり、条件を付することができるものとする。

５　区長は、第３項の規定による認証を行った場合は、当該認証を受けた復興区民組織の名称、目的、代表者、事務所の所在地及び協働復興区を公表するものとする。

追加〔令和５年規則106号〕

（地域復興協議会による区長への提案）

第６条　地域復興協議会は、地域協働復興に関する活動を通じて、次に掲げる事項について検討し、区長に提案することができる。

（１）　協働復興区内に係る復興まちづくり計画の案の策定に関すること。

（２）　協働復興区内における市街地復興事業の推進に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、地域協働復興に関すること。

追加〔令和５年規則106号〕

（地域復興協議会に対する支援）

第７条　地域復興協議会は、地域協働復興に関する活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

２　区長は、地域復興協議会の活動が円滑に行われるよう、地域復興協議会に対し、情報の提供、専門家の派遣その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

追加〔令和５年規則106号〕

（規約の変更）

第８条　地域復興協議会は、規約を変更しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

２　第５条第５項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

追加〔令和５年規則106号〕

（地域復興協議会の認証の取消し）

第９条　区長は、地域復興協議会が第５条第１項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときは、同条第３項の規定による認証を取り消すことができる。

２　第５条第５項の規定は、前項の規定による認証の取消しについて準用する。

追加〔令和５年規則106号〕

（市街地復興の対象区域における地域復興協議会設立に関する助言）

第10条　区長は、条例第23条第１項に規定する市街地復興の対象区域の指定を行ったときは、当該市街地復興の対象区域の区民等又は復興区民組織に対し、地域復興協議会の設立、地域復興協議会への参加その他必要と認める事項について助言することができる。

追加〔令和５年規則106号〕

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（令和５年12月11日規則第106号）

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第３条関係）

市街地改造予定地区	基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの
市街地修復予定地区	基盤整備済み地区であって、大被害地区であるもの 基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、中被害地区であるもの 基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの

備考

１　「基盤未整備地区」とは、２に規定する基盤整備済み地区に該当しない区域をいう。

２　「基盤整備済み地区」とは、区長が基盤の整備済みと認めた区域をいう。

３　「大被害地区」とは、被害度（一の街区における全家屋棟数に占める建替えが想定される家屋の棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上である街区が連なり、かつ、被害のあった面積がおおむね１ヘクタール以上である区域をいう。

４　「中被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント以上80パーセント未満である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね１ヘクタール以上である区域をいう。

５　「小被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント未満の部分的な被害が見られる街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね１ヘクタール以上である区域をいう。

一部改正〔令和５年規則106号〕

（略様式）

〔資料第125〕

世田谷区防災会議条例

昭和38年７月２日条例第12号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基き世田谷区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　世田谷区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成24年条例40号〕

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長および委員をもって組織する。

２　会長は、区長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　東京都知事の部内の職員のうちから区長が任命する者

（２）　警視庁の警察官のうちから区長が任命する者

（３）　東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者

（４）　消防団長で区長が任命する者

（５）　指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者

（６）　陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者

（７）　区長がその部内の職員のうちから指名する者

（８）　区の教育委員会教育長

（９）　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者

(10)　区内の公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者

(11)　区議会議員のうちから区長が任命する者

(12)　世田谷区区民防災会議の委員のうちから区長が任命する者

(13)　区民のうちから区長が任命する者

(14)　自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから区長が任命する者

６　前項の委員の総数は、80人以内とする。

７　第５項第10号から第14号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和46年条例９号・47年９号・49年18号・平成12年36号・19年47号・24年40号〕

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、前条第５項に掲げる機関の役員又は職員、東京都の職員、区の職員及び学識経験者のうちから、区長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（略）

附　則（平成24年10月２日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔資料第126〕

世田谷区防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、世田谷区防災会議条例（昭和38年７月世田谷区条例第12号）第６条の規定に基づき、世田谷区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

３　会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

４　前項の通知を受ける委員が事故のため出席できないときは代理を出席させることができる。

（議事手続）

第３条　会議の議事は、会長が主宰する。

２　会議の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

（会議の記録）

第４条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。

２　議事録には、つぎの事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 出席した委員の職名および氏名

(3) 議事の件名および概要ならびに議決事項

(4) その他必要と認める事項

（委任）

第５条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

２　会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第６条　専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

（事務担当者）

第７条　会議には、委員のほか事務担当者を出席させることができる。

（部会）

第８条　部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この規程は、昭和38年８月22日から施行する。

〔資料第 127〕

世田谷区災害対策協議会設置要綱

(設置)

第１条　災害時における区、区内の警察署、消防署及び自衛隊の機関、（以下「防災関係機関」という。）の緊密な連携を確保し、情報の共有化を図り、緊急事態への対応などについて協議を行うことを目的として、世田谷区災害対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　災害時の協力に関すること。

（２）　災害時の役割分担に関すること。

（３）　前各号のほか、災害時の防災関係機関の連携等に関すること。

(構成)

第３条　協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第４条　区長は、協議会を招集し、会議を主催する。

２　区長に事故があるときは、危機管理監が、危機管理監にも事故があるときは、危機管理部を担任する副区長が、危機管理部を担任する副区長にも事故があるときは他の副区長がその職務を代行する。

３　委員が出席することができないときは、代理者が出席することができる。

４　区長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

５　区長は、必要があると認めるときは、事務局会議を設けることができる。

(庶務)

第５条　協議会の庶務は、危機管理部災害対策課において処理する。

（略）

附　則（令和５年 11 月１日５世災対第 300 号）

この要綱は、令和５年 11 月１日から施行する。

別表（第３条関係）

自衛隊中央病院長	成城警察署長	世田谷総合支所長
陸上自衛隊衛生学校長	世田谷消防署長	北沢総合支所長
陸上自衛隊関東補給処用賀支処長	玉川消防署長	玉川総合支所長
陸上自衛隊第１普通科連隊重迫撃砲中隊長	成城消防署長	砧総合支所長
世田谷警察署長	日本赤十字社東京都支部事務局長	烏山総合支所長
北沢警察署長	区長	危機管理部長
玉川警察署長	副区長	危機管理監

〔資料第128〕

災害対策基本法（抜粋）

昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号

（目的）

第一条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成す

る防災に関する計画をいう。
十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの
（基本理念）
第二条の二　災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。
一　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
六　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。
（国の責務）
第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。
２　国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
３　指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
４　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。
（都道府県の責務）
第四条　都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。
２　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
（市町村の責務）
第五条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並

びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
３　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
（地方公共団体相互の協力）
第五条の二　地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。
（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）
第五条の三　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。
（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）
第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。
２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。
（住民等の責務）
第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
２　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
３　前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。
（施策における防災上の配慮等）
第八条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。
２　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
二　治山、治水その他の国土の保全に関する事項
三　建物の不燃堅牢ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項
四　交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
五　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
六　災害の予報及び警報の改善に関する事項
七　地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
八　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
九　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協

力に関する事項
十　火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
十一　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
十二　地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
十三　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
十四　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
十五　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
十六　海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
十七　被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
十八　防災上必要な教育及び訓練に関する事項
十九　防災思想の普及に関する事項
（市町村防災会議）
第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。
（市町村災害対策本部）
第二十三条の二　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
４　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
５　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
６　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができ

る。
7　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
8　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
（職員の派遣の要請）
第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
2　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
3　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。
（職員の派遣のあつせん）
第三十条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
2　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
3　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。
（職員の派遣義務）
第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
（派遣職員の身分取扱い）
第三十二条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。
2　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。
（市町村地域防災計画）
第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
2　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体そ

の他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
3　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
4　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
5　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
6　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
7　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。
第四十二条の二　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
2　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
3　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
4　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
5　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。
（市町村相互間地域防災計画）
第四十四条　市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
2　市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
3　第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。
（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
第四十五条　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確

かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

２　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条　災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一　防災に関する組織の整備に関する事項

二　防災に関する教育及び訓練に関する事項

三　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

四　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

五　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六　要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第四十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

２　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）

第四十七条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

２　災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）

第四十八条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

２　都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

３　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
４　災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。
（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）
第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。
（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）
第四十九条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）
第四十九条の三　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（指定緊急避難場所の指定）
第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
２　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
３　市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
（指定避難所の指定）
第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
２　第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
３　都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
（避難行動要支援者名簿の作成）
第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必

要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。
２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
一　氏名
二　生年月日
三　性別
四　住所又は居所
五　電話番号その他の連絡先
六　避難支援等を必要とする事由
七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
３　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
４　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
（名簿情報の利用及び提供）
第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
（災害応急対策及びその実施責任）
第五十条　災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。
一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
二　消防、水防その他の応急措置に関する事項
三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
六　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
八　緊急輸送の確保に関する事項
九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）
第五十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
２　災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
３　災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。
（被害状況等の報告）
第五十三条　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。
２　都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
（市町村長の警報の伝達及び警告）
第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。
（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）
第五十七条　前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。
（市町村長の出動命令等）
第五十八条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。
（市町村長の事前措置等）
第五十九条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。
２　警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつた

ときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
（市町村長の避難の指示等）
第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
２　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
４　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
６　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
７　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
８　第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
（警察官等の避難の指示）
第六十一条　前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。
２　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
３　警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。
（市町村の応急措置）
第六十二条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。
２　市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。
（市町村長の警戒区域設定権等）
第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権

を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4　第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（応急公用負担等）

第六十四条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7　前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8　第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9　警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10　前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国

に、それぞれ帰属するものとする。
第六十五条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
２　第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
３　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
（災害派遣の要請の要求等）
第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
２　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。
３　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
（内閣総理大臣による応援の要求等）
第七十四条の三　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第一項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。
２　内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
３　内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生

市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
4　災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
5　第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。
6　第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
（災害時における交通の規制等）
第七十六条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
2　前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。
（災害時における車両の移動等）
第七十六条の六　第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
2　道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
3　次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
一　第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
二　道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
三　道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
4　道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
5　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。

6　機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
7　機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
8　地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。
9　第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。
（公用令書の交付）
第八十一条　第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。
2　前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一　公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
二　当該処分の根拠となつた法律の規定
三　従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
3　前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。
（損失補償等）
第八十二条　国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
2　機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
3　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。
（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）
第八十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
2　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
（災害復旧の実施責任）
第八十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければなら

ない。
（災害復旧事業費の決定）
第八十八条　国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。
２　前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たつては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分の配慮をしなければならない。
（防災会議への報告）
第八十九条　災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。
（災害予防等に要する費用の負担）
第九十一条　法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。
（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）
第九十二条　第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。
２　前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。
（市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担）
第九十三条　第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。
２　前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。
（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）
第九十四条　災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。
（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）
第九十六条　災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。
（激甚じん災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）
第九十七条　政府は、著しく激甚じんである災害（以下「激甚じん災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚じん災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。
（特別区についてのこの法律の適用）
第百十条　この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

附　則
この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。
（略）
附　則　（令和五年六月一六日法律第五八号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔資料第129〕

災害対策基本法施行令（抜粋）

昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号

（職員の派遣の要請手続）

第十五条　都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関（同条第一項に規定する指定公共機関をいう。以下この章において同じ。）の職員の派遣を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

一　派遣を要請する理由

二　派遣を要請する職員の職種別人員数

三　派遣を必要とする期間

四　派遣される職員の給与その他の勤務条件

五　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（職員の派遣のあっせんの要求手続）

第十六条　都道府県知事等又は市町村長等は、法第三十条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し職員の派遣についてあっせんを求めようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

一　派遣のあっせんを求める理由

二　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

三　派遣を必要とする期間

四　派遣される職員の給与その他の勤務条件

五　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（派遣職員の給与等）

第十八条　派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

８　国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項

の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の保険料のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続）

第二十条の二　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

２　前項の規定による交通の禁止又は制限を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならない。

３　公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ当該道路の管理者の意見を聴かなければならない。

４　公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等及び期間を通知しなければならない。

５　公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその禁止又は制限に関する広報を行わなければならない。

（被害状況等の報告）

第二十一条　法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

一　災害の原因

二　災害が発生した日時

三　災害が発生した場所又は地域

四　被害の程度

五　災害に対しとられた措置

六　その他必要な事項

（通信設備の優先利用等）

第二十二条　都道府県知事又は市町村長は、法第五十七条（法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくは次条に規定する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第

九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は次条に規定する事業活動を行う者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

（応急公用負担の手続）

第二十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は同条第七項において準用する法第六十三条第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（内閣府令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第二十五条　法第六十四条第三項の政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　保管した工作物又は物件（以下この条から第二十七条まで及び第三十条において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

二　保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時

三　その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四　前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第二十六条　法第六十四条第三項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行なわなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該市町村の事務所に掲示すること。

二　前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他その工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市町村の公報又は新聞紙に掲載すること。

２　市町村長は、前項に規定する方法による公示を行なうとともに、保管工作物等一覧簿を当該市町村の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条　公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣

府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2　公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

3　公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十二条の二　法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第四項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

一　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車

二　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条　都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

3　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4　前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

5　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第三項の規定により交付された標章及び証明書は第三項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

（実費弁償の基準）

第三十五条　法第八十二条第二項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者（以下この条において「医師等」という。）に対しては、応急措置の業務（以下この条において「業務」という。）に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二　前号の手当の支給額は、当該業務に係る従事命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものの給与を考慮して定めるものと

する。

三　医師等が、一日につき八時間を超えて業務に従事したときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四　前号の割増手当又は旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、当該業務に係る従事命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものに支給される時間外勤務手当又は旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

五　災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行うものとする。

（損害補償の基準）

第三十六条　法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。

2　法第八十四条第二項に規定する損害補償の基準は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の定めるとおりとする。

附　則〔昭和三七年八月二五日政令第三三七号〕

この政令は、公布の日から施行する。

（略）

附　則〔令和六年三月二九日政令第七五号〕抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

〔資料第130〕

東京都帰宅困難者対策条例

平成24年３月30日条例第17号

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３　知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

２　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知す

るよう努めなければならない。

3　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3　前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第百二十四条に規定する専修学校

をいう。）及び各種学校（法第百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章　安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条　知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章　一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章　帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章　雑則

（委任）

第十四条　この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

〔資料第131〕

災害救助法（抜粋）

昭和二十二年十月十八日号外法律第百十八号

（目的）

第一条　この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二　救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

２　救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

３　第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

４　内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

５　内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

６　第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三　都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第二条第一項に規定する災害が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

（都道府県知事等の努力義務）

第三条　都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条　第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一　避難所及び応急仮設住宅の供与

二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四　医療及び助産

五　被災者の救出

六　被災した住宅の応急修理

七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八　学用品の給与

九　埋葬

十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

２　第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

３　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

４　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（従事命令）

第七条　都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

２　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

３　前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

４　第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

５　第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（協力命令）

第八条　都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（事務処理の特例）

第十三条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

２　前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（費用の支弁区分）

第十八条　第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

附　則

①　この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

（略）

附　則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

〔資料第132〕

災害救助法施行令（抜粋）

昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号

（災害の程度）

第一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

２　前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条　法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一　死体の捜索及び処理

二　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

２　前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）

第四条　法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一　医師、歯科医師又は薬剤師

二　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士

三　土木技術者又は建築技術者

四　大工、左官又はとび職

五　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者

六　鉄道事業者及びその従業者

七　軌道経営者及びその従業者

八　自動車運送事業者及びその従業者

九　船舶運送業者及びその従業者

十　港湾運送業者及びその従業者

（実費弁償）

第五条　法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

附　則

①　この政令は、公布の日から、これを施行する。（後略）

（略）

附　則（令和三年五月一〇日政令第一五三号）抄

（施行期日）

1　この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

別表第一（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五，〇〇〇人未満	三〇
五，〇〇〇人以上一五，〇〇〇人未満	四〇
一五，〇〇〇人以上三〇，〇〇〇人未満	五〇
三〇，〇〇〇人以上五〇，〇〇〇人未満	六〇
五〇，〇〇〇人以上一〇〇，〇〇〇人未満	八〇
一〇〇，〇〇〇人以上三〇〇，〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇，〇〇〇人以上	一五〇

別表第二（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一，〇〇〇，〇〇〇人未満	一，〇〇〇
一，〇〇〇，〇〇〇人以上二，〇〇〇，〇〇〇人未満	一，五〇〇
二，〇〇〇，〇〇〇人以上三，〇〇〇，〇〇〇人未満	二，〇〇〇
三，〇〇〇，〇〇〇人以上	二，五〇〇

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五，〇〇〇人未満	一五
五，〇〇〇人以上一五，〇〇〇人未満	二〇
一五，〇〇〇人以上三〇，〇〇〇人未満	二五
三〇，〇〇〇人以上五〇，〇〇〇人未満	三〇
五〇，〇〇〇人以上一〇〇，〇〇〇人未満	四〇
一〇〇，〇〇〇人以上三〇〇，〇〇〇人未満	五〇
三〇〇，〇〇〇人以上	七五

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一，〇〇〇，〇〇〇人未満	五，〇〇〇
一，〇〇〇，〇〇〇人以上二，〇〇〇，〇〇〇人未満	七，〇〇〇
二，〇〇〇，〇〇〇人以上三，〇〇〇，〇〇〇人未満	九，〇〇〇
三，〇〇〇，〇〇〇人以上	一二，〇〇〇

〔資料第133〕

災害救助法施行細則（抜粋）

昭和三八年一〇月五日東京都規則第一三六号

(趣旨)

第一条　この規則は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第一号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第二条　令第三条第一項の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

(実費弁償の程度)

第六条　法第七条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第二のとおりとする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

附　則(令和六年規則第二八号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

別表、様式　略

※　別表に定める救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度は、次頁以降を参照のこと。

〔資料第 134〕

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

昭和三十七年九月六日法律第百五十号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条　国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

２　前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

３　前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条　国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二　前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業

四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

六の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

六の三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

七　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

九　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項の規定により都道府県が設置した女性自立支援施設（市町村又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で都道府県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

十　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

十一　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業

十一の二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

十二　激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫れき、岩石、樹木等（以下「堆たい積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）

十三　激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆たい積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

十四　激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

2　前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条　前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする

一　激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十

二　前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五

三　第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十

四　第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、

百分の七十

五　第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六　第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十

2　特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

3　前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

4　前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。

5　激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6　第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条　国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2　前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3　国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

第十七条　国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）

第十九条　特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条の支弁については、同法第五十九条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第六十一条第三項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、それぞれ同法第五十九条又は第六十一条第三項の規定を適用する。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例）

第二十条　特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

２　前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

３　前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。

４　第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）」とする。

５　第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条　激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）

第二十二条　国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等（公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。）をする場合には、同法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。）の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

２　前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、

公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第二十四条　激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校の施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

２　激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

３　前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

４　第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）

第二十五条　激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「高年齢被保険者等」という。）を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

２　前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

３　前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者（」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いずれも」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者（」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも」とする。

４　第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の三、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができ

る。

5　第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二条第二項第一号中「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは「四十五歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号中「六十歳以上六十五歳未満」とあるのは「六十歳以上」とする。

6　第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。

7　第五項の規定により高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。

8　第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章及び第八十一条の規定を準用する。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

〔資料第135〕

被災者生活再建支援法（抜粋）

平成十年五月二十二日法律第六十六号

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　自然災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二　被災世帯　政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

イ　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ　当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ　当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

ホ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条　都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

２　被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　二百万円

二　その居住する住宅を補修する世帯　百万円

三　その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯　五十万円

3　前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4　前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5　被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　百万円

二　その居住する住宅を補修する世帯　五十万円

三　その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯　二十五万円

6　前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、〔後略〕

（略）

附　則　（令和二年十二月四日法律第六十九号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

〔資料第136〕

被災者生活再建支援法施行令（抜粋）

平成十年十一月五日政令第三百六十一号

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条　被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一　自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害

二　自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害

三　自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害

四　自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

五　第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

六　第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条　法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。〔後略〕

（略）

附　則　（令和二年十二月四日政令第三百四十一号）

この政令は、公布の日から施行する。

〔資料第137〕

水防法（抜粋）

昭和二十四年六月四日号外法律第百九十三号

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこ

れらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二　都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

３　前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況

を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防

止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示を

することができる。
7　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
8　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
9　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
6　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（水防警報）
第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
2　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域

の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

附　則

１　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二四年八月三日〕から施行する。

（後略）

（略）

附　則〔令和五年五月三一日法律第三七号〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（後略）

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔資料第138〕

水防法施行規則（抜粋）

平成十二年十一月二十一日建設省令第四十四号

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条　水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢(いつ)流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

２　洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

３　第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

４　第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

５　前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

６　洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二　法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条　法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一　指定の区域

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条　法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

２　前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二　法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条　法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定の区域（雨水出水浸水想定区域等の公表）

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水継続時間

２　法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

第六条　法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

２　前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）

第十一条　法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

ロ　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条　法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時

等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二　地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三　地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四　地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五　地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六　自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七　前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

２　地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条　法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

二　要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四　要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

附　則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（略）

附　則〔令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号〕

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

〔資料第 139〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

平成十二年五月八日法律第五十七号

（目的）

第一条　この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛（たん）水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

（土砂災害防止対策基本指針）

第三条　国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

２　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

二　次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三　第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四　第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五　第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六　第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

３　国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

４　国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（基礎調査）

第四条　都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災

害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

２　都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

３　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第五条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

２　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

５　第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

６　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

７　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

８　都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

９　前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

１０　前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（土砂災害警戒区域）

第七条　都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に

該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6　前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条　市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五　救助に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（土砂災害特別警戒区域）

第九条　都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

２　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

３　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

４　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

６　指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

７　関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

８　都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

９　第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

（特定開発行為の制限）

第十条　特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

２　前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

〔資料第140〕

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（抜粋）

昭和41年７月15日条例第24号

水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 36 年８月東京都世田谷区条例第 10 号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第45条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第１項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、水防法第24条の規定により水防に従事した者及び災害対策基本法第65条第１項（同条第３項（原子力災害対策特別措置法第28条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第２項において準用する同法第63条第２項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和53年条例37号・平成８年６号・12年72号・17年47号〕

（損害補償を受ける権利）

第２条　従事者が水防若しくは応急措置の業務（以下「防災業務」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

一部改正〔昭和53年条例37号・57年44号・49号〕

第３条　損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

一部改正〔昭和53年条例37号・57年49号・平成11年41号・16年７号〕

（損害補償の申請）

第４条　損害補償を受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（損害補償）

第５条　損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に定められているものの例による。

全部改正〔平成16年条例７号〕

（損害補償費の返還要求）

第６条　区は、従事者等に対して、この条例により損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該従事者等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

２　偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の一部又は全部をその者から返還させることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・58年28号・平成16年７号〕

（審査請求）

第７条　従事者の死亡、負傷又は病気が、防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法及び損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、審査請求をす

ることができる。
一部改正〔昭和53年条例37号・58年28号・平成16年７号・27年61号〕
（報告、出頭等）
第８条　区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。
一部改正〔昭和53年条例37号・平成16年７号〕
（委任）
第９条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成16年条例７号〕

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年４月１日から適用する。
（略）
附　則（平成27年12月７日条例第61号）

1　この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この条例による改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

〔資料第 141〕

震災対策における都・区間の役割分担

（昭和 52 年確認）

事項	内容
1　市民消火隊の育成	市民消火隊 665 隊（1 隊 10 名程度）を区へ移管する。
2　防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする。（補助方式は廃止する）
3　消防水利の確保	防災市民組織が利用する小型防火水槽（40 以下）は、区が対応する。都は、原則として 40 以上の防火水槽を設置する。
4　飲料水の確保	浄水場等から避難場所（給水拠点）までの輸送は、都が対応する。 給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5　食糧及び生活必需品の確保	乾パン等の食糧については、区が 1 日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 住民への配布は区があたる。
6　備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7　避難場所の利用管理	利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対処する。 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方向で検討する。
8　避難誘導体制	一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 避難場所等の標識の設置は都、管理は区とする。
9　医療救護班の編成	医療救護班の編成基準は都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10　救護所の設置と負傷者の搬送	救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場→救護所（区） 救護所→後方医療施設（都及び区）
11　医薬品、医療機材等の備蓄	都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療機材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調達を含め確保する。調整粉乳については、最初の 3 日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。

〔資料第142〕

協力協定・覚書等一覧

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
1	自治体間相互応援協定	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 同実施細目	平成8年2月16日 平成26年4月1日改定	東京23区	災対統括部	1・2	374
2	〃	災害時における城南5区相互応援協定書	平成7年12月1日	城南5区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）	災対統括部	3	389
3	〃	災害時における相互応援協定書	平成17年2月16日	調布市	災対統括部	4	391
4	〃	災害時における相互応援協定書 同実施細目	平成17年2月16日 実施細目：平成25年2月7日	狛江市	災対統括部	5・6	393
5	〃	災害時における相互援助協定書 同実施細目	平成7年7月29日 実施細目：平成8年1月17日	群馬県川場村	災対区民支援部	7・8	396
6	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定	平成25年1月21日	熊谷市	災対統括部	9	399
7	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定	平成25年5月21日	つくば市	災対統括部	10	401
8	〃	大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定	平成25年11月15日	十日町市	災対統括部	11	403
9	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定	平成26年2月3日	高崎市	災対統括部	12	406
10	〃	災害時における相互応援協定書	平成26年3月25日	三鷹市	災対統括部	13	408
11	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定書	平成26年10月26日	小山市	災対統括部	14	410
12	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定書	平成27年1月29日	松本市	災対統括部	15	412
13	〃	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	令和2年4月1日	東京二十三区清掃一部事務組合	災対清掃部	16	414
14	〃	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	令和3年12月27日	東京都	災対統括部	17	417
15	〃	富士山噴火時における現地対策拠点としての施設使用等に関する協定書	令和5年3月28日	山梨県	災対教育部	18	420
16	行政機関相互応援	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	世田谷警察署	災対土木部	19	422
17	〃	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	北沢警察署	災対土木部	〃	〃
18	〃	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	玉川警察署	災対土木部	〃	〃
19	〃	一般国道246号二子玉川ランプの使用に関する覚書	平成11年3月23日	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所	災対土木部、災対統括部	20	423
20	〃	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成20年10月31日	東京都下水道局南部下水道事務所	災対清掃部	21	425
21	〃	災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書	平成18年7月7日	東京都下水道局南部下水道事務所	災対地域本部	22	427
22	〃	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	世田谷警察署	災対地域本部（世田谷）	23	429
23	〃	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	北沢警察署	災対地域本部（北沢）	〃	〃
24	〃	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	玉川警察署	災対地域本部（玉川）	〃	〃
25	〃	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	成城警察署	災対地域本部（砧） 災対地域本部（烏山）	〃	〃
26	〃	非常通信の運用に関する協定書	平成20年4月1日	世田谷消防署	災対統括部	24	432
27	〃	大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての世田谷区立スカイキャロット展望ロビーの利用に関する協定書	平成18年11月21日	世田谷警察署	災対地域本部（世田谷）	25	434
28	〃	世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書	平成21年12月18日	世田谷消防署	災対統括部	26	436
29	〃	世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書	平成21年12月18日	玉川消防署	災対統括部	〃	〃
30	〃	世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書	平成21年12月18日	成城消防署	災対統括部	〃	〃
31	〃	災害時の情報交換に関する協定	平成24年6月1日	関東地方整備局	災対統括部	27	438
32	物資の供給（水・食糧・生活必需品等）	災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書 同実施細目	平成17年12月14日 平成25年2月28日改定	世田谷区商店街連合会	災対物資管理部、災対区民支援部	28・29	440
33	〃	災害時における米穀供給に関する協力協定	昭和54年6月4日 平成30年1月11日再締結	東京都米穀小売商業組合世田谷支部	災対物資管理部	30	444
34	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 同実施細目 （区立葭根公園内）	昭和63年7月29日	東京都水道局南部支所	災対地域本部（砧）	31	446
35	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 同実施細目 （都立祖師谷公園内）	平成9年8月1日	東京都水道局南部支所	災対地域本部（烏山）	〃	〃
36	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 同実施細目 （区立中町二丁目公園内）	平成12年4月1日	東京都水道局南部支所	災対地域本部（玉川）	〃	〃
37	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 同実施細目 （区立こどものひろば公園内）	昭和58年8月10日	東京都水道局南部支所	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
38	〃	災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定	平成8年12月19日（平成21年12月11日再締結）	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部	災対物資管理部、災対地域本部、災対保健福祉部	32	448
39	〃	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	平成20年11月25日	サントリーフーズ株式会社	災対物資管理部	33	449
40	〃	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	平成20年11月25日	サントリーピバレッジソリューション株式会社	災対物資管理部	〃	〃
41	〃	災害時における燃料等の供給に関する協力協定	昭和56年6月19日（平成22年5月26日再締結）	東京都石油商業組合世田谷支部	災対物資管理部	34	451
42	〃	災害時における燃料供給等の協力に関する協定書 同実施細目	令和2年7月29日	株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校	災対物資管理部	35・36	453
43	〃	災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定	昭和54年6月4日	世田谷燃料組合睦会	災対物資管理部	37	457
44	〃	災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定	平成8年12月19日（平成22年4月8日再締結）	一般社団法人東京都LPガス協会城西城南支部	災対物資管理部	38	459
45	〃	災害時における自転車等の供給に関する協力協定	平成14年2月8日	東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会	災対物資管理部	39	461
46	〃	災害時における介護用品等の供給に関する協定	平成11年8月30日	フランスベッド株式会社	災対保健福祉部	40	463

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
47	〃	災害時等における食料品等の提供に関する協定書	平成24年3月27日	大塚食品株式会社	災対物資管理部	41	465
48	〃	災害時等における食料品等の提供に関する協定書	平成24年3月27日	大塚製薬株式会社	災対物資管理部	〃	〃
49	〃	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	平成28年7月26日	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク	災対物資管理部	42	467
50	〃	災害時の協力態勢に関する協定書	平成31年3月19日	宍戸コンクリート工業株式会社	災対地域本部（烏山）	43	469
51	〃	電気自動車を活用した災害連携協定	令和3年10月29日	日産東京販売株式会社、日産自動車株式会社	災対物資管理部	44	471
52	〃	災害時における給電車両貸与に関する協定書	令和4年12月22日	トヨタモビリティ東京株式会社	災対物資管理部	45	474
53	〃	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和5年11月13日	東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	災対物資管理部	46	477
54	〃	災害時における物資及び避難場所提供の協力に関する協定書	令和5年9月1日	株式会社オオゼキ	災対統括部、災対物資管理部	47	481
55	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	アルフレッサ株式会社	災対医療衛生部	48	484
56	〃	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社スズケン	災対医療衛生部	〃	〃
57	〃	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社バイタルネット	災対医療衛生部	〃	〃
58	〃	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社マルタケ	災対医療衛生部	〃	〃
59	〃	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社メディセオ	災対医療衛生部	〃	〃
60	〃	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	東邦薬品株式会社	災対医療衛生部	〃	〃
61	〃	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成26年10月23日	佐藤商事株式会社	災対統括部	49	486
62	医療・施術の提供	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年9月30日（平成14年4月1日改定）	一般社団法人世田谷区医師会	災対医療衛生部	50	488
63	〃	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年9月30日（平成14年4月1日改定）	一般社団法人玉川医師会	災対医療衛生部	〃	〃
64	〃	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和54年11月5日（平成14年12月1日改定）	世田谷区薬剤師会	災対医療衛生部	51	491
65	〃	災害時ボランティアドクター制度に関する覚書	平成13年10月1日	一般社団法人玉川医師会	災対地域本部（玉川）	52	493
66	〃	災害時ボランティアドクター制度に関する覚書	平成13年10月1日	玉川消防署	災対地域本部（玉川）	〃	〃
67	〃	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成10年6月25日（平成14年10月1日改定）	公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会	災対医療衛生部	53	495
68	〃	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成10年6月25日（平成14年10月1日改定）	公益社団法人東京都玉川歯科医師会	災対医療衛生部	〃	〃
69	〃	災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定	平成15年5月1日	世田谷区鍼灸師会	災対保健福祉部	54	498
70	〃	災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定	平成26年10月23日	公益社団法人世田谷区柔道整復師会	災対医療衛生部	55	499
72	〃	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成31年4月1日	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	災対統括部	56	501
73	〃	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成26年2月12日	公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会	災対統括部	57	503
74	〃	緊急医療救護所の開設に関する協定	令和2年7月1日	公益財団法人　日産厚生会玉川病院	災対医療衛生部	58	505
75	〃	緊急医療救護所の開設に関する協定	令和1年9月2日	国立研究開発法人　国立成育医療研究センター	災対医療衛生部	59	507
76	〃	緊急医療救護所の開設に関する協定	平成30年10月1日	一般社団法人　至誠会第二病院	災対医療衛生部	60	509
77	〃	緊急医療救護所の開設に関する協定	平成30年10月1日	東京都立松沢病院	災対医療衛生部	61	511
78	〃	緊急医療救護所の開設に関する協定	平成30年10月1日	公立学校共済組合関東中央病院	災対医療衛生部	62	513
71	〃	災害時の動物救護活動についての協定書	平成17年3月18日	公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部	災対医療衛生部	63	515
79	役務・サービスの提供	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合	災対土木部	64	517
80	〃	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合	災対土木部	〃	〃
81	〃	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合	災対土木部	〃	〃
82	〃	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成16年10月15日（再締結平成28年4月1日）	一般社団法人世田谷造園協力会	災対土木部	65	519
83	〃	災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定	昭和54年11月5日	世田谷建設協同組合	災対土木部	66	521
84	〃	災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定	平成3年8月27日	東京都自動車整備振興会世田谷支部	災対土木部	67	523
85	〃	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	昭和55年2月8日	一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部	災対物資管理部	68	525
86	〃	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	平成16年10月7日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	災対物資管理部	69	527
87	〃	災害時における輸送業務等の協力に関する協定	平成28年11月2日	ヤマト運輸株式会社	災対物資管理部	70	529
88	〃	災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書	平成13年4月1日	アカギヘリコプター株式会社	災対物資管理部	71	532
89	〃	災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書　同実施細目	平成18年3月28日 実施細目：平成19年6月19日	アマチュア無線クラブ三文字クラブ	災対統括部	72・73	534
90	〃	災害時における情報提供協力等に関する協定書	平成19年1月15日	世田谷新聞販売同業組合	災対統括部、災対財政・広報部	74	538

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
91	〃	災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定	平成12年1月27日	株式会社ジェイコム東京　世田谷局、株式会社ジェイコム東京　調布局	災対財政・広報部	75	540
92	〃	災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定	平成12年1月27日	イッツ・コミュニケーションズ株式会社	災対財政・広報部	〃	〃
93	〃	災害時における支援協定書	平成18年5月31日	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	災対物資管理部、災対地域本部、災対区民支援部	76	542
94	〃	災害時における被災要介護者等への援助に関する協定	平成19年3月23日	世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）	災対保健福祉部	77	544
95	〃	災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定	平成19年3月23日	特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会	災対保健福祉部	78	546
96	〃	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	平成16年1月7日（平成25年3月28日改定）	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	79	548
97	〃	災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定	平成15年7月28日	一般社団法人日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区	災対保健福祉部	80	550
98	〃	災害時における法律相談に関する協定	令和6年10月1日	世田谷区法曹会	災対財政・広報部	81	552
99	〃	災害時における理容活動に関する協定書	平成19年1月15日（平成22年5月24日再締結）	東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部	災対保健福祉部	82	554
100	〃	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	株式会社東京設備	災対清掃部	83	556
101	〃	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	東京清掃株式会社	災対清掃部	〃	〃
102	〃	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	環境保全株式会社	災対清掃部	〃	〃
103	〃	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	日本衛生興業株式会社	災対清掃部	〃	〃
104	〃	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	日本環境衛生工業株式会社	災対清掃部	〃	〃
105	〃	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	有限会社丸一衛生興業	災対清掃部	〃	〃
106	〃	災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定	平成21年4月27日	東京都管工事工業協同組合	災対都市整備部	84	559
107	〃	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	令和2年10月1日	世田谷害虫防除協同組合	災対医療衛生部	85	561
108	〃	災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書	平成18年12月13日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災対地域本部、災対区民支援部	86	562
109	〃	災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定	平成18年3月31日	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	災対統括部	87	564
110	〃	災害時等における協力態勢に関する協定書	平成24年4月25日(平成24年7月1日改定)	株式会社世田谷サービス公社	災対地域本部、災対財政・広報部	88	566
111	〃	災害時における活動等に関する協定書	平成25年3月28日	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	災対保健福祉部	89	568
112	〃	災害時における被災者への支援活動に関する協定	平成16年1月7日（平成25年3月28日改定）	社会福祉法人世田谷ボランティア協会、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	災対保健福祉部	90	570
113	〃	災害時における衛星画像の提供に関する協定書	平成26年4月1日	日本スペースイメージング株式会社	災対統括部	91	572
114	〃	災害時における情報発信等に関する協定	平成26年10月10日	ヤフー株式会社	災対統括部	92	574
115	〃	行政告知放送の送信に関する覚書	平成26年10月23日	株式会社ジェイコム東京	災対統括部	93	576
116	〃	ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書	平成27年2月20日	イッツ・コミュニケーションズ株式会社	災対統括部	94	580
117	〃	災害時の避難所の応急対策業務等に関する協定	令和3年8月12日	東京都世田谷塗装工業会	災対教育部	95	583
118	〃	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	平成28年1月27日	世田谷リサイクル協同組合	災対物資管理部	96	585
119	〃	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書　同実施細目	平成28年9月19日 実施細目：同日	株式会社ゼンリン	災対統括部	97	587
120	〃	災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定　同実施細目	平成28年11月4日 実施細目：同日	東京世田谷電設工業協同組合	災対都市整備部、災対土木部	98・99	591
121	〃	災害時における小型無人航空機(ドローン)による情報収集に関する協定書	平成29年12月12日	特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン	災対統括部	100	594
122	〃	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書	平成30年8月30日	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	災対都市整備部	101	596
123	〃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京環境保全協会	災対清掃部	102	598
124	〃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	東京廃棄物事業協同組合	災対清掃部	103	601
125	〃	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	株式会社京葉興業	災対清掃部	104	604
126	〃	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	株式会社太陽油化	災対清掃部	105	607
127	〃	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	東京廃棄物事業協同組合	災対清掃部	106	610
128	〃	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京環境保全協会	災対清掃部	107	614
129	〃	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京都中小建設業協会	災対清掃部	108	618
130	〃	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京都産業資源循環協会	災対清掃部	109	622
131	〃	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	令和5年3月31日	株式会社大正クエスト	災対医療衛生部	110	626
132	〃	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	令和6年3月29日	株式会社シー・アイ・シー	災対医療衛生部	111	627
133	〃	災害時におけるサービス提供等に関する協定書	令和5年1月16日	有限会社ステラTOKYOまごころ介護	災対保健福祉部	112	628

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
134	〃	災害時における障害福祉サービス提供等に関する協定書	令和5年10月16日	合同会社明元　あいケアサービス	災対保健福祉部	113	630
135	〃	災害時における移送業務協力に関する協定	令和6年5月20日	東神開発株式会社	災対地域本部（玉川）	114	632
136	〃	災害時における移送業務協力に関する協定	令和3年3月3日	特定非営利活動法人せたがや移動ケア	災対保健福祉部	115	635
137	〃	災害時における移送業務協力に関する協定	令和4年5月16日	福祉移送サービス株式会社	地域本部	116	637
138	〃	水害時等における連携・協力に関する協定	令和4年12月19日	シミックホールディングス株式会社	災対保健福祉部	117	640
139	〃	災害時における応急対策業務に関する協定書　同実施細目	平成10年3月2日（平成26年5月13日改定） 実施細目：平成14年9月10日	世田谷区建設団体防災協議会	災対都市整備部、災対土木部	118・119	642
140	〃	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年11月27日	東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社	災対統括部	120	646
141	〃	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	令和5年3月24日	東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社	災対統括部	121	648
142	施設・用地の提供（大学・高校等）	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成18年3月22日（改定：平成28年7月29日） 実施細目：平成20年1月4日（改定：平成28年7月29日、令和3年4月1日）	学校法人昭和女子大学	災対地域本部（世田谷）	122	651
143	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成18年3月22日 （改定：令和3年10月1日） 実施細目：平成19年3月6日 （改定：令和3年10月1日）	駒澤大学	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
144	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成27年4月1日	日本大学文理学部	災対地域本部（北沢）	〃	〃
145	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成18年3月22日	学校法人産業能率大学	災対地域本部（玉川）	〃	〃
146	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成29年7月14日	日本大学商学部	災対地域本部（砧）	〃	〃
147	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成18年3月22日（平成27年3月31日一部改定） 実施細目：平成27年3月31日	日本体育大学・日本体育大学女子短期大学	災対地域本部（玉川）	〃	〃
148	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成23年7月19日	学校法人成城学園	災対地域本部（砧）	〃	〃
149	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成25年2月5日	学校法人多摩美術大学	災対地域本部（玉川）	〃	〃
150	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成28年7月26日改定 実施細目：平成28年7月26日 （平成20年3月26日当初締結）	学校法人国士舘	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
151	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成29年5月1日 実施細目：同日	東京農業大学	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
152	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成18年3月22日 （再締結：平成29年6月23日） 実施細目：平成18年6月1日 （再締結：平成29年6月23日）	学校法人二階堂学園 日本女子体育大学	災対地域本部（烏山）	〃	〃
153	〃	洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書	平成17年10月6日	学校法人聖ドミニコ学園	災対地域本部（砧）	123	654
154	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年3月10日	都立世田谷泉高等学校	災対地域本部（烏山）	124	656
155	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立桜町高等学校	災対地域本部（玉川）	〃	〃
156	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立千歳丘高等学校	災対地域本部（砧）	〃	〃
157	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立松原高等学校	災対地域本部（北沢）	〃	〃
158	〃	避難所施設利用に関する協定書　同実施細目	平成17年3月8日 実施細目：平成28年3月28日	都立芦花高等学校	災対地域本部（烏山）	125	658
159	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成20年5月19日	都立総合工科高等学校	災対地域本部（砧）	〃	〃
160	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成24年6月15日	都立世田谷総合高等学校	災対地域本部（砧）	〃	〃
161	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成12年2月15日	国立大学法人筑波大学	災対地域本部（世田谷）	126	660
162	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成12年2月15日	国立大学法人東京学芸大学	小・中学校：災対地域本部（玉川） 高校：災対地域本部（世田谷）	127	662
163	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成12年12月20日	東京都市大学	災対地域本部（玉川）	128	664
164	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成18年10月1日	学校法人世田谷学園	災対地域本部（世田谷）	129	666
165	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成18年5月1日	学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校	災対地域本部（北沢）	130	668
166	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年3月22日(平成29年3月21日再締結) 実施細目：平成18年6月1日(平成29年3月21日再締結)	学校法人二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校	災対地域本部（北沢）	〃	〃
167	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成18年5月1日	学校法人日本学園	災対地域本部（北沢）	〃	〃
168	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成18年6月1日	日本大学櫻丘高等学校	災対地域本部（北沢）	〃	〃
169	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年3月22日 実施細目：平成18年6月29日	学校法人松蔭学園	災対地域本部（北沢）	〃	〃
170	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成18年4月1日 実施細目：平成18年4月1日	学校法人駒場学園	災対地域本部（北沢）	〃	〃
171	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成23年12月12日	学校法人大東学園	災対地域本部（砧）	〃	〃
172	〃	避難所施設利用に関する協定書　同実施細目	平成24年12月14日（同実施細目）	学校法人調布学園	災対地域本部（玉川）	〃	〃
173	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成27年3月30日 実施細目：平成27年7月1日	駒澤大学高等学校	災対地域本部（玉川）	〃	〃
174	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成27年10月23日 実施細目：平成27年10月23日	専修学校日本菓子専門学校	災対地域本部（玉川）	131	671
175	〃	避難所施設利用に関する協定　同実施細目	平成19年10月26日	学校法人国際聖マリア学園　セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	災対地域本部（玉川）	132	673
176	〃	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日（平成25年5月31日再締結、令和2年9月1日再締結）	都立光明学園	災対保健福祉部	133	675

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
177	〃	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日（平成25年5月31日再締結、令和2年9月1日再締結）	都立青鳥特別支援学校	災対保健福祉部	〃	〃
178	〃	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日（平成22年4月1日再締結）	都立久我山青光学園	災対保健福祉部	〃	〃
179	〃	指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書	令和2年10月12日	都立園芸高等学校	災対地域本部（玉川）	134	677
180	〃	避難所の開設に関する協定	平成26年2月12日	佼成学園女子中学高等学校	災対地域本部（烏山）	135	680
181	〃	避難所の開設に関する協定	平成26年10月23日（令和5年4月1日改定）	サレジアン国際学園世田谷中学高等学校	災対地域本部（砧）	136	682
182	〃	避難所の開設に関する協定	平成31年3月27日	玉川聖学院中等部・高等部	災対地域本部（玉川）	137	684
183	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成27年3月31日	世田谷ボランティア協会、日本体育大学	災対保健福祉部	138	686
184	〃	学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書	平成29年1月28日	東邦大学	災対統括部 災対保健福祉部、災対医療衛生部	139	688
185	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成28年7月26日	学校法人国士舘、世田谷ボランティア協会	災対地域本部（世田谷）	140	689
186	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成28年7月29日	学校法人昭和女子大学、世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	141	691
187	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成29年6月23日	学校法人二階堂学園、世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	142	693
188	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成29年7月14日	日本大学商学部、世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	143	695
189	〃	災害時における協力態勢に関する協定書	平成26年3月1日	都立園芸高等学校	災対地域本部（玉川） 災対統括部	144	697
190	〃	指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書	令和3年8月25日	東京都立深沢高等学校	災対地域本部（玉川）	145	698
191	〃	災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定	令和4年1月7日	学校法人国士舘	災対医療衛生部	146	701
192	〃	災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定実施細目	令和4年1月7日	学校法人国士舘	災対医療衛生部	147	703
193	〃	災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定	令和4年1月7日	日本体育大学	災対医療衛生部	148	705
194	〃	災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定実施細目	令和4年1月7日	日本体育大学	災対医療衛生部	149	707
195	施設・用地の提供（民間・社福等） ①福祉避難所	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成11年8月2日（平成20年4月1日改定・平成24年8月改定）	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	災対保健福祉部	150	709
196	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成16年6月30日	社会福祉法人正吉福祉会	災対保健福祉部	〃	〃
197	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	公益財団法人世田谷区保健センター	災対保健福祉部	〃	〃
198	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年2月28日（平成29年8月1日改定）	社会福祉法人老後を幸せにする会	災対保健福祉部	〃	〃
199	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年3月23日	社会福祉法人南山会	災対保健福祉部	〃	〃
200	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年3月28日	社会福祉法人日本フレンズ奉仕団	災対保健福祉部	〃	〃
201	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人東京有隣会	災対保健福祉部	〃	〃
202	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人康和会	災対保健福祉部	〃	〃
203	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人古木会	災対保健福祉部	〃	〃
204	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人友愛十字会（高齢者施設）	災対保健福祉部	〃	〃
205	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成25年1月1日改定）	社会福祉法人友愛十字会（障害者施設）	災対保健福祉部	〃	〃
206	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人敬心福祉会	災対保健福祉部	〃	〃
207	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成30年12月1日改定、令和5年12月1日改定）	社会福祉法人奉優会	災対保健福祉部	〃	〃
208	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人敬寿会	災対保健福祉部	〃	〃
209	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人寿心会	災対保健福祉部	〃	〃
210	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（令和2年10月1日改定、令和6年4月30日改定）	社会福祉法人大三島育徳会（高齢者施設）	災対保健福祉部	〃	〃
211	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人大三島育徳会（障害者施設）	災対保健福祉部	〃	〃
212	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成25年1月1日改定、令和2年2月1日改定）	社会福祉法人泉会	災対保健福祉部	〃	〃
213	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成23年11月1日改定）	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	災対保健福祉部	〃	〃
214	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成19年11月1日改定、平成20年4月1日改定、平成24年4月1日改定）	社会福祉法人武蔵野会	災対保健福祉部	〃	〃
215	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成25年1月1日改定）	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	災対保健福祉部	〃	〃
216	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（平成24年11月1日改定）	社会福祉法人せたがや樫の木会	災対保健福祉部	〃	〃
217	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日（令和2年2月1日改定）	労働者協働組合ワーカーズコープ・センター事業団	災対保健福祉部	〃	〃
218	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成23年4月1日	社会福祉法人七日会	災対保健福祉部	〃	〃
219	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年4月25日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	〃	〃
220	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年5月31日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	〃	〃
221	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年12月7日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	〃	〃

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
222	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年10月11日	株式会社アライブメディケア	災対保健福祉部	〃	〃
223	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年11月1日	特定非営利活動法人せたがや白梅	災対保健福祉部	〃	〃
224	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年11月1日	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	〃	〃
225	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年12月1日	株式会社ツクイ	災対保健福祉部	〃	〃
226	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人嬉泉	災対保健福祉部	〃	〃
227	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人はる	災対保健福祉部	〃	〃
228	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人藍	災対保健福祉部	〃	〃
229	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年7月10日（平成29年2月1日、平成30年6月1日改定）	株式会社ニチイケアパレス	災対保健福祉部	〃	〃
230	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成26年12月1日	社会福祉法人緑風会	災対保健福祉部	〃	〃
231	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成27年8月1日（平成30年10月1日改定）	株式会社ベネッセスタイルケア	災対保健福祉部	〃	〃
232	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成28年3月1日	株式会社ソラストケア	災対保健福祉部	〃	〃
233	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年4月1日	株式会社ジヴィエク	災対保健福祉部	〃	〃
234	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年9月1日（令和2年4月1日、令和3年7月1日改定）	シマダリビングパートナーズ株式会社	災対保健福祉部	〃	〃
235	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年10月1日	社会福祉法人青藍会	災対保健福祉部	〃	〃
236	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年1月1日	東急ウェルネス株式会社	災対保健福祉部	〃	〃
237	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年5月1日（令和3年2月1日改定）	株式会社サンケイビルウェルケア	災対保健福祉部	〃	〃
238	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年9月1日	NPO法人はぁとせたがや	災対保健福祉部	〃	〃
239	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年9月1日	社会福祉法人楽晴会	災対保健福祉部	〃	〃
240	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年5月1日	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	災対保健福祉部	〃	〃
241	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年8月1日	社会福祉法人恵神会	災対保健福祉部	〃	〃
242	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	一般財団法人脳神経疾患研究所	災対保健福祉部	〃	〃
243	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	社会福祉法人常盤会	災対保健福祉部	〃	〃
244	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	社会福祉法人南東北福祉事業団	災対保健福祉部	〃	〃
245	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年1月1日	社会福祉法人さわやか会	災対保健福祉部	〃	〃
246	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年1月1日	社会福祉法人ケアネット	災対保健福祉部	〃	〃
247	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年2月1日	社会福祉法人緑樹会	災対保健福祉部	〃	〃
248	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年3月1日	社会福祉法人いたるセンター	災対保健福祉部	〃	〃
249	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定書	令和3年7月1日	株式会社　木下の介護	災対保健福祉部	〃	〃
250	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和4年9月1日	社会福祉法人愛あい会	災対保健福祉部	〃	〃
251	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和6年1月31日	社会福祉法人　夢のみずうみ村	災対保健福祉部	〃	〃
252	〃	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和6年5月1日	HITOWAケアサービス株式会社	災対保健福祉部	〃	〃
253	施設・用地の提供（民間・社福等） ②そのほか	災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定	平成12年1月27日	東京中央農業協同組合	災対区民支援部	151	715
254	〃	災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定	平成12年1月27日	世田谷目黒農業協同組合	災対区民支援部	〃	〃
255	〃	災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書	令和2年6月19日	日本郵便株式会社　世田谷郵便局・千歳郵便局・成城郵便局・玉川郵便局・東京都西南部地区連絡会地区統括局長	災対地域本部（世田谷） 災対物資管理部 災対統括部	152	717
256	〃	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書	令和2年6月19日	日本郵便株式会社　世田谷郵便局	災対地域本部（世田谷）	153	720
257	〃	避難所施設利用に関する協定	平成26年6月1日	日本郵政株式会社　宿泊事業部	災対地域本部（砧）	154	722
258	〃	避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定　同実施細目	令和2年3月19日 実施細目：令和2年3月19日	宗教法人北澤八幡神社、代沢中町会	災対地域本部（北沢）	155・156	724
259	〃	災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書	平成10年8月24日	公益財団法人せたがや文化財団	災対地域本部（砧）	157	727
260	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	平成26年1月24日	東洋ドライループ株式会社	災対地域本部（北沢）	158	729
261	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成29年12月19日	株式会社ティップネス喜多見店	災対地域本部（砧）	159・160	731
262	〃	災害時の協力態勢に関する協定書	平成26年5月30日	東京中央農業協同組合	災対地域本部（烏山）	161	734
263	〃	災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定	平成28年1月27日	社会福祉法人東京育成園	災対保健福祉部、災対地域本部（世田谷）	162	736
264	〃	水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書	平成28年2月23日	宗教法人氷川神社	災対地域本部（砧）	163	738
265	〃	災害時における協力体制に関する協定書　同実施細目	平成28年3月31日	株式会社ルネサンス	災対地域本部（世田谷）	164	740
266	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	平成28年3月31日	二子玉川ライズ協議会	災対玉川地域本部	165	742
267	〃	災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	令和6年3月6日	トヨタモビリティ東京株式会社	災対地域本部（世田谷） 災対地域本部（玉川） 災対地域本部（砧） 災対地域本部（烏山）	166	744
268	〃	災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定	令和3年10月15日	学校法人和光学園　和光小学校	災対地域本部（世田谷）	167	748

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
269	〃	自家用車車中における一時避難施設利用に関する協定	令和3年4月9日	株式会社ニトリ	災対地域本部（玉川）	168	752
270	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定	令和4年3月10日	東神開発株式会社	災対地域本部（玉川）	169	755
271	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定	令和3年10月28日	社会福祉法人康和会久我山園	災対地域本部（烏山）	170	757
272	要援護者支援（町会・自治会）	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年3月19日	鎌田南睦会	災対地域本部（砧）	171	759
273	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年3月19日	八幡山町会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
274	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年3月19日	北沢4丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
275	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年3月28日	奥沢交和会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
276	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年3月28日	尾山台3丁目町会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
277	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年4月2日	北沢2丁目協和会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
278	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年6月8日	下馬2丁目北町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
279	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年6月25日	桜丘1丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
280	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年8月15日	下馬5丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
281	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年9月21日	千駄山町会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
282	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成19年11月21日	世田谷2丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
283	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年3月26日	下代田西町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
284	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年3月26日	桜上水5丁目自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
285	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年5月13日	上馬・駒沢明和会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
286	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年6月19日	大蔵住宅自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
287	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年9月8日	野沢3丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
288	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年12月10日	宮坂1・2丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
289	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成20年12月19日	等々力三和会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
290	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年3月16日	祖師谷橋自治会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
291	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年3月19日	成城団地自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
292	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年3月26日	北沢5丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
293	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年3月26日	豪徳寺1丁目山下自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
294	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年3月26日	松原2丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
295	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年6月1日	玉川田園調布会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
296	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年6月1日	協和会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
297	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年6月1日	玉堤町会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
298	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年6月1日	上野毛町会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
299	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年6月1日	桜新町親和会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
300	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年7月15日	祖師谷3丁目南町会	災対地域本部（砧）	〃	〃
301	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年7月16日	藤自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
302	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年7月16日	フレール西経堂自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
303	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年10月20日	上馬北部町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
304	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年11月10日	野沢2丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
305	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年8月5日	赤堤1丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
306	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年8月5日	大原北町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
307	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年8月5日	根津山会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
308	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年12月2日	代田自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
309	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成21年12月16日	宮坂3丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
310	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成22年1月26日	等々力6丁目町会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
311	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成22年5月13日	太子堂本町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
312	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成22年8月12日	宇奈根町会	災対地域本部（砧）	〃	〃
313	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成22年9月1日	太子堂下ノ谷町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
314	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成22年12月21日	上北沢町会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
315	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年1月13日	尾山台自治会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
316	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年3月25日	親和会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
317	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年3月30日	梅丘1丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
318	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年9月2日	太子堂4丁目西山町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
319	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年10月19日	若林町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
320	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年10月24日	深友会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
321	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年11月25日	下代田東町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
322	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年12月6日	豪徳寺1丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
323	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年12月13日	祖師谷住宅自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
324	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成23年12月20日	玉川町会	災対地域本部（玉川）	〃	〃
325	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年1月13日	梅丘2・3丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
326	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年1月30日	喜多見中部町会	災対地域本部（砧）	〃	〃
327	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年2月1日	太子堂2丁目大塚町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
328	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年2月3日	太子堂三軒茶屋町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
329	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年3月30日	豪徳寺2丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
330	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年5月31日	代沢中町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
331	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年6月5日	希望ヶ丘団地自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
332	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年6月25日	代沢2丁目北町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
333	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年8月1日	池尻団地自治会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
334	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年8月3日	祖師谷第2自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
335	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年10月1日	祖師谷千歳台自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
336	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成24年11月25日	上馬東町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
337	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成25年2月28日	千歳台睦町会	災対地域本部（砧）	〃	〃
338	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成25年2月28日	代沢5丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
339	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成25年3月28日	代沢5丁目東町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
340	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成25年3月28日	代沢4丁目西町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
341	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成25年10月23日	三軒茶屋町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
342	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成26年1月16日	船橋4丁目住宅自治会	災対地域本部（砧）	〃	〃
343	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成26年3月12日	上北沢1丁目自治会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
344	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成26年3月12日	都営八幡山ｱﾊﾟｰﾄ自治会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
345	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成26年9月6日	馬事公苑前ハイム管理組合	災対地域本部（玉川）	〃	〃
346	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成26年12月25日	松原1丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
347	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成26年12月25日	松原5・6丁目自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
348	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成27年9月4日	桜上水2丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
349	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成27年6月4日	石井戸会	災対地域本部（砧）	〃	〃
350	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成27年10月21日	北沢2丁目南町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
351	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成27年10月21日	北沢3・4丁目西町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
352	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成28年2月8日	北沢1丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
353	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成28年3月16日	松原3・4丁目自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
354	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成28年9月9日	代田南町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
355	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成28年11月7日	あやめ会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
356	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成28年11月7日	パークアベニュー芦花公園自治会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
357	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成28年12月27日	児ヶ谷会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
358	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成29年3月1日	喜多見北部町会	災対地域本部（砧）	〃	〃
359	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成29年3月9日	烏山北住宅自治会	災対地域本部（烏山）	〃	〃
360	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成29年7月19日	池尻西町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
361	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成29年7月13日	千歳台南会	災対地域本部（砧）	〃	〃
362	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成30年5月23日	北沢中央自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
363	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成30年11月5日	給田西住宅管理組合	災対地域本部（烏山）	〃	〃
364	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成30年11月13日	桜上水1丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
365	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	平成31年2月4日	下馬6丁目町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
366	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和元年9月25日	都営桜上水3丁目アパート自治会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
367	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和2年2月18日	下馬新生自治会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
368	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和2年2月18日	野沢1丁目明朗会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
369	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和3年2月12日	桜丘南町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
370	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和3年9月1日	上馬西町会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 （災害時に 要請等を行う災対部）	資料 番号	頁
371	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和3年12月2日	三宿自治会	災対地域本部（世田谷）	〃	〃
372	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和4年12月6日	赤堤5丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃
373	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）	令和5年8月31日	赤堤4丁目町会	災対地域本部（北沢）	〃	〃

〔資料協定第 1〕

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

２　本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第４条　この協定に基づき本部が行った支援活動及び、本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

（相互協力及び相互支援の内容）

第５条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への応援職員の派遣

ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への救援物資の提供

ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事

項

(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区へのボランティアの斡旋

ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

(5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項

(6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項

(7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

(8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項

(9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項

イ　被災区への専門職員等の派遣

ロ　支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ

ハ　その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項

(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

(12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項

(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項

イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供

ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保

ハ　その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項

(14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）

第６条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

２　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

（連絡担当部署）

第７条　各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

（平常時の措置）

第８条　各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

（実施細目の作成）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容等の見直し）

第 10 条　各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

（その他）

第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附　則

この協定は、平成８年２月 16 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年２月 16 日

千代田区長
中央区長
文京区長
台東区長
墨田区長
江東区長
品川区長
目黒区長
大田区長
世田谷区長
渋谷区長
中野区長
港区長
新宿区長
杉並区長
豊島区長
北区長
荒川区長
板橋区長
練馬区長
足立区長
葛飾区長
江戸川区長

※　「二次避難所」は「福祉避難所」に読み替える。

〔資料協定第2〕

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目
（協定第２条・３条・４条関係）

１　本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し、（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

２　本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

① 第１順位　区長会会長区

② 第２順位　区長会副会長区のうち、２３区行政順位が先の区

③ 第３順位　区長会副会長区のうち、２３区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

② ①による当該区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

③ ②による当該区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

３　本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が二次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場所は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

① 本部設置区において、二次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

４　被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

５　本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

６　本部の役割と支援区の協力体制

(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第５条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

(2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

(3) 各支援区は本部の要請に従って、 一体となって被災区の支援にあたることとする。

７　支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

(1) 国、都、他の地方公共団体との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合

(2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合

(3) 本部を解散する場合

(4) その他協議が必要な場合

８　本部の解散

本部は、７の (3)の決定により解散する。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（協定第５条第１号関係）

１　被災区への応援職員の派遣

(1) 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部 （以下、「本部」という。） 若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

(2) 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

(3) 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

(4) 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

２　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料の提供

(1) 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。

(2) 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

(3) 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

３　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目（協定第５条第２号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運搬車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を運搬するものとする。

３　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他、避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目（協定第５条第３号関係）

1　避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。

2　関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。

(1) 避難勧告を発令した場合

(2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合

3　現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。

なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。

4　現地共同本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。

①　避難者数

②　傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況

③　その他緊急に対応する必要がある事項

(2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。

なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

①　避難場所周辺の被災の状況

②　避難所に関する情報

③　交通機関の状況

④　その他被災者に必要な情報

(3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

(4) その他、避難場所において、給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

5　避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

付　則

この実施細目は、平成８年２月１６日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第４号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。

３　支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目
（協定第５条第５号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入れ希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入れ施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

動物の保護に関する実施細目
（協定第５条第６号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料､資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

３　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目
（協定第５条第７号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目
（協定第５条第８号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

３　支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。

４　被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。

５　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。

６　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

災害要援護者の救援支援に関する実施細目
（協定第５条第９号関係）

１　被災区への専門職員等の派遣

(1)　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

①　応援を要請する職員の職種と人員数

②　応援を必要とする期間

③　その他必要な事項

(2)　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

２　支援区での二次避難所の提供

(1)　被災区は、災害要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

①　災害要援護者の態様と人員

②　開設を希望する施設の種類

③　開設を希望する期間

④　避難者の移送方法

⑤　その他必要な事項

(2)　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

３　被災区への資機材の提供

(1)　被災区は、災害要援護者の救援に関し、車いす、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2)　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

※　「二次避難所」は「福祉避難所」に読み替える。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目
（協定第５条第10号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

　この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2　被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

　この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

3　応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

4　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

5　資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目
（協定第５条第１１号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

２　本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

３　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

４　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

建物被害の判定に関する実施細目
（協定第５条第１２号関係）

１　支援区は特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

２　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

３　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目
（協定第５条第13号関係）

１　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。

２　被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。

３　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

４　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

〔資料協定第 3〕

災害時における城南５区相互応援協定書

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の５区（以下「城南５区」という。）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区とが生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、応援を円滑に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第２条　城南５区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

(1) 備蓄品による応急物資、資材の供給

(2) 応急対策及び復旧に要する職員の派遣

(3) 避難所における避難住民の受け入れと救援

(4) 物資集積所等の後方支援基地の提供

(5) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力

２　前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第３条　応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

（経費の負担）

第４条　応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。

２　前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

（応援の調整）

第５条　この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

（緊急応援）

第６条　応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。

２　前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

（連絡会の設置）

第７条　災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南５区で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

２　前項の連絡会は、城南５区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課長会の幹事区が担当する。

（協議）

第８条　この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、城南５区間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書５通を作成し、連署のうえ各１通を保有する。

平成７年 12 月１日

品　川　区　長

目　黒　区　長

大　田　区　長

世 田 谷 区 長

渋　谷　区　長

〔資料協定第 4〕

災害時における相互応援協定書

調布市(以下「甲」)と 世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第２条　甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 被災者を一時収容するための施設の提供

(5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(6) ボランティアの斡旋

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

２　前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第３条　応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第４条　応急物資等の供給に要する経費 (輸送に要する経費を含む。) は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

２　前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第５条　応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。

２　前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第６条　災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

２　前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

（協議）

第７条　この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、連署のうえ各１通を保有する。

平成１７年２月１６日

調　布　市　長

世 田 谷 区 長

〔資料協定第 5〕

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と 世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第２条　 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 被災者を一時収容するための施設の提供

(5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(6) ボランティアの斡旋

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

２　前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第３条　応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第４条　応急物資等の供給に要する経費 (輸送に要する経費を含む。) は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

２　前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第５条　応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。

２　前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第６条　災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

２　前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

（協議）

第７条　この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、連署のうえ各１通を保有する。

平成１７年２月１６日

狛　江　市　長

世 田 谷 区 長

〔資料協定第 6〕

災害時における相互応援に関する実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は、狛江市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）が締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき甲乙の行政境界周辺において実施する相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の相互利用）

第２条　協定第２条第１項第４号に規定する被災者を一時収容するための施設（以下「避難所等」という。）は、甲乙の行政境界周辺に位置する次の施設とする。

（１）狛江市立狛江第三小学校　狛江市猪方一丁目１１番１号

（２）狛江市立狛江第五小学校　狛江市東野川一丁目３５番１３号

（３）狛江市立狛江第六小学校　狛江市駒井町一丁目２１番１号

（４）狛江市立狛江第四中学校　狛江市東野川四丁目１番１号

（５）喜多見ふれあい広場　　世田谷区喜多見九丁目２５番

（６）世田谷区立喜多見中学校　世田谷区喜多見四丁目２０番１号

２　前項各号に掲げる施設のほか、必要に応じ甲又は乙が管轄する施設を避難所等として相互利用することについて連携を図るものとする。

（住民交流）

第３条　甲及び乙は、避難所等の相互利用において、行政境界周辺に居住する住民同士が円滑に相互協力できるよう、平素より住民間の情報交換等交流を行うための機会の提供に努めるものとする。

（情報連絡体制の強化）

第４条　甲及び乙は、協定第２条の規定による速やかな応援を実施するために必要な相互の情報連絡体制の強化を図るため、次の事項を実施する。

（１）狛江市長と世田谷区長との連絡先の交換

（２）平時からの防災及び災害対策業務に必要な情報、連絡先の交換

（３）定期的な通信訓練

（４）前３号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。

（有効期間）

第５条　この実施細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、この実施細目を２通作成し、それぞれ署名の上、各１通を保管する。

平成２５年２月７日

甲　東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号
狛江市長

乙　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区長

〔資料協定第 7〕

災害時における相互援助協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と川場村（以下「乙」という。）とは区民健康村相互協力協定の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に援助協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第２条　甲及び乙は、応急対策等に必要な物資、機材（以下「応急物資」という。）、及び職員等について自ら十分な調達ができないときは、連絡担当課を通じて、相手方に対し、必要事項を示して援助を要請するものとする。

（協力）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応急物資を供給し、応援職員等を派遣するものとする。

（援助内容）

第４条　前条の規定により、甲又は乙が供給する援助内容は、次に掲げるものとする。

(1) 食糧品

(2) 生活必需品

(3) 被災者の収容のための施設

(4) その他応急対策用資機材及び応援職員等

（応急物資等の輸送）

第５条　応急物資及び応援職員等の輸送は、援助する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

（連絡担当課）

第６条　相互援助のための連絡担当課（甲においては企画部区民健康村室、乙においては企画課）は、年１回の連絡会議を開くこととし、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

（ボランティアへの支援）

第７条　甲及び乙は、区民健康村相互協力協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

（啓発事業への協力）

第８条　甲及び乙は、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第９条　供給援助に要した経費（輸送費を含む。）の負担は、双方協議のうえ定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方

協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第 11 条　この協定は、平成７年７月 29 日から施行する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通保有する。

平成７年７月２９日

世田谷区長　　川場村長

立会人
世田谷区議会議長

立会人
川場村議会議長

※第６条中「企画部区民健康村室」は「生活文化政策部区民健康村・ふるさと交流課」に組織改正

〔資料協定第 8〕

災害時における相互援助協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、世田谷区と川場村とによる災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第６条及び第１０条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　援助の要請手段は、口頭、電話又は電信によるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なときで、援助を要する状況であることが判明したときは、要請があったものと同様とする。

（要請内容）

第３条　要請する援助内容は、協定第４条に掲げるものの品名、数量、援助の場所及び援助場所への経路、援助の期間、その他必要事項とする。

（援助内容）

第４条　援助物資については、その供給可能一覧を毎年４月１日現在で作成し、相互に交換し保管するものとする。

（連絡担当課）

第５条　協定第７条により世田谷区及び川場村は、相互援助の連絡担当課の担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

２　年１回の連絡会議は、連絡担当課の他に防災担当課が参加するものとし、相互に連絡調整を行うものとする。

（その他）

第６条　この実施細目は、第５条に定める連絡担当課及び防災担当課が年１回協議し、見直しを行うものとする。

以上の細目を確認する。

平成８年１月１７日

世田谷区
区長

川場村
村長

〔資料協定第 9〕

大規模災害時における相互応援に関する協定

熊谷市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項に規定する応急措置を実施する応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な対策等が実施できない場合において、甲乙間の相互応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷　救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事

⑸　被災者を一時収容するための施設の提供

⑹　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第３条　応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援の場所及び経路

⑶　応援の期間

⑷　必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量

⑸　必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量

⑹　必要とする職種別人員

⑺　一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

⑻　その他応援を必要とする事項等

（応援経費の負担）

第４条　応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

⑴　救援及び救援活動並びに応急復旧作業に従事する職員に係る経費　応援を行う者

⑵　被災者を一次収容するための施設の提供に要する経費　応援を行う者

⑶　前２号に掲げるもの以外の応援に要する経費　応援を受ける者

２　前項の規定にかかわらず、法令等に応援に要する経費の負担者に関する規定があるときは、当該規定に従って応援に要する経費の負担者を定めるものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（適用）

第７条　この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１月２１日

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１

甲　熊谷市

熊 谷 市 長

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

乙　世田谷区

世田谷区長

〔資料協定第 10〕

大規模災害時における相互応援に関する協定

つくば市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救助、医療、防疫、施設の応急の復旧（以下「応急復旧」という。）等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷　救援、救助活動及び応急復旧作業への職員の従事

⑸　被災者を一時収容するための施設の提供

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第３条　大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請の理由

⑵　応援の場所及び経路

⑶　応援の期間

⑷　必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量

⑸　必要とする資機材、物資及び車両等の品名及び数量

⑹　必要とする職員の人数及びその職種

⑺　一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

⑻　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における

被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第４条　応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第５条　応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、被災自治体が負担するものとする。

２　救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事した職員が負傷した場合の応急手当に要する経費は、被災自治体が負担するものとする。

３　前項の職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、被災自治体が負担するものとする。

（災害補償に係る手続き）

第６条　応援に従事する職員の災害補償に係る手続きは、応援自治体において処理するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の３ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年５月 21 日

茨城県つくば市苅間２５３０番地２（研究学園 D32 街区２画地）

甲　つくば市

つくば市長

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

乙　世田谷区

世田谷区長

〔資料協定第 11〕

大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と十日町市（以下「乙」という。）は、産業、教育、文化及び観光においてこれまで培われた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い交流を願い、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が援助を必要とする場合における応援の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧作業等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の派遣

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話、ＦＡＸ、電子メール等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援の場所及び経路

（３）応援の期間

（４）必要とする食料、飲料水及び生活必需品の品名及び数量

（５）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量

（６）必要とする職種別人員

（７）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（８）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第４条　甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応じ、救援等に努めるものとする。

２　甲及び乙は、被災自治体から応援の要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第５条　被災自治体に派遣された応援自治体の職員（以下「派遣職員」という。）が救援若しくは救援活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費の負担者）

第６条　応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、被災自治体が負担するものとする。

（災害補償等）

第７条　派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　派遣職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては、応援自治体が、それぞれ負担するものとする。

（平常時における活動等）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において相互の地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、有効期間満了の３箇月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年１１月１５日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
世田谷区長

乙　新潟県十日町市千歳町三丁目３番地
十日町市
十日町市長

〔資料協定第 12〕

大規模災害時における相互応援に関する協定

高崎市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第３条　大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請の理由

（２）応援の場所及び経路

（３）応援の期間

（４）必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量

（５）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量

（６）必要とする職種別人員

（７）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（８）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第４条　応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第５条　応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償に係る手続）

第６条　応援に従事する職員の災害補償に係る手続は、応援自治体において処理するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の３箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年２月３日

群馬県高崎市高松町３５番地１

甲　高崎市

高崎市長

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

乙　世田谷区

世田谷区長

〔資料協定第 13〕

災害時における相互応援協定書

三鷹市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第２条　甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 被災者を一時収容するための施設の提供

(5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(6) ボランティアの斡旋

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

２　前項に定める業務のほか、必要に応じて、甲乙間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第３条　応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第４条　応急物資等の供給に要する経費 (輸送に要する経費を含む。) は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

２　前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(災害補償等)

第５条　派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては、応援自治体が、それぞれ負担するものとする。

(緊急応援)

第６条　応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を
待たずに応援を開始することができる。

２　前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

（連絡会の設置）

第７条　災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

２　前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３月前までに相互に何らかの意思表示もないときは、１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、連署のうえ各１通を保有する。

平成 26 年３月 25 日

東京都三鷹市野崎一丁目１番１号

甲　三鷹市

三鷹市長

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

乙　世田谷区

世田谷区長

〔資料協定第 14〕

大規模災害時における相互応援に関する協定書

栃木県小山市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第８条第２項第１２号及び第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において法第２条第１号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第３条　大規模な災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請の理由

（２）応援の場所及び経路

（３）応援の期間

（４）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量

（５）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量

（６）必要とする職種別人員

（７）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（８）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第４条　応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第５条　応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）
第６条　救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するために派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。
２　派遣職員が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。
３　派遣職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援に従事している間に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責を負うものとする。
（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。
（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の３箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年１０月２６日

栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
小山市長

東京都世田谷区世田谷４丁目２１番２７号
世田谷区
世田谷区長

〔資料協定第 15〕

大規模災害時における相互応援に関する協定書

東京都世田谷区（以下「甲」という。）と長野県松本市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第８条第２項第１２号及び第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において法第２条第１号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第３条　大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請の理由

（２）応援の場所及び経路

（３）応援の期間

（４）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量

（５）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量

（６）必要とする職種別人員

（７）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（８）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第４条　応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第５条　応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）
第６条　第２条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。
２　派遣職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。
３　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。
（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。
（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の３箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年１月２９日

東京都世田谷区世田谷４丁目２１番２７号
世田谷区

世田谷区長

長野県松本市丸の内３番７号
松本市

松本市長

〔資料協定第 16〕

災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京２３区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物

（２）二次仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設

（３）仮設処理施設　災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。

（４）広域処理　東京２３区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京２３区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第３条　各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

２　初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。

３　初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後１週間を目途に本部長の招集により設置する。

（１）東京２３区内の１か所以上で震度６弱以上が観測された場合

（２）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合

４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。

５　初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。

６　初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第４条　初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

（１）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。

（２）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）

第５条　災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

２　対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。

３　対策本部は、本部長の招集により設置する。

４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。

５　対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。

６　対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）

第６条　対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

（１）災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。

（２）関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。

（３）車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。

（４）二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。

（５）民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。

（６）共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。

（７）前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

（費用の負担）

第７条　初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

（従事職員の身分の取扱い）

第８条　初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

（平常時の措置）

第９条　各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

（実施細目の作成）

第１０条　この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

２　各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

（その他）

第１１条　この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都港区芝公園一丁目５番２５号
港区
代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
新宿区
代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号
台東区
代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
墨田区
代表者　墨田区長　山　本　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号
江東区
代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号
品川区
代表者　品川区長　濱　野　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号
目黒区
代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号
大田区
代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号
渋谷区
代表者　渋谷区長　長谷部　健

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区
代表者　杉並区長　田　中　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
北区
代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号
板橋区
代表者　板橋区長　坂　本　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
代表者　練馬区長　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号
足立区
代表者　足立区長　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
代表者　葛飾区長　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号
江戸川区
代表者　江戸川区長　斉　藤　猛

東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号
東京区政会館
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者　管理者　山　﨑　孝　明

〔資料協定第 17〕

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援

(2)居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん

(3)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(4)前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(協力の要求等)

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。

(1)災害時等の状況

(2)協力の内容

(3)協力の期間

(4)協力の場所

(5)その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

第6条　第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2　協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3　第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4　前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）

第7条　都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2　都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）

第8条　この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）

第9条　この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適　用）

第 10 条　この協定は、令和3年 12 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年 12 月 27 日

東京都
代表者　東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）
代表者　江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）
代表者　町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）
代表者　瑞穂町長（東京都町村会会長）

（別表）

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

〔資料協定第 18〕

富士山噴火時における現地対策拠点としての施設使用等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、富士山の噴火時又は噴火が発生すると予想される場合（以下「緊急時」という。）における現地対策拠点としての世田谷区立河口湖林間学園（以下「施設」という。）の使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を緊急時に現地対策拠点として使用すること及び甲が施設使用中の生徒等を、緊急時に安全に帰宅させるための支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携内容）

第２条　甲は、緊急時に施設を現地対策拠点として使用する。

２　甲は、緊急時に乙に富士山火山に関する情報を提供し、また、施設使用中の生徒等がいる場合、安全に帰宅させるための支援を行う。

（施設の使用）

第３条　甲は、緊急時に現地対策拠点を設置する必要が生じた場合、乙に対して施設の使用について要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、施設の使用を許可するものとする。

３　乙は、直ちに施設の使用を許可することが困難である場合、使用許可の見込みについて、甲に伝えるものとする。

（連絡責任者の設置及び連絡会議の開催）

第４条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置き、必要に応じて連絡会議を開催し、富士山火山に関する情報共有やこの協定の実施にかかる事項についての協議を行うものとする。

（防災訓練の実施）

第５条　甲及び乙は、この協定書に基づく内容が緊急時に円滑に進められるよう、必要に応じて防災訓練を実施する。

（現地対策拠点設置時の施設管理）

第６条　現地対策拠点設置時の施設の管理運営は、甲の責任において行い、施設の維持管理には十分留意するものとする。

２　現地対策拠点の管理運営について、乙はできる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲が行う現地対策拠点の施設の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（施設使用の終了）

第８条　甲は、現地対策拠点としての施設使用を終了する場合は、乙に現地対策拠点の使用終了を文書にて提出するとともに、その施設を原状に復し、確認を受けた後、乙に返還する。ただし、天災などの不可抗力により、甲の責によらない建物の破損について、甲は責任を負うものではない。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかからも書面による協定の解除又は変更の申出がない場合は、本協定はさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に係る疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年３月２８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔資料協定第 19〕

震災時交通遮断ゲートに関する協定

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷警察署、北沢警察署及び玉川警察署（以下「乙」という。）との間で、交通遮断ゲート（以下「ゲート」という。）の設置及び管理等について協定し、震災時の交通規制を的確に行うことを目的とする。

（設置）

第２条　甲は、広域的災害発生時における交通規制に資するとともに、道路の防護柵として使用するため、乙の協力のもとにゲートを設置する。

（設置箇所及び仕様）

第３条　ゲートの設置箇所及び仕様については、甲乙の協議により別に定める。

（維持管理）

第４条　甲は、設置したゲートの維持管理に努める。

（鍵の保管）

第５条　ゲートの鍵は、甲及び乙がそれぞれ保管する。

（災害時の対応）

第６条　広域的災害発生に際しては、ゲートの開閉は乙が行い、甲はそれに協力する。

（定めのない事項の処理）

第７条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

平成８年７月１日

甲　世田谷区
　　代表者　　世田谷区長

乙　　世田谷警察署長
　　北沢警察署長
　　玉川警察署長

〔資料協定第 20〕

一般国道２４６号二子玉川ランプの使用に関する覚書

建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所（以下「甲」という。）と、世田谷区（以下「乙」という。）は、災害時において甲が管理する東京都世田谷区玉川三丁目 14 番先の二子玉川ランプ（以下「二子玉川ランプ」という。）を乙が災害対策の一環として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（適用範囲）

第１条　この覚書の適用の範囲は、別添図の朱塗りの部分とする。

（使用の条件）

第２条　甲は、二子玉川ランプを歩行者及び自転車の通行の用に供するほか、車両については災害時において乙又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく世田谷区災害対策本部が指定した車両（以下「緊急車両」という。）が通行する場合に限り、二子玉川ランプの使用を認めるものとする。

（使用手続）

第３条　乙は、二子玉川ランプを使用しようとするときは、甲に対し書面により使用の申請を行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により申請を行い、後日書面を提出することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合において、前条に定める使用の条件に適合すると認めるときは、二子玉川ランプの使用を許可するものとする。

３　甲は、二子玉川ランプの使用を許可したときは、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により許可を行い、後日書面により通知することができる。

４　乙が二子玉川ランプを使用する場合において、地元町会・自治会・商店会及び関係機関等への説明、手続等が必要なときは、乙が行うものとする。

５　甲の設置したネットフェンス及び車両進入防止用ガードレールは、緊急災害時においてのみ乙の責任において撤去するものとする。

６　甲の設置した門扉は、平常時においては施錠し、緊急災害時においてのみ乙の責任において解錠するものとする。なお、使用する鍵は、甲、乙それぞれ１個ずつ保管するものとする。

７　乙は、二子玉川ランプを使用するときは、前条に規定する緊急車両以外の車両が通行しないよう必要な措置を施すとともに、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するものとする。

（事故等の対応）

第４条　乙の使用に起因して事故等が発生した場合、遅滞なく甲に報告するとともに甲、乙協議して対応するものとする。

（使用の完了）

第５条　乙は、その使用が終了した場合は、原則として原形復旧を行い、甲に立会いを求め、甲､乙立会いのもとにその使用の完了を確認するものとする。

２　乙は、前項の規定により使用の完了が確認された場合は、甲に対して完了届を提出するものとする。

（維持管理）

第６条　二子玉川ランプの維持管理は甲が行う。

２　乙は、二子玉川ランプ及びその周辺地区における放置自転車等の解消にむけ、地元町会、自治会、商店会及び関係機関等と協力して広報及び指導に努めるものとする。

３　乙は、放置自転車等に対する撤去及び移動等の措置に努めるものとし、甲も可能な範囲で協力するものとする。

（その他）

第７条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成 11 年３月 23 日

甲　神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷二丁目３番３号
建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所
代表者　川崎国道工事事務所長

乙　東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者　　世 田 谷 区 長

※中央省庁再編により「建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所」は「国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所」に変更

〔資料協定第 21〕

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都下水道局南部下水道事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」並びに「世田谷区地域防災計画」及び「世田谷区国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔（以下「受入れ人孔」という。）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、災害時に避難所から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第２条　甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

２　乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する下水道施設を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

（役割分担）

第３条　平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

（１）乙は、甲が実施する下水道管路へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

（２）甲は、前項の実地訓練の実施に必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

（３）甲は、独自にし尿の搬入訓練を行う場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。

２　災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

（１）甲は、災害時において、下水道施設へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

（２）甲は、下水道管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。

（３）甲は、し尿受入れ人孔の下水道管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

（４）乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その下水道管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第４条　甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第５条　甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

２　甲は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、乙の立会いの下確認する。ただし、乙の立会いが困難な場合、甲は、書面をもって清掃状況の報告をするものとする。

（有効期間）

第６条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から平成２１年３月３１日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の３か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
３　甲及び乙は、この覚書の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この覚書を改定することができる。
（協議）
第７条　この覚書に疑義が生じた場合、この覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの覚書を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれに記名押印の上、各１通を保管する。

平成２０年１０月３１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

大田区雪谷大塚町１３番２６号
乙　東京都下水道局南部下水道事務所
代表者　南部下水道事務所長

〔資料協定第 22〕

災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書

東京都下水道局を甲とし、世田谷区を乙とし、甲乙間において、災害時及び防災訓練時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、甲が作成した「マンホール用仮設トイレ設置人孔マップ」の下水道マンホールを利用して、乙が災害時及び防災訓練時にトイレとして設置する下水道マンホール用仮設トイレに関する事項について定めることを目的とする。

（下水道マンホールを利用する場合の連絡）

第２条　乙は、甲が指定した下水道マンホールを利用する場合、原則として、事前に甲に連絡するものとする。事前の連絡ができなかった場合は、事後速やかに甲へ連絡を行う。

（役割分担）

第３条　下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う甲乙の役割分担は、次のとおりとする。

（１）乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置に伴う道路使用許可等の取得及び安全管理を行う。

（２）乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う下水道マンホール蓋開閉の作業を行う。

（３）乙は、下水道マンホール用仮設トイレ及び下水道マンホール蓋開閉工具を必要数購入し、適正な保管管理を行う。

（４）乙は、第２条の下水道マンホールの使用について、トイレとしての目的以外の使用を禁止し、トイレとしての適正な管理を行う。

（５）乙は、第２条の下水道マンホールを使用した場合は、設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃を実施する。

（６）乙は、第２条の下水道マンホールの使用により管渠の閉塞、施設の損傷等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

（７）甲は、乙から前号による連絡を受けたときは、その機能回復処置を行う。

（８）乙は、乙の責に帰すべき事由により前号の機能回復処置が行われた場合は、その費用を負担する。

（確認）

第４条　甲は、下水道マンホール用仮設トイレの撤去時に安全確保の状況並びに設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃状況について乙の立会のもと確認する。

（協議）

第５条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙の協議により定める。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成１８年７月７日

東京都大田区雪谷大塚町１３番２６号

甲　東京都下水道局南部管理事務所

代表者　南部管理事務所長

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

乙　世田谷区

代表者　世田谷区長

※組織改正により「東京都下水道局南部管理事務所」は「東京都下水道局南部下水道事務所」に変更

〔資料協定第 23〕

災害時における遺体安置所に関する協定

世田谷区を甲とし、警視庁世田谷警察署を乙として、甲乙間において、災害時における遺体安置所に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に甲が開設する遺体安置所（以下「遺体安置所」という。）に関して、甲と乙との間において必要な事項について定めることを目的とする。

（遺体安置所の設置）

第２条　遺体安置所の設置は、次に掲げることを目的に行う。

（１）遺体の収容

（２）遺体の検視及び検案

（３）遺体の安置

（４）遺体の遺族への引き渡し

（５）検案書及び火葬許可証の交付

（６）身元不明の遺体の確認調査

（遺体安置所の開設）

第３条　甲は、別表に規定する施設を必要に応じて使用して、遺体安置所を開設するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等に応じて、乙と協議の上、甲の管理する他の施設等を使用して、遺体安置所を開設することができるものとする。

（開設の連絡及び職員の派遣要請）

第４条　甲は、遺体安置所を開設したときは、乙に対してその旨を速やかに連絡するとともに、乙の職員の派遣を要請するものとする。

（職員の派遣）

第５条　乙は、前条に規定する要請に基づき、速やかに遺体安置所へ乙の職員を派遣し、検視その他の業務に従事させるものとする。

（要請方法）

第６条　第４条に規定する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

（１）遺体安置所を開設した施設の名称及び所在地

（２）職員の派遣を要請する旨

（３）前２号に掲げるもののほか、必要な事項

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の３月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１１月２１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目４番４号
乙　警視庁世田谷警察署
代表者　世田谷警察署長

別表（第３条関係）

施設の名称	所在地	管轄警察署
池尻地区会館	世田谷区池尻二丁目３番１１号	世田谷警察署
世田谷地区会館	世田谷区世田谷二丁目２５番１０号	世田谷警察署
経堂南地区会館	世田谷区経堂五丁目２１番６号	北沢警察署
上馬地区会館	世田谷区上馬四丁目３番２０号	世田谷警察署
代田南地区会館	世田谷区代田一丁目２１番１１号	北沢警察署
桜上水南地区会館	世田谷区桜上水三丁目４番１１号	成城警察署
九品仏地区会館	世田谷区奥沢七丁目３４番３号	玉川警察署
尾山台地区会館	世田谷区等々力二丁目１７番１４号	玉川警察署
船橋地区会館	世田谷区船橋三丁目１１番８号	北沢・成城警察署
喜多見東地区会館	世田谷区喜多見五丁目１１番１０号	成城警察署
上北沢地区会館	世田谷区上北沢二丁目１番３号	北沢・成城警察署
上祖師谷地区会館	世田谷区上祖師谷四丁目５番６号	成城警察署
北烏山地区会館	世田谷区北烏山九丁目２５番２６号	成城警察署

※上馬地区会館は、平成 29 年１月に上馬複合施設内（上馬四丁目 10 番 17 号）に移転。

※同内容の協定書を、下記の相手方とも平成１８年１１月２１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区松原六丁目４番１４号
警視庁北沢警察署
代表者　北沢警察署長

・相手方　東京都世田谷区中町二丁目９番２２号
警視庁玉川警察署
代表者　　玉川警察署長

・相手方　東京都世田谷区千歳台三丁目１９番１号
警視庁成城警察署
代表者　　成城警察署長

〔資料協定第 24〕

非常通信の運用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京消防庁世田谷消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号に規定する非常通信をいう。）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下これらを「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第２条　甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

２　前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第３条　非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第４条　非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

２　前項により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

３　乙の有する通信設備において、甲を受け取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し、持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第５条　甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第６条　甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分を確認することのできるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第７条　甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第８条　甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第９条　この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第１０条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成２１年３月３１日までとする。なお、期間満了の日の３箇月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定書は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２０年４月１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区三軒茶屋二丁目３３番２１号
乙　東京消防庁世田谷消防署
代表者　世田谷消防署長

〔資料協定第 25〕

大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての
世田谷区立世田谷区民会館第２別館の利用に関する協定書

世田谷区を「甲」とし、警視庁世田谷警察署を「乙」とし、甲乙の間において、大震災発災時の世田谷警察署代替施設（以下「警察署代替施設」という。）として、東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号世田谷区立世田谷区民会館第２別館の一部を利用することについて、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、乙が甲の所有する施設の一部を、警察署代替施設等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（警察署代替施設の開設）

第２条　甲は、乙が世田谷区立世田谷区民会館第２別館の一部に警察署代替施設を開設する必要が生じた際には、乙に協力するものとする。

２　甲が現施設を新築・改築等のため取り壊す場合、又は本施設を他の目的に使用することになった場合は、本協定は失効するものとする。

（使用許可）

第３条　乙が、前条第１項に基づき警察署代替施設を開設しようとする際には、世田谷区公有財産管理規則（昭和３９年３月世田谷区規則第５号）に定める手続きにより甲から使用許可を得なければならない。

（警察署代替施設の管理）

第４条　警察署代替施設として使用中の建物の管理は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の一か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第６条　この協定書に定めがない事項の取り扱いについては、必要の都度、甲乙協議の上、決定していくものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ捺印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年８月２４日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目４番４号
乙　代表者　警視庁世田谷警察署長

※「世田谷区立世田谷区民会館第２別館」は「世田谷区立スカイキャロット展望ロビー」に変更　（平

成２９年１０月１日付）

※第３条　「世田谷区公有財産管理規則（昭和３９年３月 世田谷区規則第５号)」は「世田谷区公有財産管理規則（平成２７年３月 世田谷区規則第３４号)」に変更　（平成２９年１０月１日付）

〔資料協定第 26〕

世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷消防署（以下「乙」という。）、玉川消防署（以下「丙」という。）及び成城消防署（以下「丁」という。）とは、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な者（以下「災害時要援護者」という。）に関する個人情報を記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

第１条　甲は、乙、丙及び丁が災害時要援護者に対する安否確認、避難誘導、救出、救護等の緊急対応（以下「緊急対応」という。）を行うため、乙、丙及び丁の管内ごとに名簿を作成し、年１回、乙、丙及び丁に対し、当該管内の名簿を提供する。

第２条　乙、丙及び丁は、緊急対応に必要な範囲内で名簿を使用するものとする。

第３条　名簿に記載する情報は、住所、氏名、生年月日及び性別とし、対象者は、次のとおりとする。

(1) ７５歳以上の者のうち、次のイ又はロに該当する者

イ　一人暮らしの者

ロ　イに掲げるもののほか、６５歳以上の者のみで構成された世帯に属する者

(2) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づき、要介護状態区分について要介護３、要介護４又は要介護５の認定を受けた者

(3)　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害程度等級１級又は２級で、次の種別の者

イ　視覚

ロ　四肢

ハ　体幹

ニ　半身

ホ　両下肢

ヘ　片下肢

ト　移動

チ　聴覚

(4)　東京都愛の手帳交付要綱（昭和４２年民児精発第５８号）第５条第１項の規定により愛の手帳の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が１度又は２度の者

(5)　前各号に掲げる者のうち、甲乙丙丁が協議して定めた者

第４条　乙、丙及び丁は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例（平成２年東京都条例第１１３号）、東京消防庁個人情報取扱事務要綱（平成１７年４月１７日付１６総総第１４７８号総務部長依命通達）等に

基づき、適正に管理しなければならない。

第５条　乙、丙及び丁は、紛失、破損、漏えいその他前項の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

第６条　乙、丙及び丁は、甲から要請があったときは、速やかに名簿を返却するものとする。

第７条　この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、東京都個人情報の保護に関する条例及び世田谷区個人情報保護条例（平成４年３月世田谷区条例第２号）の趣旨に則り、甲乙丙丁が協議した上で定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を４通作成し、甲、乙、丙、丁、記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２１年１２月１８日

甲　世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長

乙　世田谷区三軒茶屋二丁目３３番２１号
東京消防庁世田谷消防署長

丙　世田谷区中町三丁目１番１９号
東京消防庁玉川消防署長

丁　世田谷区成城一丁目２１番１４号
東京消防庁成城消防署長

※　「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に読み替える。

〔資料協定第 27〕

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）及び世田谷区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、世田谷区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条 情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

（１） 世田谷区内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると甲若しくは乙が判断したとき。

（２） 世田谷区災害対策本部が設置されたとき。

（３） 前２号に掲げる場合のほか、甲又は乙が情報交換を行うことが必要と判断したとき。

（情報交換の内容）

第３条 情報交換において交換する情報は、次に掲げるものとする。

（１） 一般被害（住民の安否、住宅の破損等をいう。）の状況に関すること。

（２） 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防設備、都市設備等をいう。）の被害の状況に関すること。

（３） 前２号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と判断した情報。

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条 第２条各号のいずれかに該当し、乙が甲に情報連絡員の派遣を要請し、又は甲が情報連絡員を派遣する必要があると判断した場合は、甲が乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

２ 甲及び乙は、相互に担当部署及び担当者を明確にし、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を行うものとする。

（平素の協力）

第５条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に係る訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（有効期間）

第６条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了の１箇月前までに、甲又は乙が異議を申し出ない限り、この協定の有効期間を更に１年間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、 各１通を所有する。

平成２４年６月１日

甲） 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長

乙） 東京都世田谷区世田谷４丁目２１番２７号
世田谷区長

〔資料協定第 28〕

災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区商店街連合会（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）においても区民が安心し、安定した生活を送ることができるようにするため、応急食料及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給及び運搬等（以下「優先供給」という。）の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が行う物資の調達及び被災者（被災した区民又は帰宅困難者をいう。）の支援に係る乙の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

（応急物資の要請）

第２条　甲は、災害時において緊急に物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急物資の優先供給を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難いときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給を行うものとする。

２　乙に属する商店街の加盟店は、相互に協力し合い、可能な範囲において、被災者を救援するための活動を行うものとする。

３　乙に属する商店街は、甲の要請により可能な範囲において、その所有する放送設備等を活用して災害情報等の提供を行うものとする。

（周知）

第４条　甲は、乙に属する商店街及びその加盟店が前条の規定により協力する旨を区民に周知するよう努めるものとする。

（応急物資の受領）

第５条　甲は、応急物資の供給場所を指定し、当該供給場所において品目、数量等を確認の上、応急物資を受け取るものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給を行ったときは、供給した応急物資の品目、数量、供給場所、日時等を文書により甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、第３条第１項の規定により応急物資の優先供給を受けたときは、当該応急物資の優先供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、次の各号に定める額の合計とする。

（１）　応急物資の価格（当該災害時の直前の価格とする。）

（２）　応急物資の運搬に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）

（請求及び支払）

第８条　乙は、前条の規定により甲が負担する費用の額を、甲の指定する様式により、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給に従事した者が、当該応急物資の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は障害を有することとなったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、災害応急対策に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方に連絡責任者を定めるものとする。

２　甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに、甲及び乙の双方が書面による申出をしないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１３条　この協定及び第１１条の実施細目に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

なお、この協定の成立をもって、平成１７年１２月１４日に甲乙間で締結した「災害時における応急物資の優先の供給に関する協定」は、失効する。

平成２５年２月２８日

甲　世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　世田谷区太子堂二丁目１６番７号
世田谷区商店街連合会
代表者　会長

〔資料協定第 29〕

災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区商店街連合会（以下「乙」という。）が締結した災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定（以下「協定」という。）第１１条の規定に基づき定める実施細目は、次のとおりとする。

（応急物資の内容）

第１条　協定に規定する応急物資は、次の物資とする。

（１）　別表に掲げる物資

（２）　その他甲が指定する物資

（協力の内容）

第２条　協定第３条第１項の規定により乙が行う協力の内容は、次のとおりとする。

（１）　乙に属する商店街又は商店街の加盟店（以下「会員店」という。）が所有する応急物資を確保し、甲が指定する供給場所へ搬送すること。

（２）その他甲が要請すること。

２　協定第３条第２項の規定により会員店が行う協力の内容は、次のとおりとする。

（１）会員店が所有又は管理する駐車場等のスペースを、被災者の一時避難所として開放し、炊き出し、テント設営等、被災者が当該スペースにおいて行う活動に協力すること。

（２）被災者に対し、水道、トイレその他の被災者の生活を支援するための設備を提供すること。

（３）会員店、その事務所等において、テレビ、ラジオ、インターネット等で知り得た被害概況を被災者に提供すること。

（４）年１回以上随時更新する別紙「会員店・地域連携表」に掲げる地域において行われる災害時のための訓練を通し、会員店と地域の連携を密にするとともに、災害時においても会員店と地域が連携すること。

３　協定第３条第３項の災害情報等は、次に掲げるとおりとする。

（１）災害状況に関すること。

（２）避難の勧告、指示、誘導等に関すること。

（３）食料及び物資の配給状況に関すること。

（４）救援及び衛生に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、被災者が必要とする事項

４　協定第３条第３項の「放送設備等」とは、放送設備、紙媒体及びこれらに類する機能を有するものをいう。

（連絡責任者）

第３条　協定第１０条に規定する甲及び乙の連絡責任者は、次のとおりとする。

甲の連絡責任者　危機管理室災害対策課長

乙の連絡責任者　世田谷区商店街連合会事務局専務理事又は事務局長

（ボランティアの派遣要請）

第４条　乙は、第２条第２項第１号の規定により被災者が行う活動に協力するため必要があると認めたときは、甲に対しボランティアの派遣を要請することができるものとする。

（有効期間）

第５条　この細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力

を失うものとする。

甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２５年２月２８日

別表（第１条関係）

災害時の主な必要物品

災害発生直後に必要な物資 （おおむね災害発災から３日間程度）	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）	食料品 左欄に掲げるもののほか、精米、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶
生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティシュ、ごみ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）	生活必需品 左欄に掲げるもののほか、タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　東京都世田谷区太子堂二丁目１６番７号
世田谷区商店街連合会
代表者　会長

〔資料協定第 30〕

災害時における米穀供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都米穀小売商業組合世田谷支部（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策上必要な米穀の供給及び運搬等（以下「優先供給」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協力協定を締結し、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から適用する。

（優先供給の要請）

第 1 条　甲は、災害時において緊急に米穀を調達する必要を生じたときは、乙に対して米穀の優先供給を要請することができる。

2　前項の規定による要請は文書等により行う。ただし、これにより難いときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出する。

（協力の内容）

第 2 条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、米穀を優先供給するものとする。

（米穀の受領）

第 3 条　甲は、米穀の供給場所を指定し、当該供給場所において数量を確認の上、米穀を受け取る。

（報告）

第 4 条　乙は、甲の要請に基づき米穀の優先供給を行ったときは、供給した数量、供給場所、日時等を文書により甲に対し報告する。

（費用負担）

第 5 条　甲は、第 2 条の規定により米穀の優先供給を受けたときは、当該米穀の優先供給に要した費用を負担する。

2　前項の規定により甲が負担する費用の額は、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 米穀の価格

(2) 米穀の運搬に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）

（請求及び支払）

第 6 条　乙は、前条の規定により甲が負担する費用の額を、甲の指定する様式により、甲に請求するものとする。

2　甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払う。

（災害補償）

第 7 条　甲は、甲の要請に基づき米穀の優先供給に従事した者が、当該米穀の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は傷害を有することとなったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（看板掲出）

第8条　甲は、組合員の承諾を得て組合員の店舗に「世田谷区災害時食料協力店」の看板を掲出することができる。

（有効期間）

第9条　この協定の有効期間は、平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙の双方が書面による申出をしないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈について疑義を生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲と乙は、上記のとおり協力協定を締結したことを証するため。本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。なお、平成30年（2018年）4月1日をもって、昭和54年（1979年）6月4日に締結した「災害時における米穀供給に関する協力協定」は失効する。

平成３０年　１月１１日

世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲　世田谷区
代表者　区長　　保　坂　展　人

世田谷区砧六丁目30番1号
乙　東京都米穀小売商業組合世田谷支部
代表者　支部長　野　原　敏　男

〔資料協定第 31〕

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、世田谷区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和 46 年東京都条例第 121 号）に基づき世田谷区立こどものひろば公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関連区）

第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第７条　乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第８条　この協定は、昭和 58 年８月 10 日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和 58 年８月 10 日　　東京都知事

世田谷区長

※　同文の協定を、このほか区内３ヶ所の給水施設についても締結している。
給水施設名、協定締結日、協定適用期日（協定締結日と同日）は下記のとおり。

・ 区立葭根公園内給水施設
昭和 63 年 7 月 29 日

・ 都立祖師谷公園内給水施設
平成９年８月１日

・ 区立中町二丁目公園内給水施設
平成 12 年４月１日

〔資料協定第 32〕

災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における世田谷区内の公衆浴場の井戸、貯水槽又は浴場の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有し、又は管理する井戸、貯水槽又は浴場の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における区民への給水支援及びり災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）への入浴支援を行うことを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

（１）組合員が所有し、又は管理する井戸又は貯水槽において、区民に対して給水を行うこと。

（２）組合員が所有し、又は管理する浴場において、り災者への入浴支援を行うこと。

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

３　第１項の要請は、乙の支部長（以下「支部長」という。）に対して行うものとする。ただし、支部長に事故あるとき又は支部長が不在のときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、組合員に対し、当該要請に協力させるものとする。

２　前項により組合員が入浴支援を行う場合、り災者から徴収する対価は、災害発生直前における公衆浴場利用料金の額とする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、平成２１年１２月１１日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議等）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

なお、平成８年１２月１９日に甲乙間で締結した「災害時における井戸及び浴場の使用に関する協力協定」については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２１年１２月１１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

世田谷区三宿一丁目３０番２号

乙　東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部

代表者　支 部 長

〔資料協定第 33〕

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において地震等による大規模災害が発生し、ライフラインが絶たれたとき（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力（以下「提供協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における、甲に対する乙の提供協力について定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し、提供協力を要請することができる。

２　甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、世田谷区災害対策本部が行う。

２　甲は、要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請することができないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

３　乙は、要請を受けた場合、可能な限り速やかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所及び日時等を明示した文書により甲に連絡する。ただし、緊急の場合で文書により連絡することができないときは、口頭等で連絡し、事後速やかに文書により連絡するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第４条　甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（１）　ミネラルウォーター

（２）　その他の飲料

（運搬及び引渡）

第５条　飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、内容を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第６条　乙は提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告するとともに、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

（１）　提供した飲料の品目及び数量

（２）　提供した期間

（３）　提供した場所

（４）　その他必要な事項

（費用負担）

第７条　この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用

については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

３　乙は、前条の規定による文書提出後、甲の承諾を得て、前項で決定した費用の額を甲に請求するものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定に関する連絡窓口は、添付別紙「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成 21 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に１年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協議）

第 10 条　第７条第１項及び第２項に定めるもののほか提供協力に関し乙に損失が生じたときは、その負担割合等については甲乙が協議して定める。

２　この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２０年１１月２５日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都港区台場二丁目３番３号
乙　サントリーフーズ株式会社
代表者　代表取締役社長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 20 年 11 月 25 日付で締結している。会社名はサントリービバレッジソリューション株式会社に変更となっている。

・相手方　東京都文京区春日 1-4-10　４階
株式会社　ジャパンビバレッジ
執行役員　営業副本部長

〔資料協定第 34〕

災害時における燃料等の供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合世田谷支部（以下「乙」という。）とは、区内で災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における燃料等の供給に関して、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が、緊急車両、発電機等の燃料等（ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料、燃料容器等をいう。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料等を調達する必要があるときは、乙に対しその供給に関する協力を要請する。

２　前項の規定による要請は、原則として甲の財務部長が乙の支部長に対して電話又はファクシミリにより行うものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り燃料の供給に協力するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、通信手段が途絶していると認めた場合は、甲の要請の到達を待たずに、燃料の供給に協力するものとする。

（供給の方法）

第４条　前条の規定による燃料等の供給は、乙の構成員が経営する給油所において行うものとする。ただし、甲からの要請があり、かつ、可能であるときは、甲の指定する場所へ輸送して行うものとする。

（費用負担）

第５条　前２条の規定による燃料等の供給に要した費用（以下「燃料代」という。）は、甲が予算の定めるところにより負担するものとする。

２　前項の費用のうち、燃料等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として甲乙の協議により定めるものとする。

（支払い）

第６条　甲は、乙の請求に基づき、その内容を確認の上、燃料代を支払うものとする。

（公務災害補償）

第７条　第４条に規定する業務中に乙の支部員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（連絡）

第８条　乙は、この協定に基づき甲に燃料等を供給することできる給油所の名称、所在地及び連絡先、各給油所が取り扱う燃料の種別、燃料種別ごとの輸送可否等を、１年に１回甲に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ

定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１１条　昭和５６年６月１９日に甲乙間で締結した災害時における石油製品供給に関する協力協定は、この協定の締結をもって廃止する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年５月２６日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区野毛三丁目２１番１１号
乙　東京都石油商業組合世田谷支部
代表者　支部長

〔資料協定第 35〕

災害時における燃料供給等の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における燃料の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、甲の応急対策活動に乙が協力するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時等に必要があると認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

（１）乙が保有する燃料の供給

（２）乙が保有する車両（以下「車両」という。）の供給

（３）前２号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める事項

２　乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

３　第１項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の供給）

第３条　燃料の品目、数量及び供給場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（燃料の供給に係る費用負担）

第４条　甲は、この協定により、乙が燃料供給等に要した次に掲げる費用を負担する。

（１）乙が提供した燃料の費用

（２）その他甲が負担すべき費用

２　前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（車両の供給）

第５条　車両の車種、数量、使用期間及び供給場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が車種、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（車両の供給に係る費用負担）

第６条　甲は、この協定により、乙が車両の供給等に要した次に掲げる費用を負担する。

（１）引き渡しに要する費用

（２）その他甲が負担すべき費用

（車両の損害に係る費用負担）

第７条　車両の損害に係る修理費用は甲の負担とする。
２　第三者の責めに帰すべき事由により車両に損害を生じた場合は、甲の責任において処理するものとする。
３　性能又は性能の欠陥により生ずる修繕に要する経費は乙の負担とする。

（交通事故に係る費用負担）
第８条　甲は、本件車両の運行に際して交通事故により第三者に損害を与えた場合には、その紛争の解決に要する一切の費用を負担するものとする。

（善良な管理者の注意義務）
第９条　甲は、乙の車両を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

（自動車の返還）
第１０条　甲は、使用期間が満了したときは、車両を乙に返還する。
２　返還時に要する原状回復等の費用は甲が負担する。

（請求及び支払い）
第１１条　乙は、甲の要請に基づく燃料及び車両の供給に要した費用を、甲が指定する様式により、請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払う。

（災害補償）
第１２条　甲は、第２条第１項の規定による要請に基づく業務に従事した乙の代表者又は従業員が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（連絡体制等）
第１３条　甲及び乙は、第２条の規定による協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿を作成し、相互に通知するものとする。

（実施細目）
第１４条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に１年間期間

を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協議）

第１６条　甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和２年７月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区玉川三丁目４３番１号

乙　株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校

校長　大久保　和之

〔資料協定第 36〕

災害時における燃料供給等の協力に関する実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校（以下「乙」という。）が締結した災害時における燃料供給の協力に関する協定（以下「協定」という。）第１４条の規定に基づき定める実施細目は、次のとおりとする。

（燃料の内容）
第１条　協定第３条に規定する主な燃料は、ガソリンとする。
（車両の内容）
第２条　協定第５条に規定する主な車両は、別表に掲げるものとする。
（車両の引渡し）
第３条　車両の引き渡しは、特別の事由がない限り別表に掲げる保管場所にて行うものとする。
（有効期間）
第４条　この細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失う。

別表（第２条関係）
主な車両

	車種	車名	数量	保管場所
1	乗用車	マツダ　アクセラ	10	教習所コース内（東京都世田谷区玉川三丁目４３番１号）
2	〃	ホンダ　グレイス	10	〃
3	準中型車	いすゞ　エルフ	2	〃
4	中型車	いすゞ　フォワード	3	〃
5	バス（小）	日　産　キャラバン	6	〃
6	バス（大）	日　産　シビリアン	2	〃

甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

令和２年７月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保　坂　展　人

東京都世田谷区玉川三丁目４３番１号
乙　株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校
校長　大久保　和之

附　則
この実施細目は、令和２年７月２９日から適用する。

〔資料協定第 37〕

災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定

世田谷区と世田谷石油燃料商業組合（以下「組合」という。）とは、灯油等燃料（以下「燃料」という。）の調達を必要とする災害が区内に発生した場合に区民の生活を確保するため、次のとおり協力協定を締結する。

記

（総則）

第１条　風水害・地震及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した時、ガス施設および電気施設が一時的に麻痺することが予想されます。

これらの時、世田谷区は 80 万区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被災者の生活を維持するため、燃料の確保については区独自の備蓄を行うとともに区内燃料業者の積極的な協力を得ることにより対処してまいります。

（協力）

第２条　組合は、世田谷区内に災害が発生した時は、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して優先的に協力いたします。

（供与）

第３条　区長は、組合に対し組合員の店頭に掲示するための「世田谷区災害時燃料類協力店」の看板等必要資器材を供与します。

（要請手続）

第４条　区長は、災害が発生し燃料を調達する必要が生じた時、組合に要請します。

２　組合に対する区長の要請の手続きは、世田谷区環境部防災課が担当します。

ただし状況により世田谷区各部の部長から組合に対し協力を要請するものとします。

３　要請に当たっては、品名・数量及び納入場所について指示します。

（業務）

第５条　区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮者の指示に従って燃料を納入します。

２　指定場所に区職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い燃料を納入するものとします。

この場合において組合員は燃料納入後納入概要を区長に報告するものとします。

（支払い）

第６条　組合は、燃料納入後、区長に対し協定単価に従い燃料代金及び所要経費を請求します。

２　区長は、組合より請求された燃料代金等を速やかに支払うものとします。

（連絡）

第７条　組合の長は、区長の要請により災害時に協力できる人数・燃料の平均貯蔵量等の状況を毎年９月と３月に区長へ連絡します。

（協定単価）

第８条　燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格といたします。

（協議）

第９条　この協力協定の実施に関して必要な事項は世田谷区と組合との両者が協議して定めます。

（付則）

第 10 条　この協力協定は、昭和 54 年６月５日から効力を有するものとします。

この協力協定成立を証するため当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

昭和 54 年６月４日

世田谷区世田谷４丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者　　世田谷区長

世田谷区下馬１丁目 34 番７号
世田谷燃料組合睦会
代表者

世田谷区成城６丁目６番２号
成城燃料組合
代表者

世田谷区用賀４丁目 15 番４号
玉川燃料睦会
代表者

世田谷区代沢４丁目５番３号
世田谷灯油販売協同組合
代表者

立会人
世田谷区防災地域活動推進協議会
代表者　　会　　長

※第４条２　組織改正により「環境部防災課」は「危機管理部災害対策課」に変更

〔資料協定第 38〕

災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内に風水害、地震その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がプロパンガスの供給を乙から受けることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　世田谷区内に災害が発生し、都市ガス等の供給が停止し、かつ、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は、乙に対しプロパンガスの供給を要請することができる。

２　前項の要請は、プロパンガスを供給する日時、場所その他必要な事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において、プロパンガスの供給に協力するものとする。

（業務）

第４条　乙は､前条の規定による協力を行う場合において、プロパンガスの供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に基づき、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に基づき、プロパンガスを納入するものとする。

２　乙は、前項の規定によるプロパンガスの納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガスを設置するものとする。

３　乙は第１項の規定によるプロパンガスの納入に際して、安全性を確保するためにその運搬及び仕様について、指定場所で当該プロパンガスを扱う者に対して十分な説明をするものとする。

（経費の支払）

第５条　乙は、プロパンガスの納入後、甲に対し第７条に定める協定単価に従いプロパンガスの代金及び所要経費を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る代金を速やかに支払うものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請により災害時に供給することができるプロパンガスの数量その他必要な事項を毎年甲に報告するものとする。

（協定単価）

第７条　この協定に基づくプロパンガスの取引価格は、災害発生直前における小売価格とする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２２年４月８日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（その他）

第 10 条　平成８年１２月１９日に甲乙間で締結した「災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定」は、廃止する。

この協定成立を証するため甲乙記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２２年４月８日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

世田谷区喜多見七丁目５番２号

乙　社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部

代表者　支　部　長

※組織名は、一般社団法人東京都ＬＰガス協会城西城南支部に変更となっている。

〔資料協定第39〕

災害時における自転車等の供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会（以下「乙」という。）は、災害時における自転車等の供給に関し、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が調査、運搬等の応急活動に必要な自転車等の供給及び修理を受けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第２条　甲は、災害が発生し応急活動をする場合において乙に対し必要な自転車等の供給及び修理を要請することができる。

２　前項の要請は、自転車等の供給場所、数量その他甲が必要とする事項を指定することにより行うものとする。

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

（経費の支払）

第３条　乙は、供給業務終了後、甲に対し自転車等の供給及び修理に要した費用を一括して請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（供与）

第４条　甲は、この協定に協力する乙の各店舗に掲示するための「世田谷区災害時自転車供給の協力店」のシールを供与する。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、平成１４年２月８日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は当初有効期間満了日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１４年２月８日

東京都世田谷区世田谷４丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区北沢３丁目２１番２号
乙　東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会
会　長

〔資料協定第40〕

災害時における介護用品等の供給に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）とフランスベッドメディカルサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等における介護用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害（以下「災害」という。）が発生し、被災住民の避難が必要になった場合に、甲が避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し必要な事項を定め、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（要請及び協力）

第２条　甲は、災害が発生し避難所等を開設する場合において、乙に対し必要な介護用品等の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

（供給物品等）

第３条　前条第１項の規定により甲が供給を要請する介護用品等は、福祉用具及び在宅医療機器等避難所等で高齢者及び障害者等の生活を最低限維持することに必要な物品で、この協定に基づき別に定める細目に掲げるものとする。

２　乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況又は乙の在庫状況その他の理由により乙がレンタルによる供給を行えない場合は、甲乙協議の上、甲は乙から新品の介護用品等を購入することができるものとする。

（経費の負担）

第４条　甲は、介護用品等のレンタル料その他乙が介護用品等の供給に要した経費を負担するものとし、介護用品等のレンタル料については当該災害の発生直前の乙のカタログ表示価格とする。

（防災訓練への参加）

第５条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（細目）

第６条　第３条第１項に規定する細目は、世田谷区地域防災計画における避難計画の修正に伴い更新するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成11年８月30日から平成12年３月31日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の３月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に１年間有効期間は延長されるものとし、以後この例による。

３　甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議によりこの協定を改定することができる。

（この協定に定めのない事項等）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成11年８月30日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲　世田谷区
代表者　世 田 谷 区 長

東京都新宿区百人町一丁目25番１号
乙　フランスベットメディカルサービス株式会社
代 表 取 締 役

※フランスベッドメディカルサービス株式会社はフランスベッド株式会社に名称変更している。

〔資料協定第 41〕

災害時等における食料品等の提供に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と大塚食品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う食料品及び飲料水等（以下「食料品等」という。）の調達に関し、乙の協力を得ることにより、円滑に食料品等を確保することを目的とする。

（提供の要請）

第２条　甲は、災害時等において食料品等の調達が必要となったときは、乙に対し、食料品等の提供（その搬送を含む）を要請することができるものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書によりするものとし、これにより難いときは、口頭等により要請することができるものとする。

２　甲は、口頭等による要請をしたときは、後日、要請に係る文書を乙に送付するものとする。

３　乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供が可能な場合にはその食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難いときは、口頭等により回答することができるものとする。

４　乙は、口頭等により回答をしたときは、後日、回答に係る文書を甲に送付するものとする。

（免責）

第４条　乙は、前条第３項の規定により甲に提供可能な旨を回答した場合において、交通渋滞その他の乙の責に帰さない事情により提供ができなかったときは、それにより甲に生じた損害を賠償する責任は負わないものとする。

（食料品等の搬送）

第５条　搬送場所への食料品等の搬送は、乙が行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、食料品等を提供し、その提供期間が満了したときは、提供した食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間その他必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　この協定に基づき乙が甲に提供した食料品等の費用（その搬送に係る費用を除く。以下「提供費用」という。）は甲が負担し、食料品等の搬送に係る費用は乙が負担するものとする。

２　提供費用の額は、食料品等の提供を要請した日における当該食料品等のの希望小売価格に基づき算定するものとする。

３　提供費用のほか、食料品等の提供に関連して乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。
２　甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。
（連絡責任者）
第９条　この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
（１）　甲　危機管理室災害対策課長
（２）　乙　東京支店長がこの協定に係る対応を委任する東京支店内の管理職
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し出がない限り、この契約は更に１年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。
（協議）
第 11 条　この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２４年３月２７日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都千代田区神田司町二丁目 11 番１号 4F
乙　大塚食品株式会社
東京支店　支店長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２４年３月２７日付で締結している。

・相手方　東京都千代田区神田司町二丁目９番
大塚製薬株式会社
東京支店　支店長

〔資料協定第 42〕

簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム等（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

２　甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

３　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

４　前３項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該文書を乙に提出するものとする。

（協力等）

第３条　乙は、前条第１項、第２項又は第３項の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、できる限り速やかに協力するものとする。

（間仕切り等の供給）

第４条　乙は、甲が第２条第１項又は第２項の規定による要請をしたときは、間仕切り等を供給するものとする。

（間仕切り等の引渡し）

第５条　間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（間仕切り等の経費等）

第６条　甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

２　間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。
３　乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

（協定の効力及び更新）
第８条　この協定の有効期間は、締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙のいずれかから文書によってこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、当該満了日の翌日から更に１年間有効期間を延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年７月２６日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　区長

東京都世田谷区松原五丁目２番４号
乙　特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
代表者　　代表理事

〔資料協定第 43〕

災害時の協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び宍戸コンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の協力態勢に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合における甲が行う応急対策活動又は平常時における甲及び乙の協力態勢について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条 乙は、甲から要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力の内容）

第３条 この協定による乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）乙が備蓄する飲料水等を被災者及び帰宅困難者に提供すること。ただし、乙の使用の支障をきたさない範囲とする。

（２）前号に掲げるもののほか、被災者又は帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。ただし、発生した費用は甲の負担とする。

（要請の方法）

第４条 甲は、前条に規定する協力の内容の要請を乙に対し電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第５条 乙は、第３条に規定する協力の内容を実施したときは、甲に対し、その内容を電話等により報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第６条 第３条に規定する協力の内容の実施に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（協力期間）

第７条 第２条に規定する協力を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

（損害補償）

第８条 この協定に基づく協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（連絡責任者）

第９条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（有効期間）

第１０条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、

以後も同様とする。

（実施細目）

第１１条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第１２条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲及び乙は、この協定の成立を証するために、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年3月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲 世 田 谷 区
代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都世田谷区給田三丁目２番１５号
乙 宍戸コンクリート工業株式会社
代表者 代表取締役 会長 宍 戸 啓 昭

〔資料協定第 44〕

電気自動車を活用した災害連携協定

世田谷区(以下「甲」という。)と日産東京販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第１条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲による電気自動車の計画的な整備に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震（震度６弱以上）又は風水害等大規模災害（避難警戒レベル３以上）が発生した若しくはその可能性があること（以下「災害時等」という。）によって、世田谷区内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（電気自動車の貸与要請）

第２条　甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）が必要なときは、乙に対し、別紙（第１号様式）「電気自動車の貸与に関する協力依頼書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

２　乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

３　貸与車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から１週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第４条　乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第５条　乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

２　貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第６条　貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

（管理等）

第７条　甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

２　甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

３　前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

（事故等の対応）

第８条　甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

２　甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

（返却）

第９条　甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

（外部給電器の使用上の注意）

第１０条　甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第１１条　乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

（連絡調整）

第１２条　この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙（第２号様式）「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（定期協議）

第１３条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年１回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

（平常時の取組み）

第１４条　甲、乙及び丙は、平常時においても環境負荷の低い交通手段としての電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

２　甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

３　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う避難所運営訓練等に協力するよう努めるものとする。

４　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協定期間）

第１５条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間の満了する日の３箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（譲渡制限）

第１６条　甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

（協議）

第１７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（全１７条）

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その１通を保有する。

令和３年１０月２９日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　東京都品川区西五反田四丁目３２番１号
日産東京販売株式会社
代表取締役社長

丙　神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号
日産自動車株式会社
常務執行役員

〔資料協定第45〕

災害時における給電車両貸与に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

２　甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第４条　第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、ＡＣ１００Ｖ（１５００Ｗ）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２　甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第５条　甲は、第１条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第６条　乙は、第２条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第９条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第７条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第８条　貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

２　甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第９条　給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

３　甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第１０条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第１１条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）

第１２条　甲及び乙は、第２条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第１３条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

２　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

３　甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

（締結期間及び更新等）

第１４条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１２月２２日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区

代表者　世田谷区長

乙　東京都港区芝浦四丁目８番３号
トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役社長

〔資料協定第 46〕

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、世田谷区内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　プラグインハイブリッドEV

⑵　電気自動車

⑶　前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（第１号様式）により要請するものとする。

３　貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　貸与者は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第 11 条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

⑴　貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

⑵　原則として、世田谷区内で使用する。

⑶　故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第３項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第 12 条　甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（第３号様式）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第 14 条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

２　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

３　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第 15 条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第 16 条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 18 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和５年１１月１３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都目黒区鷹番一丁目４番７号
乙　東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長

東京都港区芝浦三丁目１番２１号
丙　三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者

〔資料協定第47〕

災害時における物資及び避難場所提供の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社オオゼキ（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が行う物資の調達及び被災者（被災した区民又は帰宅困難者をいう。）の支援に係る乙の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し次の要請をすることができるものとする。

（１）物資の提供

（２）乙の店舗における避難場所の提供

（要請手続）

第３条　甲は、前条の要請を行うときは、要請内容を明示した文書により行うものとし、これにより難いときは、口頭等により要請することができるものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、速やかに提供可能な事項を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難いときは、口頭等により回答することができるものとする。

３　甲は、口頭等による要請をしたときは、後日、要請に係る文書を乙に送付するものとする。

４　乙は、口頭等により回答をしたときは、後日、回答に係る文書を甲に送付するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に提供を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の運営する各支店（いずれも区内店舗に限らない。）からの商品提供を優先する必要性等により物資の提供ができないことがあることを勘案して、乙は物資提供の可否、物資の種類及び個数を決定し、甲に連絡するものとする。

（１）食料品

（２）日用品

（３）その他甲が指定する物資のうち、乙が提供可能なもの

（物資の引渡し）

第５条　物資の提供に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲の職員または甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所において、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が第２条の要請に基づき、物資を運搬又は提供する際には、当該運搬及び提供に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（費用負担）
第７条　この協定に基づき乙が甲に提供した物資の対価、搬送費用その他の物資の提供に要した費用（以下「提供費用」という。）については、甲が負担するものとする。
２　提供費用の額は、前条の規定による乙の報告後、要請した日における市場価格に基づき、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
３　提供費用のほか、物資の提供に関連して乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。
２　甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）
第９条　この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
（１）　甲　危機管理部災害対策課長
（２）　乙　オオゼキコミュニケーション統括本部部長内田又は不動産契約管理部課長

（情報共有）
第１０条　甲及び乙は、区内の被災状況や、店舗の被災・営業情報等について、情報を相互に交換し、共有するものとする。

（損害補償）
第１１条　甲の要請に基づき、物資の提供業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和６年８月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。
２　甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、１か月前までに書面をもって通知することにより、この協定を終了させることができる。

（協議）
第１３条　この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和５年９月１日

甲　東京都世田谷区四丁目２１番２７号
　　世田谷区
　　代表者　世田谷区長　　保坂　展人　　印

乙　東京都世田谷区北沢二丁目９番２１号２階
　　株式会社オオゼキ
　　代表取締役社長　　石原坂　潤　　印

〔資料協定第 48〕

災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等（以下「医薬品等」という。）の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

（要請及び医薬品等の供給）

第１条　甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要が生じたときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第２条　前条第１項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（連絡）

第３条　乙は、第１条第１項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

（搬送）

第４条　医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

２　医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。

３　乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

（引渡し）

第５条　乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲の確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

（代金及び搬送費用）

第６条　医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

（代金の支払い）

第７条　甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　　世田谷区
代表者　　区長

乙

※本協定書を下記の相手方と平成２８年３月２８日付で締結している。

・相手方　　世田谷区千歳台四丁目１３番６号
アルフレッサ株式会社支店長

・相手方　　世田谷区代沢三丁目１５番１号
株式会社スズケン支店長

・相手方　　世田谷区弦巻一丁目１番１２号
株式会社バイタルネット支店長

・相手方　　世田谷区若林三丁目３５番１３号
株式会社マルタケ西部営業所所長

・相手方　　川崎市高津区千年1200－1
株式会社メディセオ世田谷支店支店長

・相手方　　世田谷区代沢五丁目２番１号
東邦薬品株式会社世田谷営業所所長

〔資料協定第 49〕

災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び佐藤商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等（以下「医薬品等」という。）の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

（要請及び医薬品等の供給）

第１条　甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要が生じたときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第２条　前条第１項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（連絡）

第３条　乙は、第１条第１項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

（搬送）

第４条　医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

２　医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。

３　乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

（引渡し）

第５条　乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲に確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

（代金及び搬送費用）

第６条　医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

（代金の支払い）

第７条　甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年１０月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　区長

東京都世田谷区下馬五丁目２８番５号

乙　佐藤商事株式会社

代表者　代表取締役

〔資料協定第 50〕

災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、医師会を「乙」とし、甲乙間において災害時の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第２条　乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度５月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は、甲乙において協議をし、定めるものとする。

２　災害医療救護計画に定める医療救護班（以下「医療救護班」という。）の構成人員は、おおむね次のとおりとする。

（１）医　　師　　５名

（２）看　　護　　師　　３名

（３）その他・補助事務　　２名

３　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

傷病者に対する応急処置

（１）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（２）転送困難な患者及び軽症患者等に対する医療

（３）助産援護

（４）死亡の確認

４　医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。

５　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、世田谷区地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

（傷病者の搬送）

第４条　救護所から後方医療施設への傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第５条　医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。

３　備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（後方医療施設における医療救護）

第６条　救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請するものとする。

（医療費）

第７条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生した時は、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の編成・派遣に要する経費

（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

２　合同訓練における医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

３　前２項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（費用弁償等の請求・報告）

第１０条　前項に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。

（１）医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書（様式１）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（様式２）及び医療救護診療記録（様式３）を添えて請求するものとする。

（２）医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書（様式４）を添えて請求するものとする。

（３）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式５）に事故傷病者概要（様式６）を添えて報告するものとする。

（４）甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前３号の規定を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第１１条　甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第９条第３項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第１２条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（協議等）

第１３条　この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

なお、昭和５１年９月３０日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動についての協定書については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１４年４月１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世　田　谷　区

代表者　　世田谷区長

世田谷区松原六丁目３７番１０号　４階　　乙

社団法人世田谷区医師会

代表者　　会　　長

世田谷区中町二丁目２５番１８号

社団法人玉川医師会

代表者　　会　　長

※「社団法人世田谷区医師会」は「一般社団法人世田谷区医師会」に変更。（平成 25 年４月１日付）

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。（平成 25 年４月１日付）

〔資料協定第 51〕

災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、世田谷区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第２条　乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度５月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とするときは、甲乙において協議をし、定めるものとする。

２　災害時医療救護計画に定める薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）は、薬剤師２名で構成する。

３　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する調剤及び服薬指導

（２）医薬品等の仕分け及び管理等

４　薬剤師班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所及び医薬品ストックセンターとする。

５　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第３条　甲は、世田谷区地域防災計画に基づき調剤及び服薬指導並びに医薬品の仕分け及び管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、薬剤師班を編成し、現地の救護所及び薬品ストックセンターに派遣するものとする。

(医薬品の備蓄及び輸送)

第４条　薬剤師班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　甲は、備蓄する医薬品等が不足し調達する必要が生じた場合には、乙に要請するものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに甲が指示する救護所に医薬品を納入するものとする。

４　医薬品ストックセンターから救護所への輸送は、原則として甲が行うものとする。

（調剤費）

第５条　救護所における調剤費は無料とする。

（合同訓練）

第６条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）薬剤師班の編成・派遣に関する経費

（２）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）薬剤師班の薬剤師が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
（４）甲からの要請による医薬品等に係る代金
２　合同訓練における医療救護活動に前項に係る費用は、甲が負担するものとする。
３　前２項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
第８条　前条に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求するものとする。
（１）薬剤師班に係る経費は、費用弁償等請求書（様式１）に薬剤師班ごとの薬剤師班活動報告・薬剤師班班員名簿（様式２）を添えて請求するものとする。
（２）薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書（様式３）を添えて請求するものとする。
（３）薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式４）に事故傷病者概要（様式５）を添えて報告するものとする。
（４）甲からの請求による医薬品に係る代金は、費用弁償等請求書に医薬品等納品報告書（様式６）を添えて請求するものとする。
（５）甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師に係る費用弁償については、前各号の規定を準用するものとする。
（費用弁償の支払い）
第９条　甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第７条第３項の規定により定められる額を速やかに乙に支払うものとする。
（災害医療運営連絡会の設置）
第 10 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。
（協議等）
第 11 条　この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
なお、昭和５４年１１月５日に甲乙間で締結した災害時における応急薬品等供給に関する協力協定書については廃止する。

甲と乙は､本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１４年１２月１日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　　世田谷区長

世田谷区世田谷区池尻三丁目 13 番１号　世田谷薬業会館内
乙　世田谷区薬剤師会
代表者　　会　　長

〔資料協定第 52〕

災害時ボランティアドクター制度に関する覚書

社団法人玉川医師会を甲、世田谷区を乙、東京消防庁玉川消防署を丙とし、甲乙丙において次のとおり覚書を取り交わす。

（総則）

第１条　この覚書は、甲が行う災害時ボランティアドクター制度に対する乙丙の協力に関し、必要な事項を確認することを目的とする。

（災害時ボランティアドクター制度）

第２条　災害時ボランティアドクター制度とは、震災等の災害時に、甲に属する医師が自発的に第４条の参集場所に参集し、傷病者等に対しトリアージ等の救護を実施する活動をいう。

２　丙及び丙に属する消防団並びに東京消防庁災害時支援ボランティア等は、前項の活動に従事する医師（以下「災害時ボランティアドクター」という。）と協力し、救護活動及び傷病者の医療機関等への搬送を行うものとする。

（災害時の医療救護活動についての協定との関係）

第３条　前条の災害時ボランティアドクター制度は、災害時において、世田谷区地域防災計画に基づき締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護活動を実施するまでの間の活動とする。

２　甲は、乙から医療救護班の派遣要請があった場合は、速やかに医療救護活動の体制に移行するものとする。

（参集場所）

第４条　災害時ボランティアドクターの参集場所は、乙の玉川総合支所が管轄する地域内の乙指定の一次指定避難所のうち第１順位の指定避難所及び玉川消防署並びに玉川消防署各出張所とする。

（活動場所の提供）

第５条　乙及び丙は、災害時ボランティアドクターが参集した場合は、救護活動場所の提供について積極的に協力するものとする。

（活動に対する相互協力）

第６条　甲乙丙は、被災住民に対する救護活動について相互に協力するものとする。

（協議）

第７条　前各条に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲乙丙は、本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１３年１０月１日

東京都世田谷区中町２丁目２５番１８号
甲　社団法人玉川医師会
代表者　会長

東京都世田谷区世田谷４丁目２１番２７号
乙　世田谷区
代表者　区長

東京都世田谷区中町３丁目１番１９号
丙　東京消防庁玉川消防署
代表者　署長

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。（平成 25 年 4 月 1 日付）

〔資料協定第 53〕

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

社団法人世田谷区
世田谷区を「甲」とし、　　歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において
社団法人玉　　川
災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第２条　乙は、歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、原則として、毎年度５月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は甲乙において協議をし、定めるものとする。

２　災害歯科医療救護計画に定める歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の構成人員は、次のとおりとする。

（１）　歯科医師　　１名
（２）　歯科衛生士　　１名
（３）　歯科技工士　　１名
（４）　その他の補助事務を行う者　　若干名

３　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置
（２）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（３）転送困難な患者及び軽症患者等に対する歯科医療及び衛生指導

４　歯科医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。

５　歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

６　乙は、大震災等が発生した場合は、緊急連絡網に基づき、直ちに乙所属の病院及び歯科診療所の被害状況を調査し、甲に報告するものとする

（歯科医療救護班の派遣）

第３条　甲は、世田谷区地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、歯科医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

（傷病者の搬送）

第４条　救護所から後方医療施設への疾病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第５条　歯科医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等

を使用するものとする

２　備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。

３　備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（後方医療施設における歯科医療救護）

第６条　救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受け入れを要請するものとする。

（医療費）

第７条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに歯科医療救護活動を実施するものとする。

（身元確認班の名簿等の提出）

第９条　乙は、都及び警視庁の要請による検視、検案、身元確認作業に協力する為、甲が開設する遺体収容所ごとに身元確認班を配置するにあたって、第２条第１項に規定する災害歯科医療救護計画の提出の際に、身元確認班の名簿及び配置表を甲に提出するものとする。

２　乙は、年度途中において身元確認班の名簿又は配置表を変更するときは、速やかに変更後の名簿又は配置表を甲に提出するものとする。

（費用弁償等）

第１０条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）　歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費

（２）　歯科医療救護版が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

２　合同訓練における歯科医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

３　前２項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（費用弁償等の請求・報告）

第１１条　前条に規定する費用弁償等については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。

（１）　科医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書（様式１）に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿（様式２）及び歯科医療救護診療記録（様式３）を添えて請求するものとする。

（２）　歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書（様式４）を添えて請求するものとする。

（３）　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病に係り、又は死亡した場合は、事故報告書（様式５）に事故傷病者概要（様式６）を添えて報告するものとする。

（４） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前３号の規定を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第１２条　甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第１０条第３項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

（世田谷区災害医療運営連絡会の設置）

第１３条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（協議等）

第１４条　この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

なお、平成１０年６月２５日に甲乙間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１４年１０月１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区松原六丁目４番１号
乙　社団法人世田谷区歯科医師会
代表者　会　長

世田谷区玉川三丁目２１番２号
社団法人玉川歯科医師会
代表者　会　長

※「社団法人世田谷区歯科医師会」は「公益社団法人世田谷区歯科医師会」に変更。（平成 23 年３月１日付）

※「社団法人玉川歯科医師会」は「公益社団法人玉川歯科医師会」に変更。（平成 24 年４月１日付）

〔資料協定第 54〕

災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定

世田谷区を甲とし、世田谷区鍼灸師会を乙とし、甲乙間において、災害時における応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合の甲の災害応急活動に係る避難所生活者に対するはり・きゅう施術又は被災住民に対する応急救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請する。

（１）避難所生活者に対する鍼灸施術活動

（２）医師の指示のもとに行われる被災住民に対する応急救護活動

（３）その他、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第３条　乙に対する甲の前条に規定する要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から乙に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（損害補償）

第４条　甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（負担）

第５条　甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとし、鍼灸施術活動に使用する材料費等は、予算の範囲内で甲の負担とする。

（協議）

第６条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１５年５月１日から平成１６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１５年５月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区等々力二丁目１８番１６号

乙　世田谷区鍼灸師会

代表者　会　　長

〔資料協定第 55〕

災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都柔道整復師会世田谷支部（以下「乙」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な地震その他の災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命、身体の安全を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において世田谷区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対して乙が協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙の会員は、甲の要請があったときは、救護所等において世田谷区医師会又は玉川医師会の会長が指定した医師の指示に従って応急手当の業務（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定する業務の範囲内に限るものとする。）に従事するものとする。

（要請）

第３条　前条の要請は、甲の職員のうち災害時の医療を担当する部長が行う。

２　前条の要請は、災害現場の状況に応じて必要な人員を示して行うものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条の応急手当に要した経費のうち、衛生材料等に係る実費は、甲が負担するものとする。

（物品の貸与）

第５条　前条第１項の衛生材料等のほか、甲は乙と協議して第２条の応急手当に必要となる物品を乙に貸与するものとする。

（損害賠償）

第６条　第２条の要請に基づいて同条の応急手当の業務に従事した乙の会員に生じた損害については、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定により甲が補償するものとする。

（甲への通知）

第７条　乙は、毎年３月に、災害時において第２条の応急手当の業務に従事することができる人員及び連絡態勢を甲に通知するものとする。

（防災訓練への協力）

第８条　乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に協力するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年後の日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定による協議をするに際しては、必要に応じて世田谷区医師会及び玉川医師会の意見を聴取するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２６年１０月２３日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　　世田谷区
代表者　　区長

世田谷区代田六丁目３２番１号

乙　　公益社団法人
東京都柔道整復師会　世田谷支部
代表者　　支部長

〔資料協定第56〕

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行うことに関し、乙の協力を得ることにより、円滑な妊産婦等支援活動の態勢を確保することを目的とする。

（受入れの要請）

第２条　甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等の受入れの要請をすることができるものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、前条の要請をするときは、受入れを要請する妊産婦等の人数、状況その他の必要な事項を明示した書面を送付するものとする。ただし、当該書面により難いときは、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。

２　乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに受入れの可否、受入れ可能人数、受入れ場所、受入れ可能期間その他の必要な事項を明示した書面により甲に回答するものとする。ただし、当該書面により難いときは、口頭その他の方法により回答し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。

（妊産婦等の搬送）

第４条　前条第２項の受入れ場所への妊産婦等の搬送は、甲が行うものとする。ただし、乙が行うことを妨げない。

（費用負担）

第５条　この協定に基づき乙が行った妊産婦等支援活動に対する協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　妊産婦等支援活動に対する協力により乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

（費用の支払い）

第６条　甲は、乙から前条第１項の費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（物品の貸与）

第７条　乙は、妊産婦等支援活動に対する協力をするために必要となる物品の貸与を無償で甲から受けることができるものとする。

２　乙は、前項の規定により物品の貸与を受けたときは、当該物品を常に良好な状態に保ち、妊産婦等支援活動に対する協力以外の目的に使用しないようにしなければならない

３　第１項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が協議して定め、別途契約を締結するものとする。

（防災訓練の協力）

第８条　甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、それぞれ次の各号に掲げる者を連絡責任者として置くものとする。

（１）甲　危機管理室災害対策課長

（２）乙　理事長が指定する者

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協議）

第11条　この協定の解釈について疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成３１年４月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　　保坂　展人

東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号

乙　国立研究開発法人国立成育医療研究センター

代表者　理事長　　五十嵐　隆

〔資料協定第57〕

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び公益社団法人東京都助産師会（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行うことに関し、乙の協力を得ることにより、円滑な妊産婦等支援活動の態勢を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、助産師の派遣の要請（以下「要請」という。）をするものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、直ちに、助産師複数名をもって妊産婦等支援班を編成し、甲が指示する施設に妊産婦等支援班を派遣するものとする。

３　甲は、乙に対し文書により要請をするものとする。ただし、これにより難いときは、口頭等により要請をし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

４　乙は、甲に対し文書により回答をするものとする。ただし、これにより難いときは、口頭等により回答をし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（妊産婦等支援班の業務）

第３条　乙は、妊産婦等支援活動に協力するため、妊産婦等支援活動協力計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　妊産婦等支援班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 甲が指示する施設を巡回すること。

(2) 妊産婦等に対する心身のケアを実施し、及び妊産婦等からの相談に応じること。

(3) 助産所又は東京都が指定する後方医療施設（災害拠点病院（東京都災害拠点病院設置運営要綱（昭和６１年１月１７日６０衛医対第８１５号）に規定する病院をいう。）、救急告示医療機関（救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）第２条第１項の規定により告示された病院又は診療所をいう。）及びその他の被災を免れた全ての医療機関をいう。）（以下「後方医療施設等」という。）への妊産婦等の転送の要否を判断し、及びその転送の順位を決定すること。

(4) 後方医療施設等への転送が困難である妊産婦等に対し必要な処置を行うこと。

３　妊産婦等支援班は、必要に応じて前項各号に掲げる業務を医師会、薬剤師会その他の団体及び医師等と協力して行うものとする。

（妊産婦等支援班の送迎）

第４条　甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の送迎を行う。

（後方医療施設等への受入れ要請）

第５条　甲は、災害時における避難所、医療救護所等において、後方医療施設等での処置を必要とする者があるときは、後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。

（防災訓練への参加及び協力）

第６条　甲は、乙が行う防災訓練に参加し、又は協力するよう努めるものとする。乙にあっても同様とする。

（経費の負担等）

第７条　次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要した経費

(2) 第３条第２項第２号又は第４号に掲げる業務に使用した物品等の調達に要した経費

２　前項各号掲げる経費以外の経費については、甲及び乙が協議してその負担者及び額を定めるものとする。

３　甲は、乙から前２項の経費の支払請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該経費を支払うものとする。

（損害補償）

第８条　妊産婦等支援活動に協力した者に対する損害の補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき行うものとする。

（連絡態勢の整備）

第９条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会の設置等の妊産婦等支援活動に関する連絡態勢を整備するものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都文京区音羽一丁目19番18号
乙　公益社団法人　東京都助産師会
代表者　代表理事

〔資料協定第 58〕

緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と公益財団法人日産厚生会玉川病院（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。

２　緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者や中等症者を受入れるものとする。

（開設期間）

第３条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は３日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（物品の配備）

第５条　甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。

２　乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。

３　第１項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

（防災訓練の協力）

第６条　甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

（開設の通知）

第７条　甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

（原状回復等）

第８条　甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和２年７月１日から令和３年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年７月１日

東京都世田谷区世田谷４丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　区長　保坂　展人

東京都世田谷区瀬田４丁目８番１号

乙　公益財団法人　日産厚生会玉川病院

代表者　院長　和田　義明

〔資料協定第 59〕

緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。

２　緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者や中等症者を受入れるものとする。

（開設期間）

第３条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は３日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（物品の配備）

第５条　甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。

２　乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。

３　第１項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

（防災訓練の協力）

第６条　甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

（開設の通知）

第７条　甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

（原状回復等）

第８条　甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和元年９月２日から令和２年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年９月２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区大蔵２－１０－１

乙　国立研究開発法人　国立成育医療研究センター

代表者　理事長　五十嵐　隆

〔資料協定第 60〕

緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と一般社団法人至誠会第二病院（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。

２　緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者や中等症者を受入れるものとする。

（開設期間）

第３条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は３日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（物品の配備）

第５条　甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。

２　乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。

３　第１項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

（防災訓練の協力）

第６条　甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

（開設の通知）

第７条　甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

（原状回復等）

第８条　甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けな

ければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１０月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区上祖師谷５丁目１９番１号

乙　一般社団法人　至誠会第二病院

代表者　川畠　弘子

〔資料協定第 61〕

緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都立松沢病院（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。

２　緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者や中等症者を受入れるものとする。

（開設期間）

第３条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は３日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（物品の配備）

第５条　甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。

２　乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。

３　第１項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

（防災訓練の協力）

第６条　甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

（開設の通知）

第７条　甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

（原状回復等）

第８条　甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１０月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区上北沢二丁目１番１号

乙　東京都立松沢病院

代表者　東京都立松沢病院長　齋藤　正彦

〔資料協定第 62〕

緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と公立学校共済組合関東中央病院（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。

２　緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者や中等症者を受入れるものとする。

（開設期間）

第３条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は３日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（物品の配備）

第５条　甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。

２　乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。

３　第１項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

（防災訓練の協力）

第６条　甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

（開設の通知）

第７条　甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

（原状回復等）

第８条　甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１０月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区上用賀六丁目２５番１号

乙　公立学校共済組合関東中央病院

代表者　病院長　新家　眞

〔資料協定第 63〕

災害時の動物救護活動についての協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と、東京都獣医師会世田谷支部（以下「乙」という。）は、災害時の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内に地震、台風その他の災害が発生した際、甲及び乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲乙の相互の協力内容は、次の事項とする。

（１）被災した動物の保護管理及び応急手当に関すること。

（２）被災した動物に関する情報提供に関すること。

（３）用地、施設及び設備の提供その他必要な動物救護活動に関すること。

（協力の要請等の手続き）

第３条　甲及び乙は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合には、内容等明らかにした上で要請するものとする。

２　乙は、緊急を要すると判断した場合、甲の要請の有無によらず動物救護活動を行うことができるものとする。

３　乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合には、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護の活動場所）

第４条　乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び東京都獣医師会世田谷支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（協力の履行）

第５条　甲及び乙は、相互に要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行うものとする。

（連絡要請）

第６条　この協定に関する連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行うものとする。

（活動の停止）

第７条　甲及び乙は、動物救護活動が極めて困難と判断される場合等においては、協議の上乙の救護活動を停止することができるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（細目）

第９条　この協定に関する細目は、別途定めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立の証として本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成１７年3月１８日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区駒沢五丁目２番３号
乙　（社）東京都獣医師会世田谷支部
代表者　支　部　長

〔資料協定第64〕

災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定

世田谷区と日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合、日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合、日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合（以下「組合」という。）とは、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と安全と生活を確保するため、施設復旧等応急措置に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結します。

（総則）

第１条　世田谷区は、災害が区内に発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、地域的対応を迅速に処理するため、区内の造園業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

（協力）

第２条　組合は、世田谷区内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、区民の生命の安全と生活の維持のために協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して積極的に協力いたします。

（要請手続）

第３条　組合に対する区長の要請手続きは、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、世田谷区の災害時施設復旧等を担当する部長が行います。

ただし状況によって世田谷区各部の部長から組合に対し協力要請するものとします。

２　要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、器材等について指示するものとします。

（活動業務）

第４条　区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮に従い応急作業活動を実施します。

２　指定場所に区職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急作業活動を実施するものとします。この場合において、組合員は、作業活動終了後、組合の長（以下「組合長」という。）を経由して、活動状況概要を区長に報告するものとします。

３　組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は直ちに区長にその概要を報告するものとします。

（経費負担）

第５条　組合は、作業活動終了後、世田谷区に対し作業に要した資機材等の代金その他の所要経費を請求します。

２　世田谷区は、組合長より請求された資機材等の代金その他の所要経費を速やかに支払うものとします。

（供与）

第６条　区長は、組合の同意のもとに、組合員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時

応急措置協力員」の看板を組合員に供与します。

（公務災害補償）

第７条　第４条の規定により出動した組合員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年７月世田谷区条例第24号）の規定により、世田谷区が補償するものとします。

（連絡）

第８条　組合長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、機材等の状況及び連絡体制について毎年３月と９月に区長へ連絡するものとします。

（協議）

第９条　この協力協定の実施に関して、必要な事項及び協定に規定する以外の手続きについては、その都度世田谷と組合との両者が協議して定めます。

（付則）

第10条　この協力協定は、昭和55年７月１日より効力を有するものとします。

この協力協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ協定書各１通を保有するものとします。

昭和55年６月30日

世田谷区世田谷４丁目21番27号
世田谷区
代表者　　世 田 谷 区 長

世田谷区豪徳寺１丁目49番２号
日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合
代表者　　組　合　長

世田谷区野沢２丁目32番14号
日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合
代表者　　組　合　長
世田谷区等々力８丁目３番16号
日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合
代表者　　組　合　長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会
代表者　　会　　長

〔資料協定第 65〕

災害時における応急対策業務に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人世田谷造園協力会（以下「乙」という。）は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な業務（以下「応急対策業務」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時に行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に、応急対策業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

（１）災害時における倒木等障害物除去作業に関すること。

（２）倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務に関すること。

（要請手続）

第３条　前条の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもっ　て要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

２　乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な被害が発生したことを知ったときは、自主的にあらかじめ指定された世田谷区内の拠点に参集するものとする。

（緊急対応）

第４条　災害の状況により、緊急を要すると判断される場合の対応は、別に定めるものと　する。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が応急対策活動に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を精査確認し請求に基づき予算の範囲内で負担するものとする。

（損害補償）

第６条　甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（名簿等の報告）

第７条　乙は、甲に対し、年１回会員名簿及び機材の台数等を報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は平成１６年１０月１５日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（その他）

第 10 条　「世田谷造園協力会」から「一般社団法人世田谷造園協力会」に変更したことに伴い、平成２８年４月１日に協定を再締結する。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年４月１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

瀬田五丁目４番３号
乙　一般社団法人世田谷造園協力会
代表者　理事長

〔資料協定第 66〕

災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定

世田谷区と世田谷建設協同組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害・地震・その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結します。

（総則）

第１条　世田谷区は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、区内建設業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

（協力）

第２条　組合は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して、積極的に協力いたします。

（要請手続）

第３条　組合に対する区長の要請手続きは、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、世田谷区の災害時障害物除去等を担当する部長が行います。

ただし、状況により世田谷区各部の部長から組合に対し協力要請するものとします。

２　要請に当たっては、その災害現場の状況により必要な人員・器材等について要請するものとします。

（活動業務）

第４条　区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮に従い応急作業活動を実施します。

２　指定場所に区職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急作業活動を実施するものとします。この場合において、組合員は、作業活動終了後組合の長（以下「組合長」という。）を経由して、活動状況概要を区長に報告するものとします。

３　組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は､初動後直ちに区長に応急作業活動の概要を報告するものとします。

（経費負担）

第５条　組合長は、作業活動終了後世田谷区に対し、作業に要した資器材等の代金その他の所要経費を請求します。

２　世田谷区は、組合長より請求された資器材等の代金その他の所要経費を速やかに支払うものとします。

（供与）

第６条　区長は、組合の同意のもとに組合員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害応急措置協力員」の看板を供与します。

（公務災害補償）

第７条　区長の要請により出動した組合員に人身事故が発生し、その組合員に「労働者災害補償保険

法」（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がされない場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年７月世田谷区条例第 24 号）の規定に準じて、世田谷区が補償するものとします。

（連絡）

第８条　組合長は、区長の要請により災害時に対応できる人員・器材等の状況及び連絡体制について毎年３月と９月に区長へ連絡するものとします。

（協議）

第９条　この協力協定の実施に関して必要な事項および協定以外の手続きについてはその都度世田谷区と組合との両者が協議して定めます。

（付則）

第 10 条　この協力協定は、昭和 54 年 11 月６日より効力を有します。

この協力協定成立を証するため当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

昭和 54 年 11 月５日

世田谷区世田谷４丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者　　世田谷区長

世田谷区下馬５丁目 13 番 13 号　世田谷建設会館
世田谷建設協同組合
代表者　　理　事　長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会
代表者　　会　　長

〔資料協定第 67〕

災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定

世田谷区と東京都自動車整備振興会世田谷支部（以下「世田谷支部」という）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害・地震、その他の災害（以下「災害」という）が世田谷区内に発生した場合、または発生するおそれのある場合に、区民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結します。

（総則）

第１条　世田谷区は、災害が区内に発生した場合、または発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、災害時の道路啓開についての区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、区内自動車整備業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

（協力）

第２条　世田谷支部は、区内に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という）の要請に対して、積極的に協力します。

（要請手続）

第３条　世田谷支部に対する区長の要請手続きは、世田谷区の災害時道路啓開を担当する部長から世田谷支部支部長（以下「支部長」という）に要請するものとします。ただし、状況により、世田谷区の他の部長が要請するものとします。

２　要請にあたっては、その災害現場の状況により、必要な人員、器材等について要請するものとします。

（応急活動）

第４条　区長の要請により指定場所に到着した世田谷支部会員（以下「会員」という）は、区職員の指示に従い、放置自転車の除去や緊急車両の整備等の応急活動を実施します。

２　指定場所に区職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い、応急活動を実施するものとします。この場合において、会員は、応急活動終了後、支部長を経由して、応急活動の概要を区長に報告するものとします。

３　支部長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急活動を実施した場合は、初動後、直ちに応急活動の概要を区長に報告するものとします。

（経費負担）

第５条　支部長は、応急活動終了後、世田谷区に対し、応急活動に要した費用を請求します。

２　世田谷区は、支部長より請求された所要経費を速やかに支払うものとします。

（供与）

第６条　区長は、世田谷支部の同意のもとに、店頭等に掲示するための「世田谷区災害時応急措置協力員」の看板を供与します。

（公務災害補償）

第７条　区長の要請により出動した会員に事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事し

た者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年７月世田谷区条例第 24 号）の規定により、世田谷区が保障するものとします。

（連絡）

第８条　支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、器材等の状況および連絡体制について、毎年１回、定期的に区長に連絡するものとします。

（協議）

第９条　この協力協定の実施に関して必要な事項および協定以外の手続きについては、そのつど、世田谷区と世田谷支部が協議して定めます。

（附則）

第 10 条　この協力協定は、平成３年８月 28 日から効力を有します。

２　この協力協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

平成３年８月 27 日

世田谷区世田谷４丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者　　世田谷区長

世田谷区桜丘５丁目 51 番３号
（社）東京都自動車整備振興会世田谷支部
代表者　　支　部　長

立会人
世田谷区防災地域活動推進協議会
代表者　　会　　長

〔資料協定第 68〕

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

世田谷区と社団法人東京都トラック協会世田谷支部（以下「世田谷支部」という。）とは、大規模な風水害・地震その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合の応急対策及び予防上に必要な緊急輸送業務に関し、次のとおり協力協定を締結します。

（総則）

第１条　世田谷区は、区民の生命と財産を守り、区民の生活を保障することを基本的な施策とし、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合において世田谷区独自の計画に基づき、災害対策に必要な人員及び物資の輸送態勢を確保するとともに協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努めます。

（協力）

第２条　世田谷支部は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷支部の部員（以下「支部員」という。）保有の貨物自動車をもって、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して積極的に協力をいたします。

（協力要請）

第３条　世田谷支部に対する区長の要請は世田谷支部の長（以下（支部長」という。）に対して行うこととし、その要請手続は、総務部長が担当します。

２　前項の要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、車両、日時、場所等を指定して要請するものとします。

３　世田谷支部は、第１項の規定により区長から要請を受けた場合は、特別の事由がない限り、支部員をして配車に努めさせることとします。

（活動業務）

第４条　世田谷支部は、区長の要請により指定場所に到着した支部員について区職員の指示に従い、輸送業務に従事させるよう努めます。

２　配車した車両が故障その他の理由により運行を継続できなくなったときは、世田谷支部は速やかにその輸送業務が継続できるよう努めます。

（経費の支払）

第５条　輸送に要した費用の請求は、世田谷支部が輸送業務終了後世田谷区に対し、一括して行います。

２　世田谷区は世田谷支部から請求された輸送に要した費用を速やかに支払うものとします。

（看板の供与）

第６条　世田谷区は、世田谷支部に対し支部員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時緊急輸送協力員」の看板を供与します。

（公務災害補償）

第７条　区長の要請により出動した支部員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年７月世田谷区条例第 24 号）の規定により、世田谷

区が補償するものとします。

（連絡）

第８条　支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、車両台数及び連絡体制について毎年３月と９月に区長へ連絡するものとします。

（協議）

第９条　この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続きについては、その都度世田谷区と世田谷支部との両者が協議して定めます。

（付則）

第 10 条　この協力協定は、昭和 55 年２月９日より効力を有します。

この協力協定成立を証明するため当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

昭和 55 年２月８日

世田谷区世田谷４丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者　　世田谷区長

世田谷区上馬５丁目 40 番 12 号
社団法人　東京都トラック協会世田谷支部
代表者　　世田谷支部長

立会人
世田谷区防災地域活動推進協議会
代表者　　会　　長

※　第３条　組織改正により、災害時の緊急輸送担当所管となる経理課が、総務部から財務部に変更となったため、「総務部長」は「財務部長」に変更

〔資料協定第 69〕

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務（以下「輸送業務」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、輸送業務に従事するものとする。

（要請手続）

第３条　乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（１）　要請理由

（２）　要請車両台数

（３）　要請期間及び輸送物資

（４）　参集場所及び輸送場所

（５）　その他必要事項

２　乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な災害が発生したことを知ったときは、乙の組合員をあらかじめ指定された世田谷区内の輸送拠点に参集させるものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、予算の範囲内で負担するものとする。

（損害補償）

第５条　甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）

第６条　乙は、甲に対し、毎年１回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は平成１６年１０月７日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以

後同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年１０月７日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

新宿区内藤町１丁目９番

乙　赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部

代表者　支部長

〔資料協定第 70〕

災害時における輸送業務等の協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村内で災害が発生し、物資等の供給応援を実施する必要が生じた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務（以下「輸送業務」という。）等に対する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時に行う輸送業務等に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

（１）輸送業務及び輸送業務における物資等の管理

（２）乙が把握している道路状況、倒壊建物等に関する情報の甲の災害対策本部への提供

（３）帰宅困難者等に対する支援

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　前条第１項の規定による要請は、理由、内容その他の必要事項を明らかにした書面をもって行うものとし、その手続は、甲の財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲から要請を受けた輸送業務等を行ったときは、甲に対し、口頭又は電話等により次に掲げる事項を報告し、後日、別に定める様式の文書を提出する。

（１）　実施日

（２）　実施内容

（３）　使用した車両、施設、資機材等

（４）　この協定に基づく協力に要した経費

（５）　その他の必要な事項

（費用負担）

第５条　甲は、この協定に基づいて乙が行った輸送業務等に係る費用を負担する。

（費用の決定）

第６条　前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、乙の施設及び資機材の使用料に関しては

時価相場相当、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当、輸送料に関しては実勢相場相当又は国土交通省届出料金を基準として算出するものし、その詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第７条　乙は、第５条の費用を集計し、甲に請求する。

（費用の支払い）

第８条　甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法等は別途甲及び乙が協議して決定するものする。

（防災活動への協力）

第９条　甲及び乙は、平常時における防災活動の推進に対し、次に掲げる事項等について、可能な範囲内で相互に協力するよう努めるものとする。

（１）防災啓発事業

（２）防災訓練等への参加

（３）輸送業務等についての甲への助言

（４）その他の防災活動

（協定実施の円滑化）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、次に定めるところより相互の連携を図るものとする。

（１）甲及び乙は、前条に規定する防災訓練等に乙の参加を要請することができる。この場合において、甲及び乙は、可能な範囲内で当該防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（２）甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議するよう努めるものとする。

（損害補償）

第１１条　甲の要請に基づき、乙の従業員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第１２条　この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示をしない限り、１年間延長するものとし、以降も同様とする。

２　甲又は乙がこの協定の解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議してこの協定を解除することができ

る。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１１月２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都大田区羽田旭町１１番１号
乙　ヤマト運輸株式会社
代表者　南東京主管支店長

〔資料協定第 71〕

災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とインペリアル航空株式会社（以下「乙」という。）は、ヘリコプターの優先使用に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害発生時に甲が災害対策を行う場合の乙のヘリコプターの優先使用に関して必要な事項を定める。

（優先使用の内容）

第２条　甲は、次の目的のために、乙のヘリコプターを優先使用する。

（１）上空からの情報の収集

（２）甲の職員その他人員の移動

（３）物資等の搬送

（４）その他災害時において、地上での交通障害等に伴い必要と認められる目的

（飛行要請手続等）

第３条　甲は、地震、洪水等による災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合で、前条各号に定める目的のためにヘリコプターの飛行の必要があると認めたときは、有線電話等により乙に対しヘリコプターの飛行を要請する。

２　前項の飛行要請があったときは、乙は直ちにヘリコプターを飛行させる。この場合において、乙は、要請の内容に応じ甲の職員をヘリコプターに同乗させるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は、東京地方に震度５強以上の地震が発生した場合で、かつ、有線電話等の途絶があると判断される場合は、自主的にヘリコプターを飛行させる。

４　前２項の規定による飛行は、航空法（昭和２７年法律第２３１号）その他航空関係法令等に反しない限り他の飛行に優先して行う。

５　災害発生時にヘリコプターの離発着に使用する飛行場外臨時離着陸場（以下「ヘリポート」という。）は、事前に甲、乙協議の上、指定しておくものとする。

６　乙は前項で定めたヘリポートについて、事前に国土交通省航空局に必要な許認可を受けるための申請等を行う。

（飛行要請の際の連絡事項等）

第４条　甲は、前条第１項の規定によりヘリコプターの飛行を要請する際、次のうちから必要な事項を乙に連絡する。

（１）ヘリコプターの飛行時間

（２）ヘリコプターの飛行経路

（３）収集すべき情報の項目

（４）甲の職員等を同乗させる場合の着陸希望地及び同乗する職員等の人数

（５）その他必要と認められる事項

２　乙は、前条第１項及び第２項の規定によりヘリコプターを飛行させた場合で、その目的が第２条第１号に該当するときは、そのヘリコプターを飛行させている間にあっては随時、飛行が終了したときはその際に、甲の要請に応じて乙が収集した情報等を甲に報告する。

３　乙は、前条第３項の規定によりヘリコプターを飛行させたときは、得られた情報等を口頭その他の方法により甲に報告する。

（飛行経費の負担）

第５条　甲の負担するヘリコプター借上料金は、乙が国土交通省に届け出た料金とする。ただし、飛行時間が３０分未満の場合は１時間単位の半額をもってその料金とし、飛行時間が３０分以上の場合には１分刻みで分割りの料金を加算するものとする。

（細目）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な細目に関しては、甲と乙が協議して別途定める。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（疑義の決定等）

第８条　この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成１３年４月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　世田谷区長

東京都江東区新木場四丁目東京ヘリポート
乙　インペリアル航空株式会社
代表者　　代表取締役

※「インペリアル航空株式会社」は「アカギヘリコプター株式会社」に社名変更

〔資料協定第 72〕

災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とアマチュア無線クラブ三文字クラブ（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における世田谷区及び周辺自治体の災害情報の収集（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲の情報収集に対する乙の協力に関して必要な事項を定め、災害情報の早期把握を通して災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に、乙に対し、アマチュア無線通信を活用した情報収集を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において情報収集に従事するものとする。

３　第１項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（内容）

第３条　災害時、乙は、アマチュア無線機器等を使用し、世田谷区内及び周辺地域等の被災状況等の情報を収集し、可能な範囲において速やかに甲に提供するものとする。

２　乙は、被害状況等の情報を甲に提供した場合、可能な範囲において被害状況等の詳細（被害発生の日時及び場所、被害状況、情報提供者及び受信者の氏名等）を書面等に記録しておくものとする。

（通信統制）

第４条　乙は、第２条第２項の規定による情報収集を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（期間）

第５条　甲の要請による乙の情報収集の期間は、要請した日から７日間とする。ただし、情報収集の期間が７日間を超える場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第６条　甲は、第２条の規定による要請に基づき情報収集業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成１８年３月２８日

甲　　世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　　世田谷区長

乙　　世田谷区
アマチュア無線クラブ三文字クラブ
代表者　　代表

〔資料協定第 73〕

災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定細目

世田谷区（以下「甲」という。）とアマチュア無線クラブ三文字クラブ（以下「乙」という。）が、平成１８年３月２８日付で取り交わした「災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づく協力方法等について、次のとおり協定細目を定める。

（要請時期）

第１条　甲は、世田谷区内で地震、風水害その他の災害及び災害に準じる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力活動が必要であると判断した場合、協定第２条第１項に基づき乙に対して協力を要請する。

（要請手続）

第２条　協力要請に当たっては、協定第２条第３項に基づき甲より乙の代表者又は事務局に、災害時協力要請書（様式）を送付する。なお、緊急を要する場合は、乙の代表者又は事務局に口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を送付する。

（協力員）

第３条　前条の要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行う乙の会員は「世田谷区アマチュア無線情報収集協力員」（以下「協力員」という。）と称する。

（腕章の貸与・着用）

第４条　甲は、協力員が屋外又は、避難所等で協力活動を行う際の腕章を、乙に対して必要に応じて貸与する。

２　乙は、甲から貸与された腕章を、協力活動の際に協力員に着用させる。

３　乙は、管理簿を作成し、甲から貸与された腕章の管理を行う。甲から求められた場合には管理簿を提出する。

（腕章の返還）

第５条　乙は、次の場合には、貸与された腕章を甲に返還する。

（１）腕章を貸与された協力員が、退会等によりその身分を失った場合

（２）協定の効力が失われた場合

（３）その他前 2 号に掲げるもののほか、貸与された協力員にその身分にふさわしくない非行があり、甲から腕章の返還を求められた場合

（通信方法）

第６条　協力員は、協力活動を行う際には、あらかじめ定められた周波数及び電波形式により、世田谷区職員無線クラブ（識別信号ＪＡ１ＺＳＨ）ほか甲が指定するアマチュア無線局と相互に通信を行う。

（周波数及び電波形式）

第７条　協定に基づいた非常通信に使用する周波数及び電波形式については、甲乙協議の上別に定める。

（名簿の提出）

第８条　乙は、毎年度総会終了後、役員・協力員名簿を甲に提出する。名簿の内容に変更があった場合、乙は、その都度遅滞なく甲に報告する。

（有効期間）

第９条　この協定細目の有効期限は、協定細目締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定細目の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定細目に定めのない事項又はこの協定細目の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定細目の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成１９年６月１９日

甲　世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　世田谷区
アマチュア無線クラブ三文字クラブ
代表者　代表

〔資料協定第 74〕

災害時における情報提供協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷新聞販売同業組合（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害及び災害に準じる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における災害情報等の収集及び提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、甲が実施する災害情報等の収集活動及び地域住民への災害情報等の提供に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難いときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。

（協力内容）

第４条　乙の協力内容は、次に掲げるものとする。

（１）顧客所在地情報及び地域被害状況の提供

（２）新聞折り込みによる地域住民への災害情報等の提供

（費用負担）

第５条　前条の規定により要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、甲乙協議して算出した金額を甲が予算の定めるところにより負担するものとする。

（請求及び支払い）

第６条　乙は、甲の要請に基づき第４条の規定により要した費用を、業務終了後、甲に一括請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より平成１９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成１９年１月１５日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区南烏山六丁目７番１２号
乙　世田谷新聞販売同業組合
代表者　　組合長

〔資料協定第 75〕

災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定

世田谷区を甲とし、世田谷ケーブルテレビ協議会に参加するケーブルテレビ事業者（株式会社小田急情報サービス、調布ケーブルテレビジョン株式会社及び株式会社東急ケーブルテレビジョンをいう。）を乙とし、災害時等の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地域における甲乙の役割と使命にかんがみ、世田谷区内での地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に区民に迅速かつ正確な情報を伝えるため、災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（放送の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、災害情報等の放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請理由

(2) 放送事項

(3) 希望する放送日時

(4) その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲が第２条の規定により災害情報の放送を要請したときは、放送の形式、内容等を自主的に決定し、これに協力するものとする。

（放送料）

第５条　前条の放送に係わる放送料は、無料とする。ただし、その放送が長時間にわたる場合は甲乙別途協議するものとする。

（平常時の協力）

第６条　甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

(1) 防災訓練及び防災意識の向上に係る普及啓蒙活動に関すること。

(2) 災害時におけるケーブルテレビの活用に関する調査研究に関すること。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、災害情報の放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（ケーブルテレビ事業者間の相互協力）

第８条　株式会社小田急情報サービス、調布ケーブルテレビジョン株式会社及び株式会社東急ケーブルテレビジョンは、相互に協力して第４条の放送の実施に当たるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 12 年１月 27 日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の２月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定のない事項又はこの協定書の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は協定締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

この協定締結の証として協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。ただし、乙については、世田谷ケーブルテレビ協議会幹事社において保有し、他の各社においては写しを所持するものとする。

平成 12 年１月 27 日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　東京都世田谷区経堂二丁目１番 21 号
株式会社小田急情報サービス
代表取締役社長

東京都調布市布田一丁目 36 番８号
調布ケーブルテレビジョン株式会社
代表取締役社長

東京都渋谷区南平台町５番６号
株式会社東急ケーブルテレビジョン
取締役社長

※「株式会社小田急情報サービス」は「株式会社ジェイコムイースト世田谷局」に変更
※「調布ケーブルテレビジョン株式会社」は「株式会社ジェイコムイースト調布局」に変更
※「株式会社東急ケーブルテレビジョン」は、「イッツ・コミュニケーションズ株式会社」に変更

※「株式会社ジェイコムイースト世田谷局」は、「株式会社ジェイコム東京 世田谷局」に変更
※「株式会社ジェイコムイースト調布局」は、「株式会社ジェイコム東京 調布局」に変更

〔資料協定第 76〕

災害時における支援協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害発生時の支援等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区の区域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が甲に対して災害対策業務に係る支援を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第２条　乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる災害対策業務に係る支援を行うものとする。

（１）　乙が災害支援で使用するヘリコプターによる人員、物資等の搬送

（２）　乙が所有するバルーンシェルターの提供及び設営

（要請）

第３条　第１条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し前条に定める支援を要請するものとする。

２　前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（他の地域での大規模災害）

第４条　乙は、世田谷区の区域外において大規模災害が発生し、当該災害による被災地支援のためにヘリコプターを使用する場合、甲の指定する臨時ヘリポートを使用できるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の２か月前までに、甲乙いずれかからのも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（実施細目）

第６条　この協定の実施に関する細目は、別に定める。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成１８年5月３１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区桜新町ニ丁目１１番５号
乙　特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン
統括責任者

※相手方法人は平成１８年８月に東京都渋谷区笹塚三丁目２番１５号に移転。

〔資料協定第 77〕

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認及び避難所での介護保険サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第２条　乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、世田谷区内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することのできた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

２　報告は、安否確認結果報告書（別記様式）により行うこととし、電子メール及びファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール及びファクシミリの通信手段を確保することができない場合には、最寄の区役所総合支所等へ必要事項を記載した安否確認結果報告書を持参する方法で行うものとする。

３　甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供）

第３条　事業者は、第１条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」という）の提供が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

２　甲は、事業者から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供について事業者へ要請する。

３　事業者は、甲からの要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供について可能な限り協力するものとする。

４　甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱について、速やかに事業者へ情報提供を行う。

（費用負担）

第４条　甲の要請により、事業者が実施する避難所での訪問サービスの提供に要した経費（保険給付の対象となるサービスを除く。）については、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と事業者が協議して決定する。

（従事者の損害補償）

第５条　甲の要請により、事業者の従業員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和

４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までとする。

２　この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、１年を単位として年々自動的に更新するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

世田谷区世田谷一丁目２３番２号

乙　世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）

代表者

〔資料協定第 78〕

災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定

世田谷区を甲とし、特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会を乙とし、災害時における応急活動に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時の応急対策において、聴覚障害者に対する支援を行う必要が生じた場合には、乙に対し、手話通訳者の派遣の要請をすることができる。

２　甲は、前項の要請を行う場合には、次に掲げる事項を乙に文書または口頭で伝達するものとする。

（１）派遣場所

（２）派遣期間

（３）派遣人数

（４）前３号に掲げるもののほか、必要な事項

３　乙は、前２項の定めにより甲から要請を受けた場合には、可能な限り、協力するものとする。

（手話通訳者の派遣）

第３条　乙は、第２条に規定する要請に基づき、乙が運営する世田谷区手話通訳等派遣センターに登録されている手話通訳者を甲が指定する場所に派遣する。

２　手話通訳者の業務は、次のとおりとする。

（１）聴覚障害者への情報提供

（２）聴覚障害者の避難生活支援

（３）甲並びに乙への情報伝達

（情報収集活動）

第４条　乙は、聴覚障害者に関する被災情報等の収集及び手話通訳者若しくは聴覚障害者への情報提供に努力する。

２　甲は、災害時の活動において、聴覚障害者への情報提供方法等に配慮するとともに、前項の規定による乙の活動に協力するものとする。

（費用負担）

第５条　第２条に規定する要請に基づき、乙が聴覚障害者に対する業務を実施した場合の費用の負担については別に定める。

（損害補償）

第６条　第２条に規定する要請に基づき、派遣された手話通訳者が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（報告）

第７条　乙は、毎年４月に、活動体制について甲に報告するものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただし期間満了の３箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区宮坂三丁目 12 番 4 号
乙　特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会
代表者　会長

〔資料協定第 79〕

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

災害時応急活動等に関し、世田谷区（以下「甲」という。）と社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内に災害が発生した場合において、甲が行う災害応急対策活動（世田谷区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。）等に対する乙の協力及び甲と乙の連携に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条 甲は、大規模な災害が発生した場合において、必要があると認めたときは、乙に対し、次条の規定により協力を要請するものとする。

２ 甲は、乙に対して、災害の状況に応じて災害応急対策活動の内容、日時及び場所を指定して協力を要請するものとする。

３ 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は、口頭又は電話で行い、事後、文書を送達するものとする。

（協力の内容）

第３条　甲が乙に要請する協力の内容は、ボランティアの募集、受付、登録、受入れ及び調整とする。

２　乙は、前条の規定による要請があったときは、事務所又は必要となる拠点を確保して前項の協力を行うものとする。

３　乙は、計画に定める甲のボランティア担当部門（災対保健福祉部・ボランティア支援班）と連携し、共同して第１項の協力を行うものとする。

（ボランティア活動の内容）

第４条　第１項のボランティアが行う活動（以下「ボランティア活動」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　災害時における救助及び救急活動に関する事項

（２）　避難者の誘導及び避難所内の避難者への対応に関する事項

（３）　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に関する事項

（４）　高齢者や障害者等の生活支援に関する事項

（５）　被災状況の調査等に関する事項

（６）　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（乙の平常時の備え）

第５条 乙は、平常時より災害時のボランティア活動について、情報収集を行い、災害の発生時に迅速に対応することができるように、ボランティアの受入れ、派遣、拠点の確保等の体制づくりについてマニュアルを作成し、災害時に備えるものとする。

２ 甲は、前項の体制づくりに関し、必要な協力支援を行うものとする。

（他の団体との協力体制）

第６条 乙は平常時より、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び区内外のボランティア団体との協力体制を確立し、ネットワークの構築を図るものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が請求したときは、乙が第３条第１項の協力を行う際に支出した物資及び連絡調整等

に関する費用を予算の範囲内において負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する額は、災害対策応急活動の終了後に甲及び乙が協議して決するものとする。

（損害補償）

第８条 甲の要請に基づいて行ったボランティア活動に従事した者が災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（報告）

第９条 乙は、災害対策応急活動に対する協力の終了後、ボランティア活動の内容を甲に報告するものとする。

（有効期間）

第１０条 この協定の有効期間は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

２　平成１６年１月７日に締結した従前の本協定については、前項により解約する。

（協議）

第１１条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年３月２８日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区下馬二丁目２０番１４号

乙　社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者 理事長

〔資料協定第 80〕

災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定

災害時における応急業務に関し、世田谷区を甲とし、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力）

第２条　甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

⑴　避難所の警備に関すること。

⑵　アマチュア無線等を利用した災害関連情報の伝達に関すること。

⑶　被災した子どものための援助活動に関すること。

⑷　被災住民・帰宅困難者への炊き出し及び救護に関すること。

⑸　救援物資及び義援物資の仕分け搬送に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第３条　乙に対する甲の前条の規定による要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から乙に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（損害補償）

第４条　甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（負担）

第５条　甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとする。

（協議）

第６条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１５年７月２８日から平成１６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

平成１５年７月２８日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区駒沢四丁目２４番３号
乙　日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区
代表者　協議会長

〔資料協定第81〕

災害時における法律相談に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区法曹会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震等の災害が発生した場合に、区民生活の円滑な復興を図るために甲が実施する法律相談に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に、甲が行う復興活動の一環として実施する法律相談（以下「相談」という。）に係る甲乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談担当弁護士の派遣を要請することができる。

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

３　第１項の要請は、乙の代表幹事に対して行うものとする。ただし、代表幹事が事故又は不在のときは、あらかじめ代表幹事が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の計画に基づき、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し、相談に当たらせるものとする。

（実施方法）

第４条　相談の実施方法は、平常時において甲が行う法律相談の例によるものとする。ただし、不都合が生じた場合は、甲と乙で協議するものとする。

（謝礼）

第５条　甲が、相談業務に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時において甲が行う法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

（支援弁護士）

第６条　乙は、乙所属弁護士以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務の協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請に基づき、相談業務に従事する弁護士に係る相談の実施方法及び謝礼については、前２条の規定を準用する。

（連絡調整）

第７条　相談に係る連絡調整は、甲は世田谷総合支所地域振興課長が、乙は代表幹事が行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定が成立したことを証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和６年１０月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

乙　世田谷区法曹会

代表者　代表幹事

〔資料協定第 82〕

災害時における理容活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部（以下「乙」という。）とは、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、避難所生活が長期化した場合（避難所開設後概ね２週間以上を経過した場合をいう。以下同じ）における利用活動に関して協力体制を確立し、世田谷区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　避難所生活が長期化した場合における乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

(1) 理容の実施

(2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第３条　甲は、前条における協力を必要とする場合は、文書で要請するものとする。

（協力）

第４条　乙は、前条による協力要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、この協定に基づき、業務を実施するものとする。

（連絡担当者）

第５条　甲及び乙は、相互に円滑な連絡を行うことができるように、それぞれ連絡担当者を定めるものとする。

（理容費）

第６条　理容費（第２条第１号に係る役務費をいう。）は、無料とする。

（費用負担）

第７条　乙が第２条第２号の規定により提供した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が予算の定めるところにより負担する。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格を基準として甲乙の協議により定めるものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、期間満了の日の２箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様である。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（その他）

第 10 条　平成１９年１月１５日に甲乙間で締結した災害時における衛生活動に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２２年５月２４日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区松原一丁目３８番２号
乙　東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部
代表者　支部長

〔資料協定第 83〕

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社東京設備（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　世田谷区内に災害が発生し、被災したし尿収集戸や避難所等において設置された貯留式仮設便所等のし尿の収集等が必要となったときは、甲は、乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

２　前項の要請は、原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、人員、処理方法その他必要な事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請することができる。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

２　乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第４条　乙は、第２条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第５条　乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第７条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の供給に係る経費を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から請求があったときには、当該請求に係る代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第６条　乙は、災害が発生した場合に甲に供給することができるし尿収集車両の台数その他必要な事項について甲が把握するため、あらかじめ甲から要請があったときは、当該事項について報告するものとする。

（協定単価）

第７条　この協定に基づくし尿収集車両等の供給に係る経費は、甲と乙の協議により別に定める廃棄物収集運搬料金の単価によるものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別途定めるものとする。
（協定の有効期間等）
第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。
（疑義の決定等）
第 10 条　この協定の各条若しくは解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成１４年２月２１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区桜三丁目２０番２９号
乙　株式会社東京設備
代表者　代表取締役

※ 同内容の協定を下記の相手方とも締結している。締結日は全て平成１４年２月２１日。

・相手方　世田谷区玉堤一丁目２７番２１号
東京清掃株式会社
代表者　代表取締役

・相手方　世田谷区経堂五丁目２７番１６号
環境保全株式会社
代表者　代表取締役

・相手方　世田谷区砧五丁目１番１号
日本衛生興業株式会社
代表者　代表取締役

・相手方　　世田谷区世田谷四丁目２１番５号
日本環境衛生工業株式会社
代表者　代表取締役

・相手方　　世田谷区南烏山五丁目４番１０号
有限会社丸一衛生興業
代表者　代表取締役

〔資料協定第 84〕

災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所及び区所管施設（以下「避難所等」という）の給排水設備応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所等の給排水設備応急復旧活動について、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、協力を求めるときの基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧活動を実施することが困難な場合において、乙に対して応急復旧活動に対する協力を要請することができる。

２　前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等で行い、後日速やかに文書により処理するものとする。

（業務の内容）

第３条　甲が乙に要請する業務の内容は、避難所等の給排水設備に関する被害状況調査及び排水管の公共ますへの固着状況調査並びに被害箇所の応急復旧措置（以下「業務等」という。）とする。

（業務等の実施）

第４条　乙は、甲からの協力要請があったときは、乙に属する会員（以下「会員」という。）を出動させ、業務等を実施させるものとする。

（業務等の完了）

第５条　乙は、会員が実施する業務等が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　甲は、第４条の規定により実施した業務等に要した費用を負担するものとする。

２　乙は、前項に規定する費用について、業務終了後甲の確認を受けて、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、会員がその実施した業務等において負傷し、又は死亡した場合は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき取扱うものとする。ただし、その会員が労災保険の適用を受ける部分については、除くものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２１年４月２７日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、引き続き１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２１年４月２７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　世田谷区長

東京都港区赤坂六丁目１５番１４号
乙　東京都管工事工業協同組合
代表者　　理事長

〔資料協定第 85〕

災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷害虫防除協同組合（以下「乙」という。）は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う消毒等活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。
（１） 動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給
（２） 被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等
（３） 感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等
（４） 被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供
（５） 消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること
（協力要請）
第３条　甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業を行う場所、作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に対し、他に優先して次のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。
（１） 動力噴霧器搭載の車両１台　作業員２名以上
（２） 作業用車両１～２台　作業員１～６名
（損害補償）
第４条　甲は、第３条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月１５日世田谷区条例第２４号）の規定に基づき、その障害を保証する。
（賠償）
第５条　乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、または第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。
（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立の証として本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１０月１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　区長　保坂　展人

世田谷区代沢五丁目７番１７号
乙　世田谷害虫防除協同組合
代表者　　理事長　金子　秀五郎

〔資料協定第 86〕

災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に風水害、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における遺体の取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合における、遺体の迅速かつ円滑な応急的処置に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体安置施設の提供並びに遺体搬送等及び帰宅困難者に対する一時的支援の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲に協力するものとする。

(1)　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供

(2)　遺体の安置に必要な施設の提供

(3)　遺体収容所に搬送するための遺体搬送用寝台車及び霊柩車等及び遺体搬送に係る役務の提供

(4)　帰宅困難者を支援するための場の提供等

(5)　前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、災害時協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（協力方法）

第４条　乙は、前条による甲の要請があったときは、可能な範囲において甲の指示に従い協力するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、第２条の規定により同条に掲げる事項の業務を実施したときは、速やかに業務の実績を集計し、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請した内容に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、予算の定めるところにより負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、積算根拠を示す物品、業務等の提供実績の一覧表等を添付した請求書により、一括して請求するものとする。

２　乙は、遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（金額の決定）

第８条　甲が負担する経費の金額は、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）別表第１の規定に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の支払）
第９条　甲は、前第７条に基づき乙からの請求があったときは、内容を審査し適当と認める場合は、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。
（支援体制の整備）
第１０条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
２　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員一覧を、毎年３月３１日までに甲に通知するものとする。
（災害情報の提供）
第１１条　乙は、協力業務中に得た被災状況等に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。
２　乙は、協力業務中に得た被災状況等に関する情報について、公益上の必要による場合を除き、甲以外の者に漏らしてはならない。
（有効期間）
第１２条　本協定の有効期限は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成１８年１２月１３日

甲　世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　東京都港区虎ノ門三丁目６番２号　第２秋山ビル７階※
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者　社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長
※所在地変更　東京都港区西新橋一丁目１８番１２号ＣＯＭＳ虎ノ門６階

〔資料協定第87〕

災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と富士通ネットワークソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における光ケーブル網の障害復旧に関し、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲及び乙が締結している「光ケーブル網の保守」契約において適用除外としている「光ケーブル１００ｍ以上、クロージャー接続２箇所」を上回る規模の光線路障害が発生した際、乙が優先的に復旧作業に当たることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第２条　甲は、災害時に前条の光線路障害が発生した場合において、乙に対し必要な復旧作業を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、障害発生箇所その他必要とする事項を指定することにより行うものとする。

３　乙は、第１項の規定による要請を受けたときは、可能な限り優先的にこれに協力するものとする。

（経費の支払）

第３条　乙は、障害復旧作業終了後、甲に対し障害復旧に要した費用を一括して請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、予算その他法令に定めるところにより、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、平成１８年４月１日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は当初有効期間満了日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（協議）

第５条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年3月３１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都港区高輪二丁目２０番２９号
乙　富士通ネットワークソリューションズ株式会社
首都圏第一ビジネス統括部
東京営業所長

〔資料協定第 88〕

災害時等における協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社世田谷サービス公社（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の区内在住、在学、在勤者等の安全確保等の応急対策並びに世田谷区内に災害その他災害に準じる緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合の情報（以下「災害防災情報等」という。）の提供及びエフエム世田谷における放送に関し、協力して迅速に推進するため、次のとおり基本協定を締結する。

（帰宅困難者支援等）

第１条　乙は、次に掲げる事項について、甲から要請があったときは、真にやむを得ない事情が無い限り、その要請に応じるものとする。

（１）　乙が指定管理者として管理している施設のうち、甲が別に指定する施設を帰宅困難者支援施設として開設し及び運営すること。

（２）　乙が指定管理者として管理している施設のうち、甲が別に指定する物資集積所又は物資の仕分けを行うこと。

（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

（経費の負担）

第２条　前条の規定による乙の協力に要する費用であって、甲が相当と認めるものは、甲が負担するものとする。

（災害等の放送）

第３条　乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その判断のもとにエフエム世田谷の通常番組に優先して災害防災情報等を放送する。

（災害防災情報等の提供及び放送の要諦）

第４条　甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、その状況下で最も適切と思われる手段により、速やかに災害防災情報等を提供し、乙のエフエム世田谷における番組編成権を侵害しない範囲で、災害防災情報等の放送を要請することができる。

（放送の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から提供を受けた災害防災情報等について、エフエム世田谷における放送の形式、内容等をその都度、自主的に決定し、放送する。

（緊急情報機器の貸与等）

第６条　甲は、災害防災情報等の放送を確保するため、緊急情報機器を無償で貸与する。

２　緊急情報機器の維持管理に要する費用は、甲の負担とする。

（放送料）

第７条　災害防災情報等のエフエム世田谷における放送に係る放送料は、無償とする。ただし、災害等が長期にわたる場合は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施について必要な事項は、実施細目に定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲及び乙のいずれかからも書面による申し出がないときは、この協定は同一内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に疑義が生じた場合、この協定の定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定を成立するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２４年７月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区太子堂三丁目２５番９号
乙　株式会社世田谷サービス公社
代表者　代表取締役

〔資料協定第 89〕

災害時における活動等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が連携して行う避難者等を支援する活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動の開始）

第２条　　乙は、災害の発生時において、その判断又は甲の要請により避難者等を支援する活動を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（活動の内容）

第３条　前条の活動の内容は、次のとおりとする。

（１）自宅での生活を継続している被災者を支援すること。

（２）福祉的サポートが必要な高齢者、障害者等を避難所において支援すること。

（３）災害及び被害の状況等に関する情報を区民等に提供すること。

２　乙は、社会福祉法人世田谷区ボランティア協会と連携して前条の活動を行うものとする。

３　乙は、前条の活動を行うに当たり、地域における人的応援状況を的確に把握しなければならない。

（協力の内容）

第４条　第２条の規定による協力の内容は、次のとおりとする。

（１）災害及び被害の状況等に関する情報を提供すること。

（２）甲が備蓄する災害支援関連物資又は機材等を提供すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、災害及び被害の状況等に応じ、甲又は乙が必要と認めること。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙が請求したときは、第２条の活動を行う際に支出した物資及び連絡調整等に関する費用を予算の範囲内において負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する額は、甲及び乙が協議して決するものとする。

（応急対策等への協力）

第６条　乙は、甲が講じる応急対策及び復興対策に協力するよう努めるものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲及び乙は、平常時において次の活動を行うものとする。

（１）災害の発生時において避難所に移動することが困難な区民（この項において「避難困難者」という。）を把握すること。

（２）避難困難者に関する情報を相互に提供すること。

（３）地域防災計画その他の資料及び防災に資する情報を相互に提供すること。

（４）地区における減災を目的とした区民支え合い活動を支援すること。

２　乙は、平常時において次の活動を行うものとする。

（１）避難困難者に対し、自宅での生活を継続する際に必要となる情報を定期的に提供すること。

（２）その職員を甲が実施する防災訓練等に参加させること。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年とする。ただし、有効期間が満了する３箇月前までに、甲又は乙から意思表示のない場合は、自動的にその効力を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を２部作成し、甲、乙それぞれが記入押印のうえ、各１通を保管する。

平成２５年３月２８日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

世田谷区成城六丁目３番１０号

乙　社会福祉法人　世田谷区社会福祉協議会

代表者　会長

〔資料協定第 90〕

災害時における被災者への支援活動に関する協定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「甲」という）及び社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という）が発生した場合において、甲と乙が、相互の機能と使命を理解し、世田谷区地域防災計画（以下「地域防災計画」という）に基づいて取り組む被災者への支援活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（情報の共有）

第２条　甲と乙は、相互に連携して次の情報の共有に努める。

（１）被災者への支援活動が円滑に行われるよう、世田谷区地域防災計画その他の必要な資料及び情報

（２）災害発生時に区内の避難所に行くことが困難であると思われる区民の情報

（３）災害発生時の区内の災害及び被害状況等に関する情報

（４）災害発生時の被災者への支援活動の実施状況等に関する情報

（支援活動の開始）

第３条　甲と乙は災害が発生した場合には、この協定に基づく連携を図るとともに、すみやかに被災者への支援活動を開始する。

（災害発生時の被災者への支援活動）

第４条　甲と乙が、災害発生時において取り組む被災者への支援活動は次のとおりとする。

（１）特別な支援が必要な被災者や、避難所に行くことが困難なため自宅での生活を継続している被災者の支援に関すること。

（２）高齢者、障害者等の福祉的サポートが必要な被災者の避難所又は自宅における避難生活への支援に関すること。

（３）その他、地域防災計画に定める応急対策計画及び復旧計画に基づく被災者の支援に関すること。

（平常時の協力）

第５条　甲と乙が、平常時において取り組む協力は次の通りとする。

（１）双方の連携と協力体制を強化することを目的とした、地域別の定期的な合同訓練の実施に関すること

（２）災害時に避難所に行くことが困難な区民の把握及び区への情報提供に関すること。

（３）災害時に避難所に行くことが困難な区民に対する自宅避難についての情報の定期的な提供に関すること。

（４） 地区の区民支えあい活動をはじめとする区民による自主的な災害対策活動への支援に関すること。

（区との連携）

第６条　甲と乙は、災害発生時の世田谷区との相互連携に関して、必要に応じて三者間で協議するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定を締結した日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙いずれかから意思表示のない場合は、自動的にその効力を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ決定する。

この協定の証として、本協定書を２部作成し、甲、乙それぞれが記入押印のうえ、各１通を保管する。

平成２５年３月２８日

世田谷区成城六丁目３番１０号

甲　　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

代表者　会長

世田谷区下馬二丁目２０番１４号

乙　　社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者 理事長

〔資料協定第 91〕

災害時における衛星画像の提供に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と日本スペースイメージング株式会社（以下「乙」という。）は、衛星画像の提供に関して次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生したとき又は災害の発生が予想されるとき（以下「災害時」という。）において、甲が被害状況等に係る情報を収集し、災害対策を行うため、乙の撮影した衛星画像の提供を受けることに関して必要な事項を定める。

（提供方法）

第２条　甲及び乙は、あらかじめ協議して衛星画像の提供方法を定めておくものとする。ただし、甲及び乙の協議により、被害状況等に応じて随時変更することができるものとする。

（要請手続等）

第３条　甲は、衛星画像の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項を指定してその要請をするものとする。

（１）撮影日

（２）撮影地域

（３）衛星画像の解像度

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　乙は、前項の要請があったときは、直ちに甲の指定に係る衛星画像を提供するものとする。

３　甲及び乙は、この協定の締結の日以後速やかに、及び毎年４月中に協議して第１項の要請の方法を定めるものとする。

（情報提供）

第４条　乙は、次に掲げる場合は、衛星画像に関する情報を甲に提供するものとする。

（１）東京都及びその周辺地域で震度５強以上の地震が発生した場合において、乙がそれらの地域を撮影した衛星画像を保有するとき。

（２）災害時において災害対策に有用な衛星画像を撮影することができると乙が判断したとき。

（連絡担当者）

第５条　甲及び乙は、この協定の締結の日以後速やかに、及び毎年４月中に平常時及び緊急時の連絡担当者を定め、互いに通知するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、この協定に基づき乙が行った衛星画像の提供に要した費用を負担するものとする。

２　前項の費用は、衛星画像の提供に要する費用として乙が毎年４月１日に公表する価額を基に算定するものとする。ただし、乙が年度の途中で当該価額を変更したときは、変更後に（提供を受ける）衛星画像については、変更後の価額を基に算定するものとする。

３　乙は、前項の価額を変更するときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

（細目）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、別

に定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（疑義の決定等）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙は協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成２６年４月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　世田谷区長

東京都中央区八重洲二丁目８番１号
乙　日本スペースイメージング株式会社
代表者

〔資料協定第 92〕

災害時における情報発信等に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、及び甲の行政機能の低下を軽減させるために甲及び乙が協力して実施する取組みについて定めることを目的とする。

（取組みの内容）

第２条　前条の取組みは、次の各号に掲げるもののうち、甲及び乙が具体的な内容及び方法について協議し、合意に達したものから実施するものとする。

（１）乙は、災害発生時において甲の運営するホームページへのアクセスの負荷の軽減を目的として行うため、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙の提供するインターネットサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）乙は、甲の提供する区内の避難所等の防災に関する情報を、平常時においてヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

（３）乙は、甲の提供する区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

（４）乙は、甲の提供する災害発生時における区内の被害情報、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入れ情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

（５）乙は、甲の提供する区内の避難所等において必要な救援物資に関する情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。

（６）乙は、乙の提供するブログサービスにおいて甲の運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのｗｅｂリンクをヤフーサービス上に掲載すること等を行い、災害ブログを一般に広く周知すること。

２　甲は、前項の取組みに際して必要となる区内の避難所にいる避難者の名簿を作成するときは、乙の提示する所定のフォーマットを使用するものとする。

３　甲及び乙は、第１項各号に掲げる取組みその他必要な取組みについて適宜協議を行い、合意したものについて、随時実施するものとする。

（費用）

第３条　第１条の取組みの実施に要した旅費、通信費その他の経費は、特段の合意がない限り、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

（情報の周知方法）

第４条　乙は、甲の提供する情報について、甲から特段の留保のない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（乙の提携する者への当該情報の提供、ヤフーサービス以外のインターネットサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。

２　乙は、前項の情報をこの協定の目的以外の目的に利用をしてはならない。

（連絡担当者）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく取組みが円滑に実施されるよう、相互に連絡担当者の氏名及び電話番号を通知するものとし、これらに変更があった場合は、速やかに通知するものとする。

（協定の公表）

第６条　甲及び乙は、この協定を締結したこと及びその内容について公表する場合は、公表の時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２６年１０月１０日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役

〔資料協定第 93〕

行政告知放送の送信に関する覚書

世田谷区（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイコムイースト（以下「乙」という。）は、甲が行う行政告知放送の音声を乙の機器を利用して送信することに関し、次の条項により覚書を交換する。

（送信の承諾）

第１条　乙は、甲が乙の機器を無償で利用し、防災行政無線により流す行政告知放送の音声を乙が運営する緊急地震速報サービスの加入者（以下「送信先」という。）に送信することを承諾する。

２　前項の規定により行政告知放送の音声を送信する地域は、別紙１に示す地域とする。

（対価）

第２条　乙は、甲が行政告知放送の音声を送信したことに対する対価を送信先に求めてはならないものとする。

（機器の設置）

第３条　乙は、甲の防災行政無線の設備に別紙２に示す行政告知放送送出装置その他の機器を接続し、設置するものとする。

２　乙は、前項の機器の点検をするために必要があるときは、甲の承諾を得て甲の防災行政無線の設備がある施設に立ち入ることができるものとする。

３　乙は、前項の規定による点検を完了したときは、速やかに点検の結果を甲に報告するものとする。

（維持管理等）

第４条　前条第１項の機器の維持管理及び交換は、乙がその負担において行うものとする。

２　前条第１項の機器を稼働するために要する電気料金は、甲が負担する。

（甲の責任）

第５条　行政告知放送の内容については、甲が責任を負うものとする。

２　乙は、行政告知放送の内容について送信先から問い合わせ、苦情等があったときは、これを甲に引き継ぐものとする。

（乙の責任）

第６条　甲は、乙の責に帰すことのできない事由により行政告知放送の音声を送信することができなかった場合においては、乙に対して責任を問わないものとする。

２　乙は、第３条第１項の機器、関連する設備等に不具合が発生したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この覚書の有効期間は、平成２６年１０月２３日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、

この覚書は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（解除権の留保）

第８条　甲及び乙は、前条の有効期間の満了日の２箇月前までに、書面で相手方に通知することによりこの覚書を解除することができる。同条ただし書の規定により当該有効期間が延長された場合も同様とする。

（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、この覚書を実施するに際して知り得た個人情報、技術情報その他の事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。この覚書が効力を失った後も同様とする。

（権利の譲渡等の禁止）

第１０条　甲及び乙は、相手方の承諾を得ることなくこの覚書により生じる権利を第三者に譲渡し、又は義務を継承させてはならない。

（協議）

第１１条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

（窓口）

第１２条　この覚書に係る乙の窓口は、株式会社ジェイコムイースト世田谷局とする。

本覚書合意の証として、本書を２通作成し、それぞれ各１通を保有する。

平成２６年１０月２３日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長

乙　東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN館
株式会社ジェイコムイースト
代表者　代表取締役社長

※「株式会社ジェイコムイースト」は「株式会社ジェイコム東京 世田谷局」に変更

別紙１　サービス提供エリア

赤堤	１～５丁目
梅丘	１～３丁目
大蔵	１～５丁目
大原	１～２丁目
上祖師谷	１～７丁目
粕谷	１～４丁目
上北沢	１～５丁目
給田	１～５丁目
北烏山	１～９丁目
北沢	１～５丁目
喜多見	１～９丁目
砧	１～８丁目
経堂	１～５丁目
豪徳寺	１～２丁目
桜	１～２丁目
桜丘	１～５丁目
桜上水	１～５丁目
成城	１～９丁目
祖師谷	１～６丁目
代沢	１～５丁目
代田	１～６丁目
千歳台	１～６丁目
八幡山	１～３丁目
羽根木	１～２丁目
船橋	１～７丁目
松原	１～６丁目
南烏山	１～６丁目
宮坂	１～３丁目

別紙２　甲の設備及び乙の設備

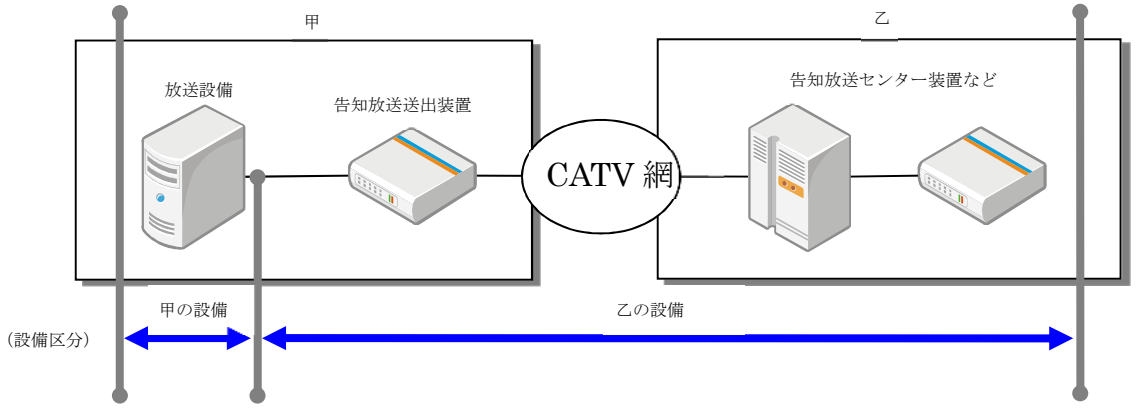

〔資料協定第 94〕

ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

世田谷区(以下「甲」という。)及びイッツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成１２年１月２７日に締結した「災害時等における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定」に基づき、災害情報、気象情報等（以下「防災情報」という。）を区民へ提供することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（責務）

第１条　甲及び乙は、相互に協力し、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。) や通信サービス(テレビ向けプッシュ型生活情報配信サービスを含む。)等を活用し、防災情報を区民へ迅速かつ的確に提供することに努めるものとする。

（提供の方法）

第２条　甲は、その運用する電子メール配信サービス「災害・防犯情報メール配信サービス」及びウェブサイト「世田谷区雨量・水位情報」を活用し、防災情報を乙へ提供する。

２　乙はその運営するケーブルテレビ放送及び通信サービスを活用し、前項の規定により提供を受けた防災情報を別紙に示すサービス提供エリアの区民へ提供する。

（免責）

第３条　甲は天災その他不可抗力又は防災情報の提供に使用する機器の保守、点検等により、前条第１項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断した場合には責任を問われないものとする。

２　乙は天災その他不可抗力又は防災情報の提供に使用する機器の保守、点検等により、前条第２項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断した場合には責任を問われないものとする。

（通知）

第４条　甲は、第２条第１項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断する場合は、直ちに乙に通知するものとする。

２　甲は、配信した防災情報の内容に誤りがあることが判明した場合は、直ちに乙を介し、区民へ正しい防災情報を通知するものとする。

３　乙は、第２条第２項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断する場合は、甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第５条　第２条の規定による防災情報の提供に要する費用は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとし、相互に請求しないものとする。

（有効期間）

第６条　本覚書の有効期間は、平成２７年２月１０日から同年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の２箇月前までに、甲乙双方から書面による申出がない場合は、同一の条項でその有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（解除権の留保）
第７条　甲及び乙は、前条の有効期間の満了日の２箇月前までに書面で相手方に通知することにより本覚書を解除することができる。同条ただし書の規定により当該有効期間が延長された場合も同様とする。

（目的外利用）
第８条　乙は、第２条第１項の規定により提供を受けた防災情報を、区民への提供以外の目的に使用するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（守秘義務）
第９条　甲及び乙は、本覚書を施行するに際して知り得た個人情報、技術情報、その他の事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。本覚書が効力を失った後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第１０条　甲及び乙は、相手方の承諾を得ることなく本覚書により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（疑義の解釈）
第１１条　本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年２月２０日

甲　世田谷区

世田谷区長

乙　東京都渋谷区南平台町５番６号
イッツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長

別紙　サービス提供エリア

宇奈根、奥沢、岡本、下馬、鎌田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、駒沢、弦巻、桜、桜新町、三軒茶屋、三宿、若林、上馬、上野毛、上用賀、新町、深沢、世田谷、瀬田、太子堂、代沢、代田、大原、大蔵、池尻、中町、東玉川、等々力、尾山台、北沢、野沢、野毛、用賀
（一部サービス提供エリア外あり）

〔資料協定第 95〕

災害時の避難所の応急対策業務等に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都世田谷塗装工業会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が災害時において避難所とする区立小学校及び区立中学校（以下「避難所」という。）の応急対策業務について、甲が乙に対して協力を要請する事項等を定める。

（協力の要請及び実施方法）

第２条　甲は、区内で大規模な地震、風水害又はその他の災害が発生したときには、避難所の応急対策業務について、必要に応じ、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、震度６以上の地震が発生したときには、乙は、速やかに、乙に属する会員（以下「会員」という。）を避難所へ派遣して応急対策業務を実施するものとする。

２　前項の規定による要請は、甲の教育委員会事務局教育環境課（以下「教育環境課」という。）から、乙に対して行うものとする。

３　第１項の規定による要請は、書面を送付することにより行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情のある場合は、口頭又はその他の方法で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（応急対策業務）

第３条　前条の規定により甲が乙に対して協力を要請する事項は、次に掲げるものとする。ただし、乙が実施できる範囲に限る。

（１）避難所の屋根・屋上及び外壁等の被害状況の調査及び報告

（２）避難所の屋根・屋上及び外壁等の機能の確保及び復旧に関する工事

（３）前２号に掲げるもののほか、資機材の提供及び人材の派遣

（完了報告）

第４条　乙は、前条の規定により派遣した会員が第３条各号に定める応急対策業務を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　前項に規定する報告は、甲の教育環境課に対して行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第５条　乙が実施した応急対策業務の費用は甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定めるものとする。

２　甲は、乙の請求に基づき前項の費用を支払うものとする。

（名簿の提供等）

第６条　乙は、応急対策業務の円滑な実施を図るため、年１回、会員の名簿を甲に提供し、及び派遣態勢等を甲に報告するものとする。

２　乙は、前項の名簿又は派遣態勢等を変更したときは、速やかに変更した事項を甲に報告するものとする。

（連絡担当者）

第７条　乙は、応急対策業務に関する伝達を円滑に行うため、連絡担当者を定めるものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、応急対策業務を実施する際に負傷し、又は死亡した会員については、当該会員が労災保

険の適用を受ける場合を除き、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき取り扱うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和３年８月１２日から令和４年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の３月前までに甲及び乙から何らの申出がない限り、引き続き１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年８月１２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　世田谷区長

東京都世田谷区成城二丁目３３番１３号
乙　東京都世田谷塗装工業会
代表者　　会　　長

〔資料協定第 96〕

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷リサイクル協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な風水害・地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務（以下「輸送業務」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、輸送業務に従事するものとする。

（要請手続）

第３条　乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとし、その要請手続は、財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（１）　要請理由

（２）　要請車両台数

（３）　要請期間及び輸送物資

（４）　参集場所及び輸送場所

（５）　その他必要事項

（費用負担）

第４条　甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、予算の範囲内で負担するものとする。

（損害補償）

第５条　甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）

第６条　乙は、甲に対し、毎年１回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は平成２８年１月２７日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年１月２７日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区世田谷四丁目２番１５号
乙　世田谷リサイクル協同組合
代表者　理　事　長

〔資料協定第97〕

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において甲が災害対策本部を設置したときの乙による地図製品等の供給等について、次の条項により協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）災害対策本部　災害対策基本法第２３条の２第１項の規定に基づき甲が設置する市町村災害対策本部をいう。

（３）地図製品等　乙が発行する住宅地図帳及び広域地図並びにZNET TOWN（乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。）をいう。

（４）ＩＤ等　ZNET TOWNを閲覧するための認証ＩＤ及びパスワードをいう。

（供給の要請）

第２条　甲は、災害対策本部を設置した場合において必要があるときは、別に定める物資供給要請書を乙に提出することにより、地図製品等の供給を要請することができる。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、電話等により乙に地図製品等の供給を要請することができる。この場合においては、後日、速やかに物資供給要請書を乙に提出するものとする。

３　乙は、前２項の規定による要請があったときは、別に定める物資供給報告書を甲に提出するとともに可能な範囲内において地図製品等を甲に供給するものとする。

（供給の対価等）

第３条　前条の規定による地図製品等の供給の対価は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

２　前条の規定による地図製品等の供給に要する搬送等の費用は、乙が負担するものとする。

（無償貸与）

第４条　第２条に定めるもののほか、甲は、平常時において乙が定める数量の地図製品等及びＩＤ等の貸与を無償で受けることができる。この場合においては、前条第２項の規定を準用する。

２　前項の地図製品等及びＩＤ等を貸与する時期及び方法は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

３　甲は、第１項の規定により貸与を受けた地図製品等（住宅地図及び広域図に限る。以下この条において同じ。）及びＩＤ等をその事務所内において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　甲は、乙が地図製品等の改訂版を発行したときは、第１項の規定により貸与を受けた地図製品等との交換を求めることができる。

５　乙は、必要に応じ、事前に通知して第３項の規定による管理の状況を調査することができる。

（災害時の利用方法等）

第５条　甲は、災害対策本部を設置している期間内において、第２条の規定により供給を受けた地図製品等を災害応急対策又は災害復旧・復興に関する業務のために職員の閲覧に供し、又は複製することができる。

２　乙は、前項の規定による閲覧及び複製に条件を付すことができる。

３　甲は、第１項の規定による閲覧又は複製を開始したときは、その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

４　甲は、第１項の規定による閲覧又は複製を終了したときは、当該地図製品等を従前の保管場所において管理しなければならない。

（平常時の利用方法等）

第６条　甲は、平常時において、第４条の規定により貸与を受けた地図製品等を防災に関する業務のために当該業務に従事する職員の閲覧に供し、又は乙の許可を受けて複製することができる。

２　甲は、前項の規定により地図製品等（ZNET TOWNに限る。）を閲覧に供するときは、当該職員に乙のZNET TOWN利

用約款を遵守させなければならない。

（情報交換及び連携）

第７条　甲及び乙は、平常時においても防災に関する情報を交換し、連携して防災・減災に寄与する地図を考案することにより、区民の防災力の向上に資するよう努めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の３箇月前までに甲及び乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年９月１６日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

千代田区西神田一丁目１番１号
乙　株式会社　ゼンリン
代表者　東京エリア統括部
統括部長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

第１条（定　義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

⑴「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

⑵「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

⑶「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

⑷「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

⑸「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

⑹「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第２条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第３条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第４条（本サービスの中断・中止）

１．乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２．乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３．乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第５条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

⑴対象機器上で閲覧すること。

⑵本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

⑶本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第６条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

⑴アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

⑵ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

⑶乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

⑷本条第⑴号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

⑸本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

⑹本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

⑺本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ）印刷地図を第５条第⑶号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。

⑻本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第７条（不保証及び免責）

１．乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

２．乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第８条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第９条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以　上

〔資料協定第 98〕

災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京世田谷電設工業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内で災害が発生した場合に、区立施設、その他必要と認められる施設等の電気設備等の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、災害に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、世田谷区内で災害が発生した場合において、甲のみでは電気設備等の応急対策業務を実施することが困難であるときは、必要に応じ、乙に対して当該応急対策業務の協力を要請することができる。乙は甲からの要請に対して速やかに体制を整えるとともにその体制の報告を行う。

２　前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、必要な事項を書面で送付することにより行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合の要請は、口頭により行うことができる。この場合においては、当該要請をした後又はやむを得ない事情が止んだ後、速やかに書面を送付するものとする。

（要請をする事項）

第３条　前条の規定により甲が乙に対して協力の要請をする事項は、次に掲げるものとする。

（１）電気設備等に関する区内被災状況の調査報告

（２）電気設備等に関する応急対策業務

（３）災害復旧、救援活動に関わる電気設備等資機材の提供及び人材の派遣

２　乙は、甲から要請があったときは、速やかに乙に属する組合員（以下「組合員」という。）の体制を確立し、前項各号に掲げる事項（以下「業務等」という。）を実施するものとする。

３　乙は、災害の状況により人命に関わる等の特に緊急を要する事項と判断したときは、要請を待たずに業務等を実施することができる。

（完了報告）

第４条　乙は、前条の規定により派遣した組合員が業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく書面を提出するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第５条　業務等の実施に要した費用は、第３条第１項第１号に掲げる事項に係る人件費を除いて、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定めるものとする。

２　甲は、乙の請求に基づき前項の費用を支払うものとする。

（災害補償）

第６条　甲は、業務等を実施する際に組合員の従業者が負傷し、又は死亡した場合の当該従業者については、労災保険の適用を受ける場合を除き、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき取り扱うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成２８年１１月４日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、

当該有効期間の満了日の３月前までに甲及び乙から何らの申出がない限り、引き続き１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（施行細目）

第８条　この協定の施行に必要な事項は、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年１１月４日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　　世田谷区長

東京都世田谷区若林一丁目１５番１０号

乙　東京世田谷電設工業協同組合

代表者　　理事長

〔資料協定第 99〕

災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と東京世田谷電設工業協同組合（以下「乙」という。）とは、平成２８年１１月４日付けで締結した「災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第８条の実施細目を次のとおり定める。

（名簿等の提供等）

第１条　乙は、協定による応急対策業務等の円滑な実施を図るため、年１回、組合員の名簿及び体制、提供可能な資機材等の情報を甲に提供・報告するものとする。

２　乙は、前項の組合員の名簿及び体制、提供可能な資機材等の情報を変更したときは、速やかに変更した事項を甲に報告するものとする。

３　前２項の規定による提供及び報告は、乙が甲の連絡担当者に対して行うものとする。

（協力要請等）

第２条　協定第２条の規定による協力の連絡体制は、次のとおりとする。

（１）甲の連絡責任者　世田谷区施設営繕担当部長

（２）乙の連絡責任者　東京世田谷電設工業協同組合理事長

（３）甲の連絡担当者　世田谷区施設営繕担当部公共施設マネジメント課
事業調整担当係長

（４）乙の連絡担当者　東京世田谷電設工業協同組合事務局長

（報告様式）

第３条　協定第２条第２項及び第４条の書面に規定する協力の内容の様式は、次のとおりとする。

（１）様式１　災害時協力体制に関する体制報告書

（２）様式２　災害時応急対策業務要請書兼報告書

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年１１月４日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　　世田谷区長

東京都世田谷区若林一丁目１５番１０号
乙　東京世田谷電設工業協同組合
代表者　　理事長

〔資料協定第 100〕

災害時における小型無人航空機（ドローン）による情報収集に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（調査研究の実施）

第２条　甲及び乙は、平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

２　乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（支援活動の実施）

第３条　甲の区域内において大規模な風水害・地震その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１３２条の３（捜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

（１）小型無人航空機（ドローン）による被災状況の調査

（２）小型無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供

（３）取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成

（４）作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開

（５）前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

（連絡窓口）

第４条　甲及び乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当等必要事項を定めることとする。

（経費の負担）

第５条　第３条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

２　前項の規定により、甲及び乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。

２　乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（協議）

第７条　この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、

その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初の有効期間満了の日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成２９年１２月１２日

所在地　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　名　称　世田谷区
代表者　世田谷区長

所在地　東京都調布市国領町三丁目４番４１号
乙　名　称　特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン
代表者　理事長

〔資料協定第 101〕

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかに災害時における被災建築物のアスベスト調査を行い、アスベスト飛散による人への健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定における「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果等の情報をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物、工作物等とする。

（協力の要請）
第３条　甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。
２　甲が前項の規定により要請を行う場合は、協力要請書（別紙様式第１号）により行う。ただし、協定要請書による時間的余裕がない場合は、甲は乙に対して口頭で要請した後、できる限り速やかに協力要請書を送付する。

（業務内容）
第４条　この協定による、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「本協力業務」という。）は次のとおりとする。
（１）甲が実施するアスベスト調査への支援
（２）被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・損傷状況等の調査
（３）建材中のアスベスト含有の有無の調査

（協力の実施）
第５条　乙は、第３条の規定により甲からアスベスト調査の協力要請を受けたときには、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。
２　甲は乙がアスベスト調査を円滑に実施できるよう協力し調査を行う。

（調査結果の報告）
第６条　乙が、第４条第２号及び第３号に基づき調査を実施した場合には、その調査結果を速やかに甲に報告する。

（実施報告）
第７条　乙は、本協力業務を全て終了したとき、甲に対し、速やかに調査結果一覧表（別紙様式第２号）

を提出する。

（費用の負担）
第８条　本協力業務に要した費用は、甲が負担する。
２　前項の費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正価格を基準とする実費（人件費、機器費を除く）とし、甲乙協議して定める。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１か月前までに、甲又は乙から協定を延長しない意思表示を文書をもって通知しない限り、１年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成３０年８月３０日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世　田　谷　区
代表者　世田谷区長

乙　東京都千代田区神田神保町二丁目２番３１号
一般社団法人　建築物石綿含有建材調査者協会
代表者　代表理事

〔資料協定第 102〕

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区
代表者　　千代田区長　　石　川　雅　己

東京都港区芝公園一丁目５番２５号
港区
代表者　　港区長　　武　井　雅　昭

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　　中央区長　　山　本　泰　人

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
新宿区
代表者　　新宿区長　　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号

文京区

代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号

台東区

代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号

墨田区

代表者　墨田区長　山　本　　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号

江東区

代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号

品川区

代表者　品川区長　濱　野　　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区

代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号

大田区

代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区

代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号

渋谷区

代表者　渋谷区長　長谷部　　健

東京都中野区中野四丁目８番１号

中野区

代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号

杉並区

代表者　杉並区長　田　中　　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区

代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号

北区

代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区

代表者　板橋区長　坂　本　　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

代表者　練馬区長　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区

代表者　足立区長　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号

葛飾区

代表者　葛飾区長　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号

江戸川区

代表者　江戸川区長　斉　藤　　猛

乙

東京都千代田区九段北一丁目６番４号

一般社団法人　東京環境保全協会

代表者　会長　田　口　勝　久

〔資料協定第 103〕

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使

用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
新宿区
代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都港区芝公園一丁目５番２５号
港区
代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都台東区東上野四丁目５番６号
台東区
代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
墨田区
代表者　墨田区長　山　本　　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号
江東区
代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号
品川区
代表者　品川区長　濱　野　　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号
目黒区
代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号
大田区
代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号
渋谷区
代表者　渋谷区長　長谷部　　健

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区
代表者　杉並区長　田　中　　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
北区
代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号
板橋区
代表者　板橋区長　坂　本　　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
代表者　練馬区長　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号
足立区
代表者　足立区長　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
代表者　葛飾区長　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号
江戸川区
代表者　江戸川区長　斉　藤　　猛

乙
東京都新宿区高田馬場一丁目２８番１０号
東京廃棄物事業協同組合
代表者　理事長　豊　城　勇　一

〔資料協定第 104〕

災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社　京葉興業とする。

（協定の有効期間等）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都港区芝公園一丁目５番２５号
港区
代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
新宿区
代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
　代表者　　文京区長　　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号
台東区
　代表者　　台東区長　　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
墨田区
　代表者　　墨田区長　　山　本　　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号
江東区
　代表者　　江東区長　　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号
品川区
　代表者　　品川区長　　濱　野　　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号
目黒区
　代表者　　目黒区長　　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号
大田区
　代表者　　大田区長　　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
　代表者　　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号
渋谷区
　代表者　　渋谷区長　　長谷部　　健

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
　代表者　　中野区長　　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区
　代表者　　杉並区長　　田　中　　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
　代表者　　豊島区長　　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
北区
　代表者　　北区長　　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
　代表者　　荒川区長　　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号
板橋区
　代表者　　板橋区長　　坂　本　　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
　代表者　　練馬区長　　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号
足立区
　代表者　　足立区長　　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
　代表者　　葛飾区長　　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号
江戸川区
　代表者　　江戸川区長　　斉　藤　　猛

東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号
東京二十三区清掃一部事務組合
　代表者　　管理者　　山　﨑　孝　明

乙
東京都江戸川区篠崎町一丁目２番６号
株式会社　京葉興業
　代表者　代表取締役　　鈴　木　宏　和

〔資料協定第 105〕

災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき

適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社　太陽油化とする。

（協定の有効期間等）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都港区芝公園一丁目５番２５号
港区
代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
新宿区
代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号

文京区

代表者　　文京区長　　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号

台東区

代表者　　台東区長　　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号

墨田区

代表者　　墨田区長　　山　本　　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号

江東区

代表者　　江東区長　　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号

品川区

代表者　　品川区長　　濱　野　　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区

代表者　　目黒区長　　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号

大田区

代表者　　大田区長　　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区

代表者　　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号

渋谷区

代表者　　渋谷区長　　長谷部　　健

東京都中野区中野四丁目８番１号

中野区

代表者　　中野区長　　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号

杉並区

代表者　　杉並区長　　田　中　　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区

代表者　　豊島区長　　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号

北区

代表者　　北区長　　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

代表者　　荒川区長　　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区

代表者　　板橋区長　　坂　本　　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

代表者　　練馬区長　　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区

代表者　　足立区長　　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号

葛飾区

代表者　　葛飾区長　　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号

江戸川区

代表者　　江戸川区長　　斉　藤　　猛

東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者　　管理者　　山　﨑　孝　明

乙

東京都板橋区三園二丁目１２番２号

株式会社　太陽油化

代表者　代表取締役　　石　田　太　平

〔資料協定第 106〕

災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号

千代田区

代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都中央区築地一丁目１番１号

中央区

代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都港区芝公園一丁目５番２５号

港区

代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号

新宿区

代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号

文京区

代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号

台東区

代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号

墨田区

代表者　墨田区長　山　本　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号

江東区

代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号

品川区

代表者　品川区長　濱　野　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区

代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号

大田区

代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区

代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号

渋谷区

代表者　渋谷区長　長谷部　健

東京都中野区中野四丁目８番１号

中野区

代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号

杉並区

代表者　杉並区長　田　中　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区

代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号

北区

代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区

代表者　板橋区長　坂　本　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

代表者　練馬区長　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区

代表者　　足立区長　　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号

葛飾区

代表者　　葛飾区長　　青　木　克　德

東京都江戸川区中央一丁目４番１号

江戸川区

代表者　　江戸川区長　　斉　藤　　猛

乙

東京都新宿区高田馬場一丁目２８番１０号

東京廃棄物事業協同組合

代表者　理事長　　豊　城　勇　一

〔資料協定第 107〕

災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号

千代田区

代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都中央区築地一丁目１番１号

中央区

代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都港区芝公園一丁目５番２５号

港区

代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号

新宿区

代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号

文京区

代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号

台東区

代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号

墨田区

代表者　墨田区長　山　本　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号

江東区

代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号

品川区

代表者　品川区長　濱　野　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区

代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号

大田区

代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区

代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号

渋谷区

代表者　渋谷区長　長谷部　健

東京都中野区中野四丁目８番１号

中野区

代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号

杉並区

代表者　杉並区長　田　中　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区

代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号

北区

代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区

代表者　板橋区長　坂　本　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

代表者　練馬区長　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区

代表者　　足立区長　　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号

葛飾区

代表者　　葛飾区長　　青　木　克　德

東京都江戸川区中央一丁目４番１号

江戸川区

代表者　　江戸川区長　　斉　藤　　猛

乙

東京都千代田区九段北一丁目６番４号

一般社団法人　東京環境保全協会

代表者　　会長　　田　口　勝　久

〔資料協定第 108〕

災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物

（２）　仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集及び運搬

（３）災害廃棄物の処理及び処分

（４）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理

（５）前各号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京都中小建設業協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号
目黒区
代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号
大田区
代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都港区芝公園一丁目５番２５号
港区
代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
新宿区
代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都渋谷区宇田川町１番１号
渋谷区
代表者　渋谷区長　長谷部　健

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都台東区東上野四丁目５番６号
台東区
代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区
代表者　杉並区長　田　中　良

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
墨田区
代表者　墨田区長　山　本　亨

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号
江東区
代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
北区
代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都品川区広町二丁目１番３６号
品川区
代表者　品川区長　濱　野　健

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区

代表者　　板橋区長　　坂　本　　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

代表者　　練馬区長　　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区

代表者　　足立区長　　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号

葛飾区

代表者　　葛飾区長　　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号

江戸川区

代表者　　江戸川区長　　斉　藤　　猛

東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者　　管理者　　山　﨑　孝　明

乙

東京都新宿区新宿二丁目１０番７号

一般社団法人　東京都中小建設業協会

代表者　　会長　　山　口　　巖

〔資料協定第 109〕

災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物

（２）　仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管す
るため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集及び運搬

（３）災害廃棄物の処理及び処分

（４）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理

（５）前各号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京都産業資源循環協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲

東京都千代田区九段南一丁目２番１号

千代田区

代表者　千代田区長　石　川　雅　己

東京都中央区築地一丁目１番１号

中央区

代表者　中央区長　山　本　泰　人

東京都港区芝公園一丁目５番２５号

港区

代表者　港区長　武　井　雅　昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号

新宿区

代表者　新宿区長　吉　住　健　一

東京都文京区春日一丁目１６番２１号

文京区

代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都台東区東上野四丁目５番６号

台東区

代表者　台東区長　服　部　征　夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号

墨田区

代表者　墨田区長　山　本　亨

東京都江東区東陽四丁目１１番２８号

江東区

代表者　江東区長　山　﨑　孝　明

東京都品川区広町二丁目１番３６号

品川区

代表者　品川区長　濱　野　健

東京都目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区

代表者　目黒区長　青　木　英　二

東京都大田区蒲田五丁目１３番１４号

大田区

代表者　大田区長　松　原　忠　義

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区

代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都渋谷区宇田川町１番１号

渋谷区

代表者　渋谷区長　長谷部　健

東京都中野区中野四丁目８番１号

中野区

代表者　中野区長　酒　井　直　人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号

杉並区

代表者　杉並区長　田　中　良

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区

代表者　豊島区長　高　野　之　夫

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号

北区

代表者　北区長　花　川　與惣太

東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

代表者　荒川区長　西　川　太一郎

東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区

代表者　板橋区長　坂　本　健

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

代表者　練馬区長　前　川　燿　男

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区

代表者　足立区長　近　藤　弥　生

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号

葛飾区

代表者　葛飾区長　青　木　克　徳

東京都江戸川区中央一丁目４番１号

江戸川区

代表者　　江戸川区長　　斉　藤　　猛

東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者　　管理者　　山　﨑　孝　明

乙

東京都千代田区内神田一丁目９番１３号

一般社団法人　東京都産業資源循環協会

代表者　　会長　　高　橋　俊　美

〔資料協定第 110〕

災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社大正クエスト（以下「乙」という。）は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う消毒等活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。

（１）　動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給

（２）　被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等

（３）　感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等

（４）　被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供

（５）　消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること

（協力要請）

第３条　甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業を行う場所、作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に対し、他に優先して次のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。

（１）　動力噴霧器搭載の車両１台 作業員２名以上

（２）　作業用車両１～２台 作業員１～６名

（損害補償）

第４条　甲は、第３条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月１５日世田谷区条例第２４号）の規定に基づき、その障害を保証する。

（賠償）

第５条　乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、または第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお１ 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立の証として本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年３月３１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　区長 保坂 展人

東京都世田谷区玉川二丁目２１番１号
二子玉川ライズ・オフィス７Ｆ
乙　株式会社大正クエスト
代表者　代表取締役 千葉 豊喜

〔資料協定第 111〕

災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社シー・アイ・シー(以下「乙」という。)は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条　この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う消毒等活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条　乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。

(1)動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給

(2)被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等

(3)感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等

(4)被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供

(5)消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること

(協力要請)

第3条　甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業を行う場所、作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に対し、他に優先して次のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。

(1)動力噴霧器搭載の車両 1 台　作業員 2 名以上

(2)作業用車両 1～2 台 作業員 1～6 名

(損害補償)

第 4 条　甲は、第 3 条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和４１年７月１５日世田谷区条例第２４号)の規定に基づき、その障害を保証する。

(賠償)

第5条　乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、または第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(協議)

第6条　この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第7条　この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和7年3月３１日までとする。
ただし、期間満了の1箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立の証として本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者 区長 保坂展人

東京都台東区北上野一丁目１０番１４号
乙　株式会社シー・アイ・シー
代表者　代表取締役　芳賀　英武

〔資料協定第 112〕

災害時におけるサービス提供等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と有限会社ステラ TOKYO　まごころ介護（以下「乙」という。）は、世田谷区内に災害が発生した場合のサービス提供等に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において災害（地震、水害、火災等）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に、障害者に対して必要なサービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否確認）

第２条　災害等が発生した場合、乙は甲からの要請の有無にかかわらず、区内のサービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について可能な限り確認し、速やかに甲に報告するものとする。

２　報告の方法は、災害等の状況に応じ柔軟に対応するものとする。

（サービス提供）

第３条　災害等が発生した場合、乙は、利用者が必要とするサービスを見極め、安全性に配慮の上、可能な限りサービス提供ができるよう努めるものとする。

２　前項に加え、甲から要請があった場合、乙は避難所等でのサービス提供について、可能な限り行うものとする。

３　同条に規定するサービスとは、原則として障害者自立支援給付の対象となるサービスの範囲とする。

（費用負担）

第４条　前条に規定するサービスを提供した場合に要した経費（障害者自立支援給付の対象とするサービスを除く。）については、乙の負担とする。

（平常時の対応）

第５条　乙は、利用者の避難意向の把握も含めた災害時の備えに努めるとともに、甲が実施する災害時の備えに対し可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和５年３月３１日とする。ただし有効期間満了の一月前までに、甲及び乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、さらに一年間延長するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に対し疑義が生じた事項は、甲乙双方による協議の上決定する。

甲と乙はこの協定の成立を証するため、双方の記名押印のうえ、各自１通を保管する。

令和５年１月１６日

甲　　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長

保坂　展人　印

乙　　東京都世田谷区若林三丁目２３番５号１０２
有限会社ステラ TOKYO　まごころ介護
代表取締役社長

榎本　吉宏　㊞

〔資料協定第 113〕

災害時における障害福祉サービス提供等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と合同会社明元　あいケアサービス（以下「乙」という。）は、世田谷区内に災害が発生した場合の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において災害（地震、水害、火災等）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に、障害者に対して必要なサービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否確認）

第２条　災害等が発生した場合、乙は甲からの要請の有無にかかわらず、乙を利用している区内の障害福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について可能な限り確認し、速やかに甲に報告するものとする。

２　報告の方法は、災害等の状況に応じ柔軟に対応するものとする。

（サービス提供）

第３条　災害等が発生した場合、乙は、利用者が必要とするサービスを見極め、安全性に配慮の上、可能な限りサービス提供ができるよう努めるものとする。

２　前項に加え、甲から要請があった場合、乙は避難所等でのサービスの提供について、可能な限り行うものとする。

３　同条に規定するサービスとは、原則として障害者自立支援給付の対象となるサービスの範囲とする。

（費用負担）

第４条　前条に規定するサービスを提供した場合に要した経費（障害者自立支援給付の対象となるサービスを除く。）については、乙の負担とする。

（平常時の対応）

第５条　乙は、利用者の避難意向の把握も含めた災害時の備えに努めるとともに、甲が実施する災害時の備えに対し可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和６年３月３１日とする。ただし有効期間満了の一月前までに、甲及び乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、さらに一年間延長するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に対し疑義が生じた事項は、甲乙双方による協議の上決定する。

甲と乙はこの協定の成立を証するため、双方の記名押印のうえ、各自１通を保管する。

令和５年１０月１６日

甲　　世田谷区
東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長
保坂　展人

乙　　合同会社明元　あいケアサービス
東京都世田谷区世田谷三丁目１７番１５－１０２号
合同会社明元　あいケアサービス
代表社員　馬場健造

〔資料協定第 114〕

災害時における移送業務協力に関する協定

世田谷区を「甲」、東神開発株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難者の移送に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、乙が乙の所有する施設利用者等の送迎用の車両を利用して避難者を水害時避難所に移送すること（以下「送迎車による避難者の移送」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害の種別）

第２条　この協定において対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（送迎車による避難者の移送の対象）

第３条　送迎車による避難者の移送の対象となるのは、次の各号に定める者とする。

（１）高齢者等避難、避難指示が発令された地区の居住者、滞在者その他の者のうち、自力で水害時避難所に移動することが困難な者

（２）前号に定める者に付き添う者

（３）その他甲が必要と認めた者

（送迎車による避難者の移送の区間）

第４条　送迎車による避難者の移送を実施する区間は、別表のとおりとする。

（送迎車による避難者の移送の要請）

第５条　乙に対する甲の送迎車による避難者の移送の要請は、文書又は口頭で行うこととする。

（送迎車による避難者の移送の実施）

第６条　乙は、災害時において、前条の規定により送迎車による避難者の移送の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で実施するものとする。

２　送迎車による避難者の移送の実施にあたり、乙は、必要に応じ避難者の送迎車への乗降の補助を行うものとする。

（送迎車による避難者の移送の時間帯）

第７条　送迎車による避難者の移送を実施する時間帯は午前１０時から午後８時までとする。

（送迎車による避難者の移送の終了）

第８条　甲は、災害の危険がなくなった場合など、送迎車による避難者の移送を終了する際は、乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（送迎車による避難者の移送の安全確保）

第９条　送迎車による避難者の移送に当たっては安全確保を第一とし、道路冠水その他安全確保が困難な状況となる恐れのある場合には、甲は、乙に対して送迎車による避難者の移送の中止を連絡することとする。

２　乙は、安全確保が困難な場合には、前項の規定による甲の連絡を待たずに、乙の判断で送迎車による避難者の移送を中止することができる。なお、中止した場合には速やかに甲へ連絡することとする。

（送迎車による避難者の移送の注意事項）

第 10 条 災害時における送迎車による避難者の移送は、乙の責任において行うものとする。

２　甲は、送迎車による避難者の移送を実施中に発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（送迎車による避難者の移送の費用負担）

第 11 条 送迎車による避難者の移送に係る費用は、乙が負担するものとする。

２　送迎車による避難者の移送を実施中に生じた損害は、乙が負担するものとする。

（情報の交換）

第 12 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、送迎車による避難者の移送の実施が不可能となる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第 13 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（地域住民への周知）

第 14 条 甲及び乙は、送迎車による避難者の移送の実施について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（情報の不開示）

第 15 条 甲は、この協定で知り得た乙の所管する施設に関する情報を、第三者に提供してはならない。

２　乙は、この協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（協議事項）

第 16 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 17 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、この

協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年５月２０日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区玉川三丁目１７番１号
乙　東神開発株式会社
代表者　代表取締役　倉本　真祐

別表（第４条関係）

乗車場所	下車場所
玉川髙島屋Ｓ・Ｃ　本館１階 送迎車乗り場	瀬田小学校及び瀬田中学校

〔資料協定第115〕

災害時における移送業務協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人せたがや移動ケア（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策及び予防上必要な緊急移送業務（以下「移送業務」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時に行う移送業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

（１）障害者、高齢者の福祉避難所等への避難が必要とされる者に対しての移送

（２）車両を運転する運転手の提供

（３）前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力の要請）

第３条　乙に対する甲の移送要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、原則として口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（１）実施日時

（２）要請する車両の台数

（３）移送者の人数

（４）配車場所及び移送区間

（５）その他の必要な事項

２　乙に対する甲の移送要請は、甲が指定する者が連絡する。

（移送の実施）

第４条　乙は、前条の規定により移送の要請を受けたときは、乙の運営する世田谷区福祉移動支援センターそとでるに加盟する事業者（以下、「加盟事業者」という。）へ配車を依頼し、移送を実施するものとする。

２　移送中に車両が故障その他の理由により移送を継続できなくなったときは、乙は甲へ速やかに報告し、その移送業務を継続できるように努めること。

（報告）

第５条　乙は、甲から要請を受けた移送業務を行ったときは、甲に対し、事後速やかに口頭又は電話等により次に掲げる事項を報告し、後日、書面を提出するものとする。

（１）実施日時

（２）実施内容（移送した人員、経路等）

（３）移送を実施した加盟事業者名、氏名

（４）この協定に基づく協力に要した経費

（５）その他の必要な事項

（費用負担）

第６条　甲は、この協定に基づいて乙が行った移送業務に係る費用を負担する。

（費用の決定）
第７条　前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、移送費用に関して加盟事業者毎定めている利用料金を基準として算出するものとし、その詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求）
第８条　乙は、第６条の費用を集計し、甲に請求する。

（費用の支払い）
第９条　甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法等は別途甲及び乙が協議して決定するものとする。

（訓練）
第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（損害補償）
第１１条　甲の要請に基づき移送業務に従事した加盟事業者の者が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定に基づき、甲がその損害を補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）
第１２条　乙は、毎年度当初に、災害時に移送業務が可能な加盟事業者一覧、車両台数、連絡体制について、甲に報告するものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも何らかの意思表示をしない限り、協定の有効期間は、同一の内容で１年間延長されるものとし、以降も同様とする。
２　甲又は乙のいずれかがこの協定の解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議してこの協定を解除することができる。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年　３月　３日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　区長　　保　坂　展　人

世田谷区八幡山１丁目７番６号
乙　特定非営利活動法人せたがや移動ケア
代表者　理事長　吉田　正

〔資料協定第 116〕

災害時における移送業務協力に関する協定

世田谷区（以下、「甲」という。）と福祉移送サービス株式会社（以下、「乙」という。）とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生する恐れのある場合（以下、「災害時」という。）における甲の応急対策及び予防上必要な緊急移送業務（以下、「移送業務」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時に行う移送業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

（１）障害者、高齢者の福祉避難所等への避難が必要とされる者に対しての移送

（２）車両を運転する運転手の提供

（３）前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力の要請）

第３条　乙に対する甲の移送要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、原則として口頭または電話等により行うこととし、事後速やかに書面を送付する。

（１）実施日時

（２）要請する車両の台数

（３）移送者の人数

（４）配車場所及び移送区間

（５）その他の必要な事項

２　乙に対する甲の移送要請は、甲が指定する者が連絡する。

（移送の実施）

第４条　乙は、前条の規定により移送の要請を受けたときは、乙は配車を行い、移送を実施するものとする。

２　移送中に車両が故障その他の理由により移送を継続できなくなったときは、乙は甲へ速やかに報告し、その移送業務を継続できるよう努めること。

（報告）

第５条　乙は、甲から要請を受けた移送業務を行ったときは、甲に対し、事後速やかに口頭または電話等により次に掲げる事項を報告し、後日、書面を提出するものとする。

（１）実施日時

（２）実施内容（移送した人員、経路等）

（３）この協定に基づく協力に要した経費
（４）その他の必要な事項

（費用負担）
第６条　甲は、この協定に基づいて乙が行った移送業務に係る費用を負担する。

（費用の決定）
第７条　前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、移送費用に関して乙が定めている利用料金を基準として算出するものとしその詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求）
第８条　乙は、第６条の費用を集計し、甲に請求する。

（費用の支払い）
第９条　甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法等は別途甲及び乙が協議して決定するものとする。

（訓練）
第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（損害補償）
第１１条　甲の要請に基づき移送業務に従事した事業者の者が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害保険に関する条例」（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定に基づき、甲がその損害を補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）
第１２条　乙は、毎年度当初に、災害時に移送業務が可能な車両台数、連絡体制について、甲に報告するものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１か月前までに、甲または乙のいずれからも何らかの意思表示をしない限り、協定の有効期間は同一の内容で１年間延長されるものとし、以降も同様とする。
２　甲または乙のいずれかがこの協定の解除を申し出た場合は、甲および乙は協議してこの協定を解除することができる。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲および乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年５月１６日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　区長　保坂　展人　　印

世田谷区玉川二丁目 21 番 1 号
乙　福祉移送サービス株式会社
代表者　社長　千葉　豊喜　　印

〔資料協定第 117〕

水害時等における連携・協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）とシミックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、安心して暮らせる地域社会を築くため、ここに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、世田谷区内で区民の安全を脅かす洪水、豪雨が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）の対策・支援を中心に、甲と乙それぞれの特性を活かして連携・協力することで、共に支え合い、区民が安心して暮らせる環境を構築することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

（１）　避難行動要支援者の避難行動の支援に関すること。

（２）　避難所（福祉避難所を含む）における避難生活の支援及び感染対策に関すること。

（３）　新型コロナウイルス感染者専用避難所の支援に関すること。

（４）　その他目的の実現のために甲と乙が必要と認めること。

２　甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、書面にて合意する。

３　甲及び乙は、前項に定める具体的な実施事項を、乙のグループ会社が実施する場合があることを確認する。

（協力方法等）

第３条　第２条に掲げる連携・協力事項の具体的実施にあたっては、甲と乙の担当部局（乙のグループ会社を含む。）と協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第４条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より３年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない限り、１年間延長するものとし、その後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第５条　甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議及び合意の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙署名押印の上、各々１通を保管する。

令和４年１２月１９日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長　　保坂　展人　　印

乙　東京都港区芝浦一丁目１番１号 浜松町ビルディング
シミックホールディングス株式会社
代表取締役　　中村　和男　　印

〔資料協定第 118〕

災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区建設団体防災協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、救出救助活動、道路啓開措置活動、 被災した収容施設の補修及び応急仮設住宅の速やかな建設に当たり、区内建設業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の会員（以下「会員」という。）の出動及び必要な資機材の供給を要請するものとする。

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

３　第１項の要請は、乙の会長（以下「会長」という。）に対して行うものとする。ただし、会長が事故又は不在のときは、あらかじめ会長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、会員を、甲が指定した場所に直ちに出動させるとともに、特別な理由がない限り資機材を供給するものとする。

２　甲は、出動した会員を指揮するものとする。

３　乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条による甲の要請を待たずに、出動させることができる。

（活動業務）

第４条　前条の規定により出動した会員は、次の業務を行う。

(1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。

(2) 道路啓開措置活動に関すること。

(3) 収容施設及びその他の区施設の応急補修に関すること。

(4) 応急仮設住宅の建設に関すること。

(5) その他甲が必要と認める業務に関すること。

２　乙は、第２条の規定により甲からの要請に従う場合において、要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、応急対策活動を実施するものとする。

３　乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

（応急活動計画書の策定及び提出）

第５条　乙は、前条に定める業務を実施するため、応急活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の応急活動計画書を変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙が応急対策活動を実施した場合において、次の経費を負担するものとする。

（1）会員の活動に要した経費

（2）資機材の供給に要した経費

（単価）

第７条　前条第２号の規定に基づき、資機材の供給に要した経費を算定する場合における資機材の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（請求）

第８条　乙は、第４条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、第６条による経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第９条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（従事者の損害補償）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第１項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年７月世田谷区条例第 24 号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（細目）

第 11 条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第12条　この協定及びこの協定に基づく細目の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の　　3 箇月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第14条　　平成１０年３月２日に甲乙間で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は、廃止する。

この協定成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年５月１３日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　　世田谷区
代表者　　世 田 谷 区 長

世田谷区上馬五丁目３４番１６号
乙　　世田谷区建設団体防災協議会
代表者　　会　　長

〔資料協定第 119〕

災害時における応急対策業務に関する実施細目

世田谷区を甲とし、世田谷区建設団体防災協議会を乙として、災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条に基づく細目を、次のとおり締結する。

（消防署との協力要請）

第 1 条　甲は、災害発生時の救出救助活動及び応急対策活動において、乙に、協定に基づく会員の出動及び資機材の供給（以下「活動等」という。）を要請する場合、必要と認めるときには、世田谷区地域防災計画に基づき、区内各消防署（以下「消防署」という。）への協力を要請することができる。

（消防署との協力対象となる災害の規模）

第 2 条　甲が乙に消防署との協力を要請する災害は、世田谷区災害対策本部が設置される規模のものとする。

（活動等の要請）

第 3 条　協定第 2 条の要請は、甲の災対建設部長が行う。ただし、状況によっては、災対各部の長が行う。

2　乙は、消防署から災害の状況により協力要請を受けた場合は、速やかに、甲へその旨を報告する。

（報告）

第 4 条　協定に基づく活動等を行った場合、乙の会員は乙へ報告を行い、乙はこれを取りまとめて甲に報告する。

（応急活動計画書の策定及び提出）

第 5 条　乙は、協定第 5 条に定める応急活動計画書を、毎年度、災対建設部を担当する部長に提出する。

この実施細目を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 14 年 9 月 10 日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区世田谷二丁目 9 番 3 号
乙　世田谷区建設団体防災協議会
代表者　会　　長

※　第 3 条　組織改正により「災対建設部長」は「災対道路・土木担当部長」に変更
※　第 5 条　組織改正により「災対建設部」は「災対道路・土木担当部」に変更

〔資料協定第 120〕

災害時における相互連携に関する基本協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時、次に掲げる情報を相互に提供する。

（１）　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる本庁舎、病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供

（２）　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（３）　乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（４）　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（１）　電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

（２）　乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業

（３）　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（４）　住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしては

ならない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間が満了する１箇月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、当該満了日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１１月２７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都渋谷区神南一丁目１２番１０号
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
渋谷支社長　並木　裕

〔資料協定第 121〕

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社（以下「乙」という。）は、令和２年１１月２７日付で締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第１条　本覚書は、甲及び乙が、停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

２　相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条　本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第 44 条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先

（６）その他必要な事項

２　緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）

第５条　甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものと

する。

２　甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

４　乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）

第６条　第２条第２項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）

第７条　前条及び前２条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添１「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」による。

２　甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（実施責任）

第８条　関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

２　作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）

第９条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月２４日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保坂　展人

東京都渋谷区神南一丁目１２番１０号
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
渋谷支社長　　寺井　義和

別添１　災害時における障害物の除去等に係る停電復旧作業・啓開作業の費用負担

停電復旧作業：停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置、道路啓開に必要な電線等の除去等

啓開作業：道路の通行に支障となる障害物の除去等（復旧作業によるものを除く）

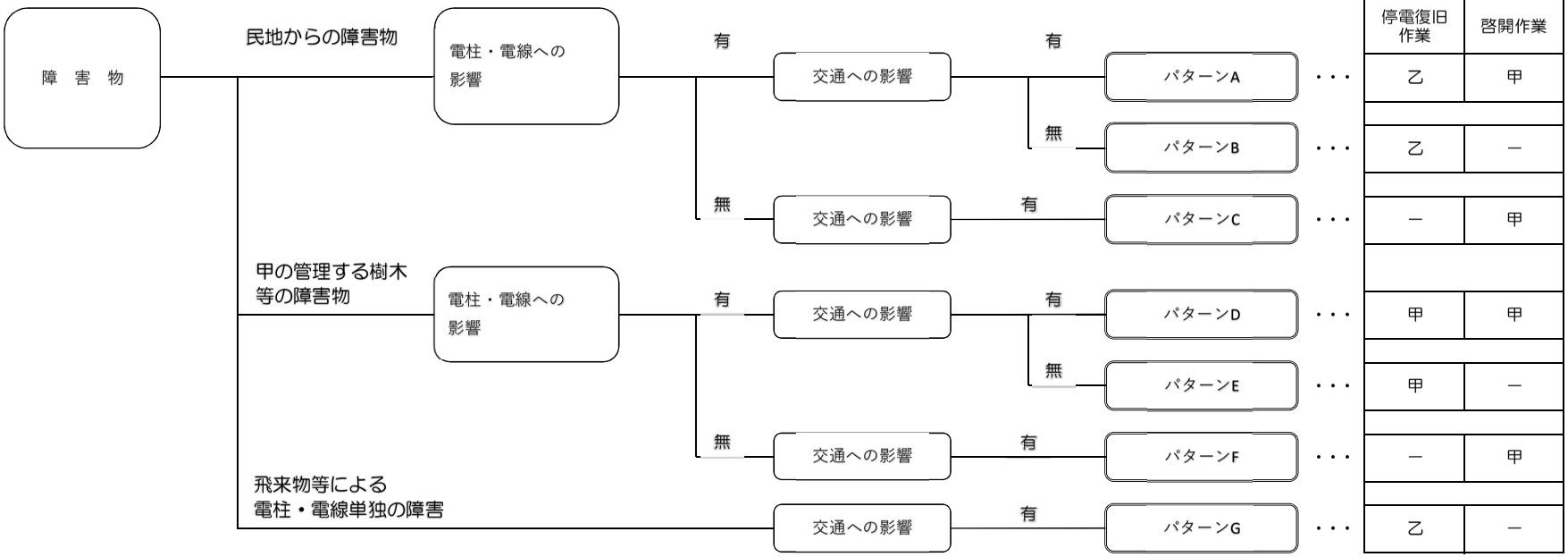

【停電復旧作業、啓開作業について】

○パターンＡ・Ｄについて、電柱・電線等の電力設備に障害物の接触等が生じた状態が継続する場合は、交通への危険性があると判断し、交通への影響があるとして分類する。

○パターンＢ・Ｅについて、軽量な飛来物のみが電線に引っかかている状態の場合は、交通への影響なしとして分類する。

○パターンA・Dの作業；電柱・電線等に接触している障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置については、乙による復旧作業とする。
それ以外の啓開作業については、甲が行う。

【費用負担について】

○原則、復旧作業に要する費用は乙の負担とし、啓開作業に要する費用は甲の負担とする。

○パターンＤ，Ｅの復旧作業の障害物除去に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である甲の負担とする。

○パターンＧの復旧作業に要する費用は、その所有者である乙の負担とする。

〔資料協定第 122〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人昭和女子大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、区内在学在勤者（以下「区民等」という。）の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第４条　前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の二次的施設としての使用に限る。）。

（２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設を提供すること。

（３）区立・小中学校の教育機能の補完として必要な場所及び施設を提供すること。

（４）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材（以下「資機材等」という。）の提供（提供することが可能な資機材等を有していない場合を除く。）

（５）甲の災害対策組織へ乙の施設を提供すること。

（６）その他の協力要請事項

（協力期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の２週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第４号の施設に係る使用料および賃借料は、無償とする。

（２）第４条第１号から第６号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にか

かり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１１条　平成１８年３月２２日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目　７番５７号
乙　学校法人　昭和女子大学
代表者　理　事　長

※同趣旨の協定を、下記の相手方とも締結している。締結相手方・締結日は下記のとおり。

（令和６年１０月１日現在）

	締結相手方	締結日
1	駒澤大学	平成１８年3月２２日 （令和３年１０月１日改定）
2	日本大学文理学部	平成１８年3月２２日
3	学校法人産業能率大学	平成１８年3月２２日
4	日本大学商学部	平成１８年3月２２日
5	日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部	平成１８年3月２２日 （平成２７年3月３１日一部改定）
6	学校法人成城学園	平成２３年7月１９日
7	学校法人多摩美術大学	平成２５年2月５日
8	学校法人国士舘	平成２０年3月２６日 （平成２８年7月２６日改定）
9	東京農業大学	平成２９年5月１日
１０	学校法人二階堂学園　日本女子体育大学	平成１８年3月２２日 （平成２９年6月２３日改定）

〔資料協定第 123〕

洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における
避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、学校法人聖ドミニコ学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所施設として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に避難所として利用する施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができるものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対し使用許可延長の申請を行い、その了承を得るものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第１０条　この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定め

るものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１７年１０月６日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１７年１０月６日

東京都世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号

（甲）　世　田　谷　区　長

東京都世田谷区岡本一丁目十番一号

（乙）　学校法人聖ドミニコ学園　理事長

〔資料協定第 124〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立烏山工業高等学校長を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 11 年４月１日から平成 12 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成 11 年３月 10 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区北烏山九丁目 22 番１号
乙　東京都立烏山工業高等学校長

※　当初、平成 11 年３月 10 日付で、烏山工業高等学校と協定を締結した。その後、都立高校の統廃合に伴い、世田谷泉高等学校が本協定を引き継いだ。

※　同内容の協定を、下記の都立高等学校長とも、平成 11 年 11 月１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区用賀二丁目４番１号
東京都立桜町高等学校長

・相手方　東京都世田谷区船橋三丁目１８番１号
東京都立千歳丘高等学校長

・相手方　東京都世田谷区桜上水四丁目３番５号
東京都立松原高等学校長

〔資料協定第 125〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、東京都立芦花高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所施設として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、避難所として利用する場合は、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査を行うものとする。

２　甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設、設備等の安全確認を行うものとする。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、平成１７年３月８日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１７年３月８日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
（甲）　世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目８番１号
（乙）　東京都立芦花高等学校長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 20 年５月 19 日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区成城九丁目２５番１号
東京都立総合工科高等学校長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 24 年６月 15 日付で締結している。

・　相手方　東京都世田谷区岡本二丁目９番１号
東京都立世田谷総合高等学校

〔資料協定第 126〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、筑波大学を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 12 年２月 15 日から平成 12 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成 12 年２月 15 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

茨城県つくば市天王台一丁目１番１号
乙　筑波大学
代表者　筑波大学長

〔資料協定第 127〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京学芸大学を乙として、甲乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲と乙の間において乙が管理し、東京学芸大学教育学部附属世田谷小学校､同附属世田谷中学校、同附属高等学校の各校長（以下「各附属学校長」という。）に補助執行させる施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、各附属学校長の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲は、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、各附属学校長の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に各附属学校長に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、各附属学校長の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、各附属学校長に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、各附属学校長は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、各附属学校長に対し使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、各附属学校長の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、各附属学校長に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定め

るものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 12 年２月 15 日から平成 12 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成 12 年２月 15 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都小金井市貫井北町四丁目１番１号
乙　東京学芸大学
代表者　東京学芸大学長

〔資料協定第 128〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都市大学を乙として、甲・乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲と乙の間において乙が管理する施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙が管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１２年１２月２０日から平成１３年３月３１日までとする。た

だし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１２年１２月２０日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区玉堤一丁目２８番１号
乙　東京都市大学
代表者　東京都市大学長

※　武蔵工業大学が東京都市大学に名称変更した。

〔資料協定第129〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、学校法人世田谷学園を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第４条　甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(相互協力)

第６条　この協定の実施に当たり、乙と世田谷区立三宿小学校は相互に協力するものとする。

(費用負担)

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第８条　甲は、甲の要請に基づき乙の教職員等が、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 10 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 11 条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 12 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期間は、平成１８年３月２２日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１８年３月２２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区三宿一丁目１６番３１号
乙　学校法人世田谷学園
代表者　理　事　長

〔資料協定第130〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人　成徳学園　下北沢成徳高等学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(趣旨)

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

(避難所として利用できる施設の周知)

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第７条　乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和４１年７月世田谷区条例第２４号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第 11 条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

(協議)

第 12 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上､定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条　この協定の有効期間は、平成１８年３月２２日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１８年３月２２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区代田六丁目１２番３９号
乙　学校法人　成徳学園　下北沢成徳高等学校
代表者　校長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成１８年３月２２日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区北烏山八丁目１９番１号
学校法人　二階堂学園　（日本女子体育大学付属二階堂高等学校）
代表者　理事長

・相手方　東京都世田谷区松原二丁目１７番３４号
日本学園中学校・高等学校
代表者　理事長

・相手方　東京都世田谷区桜上水三丁目２４番２２号
日本大学櫻丘高等学校
代表者　学校長

・相手方　東京都世田谷区北沢一丁目１６番１０号
学校法人　松蔭学園
代表者

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成１８年４月１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区代沢一丁目２３番８号
学校法人　駒場学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２３年１２月１２日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区船橋７丁目２２番１号
学校法人大東学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２４年１２月１４日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区東玉川二丁目２１番８号
学校法人調布学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２７年３月３０日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区上用賀一丁目１７番１２号
駒澤大学高等学校
代表者　学校長

〔資料協定第 131〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と専修学校　日本菓子専門学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第７条　乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２７年１０月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区上野毛二丁目２４番２１号
乙　専修学校　日本菓子専門学校
代表者　校長

〔資料協定第 132〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人聖マリア学園セント・メリーズ・インターナショナル・スクール（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用することができる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用することができる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第７条　乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和４１年７月世田谷区条例第２４号)の規定によりその損害を補償するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用に係る許可の延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終

了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第１２条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、平成１９年１０月２６日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１９年１０月２６日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区瀬田一丁目６番１９号
乙　学校法人　聖マリア学園
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール
代表者　学院長

〔資料協定第 133〕

障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立光明養護学校長を乙とし、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。この場合、甲は、介護者（家族等を含む。）を配置する。

（避難所として利用できる施設の周知）

第３条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第４条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ速やかに、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 11 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定書の有効期間は、平成 11 年 11 月１日から平成 12 年３月 31 日までとする。ただし､期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成 11 年 11 月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区松原六丁目 38 番 27 号
乙　東京都立光明養護学校長

※　同内容の協定書を下記の都立学校とも平成１１年１１月１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区池尻一丁目１番４号
東京都立青鳥養護学校長

・相手方　東京都世田谷区北烏山四丁目３７番１号
東京都立久我山盲学校長

※　東京都立光明養護学校は東京都立光明特別支援学校に、東京都立青鳥養護学校は東京都立青鳥特別支援学校に名称変更した。なお、光明特別支援学校とは平成 25 年 5 月 31 日付で協定を再締結した。

※　東京都立久我山盲学校は東京都立久我山青光学園に名称変更し、平成 22 年 4 月１日付で協定を再締結した。

※　東京都立光明特別支援学校は東京都立光明学園に名称変更し、令和 2 年 9 月 1 日付で協定を再締結した。また、青鳥特別支援学校とは令和 2 年 9 月 1 日付で協定を再締結した。

〔資料協定第 134〕

指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書

世田谷区を「甲」、東京都立園芸高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり指定緊急避難場所または予備避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の４第１項の規定に基づく指定緊急避難場所、またはこの協定書に基づく予備避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第２条　指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。また、予備避難所が対象とする災害は震災とする。

（使用範囲）

第３条　甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件施設を第１条に定める目的以外には使用しないものとする。

（指定緊急避難場所等施設として利用できる施設の周知）

第５条　甲は、本件施設の範囲を、第２条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、本件施設について、指定緊急避難場所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（指定緊急避難場所等の開設）

第８条　甲は、災害時において、指定緊急避難場所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した

場所を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。
2　甲及び乙は、指定緊急避難場所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）
第９条　甲は、第８条に基づき指定緊急避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
2　甲は、指定緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し指定緊急避難場所等を開設した旨通知するものとする。

（指定緊急避難場所等の管理）
第 10 条　災害時における、指定緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
2　指定緊急避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
3　指定緊急避難場所等を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）
第 11 条　甲は、指定緊急避難場所等として本件施設を使用する者に対し、第３条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
2　乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（費用負担）
第 12 条　本件施設の指定緊急避難場所等としての使用料は無償とする。
2　指定緊急避難場所等の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）
第 13 条　予備避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内、指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

（指定緊急避難場所等解消への努力）
第 14 条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所等の終了）
第 15 条　甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所等としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所等使用終了届を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第 16 条　甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

２　乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（協議事項）

第 17 条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 18 条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

（既存協定の廃止）

第 19 条　既存協定「避難施設利用に関する協定書（平成 11 年 11 月 1 日付締結）」は、本協定締結後に廃止する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１０月１２日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長　　保　坂　　展　人

乙　東京都世田谷区深沢五丁目３８番１号
東京都立園芸高等学校
校　　長　　並　川　　直　人

別表

部屋の名称	使用床面積	収容人数
体育館	1,331 ㎡	おおよそ 806 名
武道場	626 ㎡	おおよそ 379 名

〔資料協定第 135〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と佼成学園女子中学高等学校（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙の施設の一部に避難所を開設することができるものとする。

２　前項の施設及び避難所を開設する位置は、乙の代表者があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げるものとする。

（１）　世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２）　世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３）　前２号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難

所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した乙の施設を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年２月１２日から平成２７年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１２日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区給田二丁目１番１号

乙　佼成学園女子中学高等学校

代表者　学　校　長

〔資料協定第 136〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と目黒星美学園中学高等学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙のラウラメモリアルホールに避難所を開設することができるものとする。

（管理運営）

第２条　　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。

（１）　世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２）　世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３）　独立行政法人国立成育医療研究センター（世田谷区大蔵二丁目１０番１号）の医師等から受入要請のあった妊産婦及びその家族又は乳幼児及びその家族

（４）　前３号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設したラウラメモリアルホールを速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年１０月２３日から平成２７年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１０月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区大蔵二丁目８番１号

乙　目黒星美学園中学高等学校

代表者　学校長

※令和５年４月１日　協定一部改訂

目黒星美学園中学高等学校が共学化のため、サレジアン国際学園世田谷中学高等学校に名称を変更

〔資料協定第 137〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と玉川聖学院中等部・高等部（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、状況に応じて乙が指定する場所に福祉避難所（母子）を開設することができる。

（管理運営）

第２条　　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。

（１） 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２） 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３） 前２号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した場所を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年３月２７日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区奥沢七丁目 11 番 22 号

乙　玉川聖学院中等部・高等部

代表者　中高等部長　櫛田　真実

〔資料協定第 138〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び日本体育大学（以下「丙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）スポーツ棟２階メインアリーナ２

（２）スポーツ棟１階エントランス、小体育館７及び８

（３）スポーツ棟１階スポーツトレーニングセンター

（４）スポーツ棟地下１階中体育館３

（５）バス等車両駐車スペース

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項につ

いて連携を図るものとする。

（１）災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）連絡会の開催

（３）教職員、学生等に対する防災に係る啓発

（４）前３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（細則）

第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２７年３月３１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理　事　長

東京都世田谷区深沢七丁目１番１号
丙　日本体育大学　学　長

〔資料協定第 139〕

学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書

学校法人東邦大学（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、安心して暮らせる地域社会を築くため、ここに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策、医療・保健福祉の分野を中心に、甲と乙それぞれの特性を生かして連携・協力することで、ともに支え合い、安心して暮らせるまちの形成を目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

(1) 災害対策に関する事項

(2) 医療・保健福祉に関する事項

(3) その他甲と乙が必要と認める事項

（協力方法等）

第３条　第２条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、甲と乙の担当部局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第５条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各々1通を保管する。

平成２９年１月２８日

東京都大田区大森西五丁目２１番１６号
甲　学校法人東邦大学
代表者　理　事　長　　炭山　嘉伸

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
乙　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保坂　展人

〔資料協定第 140〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下［乙］という。）及び学校法人国士舘（以下「丙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）　３４号館（サンクンガーデン）

（２）　３４号館学生食堂（地下）

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）　丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）　第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）　第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

（１）　災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）　連絡会の開催

（３）　教職員、学生等に対する防災に係る啓発
（４）　前３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。
（細則）
第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。
（協議）
第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２６日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人　世田谷ボランティア協会
代表者　理事長

東京都世田谷区世田谷四丁目２８番１号
丙　学校法人　国士舘
代表者　理事長

〔資料協定第 141〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下［乙］という。）及び学校法人昭和女子大学（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）　新体育館１階西側通路

（２）　新体育館アリーナの一部およびギャラリー

（３）　新体育館内同窓会研修室

（４）　テニスコート（新体育館裏手）

（５）　バス等車両臨時駐車スペース

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）　丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）　第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）　第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項

について連携を図るものとする。

（１）　災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）　連絡会の開催

（３）　教職員、学生等に対する防災に係る啓発

（４）　１～３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（細則）

第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理　事　長

東京都世田谷区太子堂一丁目７番５７号
丙　学校法人　昭和女子大学
代表者　理　事　長

〔資料協定第 142〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び学校法人二階堂学園　日本女子体育大学（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）大学総合体育館１階入口外側広場

（２）大学総合体育館前グリーン広場南側一部

（３）北館・Ｎゼミ室

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

（１）災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）連絡会の開催

（３）教職員、学生等に対する防災に係る啓発

（４）前各号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（細則）

第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年６月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理事長

東京都世田谷区北烏山八丁目１９番１号
丙　学校法人二階堂学園
代表者　理事長

〔資料協定第 143〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下［乙］という。）及び日本大学商学部（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）　ガレリア（１号館・２号館　建物間通路）

（２）　１００周年記念体育館地下１階アリーナの一部

（３）　１００周年記念体育館地下１階多目的室②

（４）　１号館１階サイバースペース・コスモス

（５）　２号館１階中央ラウンジ

（６）　バス等車両臨時駐車スペース

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）　丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）　第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）　第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させ　る期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに現状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

（１）　災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）　連絡会の開催

（３）　教職員、学生等に対する防災に係る啓発

（４）　前３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（細則）

第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年７月１４日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理　事　長

東京都世田谷区砧五丁目２番１号
丙　日本大学商学部
代表者　商 学 部 長

〔資料協定第 144〕

災害時における協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都立園芸高等学校（以下「乙」という。）は、地震その他の災害時における協力態勢に関し、次の条項により協定を締結する。

（駐車場用地の提供）

第１条　乙の代表者は、災害の発生時における甲の要請に応じ、乙の敷地の一部を駐車場として使用することを承諾するものとする。

２　前項の駐車場として使用する乙の敷地の範囲は、乙の代表者が定めるものとする。

（駐車場の使用）

第２条　前条の駐車場は、災害応急対策又は災害復旧の業務に従事する者（次項において「従事者」という。）が運行する車両を駐車するために使用するものとする。

２　従事者の範囲並びに前項の車両の種類及び台数は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

（要請の方法）

第３条　第１条第１項の要請の方法は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

（看板等の設置）

第４条　甲は、第１条第１項の駐車場の付近に当該駐車場がこの協定に基づく駐車場である旨を表示する看板等を設置するものとする。

２　前項の看板等の規格、位置等は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２６年３月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都世田谷区深沢五丁目３８番１号
乙　東京都立園芸高等学校
代表者　学　校　長　徳　田　安　伸

〔資料協定第 145〕

指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書

世田谷区を「甲」、東京都立深沢高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり指定緊急避難場所または予備避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の４第１項の規定に基づく指定緊急避難場所、または世田谷区地域防災計画に基づく予備避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第２条　指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。また、予備避難所が対象とする災害は震災とする。

（使用範囲）

第３条　甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件施設を第１条に定める目的以外には使用しないものとする。

（指定緊急避難場所等施設として利用できる施設の周知）

第５条　甲は、本件施設の範囲を、第２条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、本件施設について、指定緊急避難場所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（指定緊急避難場所等の開設）

第８条　甲は、災害時において、指定緊急避難場所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。

２　甲及び乙は、指定緊急避難場所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）

第９条　甲は、第８条に基づき指定緊急避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、指定緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し指定緊急避難場所等を開設した旨通知するものとする。

（指定緊急避難場所等の管理）

第 10 条　災害時における、指定緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　指定緊急避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

３　指定緊急避難場所等を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）

第 11 条　甲は、指定緊急避難場所等として本件施設を使用する者に対し、第３条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（費用負担）

第 12 条　本件施設の指定緊急避難場所等としての使用料は無償とする。

２　指定緊急避難場所等の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第 13 条　予備避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内、指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

（指定緊急避難場所等解消への努力）

第 14 条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所等の終了）

第 15 条　甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所等としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所等使用終了届を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第 16 条　甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

２　乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（一時滞在施設との関係）

第 17 条　本件施設は東京都の指定する一時滞在施設であることから、その機能と指定緊急避難場所等の機能とが重なるとき、甲は、東京都と協議を行うものとする。

（協議事項）

第 18 条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 19 条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

（既存協定の廃止）

第 20 条　既存協定「避難施設利用に関する協定書（平成 11 年 11 月 1 日付締結）」は、本協定締結後に廃止する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年８月２５日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都世田谷区深沢七丁目３番１４号
乙　東京都立深沢高等学校
代表者　校　長　大　里　洋

別表

部屋の名称	使用床面積	収容人数
体育館	826.20 ㎡	おおよそ 500 名
武道場	173.84 ㎡	おおよそ 105 名
Ｃ棟会議室	120.15 ㎡	隔離場所用のため内数
Ｃ棟生徒相談室	28.00 ㎡	隔離場所用のため内数

〔資料協定第 146〕

災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人国士舘（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害（台風等による風水害も含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月法律第 114 号）第６条第７項から第９項に規定する感染症をいう。以下同じ。）対応が発生した場合において、区民、区内在学在勤者等（以下「区民等」という。）の生命及び健康を確保するため、災害発生時及び新型インフルエンザ等感染症対応に関する協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合及び新型インフルエンザ等感染症対応に際して、区民等の生命及び健康確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第４条　前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

２　災害時対応

（１）医療機関等への傷病者等の搬送に関すること。

（２）新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のために災害発生時に甲が独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所の運営協力等に関すること。

３　新型インフルエンザ等感染症対応

（１）体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の対応に関すること。

（２）医療機関等への新型インフルエンザ等感染症患者の搬送に関すること。

（３）患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時の後方支援業務に関すること。

４　その他の協力要請事項

（協力期間）

第５条　前条第２項第２号に規定する協力期間は、原則として災害発生直後の２週間を目途として被災

者が自宅に帰宅又は甲が指定する医療機関等に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

２　前条第３項各号に規定する協力期間については、実施細目に定める。

（経費の負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が第４条に関する協力を行う際に要する次の経費は、甲が負担するものとし、金額、請求方法については甲と協議することとする。

（１）教職員、学生の派遣に要する経費

（２）携行した消耗品等を使用した場合の実費弁償

（３）第４条に関する協力に伴い使用した車両に係る費用（燃料費、車両の修理費等）

（４）第４条に関する協力に伴い負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

２　乙は、第４条に関する協力終了後、前項に定める経費を甲に請求する。

３　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して３０日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（実施細目）

第７条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年１月７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保　坂　展　人

東京都世田谷区世田谷四丁目２８番１号
乙　学校法人国士舘
代表者　理　事　長　　大　澤　英　雄

〔資料協定第 147〕

災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における
保健所との協力体制に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人国士舘（以下「乙」という。）とは、「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」（以下、「協定」という。）第７条に規定する実施細目について、次の通り定める。

（協力要請等）

第１条　協定第２条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。

２　前項の通知は、世田谷区世田谷保健所長又は副所長の職にある者が、学校法人国士舘に対して行うものとする。

（災害時対応）

第２条　協定第４条第２項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

２　協定第４条第２項第１号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療救護所（災害拠点病院等に併設して設置される緊急医療救護所を含む。）等から医療機関への傷病者の搬送を行う。ただし、災害発生に伴う乙が所有する車両の故障及び道路の被害状況等により乙が所有する車両の使用が危険であると判断した場合は、利用できないものとする。

３　協定第４条第２項第２号について、乙は、甲の要請に応じて、甲が災害発生時に独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所（以下、「専用避難所」という。）の運営に関して、以下の協力を行うこととする。

（１）　専用避難所への乙の教職員、学生の派遣

（２）　体調悪化した避難者への対応

（３）　専用避難所への避難対象者の乙の所有する車両による搬送

（４）　専用避難所の開設・運営訓練への指導・助言

（新型インフルエンザ等感染症対応）

第３条　協定第４条第３項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

２　協定第４条第３項第１号について、乙は、甲の要請に応じて、体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の救急要請等の対応を、日中は、保健所執務室において、夜間は、甲が貸与した専用携帯電話を用いて、救急救命士がオンコールにて行う。

３　協定第４条第３項第２号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療機関等へ新型インフルエンザ等感染症患者の搬送を行う。

４　協定第４条第３項第３号について、乙は、甲の要請に応じて、患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時に、乙の教職員、学生が保健所業務の後方支援を行う。

（協力期間）

第４条　協定第４条第３項各号に規定する協力期間については、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月法律第 114 号）（以下、「感染症予防法」という。以下同じ。）第６条第７項第３号に規定する感染症をいう。）に係る対応について定めるものとし、他の感染症（感染症予防法第６条第７項第１号、第２号及び第４号に規定する感染症をいう。）に係る対応については甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

２　協定第４条第３項第１号に規定する協力期間は、甲からの依頼書に基づいて、甲及び乙が協議のうえ定める。

３　協定第４条第３項第２号及び第３号に規定する協力期間は、原則として新型コロナウイルス感染症の世田谷区新規感染者が１週間平均で５０人超えた場合／東京都の確保病床使用率が４０％を超えた場合に３週間を目途として前述の数値が継続して減少傾向となるまでの間とする。ただし、感染状況等によりこれを超えて協力する場合は、感染状況等により、甲及び乙が協議のうえ定める。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年１月７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　　保　坂　展　人

東京都世田谷区世田谷四丁目２８番１号

乙　学校法人国士舘

代表者　理　事　長　　大　澤　英　雄

〔資料協定第 148〕

災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と日本体育大学（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害（台風等による風水害も含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月法律第 114 号）第６条第７項から第９項に規定する感染症をいう。以下同じ。）対応が発生した場合において、区民、区内在学在勤者等（以下「区民等」という。）の生命及び健康を確保するため、災害発生時及び新型インフルエンザ等感染症対応に関する協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合及び新型インフルエンザ等感染症対応に際して、区民等の生命及び健康確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第４条　前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

２　災害時対応

（１）医療機関等への傷病者等の搬送に関すること。

（２）新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のために災害発生時に甲が独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所の運営協力等に関すること。

３　新型インフルエンザ等感染症対応

（１）体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の対応に関すること。

（２）医療機関等への新型インフルエンザ等感染症患者の搬送に関すること。

（３）患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時の後方支援業務に関すること。

４　その他の協力要請事項

（協力期間）

第５条　前条第２項第２号に規定する協力期間は、原則として災害発生直後の２週間を目途として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する医療機関等に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によ

りこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

２　前条第３項各号に規定する協力期間については、実施細目に定める。

（経費の負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が第４条に関する協力を行う際に要する次の経費は、甲が負担するものとし、金額、請求方法については甲と協議することとする。

（１）教職員、学生の派遣に要する経費

（２）携行した消耗品等を使用した場合の実費弁償

（３）第４条に関する協力に伴い使用した車両に係る費用（燃料費、車両の修理費等）

（４）第４条に関する協力に伴い負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

２　乙は、第４条に関する協力終了後、前項に定める経費を甲に請求する。

３　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して３０日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（実施細目）

第７条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年１月７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　　保　坂　展　人

東京都世田谷区深沢七丁目１番１号

乙　日本体育大学

代表者　学　　長　　石　井　隆　憲

〔資料協定第 149〕

災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と日本体育大学（以下「乙」という。）とは、「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」（以下、「協定」という。）第７条に規定する実施細目について、次の通り定める。

（協力要請等）

第１条　協定第２条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。

２　前項の通知は、世田谷区世田谷保健所長又は副所長の職にある者が、日本体育大学学長に対して行うものとする。

（災害時対応）

第２条　協定第４条第２項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

２　協定第４条第２項第１号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療救護所（災害拠点病院等に併設して設置される緊急医療救護所を含む。）等から医療機関への傷病者の搬送を行う。ただし、災害発生に伴う乙が所有する車両の故障及び道路の被害状況等により乙が所有する車両の使用が危険であると判断した場合は、利用できないものとする。

３　協定第４条第２項第２号について、乙は、甲の要請に応じて、甲が災害発生時に独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所（以下、「専用避難所」という。）の運営に関して、以下の協力を行うこととする。

（１）　専用避難所への乙の教職員、学生の派遣

（２）　体調悪化した避難者への対応

（３）　専用避難所への避難対象者の乙の所有する車両による搬送

（４）　専用避難所の開設・運営訓練への指導・助言

（新型インフルエンザ等感染症対応）

第３条　協定第４条第３項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

２　協定第４条第３項第１号について、乙は、甲の要請に応じて、体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の救急要請等の対応を、日中は、保健所執務室において、夜間は、甲が貸与した専用携帯電話を用いて、救急救命士がオンコールにて行う。

３　協定第４条第３項第２号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療機関

等へ新型インフルエンザ等感染症患者の搬送を行う。

４　協定第４条第３項第３号について、乙は、甲の要請に応じて、患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時に、乙の教職員、学生が保健所業務の後方支援を行う。

（協力期間）

第４条　協定第４条第３項各号に規定する協力期間については、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月法律第 114 号）（以下、「感染症予防法」という。以下同じ。）第６条第７項第３号に規定する感染症をいう。）に係る対応について定めるものとし、他の感染症（感染症予防法第６条第７項第１号、第２号及び第４号に規定する感染症をいう。）に係る対応については甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

２　協定第４条第３項第１号に規定する協力期間は、甲からの依頼書に基づいて、甲及び乙が協議のうえ定める。

３　協定第４条第３項第２号及び第３号に規定する協力期間は、原則として新型コロナウイルス感染症の世田谷区新規感染者が１週間平均で５０人超えた場合／東京都の確保病床使用率が４０％を超えた場合に３週間を目途として前述の数値が継続して減少傾向となるまでの間とする。ただし、感染状況等によりこれを超えて協力する場合は、感染状況等により、甲及び乙が協議のうえ定める。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年１月７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保　坂　展　人

東京都世田谷区深沢七丁目１番１号
乙　日本体育大学
代表者　学　　長　　石　井　隆　憲

〔資料協定第 150〕

災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定

世田谷区（以下「甲」という。）と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団(以下「乙」という。）は、災害時における被災住民の避難に関し、次のとおり相互応援協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、被災住民の避難が必要になった場合に、施設の提供、被災住民の避難、災害時用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等の相互応援を甲及び乙が行い、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象の施設は、乙が指定管理者として管理する「世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム」､「世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム」及び「世田谷区立高齢者センター新樹苑」で、甲及び乙があらかじめ協議して決定した施設の部分とする。

（対象被災住民）

第３条　この協定により受入れをする被災住民は、原則として介護の必要な高齢者及び心身障害者等とする。

（応援の要請）

第４条 甲は、災害が発生した場合は乙に対し被災住民の受入れの要請をすることができる。

２　乙は、災害が発生した場合は甲に次の要請をすることができる。

(1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供の要請

(2) 避難所運営に必要な物品の提供の要請

(3) 救援活動及び受入者の介護のための要員派遣の要請

３　甲及び乙は、その他災害対策上必要とする要請を相手方に行うことができる。

（責務）

第５条　甲及び乙は、前条の要請があった場合は、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

（経費の負担）

第６条　甲の要請により、乙が実施する応援活動に要した経費については、甲が負担するものとし、その経費の範囲及び額については甲乙協議して決定するものとする。

(従事者の損害補償)

第７条　甲の要請に基づき、乙の職員が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第１項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年７月世田谷区条例第 24 号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までとする。

２　期間満了の３月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に１年間有効期間

を延長するものとし、以後この例による。

３　甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(この協定に定めのない事項等)

第９条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

なお、この協定の締結により、平成１１年８月２日の世田谷区と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団とで締結した「災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定」は平成２０年３月３１日をもって廃止とする。

平成２０年４月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　区長

東京都世田谷区世田谷一丁目 23 番 2 号
乙　社会福祉法人　世田谷区社会福祉事業団
代表者　理事長

※この協定については、平成 24 年 9 月 1 日付で第２条の対象施設として「世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム」及び「世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム」の追加について再締結し、平成 30 年 3 月 1 日付で、第２条の対象施設として「地域密着型特別養護老人ホーム　寿満ホームかみきたざわ」の追加について再締結した。

※同様の協定を、この他５６法人とも締結している。締結相手方、対象施設、締結日は下記のとおり。

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第２条関係）	締結日
社会福祉法人正吉福祉会 理事長	東京都稲城市平尾四丁目 16 番 1 号	きたざわ苑	平成 16 年 6 月 30 日
公益財団法人世田谷区保健センター　理事長	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目 53 番 16 号	世田谷区立総合福祉センター	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人老後を幸せにする会　理事長	東京都世田谷区等々力五丁目 19 番 10 号	等々力共愛ホームズ、デイ・ホーム等々力、深沢共愛ホームズ	平成 18 年 2 月 28 日（平成 29 年 8 月 1 日改定）

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第２条関係）	締結日
社会福祉法人南山会 理事長	東京都世田谷区喜多見七丁目 20 番 26 号	喜多見ホーム	平成 18 年 3 月 23 日
社会福祉法人日本フレンズ奉仕団　理事長	東京都世田谷区下馬二丁目 21 番 11 号	フレンズホーム	平成 18 年 3 月 28 日
社会福祉法人東京有隣会 理事長	東京都世田谷区船橋二丁目 15 番 38 号	有隣ホーム、第２有隣ホーム	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人康和会 理事長	東京都世田谷区北烏山二丁目 14 番 20 号	久我山園	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人古木会 理事長	東京都世田谷区成城六丁目 13 番 17 号	成城アルテンハイム	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人友愛十字会 理事長	東京都世田谷区砧三丁目 9 番 11 号	砧ホーム、友愛ホーム【高齢者施設】	平成 18 年 11 月 7 日
		友愛園、世田谷更正館、友愛デイサービスセンター、コーポ友愛【障害者施設】	平成 18 年 11 月 7 日（平成 25 年 1 月 1 日改定）
社会福祉法人敬心福祉会 理事長	東京都世田谷区給田五丁目 9 番 5 号	千歳敬心苑	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人奉優会 理事長	東京都世田谷区駒沢一丁目 4 番 15 号真井ビル 5 階	等々力の家、下馬の家、弦巻の家	平成 18 年 11 月 7 日（平成 30 年 12 月 1 日改定、令和 5 年 12 月 1 日改定）
社会福祉法人敬寿会 理事長	山形県山形市諏訪町二丁目 1 番 25 号	東京敬寿園	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人寿心会 理事長	東京都世田谷区北烏山七丁目 8 番 11 号	フォーライフ桃郷	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人大三島育徳会 理事長	東京都世田谷区鎌田三丁目 16 番 6 号	博水の郷【高齢者施設】	平成 18 年 11 月 7 日（令和 2 年 10 月 1 日改定、令和 6 年 4 月 30 日改定）
		玉川福祉作業所、玉川福祉作業所等々力分場【障害者施設】	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人泉会 理事長	東京都世田谷区岡本二丁目 33 番 23 号	岡本福祉作業ホーム、岡本福祉作業ホーム玉堤分場、泉の家、コイノニアかみきた	平成 18 年 11 月 7 日（平成 25 年 1 月 1 日、令和 2 年 2 月 1 日改定）
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 理事長	東京都新宿区西新宿七丁目 8 番 10 号オークラヤビル 2 階	桜上水福祉園、奥沢福祉園、すきっぷ、砧工房、砧工房分場キタミクリーンファーム、給田福祉園	平成 18 年 11 月 7 日（平成 23 年 11 月 1 日改正）

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第２条関係）	締結日
社会福祉法人武蔵野会 理事長	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	駒沢生活実習所、九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場、世田谷福祉作業所、烏山福祉作業所	平成18年11月7日 （平成19年11月1日、平成20年4月1日、平成24年4月1日改定）
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 会長	東京都世田谷区三宿二丁目30番9号	三宿つくしんぼホーム、あけぼの学園	平成18年11月7日（平成25年1月1日改定）
社会福祉法人せたがや樫の木会 理事長	東京都世田谷区代田1丁目29番5号	千歳台福祉園、下馬福祉工房、わくわく祖師谷、用賀福祉作業所、まもりやま工房	平成18年11月7日（平成24年11月1日改定）
労働者協働組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事	豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル	すまいる梅丘、ほほえみ経堂、にこにこみやさか	平成18年11月7日（令和2年2月1日改定）
社会福祉法人七日会 理事長	東京都青梅市今井二丁目1079番	せたがや給田乃杜	平成23年4月1日
株式会社東急イーライフデザイン 代表取締役社長	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル	グランクレール馬事公苑、 グランクレール成城、 グランクレール世田谷中町	平成24年4月25日 平成24年5月31日 平成29年12月7日
株式会社アライブメディケア 代表取締役	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号第15荒井ビル	アライブ世田谷中町、 アライブ世田谷下馬、 アライブ世田谷代田	平成24年10月11日
特定非営利活動法人せたがや白梅 理事長	東京都世田谷区松原六丁目43番11号	白梅福祉作業所	平成24年11月1日
社会福祉法人世田谷ボランティア協会 理事長	東京都世田谷区下馬二丁目20番14号	ケアセンターふらっと	平成24年11月1日
株式会社ツクイ 代表取締役社長	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイサンシャイン成城	平成24年12月1日
社会福祉法人嬉泉 理事長	東京都世田谷区船橋一丁目30番9号	おおらか学園（子どもの生活研究所）	平成25年1月1日
社会福祉法人はる 理事長	東京都世田谷区等々力二丁目36番2号エクセル等々力201	社会就労センターパイ焼き窯	平成25年1月1日
社会福祉法人藍 理事長	東京都世田谷区若林五丁目2番9号	Factory藍	平成25年1月1日

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第２条関係）	締結日
株式会社ニチイケアパレス 代表取締役	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番御茶ノ水ソラシティ	ニチイホーム成城、ニチイホーム千歳船橋、ニチイホーム用賀、ニチイホーム八幡山	平成25年7月10日（平成29年2月1日、平成30年6月1日改定）
社会福祉法人緑風会 理事長	徳島県徳島市国府町東高輪352番地3	エリザベート成城	平成26年12月1日
株式会社ベネッセスタイルケア 代表取締役	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モノリスビル5F	メディカルホームグランダ三軒茶屋、グランダ世田谷上町、リハビリホームまどか上祖師谷	平成27年8月1日（平成30年10月1日改定）
株式会社ソラストケア 代表取締役社長	東京都世田谷区粕谷二丁目8番3号	ゆうらいふ世田谷	平成28年3月1日
株式会社ジヴィエク 代表取締役	東京都府中市西原町四丁目26番2号	サピエンス祖師谷	平成29年4月1日
シマダリビングパートナーズ株式会社 代表取締役社長	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号新宿文化クイントビル14階	ガーデンテラス尾山台、ガーデンテラス久我山、ガーデンテラス砧公園	平成29年9月1日（令和2年4月1日、令和3年7月1日改定）
社会福祉法人青藍会 理事長	山口県吉敷中東一丁目1番2号	ハートハウス成城	平成29年10月1日
東急ウェルネス株式会社 代表取締役	東京都品川区平塚二丁目18番19号	東急ウェリナケア尾山台	平成30年1月1日
株式会社サンケイビルウェルケア 代表取締役社長	東京都千代田区大手町一丁目7番2号東京サンケイビル16階	ウェルケアガーデン深沢、ウェルケアガーデン馬事公苑、ウェルケアヒルズ馬事公苑	平成30年5月1日（令和3年2月1日改定）
ＮＰＯ法人はぁとせたがや 理事長	東京都世田谷区砧四丁目1番10号	グループホーム花みず木	平成30年9月1日
社会福祉法人楽晴会 理事長	青森県三沢市大町二丁目6番27号大町ビル1F	世田谷希望丘ホーム	平成30年9月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 代表取締役社長	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号ダイビル本館21階	チャームプレミア深沢	令和元年5月1日
社会福祉法人恵神会 理事長	岡山県真庭市中島380番地1号	特別養護老人ホーム馬事公苑	令和元年8月1日

締結相手方	締結相手方住所	対象施設（第２条関係）	締結日
一般財団法人　脳神経疾患研究所 理事長	福島県郡山市八山田七丁目 115 番地	介護老人保健施設　梅ヶ丘	令和元年 11 月 1 日
社会福祉法人常盤会 理事長	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎 922 番 1 号	ときわぎ世田谷	令和元年 11 月 1 日
社会福祉法人南東北福祉事業団 理事長	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山 3 番 2 号	東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘	令和元年 11 月 1 日
社会福祉法人さわやか会 理事長	山口県下関市長府黒門南町 6 番 55 号	さわやかはーとあーす世田谷	令和 2 年 1 月 1 日
社会福祉法人ケアネット 理事長	東京都中野区弥生町二丁目 42 番 2 号	さくらほうむ	令和 2 年 1 月 1 日
社会福祉法人緑樹会 理事長	徳島県鳴門市大麻町桧字東山田 57 番 10 号	ラペ二子玉川	令和 2 年 2 月 1 日
社会福祉法人いたるセンター 理事長	杉並区天沼一丁目 15 番 18 号	イタール成城	令和 2 年 3 月 1 日
株式会社　木下の介護 代表取締役	東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号新宿アイランドタワー8F	リアンレーヴ世田谷	令和 3 年 7 月 1 日
社会福祉法人愛あい会 理事長	岡山市北区楢津 429 番地の 1	ハートフル若林	令和 4 年 9 月 1 日
社会福祉法人夢のみずうみ村 理事長	山口県山口市中尾木乃 787 番地 1	新樹苑	令和 6 年 1 月 31 日
HITOWA ケアサービス株式会社 代表取締役社長	東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号品川インターシティ C 棟	イリーゼ用賀	令和 6 年 5 月 1 日

〔資料協定第 151〕

災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生産緑地の活用と協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が災害時において乙の組合員の所有し、又は管理する生産緑地（生産緑地法（昭和 49 年法律 68 号）第２条第３号に規定する生産緑地をいう。）をオープンスペースとして活用すること及び乙の組合員が生産する生鮮食料品（以下「生鮮食料品」という。）を購入することに関する甲乙の協力等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第２条　甲が、次に掲げる事項について乙に要請をしたときは、乙は、当該要請にできる限り協力するものとする。

①　災害時における仮設住宅建設用地、復旧資材置場その他災害時のオープンスペースとして活用するため、前条の生産緑地（以下「生産緑地」という。）をあっせんすること。

②　災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

２　甲は、前項の要請に当たり、生産緑地については活用場所及び活用目的を、生鮮食料品については品名、数量及び納入場所を指定するものとする。

（生産緑地に係る負担）

第３条　甲は、乙のあっせんした生産緑地を活用したときは、次に掲げる金銭を負担するものとする。

①　甲が活用した生産緑地に係る補償として、当該生産緑地における前年の農業所得を参考にして甲乙協議の上定める額の金銭

②　乙の組合員が生産緑地を提供するに当たって工作物の撤去等の負担をしたときは、当該負担に係る費用

（原状回復）

第４条　甲は、生産緑地の活用を終了したときは、当該生産緑地を原状回復の上、返還するものとする。

（あっせんに基づく契約）

第５条　甲は、乙のあっせんした生産緑地について、当該生産緑地の所有者又は管理者とその活用について別途契約を締結するものとする。

２　前項の契約においては次に掲げる事項を定めるものとする。

①　生産緑地の位置及び面積

②　活用期間

③　活用目的

④　原状回復の方法

⑤　第３条に規定する金銭の支払について必要な事項

⑥　その他生産緑地の活用について必要な事項

（生鮮食料品の価格）

第６条　乙の調達により甲が乙の組合員から購入する生鮮食料品の価格は、災害発生時直前の価格を

基準として甲乙協議の上定めるものとする。

（生鮮食料品の輸送中の事故）

第７条　甲の要請した生鮮食料品を輸送中に乙の組合員又は職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年７月世田谷区条例第24号）の規定に基づき損害補償を行うものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から３年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（細目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（疑義）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、この協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

平成 12 年１月 27 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目１番１号
乙　東京中央農業協同組合
代表理事組合長

※　同文の協定を、世田谷目黒農業協同組合と同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

東京都世田谷区桜新町二丁目８番１号
世田谷目黒農業協同組合
代表理事組合長

〔資料協定第 152〕

災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区内郵便局（以下「乙」という。）は、世田谷区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第２条　甲及び乙は、世田谷区に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（３）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（４）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（５）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを行うための必要な事項

（６）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（７）徒歩帰宅者等の帰宅困難者への情報提供及び支援に関しての協力

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（要請の方法）

第３条　前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面により行うものとする。

（協力の実施）

第４条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段

の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　世田谷総合支所　　地域振興課長

乙　日本郵便株式会社　世田谷郵便局総務部長

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

附則

甲及び乙は、平成２９年４月２１日に甲乙間で締結した「災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書」について、当該協定書の規定にかかわらず、令和２年３月３１日まで有効に存在し、同日をもってその効力を失っていたことを確認する。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　　世田谷区

代表者　世田谷区長　　保坂　展人

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目１番１号

乙　　世田谷郵便局

代表者　世田谷郵便局長　嶋田　和明

東京都世田谷区経堂一丁目４０番１号
千歳郵便局
　　代表者　千歳郵便局長　　佐々木　光弘

東京都世田谷区成城八丁目３０番２５号
成城郵便局
　　代表者　成城郵便局長　　中川　陽二

東京都世田谷区等々力八丁目２２番１号
玉川郵便局
　　代表者　玉川郵便局長　　椙山　美雄

東京都世田谷区北沢二丁目４０番８号
東京都西南部地区連絡会地区統括局長
　　代表者　世田谷北沢郵便局長　　岸田　賢司

〔資料協定第 153〕

災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び世田谷郵便局（以下「乙」という。）は、地震その他による災害時における帰宅困難者への支援の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（帰宅困難者）

第１条　帰宅困難者とは、地震その他による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、買い物客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（支援の内容）

第２条　甲は、災害発生時において、乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（１）帰宅困難者に対し、飲料水、トイレ及び休憩場所を提供すること。

（２）帰宅困難者に対し、災害関連情報を提供すること。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

（支援の要請）

第４条

前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面により行うものとする。

（帰宅困難者支援施設の表示）

第５条　災害発生時、乙は、住民及び帰宅困難者等の利用者が見やすい位置に、帰宅困難者支援施設の表示物を掲出すること。

（経費の負担）

第６条　乙が第３条に規定する支援の実施に要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を甲が負担する。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の社員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、又は病気にかかったときは、水防又は応急措置の従事の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定書に規定する内容が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　世田谷総合支所　　地域振興課長

乙　日本郵便株式会社　世田谷郵便局総務部長

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

附則

甲及び乙は、平成２９年４月２１日に甲乙間で締結した「災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書」について、当該協定書の規定にかかわらず、令和２年３月３１日まで有効に存在し、同日をもってその効力を失っていたことを確認する。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　　世田谷区

代表者　世田谷区長　　保坂　展人

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目１番１号

乙　　世田谷郵便局

代表者　世田谷郵便局長　嶋田　和明

〔資料協定第 154〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区を「甲」とし、日本郵政株式会社　を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲がゆうぽうと世田谷レクセンター（世田谷区鎌田二丁目１７番１号）の一部を災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、ゆうぽうと世田谷レクセンターが、避難所として利用できることを地域の区民に周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した場所を避難所として開設することができる。この場合において、甲が避難所を開設したときは、速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については甲乙協議して決定するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所の終了）

第８条　甲は、避難所を開設することを終了する場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに。

その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲において世田谷区砧総合支所長、乙においては、日本郵政株式会社宿泊事業部長とする。

（協議）

第１０条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期限は、平成２６年月６月１日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２６年６月１日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
世田谷区長　　保　坂　展　人

乙　東京都品川区西五反田八丁目４番１３号
日本郵政株式会社　宿泊事業部
宿泊事業部長　　山　田　亮太郎

〔資料協定第 155〕

避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）、宗教法人北澤八幡神社（以下「乙」という。）、代沢中町会（以下「丙」という。）の三者は、世田谷区内に災害が発生した場合における、乙が管理する施設の一部の避難所としての利用及び丙による当該避難所の運営について、次のように協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生した場合に、乙の管理する施設の一部を避難所として利用すること及び当該避難所を丙が運営することについて、必要な事項を定める。

２　甲は、当該避難所を世田谷区地域防災計画上の予備避難所として扱う。

（避難所の利用対象者）

第２条　当該避難所の利用対象の区民は、住所を限定しない。

（避難所の開設）

第３条　災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、甲乙丙が協議し、避難所の開設を決定するものとする。

（避難所の運営）

第４条　丙は、避難所の運営主体として、運営を行うものとする。

２　甲は、避難所の開設期間中、物資供給等の支援を行うものとする。

３　乙は、避難所の運営について、甲及び丙に協力するものとする。

（費用負担）

第５条　避難所の運営に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第６条　避難所の運営に従事した乙又は丙の構成員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき行うものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙丙が協議して期間を延長することができる。

（避難所解消への努力）

第８条　甲及び丙は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　丙は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、甲の支援の下、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙丙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日より１年間とし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙丙いずれから協定解消の申し出がある場合は、満了日をもって、この協定を解消する。ただし、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、同一の内容で有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲、乙及び丙は、この協定を証するため、本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年３月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区代沢三丁目２５番３号
乙　宗教法人　北澤八幡神社
代表役員　矢島　嗣久

東京都世田谷区代沢三丁目２５番３号
丙　代沢中町会
会長　矢島　嗣久

〔資料協定第 156〕

避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）、宗教法人北澤八幡神社（以下「乙」という。）、代沢中町会（以下「丙」という。）の三者は、避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定（以下「協定」という。）第１０条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

（指定場所）

第１条　避難所として使用できる乙が管理する施設は、北澤八幡神社（所在地：東京都世田谷区代沢三丁目２５番３号）のうち、以下のものとする。

（１）参集殿

（２）境内

（指定場所以外）

第２条　災害状況により、前条に定める施設以外の場所を、避難所として使用する必要が生じた場合は、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

（改築等の連絡）

第３条　改築等により、第１条に規定する使用が不可能となる場合は、乙から甲及び丙へ連絡するものとする。

（連絡責任者）

第４条　協定に規定する協議及び避難所運営に係る連絡を実施するため、甲乙丙にそれぞれ連絡責任者を定めるものとし、次の職にある者を指定する。

（１）甲の指定する者　世田谷区 北沢総合支所地域振興課長

（２）乙の指定する者　北澤八幡神社 宮司

（３）丙の指定する者　代沢中町会 会長

甲、乙及び丙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を３通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年３月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区代沢三丁目２５番３号
乙　宗教法人　北澤八幡神社
代表役員　矢島　嗣久

東京都世田谷区代沢三丁目２５番３号
丙　代沢中町会
会長　矢島　嗣久

〔資料協定第 157〕

災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書

世田谷区を甲とし、財団法人世田谷区美術振興財団を乙とし、甲乙間において、世田谷区立世田谷美術館（以下「世田谷美術館」という。）の災害時における利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、世田谷美術館の施設の一部を、住民の避難施設及び避難場所等における現地指揮所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 避難場所　東京都震災予防条例（昭和 46 年東京都条例第 121 号）第１条第３号に規定する避難場所（危険地域及びその他の地域であって、住民が避難することができる安全な場所として東京都知事が指定する場所）をいう。

(2) 避難施設　世田谷区地域防災計画に基づき、避難場所内にある施設として住民が避難退避し、及び一定期間滞在する施設をいう。

(3) 現地指揮所　避難場所における世田谷区災害対策本部の現地指揮所で、救援・避難活動の指揮及び避難住民への広報並びに応急食料、飲料水等の供給を行う所をいう。

（避難施設及び現地指揮所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難施設及び現地指揮所を開設する必要が生じた場合、乙と協議の上、世田谷美術館に避難施設及び現地指揮所を開設することができる。

２　避難施設の管理責任者並びに現地指揮所長及び現地指揮所に従事する者は、甲があらかじめ指名する区職員及び財団法人世田谷区美術振興財団職員が務めるものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条第１項の規定に基づき避難施設及び現地指揮所を開設する際、事前に乙に対し文書で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、避難施設及び現地指揮所の開設に緊急を要するときは、口頭で通知することができるものとする。この場合において、甲は、速やかに乙に対し文書で通知するものとする。

（美術品等の保全）

第５条　甲は、美術品等及び商品、設備等を保全するため、避難施設及び現地指揮所を開設する場所について、事前に乙と協議しなければならない。

（避難施設及び現地指揮所の管理運営）

第６条　避難施設及び現地指揮所の管理運営は、甲の責任で行うものとする。

２　乙は、避難施設及び現地指揮所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（災害対策等）

第７条　乙は来館者及び美術品の保全対策とともに避難施設として必要な災害対策に務めるものとする。

２　甲は、乙の行う災害対策に可能な限り協力するとともに、災害対策に必要な物品等の一部を支給するものとする。

（開設期間）

第８条　避難施設及び現地指揮所の開設期間は、災害発生の日から起算して７日以内とする。ただし、甲は災害の状況等により延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、開設期間を延長することができる。

（避難施設及び現地指揮所の早期閉鎖）

第９条　甲は、乙が早期に世田谷美術館の事業を再開することができるように配慮するとともに、避難施設及び現地指揮所を早期に閉鎖するよう務めるものとする。

（原状回復）

第 10 条　甲は、避難施設及び現地指揮所を閉鎖するときは、使用した世田谷美術館の施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 11 条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 10 年８月 24 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区砧公園一丁目２番
乙　財団法人世田谷区美術振興財団
理　事　長

※財団統合により「財団法人世田谷区美術振興財団」は「財団法人せたがや文化財団」に変更

〔資料協定第 158〕

災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東洋ドライルーブ株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、交通機関の停止のため、帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害発生時において、乙の施設の安全が確認されたときは、次の各号に掲げる事項についての協力（以下「協力」という。）を実施することを乙に要請することができる。

（１）乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。

（２）乙の備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に提供すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。

２　乙は、前項第一号の一時受入れ３．３平方メートルにつき２名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（要請の方法）

第３条　前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協力期間）

第６条　協力を実施する期間は、災害が発生した日の翌日から起算して３日間とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

（損害補償）

第７条　協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基

づき行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それに通知するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、平成２６年１月２４日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも協定解消の申し出のない限り、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年１月２４日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
世田谷区長

世田谷区代沢一丁目２６番４号
乙　東洋ドライルーブ株式会社
代表取締役

〔資料協定第 159〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス喜多見店（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の運営するティップネス喜多見店の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）

（２）区の災害対策組織への施設提供

（３）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（７日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条　第４条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより

死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を保障するものとする。

（実施細目）
第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２．前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年１２月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目２５番８号
乙　株式会社ティップネス喜多見店
代表者　支配人

〔資料協定第 160〕

災害時における協力体制に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス喜多見店（以下「乙」という。）は、「災害時における協力体制に関する協定書」（以下「協定」という。）第８条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

（一時的避難施設の提供及び設備の利用）

第１条　協定第４条第１号に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

（１）乙は、乙が運営するティップネス喜多見店を避難施設として、次に掲げる施設を指定する。ただし、災害時において、乙の職員等の避難のために施設を使用する場合、もしくは改修又は改築中の建築物及び倒壊の恐れがあり危険であると判断した施設は、利用できないものとする。

ア　　１階　Ａスタジオ

イ　　１階　Ｂスタジオ

ウ　　１階　トレーニングジム

（２）一時的避難施設として提供する期間中の施設の管理は甲の責任において　行う。

（３）甲は、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、一時的避難施設としての使用期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け、速やかに引き渡すものとする。

（区の災害対策組織への施設提供）

第２条　協定第４条第２号の規定により提供する施設は、次のとおりとする。

（１）区の災害対策組織とは、拠点隊（喜多見まちづくりセンター）等とする。

（２）提供する施設は、原則として第１条第１号に掲げる施設とする。

（協力要請等）

第３条　協定第２条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。

２　前項の通知は、甲のうち世田谷区危機管理室災害対策課長又は世田谷区砧総合支所地域振興課長の職にあるものが、乙に対して行うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年１２月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目２５番８号

乙　　株式会社ティップネス喜多見店

代表者　支配人

〔資料協定第 161〕

災害時の協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の協力態勢に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合における甲が行う応急対策活動に対する乙の協力及び平時における乙の協力に関し、次の条項により必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　この協定による乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）乙の施設の一部を甲が所有する災害対策用備蓄物品の保管場所として、平時から提供すること。

（２）乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。

（３）乙の備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に提供すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、被災者又は帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。

２　乙は、前項第２号の一時受入れ場所については、３．３平方メートルにつき２名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、前条第１項第２号から第４号までに規定する協力の要請を乙に対し電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条第１項第２号から第４号までに規定する協力を実施したときは、甲に対し、その内容を電話等により報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項各号に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は、次のとおりとする。

（１）第２条第１項第１号の施設に係る使用料及び賃借料は、原則として無償とする。

（２）第２条第１項第２号から第４号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協力期間）

第６条　第２条第１項第２号から第４号までに規定する協力を実施する期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

（損害補償）

第７条　この協定に基づく協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２６年５月３０日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施　細目に定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年５月３０日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

世田谷区粕谷三丁目１番１号
乙　東京中央農業協同組合
代表者　代表理事組合長

〔資料協定第 162〕

災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び社会福祉法人東京育成園(以下「乙」という。）は、災害により身寄りをなくした児童及び生徒（以下「児童等」という）に対して実施する一時預かりに関し、次の条項により、相互応援協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において発生した地震、水害、火災その他の災害により身寄りをなくした児童等がある場合に必要に応じて当該児童等を対象にして実施する一時預かりに係る甲及び乙の相互応援態勢の構築について必要な事項を定め、もって当該児童等の生命の安全を確保することを目的とする。

（実施場所）

第２条　一時預かりは、乙が運営する児童養護施設（甲及び乙が協議して定めたものに限る。）内で実施するものとする。

（対象者）

第３条　一時預かりの対象は、災害によりその保護者が死亡し、又は行方不明になった児童等とする。

（要請）

第４条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対して一時預かりの実施を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に対して食糧及び生活物資その他一時預かりの実施に要する物品の提供を要請することができる。

（実施）

第５条　乙は、前条第１項の規定による要請があったときは、直ちに一時預かりに係る児童等の受入態勢を定員の枠外で整えなければならない。ただし、一時預かりを実施することのできないやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　乙は、一時預かりを実施したときは、速やかに受け入れた児童等の人数等を甲に報告しなければならない。

３　一時預かりを実施する期間は、災害の発生日から起算して１箇月以内とする。ただし、甲及び乙は、必要と認めるときは協議して、１箇月を限度として当該期間を延長することができるものとし、延長した当該期間を再び延長するときも同様とする。

(費用)

第６条　第４条第１項の規定による甲の要請により乙が実施した一時預かりに要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の範囲及び額については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第７条　この協定の有効期間は、平成２８年１月２７日から平成２９年３月３１日までとする。

２　期間満了の３月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

３　甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(この協定に定めのない事項等)

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年1月２７日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　区長

東京都世田谷区上馬四丁目１２番３号
乙　社会福祉法人　東京育成園
代表者　理事長

〔資料協定第 163〕

水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、宗教法人氷川神社を乙とし、甲乙間において、乙の管理する施設の利用に関し、次の条項により、協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第２条　甲は、世田谷区内において水害等が発生し、又は水害等が発生するおそれのある場合において避難所を開設する必要があると認めるときは、乙の管理する施設のうち乙の指定した場所（以下「指定場所」という。）を避難所として利用することができるものとする。

（利用開始の通知）

第３条　甲は、前条の規定により指定場所を避難所として利用するときは、事前に文書又は口頭によりその旨を乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

２　前項ただし書の場合において、甲は、利用開始後できる限り早い時期に指定場所の利用を開始した旨を乙に通知するものとする。

（避難所の管理運営）

第４条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

（利用期間）

第６条　指定場所の利用期間は、水害等が発生した日又は水害等が発生するおそれのある日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、水害等の状況により同項の利用期間を延長する必要があると認めるときは、乙に対して当該利用期間の延長を申し出ることができる。

３　乙は、前項の規定による申出があったときは、特に支障がない限り、第１項の利用期間の延長を承認するものとする。

（避難所の早期閉鎖）

第７条　甲は、避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

（利用の終了）

第８条　甲は、指定場所の利用を終了するときは、乙に利用終了届を提出するとともに、指定場所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（指定場所の周知）

第９条　甲は、避難所として利用する指定場所の範囲を、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決

するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成２８年２月２３日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印し、各１通を保有するものとする。

平成２８年２月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区大蔵六丁目６番７号
乙　宗教法人　氷川神社
代表役員

〔資料協定第 164〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の運営するスポーツクラブ＆スパ　ルネサンス経堂の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）

（２）区の災害対策組織への施設提供

（３）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（７日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条　第４条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を保障するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２．前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年３月３１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号
乙　株式会社ルネサンス
代表者　取締役常務執行役員
スポーツクラブ事業担当

〔資料協定第 165〕

災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び二子玉川ライズ協議会全体管理者たる東京急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、交通機関の停止により二子玉川ライズを利用中に帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、可能な範囲で一時的に二子玉川ライズの施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（管理組合）

第２条　乙は、二子玉川ライズⅠ－a 街区管理組合、二子玉川ライズⅠ－ｂ街区管理組合、二子玉川ライズⅡ－a 街区管理組合、二子玉川ライズⅡ－ｂ街区管理組合、二子玉川ライズ鉄道街区管理者たる東京急行電鉄株式会社の各者へ、前条の目的のため、必要な協力を要請するものとする。

（協力内容）

第３条　甲は、災害発生時において、二子玉川ライズの施設の安全が確認されたときは、次に掲げる事項についての協力（以下「協力」という。）を実施することを乙に要請することができる。

（１）二子玉川ライズの施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。

（２）二子玉川ライズにて備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に提供すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。

２　乙は、前項第１号の一時受入れ場所３．３平方メートルにつき２名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（要請の方法）

第４条　前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協力期間）

第７条　協力を実施する期間は、災害が発生した時点から起算して３日間とする。ただし、交通機関の状況等を踏まえ甲及び乙が協議して当該期間を変更することができる。

（損害補償）

第８条　協力の実施に従事した二子玉川ライズの従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、この者に通知するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成２８年３月３１日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出のない限り、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年３月３１日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
世田谷区長

東京都渋谷区南平台５番６号
乙　二子玉川ライズ協議会　全体管理者
東京急行電鉄株式会社
執行役員　都市創造本部
運営事業部長

〔資料協定第 166〕

災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及びトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の地域で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、帰宅困難者に対して、乙の所有する施設の一部を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及び同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。

（２）帰宅困難者　交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（３）一時滞在施設　帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（協力の内容）

第３条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項についての協力を乙に対し要請することができる。

（１）乙の所有する施設の一部を帰宅困難者の一時滞在施設として提供すること。

（２）受け入れる帰宅困難者分及び当該施設に従事する通常在館者分として保管する飲料水、食料等の備蓄品を、一時滞在施設の開設時に帰宅困難者及び通常在館者にそれぞれ提供すること。

（３）前２号に掲げる事項のほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。

２　前項第１号の規定により乙が提供する一時滞在施設（以下「乙の一時滞在施設」という。）は、別表第１のとおりとする。

３　乙は、乙の一時滞在施設の安全を確認した上で、帰宅困難者を受け入れるものとする。

（備蓄）

第４条　乙の一時滞在施設において、乙が帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は、別表第２のとおりとする。

２　乙は、帰宅困難者及び通常在館者が乙の一時滞在施設に３日間留まるために必要な備蓄品の確保、管理及び更新を行うものとする。なお、当該備蓄品の確保、管理及び更新に係る費用は、乙が負担するものとする。

（要請の方法）

第５条　第３条第１項の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに施設等使用要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。

２　前項の規定による電話等及び書面の提出は、乙の一時滞在施設の所在地に応じ、当該所在地を担当する甲の総合支所がそれぞれ行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は、第３条第１項の規定による要請がない場合においても、乙の判断により同項各号に掲げる事項を行うことができる。この場合において、乙は、乙の一時滞在施設を開設する旨を遅滞なく甲に連絡し、承認を受けるものとする。

（開設期間）

第６条　乙の一時滞在施設の開設期間は、第３条第１項の協力を実施する日から公共交通機関が再開するまでとし、最長として３日までとする。ただし、状況により当該開設期間を延長する必要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、当該開設期間を変更することができる。

（管理運営）

第７条　乙の一時滞在施設の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

２　乙は、本協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に準じて、運営を行うものとする。

（協力の終了）

第８条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の一時滞在施設を閉鎖することができるものとする。

（１）公共交通機関の運行再開等により、甲が乙の一時滞在施設を開設する必要がなくなったと判断し、乙に連絡したとき。

（２）受け入れ後、施設の安全管理上、乙が乙の一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。

（３）前２号に掲げる事項のほか、甲及び乙が双方協議の上、乙の一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めたとき。

（報告）

第９条　乙は、前条の規定により乙の一時滞在施設を閉鎖したときは、開設期間中に行った協力内容等を電話等により報告し、その後速やかに協力内容等報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

２　前項の規定による電話等及び書面の提出は、乙の一時滞在施設の所在地を担当する甲の総合支所にそれぞれ行うものとする。

（経費の負担）

第１０条　第３条第１項の協力に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

（損害補償）

第１１条　甲が第３条第１項の規定による要請を行った場合又は乙が第５条第３項の規定による連絡を行い甲に承認された場合において、第３条第１項の協力の実施に従事した乙の従業員に損害が発生したときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（有効期間等）

第１２条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　本協定は、令和６年５月１５日から効力を生ずるものとする。なお、令和３年２月１７日付で甲乙間で締結した「災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書」は、同日付で廃止する。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和６年３月６日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長　保坂　展人

乙　東京都港区芝浦四丁目８番３号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役　佐藤　康彦

別表第１（第３条関係）

名　　称	所　在　地	使用箇所	受入れ人数	担当総合支所
トヨタモビリティ東京株式会社世田谷桜丘店	東京都世田谷区桜丘四丁目１４番１号	１階ショールーム（300 ㎡）	100 名	世田谷
トヨタモビリティ東京株式会社レクサス若林	東京都世田谷区若林三丁目１３番１号	１階ショールーム（320 ㎡）	100 名	世田谷
トヨタモビリティ東京株式会社成城店	東京都世田谷区千歳台三丁目１９番２２号	１階ショールーム（180 ㎡）	100 名	砧
トヨタモビリティ東京株式会社レクサス用賀	東京都世田谷区上用賀五丁目１３番６号	１階ショールーム（330 ㎡）	100 名	玉川
トヨタモビリティ東京株式会社瀬田店	東京都世田谷区玉川台一丁目８番６号	１階ショールーム・２階会議室（190 ㎡）	100 名	玉川
トヨタモビリティ東京株式会社烏山店	東京都世田谷区給田四丁目１番１号	１階ショールーム（約 240 ㎡）	100 名	烏山

別表第２（第４条関係）

１　帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品　　名		１人当たりの数量	合計数量
非常用貯水機能付給水管（1,080L）	飲料水	9L	900L
	節水型トイレ排水用水	5L	180L 烏山店を除く＊１
食料		９食	900 食
ポンチョ		１枚	100 枚
簡易トイレ		15 個	1,464 個 烏山店 1,500 個

備考１　備蓄品は、乙の一時滞在施設ごとに、帰宅困難者の受入れ人数（別表第１に定める受入れ人数をいう。）に対し提供する３日分を保管する。

＊１：烏山店には節水型トイレ、排水用水設備なし。飲料水 900Ｌのみ。

備考２　トイレの使用は、３日間で 1,500 回を想定し、節水型トイレ 36 回分と簡易トイレ 1,464 個分で賄う。なお、烏山店は、簡易トイレ 1,500 個分。

２　通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品名	１人当たりの数量
飲料水	9L
食料	９食
ブランケット又はポンチョ	１枚
簡易トイレ	15 個

〔資料協定第 167〕

災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び学校法人和光学園和光小学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の地域で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、帰宅困難者に対して、乙の所有する施設の一部を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及び同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。

（２）帰宅困難者　交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（３）一時滞在施設　帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（協力の内容）

第３条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項についての協力を乙に対し要請することができる。

（１）乙の所有する施設の一部を帰宅困難者の一時滞在施設として提供すること。

（２）受け入れる帰宅困難者分及び当該施設に従事する通常在館者分として保管する飲料水、食料等の備蓄品を、一時滞在施設の開設時に帰宅困難者及び通常在館者にそれぞれ提供すること。

（３）前２号に掲げる事項のほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。

２　前項第１号の規定により乙が提供する一時滞在施設（以下「乙の一時滞在施設」という。）は、別表第１のとおりとする。

３　乙は、乙の一時滞在施設の安全を確認した上で、帰宅困難者を受け入れるものとする。

（備蓄）

第４条　乙の一時滞在施設において、乙が帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は、別表第２のとおりとする。

２　乙は、帰宅困難者及び通常在館者が乙の一時滞在施設に３日間留まるために必要な備蓄品の確保、管理及び更新を行うものとする。なお、当該備蓄品の確保、管理及び更新に係る費用は、乙が負担するものとする。

（要請の方法）

第５条　第３条第１項の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに施設等使用要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。

２　乙は、第３条第１項の規定による要請がない場合においても、乙の判断により同項各号に掲げる事項を行うことができる。この場合において、乙は、乙の一時滞在施設を開設する旨を遅滞なく甲に連絡し、承認を受けるものとする。

（開設期間）

第６条　乙の一時滞在施設の開設期間は、第３条第１項の協力を実施する日から公共交通機関が再開するまでとし、最長として３日までとする。ただし、状況により当該開設期間を延長する必要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、当該開設期間を変更することができる。

（管理運営）

第７条　乙の一時滞在施設の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

２　乙は、本協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に準じて、運営を行うものとする。

（協力の終了）

第８条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の一時滞在施設を閉鎖することができるものとする。

（１）公共交通機関の運行再開等により、甲が乙の一時滞在施設を開設する必要がなくなったと判断し、乙に連絡したとき。

（２）受け入れ後、施設の安全管理上、乙が乙の一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。

（３）前２号に掲げる事項のほか、甲及び乙が双方協議の上、乙の一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めたとき。

（報告）

第９条　乙は、前条の規定により乙の一時滞在施設を閉鎖したときは、開設期間中に行った協力内容等を電話等により報告し、その後速やかに協力内容等報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

２　前項の規定による電話等及び書面の提出は、乙の一時滞在施設の所在地を担当する甲の総合支所にそれぞれ行うものとする。

（経費の負担）

第１０条　第３条第１項の協力に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

（損害補償）

第１１条　甲が第３条第１項の規定による要請を行った場合又は乙が第５条第３項の規定による連絡

を行い甲に承認された場合において、第３条第１項の協力の実施に従事した乙の従業員に損害が発生したときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、令和４年４月１日から１年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和３年１０月１５日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区
代表者　世田谷区長　保坂　展人

乙　東京都世田谷区桜二丁目１８番１８号
学校法人和光学園　和光小学校
代表者　校　　長　北山　ひと美

別表第１（第３条関係）

名　　称	所　在　地	使用箇所	受入れ 人数
和光小学校	東京都世田谷区桜二丁目１８ 番１８号	体育館 ３９２（㎡）	５０名

別表第２（第４条関係）

１　帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品　　名	数量 １人(回)当たりの数量	合計数量
飲料水	９Ｌ（１人当たり）	４５０Ｌ
食料	９食（１人当たり）	４５０食
ブランケット又はポンチョ	１枚（１人当たり）	５０枚
簡易トイレ	約１５個（１人当たり）	７５０個
使い捨てマスク	３枚（１人当たり）	１５０枚

備考１　備蓄品は、乙の一時滞在施設ごとに、帰宅困難者の受入れ人数（別表第１に定める受入れ人数をいう。）に対し提供する３日分を保管する。

備考２　トイレの使用は、３日間で７５０回を想定し、原則として簡易トイレ７５０個分で賄う。

２　通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品名	１人当たりの数量
飲料水	９Ｌ
食料	９食
ブランケット又はポンチョ	１枚
簡易トイレ	１５個

〔資料協定第 168〕

自家用車車中における一時避難施設利用に関する協定

世田谷区を「甲」、株式会社ニトリを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり自家用車車中における一時避難施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙の所管する施設の一部を、自家用車車中における一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害の種別）

第２条　この協定に基づく自家用車車中における一時避難施設が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（使用範囲）

第３条　甲が、乙の所管する施設のうち自家用車車中における一時避難施設として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件施設を第１条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、本件施設について、自家用車車中における一時避難施設としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（自家用車車中における一時避難施設の開設）

第７条　甲は、災害時において、本件施設を利用する必要が生じた場合、その時点において乙の承諾した場所を自家用車車中における一時避難施設として利用することができるものとする。

２　甲及び乙は、自家用車車中における一時避難施設の円滑な利用開始のため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）

第８条　甲は、前条に基づき自家用車車中における一時避難施設を利用する際、事前に乙に対しその旨

を文書又は口頭で通知するものとする。

（自家用車車中における一時避難施設として利用できる施設の周知）

第９条　甲は、前条の通知後、第７条に基づき自家用車車中における一時避難施設として利用できる本件施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（自家用車車中における一時避難施設の管理）

第 10 条　災害時における、自家用車車中における一時避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　自家用車車中における一時避難施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

３　自家用車車中における一時避難施設を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）

第 11 条　甲は、自家用車車中における一時避難施設として本件施設を使用する者に対し、第３条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　乙は、地域住民等が自家用車車中における一時避難施設として本件施設を使用中に発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（費用負担）

第 12 条　本件施設の使用料は無償とする。

２　自家用車車中における一時避難施設の管理運営に係る費用及び避難者によって本件施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第 13 条　自家用車車中における一時避難施設の開設期間は、乙の休業開始時から営業再開時までとし、おおむね２日以内とする。

２　乙は、前項の規定にかかわらず、乙の事業に支障が生じる場合は、乙の判断により本件施設の利用を制限し、又は自家用車車中における一時避難施設を終了させることができるものとする。

３　乙は、第１項における営業再開を決定したとき及び前項における利用の制限又は終了の決定をしたとき、甲に対して速やかに通知するものとする。

４　甲は、前項の通知を受領したとき、速やかに自家用車車中における一時避難施設を終了させ、当該施設を明け渡すものとする。ただし、明け渡しの完了までに相当の期間を要する場合は、乙は、当該期間を経過するまで明け渡しを猶予する。

（自家用車車中における一時避難施設解消への努力）

第 14 条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該自家用車車中における一時避難施設の早期解消に努めるものとする。

（自家用車車中における一時避難施設の終了）

第 15 条　甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の自家用車車中における一時避難施設としての利用を終了する際は、乙に自家用車車中における一時避

難施設閉鎖届を提出する。

２　甲は、第１３条第４項により自家用車車中における一時避難施設を終了させた場合は、乙に自家用車車中における一時避難施設使用終了届を提出する。

３　１項または２項により本件施設の利用を終了するとき、甲は、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第 16 条　甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

２　乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（協議事項）

第 17 条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 18 条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年４月９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目２番３９号
乙　株式会社ニトリ
代表者　代表取締役社長　武　田　政　則

別表

名　称	使用箇所	使用床面積等	収 容 台 数
環八用賀店	駐車場	―	２５０台

〔資料協定第 169〕

災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定

世田谷区を「甲」、東神開発株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、交通機関の停止により帰宅が困難となった玉川髙島屋ショッピングセンター（以下「本件施設」という。）の利用者及び二子玉川駅周辺の滞留者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、可能な範囲で一時的に本件施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害発生時において、乙により本件施設の安全が確認されたときは、次に掲げる事項についての協力（以下「協力」という。）を実施することを乙に要請することができる。

（１）乙が使用することを承諾した本件施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所（以下「一時受入れ場所」という。）として開放すること。

（２）本件施設にて備蓄する飲料水、食糧等を可能な範囲において帰宅困難者に提供すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。

２　乙は、一時受入れ場所３．３平方メートルにつき２名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（協力の要請）

第３条　甲による前条の要請は、事前に乙に対し文書又は口頭で通知する方法により行うものとする。

（一時受入れ場所の使用範囲）

第４条　乙が一時受入れ場所として使用する本件施設の範囲は別表のとおりとする。

（一時受入れ場所の開放期間）

第５条　一時受入れ場所の開放期間は、災害発生時から起算して３日間とする。ただし、交通機関の状況等を踏まえ甲及び乙が協議して当該期間を変更することができる。

（経費の負担）

第６条　協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第７条 協力の実施に従事した本件施設の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき行うものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、本件施設について、一時受入れ場所としての開放が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害発生時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（協議事項）

第 10 条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年３月１０日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区玉川三丁目１７番１号
乙　東神開発株式会社
代表者　代表取締役

別表（第４条関係）

名　称	使用床面積	収容人数
西館１階　アレーナホール	５００㎡	３０３名
西館１階　アレーナサロン	３５０㎡	２１２名
本館１階　グランパティオ	７４０㎡	４４８名

〔資料協定第 170〕

災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び社会福祉法人康和会久我山園（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、交通機関の停止のため、帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害発生時において、乙の施設の安全が確認されたときは、次の各号に掲げる事項についての協力（以下「協力」という。）を実施することを乙に要請することができる。

（１）乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。

（２）乙の備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に提供すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。

２　乙は、前項第１号の一時受入れ場所については、３．３平方メートルにつき２名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

（要請の方法）

第３条　前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協力期間）

第６条　協力を実施する期間は、災害が発生した日の翌日から起算して３日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

（損害補償）

第７条　協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和３年１０月２８日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からの申し出がないときは、同一の内容で更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年１０月２８日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
世田谷区長　保坂　展人

世田谷区北烏山二丁目１４番１４号
乙　社会福祉法人康和会
久我山園
施設長　市橋　奈緒美

〔資料協定第 171〕

避難行動要支援者の支援に関する協定書（標準協定書）

世田谷区（以下「甲」という。）と○○○○町会・自治会（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙との協働により、災害時に自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者等で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（名簿の作成及び提供）

第２条　甲は、避難行動要支援者の名簿（以下「名簿」という。）を作成し、乙にこれを提供するとともに必要な支援を行う。

２　名簿に登載する者は、次のいずれかに該当する者（施設入所者等を除く。）で、かつ、乙が行う次条に掲げる活動の対象者となること及び名簿への登載と当該名簿の乙への提供に同意したものとする。ただし、別表第１に掲げる区域に居住する者に限る。

（１）要介護４又は５の認定を受けている者

（２）要介護３の認定を受けている者で、ひとりぐらし高齢者又は高齢者のみ世帯の世帯員である者（その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいるものを除く。）

（３）身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害程度等級１級と記載されており、かつ、次の部位に障害を有する者

視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚

（４）身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害程度等級２級と記載されており、かつ、聴覚に障害を有する者

（５）愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が１度又は２度と記載されている者

３　名簿に登載する情報は、次のとおりとする。

（１）避難行動要支援者の氏名

（２）避難行動要支援者の年齢

（３）避難行動要支援者の性別

（４）避難行動要支援者の住所

（５）避難行動要支援者の電話番号・ファクシミリ番号

（６）避難行動要支援者の登載事由区分（高齢者等・身体障害・知的障害の別）

（７）避難行動要支援者の属する世帯の世帯主氏名

（避難行動要支援者支援）

第３条　乙は、名簿を利用し、名簿に登載された避難行動要支援者に対し、別表第２に例示する助けあい活動を実施可能な範囲において行う。ただし、災害時においては、助けあい活動を行う者が自己及びその家族の安全を確保した上で行うものとする。

２　前項に規定する助けあい活動を行うに当たっては、必要に応じ、民生委員・児童委員との連携を図るよう努めるものとする。

（名簿の管理等）

第４条　乙は、甲から提供された名簿を管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

（１）名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。

（２）個人情報の漏えいを防止すること。

（３）名簿に登載されている個人情報を避難行動要支援者支援事業以外の目的に使用しないこと。

（４）名簿を複写しないこと。

（５）名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に乙の内部において名簿を使用すること。

（６）名簿管理責任者の住所、氏名等を世田谷区避難行動要支援者支援事業名簿管理者届により区に届け出ること（名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。）。

（７）乙の外部へ名簿の情報を提供しないこと。

（名簿登載者の削除）

第５条　名簿に登載されている者が、その登載を辞退した場合においては、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

２　前項の場合においては、乙は速やかに、名簿からその者の情報を削除しなければならない。

（名簿の返還）

第６条　乙は、名簿の更新時、その他甲から名簿の返還を求められた場合は、速やかに名簿を甲に返還しなければならない。

（その他）

第７条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

世田谷区〇〇　〇丁目〇〇番〇〇号

乙　〇〇〇〇町会

会長

別表第１（第２条関係）

避難行動要支援者の居住区域 （乙の活動対象区域）	世田谷区□□　○丁目全域 ○丁目○～○○番 ○丁目○～○○番 ○丁目○○番○号～○○号 □□　○丁目全域

別表第２（第３条関係）

助けあい活動の例

【平常時】（※１） ○　避難行動要支援者との顔合わせを行う。 ○　避難行動要支援者宅を年２回程度訪問し、状況把握を行う。 ○　避難行動要支援者マップを作成する。 ○　避難訓練を実施する際に、避難行動要支援者へ声かけ等を行う。 ○　避難行動要支援者ごとに支援協力員を定める。 ○　避難行動要支援者ごとの避難支援プランを作成する。
【災害時】（※２） ○　避難行動要支援者の安否確認、けがの有無や身体の具合等の確認と必要な支援を確認する。 ○　避難行動要支援者へ周囲の状況、避難先等を伝える。 ○　避難行動要支援者が必要とする杖などの物品や服用中の薬など、必要なものを確認する。 ○　行政機関や近隣住民等へ援助を求める。

※１　平常時とは、災害時以外の場合をいう。

※２　災害時とは、次に掲げる場合をいう。

①　大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、区、国又は東京都から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。

②　震度６弱以上の地震が発生したとき又は区に災害対策本部が設置されたとき。

③　上記①及び②以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害などにより、避難の必要性が認められるとき。

※　災害対策基本法等の改正により「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に変更

※　同様の協定を下記の町会・自治会と締結している。締結相手方・締結日は下記のとおり。

（令和６年10月１日現在）

	締結相手方	締結日		締結相手方	締結日
1	鎌田南睦会	平成 19 年 3 月 19 日	33	大原北町会	平成 21 年 8 月 5 日
2	八幡山町会	平成 19 年 3 月 19 日	34	根津山会	平成 21 年 8 月 5 日
3	北沢 4 丁目町会	平成 19 年 3 月 19 日	35	上馬北部町会	平成 21 年 10 月 20 日
4	奥沢交和会	平成 19 年 3 月 28 日	36	野沢 2 丁目町会	平成 21 年 11 月 10 日
5	尾山台 3 丁目町会	平成 19 年 3 月 28 日	37	代田自治会	平成 21 年 12 月 2 日
6	北沢 2 丁目協和会	平成 19 年 4 月 2 日	38	宮坂 3 丁目町会	平成 21 年 12 月 16 日
7	下馬 2 丁目北町会	平成 19 年 6 月 8 日	39	等々力六丁目町会	平成 22 年 1 月 26 日
8	桜丘 1 丁目町会	平成 19 年 6 月 25 日	40	太子堂本町会	平成 22 年 5 月 13 日
9	下馬 5 丁目町会	平成 19 年 8 月 15 日	41	宇奈根町会	平成 22 年 8 月 12 日
10	千駄山町会	平成 19 年 9 月 21 日	42	太子堂下ノ谷町会	平成 22 年 9 月 1 日
11	世田谷 2 丁目町会	平成 19 年 11 月 21 日	43	上北沢町会	平成 22 年 12 月 21 日
12	桜上水 5 丁目自治会	平成 20 年 3 月 26 日	44	尾山台自治会	平成 23 年 1 月 13 日
13	下代田西町会	平成 20 年 3 月 26 日	45	親和会	平成 23 年 3 月 25 日
14	上馬・駒沢明和会	平成 20 年 5 月 13 日	46	梅丘 1 丁目町会	平成 23 年 3 月 30 日
15	大蔵住宅自治会	平成 20 年 6 月 19 日	47	太子堂 4 丁目西山町会	平成 23 年 9 月 2 日
16	野沢 3 丁目町会	平成 20 年 9 月 8 日	48	若林町会	平成 23 年 10 月 19 日
17	宮坂 1・2 丁目町会	平成 20 年 12 月 10 日	49	深友会	平成 23 年 10 月 24 日
18	等々力三和会	平成 20 年 12 月 19 日	50	下代田東町会	平成 23 年 11 月 25 日
19	祖師谷橋自治会	平成 21 年 3 月 16 日	51	豪徳寺 1 丁目町会	平成 23 年 12 月 6 日
20	成城団地自治会	平成 21 年 3 月 19 日	52	祖師谷住宅自治会	平成 23 年 12 月 13 日
21	北沢 5 丁目町会	平成 21 年 3 月 26 日	53	玉川町会	平成 23 年 12 月 20 日
22	豪徳寺 1 丁目山下自治会	平成 21 年 3 月 26 日	54	梅丘 2・3 丁目町会	平成 24 年 1 月 13 日
23	松原 2 丁目町会	平成 21 年 3 月 26 日	55	喜多見中部町会	平成 24 年 1 月 30 日
24	上野毛町会	平成 21 年 6 月 1 日	56	太子堂 2 丁目大塚町会	平成 24 年 2 月 1 日
25	協和会	平成 21 年 6 月 1 日	57	太子堂三軒茶屋町会	平成 24 年 2 月 3 日
26	桜新町親和会	平成 21 年 6 月 1 日	58	豪徳寺 2 丁目町会	平成 24 年 3 月 30 日
27	玉川田園調布会	平成 21 年 6 月 1 日	59	代沢中町会	平成 24 年 5 月 31 日
28	玉堤町会	平成 21 年 6 月 1 日	60	希望ヶ丘団地自治会	平成 24 年 6 月 5 日
29	祖師谷 3 丁目南町会	平成 21 年 7 月 15 日	61	代沢 2 丁目北町会	平成 24 年 6 月 25 日
30	藤自治会	平成 21 年 7 月 16 日	62	池尻団地自治会	平成 24 年 8 月 1 日
31	フレール西経堂自治会	平成 21 年 7 月 16 日	63	祖師谷第 2 自治会	平成 24 年 8 月 3 日
32	赤堤 1 丁目町会	平成 21 年 8 月 5 日	64	祖師谷千歳台自治会	平成 24 年 10 月 1 日

	締結相手方	締結日		締結相手方	締結日
65	上馬東町会	平成 24 年 11 月 25 日	84	あやめ会	平成 28 年 11 月 7 日
66	千歳台睦町会	平成 25 年 2 月 28 日	85	パークアベニュー芦花公園自治会	平成 28 年 11 月 7 日
67	代沢 5 丁目町会	平成 25 年 2 月 28 日	86	児ヶ谷会	平成 28 年 12 月 27 日
68	代沢 5 丁目東町会	平成 25 年 3 月 28 日	87	喜多見北部町会	平成 29 年 3 月 1 日
69	代沢 4 丁目西町会	平成 25 年 3 月 28 日	88	烏山北住宅自治会	平成 29 年 3 月 9 日
70	三軒茶屋町会	平成 25 年 10 月 23 日	89	池尻西町会	平成 29 年 7 月 19 日
71	船橋 4 丁目住宅自治会	平成 26 年 1 月 16 日	90	千歳台南会	平成 29 年 7 月 13 日
72	上北沢 1 丁目自治会	平成 26 年 3 月 12 日	91	北沢中央自治会	平成 30 年 5 月 23 日
73	都営八幡山ｱﾊﾟｰﾄ自治会	平成 26 年 3 月 12 日	92	給田西住宅管理組合	平成 30 年 11 月 5 日
74	馬事公苑前ﾊｲﾑ管理組合	平成 26 年 9 月 6 日	93	桜上水 1 丁目町会	平成 30 年 11 月 13 日
75	松原 1 丁目町会	平成 26 年 12 月 25 日	94	下馬 6 丁目町会	平成 31 年 2 月 4 日
76	松原 5･6 丁目自治会	平成 26 年 12 月 25 日	95	都営桜上水 3 丁目アパート自治会	令和元年 9 月 25 日
77	石井戸会	平成 27 年 6 月 4 日	96	下馬新生自治会	令和 2 年 2 月 18 日
78	桜上水 2 丁目町会	平成 27 年 9 月 4 日	97	野沢 1 丁目明朗会	令和 2 年 2 月 18 日
79	北沢 2 丁目南町会	平成 27 年 10 月 21 日	98	桜丘南町会	令和 3 年 2 月 12 日
80	北沢 3･4 丁目西町会	平成 27 年 10 月 21 日	99	上馬西町会	令和 3 年 9 月 1 日
81	北沢 1 丁目町会	平成 28 年 2 月 8 日	100	三宿自治会	令和 3 年 12 月 2 日
82	松原 3･4 丁目自治会	平成 28 年 3 月 16 日	101	赤堤 5 丁目町会	令和 4 年 12 月 6 日
83	代田南町会	平成 28 年 9 月 9 日	102	赤堤 4 丁目町会	令和 5 年 8 月 31 日